

静岡県における 新型コロナウイルス感染症対策 ～前例のない感染症への対応記録～ 【資料編】

目次

○新型コロナウイルス感染症への対応（県や国の動き）	1
○静岡県の主要地点等の人出の状況	14
○県本部員会議議事録、実施方針、対応方針等	15
○国基本的対処方針	225
○予算の対応状況	310

新型コロナウイルス感染症への対応（県や国の動き）

	県	国等
令和2(2020年) 1月6日 17日 28日 29日 30日	<ul style="list-style-type: none"> ・相談専用ダイヤル開設(県庁・保健所) ・環境衛生科学研究所、政令市衛生研究所で検査開始 ・新型コロナウイルスに関する経営相談窓口設置(27箇所) 	<ul style="list-style-type: none"> ・中国武漢で原因不明の肺炎確認 ・新型コロナウイルス感染症を指定感染症として指定(2月1日から施行) ・WHO 緊急事態宣言 ・閣議決定により政府対策本部を任意設置
2月7日 10日 12日 17日 18日 25日 27日 28日	<ul style="list-style-type: none"> ・帰国者・接触者相談センターを県内保健所に設置(政令市含む) ・帰国者・接触者外来設置(10施設) ・経済変動対策貸付(新型コロナウイルス感染症対応枠)開始 ・県新型コロナウイルス感染症対策本部設置(任意) ・第1回本部員会議 県対策本部基本方針決定 他 ・帰国者・接触者相談センター24時間対応開始 ・感染者県内初発生 ・第2回本部員会議 臨時休校要請への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・クルーズ船の陽性者を県内医療機関で受入 ・新型コロナウイルス感染症対策の基本方針案を公表 ・臨時休校要請
3月2日 3日 6日 11日 13日	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回本部員会議 県対応方針策定 他 ・県立学校等の臨時休校(~3月19日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・PCR 検査保険適用 ・WHO パンデミック表明 ・新型インフルエンザ等特別措置法改正(新型コロナウイルスを対

25 日	<ul style="list-style-type: none"> ・医療専門家会議① 入院医療体制・感染管理 他 	象に追加。14 日施行)
26 日	<ul style="list-style-type: none"> ・生活福祉資金貸付制度申込み開始 	・新型インフルエンザ等特別措置法に基づく政府対策本部設置
28 日	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回本部員会議 教育活動再開 他 	・政府「基本的対処方針」の決定
4 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・第5回本部員会議 ・新型コロナウイルス感染症調整本部設置 	
7 日		<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言(東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡) ・「布マスク」無償配布閣議決定
8 日	<ul style="list-style-type: none"> ・第 6 回本部員会議 経済活動の取組状況 他 	
10 日	<ul style="list-style-type: none"> ・医療専門家会議② 医療体制・調整本部役割 他 	
11 日	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策チーム設置 	
16 日	<ul style="list-style-type: none"> ・県立学校等の臨時休校(～4 月 26 日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言(全都道府県～5 月 6 日) 7 都府県に加え北海道、茨城、石川、岐阜、愛知、京都を「特定警戒都道府県」に位置付け
17 日	<ul style="list-style-type: none"> ・第7回本部員会議 緊急事態宣言に係る県実施方針 	
20 日	<ul style="list-style-type: none"> ・職員出勤者数縮減開始 ・保健所への市町保健師派遣開始 	
23 日	<ul style="list-style-type: none"> ・第 8 回本部員会議 大型連休を控えた実施方針 	
24 日	<ul style="list-style-type: none"> ・施設への休業要請(4 月 25 日～5 月 6 日) 	
25 日	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金相談センター開設(～6 月 19 日) 	
27 日	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金制度創設 ・県立学校等の臨時休校延長(～5 月 10 日) 	
5 月 4 日		・緊急事態措置延長(全都道府県～5 月 31 日)

5日	<ul style="list-style-type: none"> ・第9回本部員会議 緊急事態措置延長に係る県実施方針 ・施設への休業要請延長(～5月17日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言を解除(本県含む39県) 	
11日	<ul style="list-style-type: none"> ・対策専門家会議① ・県立学校等の臨時休校再延長(～5月31日) 		
14日	<ul style="list-style-type: none"> ・対策専門家会議② 感染流行期の各目安となる指標案の決定 ・宿泊療養施設開設 東横INN 静岡駅北口(121室) 		
15日	<ul style="list-style-type: none"> ・第10回本部員会議 緊急事態宣言一部解除に伴う県実施方針 ・ふじのくに基準に基づく警戒レベル開始 		
21日			<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言を解除(京都、大阪、京都)
25日	<ul style="list-style-type: none"> ・経済・雇用対策有識者会議 ・県立学校等の教育活動再開 		<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言を解除(全都道府県) ・基本的対処方針変更
29日	<ul style="list-style-type: none"> ・第11回本部員会議 緊急事態宣言全面解除に伴う県実施方針 		<ul style="list-style-type: none"> ・HER-SYS導入
6月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・「バイ・シズオカ～今こそ!しずおか!!元気旅!!!～」開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・接触確認アプリ(COCoA)運用開始 ・重点医療機関を指定 	
19日			
7月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・対策専門家会議③ 患者推計、クラスター施設支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・「GOTOトラベル」開始(東京都除く) 	
10日	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントの事前相談窓口の設置 		
20日	<ul style="list-style-type: none"> ・医療・福祉事業者への支援金・従業者への慰労金の申請受付開始 		
21日	<ul style="list-style-type: none"> ・対策専門家会議④ 「感染移行期・前期」へ引き上げ 		
22日	<ul style="list-style-type: none"> ・第12回本部員会議 クラスター発生等を踏まえた対応方針 		
27日	<ul style="list-style-type: none"> ・対策専門家会議⑤ 「感染移行期・後期」へ引き上げ 		
28日	<ul style="list-style-type: none"> ・第13回本部員会議 クラスター発生等を踏まえた対応方針 		
8月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・経済雇用対策有識者会議 		
21日	<ul style="list-style-type: none"> ・重点医療機関の指定(11医療機関) 		
28日	<ul style="list-style-type: none"> ・「STOP!誹謗中傷」アクション公表 		
9月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人相談ホットライン開設 		

4日 9日 30日	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊療養施設開設 トヨタ自動車(株)グローバル研修所(64室) ・対策専門家会議⑥ フェーズ引き下げ 他 ・クラスター対策機動班設置 	
10月1日 6日 14日 16日	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊療養施設開設 ホテルジャストワン裾野(126室) ・県内宿泊促進事業開始 ・GoToEat キャンペーン食事券販売開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・政令省令改正:入院の勧告・措置対象を高齢者、重症化リスクのある者、妊婦、中等症・重傷者等に限定
11月2日 11日 12日 16日 18日 30日	<ul style="list-style-type: none"> ・発熱等診療医療機関指定開始 ・対策専門家会議⑦ 「感染まん延期・前期」へ引き上げ 他 ・伊豆の国市拡大検査(～20日) ・帰国者・接触者相談センターから発熱等受診相談センターへ移行 ・第14回本部員会議 感染拡大を踏まえた対応方針 ・対策専門家会議⑧ 病床・宿泊療養施設の確保及び入院措置の対象 	
12月1日 2日 4日 10日 21日 23日 28日	<ul style="list-style-type: none"> ・GoToEat 食事券の新規販売停止(～3月7日) ・医療専門家会議 医療提供体制の確保のための具体的な対策 ・伊東市拡大検査実施(～5日。7日～12日。17日～19日) ・第15回本部員会議 集中対策期間の感染拡大防止対策 ・富士市拡大検査実施(～14日。17日～19日) ・宿泊療養施設開設 リッチモンドホテル浜松(176室) ・富士市飲食店営業短縮要請(～1月5日) ・GoToトラベル事業、県宿泊促進事業一時停止(～1月11日) ・GoToEat キャンペーン食事券利用自粛(～3月7日) 	
令和3(2021年) 1月7日		<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言②(1月8日～2月7日) 東京、埼玉、神奈川、千葉 ・政令改正:指定感染症の指定期間1年間延長(～2022年1月31日)

8日	<ul style="list-style-type: none"> ・対策専門家会議⑨ 1都3県の緊急事態宣言発出を受けた本県の対応 ・県宿泊促進事業中止 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態対象区域追加(1月14日～2月7日) 栃木、岐阜、愛知、京都、大阪、兵庫、福岡
13日		
14日 20日	<ul style="list-style-type: none"> ・第16回本部員会議 緊急事態宣言地域拡大に係る実施方針 ・対策専門家会議⑩ 変異株患者発生と今後の対応 他 	
2月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・東部地区・高齢者施設拡大検査(～2月16日) ・県女性応援メッセージ「笑顔になるまで寄り添いたい」を発表 ・ワクチン1・2回目接種開始 16歳以上。医療従事者、高齢者及び高齢者施設従事者、その他の順に接種 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言延長(2月8日～3月7日) 埼玉、千葉、東京、神奈川、岐阜、愛知、京都、大阪、兵庫、福岡(栃木解除) ・感染症法改正(2月13日施行) 指定感染症から新型インフルエンザ等感染症へ ・特措法改正(2月13日施行) ・緊急事態区域変更(3月1日～3月7日) 埼玉、千葉、東京、神奈川(岐阜、愛知、京都、大阪、兵庫、福岡は月末で解除)
3日		
8日 17日		
26日		
3月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・「バイ・シズオカ～今こそ!しずおか!!元気旅!!!～」再開 ・GoToEat キャンペーン食事券販売再開、利用自粛解除 ・新型コロナウイルスワクチン接種副反応相談窓口を設置 ・対策専門家会議⑪ 第4派への備え 他 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言延長(3月8日～3月21日) 埼玉、千葉、東京、神奈川
8日		
15日 30日		
4月1日 5日		

12日		<ul style="list-style-type: none"> まん延防止等重点措置 京都、沖縄(～5月5日)、東京(～5月11日)
19日	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所への市町保健師派遣(11市町) ・対策専門家会議⑫ 今後の病床確保 他 ・国立遺伝学研究所と「新型コロナウイルス変異株のゲノム解析に関する覚書」締結 ・「バイ・シズオカ～今こそ!しずおか!!元気旅!!!～」一時停止 	<ul style="list-style-type: none"> ・まん延防止等重点措置(～5月11日) 埼玉、千葉、神奈川、愛知 ・緊急事態宣言③(4月25日～5月11日) 東京、京都、大阪、兵庫 ・まん延防止等重点措置(～5月11日) 愛媛
20日		
23日		
25日 30日		
5月7日		<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態区域追加及び延長(～5月31日) 追加:愛知、福岡(5月12日～5月31日) ・まん延防止等重点措置期間延長(～5月31日) 沖縄、埼玉、千葉、神奈川、愛媛 ・まん延防止等重点措置(～5月31日) 北海道、岐阜、三重
9日	<ul style="list-style-type: none"> ・対策専門家会議⑬ ステージ3への引き上げ ・第17回本部員会議 感染拡大を踏まえた今後の対応方針 ・GoToEat キャンペーン食事券利用自粛(～7月2日) ・国立遺伝学研究所とゲノム解析業務委託契約締結 ・湖西市飲食店営業短縮要請(～6月1日) ・「ふじのくに安全・安心認証制度」(飲食店)開始 ・自宅療養者に対する食品・生活必需品の提供開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態区域追加(5月16日～5月31日) 北海道、広島、岡山 ・まん延防止等重点措置(5月16日～6月13日) 群馬、石川、熊本
12日		
14日		
15日		
17日		<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態区域追加及び延長 沖縄(5月23日～6月20日)その他(～6月20日)
19日		
21日		
26日		<ul style="list-style-type: none"> ・まん延防止等重点措置期間延長(～6月20日) 埼玉、千葉、神奈川、岐阜、三重
28日		

31日	・ワクチン接種対象年齢拡大(12～15歳)	・まん延防止等重点措置解除 愛媛
6月9日 13日 17日 20日 21日 22日 25日 28日 30日	・対策専門家会議⑭ 64歳以下へのワクチン接種 他 ・宿泊療養施設開設 アパホテル富士中央(149室) ・大規模接種開始 掛川 B&G 海洋センター(～7月30日)、順天堂大静岡病院(～7月30日) ふじさんメッセ(～7月31日) 吉田町総合体育会館(～7月31日) ・自宅療養者協力医療機関への協力金交付開始 ・「ふじのくに安全・安心認証制度」(宿泊施設)開始 ・対策専門家会議⑮ オリパラの感染症対策 他	・まん延防止等重点措置解除 群馬、石川、熊本 ・緊急事態宣言延長(6月21日～7月11日)沖縄 ・緊急事態区域→まん延防止等重点措置地域へ変更(6月21日～7月11日) 北海道、東京、愛知、京都、大阪、兵庫、福岡 ・まん延防止等重点措置延長(～7月11日) 埼玉、千葉、神奈川 ・緊急事態宣言終了 岡山、広島 ・まん延防止等重点措置解除 岐阜、三重
7月1日 3日 8日 11日 12日	・新型コロナワクチン接種副反応相談窓口多言語対応開始 ・GoToEat キャンペーン食事券利用自粛解除 ・宿泊療養施設開設 東横 INN 掛川駅新幹線南口(99室) ・「バイ・シズオカ～今こそ!しずおか!!元気旅!!!～」再開	・緊急事態区域追加及び延長 追加:東京(7月12日～8月22日) 延長:沖縄(～8月22日) ・まん延防止等重点措置延長(～8月22日) 埼玉、千葉、神奈川、大阪 ・まん延防止等重点措置解除 北海道、愛知、京都、兵庫、福岡

<p>23 日 25 日 26 日 27 日 28 日 30 日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・下田市拡大検査実施(～30 日) ・第 18 回本部員会議 東部地域での感染拡大を踏まえた対応方針 ・GoToEat キャンペーン食事券利用自粛 ・営業時間短縮要請:沼津市、下田市(～8 月 10 日) ・「バイ・シズオカ～今こそ!しずおか!!元気旅!!!～」一時停止 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京オリンピック開幕(～8 月 8 日) ・緊急事態区域追加及び延長 追加:埼玉、千葉、神奈川、大阪(8 月 2 日～8 月 31 日)※まん延防止等重点措置地域から移行 延長:東京、沖縄(～8 月 31 日) ・まん延防止等重点措置(8 月 2 日～8 月 31 日) 北海道、石川、京都、兵庫、福岡
<p>8 月 4 日 5 日 6 日 8 日 10 日 13 日 17 日 18 日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・対策専門家会議⑩ 感染者急増時の医療・療養体制の整備 他 ・医療専門家会議② 医療提供体制の確保のための具体的な対策 ・第 19 回本部員会議 まん延防止等重点措置に係る今後の対応方針 ・大規模集客施設及び飲食店への営業時間短縮要請、酒類提供中止要請(～8 月 31 日) ・感染症法に基づく病床確保要請 ・富士市拡大検査実施(～14 日) ・第 20 回本部員会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・まん延防止等重点措置(8 月 8 日～8 月 31 日) 福島、茨城、栃木、群馬、静岡、愛知、滋賀、熊本 ・緊急事態宣言区域変更及び延長 追加:茨城、栃木、群馬、静岡、京都、兵庫、福岡(8 月 20 日～9 月 12 日)※まん延防止等重点措置地域から移行 延長:東京、沖縄、埼玉、千葉、神奈川、大阪(～9 月 12 日) ・まん延防止等重点措置及び延長 追加:宮城、富山、山梨、岐阜、三重、岡山、広島、香川、愛媛、鹿児島(8 月 20 日～9 月 12 日) 延長:北海道、石川、福島、愛知、滋賀、熊本(～9 月 12 日)

20日	<p>緊急事態措置に係る対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模集客施設及び飲食店への営業時間短縮要請、酒類提供中止要請(～9月30日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態区域変更 追加:北海道、宮城、岐阜、愛知、三重、滋賀、岡山、広島(8月27日～9月12日)※まん延防止等重点措置地域から移行 ・まん延防止等重点措置(8月27日～9月12日) 高知、佐賀、長崎、宮崎
25日		
27日		
9月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・第21回本部員会議 緊急事態宣言延長に係る県の対応方針 ・臨時医療施設設置(県内3箇所) ・宿泊療養施設開設 ホテルルートイン焼津インター(135室) ・大規模接種会場設置 順天堂大静岡病院(～11月19日) ・第22回本部員会議 緊急事態措置解除に伴う対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言延長(～9月30日) 宮城、岡山以外の19都道府県 ・まん延防止等重点措置延長(～9月30日) 石川、福島、熊本、香川、鹿児島、宮崎 ・緊急事態区域→まん延防止等重点措置地域 宮城、岡山(9月13日～9月30日) ・まん延防止等重点措置解除 富山、山梨、愛媛、高知、佐賀、長崎 ・緊急事態措置及びまん延防止等重点措置:9月30日をもって解除決定
9月10日		
12日		
13日		
15日		
27日		
28日		
10月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・対策専門家会議⑰ ・大規模接種会場設置 もくせい会館(～12月25日) ・GoToEat キャンペーン食事券利用再開 ・「バイ・シズオカ～今こそ!しずおか!!元気旅!!!～」再開 ・新型コロナウイルス対策企画課と新型コロナ対策推進課に改編 ・発熱等診療医療機関ホームページ公表 	
8日		
15日		
30日		
11月19日		<ul style="list-style-type: none"> ・基本的対処方針変更

26日 30日	<ul style="list-style-type: none"> ・第23回本部員会議 感染状況に応じた実施方針 ・対策専門家会議⑱ レベル2移行の指標・目安値の設定 他 	
12月1日 3日 4日 24日 28日	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン3回目接種開始(18歳以上) ・国による新レベル分類運用開始(ふじのく基準に基づく警戒レベル廃止) ・ワクチン・検査パッケージ実証実験 IAI スタジアム日本平 ・無料検査(ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業)開始(~2022年8月31日) ・無料検査(感染拡大傾向時の一般検査)開始(~2022年6月30日) 	
令和4(2022年) 1月7日 12日 14日 17日 19日 26日 27日 28日 31日	<ul style="list-style-type: none"> ・「バイ・シズオカ〜今こそ!しずおか!!元気旅!!!〜)新規予約停止 ・全庁応援開始(~5月22日) ・対策専門家会議⑲ まん延防止等重点措置要請 他 ・第24回本部員会議 まん延防止等重点措置に係る県対応方針 ・飲食店に対する時短及び酒類提供停止要請(~2月20日) ・宿泊療養施設開設 カンデオホテルズ静岡島田(103室) ・大規模接種会場運営再開 	<ul style="list-style-type: none"> ・まん延防止等重点措置(1月9日~31日) 沖縄、山口、広島 ・濃厚接触者待機期間14日間から10日間へ変更 ・まん延防止等重点措置区域追加(1月21日~2月13日) 群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、岐阜、愛知、三重、香川、長崎、熊本、宮崎 ・期間延長(~2月13日) 沖縄、山口、広島 ・まん延防止等重点措置区域追加(1月27日~2月20日) 北海道、青森、山形、福島、茨城、栃木、石川、長野、静岡、京都、大阪、兵庫、島根、岡山、福岡、佐賀、大分、鹿児島 ・期間延長(~2月20日) 沖縄、山口、広島 ・濃厚接触者待機期間10日間から7日間へ変更
2月1日 3日	<ul style="list-style-type: none"> ・対策専門家会議⑳ 外来医療ひっ迫想定への対応 他 	<ul style="list-style-type: none"> ・まん延防止等重点措置区域追加(2月5日~2月27日) 和歌山

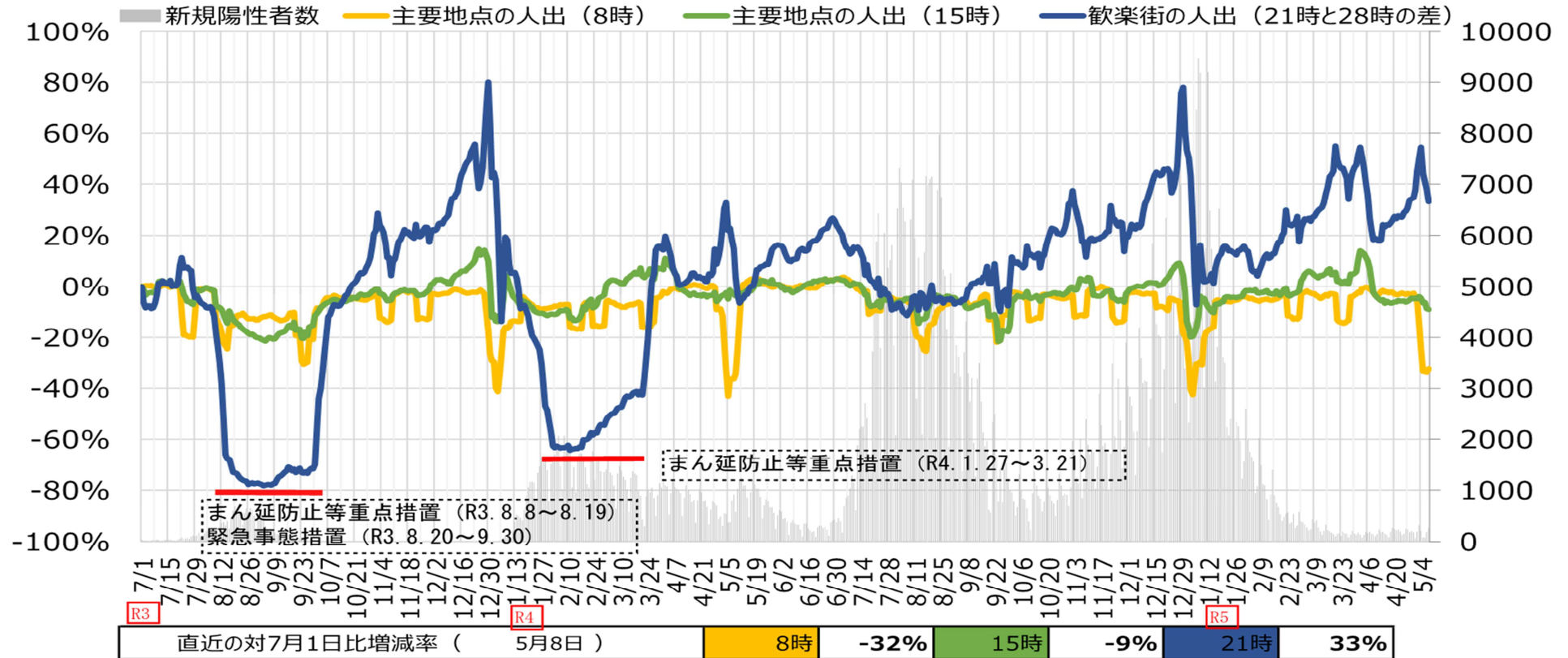
10日	・宿泊療養施設開設 沼津インターグランドホテル(84室)	・まん延防止等重点措置区域追加(2月12日～3月6日) 高知
15日	・入院待機施設の設置	・期間延長(～3月6日) 群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、岐阜、愛知、三重、香川、長崎、熊本、宮崎
18日		・まん延防止等重点措置期間延長(～3月6日) 北海道、青森、福島、茨城、栃木、石川、長野、静岡、京都、大阪、兵庫、岡山、広島、福岡、佐賀、鹿児島、和歌山
20日 21日		・まん延防止等重点措置終了 山形、島根、山口、大分、沖縄
3月1日 4日	・自宅療養者健康・医療相談窓口設置 ・県対応方針変更	・まん延防止等重点措置期間延長(～3月21日) 群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、岐阜、愛知、香川、熊本、北海道、青森、茨城、栃木、石川、静岡、京都、大阪、兵庫
6日	・まん延防止等重点措置終了 福島、新潟、長野、三重、和歌山、岡山、広島、高知、福岡、佐賀、長崎、宮崎、鹿児島	
17日 25日	・3回目ワクチン接種対象年齢拡大(12～17歳)	
4月1日 27日	・「バイ・シズオカ～今こそ!しずおか!!元気旅!!!～」開始(～9月30日) ・対策専門家会議② 今後の医療提供体制整備 他	
5月24日 25日	・対策専門家会議② 病床確保、マスク着用等 他 ・4回目ワクチン接種開始(60歳以上の者又は18歳以上で基礎疾患を有する者) ・県実施方針変更	
6月10日	・宿泊療養施設終了 東横INN掛川駅新幹線南口	
7月1日 11日 12日	・ワクチン接種副反応相談窓口多言語対応開始 ・対策専門家会議③ 病床確保、県民への呼びかけ 他 ・医療機関・入院施設への抗原定性キット配布(～10月7日)	

19日 22日	<ul style="list-style-type: none"> ・無料検査再開(～2023年2月28日) ・4回目ワクチン接種対象者拡大(18歳以上の医療従事者及び高齢者施設等従事者を追加) 	<ul style="list-style-type: none"> ・濃厚接触者の待機期間7日から5日へ短縮
8月1日 2日 9日 10日 23日 26日 31日	<ul style="list-style-type: none"> ・全庁応援開始(～9月25日) ・療養者支援センター設置 ・自己検査・療養受付センター運用開始 ・感染症法に基づく自院での入院受入等要請 ・宿泊療養施設終了 トヨタ自動車(株)グローバル研修所 	<ul style="list-style-type: none"> ・本県をBA.5対策強化地域に指定(～8月31日) ・BA.5対策強化地域指定を延長(～9月30日)
9月6日 7日 15日 20日 26日 27日	<ul style="list-style-type: none"> ・小児(5～11歳)への3回目接種開始 ・対策専門家会議^㉔ コロナ・インフル同時流行対策 他 ・オミクロン株BA.1対応のワクチン接種開始 ・自己検査登録対象者拡大(18歳以上40歳未満) ・大規模接種会場でオミクロン株BA.1対応ワクチン接種開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅療養基準変更(10日から7日へ) ・感染症法上の取り扱い見直し 全数届出見直し、自宅療養期間見直し ・クラスター公表一時停止、新規感染者の性別等公表終了
10月11日 13日 17日 24日 28日	<ul style="list-style-type: none"> ・「今こそ!しずおか!!元気旅!!!」開始(～12月27日) ・オミクロン株BA.4-5対応ワクチン接種開始 ・しずおか食ベトクキャンペーン開始(～1月15日) ・乳幼児への1～3回目接種開始 ・宿泊療養施設終了 東横INN 静岡駅北口 	<ul style="list-style-type: none"> ・水際対策大幅緩和(外国人入国上限撤廃)
11月2日 7日 26日	<ul style="list-style-type: none"> ・対策専門家会議^㉕ コロナ・インフル同時流行を想定した外来医療体制 他 ・自己検査登録対象拡大(中学生以上64歳以下) ・入所等施設への抗原定性キット配布(～2月24日) 	
12月2日 9日 16日	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模接種会場でオミクロン株BA.4-5対応ワクチン接種開始 ・新たな国評価レベルに移行 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症法、予防接種法等の一部改正

24日	・ワクチン・検査パッケージ再開(～2023年1月12日)	
令和5(2023年) 1月10日 11日 13日 25日 27日 31日	<ul style="list-style-type: none"> ・「今こそ!しずおか!!元気旅!!!」開始(～3月31日) ・対策専門家会議⑳ 「医療ひっ迫防止対策強化宣言」発令 他 ・感染症法に基づく自院治療等要請 ・宿泊療養施設終了 ジャストワン裾野 ・東部、西部大規模接種会場終了(中部3月25日まで継続) 	・感染症法上の位置付け「5類感染症」へ変更(5月8日から)
2月7日	・宿泊療養施設終了 リッチモンドホテル浜松	
3月13日	・宿泊療養施設終了 アパホテル富士中央	・マスク着用の考え方の見直し(着用は個人判断)
4月1日 11日 15日 20日	<ul style="list-style-type: none"> ・ふじのくに感染症管理センター開設 ・対策専門家会議㉑ 5類移行後の医療体制 他 ・宿泊療養施設終了 カンデオホテルズ静岡島田 ・宿泊療養施設終了 沼津インターグランドホテル ・ノババックスワクチン接種センター設置(～7月20日 順天堂大付属病院) 	
5月5日 7日 8日	<ul style="list-style-type: none"> ・自己検査・療養受付センター終了 ・新型コロナウイルス感染症対策本部廃止 ・宿泊療養施設終了 ホテルルートイン焼津インター 	<ul style="list-style-type: none"> ・WHO 緊急事態宣言終了 ・「5類感染症」へ変更 ・国新型コロナウイルス感染症対策本部廃止

静岡県の主要地点、歓楽街の人出の状況

(令和3年7月1日との比較)



※グラフは、7月1日時点の人流の後方7日間移動平均（6月25日～7月1日の平均値）に対する、各日の後方7日間移動平均の増減率

(主要地点：静岡駅周辺、歓楽街：静岡両替町)

モバイル空間統計® データ提供元：(株)NTTドコモ、(株)ドコモ・インサイトマーケティング ※「モバイル空間統計®」は株式会社NTTドコモの登録商標です。

本部員会議議事録及び実施方針等

回	年月日	主な内容及び決定された方針	頁
1	令和2年 2月17日	対策本部の基本方針 【静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部の基本方針】	16
2	2月28日	政府からの臨時休校の要請に対する県の対応	20
3	3月2日	県内初の感染者の確認を踏まえた対策方針 【静岡県新型コロナウイルス感染症拡大防止対策方針】	22
4	3月26日	学校における教育活動の再開 【大規模イベント等の開催に関する考え方】	30
5	4月1日	県新型コロナウイルス感染症調整本部の設置	36
6	4月8日	経済活動の取組状況	39
7	4月17日	緊急事態宣言に係る県実施方針 【特措法に基づく緊急事態措置に係る静岡県実施方針】	43
8	4月23日	大型連休を控えた対策 【特措法に基づく緊急事態措置に係る休業要請と支援策】	48
9	5月5日	緊急事態宣言の延長に係る県実施方針 【特措法に基づく緊急事態措置に係る静岡県実施方針】	54
10	5月15日	緊急事態宣言の一部解除に係る県実施方針 【緊急事態措置の指定区域除外に伴う静岡県実施方針】	63
11	5月29日	緊急事態宣言の全面解除に係る県実施方針 【静岡県実施方針】	74
12	7月22日	熱海市でのクラスター発生等を踏まえた対応方針 【熱海市でのクラスター発生等を踏まえた今後の対応方針】	86
13	7月28日	県内でのクラスター発生等を踏まえた県の対応方針 【県内でのクラスター発生等を踏まえた今後の対応方針】	93
14	11月18日	「感染まん延期・前期」における県の対応方針 【県内での感染拡大を踏まえた今後の対応方針】	101
15	12月4日	「集中対策期間」における徹底した感染拡大防止対策 【県内での感染拡大を踏まえた今後の対応方針】	103
16	令和3年 1月14日	緊急事態宣言地域拡大に係る県の実施方針 【静岡県実施方針、県内での感染拡大を踏まえた今後の対応方針】	116
17	5月14日	県内での感染拡大を踏まえた対応方針 【県内での感染拡大を踏まえた今後の対応方針】	135
18	7月26日	東部地域での感染拡大を踏まえた対応方針 【東部地域における感染拡大を踏まえた対応について】	147
19	8月6日	まん延防止等重点措置の決定を踏まえた対応方針 【新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置に係る静岡県の対応方針】	152
20	8月18日	緊急事態宣言の決定を踏まえた静岡県の対応方針 【新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置に係る静岡県の対応方針】	169
21	9月10日	緊急事態宣言の延長を踏まえた静岡県の対応方針 【新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置に係る静岡県の対応方針(令和3年9月10日改正)】	184
22	9月28日	緊急事態宣言解除に伴う対応方針「そろりスタート」 【緊急事態宣言解除後の静岡県の対応方針】	196
23	11月26日	全面改定された国の基本的対処方針を踏まえた県の実施方針 【静岡県実施方針】	201
24	令和4年 1月26日	まん延防止等重点措置に係る県の対応方針 【新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置に係る静岡県の対応方針】	206
—	5月27日	「静岡県実施方針」の変更	220

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部 第1回本部員会議議事録

開催日時:令和2年2月17日(月)午後4時15分～4時30分

開催場所:別館9階 特別第1会議室

黒田危機管理部参事	<p>それでは、これより静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部第1回本部員会議を始めます。進行を危機管理監にお願いします。</p>
金嶋危機管理監	<p>まず、対策本部設置の趣旨を説明します。新型コロナウイルス感染症は、2月13日に国内初となる死亡者が発生したほか、愛知、神奈川の両隣県をはじめ、国内で感染が拡大傾向にあります。</p> <p>また、昨日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が政府において開催され、国内発生の早期の段階にあるとの認識が示されました。また、本日、厚生労働省から、相談・受診の目安が公表されました。これらを受け、県内での感染予防や、社会・経済活動等への対策について全庁をあげて取り組むため、本日、対策本部を設置しました。</p> <p>それでは、次第により会議を進めます。まず、「新型コロナウイルス感染症防止対策」を議題とします。資料1を御覧ください。健康福祉部から説明をお願いします。</p>
池田健康福祉部長	<p>資料1を御覧ください。全国におきまして、感染者の増加が続いているとともに、感染源が明確でない患者の発生が報告されつつあります。これを受けまして本県としましては、次の4つの対策を進めます。</p> <p>一つ目として、改めて県民の皆様には、感染予防の徹底をお願いしてまいります。このため、手洗い・咳エチケットなどの感染予防策の周知、啓発を徹底いたします。また、公共施設等での手指消毒液設置などの対策実施を呼び掛けてまいります。高齢者の方や持病のある方は、重症化しやすいので、極力人ごみを避け、マスクの着用を心がけていただくよう周知いたします。これらについて、市町及び民間企業等に対しまして協力の依頼をいたします。</p> <p>二つ目として、検査体制の強化を図ります。医療機関に対しまして、検体検査を行う新型コロナウイルス感染症疑い例の基準を周知徹底いたします。本日、湖北省、浙江省への渡航歴やそれらの方との接触歴にかかわらず、37度以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、入院を要する肺炎のある患者についても検体検査の対象として追加されましたので、早急に周知いたします。</p> <p>三つ目といたしまして、医療体制の確保です。先ほど3時に、厚生労働大臣から発表がありましたけれども、相談・受診の目安として、37度以上の熱が4日以上続く場合などは、保健所に帰国者・接触者相談センターが設置されておりますので、まずはそちらに御相談願います。特に、高齢者、持病のある方、妊婦さんは、発熱又は息苦しさ2日程度続く場合は、窓口に相談してください。そのうえで、帰国者・接触者相談センターからの紹介により、二次医療圏に設置しました帰国者・接触者外来で診療を実施いたします。入院が必要な場合には、感染症指定医療機関で入院治療を実施いたします。この間の搬送体制を含め、万全の体制をとってまいります。手元にお配りしております、カラーのパンフレットでございますけれども、エの部分が本日変わったところになります。後ほど修正いたします。</p> <p>四つ目としまして、適時適切な情報の提供に努めます。報道提供やホームページ等を活用いたしまして、患者発生状況等の情報提供を行ってまいります。帰国者・接触者相談センターの相談時間については現在21時までとしておりますが、24時間体制とするよう現在調整中でございます。このほか、感染拡大した場合を想定しまして、感染症指定医療機関以外の医療機関への入院など対応について、関係機関と調整しているところでございます。</p> <p>また、国の新型コロナウイルス緊急対策に呼応いたしまして、感染症指定医療機関に対する防護資機材の支援や検査体制充実のための検査機器の導入の検討を進めます。万全な対策をとってまいりますので、県民の皆様、御心配なことがありましたら、まずは最寄りの保健所</p>

	<p>に御相談いただき、冷静な対応をお願いしたいと思います。</p> <p>次に報告でございますが、クルーズ船ダイヤモンド・プリンセス号における感染患者への対応でございます。2月6日に厚生労働省より、県内の感染症指定医療機関への受け入れの要請がありまして、現在までに14名の患者を受け入れております。いずれも感染症対策の施された病床に入院しており、各医療機関におきまして、献身的に治療にあたっていただいております。しかしながら、今日神奈川県で看護師の感染がございました。医療従事者の感染対策には、万全の配慮をお願いしてまいります。健康福祉部からは以上であります。</p>
金嶋危機管理監	<p>ただ今の報告について質問等がありますか。次に、各部局の対応状況についてを議題とします。資料2を御覧ください。文化・観光部をお願いします。</p>
植田文化・観光部長	<p>2枚目の一番上を御覧ください。富士山静岡空港における水際対策でございますけれども、空港関係者による会議の場で、県から国の関係機関に対して、水際対策の徹底を要請したところでございます。具体的には、検疫におきましてサーモグラフィーで全ての入国者の発熱状況を確認しております。また、注意喚起のポスターを出発ロビーなどに掲示しています。続きまして、入管についてでございますが、14日以内に中国湖北省又は浙江省に滞在歴のある外国人及び両省で発行されました旅券を所持している外国人の入国の拒否の措置をとっているところでございます。</p> <p>感染防止対策でございますけれども、空港のチェックインカウンターや店舗、案内所等におきまして、従業員のマスク着用、消毒液による清掃を徹底しているところでございます。</p> <p>続きまして、観光関連施設における感染防止対策につきまして、市町や県の観光協会など観光関係団体に対しまして、正しい最新情報の把握と会員等への感染防止対策の周知の徹底を要請したところでございます。1月24日と2月14日の2回にわたり行ったところでございます。さらには県有の観光施設の入り口等に消毒液を設置する等の対応をとったところでございます。引き続き、空港関係者、観光関係者等と連携いたしまして感染防止対策に努めてまいります。以上であります。</p>
金嶋危機管理監	<p>ただ今の報告に質問等ありますか。次に交通基盤部をお願いします。</p>
宮尾交通基盤部長	<p>交通基盤部から、港湾の対策について御報告申し上げます。感染拡大の防止に向けまして、清水港、御前崎港、田子の浦港、それぞれの港におきまして先月末から今月はじめにかけて関連します官公庁および民間事業団体が参加いたします保安委員会を開催しています。その中におきまして、国土交通省から、新型コロナウイルスに関する最新の情報を提供いただき、これらを共有するとともに、水際対策を行う関係機関との連絡体制について確認をしたところでございます。さらに港湾内におきます感染防止対策として、旅客船ターミナルを含む埠頭で働く職員や作業員へのマスクの着用、うがい手洗いの励行を徹底いたしました。なお、備考欄に書いておりますけれども、年内に予定しておりました県内港湾へのクルーズ船の寄港につきましては、2月17日現在において、2月に予定されていた5回の寄港がすべて中止になっております。3月以降でございますが、これまで68回予定されておりましたが、このうち26回の寄港を中止にするという連絡がございまして、今後さらにこの動きは拡大していく可能性がございまして、今後のクルーズ船の入港についてでございますが、厚生労働省、法務省および国土交通省と連携しましてそれぞれ個別に対応を検討してまいりたいと思います。以上であります。</p>
金嶋危機管理監	<p>ただ今の報告に質問等ありますか。次に経済産業部をお願いします。</p>
天野経済産業部長	<p>資料2の経済の欄を御覧ください。まず、現地進出の県内企業への影響把握についてでありまして、1月下旬から2月中旬にかけて、中国湖北省及び浙江省進出企業の操業状況や駐在員の安全等につきまして聞き取り調査を実施いたしました。今後とも現地企業の状況把握に努めてまいります。また、中国に進出している企業や中国企業と取引のある企業等への影響につきまして、本日あたりから、徐々に中国における工場の操業が一部再開されつつある</p>

	<p>という情報もございますので、関係団体、具体的には、静岡県国際経済振興会(SIBA)や静岡県日中友好協議会と連携いたしまして、本日、操業状況や今後の見込みなどについて調査を開始いたしました。回答期限は2月28日であります。</p> <p>次に相談窓口の設置についてであります。1月29日中小企業庁より県内27箇所に新型コロナウイルスに関する経営相談窓口が設置されました。県では、相談窓口である商工会議所、商工会等に対し、事業者への影響の把握を依頼するとともに、相談状況について情報収集を行っております。あわせて、融資、経営、雇用等に関する県や関係機関の相談窓口について周知を図ったところであります。</p> <p>次に金融支援の実施についてであります。2月12日に新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、売り上げ減少、資金繰り悪化等の影響を受けている中小企業者に対し、融資要件を緩和した、新型コロナウイルス感染症の対応枠を設け、県融資制度による金融支援を実施しております。なお、国は14日にセーフティネット保証4号の発動を決定いたしました。現在、商工団体、金融機関、観光部門を通じまして緊急調査を行っており、とりまとめのうえ、21日までに本県が制度の指定地域となるよう要請を行うこととしています。以上であります。</p>
金嶋危機管理監	<p>ただ今の報告に質問等ありますか。他に報告のある部局はありますか。その他の部局の取り組みについても資料2に記載しておりますので、御覧ください。</p> <p>それでは、以上を踏まえて「静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部基本方針(案)」をとりまとめたので、事務局から説明してください。</p>
後藤危機政策課長	<p>それでは、資料3を御覧ください。読み上げます。静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部基本方針。新型コロナウイルス感染症は、中国湖北省武漢市を中心に、中国本土はもとより、世界各地で感染拡大が続いており、2月13日には国内で初となる死亡者が発生し、愛知、神奈川の両隣県をはじめ、他県においても感染者が拡大している。本県においては、感染者の発生は確認されていないが、これまで感染予防や社会・経済活動等への対策を実施してきた。昨日、国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が開催され、国内発生の早期の段階にあるとの認識が示されるとともに、本日、厚生労働省から相談や受診の目安が公表された。これを受け、県では、県民の生命を守るため、新型コロナウイルス感染症の防止対策を徹底するとともに、社会・経済活動への影響を更に低減するため、全庁を挙げて、以下の対策に取り組む。1 新型コロナウイルス感染症防止対策の徹底(1)感染予防の徹底(2)検査体制の強化(3)医療体制の確保(4)適時・適切な情報の提供。2 県内の社会・経済活動への影響の把握と必要な対策の実施。以上です。</p>
金嶋危機管理監	<p>この基本方針について、質問等ありますか。</p> <p>それでは、本部長、この基本方針により対応してよろしいですか。</p>
本部長	<p>了解しました。</p>
金嶋危機管理監	<p>最後に、本部長から指示事項などはありますか。</p>
本部長	<p>新型コロナウイルス感染症の防止対策については健康福祉部長に命じます。今決まりました基本方針に基づき、感染拡大防止に全力を尽くしてください。また、全庁的な調整事項については、危機管理監が関係部局と調整等を行い、対応にあってください。</p>
金嶋危機管理監	<p>それでは、これで、第1回本部員会議を終了します。</p>

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部の基本方針

令和2年2月17日

新型コロナウイルス感染症は、中国湖北省武漢市を中心に、中国本土はもとより、世界各地で感染拡大が続いており、2月13日には国内で初となる死亡者が発生し、愛知、神奈川の両隣県をはじめ、他県においても感染者が拡大している。

本県においては、感染者の発生は確認されていないが、これまで感染予防や社会・経済活動等への対策を実施してきた。

昨日、国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が開催され、国内発生の早期の段階にあるとの認識が示されるとともに、本日、厚生労働省から相談や受診の目安が公表された。

これを受け、県では、県民の生命を守るため、新型コロナウイルス感染症の防止対策を徹底するとともに、社会・経済活動への影響を更に低減するため、全庁を挙げて、以下の対策に取り組む。

- 1 新型コロナウイルス感染症防止対策の徹底
 - (1) 感染予防の徹底
 - (2) 検査体制の強化
 - (3) 医療体制の確保
 - (4) 適時・適切な情報の提供

- 2 県内の社会・経済活動への影響の把握と必要な対策の実施

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部 第2回本部員会議議事録

開催日時:令和2年2月28日(金)午後0時45分～55分

開催場所:別館9階 特別第1 会議室

黒田 危機管理 部参事	それでは、これより静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部第2回本部員会議を始めます。進行を危機管理監をお願いします。
金嶋 危機管理 監	それでは、次第により会議を進めます。政府からの臨時休校の要請に対する、県の対応について教育委員会から説明してください。
木苗教育長	教育委員会から説明します。国からの通知について御説明いたします。昨日の安倍首相の要請に基づき、本日、文部科学事務次官から小中学校、高校及び特別支援学校等に対し、一斉臨時休業の要請がありました。通知の内容は、臨時休業期間中の児童生徒は、一斉待機することや、基本的には自宅で過ごすことや、学習の遅れがないよう対応を求めているものです。国の通知を受け、本県の対応について御説明いたします。「臨時休校要請への対応」と書かれた資料を御覧ください。「2 本県の対応方針」のうち、(1)県立高校につきましては、原則として、3月3日(火)から臨時休校といたします。具体的には、文部科学省からの通知を踏まえて対応いたします。また、卒業式につきましては、参加者を卒業生又はその保護者、教職員並びに式典に必要な最低限の生徒、来賓に限定して実施いたします。なお、3月4日と5日に行われる公立高等学校入学者選抜につきましては、感染予防を改めて呼びかけた上で、予定通り実施いたします。(2)県立特別支援学校につきましては、幼児児童生徒の居場所の確保、保護者の対応の観点から改めて方針を決定いたします。なお、卒業式及び入学選考につきましては、県立高校と同様に、予定通り実施いたします。(3)小中学校につきましては、県立学校の取扱いを情報提供するとともに、児童生徒の居場所の確保、保護者の対応の観点等を含め、設置者である市町教育委員会に対応いただくよう、要請いたします。
金嶋 危機管理 監	今の説明に対して質問等がありますか。次に、文化・観光部をお願いします。
植田文化・観 光部長	私立学校への対応について報告します。私立学校に対する国からの要請は公立学校と同じであります。私立学校に対しては、国及び本県の対応を伝達し、それを踏まえた対応をお願いしてまいります。
金嶋 危機管理 監	今の説明に対して質問等がありますか。次に、健康福祉部をお願いします。
池田健康福 祉部長	小学校・中学校・高等学校等の臨時休業の要請を踏まえた、保育所、放課後児童クラブの対応について報告します。別添の国の方針に基づき市町に要請を行います。保育所については、開所にあたって感染の予防措置を徹底するようお願いいたします。放課後児童クラブについては、日中の時間の開所時間の延長となると指導員の増員などが必要となりますが、市町において可能な限り努力してもらおうようお願いしてまいります。認定こども園及び幼稚園については、国の対応が示されておきませんが、保育所と同様の対応を行う予定です。
金嶋 危機管理 監	最後に本部長から指示事項等がありますか
本部長	今回の国からの要請は、何よりも子供たちの健康・安全を第一に考えてのことですので、報告のあった事項については、しっかりと進めてください。学校を休業にすると、家庭や地域でどのように子供たちを見守るかなど、様々な課題が考えられます。これによって、県民の皆様には様々な形で大きな影響が出ると予想されます。県民ぐるみ、社会総がかりで、この状況を乗り切っていくことが必要です。県民の皆様に対して、この点を御理解いただき、御協力をお願いする必要があります。この点において、県庁組織においては、各部局で現場の声をしっかり

	と受け止め、国や市町と連携し、迅速かつ柔軟な対応を検討してください。
金 嶋 危 機 管 理 監	それでは、これで、第2回本部員会議を終了します。

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部 第3回本部員会議議事録

開催日時:令和2年3月2日(月)午後4時30分～5時00分

開催場所:別館9階 特別第1 会議室

黒田危機管理部 参事	これより、静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部第3回本部員会議を始めます。進行を危機管理監にお願いします。
金嶋危機管理監	はい、それでは会議を始めます。本日の会議は、県内で初めて、新型コロナウイルスの感染患者が発生したことを踏まえ、開催するものであります。まず報告事項(1)新型コロナウイルス感染症の状況について健康福祉部から報告願います。
池田健康福祉部 長	はい。健康福祉部です。資料1を御覧ください。1の(1)にございますように、クルーズ船の受け入れ患者は14名おまして、すでに11名退院しています。(2)にございますように、2月28日に静岡市で1名、感染者が発見されました。ここに書いてございますのでちょっと間違いやすいのですが、これはクルーズ船の受け入れ患者でなくて、クルーズ船下船者の28名のうちの1人でございます。この28名につきましては、3月6日まで健康観察を両政令市と連携して、しっかりと観察してまいりたいと思います。そして、順次、2週間経ちましたので、PCR検査をやってまいりたいと考えております。 それから、2から4につきましてはそれぞれ検査件数、それから相談受け付け件数、それから帰国者接触者外来受診の件数でございます。それからまた、今後の患者増加に備えまして、6、7にあります通り、PCR検査の判断が可能な病院や患者の受け入れ可能病床を現在増やしているところでございます。 ぜひ不安のある場合にはですね、病院に直接いかず、県疾病対策課もしくは保健所の相談ダイヤルの方に電話していただくようお願いいたします。今後とも、しっかりと対応していきたいと考えております。以上でございます。
金嶋危機管理監	質問等がありますか。それでは次に(2)特別支援学校の臨時休校に関する県の対応について、教育委員会からお願いします。
鈴木教育部長	資料2を御覧ください。国からの臨時休校の要請について、県立特別支援学校の方針について説明をいたします。県立特別支援学校につきましては、原則として3月4日水曜日から臨時休校といたします。休校期間につきましては3月4日から3月19日までの12日間といたします。また表の記載の通り、卒業式につきましては、参加者を卒業生またはその保護者、教職員等の必要な最小限の人数に限定して実施いたします。3月に一部の県立特別支援学校で行われる高等部入学者選考につきましては、感染予防を改めて呼びかけたうえで予定通り実施します。下段に記載の通り、臨時休校中の幼児児童生徒の居場所については、保護者への対応の観点から、やむを得ず家庭や放課後等デイサービスその他困難になる場合は、幼児児童生徒を学校で受け入れることといたします。その際、感染予防の観点から、スクールバス運行及び給食の提供を行わないこととした上で受け入れを実施いたします。なお、小中学校につきましても、児童生徒の居場所の確保、保護者への対応の観点から、各市町において学校への受け入れの柔軟な対応について市町教育委員会に伝えてまいります。以上でございます。
金嶋危機管理監	質問等がありますか。
本部長	給食がですね、3月から終了式までだったと思うんですけど、給食、食材を供給しているところへの配慮というのは何かありますか。
鈴木教育部長	今詳細を詰めているところでございますけれども、特に人件費等につきましては、そのまま支払うということが妥当ではないかということで整理しておりますけれども、食材等の取り扱いについては、こちらのほうで負担するような方向で、今後検討していきたいと思ってお

	ります。
本部長	フードバンクとかそういうところも活用できると思いますし、給食を出せないから捨てるということにもなりかねないので、このあたりの取り扱い、人に対する取り扱いも大事ですが、食材についての話もしたいと思います。
鈴木教育部長	検討してまいります。
金嶋危機管理監	その他質問等、よろしいですか。それでは次に(3)各部局からの報告事項についてに移ります。経済産業部、お願いします。
天野経済産業部長	<p>はい。経済産業部から経済対策について御報告をいたします。お手元に資料3、セーフティーネット4号保証の指定という資料A4のですね、一枚の紙をお配りしております。こちらを御覧ください。本日、国はすべての都道府県に対してセーフティーネット4号保証の地域指定告示を行いました。セーフティーネット4号保証は通常の保証とは別枠の、緊急的な信用保証制度であり、この保証により中小企業者は保証枠の拡大や保証料の軽減などが受けられることとなります。また別途お配りしました、iJAMPの記事で大変恐縮ですが、A4の1枚で、「速報！大臣会見梶山経産大臣」という資料を御覧ください。経済産業省は、国が全国的な保証業種を指定するセーフティーネット5号につきましても、今週、旅行業や旅館、ホテル業など業種を決定公表し、事業者からの相談受け付けを始めると、発表いたしました。詳細の発表はまだですけれども、それによりまして、旅行業等の業種が加えられて、さらに緊急的な保証がですね、充実する措置が取られる、ということになるかと思えます。</p> <p>さらに加えて、同じく別途お分けしました、厚生労働省のプレスリリースのペーパーであります。この「新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等に伴う保護者の休暇取得支援、新たな助成金制度について」でございます。厚生労働省が、本日、このように新たな助成金制度について概要を発表いたしました。その2枚目をめくっていただきますと、支給額としては、休暇中に支払った賃金相当額の10分の10を国が負担するというものでございまして、この詳細につきましては、今詰めているところで、また速やかに公表するとしております。加えて、経済産業部ではですね、その次に、ふじのくにのホームページの資料でございますけれども、新型コロナウイルスに関する中小企業の相談窓口、これはすでに設置済みのものでありますが、改めて経済産業部では、本県のホームページ上で、県の資金繰り、それから経営相談、雇用に関する相談窓口を立てております。さらに次のページめくっていただきますと商工団体等ですね。こういった金融支援等相談受けたい方はですね、こちらを御覧いただきますと、直ちにここで対応できるという仕組みを作っておりますので、ぜひマスコミの皆さんには、改めまして、この相談窓口を県民の皆様にお知らせいただければ幸いです。もう1点、資料はございませんが、トイレトペーパーあるいはティッシュペーパーにつきましては、今いろいろですね、買占めといえますか、不足している状況が見られております。</p> <p>しかしほとんどが国内工場で生産されておりまして、現状も通常通りの生産供給が行われております。また原材料の古紙、パルプも国内で調達されておりまして製品在庫も十分にあります。物流が整い次第、皆様のお手元に届くようになりますので、御安心くださいという旨もですね、ぜひ報道機関の皆様へ報道していただければと思います。経済産業部からは以上であります。</p>
金嶋危機管理監	経済産業部からの報告について質問等がありますか。
本部長	今、トイレトペーパーなどが店からなくなっているということですが、実際はちゃんどあるということですね。非常に重要なことですね。それからセーフティーネット保証4号と5号で具体的にどう違うのか。旅行業、旅館、ホテル業などはSN4号には入っていなかったのですか

天野経済産業部長	SN4号は地域指定のものでございまして、通常は突発災害で業者選定しております。SN5号はですね、例えば、直近3ヶ月間の売り上げが5%落ちるだけですね、適用になるといようなものでございまして、さらに国がですね、業種を指定してまいります。この業種の中に旅行業とか、そういった業種を指定していただかないと、これが適応できないという意味でございます。
本部長	どうもありがとうございました。
金嶋危機管理監	他に質問等は。また報告のある部局はありますか。では、くらし・環境部お願いします。
鈴木くらし・環境部長	くらし・環境部から外国人対応について報告します。この新型コロナウイルスにつきまして、1月からフェイスブックで英語、ポルトガル語、フィリピン語で情報発信しております。このツールを使いまして、随時、情報提供をしております。それから県内の学校の対応が決まったことからですね、外国人学校への対応につきまして、県の情報を共有するということで、いま、ブラジル総領事館と情報共有して、そこからまた連絡していただくような手配をしているところでございます。以上でございます。
金嶋危機管理監	いまの報告に質問等ありますか。その他報告等ある部局はありますか。よろしいですか。それでは次に、県内での感染患者の発生を踏まえまして、今後の方針について、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策方針(案)を議題とします。事務局から説明をお願いします。
後藤危機政策課長	はい。お手元の右肩に資料4と書いてあるものを見てください。静岡県新型コロナウイルス感染症拡大防止対策方針、でございます。本文読み上げます。 2月28日、本県においても新型コロナウイルスの感染者が確認された。新型コロナウイルス感染症については、これまで水際の対策が講じられてきたが、ここに来て国内の複数地域で、感染経路が明らかではない患者が散発的に発生しており、一部地域には小規模患者クラスター(集団)が把握される状態になった。この時期は、感染の流行を早期に終息させるための対策を講じるとともに、今後の国内患者数の大幅増に備えた医療提供体制などの準備期間である。県民への感染拡大を防ぎ、健康被害や生活への影響を最小限に抑えることを目的として、以下の対策を講じる、でございます。次に内容でございます。
鈴木医療健康局長	具体的な内容につきまして、健康福祉部の方から御報告をさせていただきます。 まず1の県民・企業・地域等に対する情報提供でございます。県民の皆様への、正確でわかりやすい情報提供や呼びかけを行い、冷静な対応をお願いしてまいります。また、患者の発生や、臨床情報等、正確に情報提供するほか、手洗い、咳エチケット等の一般感染症対策の徹底を図ってまいります。感染が疑われる方は、まずは「帰国者・接触者相談センター」に相談いただくよう、引き続き周知してまいります。それから、一般的な相談については、疾病対策課及び保健所に設置した相談ダイヤルで対応することを周知してまいります。感染への不安から適切な相談をせずに医療機関を受診することは、かえって感染するリスクを高めることになること等呼びかけてまいります。次の(2)になります。患者・感染者との接触機会を減らす観点から、企業に対して発熱等の風邪症状が見られる従業員等への休暇取得の勧奨、テレワークや時差出勤の推進を呼びかけてまいります。 2ページを御覧ください。イベント等の開催について、3月前半の2週間は、感染拡大防止のための重要な時期であることから、イベント等の中止、延期又は規模縮小等の対応を要請してまいります。2の県内での感染状況の把握についてでございます。感染症法に基づく医師の届出による疑似症患者を把握し、医師が必要と認めるPCR検査を実施します。患者が確認された場合には、感染症法に基づき積極的疫学調査により濃厚接触者を把握します。クルーズ船下船者に対する健康観察を適切に行ってまいります。県、政令市の地方衛生研究所のほか、医療機関や民間の検査機関における検査機能の向上を図ってまいります。

今後の対応でございます。県内で患者数が大幅に増加し、全件の PCR 検査を実施すると重症者に対する検査に支障が出る恐れがあると判断される場合には、重症化防止の観点から、入院を要する肺炎患者等の診断・治療に要する検査を優先します。

3の感染拡大防止策でございます。医師の届出等で、患者確定例を把握した場合、感染症法に基づき、保健所での積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請等行います。高齢者施設等における施設内感染対策を徹底します。公共交通機関、道の駅、その他の多数の人が集まる施設における感染対策を徹底します。

4の医療提供体制についてでございます。新型コロナウイルスへの感染を疑う方からの相談を受ける帰国者・接触者相談センターにおいて、24 時間対応を行います。感染への不安から帰国者・接触者相談センターへの相談なしに医療機関を受診することは、かえって感染リスクを高めることから、まずは帰国者・接触者相談センターに連絡いただくこと、新型コロナウイルスへの感染を疑う場合は、感染状況の正確な把握、感染拡大防止の観点から、同センターを通じ、帰国者・接触者外来へ誘導することを周知徹底してまいります。帰国者・接触者外来で新型コロナウイルス感染症を疑う場合、疑似病患者として感染症法に基づく届出と PCR 検査を実施します。必要に応じて感染症法に基づく入院措置を行います。今後の患者数の増加等を見据え、帰国者・接触者外来の拡大や入院病床の確保を進めます。医療関係者等に対して、適切な治療法の情報提供を行います。院内感染対策のさらなる徹底を図ってまいります。今後の対応についてでございます。まずは外来診療についてです。県内で患者数が大幅に増加し、帰国者・接触者外来での患者への医療提供に支障をきたすと判断した場合には、今後、以下の事項について進めてまいります。外来での対応については、一般の医療機関で、診療時間や動線を区分する等の感染対策を講じた上で、新型コロナウイルスへの感染を疑う患者を受け入れます。関係機関と協議し、新型コロナウイルスを疑う患者の診察を行わない医療機関を設定します。風邪症状が軽度である場合には、自宅での安静・療養を原則とし、状態が変化した場合に、相談センター又はかかりつけ医に相談した上で受診すること、高齢者や基礎疾患を有する者については、重症化しやすいことを念頭に、より早期・適切な診療につなげてまいります。医療機関における感染制御に必要な物品を確保してまいります。

入院治療についてでございます。県内で患者数が大幅に増加し、重症者や重症化するおそれが高い者に対する入院医療の提供に支障をきたすと判断した場合には、以下の事項について進めてまいります。患者のさらなる増加や新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえた、病床や人工呼吸器等の確保や県内の医療機関の役割分担など、適切な医療の提供体制を整備してまいります。医療機関における感染制御に必要な物品を確保してまいります。高齢者施設等において、新型コロナウイルスへの感染が疑われる者が発生した場合には、感染拡大防止策を徹底するとともに、重症化のおそれがある者については、円滑に入院医療につなげてまいります。患者搬送についてでございます。市町、医療機関、消防機関等の関係者と協議を行い、重症患者が発生した場合の民間救急サービスや自衛隊への協力依頼を含めた搬送体制を構築してまいります。

5、その他でございます。患者や対策に関わった方々等の人権に配慮した取り組みを行ってまいります。「地域で新型コロナウイルス感染症の患者が増加した場合の各対策の移行について」は国の推奨を踏まえた対策を推進してまいります。

6の今後の進め方についてでございます。今後、国基本方針等に基づき、順次、厚生労働省をはじめとする各府省が連携の上、今後の状況の進展を見据えて、所管の事項について関係者等に所要の通知を発出するなど各対策の詳細が示されることから、県においては、国の通知を踏まえて、対策を実施してまいります。なお、対策の推進に当たっては、市町や関係団体の意見をよく伺いながら進めることといたします。市町や関係団体の意見を踏まえ、国に対して積極的に提案・要望を行ってまいります。

金嶋危機管理監	ただいまの説明について質問等ありますか。
難波副知事	2番目の、県内での感染状況の把握、検査体制の強化についてですけれども、これは今やっているPCR検査とか、帰国者・接触者相談センターの相談の取り組みがしっかりいってるといことが前提なんですけれども。特に対応が不十分だったとか、そのような声は届いていないということでしょうか。
池田健康福祉部長	それでは私から。現在のところ、本県ではPCR検査に対して、受けられないとか、そういう不安の声は来ておりません。現在、県と政令市と合わせまして、1日、104件の検査ができます。いまは多くても、1日10数件ということで、余裕がある状況でございます。そういった方がですね、待たれる方々が出てきた場合には、なぜ受けられないのかということをお必ずちゃんと説明するようにということで、病院や医師に説明をお願いしてまいります。
金嶋危機管理監	その他質問等よろしいですか。 それでは、本部長、この方針より県民への感染防止対策を実施してよろしいでしょうか。
本部長	はい、了解しました。
金嶋危機管理監	最後に、本部長から指示事項をお願いします。
本部長	はい。2月28日に本県において、初の感染患者が確認されました。県民の皆様には不安が広がっておりますので、クルーズ船の下船者の経過観察も含め、政令市とも密接に連携し、感染の拡大防止に努めてください。また、今後の感染拡大に備え、医療提供体制等を整えることも重要です。県民の健康を守るため、先ほど決定した対策方針に沿って、しっかりと対応をお願いします。さらに、国におきましては、今月10日を目途に、緊急対応策を講じることとしています。県民生活や県内経済への影響が大きいことを踏まえまして、各部署におかれては、県民の声をよくお聞きくださって、国に呼応して適切かつ迅速な対応を講じるようお願いします。
金嶋危機管理監	以上で議事は終わりますが、知事から県民の皆様にはコメントをお願いします。
本部長	県民の皆様にはコメントでございます。 2月28日に本県において、初の新型コロナウイルス感染症の感染患者が確認されました。また、本県以外の複数地域で、感染経路が明らかではない患者が散発的に発生しており、小規模患者クラスターが把握される状態となりました。このため、本県におきましても、感染の流行を早期に収束させるための対策や、今後の患者数の増加に備えた医療体制の構築などの対策が必要となっております。多くの県民の皆様が不安に感じられていることと存じます。県は、保健所を管轄する静岡市や浜松市と密接に連携し、県民の皆様のご健康を守るため、感染拡大防止に向け全力で努めてまいります。また、県民生活や県内経済への影響が大きいことから、県民の皆様のご声をよくお聞きして、国の緊急対策を踏まえ、さらに先を読みながら想像力を働かせて、必要な対策を適切かつ準備を迅速に講じてまいります。 県民の皆様におかれましては、学校の臨時休校等の生活への多大な影響が生じておりますが、県民総ぐるみで困難を乗り越えてまいりましょう。 トイレットペーパーのまとめ買いなどが伝えられていますが、国内で生産されており、在庫は潤沢にあります。風評に惑わされることなく、冷静な購買活動に努めてください。また、外国人県民の皆様へも、SNS等により、随時、適切な情報提供を行ってまいります。 引き続き、丁寧な手洗い、うがい、咳エチケット、人ごみをできるだけ避けるなど、まだワクチンが発見されておられませんので、感染防止に御協力をくださいますように、また感染への不安がある場合には、「帰国者・接触者相談センター」、「帰国者・接触者相談センター」に早めに御相談いただきますように、お願いいたします。以上であります。
金嶋危機管理監	以上で会議を終了します。

静岡県新型コロナウイルス感染症拡大防止対策方針

令和2年3月2日

2月28日、本県においても新型コロナウイルスの感染者が確認された。新型コロナウイルス感染症については、これまで水際での対策が講じられてきたが、ここに来て国内の複数地域で、感染経路が明らかではない患者が散発的に発生しており、一部地域には小規模患者クラスター(集団)が把握される状態になった。

この時期は、感染の流行を早期に終息させるための対策を講じるとともに、今後の国内患者数の大幅増に備えた医療提供体制などの準備期間である。

県民への感染拡大を防ぎ、健康被害や生活への影響を最小限に抑えることを目的として、以下の対策を講じる。

1 県民・企業・地域等に対する情報提供

- (1) 県民に対する正確で分かりやすい情報提供や呼びかけを行い、冷静な対応を促す。
 - ・ 発生状況や患者の病態等の臨床情報等を正確に情報提供する。
 - ・ 手洗い、咳エチケット等の一般感染対策を徹底する。
 - ・ 発熱等の風邪症状が見られる場合の休暇取得、外出の自粛等を呼びかける。
 - ・ 感染が疑われる方は「帰国者・接触者相談センター」に相談することを周知する。
 - ・ 一般的な相談については、疾病対策課及び保健所に設置した相談ダイヤルで対応することを周知する。
 - ・ 感染への不安から適切な相談をせずに医療機関を受診することは、かえって感染するリスクを高めることになること等を呼びかける。
- (2) 患者・感染者との接触機会を減らす観点から、企業に対して発熱等の風邪症状が見られる従業員等への休暇取得の勧奨、テレワークや時差出勤の推進等を呼びかける。
- (3) イベント等の開催について、3月前半の2週間は、感染拡大防止のため重要な時期であることから、イベント等の中止、延期又は規模縮小等の対応を要請する。

2 県内での感染状況の把握（検査体制の強化）

- ・ 感染症法に基づく医師の届出による疑似症患者を把握し、医師が必要と認めるPCR検査を実施する。患者が確認された場合には、感染症法に基づき、積極的疫学調査により濃厚接触者を把握する。
- ・クルーズ船下船者に対する健康観察を適切に行う。
- ・ 県、政令市の地方衛生研究所のほか、医療機関や民間の検査機関における検査機能の向上を図る。

<今後の対応>

県内で患者数が大幅に増加し、全件PCR検査を実施すると重症者に対する検査に支障が出るおそれがあると判断される場合は、重症化防止の観点から、入院を要する肺炎患者等の診断・治療に要する検査を優先する。

3 感染拡大防止策

- ・ 医師の届出等で、患者確定例を把握した場合、感染症法に基づき、保健所で積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請等を行う。
- ・ 高齢者施設等における施設内感染対策を徹底する。
- ・ 公共交通機関、道の駅、その他の多数の人が集まる施設における感染対策を徹底する。

4 医療提供体制（相談センター、外来、入院）

- ・ 新型コロナウイルスへの感染を疑う方からの相談を受ける帰国者・接触者相談センターにおいて、24時間対応を行う。
- ・ 感染への不安から帰国者・接触者相談センターへの相談なしに医療機関を受診することは、かえって感染リスクを高めることから、まずは帰国者・接触者相談センターに連絡いただくこと、新型コロナウイルスへの感染を疑う場合は、感染状況の正確な把握、感染拡大防止の観点から、同センターを通じ帰国者・接触者外来へ誘導することを周知徹底する。
- ・ 帰国者・接触者外来で新型コロナウイルス感染症を疑う場合、擬似症患者として感染症法に基づく届出とPCR検査を実施する。必要に応じて、感染症法に基づく入院措置を行う。
- ・ 今後の患者数の増加等を見据え、帰国者・接触者外来の拡大や入院病床の確保を進める。
- ・ 医療関係者等に対して、適切な治療法の情報提供を行う。
- ・ 院内感染対策の更なる徹底を図る。

<今後の対応>

【外来診療】

県内で患者数が大幅に増加し、帰国者・接触者外来での患者への医療提供に支障をきたすと判断した場合には、今後、以下の事項について進める。

- ・ 外来での対応については、一般の医療機関で、診療時間や動線を区分する等の感染対策を講じた上で、新型コロナウイルスへの感染を疑う患者を受け入れる。
- ・ 関係機関と協議し、新型コロナウイルスを疑う患者の診察を行わない医療機関(例:透析医療機関、産科医療機関等)を設定する。
- ・ 風邪症状が軽度である場合は、自宅での安静・療養を原則とし、状態が変化した場合に、相談センター又はかかりつけ医に相談した上で受診すること、高齢者や基礎疾患を有する者については、重症化しやすいことを念頭に、より早期・適切な診療につなげる。
- ・ 医療機関における感染制御に必要な物品を確保する。

【入院治療】

県内で患者数が大幅に増加し、重症者や重症化するおそれが高い者に対する入院医療の提供に支障をきたすと判断した場合には、以下の事項について進める。

- ・ 患者の更なる増加や新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえた、病床や人工呼吸器等の確保や県内の医療機関の役割分担(例:集中治療を要する重症者を優先的に受け入

れる医療機関等)など、適切な医療の提供体制を整備する。

- ・医療機関における感染制御に必要な物品を確保する。(再掲)
- ・高齢者施設等において、新型コロナウイルスへの感染が疑われる者が発生した場合には、感染拡大防止策を徹底するとともに、重症化のおそれがある者については円滑に入院医療につなげる。

【患者搬送】

- ・市町、医療機関、消防機関等の関係者と協議を行い、重症患者が発生した場合の民間救急サービスや自衛隊への協力依頼を含めた搬送体制を構築する。

5 その他

- ・患者や対策に関わった方々等の人権に配慮した取組を行う。
- ・「地域で新型コロナウイルス感染症の患者が増加した場合の各対策(サーベイランス、感染拡大防止策、医療提供体制)の移行について」(令和2年3月1日 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部)を踏まえた対策を推進する。

6 今後の進め方

- ・今後、国基本方針等に基づき、順次、厚生労働省をはじめとする各府省が連携の上、今後の状況の進展を見据えて、所管の事項について、関係者等に所要の通知を発出するなど各対策の詳細が示されることから、県においては、国の通知を踏まえて、対策を実施していく。
- ・なお、対策の推進に当たっては、市町や関係団体の意見をよく伺いながら進めることとする。
- ・市町や関係団体の意見を踏まえ、国に対して積極的に提案・要望を行っていく。

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部 第4回本部員会議議事録

開催日時:令和2年3月26日(木)午後2時40分～午後3時

開催場所:別館9階 特別第1 会議室

黒田危機管理 部参事	これより静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部第4回本部員会議を始めます。進行を危機管理監をお願いします。
金嶋危機管 理監	それでは会議を始めます。本日の会議は、国の専門家会議の提言等が示されたことを踏まえ、今後の本県の対応等を確認するために開催するものであります。まず議事(1)感染拡大防止対策の取り組み状況について、健康福祉部から報告をお願いします。
池田健康福 祉部長	<p>健康福祉部から4点報告いたします。</p> <p>まず、県内の感染状況について、資料1-1感染症の状況を御覧ください。県内の患者発生はまだ3人にとどまっておりますが、隣県の神奈川県や愛知県では、多数の患者が発生しており、本県でもいつ患者が発生してもおかしくない状況です。患者を迅速に発見し、感染拡大防止を図るためのPCR検査は1日平均20数件実施しております。感染疑い患者の相談を受け付ける帰国者・接触者相談センターでは、1日平均約300件の相談に対応し、感染疑い患者を診療する帰国者・接触者外来では1日平均12件診療しております。今後の患者増加に備え、帰国者・接触者外来は23ヶ所に設置、受け入れ病床も感染症病床の46床の他に41床を確保しております。</p> <p>2点目は、医療専門家会議の結果についてであります。資料1-2を御覧ください。昨日、感染症や感染管理の専門家から構成する医療専門家会議を開催しました。本県の感染状況や患者が増加した場合の対応について議論をいたしました。本県の感染状況につきましては、国の専門家会議が示す地域区分のうち、感染状況が確認されていない地域との意見が多かったありますが、県全体では感染状況が一定程度に収まっている地域と整理されます。</p> <p>しかしながら、今後いつ感染状況が拡大傾向にある地域になってもおかしくないと考えられ、三つの密、密閉、密集、密接、その三つを避けるという取り組みも徹底が必要との意見で一致をいたしました。患者が増加した場合の対応につきましては、一般病床での患者受け入れ及び重点医療機関設置、軽傷者を収容する宿泊施設の利用などについて御議論をいただきました。</p> <p>患者受け入れの調整を行う都道府県調整本部については、救急医療の専門家の人選を急ぎ、速やかに設置することで合意いたしました。調整の際には各医療機関の重症度別の受け入れ患者可能患者数をリアルタイムで把握し共有するため、既存の広域災害救急医療情報システム、通称イーミスと呼んでおりますけれども、これを活用することといたします。</p> <p>また院内感染の防止のため、発熱および吸器症状のある患者様は咳エチケットに気をつけ、他の患者と一定の距離を保つ、医療従事者は必ずマスクを着用することを医療機関への助言をいたしました。今後の体制につきましては、県内のクラスターの発生等患者が多数確認された場合、国から新たな医療提供体制の指針等が示された場合等、随時開催することで了承されました。これらの条件等を踏まえ、対策を進めてまいります。</p> <p>3点目が、マスク及び消毒用エタノールの供給状況です。資料1-3になりますけれども、まず供給の取り組みを御覧ください。マスクの供給については、医療機関に対し優先的に配布をしてきました。現在は国が購入した45万枚のマスクについて、感染症指定医療機関、薬局、あんま、はり、きゅう、助産所などに供給するよう準備をすすめております。</p> <p>あわせて、表の右下、県の備蓄及びこれまで民間や浙江省から寄付をいただきましたマスクを、福祉施設に向けて供給するための準備を市町とともに進めております。この詳細につきましては次のページにある通りでございます。不足している市町に対し配布をしてまいります。もう1枚おめくりいただきたいと思っております。消毒用エタノールについてであります。国から供給</p>

	<p>される約 9,000 リットルを在宅医療ケア、医療的ケア時を含めた医療機関を中心とする配布準備を進めております。福祉施設に対しましては、国の配布第 2 回目以降で配布してまいります。いずれも今月末を目標に作業を進めております。</p> <p>4点目であります。資料の 1-4 を御覧ください。生活福祉資金貸付制度の対応についてであります。国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策の第2弾に対応し、生活困窮者への支援として、生活福祉資金のうち、緊急小口資金等の貸し付けを行うため、その原資について令和2年度補正予算案、昨日専決処分いたしました。</p> <p>生活福祉資金貸付制度は日常生活の維持が困難となって、低所得世帯などに一時的な資金を貸し付け、各市町の社会福祉協議会が貸付の窓口となっております。今回、新型コロナウイルスの影響を受け、休業や失業等で緊急かつ一時的に資金が必要な方々に向けた特例貸付を行う原資として、5億 8,000 万円を静岡県社会福祉協議会に助成するものであります。特別特例貸付には2種類あります。一つは、休業等で緊急かつ一時的に貸し付けを必要とする世帯で無利子で貸し付ける緊急小口資金で、今回の措置では貸付にあたり、所得条件をなくしたほか、据え置き期間や償還期間を延長しております。もう一つは失業等で日常生活の維持が困難になっている世帯に向けた総合支援資金で、こちらも所得条件をなくし据え置き期間を延長したほか、保証人なしでも無利子としております。</p> <p>これらの特例措置は新型コロナウイルス感染症の影響で生活に困窮された方々へのセーフティーネットを強化するものであります。申し込みの受け付け開始は、昨日 25 日から始まっており貸付申し込み及び問い合わせは各市町社会福祉協議会でっております。健康福祉部からの報告は以上です。</p>
金 嶋 危 機 管 理 監	<p>ただいまの報告まで質問等、ありますでしょうか。それでは次に(2)学校における教育活動の再開について教育委員会から報告をお願いします。</p>
鈴 木 教 育 部 長	<p>教育委員会から学校における教育活動の再開について報告申し上げます。資料の2を御覧ください。3月24日に文部科学省から新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドラインが通知をされました。その概要につきましては、2に記載の通りです。学校再開にあたっては、1の(ア)にある通り、3つの条件、換気の悪い密閉空間、多くの人の密集・近距離での会話や発声を回避する措置、具体的には、正しい手洗いや咳エチケット、マスクの着用やアルコール消毒、換気の徹底、感染者、濃厚接触者が判明した場合の出席停止措置の他、入学式等の学校行事の感染症対策、部活動の実施内容や方法の工夫など、学校再開に向けた考え方や留意事項が示されたところであります。</p> <p>一方、本県における新型コロナウイルス感染者は現時点で3人であり、濃厚接触者または疑いもある方の感染拡大は確認されておりません。このような状況を踏まえまして、県立学校につきましては、次のページ、3に記載の通り、3つの条件が重なることを回避する対策を講じた上で、新学期から学校を再開いたします。</p> <p>具体的な対応につきましては、入学式につきましては、出席者を新入生、保護者、一部の教職員などに限定し時間を短縮して実施いたします。</p> <p>授業につきましては、児童生徒等の健康観察やこまめな換気を行うなどの注意を払った上で実施することといたします。文化祭等の学校各行事は8月までの行事は中止もしくは9月以降に延期することとし、部活動については、三つの条件が重ならないよう、実施方法や内容を工夫して実施することといたします。</p> <p>また、特別支援学校で医療的ケアを必要とする児童生徒の対応につきましては、登校前の検温や指導する担当教員や看護師のマスクの着用、手指消毒や検温を徹底するほか、給食につきましては、大勢が一堂に集まらない工夫や席の配置、スクールバスにつきましては、可能な範囲で保護者に送迎を依頼し、バスの車内消毒や換気を行いながら運行することといたします。設置者である市町の県内の小中学校につきましては、4に記載の通り、今後それぞれの地域の実態に応じて、4月以降の対応を決定することとあります。なお、3月に再開した4市</p>

	町につきましては、混乱はなく終了しまして、現在までに児童生徒の体調の悪化等は確認されておりません。今後、児童生徒教職員に感染者の発生した判明した場合の出席停止、学校の全部または一部の休業の判断に当たりましては、必要に応じて、静岡県新型コロナウイルス感染症医療専門家会議、健康福祉部と連携して、具体的な内容を決定してまいります。説明は以上です。
金 嶋 危 機 管 理 監	ただいまの報告について、質問等ありますか。それでは次に(3)経済対策の取り組み状況について経済産業部からお願いします。
天 野 経 済 産 業 部 長	経済産業部です。資料3を御覧ください。新型コロナウイルス感染症にかかる経済対策について御説明いたします。 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴いまして、県内の観光、小売、製造業者が大きな打撃を受けております。加えまして、日米での株価の乱高下、不安定な為替相場など、経済状況の深刻さが増しております。 とりわけ、年度末を迎える中、県内企業の資金繰りが急速に悪化しておりまして、緊急の金融支援が必要でありますことから、3月18日、県議会も令和2年度一般会計補正予算の議決を得まして、県制度融資新型コロナウイルス感染症対応枠の融資枠を500億円拡大する追加支援策を実施しているところでございます。 具体的な内容は2(1)でございますけれども、融資枠を500億円拡大し、信用保証料の事業者負担をゼロにするとともに、融資限度額の5,000万円を8,000万円に引き上げ、融資利率の0.2パーセント引き上げを実施しております。加えまして、市町に対しまして利子補給を上乗せを依頼しておりまして、市、町、金融機関、保証協会と連携いたしまして、中小企業の資金繰りを強力に支援していくということでございます。(2)でございますが、3月24日現在、389件、約76億円の申し込みがありまして、業種別では、卸・小売、製造業、飲食業、それから宿泊旅行業ほか、また地域別では東部が多くを占めております。 明日3月27日は、本部員会議を受けまして、県、政令市、市長会、町村会で構成いたします、経済対策会議の第3回会議を開催いたします。情報交換を今後の対策等につきまして、意見交換を行い、密接な連携を図ってまいります。 引き続き今後の対応でありますけれども、引き続き、4月にも見込まれます、国の緊急経済対策の動向を注視いたしまして、事態に即した対応策の検討をすすめ、機を逸することなく、迅速かつ的確な経済対策を講じてまいります。以上であります。
金 嶋 危 機 管 理 監	ただいまの報告について、質問等ありますか。 それでは次に(4)大規模イベントの開催に関する考え方(案)を議題とします。お手元の資料4を御覧ください。この案は、国の専門家会議の提言及びそれを受けて発出された文化庁及びスポーツ庁の通知を踏まえて作成したものです。事務局、案を読み上げてください。
後 藤 危 機 政 策 課 長	読み上げます。本県での大規模イベント等の開催については、3月10日に示された国の方針を踏まえ、新たに国の判断が示されるまでの間、引き続き中止、延期又は規模縮小等の適切な対応を要請してきたところである。3月19日に開催された国の専門家会議において、全国的な大規模イベント等については全国的な感染拡大につながる懸念もあるため、引き続き主催者がリスクを判断して慎重な対応は求められるとの見解が示された。これを受けて、3月20日に、文化庁及びスポーツ庁より、「各種文化・スポーツイベントの開催に関する考えについて」の通知が発出されたところである。本県では、これまでに新型コロナウイルスへの感染が確認された患者が3例報告されているものの、いずれも感染ルートが特定され、感染が一定程度に収まっている状況である。 しかしながら、地域ごとの状況に応じて、一人ひとりがリスクを踏まえて慎重に行動することが重要である状況に変わりはない。このため大規模イベント等の開催については、集団感染のリスクが高いことから、国の方針も踏まえ、主催者がリスクを勘案し、引き続き、慎重な対応をお願いする。

金嶋危機管理監	この案について質問等ありますか。それでは本部長、この案により決定してよろしいでしょうか。
本部長	はい。了解しました。
金嶋危機管理監	他に報告事項等のある部局はありますか。
本部長	はい。私からよろしいでしょうか。先ほど入ったばかりの情報なんですけれども、東京都が、週末における外出を控えるようにという呼びかけを都民にしているわけですね。それを受けて、本県も東京の近くということで、都内が感染経路がわからないまま今感染者が増えているということから、不要不急の外出を控えるということですね。山梨県がですね、週末における東京への上京を控えるようにという伝達をしているようですが、これは、東京都の状況に照らしてですね、来られる方もそれを県民に呼びかけたらどうかと思うのですが、いかがでしょうか。
金嶋危機管理監	今の件ですが、この後、知事から県民の皆さんに呼びかけする中に、東京都とは入っていないんですけれども、感染が拡大するところについて今知事から御提言がありましたので、東京都も含めてという形でですね、感染が拡大している地域への呼び掛けを入れたいと思っております。
本部長	はい。そういう意味では、名古屋もそうですし、愛知県もそうですよね。この表現でよろしければ、感染拡大する地域は日々報告されているから、わざわざ固有名詞を上げる必要はないという方向でよろしいですか。
金嶋危機管理監	はい。その他報告事項等ございますか。 それでは、私から1点、情報共有を行いたいと思います。資料はございません。国はですね、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、政府対策本部を本日中に設置する方針と伺っております。政府対策本部が設置されますと、各都道府県は直に対策本部を設置することとされております。ただし、本県ではすでに対策本部を立ち上げ、またその組織権能は法の定める本部同様であります。このため、国の本部が設置された場合、本県の現在の体制を法定の本部に切り替えて対応することについて、皆様と情報共有を行いたいと思います。以上です。よろしいでしょうか。
本部長	これ自体が法定の、本部員会議ということですね。わかりました。
金嶋危機管理監	それでは次に、本部長から指示事項お願いします。
本部長	本日の会議におきまして、関係局から報告がございましたが、県では新型コロナウイルスの感染拡大に対応するため、先の県議会2月定例会において、感染拡大防止と経済対策を柱とした、総額23億9700万円の予算を確保いたしました。 また、昨日、新型コロナウイルス感染症の影響による休業などにより生活資金が必要となる方に対し、生活福祉資金の特例貸付を行うための資金として県社会福祉協議会に助成する5億8000万円の追加補正予算を決定いたしました。各部局においては、現場の声をしっかりと受け止めていただきまして、国や市町と緊密に連携し、迅速かつ的確な対策の実施に全力を挙げてください。また、国において、新たな経済対策が検討されていることから、積極的な情報収集に努めるよう、併せてお願いいたします。以上であります。
金嶋危機管理監	はい。以上で議事は終了します。次に、知事から県民の皆様への呼びかけをお願いいたします。
本部長	県民の皆様への呼びかけをさせていただきます。 本県では、これまでに新型コロナウイルスへの感染が確認された患者が3例報告されていますものの、いずれも感染ルートが特定されており、感染が一定程度に収まっている状況と考えられます。 しかし、国の専門家会議では、国内の感染状況について、「持ちこたえています、一部の地

	<p>域で感染拡大がみられる」という見解が示されており、感染者が日々増加している地域もあります。このため、県では、今後懸念される感染の拡大に備え、県の医療専門家会議の意見等を踏まえ、必要な対策にも取り組んでまいります。</p> <p>県民の皆様におかれましては、引き続き油断されることなく、手洗い、咳エチケットの徹底をお願いいたしますとともに、換気の悪い「密閉空間」、多数の人が集まる「密集場所」、間近で会話や声を出す「密接場面」、この3つの密、密閉・密集・密接の「3つの密」の条件が重なる環境を避けてくださいますようお願いいたします。また、感染が拡大している地域への不要不急の移動は、できるだけ避けてくださるよう、併せてお願いいたします。大規模イベント等の開催につきましては、集団感染のリスクが高いことから、国の方針も踏まえ、主催者がリスクを勘案し、引き続き、慎重な対応をお願いいたします。また、県では、新型コロナウイルスの感染拡大防止と県内経済への影響に対処するため、「感染拡大防止対策と医療提供体制の整備」、「中小企業者への支援」、「観光誘客対策」の3つの柱で対策を講じるため、約24億円の予算を確保いたしました。</p> <p>さらに、休業や失業により生活資金が必要となる方に対しましては、生活福祉資金の特例貸付を行うために、約6億円の予算を確保いたしました。昨日より、市町の社会福祉協議会におきまして、受付を開始しております。</p> <p>県といたしましては、感染拡大防止と県内経済対策、そして、県民の皆様の生活支援に全力を尽くしてまいりますので、県民の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。以上です。</p>
金 嶋 危 機 管 理 監	以上で会議を終了します。

大規模イベント等の開催に関する考え方

本県での大規模イベント等の開催については、3月10日に示された国の方針を踏まえ、新たに国の判断が示されるまでの間、引き続き中止、延期又は規模縮小等の適切な対応を要請してきたところである。

3月19日に開催された国の専門家会議において、全国的な大規模イベント等については全国的な感染拡大につながる懸念もあるため、引き続き、主催者がリスクを判断して慎重な対応が求められるとの見解が示された。

これを受けて、3月20日に、文化庁及びスポーツ庁より、「各種文化・スポーツイベントの開催に関する考え方について」の通知が発出されたところである。

本県では、これまでに新型コロナウイルスへの感染が確認された患者が3例報告されているものの、いずれも感染ルートが特定され、感染が一定程度に収まっている状況である。しかしながら、地域ごとの状況に応じて、一人ひとりがリスクを踏まえて慎重に行動することが重要である状況に変わりはない。

このため、大規模イベント等の開催については、集団感染のリスクが高いことから、国の方針も踏まえ、主催者がリスクを勘案し、引き続き、慎重な対応をお願いする。

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部 第5回本部員会議議事録

開催日時:令和2年4月1日(水)午後2時～2時20分

開催場所:別館9階 特別第1 会議室

黒田 危機 管理部 参 事	これより静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部第5回本部員会議を始めます。進行を危機管理監にお願いします。
金嶋 危機 管理監	まず最初に、本日の会議は、国から示された「3つの密」、密閉、密集、密接を避けるため、室内の換気を行い、出席者の座席の間隔を空けております。また、出席者を必要な範囲とするなど、必要な対策をしておりますことから、マスクの着用は不要としております。なお、花粉症等で必要な方は着用していただいても結構です。また、本日の会議は3月26日に、国が改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく政府対策本部を設置したことから、法に基づく会議として実施することであることも併せて報告いたします。それでは議事に入ります。議事の(1)、新型コロナウイルス感染症の県内の状況、及び、(2)静岡県新型コロナウイルス感染症調整本部の設置について、健康福祉部からまとめて報告してください。
藤原 健康 福祉部長	健康福祉部から報告いたします。まず資料をお開きください。 配布しました資料1、県内の状況について御説明いたします。患者発生状況でございます。県内発生患者は現在12名と把握しております。PCR検査結果は799件、帰国者接触者相談センターでの相談受け付け件数は1万1,575件。帰国者・接触者外来受診人数は377人になっております。一昨日から本県でも1日の間に複数の感染者が確認される事例が連続して生じるとともに、感染者の従事先が医療機関、という極めて重大な案件も生じております。これらの案件は、い ずれも県外において感染した方が感染源ではないかと想定しているところでございます。このことに鑑み、前回の会議で本部長から要請した通り、感染拡大の進んでいる首都圏等の地域への不要不急の移動については、引き続き避けていただくよう改めて県民の皆様をお願いすることが必要であると考えます。また、若い方の発症例が資料にあるように増えております。高齢者、持病をお持ちの方と もに、若い方につきましても感染の恐れがあるということを十分認識していただきたいと思えます。また、今回医療従事者が感染し、そこに通院、入院されている患者への感染拡大の可能性が生じておりますことから、改めて各医療機関におきましては、従事者に対する発熱状況等のチェックを徹底していただくよう、昨日注意喚起を行いました。医療体制の崩壊にも繋がりがかねない事態となり得ます。各医療機関での徹底をお願いしたいと考えております。同じく高齢者、障害者、子育て支援施設、こういった福祉施設に対しましても同様に注意喚起をすでに行いましたところでございます。 続きまして資料2を御覧ください。静岡県新型コロナウイルス感染症調整本部の設置についてでございます。新型コロナウイルス感染症が拡大した場合、入院する医療機関への転院や搬送を広域的に調整する必要が生じます。これを実施する本部を設置するものであります。2の体制にございますように、本部を県庁におきまして、東部、中部、西部に地域支部を設置いたします。これにより地域における迅速な患者搬送を実施することといたします。構成員は国の通知により、救急医療、感染症医療、集中医療の専門家を任命いたします。本日の本部員会議において御承認いただいた後、直ちに設置したいと考えております。以上です。
金嶋 危機 管理監	ただいまの報告について、質問等ありますか。 よろしいですか。それでは本部長、この案により、調整本部を設置してよろしいでしょうか。
本部長	はい、了解しました。調整本部を設置してください。
危機管理	他に報告事項となる部局はありますか。

監	
本部長	お茶がですね、インフルエンザには効果がある、ということが知られています。そしてまた広く免疫力があるということが知られておりますが、この点について一言触れる必要がありますか。どうでしょうか。経済産業部長。
天野 経済産業部長	免疫力があることは証明されておりますので、触れていただければありがたいと思います。皆さんにもお茶を飲んでいただくことができます。
難波 副知事	私は、むしろそれは避けた方がいいと思うんですね。科学的根拠、インフルエンザの場合はそうなんですけど、コロナの場合は、科学的根拠がはっきりしていませんので、それは誤解を招く可能性があるもので、それについては、インフルエンザについてはこうだけれどもという前提の上で、何かの形で、言及されるのはいいのではないかと。
本部長	その通りですね。まだそもそも、このコロナウイルス、COVID-19ですか、これについては治療薬も予防薬もワクチンもありません。 しかしながら免疫力をつけるってことがすごく大事で、インフルエンザには効果があるといわれるお茶が、そのままこの新型コロナウイルスに効果があるかどうかということとはわからない、ということなんですけど、ですからお尋ねしたんですけれども、免疫力を上げるという効果があると。今日教育長もいらっしゃるので、専門家の立場からいかがでしょうか。
木苗 教育長	私もお茶のほうは少し研究してたんなんですけれども、非常に大事な部分ですので慎重にやらないと誤解を招くと。もちろんお茶を飲んで悪いってことはないんですが、少なくともコロナに対してはデータがないと。そういう意味では少し研究してからのほうがいいじゃないかなあと。ということで、難波副知事のような考え方のほうが、慎重論をとっておいた方が。ただし、研究のほうは少しやって欲しいというのが一点です。
本部長	疫学的な研究ですね、これをぜひ、本県で飲んでる方と飲んでない方と、コロナにかかっている方が12名いらっしゃるということでですね、そうしたことも含めまして、ぜひその方面でのデータもですね、お願いしたいと思います。藤原部長いかがですか。
藤原 健康福祉部長	健康福祉部でございます。誤解を与えないためにそうしていただければと思います。
本部長	とりあえずはお茶については触れないということで、いいわけですね。はい、わかりました。
金嶋 危機管理監	その他報告事項等、ありますか。よろしいですか。 それでは、本部長から各部局に対して指示事項をお願いします。
本部長	今報告を受けまして、28日から今日までで、9名出たんですね。3月下旬から。本日1人増えて12名になったと。ここ数日、県内の感染者数が増加傾向にあるということでもあります。今後の感染拡大に備えまして、感染症医療体制を強化いたしますために、本日をもって静岡県新型コロナウイルス感染症調整本部を設置いたします。県内の感染状況を一定程度に抑えるためには、県民の皆様への積極的な情報の提供や、医療機関、福祉施設等での感染防止対策の徹底が重要になります。年度初めの人事異動で、各部局の体制も新しくなったところではありますけれども、県として万全の対策がとれるように、全庁を挙げて取り組んでくださるよう強くお願いいたします。よろしくをお願いします。
危機管理監	以上で議事は終わります。次に、知事から県民の皆様への呼びかけをお願いします。
本部長	県民の皆様へ、呼びかけをさせていただきます。 本県では、新型コロナウイルスの感染が確認された患者が現時点で、12例報告されています。ここ数日は増加する傾向にあります。3月28日に4人目の感染者が出ました。29、30、31、1日、そこで9人が増えて、計12名が現在感染されているということでもあります。このため県では、今後懸念される感染の拡大に備えまして、救急医療、感染症医療、集中医療等の専門家で構成する静岡県新型コロナウイルス感染症調整本部をたどいま設置を決めました。県内の感染症

	<p>医療体制等の強化に取り組む次第であります。県民の皆様には引き続き油断することなく、手洗いと咳エチケットをお願いいたします。なぜ手洗いが大切かといいますと、コロナウイルスはそのウイルスの膜が油で覆われています。これが石鹸で洗いますと、溶けるので、従って手洗いが極めて重要なのであります。咳エチケットが重要なことは言うまでもありません。ウイルスは肺に付きますから、この肺から出てくるウイルスが、この咳などの時に移りますから、咳エチケットが極めて重要だということでございます。</p> <p>いま国が言われておりますように3つの密、すなわち換気の悪い密閉空間の密、多数の人が集まる密集場所の密、身近で間近で会話や声を出す密接場面での密、この三つの密の条件が重なるような環境は、ぜひぜひ避けてくださるようお願いいたします。</p> <p>また、現在、東京都、大阪府、愛知県など感染が拡大しています。このような感染が拡大している地域への不要不急の、どうしても行かなくちゃならないことを除きまして、不要不急の移動は極力避けるように、そしてまた、現在静岡県の感染者だけでも10代、20代の若者が感染しておりますから、若者の皆様方を含め、すべての老若男女すべての県民の皆様はこのことをお願い申し上げます。あわせて、医療機関、福祉施設等におきましては、従事者に対する発熱状況等のチェック並びに施設の消毒等を徹底してくださるよう強く申し上げます。すでに、一つの病院で院内感染の疑われるところが出てきました。こういうことがあってはなりません。これは最後の砦でありますから、医療機関関連の施設等々は消毒を改めて、徹底してくださるようお願いを申し上げます。県内の医療福祉体制を維持するために必要な体制、また対策をとってくださるよう万全を期してくださいようお願いをいたします。私ども県といたしましては、感染拡大防止に全力を尽くしてまいりますので、県民の皆様方の御理解と御協力を尽くしてお願いするものであります。よろしく申し上げます。</p>
<p>金嶋危機 管理監</p>	<p>以上で会議を終了いたします</p>

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部 第6回本部員会議議事録

開催日時:令和2年4月8日(水)午前11時～11 時15分

開催場所:別館9階 特別第1 会議室

黒田 危機 管理部 参 事	これより静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部第6回本部員会議を始めます。進行を危機管理監にお願いします。
金嶋 危機 管理監	<p>本日の会議は、昨日、国が東京都等7都府県に対して緊急事態を宣言したことを踏まえ、本県の対応を協議するために開催するものです。</p> <p>最初に情報共有を行います。参考資料1を御覧ください。資料5の次になります。この資料は、昨日の緊急事態宣言の発令を受け、国から各都道府県に通知されたもので、都道府県はこの対処方針に基づき、新型コロナウイルス感染症対策を実施することとされております。各部局においては、今までの取り組みも含め、必要な対策の実施について、再確認をお願いします。</p> <p>それでは議事に入ります。議事の(1)、新型コロナウイルス感染症の県内の状況、及び、(2)本県の医療体制の状況について、健康福祉部からまとめて報告をお願いします。</p>
藤原 健康 福祉部長	<p>報告いたします。資料1-1、県内の状況について説明いたします。まず表中1、患者の発生状況についてでございます。4/7現在、県内発生患者は22名となり、現在、感染症指定医療機関に入院している人は19名となっております。</p> <p>2の、PCR検査件数は1,206件。その下の3の帰国者接触者相談センターでの相談受け付け件数は1万5,449件、4の帰国者・接触者外来受診人数は720人となっております。次のページ、資料1-2、横表です。入院患者等の推移でございます。3月27日以降入院患者数は急激に増加しております。赤の棒グラフにある通り1日当たり、複数の患者が発生しているということが原因でございます。</p> <p>次の資料1-3をご覧ください。PCR検査人数の推移でございます。静岡市内の医療従事者の感染が確認された3/30以降、医療機関での集中的な検査、これがあつたこともありまして、直近相当数増加している状況にあります。</p> <p>次の資料1-4でございます。保健所の帰国者・接触者相談センターへの相談件数でございます。3月末から増加傾向にあり、4月6日には日に800件を超える相談となっております。現在の本県の感染状況は感染経路が県外からの移動によるもの、と明確になっており、積極的疫学調査を徹底して行っていることで、二次、三次感染の拡大を抑制できている状況にあります。</p> <p>感染者の方々、そして周囲の方々や、事業者の皆様のご協力の上に成り立っているところでありまして、感謝申し上げます。しかし、昨日の緊急事態宣言を踏まえまして、指定地域におられる方が本県に帰省されるケースが増加すると見込まれます。無症状であってもすでに感染している可能性も否定できません。街中での感染、いわゆる市中感染これが発生してもおかしくないリスクは高まるものと認識しております。このため、今後の感染拡大に備えた医療体制の方向性を次の資料2の通り、進めて参ります。御覧ください。</p> <p>まず現状認識でございます。県内の感染症指定医療機関には46床の病床ありますが、本日現在、19人が入院し治療を行っております。先ほどの資料1-2にありました通り、一日あたりの患者が複数発生しており、このままでは、来週中にも感染症指定医療機関だけでは入院治療が不可能となることも予想されます。よって、方向性といたしまして、感染拡大について、現状の感染早期をベースに、移行期・まん延期その三つの段階を設定しまして、その段階の区分を重症患者数から軽・中等症者患者数、これを目安として設定し、それに対応した医療提供体制を示して参ります。本日16時から開催予定の感染症医療専門家会議において、全体の現状認識の共有、そして東・中・西各地域ごとの予想される状況を共有し、具体的方策について助言をいただきます。その上で、速やかに対応策を立て、各機関及び民間施設等と調整を行い、実行して参りま</p>

	す。以上です。
金 嶋 危 機 管 理 監	ただいまの報告について、質問等がありますでしょうか。
難 波 副 知 事	資料 1-1 で質問させていただきます。2, 3, 4、の PCR と帰国者の相談受付件数と受診人数のところですが、地方衛生研究所で 72 件が測定可能となっているんですけども、1 日から 67 件で満杯近い状態のようですが、そこはどうか。それから相談センターの相談件数が急増してるので、そちらの容量ですね、対応能力という面で、問題はないか。
藤 原 健 康 福 祉 部 長	まず PCR 検査件数につきましては、地方衛生研究所、県内 3 施設では、72 件ですか、これ以外に民間の機関が 2 つほど可能なところがございます。そちらの能力は 2 つ合わせて、300 件を超える程度測定可能となっている状況です。 それで相談の受け付け件数等につきまして、確かに今、相談の件数が非常に伸びております。県におきましては、それに対応するべく、今後相談電話の回線の数ですとか、受け付ける側の人員体制ですね、こういったものをですね、県庁内、それから他の機関等含めまして、十分対応できるような体制を築く、という方向で今早急に検討を進める所存でございます。以上です。
金 嶋 危 機 管 理 監	他に質問等ありますか。次に、(3) 学校における教育活動について、教育委員会から報告をお願いします。
長 澤 教 育 部 長	教育委員会です。資料 3 を御覧ください。学校における教育活動について報告をいたします。県立学校につきましては、昨日の 4 月 6 日から順次再開したところでありますが、昨日の緊急事態宣言に伴い、指定地域である隣接県等との人の往来の状況を踏まえ、子供たちの感染のリスクを最大限避けるため、全県立学校の臨時休校を行うことといたしました。 2 に記載の通り期間は 4 月 11 日土曜日 から 4 月 26 日 日曜日 までとなりますが、休校期間中の児童生徒への支援について丁寧に対応してまいります。(1) でありますように、高等学校につきましては、生徒の健康状態や家庭学習の状況を把握するため、感染拡大防止の措置を取った上で、登校日を設けることや生徒に課題を与え、学習に著しい遅れが出ないよう支援をしてまいります。また、スクールカウンセラーによる相談体制を整え、心のケアに努めることとしております。なお部活動は中止といたします。(2) にございますように、特別支援学校につきましては、やむを得ず家庭や、放課後等デイサービスで過ごすことが困難な場合、通学をしている特別支援学校において、通常の授業に相当する時間帯の受け入れを行い、児童生徒等の居場所の確保を図ってまいります。なお、感染のリスクが高いため、スクールバスの運行と給食の提供はございません。また、休校期間中は、児童生徒等の健康状態の把握に努めるほか、学習課題の提供を行い、必要に応じて面談の機会を設けるなど、心のケアにも努めて参ります。なお、4/7 時点で公表されている市町教育委員会の状況は記載の通りでございます。以上でございます。
金 嶋 危 機 管 理 監	ただいまの報告について、質問等ありますか。 それでは本部長、教育委員会の報告について御意見等ありますでしょうか。
本部長	今回の教育委員会の御判断は、感染拡大が懸念されている中で、児童・生徒の健康・安全を第 1 に考え、また、児童・生徒から家族への感染防止など、社会全体でも感染抑止の必要性を踏まえた対応であります。私としても、この方針を尊重いたします。以上です。
金 嶋 危 機 管 理 監	それでは次に (4) 本県の経済対策の取り組み状況について経済産業部から報告をお願いします。
天 野 経 済 産 業 部 長	経済産業部です。お手元の資料 4 を御覧ください。県では新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴いまして急速に資金繰りが悪化しております 中小企業者の経営維持・安定を図るために、県制度融資、新型コロナウイルス感染症対応枠の融資枠を 500 億円拡大する追加支援策を現在実施中でございます。2 月 12 日から取り扱いを開始いたしました、新型コロナウイルス感染症対応枠につきまして、3 月 18 日に県議会の議決を得て、融資枠の 500 億円への拡大、信用保証料の事業者負担ゼロ、融資限度額の 8,000 万円へ

	<p>の引き上げ、融資利率の0.2パーセント引き下げ等実施いたしまして、市町、金融機関、保証協会との連携によりまして、中小企業の資金繰りを強力に支援しているところでございます。国は、昨日発表いたしました緊急経済対策の中で、各都道府県の制度融資を活用し、民間金融機関における金融支援を盛り込んだところでございますが、本県では国に先立ち、県制度融資に新たな対応枠を設けて、県内企業の3月期決算を見据えた資金繰りの支援を行ってまいりました。その結果、資料中段の(2)でございますが、県制度融資の申し込み状況は、4月6日現在1,162件、約318億円の申し込みがあり、うち制度を拡充した3月18日以降の申し込みは1,114件、約312億円となっております。業種別では、当初の観光宿泊業から卸・小売、製造業、建設業へ、また地域別では、東部の融資申し込みが最も多くなっております。これらも融資の申し込み状況の推移を見ますと、新年度4月に入ってから、むしろ増加傾向にありまして、今後4月補正予算を見据えつつ、県内中小企業の資金繰り支援に対しまして、万全を期してまいりたいと考えております。明日4月9日には県、政令市、市長会、町村会で構成いたします、経済対策会議の第4回目を開催いたします。今回の会議では国の緊急事態宣言、緊急経済対策の概要、県制度融資の申し込み状況、今後の追加支援策の検討状況等について情報共有、意見交換を行うこととしております。昨日決定されました国の緊急経済対策を踏まえまして、深刻な影響を受けている中小企業者への一層の支援など、迅速的確な計画対策を講じてまいります。以上であります。</p>
金 嶋 危 機 管理監	<p>ただいまの報告について質問等ありませんか。他に報告事項がある部局等ありますか。それでは最後に、本部長から指示事項お願いします。</p>
本部長	<p>経済産業部長の方からの御報告は、国に先駆けて、300億円を越す申し込みがあったということで、いかに多くの方が困っているか、というのがよくわかりました。さて、県民の皆様には、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けて日々大変な御協力を賜っておりますこと、なakanずく医療関係者の皆様の御尽力により医療体制が維持されておりますことを心から感謝しております。昨日、東京都をはじめ、7都府県に緊急事態宣言が発令されました。首都圏に隣接しているのが我が県であります。本県においても、今後感染者が増加する事態が懸念されます。それゆえ県民の命を守るためには、感染の拡大を防ぐことが何よりも重要であります。本日の様々なご報告を踏まえまして、本県の医療体制の確保に向けて、関係部局が連携して迅速に取り組んでくださるようお願いいたします。</p> <p>また経済対策につきましては、すでに確保した県の補正予算を活用するとともに、この度閣議決定された国の補正予算を踏まえ、必要な対策について補正予算を編成するよう、本日指示いたしました。各部局におきましては、県議会、関係団体等、現場の声をしっかりと受けとめ、感染拡大防止対策、経済対策、生活支援対策等について、全庁を挙げて取り組むようお願いいたします。以上であります。</p>
金 嶋 危 機 管理監	<p>以上で議事は終了します。次に知事から県民の皆様へ呼びかけをお願いいたします。</p>
本部長	<p>県知事の川勝平太でございます。緊急事態宣言が発令された中でございますので、マスクをつけたままで皆さんにお声掛けをさせていただきます。昨日、首相の緊急事態宣言を受けた私の記者会見におきまして、県民の皆様へ呼びかけを行いました。生活に直結する大変重要なことでありますので、改めまして、県民の皆様へ呼びかけをさせていただきます。</p> <p>県民の皆様には、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向け、日々大変なご協力を賜っておりますことに、医療関係者の皆様の御尽力により、またこの医療体制が目下のところしっかりと維持されておりますことに心より感謝を申し上げます。本県では、新型コロナウイルスへの感染が確認された患者が現時点で22例報告されております。ここ1週間、残念ながら増加してきております。昨日、首相から東京都をはじめ、7都府県に緊急事態宣言が発令されました。指定された都府県では感染拡大防止のため、住民の外出自粛や一部施設の使用制限などが要請されます。本県は指定地域になっておりませんが、政府方針に基づき、国民が一丸となって地</p>

	<p>域の実情を踏まえつつ、迅速かつ適切に感染拡大防止の措置を講じてまいります。まず県民の皆様には、東京都などの指定地域への訪問を避けていただくようお願いいたします。指定地域以外にも、例えば埼玉、兵庫、福岡、これら指定地域よりも多くの感染者がいる地域もございますから、よく情報をご覧になった上で、仕事等でどうしても訪問せざるをえない場合には、こまめな手洗いやマスクのご着用など、徹底的に感染リスクを避ける行動をとってくださるようお願いいたします。指定地域から本県に帰省或いは訪問される方は、現在無症状であっても、すでに感染している可能性があります。人との接触機会を減らすなど、感染予防行動を徹底してとってくださるようお願いを申し上げます。また、発熱など体調不良等が生じた場合には、帰国者接触者相談センターがございますので、直ちにご相談ください。一方で、帰省者等を受け入れる御家族の皆様方、この方がすでに感染しているかもしれないという危機意識をお持ちいただきたいと存じます。一定期間の間、なるべく生活の共有部分を空けるなど、自分が移されない行動をとっていただくようお願いをいたします。県民の皆様には引き続き、三つの密が同時に重なる環境を避けること、そしてまた、自らがかからないための手洗い、人にうつさないための咳エチケットなど、できる限り感染予防行動を徹底して継続してくださるようお願いをいたします。また、緊急事態宣言が発令された東京都などの指定地域内におきましても、食料品や医薬品など、生活必需品の販売は継続されております。物資の流通体制は確保されております。したがって、県民の皆様には、買い急ぎ等を行うことなく、安心して落ち着いて行動してくださるようお願いをいたします。</p> <p>さらに、誤った情報を意図的に流す方々がいらっしゃいます。ベトナムでは厳しく、これは罰金措置が加えられているくらいであります。しかし、日本では、それぞれの皆様方の賢明な行動に期待をしております。昨今の携帯スマートフォン等の普及が悪用されているのは、遺憾の限りであります。県民の皆様には、新型コロナウイルス感染症に関する誤った情報、いわゆる風評に惑わされることがないように、情報の真偽をよく見極めていただきますとともに、自ら情報発信についても誤解されることのないように十分に御留意ください。</p> <p>県内の感染状況等を踏まえまして、休校措置を取る学校が多くあります。新学期を楽しみにしていた学生の皆様方、保護者の皆様には大変な御心配をおかけしております。お子様の健康安全の第1に考え、またお子様から家族への感染防止など、社会全体での感染抑止の必要性を踏まえた対応であります。何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。また保護者の皆様がお勤めの企業などにおかれましては、引き続きご配慮をお願い申し上げます。</p> <p>県といたしましてはこのたびの国の緊急経済対策に合わせ、感染拡大防止策や医療提供体制の整備、深刻な影響を受けている中小企業・小規模企業への一層の支援など、補正予算を編成し、速やかに対応してまいりますので、今後とも県民の皆様のお理解と御協力をお願いする次第であります。よろしくようお願いいたします。</p>
金 嶋 危 機 管 理 監	以上で会議を終了します。

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部 第7回本部員会議議事録

開催日時:令和2年4月17日(金)午後2時～2時20分

開催場所:別館9階 特別第1 会議室

黒田危機管理部参事	これより静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部第7回本部員会議を始めます。進行を危機管理監にお願いします。
金嶋危機管理監	本日の会議は、昨日国が緊急事態宣言の対象地域を本県を含むすべての都道府県に拡大したことから、国の基本的対処方針や、全国知事会での議論を踏まえ、本県の実施方針を決定するために開催するものであります。 それでは議事に入ります。(1)緊急事態宣言の全国への拡大について事務局から報告ください。
酒井危機対策課長	緊急事態宣言地域の全都道府県への拡大について説明します。資料1を御覧ください。4月16日、政府の基本的対処方針等諮問委員会が開催され、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象地域が7都道府県から全都道府県に拡大された。指定期間は5月6日までとなっております。今回の決定は全国的に感染拡大の傾向がみられることから、地域の流行を抑制し、特に大型連休期間における人の移動を最小化することを目的として決定されています。 今回新たに感染拡大防止の取り組みを重点的に進める特定警戒都道府県が設定されています。すでに宣言がされている東京都、神奈川県などに加え、北海道、茨城県など、6道県が追加になり、13都道府県が特定警戒都道府県となっております。上記以外の本県を含む34県は、感染拡大防止を主眼としつつ、特定の措置については、地域の感染状況や、経済社会に与える影響を踏まえ、知事が実施の判断を行うものとされています。4月16日に変更された基本的対処方針における知事の実施事項において、主な措置としてあります、外出自粛を要請するなどの取り組みの中で、(3)学校や福祉施設など各種施設の使用停止の要請や指示、(8)、在宅勤務、テレビ会議の活用等の推進、(9)国民生活等に不可欠な業務を行う事業を継続要請につきましては、静岡県を含むその他の県におきましては、地域の感染状況や経済社会の影響を踏まえ、知事がその実施を判断するとされています。以上であります。
金嶋危機管理監	ただいまの報告について、質問等がありますでしょうか。よろしいですか。 それでは次に(2)新型コロナウイルス感染症の県内の状況、および(3)感染症対策専門家会議の新設について、健康福祉部からまとめて報告してください。
藤原健康福祉部長	報告いたします。資料2、県内の現状でございます。 4月16日現在の患者の発生状況は、県内発生患者は49名となり、8名が退院なされました。現在、感染症指定医療機関に30人、一般病院に9人、合計39人が入院、2名が入院を調整するための自宅待機という状況になっております。PCR検査件数は、1,937件、帰国者・接触者相談センターでの相談受付件数は2万3,870件、帰国者接触者外来受診人数は1,001人となっております。なお、昨日のPCR検査におきまして、富士市の方が陽性である旨、判明いたしました。この方につきまして現在保健所におきまして積極的疫学調査を実施しているところがあります。濃厚接触者の特定に至らない、つまり、県内初の感染経路の不明な事例となる可能性もございます。慎重に積極的疫学調査を進めて参ります。資料3を御覧ください。国の緊急事態宣言がすべての都道府県を対象としたことから、新型コロナウイルス感染症の拡大防止とともに、感染移行期に備え、患者の重症度に応じた適切かつ円滑な医療体制を確保するため、対策本部に助言をいただいております、感染症医療専門家会議、これを発展させ、新型コロナウイルス対策に特化した感染症対策専門家会議、そして県内の医療体制の維持に特化した医療専門家会議の二つを設置し、それぞれから対策本部に御助言をいただく体制に移行し

	<p>たいと考えます。なお、感染症対策専門家会議のもとには、ふじのくに感染症専門医協働チームを設け、県内の多くの感染症専門医の総力を挙げて、新型コロナウイルス感染拡大の防止に取り組んで参ります。このほか、緊急事態宣言の発令に伴いまして、県民の皆様から帰国者・接触者相談センターへの相談が飛躍的に増加することが見込まれます。このため、帰国者・接触者相談センターの体制を強化することとし、静岡総合庁舎に、帰国者・接触者相談センターのコールセンターを設置し、速やかに相談を受けられる体制を早急に整えます。また、医療体制といたしましては、感染症指定医療機関ほか、感染患者を受け入れていただける医療機関との調整を進め、合計 200 床を確保するとともに、軽症者の療養施設となるホテルについて確保を進めて参ります。以上です。</p>
金嶋危機管理監	<p>ただいまの報告について、質問等ありますか。</p>
小櫻がんセンター局長	<p>がんセンター局でございます。私からは医療現場の立場から3点ほど申し上げさせていただきます。まず1点目でございますけれども、ただいま健康福祉部長から報告がありました通り、これから感染症対策専門家会議、それとそれのもとに感染症専門医協働チームの設置というお話がありました。現場の皆様、非常にこれは期待が大きいです。ぜひとも早期にこの組織を立ち上げていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。続いて2点目でございます。この感染症の対策専門家会議、或いは協働チームにつきましては、対策本部、或いはその中のいろんな組織でさらに関係機関との非常に密接な連携というのもぜひお願いをしたいというふうに思っています。そのためにも、ぜひ情報の共有化ということをぜひ重点に置いて進めていただければというふうに思っております。できましたら、リアルタイムで、関係者だけでも、現在の感染症の状況がわかるような、そういう情報の共有化というのをぜひ進めていただきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。</p> <p>3点目は、現在医療現場では、感染症対策のための資材、非常に不足してございます。大変厳しい状況になっております。そのために、ぜひ県庁挙げて、この調達の支援もぜひお願いしたいと考えております。静岡がんセンターにおきましては例えばファルマバレーセンターと協働して、資材の調達についていろんなルートを開拓しているということ。それと、不足する物資につきましては、ファルマバレーセンターと共同して、いろんな物資を、製造する、或いは開発するっていうようなこともすでにもう立ち上げてございます。ぜひ、こういう動きにつきましても、御支援をいただくとともに、現場のいろんな不足する情報というものを、ぜひこういう専門家チームにも集約していただきまして、できる限りの支援ということで体制を築いていただきたいというふうに思っています。以上であります。</p>
金嶋危機管理監	<p>ただ今のがんセンター局からの報告も含めて、質問、御意見等ございましたらよろしく願いします。それでは本部長、健康福祉部からの報告について指示をお願いいたします。</p>
本部長	<p>感染症医療専門家会議の見直しにつきましては、山口建先生からも貴重なアドバイスをいただきまして、ファルマバレーと協力してやっていくことが極めて重要であると。そしてまた、我々は県民の命をお守りするという最大の使命がございまして、そのために、感染の拡大防止と医療体制を確保することが極めて重要です。今回提案された感染症対策専門家会議の新設は、今後の感染拡大に備えた医療対策として、非常に重要であると考えております。早急に具体的な検討を行ってくださるようお願いいたします。以上です。</p>
危機管理監	<p>それでは次に(4)県立学校の臨時休校期間の延長について教育委員会から報告願います。</p>
木苗教育長	<p>教育長の木苗です。私のほうからは、県立学校の臨時休校期間の延長について、御説明いたします。県立学校については、指定地域である隣接県等との人の往来の状況を踏まえ、子供たちへの感染のリスクを最大限に避けるため、4月11日土曜日から4月26日日曜日までの間、全県立学校を臨時休校としていただいております。昨日、緊急事態宣言が全国に発令されたことを受けまして、人との接触を制限するため、臨時休校期間を延長することといたしました。2</p>

	<p>に記載の通り、期間については、4月27日月曜日から、5月10日日曜日までとし、休校期間中の児童生徒への支援については、引き続き丁寧に対応してまいります。</p> <p>具体的な対応に変更はございませんけども、高等学校については、生徒の健康状態や、家庭学習の様子を把握するため、感染拡大の防止の措置を取ったうえで、必要最低限の登校日を設けることや、生徒に課題を与え、学習に著しい遅れが出ないように注意してまいります。またスクールカウンセラー等による相談体制を整え、心のケアに努め、部活動については、引き続き中止といたします。</p> <p>特別支援学校については、家庭や放課後等デイサービスで過ごすことが困難な場合は、通学している特別支援学校において、通常の授業に相当する時間帯の受け入れを行い、児童生徒等の居場所の確保を図って参ります。なお、感染のリスクが高いため、スクールバスの運行と、給食の提供は行いません。ただ、休校期間中は児童生徒の健康状態の把握に努めるほか、学習課題の提供を行い、必要に応じて面談の機会を設けるなどの、心のケアにも努めていくことといたします。</p> <p>児童生徒、保護者の皆様には長期の休校となり、御負担をおかけすることとなりますが、感染症の拡大を一日でも早く収束させるため、引き続きご理解とご協力をお願いしてまいります。県教育委員会は教職員一丸となって、全力で子供たちの安全、安心の確保に向けた対策に最善を尽くしてまいります。私からの報告は以上です。</p>
金嶋危機管理監	<p>ただいまの報告について、質問等ありますでしょうか。本部長、教育委員会の報告についてご意見等ありますか。</p>
本部長	<p>これまで2週間、4月26日までが休校措置、今回、緊急事態宣言が全都道府県に拡大されました。それを踏まえて、こういった措置をとられたということですね。こども児童の安全を第一に、こども児童が感染すれば御家族にも関係しますから、こうしたことを踏まえて、今回、休校を5月10日まで延長された、ということで、誠に理にかなったご決定だと思っております。以上であります。</p>
金嶋危機管理監	<p>次に、(5)その他各部の取り組みについて報告はありますか。経営管理部お願いします。</p>
杉山経営管理部長	<p>経営管理部からは、県職員の服務等について状況報告いたします。資料の5を御覧ください。まず1の出勤者数縮減への取り組みでございますが、すでに公表した通りでございます。4月20日から4月26日までは、所属職員の2割、21日から5月8日までは5割、という目処を持って運営していくということに変わりはございません。次に2でございます。感染が拡大している地域に居住する職員の服務取り扱いですが、愛知県はですね、昨日、特定警戒都道府県として位置付けられたこともございますので、愛知県に居住する県職員は原則として、在宅勤務とする対象に加えてまいります。</p> <p>3です。食堂等の利用の分散化でございます。昼休みをですね、11時30分から14時の間で1時間選択できることといたしました。これによって、昼休みにおける庁内の食堂、エレベーターもろもろのですね、混雑を避けるという狙いでございます。各所属の状況において、適宜選んでいただきたい。弾力的な運用をしてまいりますので、ご協力をお願いしたい。</p> <p>4、都道府県を跨いだ移動自粛の徹底でございます。この件につきましてはすでにお伝えしているところでございますが、大型連休を控えまして、再度ですね、職員にこの旨を徹底して参るという予定でございます。以上です。</p>
金嶋危機管理監	<p>ほかに報告等のある部局はありますか。スポーツ・文化観光部お願いします。</p>
植田スポーツ・文化観光部長	<p>スポーツ・文化観光部です。資料ありません。口頭で報告いたします。県有施設のうち、県立水泳場などのスポーツ施設、県立美術館などの文化施設、日本平夢テラスなどの観光施設につきましては、この緊急事態宣言を受けまして、明日4月18日から5月の6日までの期間閉館することといたします。また併せまして、駿河湾フェリーにつきましても、4月20日から5月31日まで、</p>

	全便運休いたします。このことを御報告いたします。以上でございます。
金嶋危機管理監	ただいまのそれぞれの報告について質問等ありますでしょうか。よろしいですか。次に、(6)緊急事態宣言を受けての静岡県の実施方針(案)を議題とします。事務局から説明してください。
山田危機政策課長	資料6をご覧ください。特措法に基づく緊急事態措置に係る静岡県実施方針、令和2年4月17日、静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部。新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく緊急事態宣言を受け、政府対策本部の基本的対処方針で示された重要事項をもとに次により緊急事態措置を行う。1措置を実施する期間。令和2年4月17日金曜日から5月6日水曜日まで。2措置の対象とする区域、静岡県全県。3実施する措置の内容(1)、県民の外出を自粛要請。法第45条第1項に基づき、医療機関への通院食料の買だし、職場への通勤出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、外出の自粛を強く要請する。特に繁華街の接待を伴う飲食店等については、年齢を問わず強く外出を自粛するよう促すとともに、大型連休期間における不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいだ移動を自粛するよう協力を要請する。また、やむを得ず外出する場合も、密閉密集密接の三つの密を避ける行動を徹底することや、テレワーク・時差出勤などに努めることを要請する。とりわけ特定警戒都道府県からの来訪者が訪れる可能性のある地域の施設については、三つの密を作らないことを強く要請する。 (2)催事等の開催の自粛要請等、法第24条第9項に基づき、クラスターが発生する恐れがある、イベントや集まりなど開催の自粛を強く要請する。特に全国的かつ大規模な催し物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止または延期することを含め、主催者による慎重な対応を要請する。県立美術館など県営のスポーツ文化観光施設は休館とする。(3)県民生活に必要な業務の継続要請。県民生活を維持するために事業の継続が必要となる業務として、政府対策本部の基本的対処方針に示された事業者、別添がございますが、に対し、措置を実施する間の業務の継続を要請する。(4)その他食糧、医薬品や生活必需品の買い占め等の混乱が生じないよう、県民に冷静な対応を要請する。以上であります。
危機管理監	この方針案について、質問等がありますか。それでは本部長、この方針により対応することとしてよろしいですか。
本部長	了解しました。
危機管理監	最後に本部長から指示事項をお願いします。
本部長	今回でこの対策本部本部員会議は第7回目となります。昨日緊急事態宣言の対象地域が、全国すべての都道府県に拡大されました。今回の決定は、全国的に感染の拡大傾向が見られることから、各地域での流行を抑制し、特に大型連休期間における人の移動を最小化することを目的とするものであります。本県は感染拡大の取り組みを重点的に進める特定警戒都道府県には指定されておられません。しかし、今後感染者が急速に拡大する事態も懸念されるところであります。これまでも皆さん全力で取り組んでいただいておりますけれども、段階が変わった、フェーズが変わったという認識を持っていただきたいと存じます。県民の命を守るために、本日決定した実施方針に基づきまして、各部署が連携し、感染拡大の防止と医療体制の確保に全力で取り組んでくださるようお願いいたします。また、県民の生活や県内経済に甚大な影響が出ております。現場の声をしっかりと受けとめて、必要な経済対策、困ってる方たちのための生活支援対策についても、全庁を挙げて取り組んでくださるようお願いいたします。以上であります。
金嶋危機管理監	それでは、以上で会議を終了します。

特措法に基づく緊急事態措置に係る静岡県実施方針

令和 2 年 4 月 17 日
静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部

新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第 32 条に基づく緊急事態宣言を受け、政府対策本部の基本的対処方針で示された重要事項を基に、次により緊急事態措置を行う。

1 措置を実施する期間

令和 2 年 4 月 17 日（金）から 5 月 6 日（水・振替休日）まで

2 措置の対象とする区域

静岡県全県

3 実施する措置の内容

（1）県民の外出の自粛要請

法第 45 条第 1 項に基づき、医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、外出の自粛を強く要請する。

特に、繁華街の接待を伴う飲食店等については、年齢を問わず、強く外出を自粛するよう促すとともに、大型連休期間における不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいだ移動を自粛するよう協力を要請する。

また、やむを得ず外出する場合でも、「密閉」、「密集」、「密接」の「三つの密」を避ける行動を徹底することや、テレワーク、時差出勤などに努めることを要請する。

とりわけ、特定警戒都道府県からの来訪者が訪れる可能性のある地域の施設については、「三つの密」をつくらないことを強く要請する。

（2）催物等の開催の自粛要請等

法第 24 条第 9 項に基づき、クラスターが発生するおそれがある催物（イベント）や集まりなど、開催の自粛を強く要請する。

特に、全国的かつ大規模な催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期することを含め、主催者による慎重な対応を要請する。

県立美術館など、県営のスポーツ・文化・観光施設は、休館とする。

（3）県民生活に必要な業務の継続要請

県民生活を維持するために事業の継続が必要となる業務として、政府対策本部の基本的対処方針に示された事業者（別添）に対し、措置を実施する間の業務の継続を要請する。

（4）その他

食料・医薬品や生活必需品の買い占め等の混乱が生じないように、県民に冷静な対応を要請する。

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部 第8回本部員会議議事録

開催日時:令和2年4月23日(木)午後2時30分～2時55分

開催場所:別館9階 特別第1 会議室

黒田 危機管理 部参事	これより静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部第8回本部員会議を始めます。進行を危機管理監をお願いします。
金嶋 危機管理 監	本日の会議は、先週国が緊急事態宣言の対象地域を全国に拡大してから、最初の週末の状況、現在の感染状況等を踏まえ、今後の対策を検討するために開催するものであります。また、本日は県感染症医療専門家会議の委員であります、静岡県立静岡がんセンター感染症内科部長の倉井華子先生に会議に御出席いただいております。ありがとうございます。それでは議事に入ります。(1)新型コロナウイルス感染症の現在の状況について、健康福祉部から報告してください。
藤原 健康福祉 部長	<p>ご報告申し上げます。1ページ御覧ください、右方に資料1-1と書いた資料でございます。4月21日現在の患者の発生状況です。県内発生患者さんは57名となり、21名が退院しております。現在感染症指定医療機関に25人、一般病院に8人、合計33人が入院。3名ほど、自宅において入院調整のため待機しております。その下、PCR検査件数は2,307件、帰国者・接触者相談センターの相談受け付け件数は27,958件。そのうち帰国者・接触者外来受診人数は1,243人となっております。来週から大型連休が始まります。全国が緊急事態宣言の対象となり、外出自粛の要請が出されているところですが、現在も県境地域を中心に県外からの来訪者が止まらない状況にあります。このため、来訪される方々に対する注意喚起が必要と考え、スポーツ・文化観光部と協力し、お手元に別に配布しております静岡県からの大切なお願いです。赤いものがございます。このポスターとその次の紙、静岡県内に帰省・来訪される皆様へ観察記録等も付したこのチラシを県内の主要駅・観光施設等で配布しております。また、市町の協力を得まして、別荘などに滞在されている県外の方々に、この「静岡県内に帰省・来訪される皆様へ」を配布していただき、注意喚起を徹底して参ります。</p> <p>飛びまして資料2ページ送っていただき資料1-4でございます。今後の感染拡大への対応です。本県におきましても、感染経路が辿れない患者様が4名生じるなど、無症状病原体保有者を感染源とした患者様が徐々に増えております。このため、今後の感染拡大に備え、1.PCR検査の可能数の拡大、2.PCR検査体制の拡充、3.軽症者療養施設の確保の3点セットで対策を進めます。まずは1日389件のPCR検査の可能数を、民間検査機関の協力をいただき、4月下旬には1日600件とし、今後、1日1,000件まで実施が可能となるようにしてまいります。あわせて医師会等の協力を得てPCR検査を集中的に行う場所として、地域外来・検査センターを5月上旬から随時設置し、検査体制を拡充します。同時に、軽症者を受け入れる民間ホテル等の借り上げをいたします。医療体制の崩壊を防止しつつ、感染拡大に対応した体制を構築いたします。なお、感染者数の動きを見越し、常に先手先手で体制のさらなる拡充を図ってまいります。また、マスクや防護服、フェイスシールドなどの医療用物資の確保が課題である一方で、県内の様々な製造業の事業者の方が医療用物資の製造に新たに取り組む動きも見られます。このような取り組みに感謝いたします。これらの動きを踏まえ 県内企業の支援という観点からも、これらの企業から優先的に購入する仕組みの検討を進めてまいりたいと考えております。以上です。</p>
金嶋 危機管理 監	ただいまの報告について、質問等ございますか。知事をお願いします。
本部長	今、様々なこれまでと違ったものをお作りになるところがですね、医療器具、緊急に必要なとされるマスクや防護服だとか、或いはフェイスシールドとかですね、こうしたものに、転換をして供給をされる方に対して、インセンティブ与えられるようにというのは極めて重要で、これはもうし

	つかりと、どういうところがやってるか、或いはどういうところをやろうとしているか、それを捉えてですね、そこを励ましていくというふうにしてくださいとあえて強くお願いを申し上げます。
藤原健康福祉部	承知致しました。
金嶋危機管理監	その他質問等ありますか。よろしいですか。それでは、次に倉井先生から、県内の感染動向などについてご意見を賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。
倉井委員	よろしくお願いいたします。静岡県ではご存知のように4月に入り患者数が増加しています。この内訳をみますと、県外の感染拡大地域の関連性が認められる症例もありますが、一方で感染経路が不明な症例も少数発生しています。幸い家族内の感染にとどまるものが多いです。大きな集団でいわゆるクラスターの発生は起きてはおりません。ただ、感染症という疾患は一度患者数が溢れてしまった場合に、収束をさせることが非常に困難な疾患とご理解ください。県外の感染拡大地域から多数の方が流入が続けば、大規模なクラスターが県内でも複数発生します。そうしますと、私たち医療機関が、耐えられるかと申しますと、とても耐えられる状況ではなくなるかもしれません。今ぎりぎり静岡県は何とか医療体制を維持している状況です。できる限り県外からの人の移動を抑制するなど、今後できる限りの手を尽くしていただきたいと思っております。
金嶋危機管理監	ありがとうございます。ただいまの報告について、御質問等ありますか。よろしいですか。それでは、次に(2)県内への流入抑制対策を議題とします。交通基盤部から報告してください。
長縄交通基盤部長	交通基盤部から報告します。資料2-1を御覧ください。県内への流入抑制対策についてであります。県市長会及び町村会からの緊急要望を踏まえまして、他都道府県から本県への移動流入抑制について次のように対策を行うものであります。1、道路情報板による周知、これはすでに実施をしております。県が管理する県境付近の道路情報板、これは道路を跨ぐような形でここに電光掲示板のようなものがございますけれども、これを指します。これによりまして、県を跨ぐ移動の自粛を周知しております。また他の箇所の情報板でも不要不急の外出の自粛を周知しております。これらの取り組みが国土交通省及びネクスコ中日本でも実施しているところでございます。次に、道路利用者への呼びかけ。県境を跨ぐ主要な道路において、安全管理上実施が可能な場所と方法を選択した上で、道路利用者に対してチラシの配布等による移動の自粛やUターンを直接呼びかけます。これについては具体を今調整中でございます。3としまして、主要な施設の閉鎖と情報発信、他県からの流入を招く要因とならず道路や公園等のうち、県が管理する施設につきましては、可能な限り閉鎖をいたします。市町が管理する駐車場その他公共公益施設につきましても、可能な限り閉鎖することを要請いたします。この閉鎖につきましては、文化観光施設も含めまして、広く情報発信し、流入抑制を図っていきたく考えております。代表例といたしましては、まず道路としては富士山スカイライン。これは今冬期閉鎖中でありまして、例年でしたら、連休前に開放いたしますが、それを閉鎖をするものでございます。その他記載の通りでございます。次の資料を御覧ください。道路利用者への呼びかけにおいて配布する予定のチラシの案でございます。強制力を伴わないということを踏まえまして、作成をしております。次の資料をご覧ください。これは情報提供ということでお付けしてございますが、道路の通行制限に係る法的根拠の権限を整理したものでございます。例えば一番上の道路管理者、これは県や国交省になるわけですが、道路を通行禁止したり制限する場合についての規定がございます。その目的や適用条件が定められているものでございます。交通基盤部からは以上でございます。
金嶋危機管理監	ただいまの報告について質問等ありますか。
篠原知事戦略監	私の方からつけ加えさせていただきます。広報の関係で、東京と大阪の事務所を中心にしまして、首都圏、関西圏での企業等に対する本県への流入抑制について依頼をしていく

	つもりでおります。また、長野県・新潟県・山梨県と本県で、中央日本4県知事会を設けて連携をしております。この4県は、現在のところ相対的に感染者数が少ない県でありまして、実際首都圏の方から、コロナ疎開というようなことを言われるような事態を迎えて各県で苦勞しております。このゴールデンウィークに合わせて4県合同で首都圏等に対して流入抑制の取り組みを行って参ります。それから、今話がありました道路規制に関して、他の県では、違法駐車などが行われていることもございますので、ぜひ県警本部の方には、そういうものについて適正な法執行をしていただくようお願いしたいと思っています。以上です。
金嶋危機管理監	ほかによろしいですか。そうしましたら次に警察本部の方から報告等ございます。
山城警備部長	警察では、県からの依頼によりまして、県警察の管理いたします、県内89箇所の交通情報板に、都道府県間の移動自粛要請について本日午前0時から表示しております。以上でございます。
金嶋危機管理監	ただ今の報告について質問等よろしいですか。それでは次に、スポーツ・文化観光部から報告をお願いします。
植田スポーツ・文化観光部長	スポーツ・文化観光部から資料右上の資料2-2を御覧ください。県内への流入抑制対策についてでございます。2の対策(1)でございますけれども、県外からの来訪の自粛要請ということで、県の観光情報発信サイト「ハローナビしずおか」のトップページにおきまして、次の要請事項ですね、3点あります。当面の間は本県への来訪を自粛していただくよう強く要請すること。あと、一人一人の協力がご自身や大切な人の命と健康を守ることにつながること。収束した際には本県の多彩な魅力とともに、おもてなしの心で皆様をお迎えするという三点を、トップページに載せまして強く要請してまいります。(2)の関係機関を通じた感染予防の徹底の要請ということで、関係機関というのは表に記載のとおり、宿泊施設や観光施設等でございます。そして、チラシの配布ということで先ほど健康福祉部長から紹介ありましたカラー刷りの静岡県からの大切なお願いですという、こちらの方を、宿泊施設3,000施設他、全部で4,000か所ほどに配布いたしまして、強く感染予防の徹底等を要請してまいります。以上でございます。
金嶋危機管理監	ただいまの報告について、質問等ありますか。その他報告のある部局は。
篠原知事戦略監	ちょっと付け加えて広報についてですが、本日から県のホームページのトップページにコロナウイルス感染症に関する特設ページが新設されました。静岡県のホームページを見ると、この特設ページが出るようになっております。これがリアルタイムの情報の基盤になっておりますので、各部局の情報については、危機管理部あるいは、広報広聴課の方に迅速に情報提供に努めていただきたいと思いますと思っています。現在、毎日更新をしておりますので、よろしくをお願いいたします。以上です。
金嶋危機管理監	ただいまの報告について御質問等よろしいですか。それでは、次に(3)新型インフルエンザ特別措置法に基づく緊急事態措置に係る休業要請と支援策(案)を議題とします。事務局から説明をお願いします。
酒井危機対策課長	特別措置法に基づく緊急事態措置に係る休業要請と支援策について説明します。資料3-1をご覧ください。1.措置であります。新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、施設管理者に対し、感染拡大に繋がる恐れのある施設の使用停止及び催し物の開催の停止を要請します。2.措置を実施する期間。令和2年4月25日土曜日から5月6日水曜日までとします。3.措置の対象とする区域。静岡県全域とします。4.対象施設、①キャバレー・ナイトクラブ等遊興施設、②麻雀・パチンコ屋など遊戯施設、③劇場等、④屋内の運動施設、⑤集会・展示施設、⑥生活必需品以外の物品を販売する商業施設など、⑦自動車教習場などでございます。またゴルフ場のクラブハウスにつきましては、先日国の方と協議をしたところで、インフルエンザ特別措置法による休業要請について、ゴルフ場クラブハウスは休業要

	<p>請の対象と想定しないという回答だったことから、対象としないこととなりました。ただし、静岡県ゴルフ協会では、ゴルフ場クラブハウスは、緊急事態宣言の期間を使用しないということで方針を通知したと伺っているところでございます。御協力に感謝します。</p> <p>次に、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金、の概要について説明します。資料3の2をご覧ください。県は新型インフルエンザ等対策特別措置法に定めた使用制限要請の対象となる施設について休業要請に協力する中小企業及び個人事業主に対して協力金を支給します。また、地域の実情に応じて独自に休業を要請する市町に対して県が交付金を支援します。県の協力金について説明します。補助対象者は県の休業要請に協力し休業する中小企業及び個人事業主となります。対象事業は、先ほど説明した県が休業要請する施設となります。補助率は1事業者20万円。対象期間は県が休業要請した、4月25日から5月6日までとなります。各事業者ごとに1回限りの交付となっております。また市町に対する交付金についてです。補助対象者は市町です。対象業種は、県の対象施設以外で、市町が休業要請する施設になります。具体例としては、飲食店宿泊施設等がございます。対象経費としては、事業者の休業に対して市町が交付した経費、補助率はその2分の1、上限20万となります。対象期間は市町が交付対象とした日から、5月6日までとなります。一番下の欄外にございますが、県の休業要請の対象施設、県の協力金に関する相談等のため、明日4月24日金曜日から県庁内に相談センターを開設するとしております。以上であります。</p>
金 嶋 危 機 管 理 監	<p>ただいまの説明について、質問等ありますか。よろしいですか。それでは本部長この方針により対応することでよろしいですか</p>
本部長	<p>はい、了解しました。</p>
危機管理監	<p>それでは、この方針の通り決定いたしました。最後に本部長から指示事項お願いします。</p>
本部長	<p>はい。本日は静岡県立のがんセンター感染症内科部長の倉井華子先生に来ていただきありがとうございました。倉井先生の方から、本県は現在感染のまん延期寸前である、取れる対策はすべて取るべきであるというご意見を賜りました。本県の感染者は総数は現時点で57例あります。この間、増加傾向が続いておりまして、さらに感染経路が不明な感染者が複数確認される状況になっております。このような状況下で、感染のまん延を防ぐためには、県内で、三つの密の場所を避けること。また三つの密のような状況をつくらないこと、及び特定警戒地域に県境が接しておりますことから、県外からの流入者を抑制することが極めて重要であります。先週16日、緊急事態宣言が全国に拡大されました。国及び特定警戒都道府県が県境を跨ぐ移動の自粛を強く呼びかけているにもかかわらず、都道府県を跨ぐ移動に歯止めがかかっておりません。週末の18日、19日には、首都圏等特定警戒都道府県から本県へ多くの来訪者が確認されております。</p> <p>このような事態にかんがみまして、本日、県内全域の遊興施設、遊技施設等に対し、特措法に基づく県知事権限として、休業を要請することを決定いたしました。あわせて要請にご協力いただく事業者に協力金をお渡しすることにいたします。また、県が管理する施設等の休止、全県域での道路情報板による移動自粛の呼びかけ、県境付近道路での乗用車に対する県境を跨いだ移動の中止要請など、本県への流入抑制に繋がる様々な対策を行うことを決定いたしました。医療体制につきましては、静岡県におきましては、PCR検査体制・陽性者受け入れ体制が、医療関係者の献身的な御尽力御努力によりまして、現時点では対応できている状況です。今後、倉井先生のご指摘にありますようにまん延期となりかねない感染者数が大幅に増加する恐れがございますので、それに備え、すでにPCR検査能力の拡大、無症状・軽症者の受け入れ体制については準備が整っていることが確認されました。しかし、現在の予想外に感染者数が拡大する、こともありえます。いかなるときにも想定外ということが言われないうように、さらなる検査受け入れ体制拡大に備えて努力してくださるようお願いいたします。感染拡大防止は今が正念場であります。皆さんには、より一層の危機感を持っていただきまして、県民の命を守るため、各部署が連携して、感染拡大の防止と医療体制の確保に引き続き</p>

	<p>全力で取り組むようお願い申し上げます。県民生活や、県内の経済に甚大な影響が生じております。職員お1人お1人が、現場の声をしっかりと受けとめていただき、現場には何が起きているのかという状況をしっかり認識するように努めてください。その上で、貸付金等の必要な経済支援、生活支援が一刻も早く必要な人の手に渡るようにするなど、全庁挙げて全力で早急に取り組んで参りましょう。以上であります。</p>
危機管理監	<p>それでは、以上で会議を終了します。</p>

特措法に基づく緊急事態措置に係る休業要請と支援策

令和2年4月23日(木)

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部

1 措置（多数の方が利用する施設等の休業要請）

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、施設管理者に対し、感染拡大につながるおそれのある施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請する。（休業要請）

2 措置を実施する期間 令和2年4月25日(土)から5月6日(水)まで

3 措置の対象とする区域 静岡県全域

4 対象施設

施設の種類		内 訳
①	遊興施設等	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、個室付浴場業に係る公衆浴場、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス等
②	遊技施設	マーじゃん店、パチンコ屋、ゲームセンターなどの遊技場、テーマパーク等
③	劇場等	劇場、映画館 等
④	運動施設 (屋内)	フィットネスクラブ、体育館、武道場 等
⑤	集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場 博物館、美術館、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る) ※床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。
⑥	商業施設	生活必需品以外の物品を販売する店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。
⑦	自動車教習所等	自動車教習所、学習塾その他学習支援施設 ※床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部 第9回本部員会議議事録

開催日時:令和2年5月5日(火)午後2時15分～2時55分

開催場所:別館9階 特別第1 会議室

黒田 危機管理 部参事	これより、静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部第9回本部員会議を始めます。進行を危機管理監をお願いします。
金嶋 危機管理 監	本日の会議は、昨日、国が緊急事態宣言の対象期間を5月31日まで延長したことを踏まえ、本県の実施方針を決定するために開催するものです。それでは議事に入ります。(1)政府の基本的対処方針の概要について、事務局から報告してください。
酒井 危機対 策課長	政府の基本的対処方針の対応について説明します。資料1を御覧ください。5月4日、政府の基本的対処方針等諮問委員会が開催され、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき期間が、全都道府県を対象に、5月6日までから、5月31日までに延長されました。特定警戒都道府県で入れ替えはありませんでした。特定警戒都道府県においては、引き続き感染拡大の防止に向けた取り組みが必要があるとされた。それ以外の静岡県を含む特定都道府県においては、三つの密の回避を中心とした、より社会経済活動の維持との両立に配慮した取り組みに段階的に移行するとされました。5月4日に変更された基本的対処方針の内容です。(1)外出を自粛、不要不急の帰省や旅行など、都道府県を跨いで人が移動すること、繁華街の接待を伴う飲食店等への年齢を問わず、外出の自粛を要請。(2)催し物の開催制限、全国的かつ大規模な催し物の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止・延期等、引き続き主催者に慎重な対応を要請。比較的少人数のイベントについては、感染防止対策を講じた上で、リスクの態様に応じて適切に対応。(3)、施設の使用制限、現にクラスターが発生しているような施設は、休業要請を検討。その他の施設は、基本的な感染対策の徹底を行うことで、再開することも可能。(4)職場への出勤等。在宅勤務、時差出勤、自転車通勤等取り組みを推進。感染防止のための取り組みや3つの密を避ける行動の徹底。(5)、学校等の取り扱い。児童生徒の学習機会の保障のため、地域の感染状況と、感染症対策を踏まえ、再休校の体制確保を図った上で、段階的に活動再開。以上であります。
金嶋 危機管理 監	ただいまの報告について、質問等がありますか。次に(2)新型コロナウイルス感染症の県内の状況について、健康福祉部から報告してください。
藤原 健康福 祉部長	説明申し上げます。まず、資料2-1、県内の状況の概要でございます。5月3日現在の患者の発生状況は、県内発生患者が73人、40の方が退院したことから、33人が入院なさっています。なお、4月30日には、静岡市内において、残念ながら本県で初めての死亡例が発生しております。3番のPCR検査件数は2,897件。帰国者接触者相談センターでの相談受け付け件数は、3万2,839件。帰国者接触者外来受診人数は1,598件となっております。県内の感染動向および医療体制、今後の対策について説明します。次ページ、資料2-2、静岡県の感染者・入院者等の推移でございます。青い棒グラフが入院者の動向であります。3月末から4月上旬にかけて、連日複数人が入院したものの、中旬においては、一旦ひとり、ないしはゼロという場合に低下しました。しかし、下旬におきまして再び複数人の入院がある状況となっております。これまで1日に複数人の入院となるケースは、家庭内感染のケースが多く、現在のところ家庭内以外での集団感染は発生しておりません。退院については赤い棒グラフでございます。4月上旬の感染者の退院が中旬から始まっておりま す。入院から退院までの期間は最短で4日、最長で23日。平均在院日数は15日となっております。本県におきましては、新規の感染者の方は、原則としていったん全員入院するため、このグラフの中の累計感染者数、オレンジのものから、累計退院者数、ブルーのものを引いたグリーンの入院感染者数、これが現在入院している方の数となっております。その2週間は30

人程度で毎日推移しております。この間に感染者の方が入院するための病床数でございますが、4月の8日以降、それまでの感染症指定医療機関の46床、赤紫のところ、に加え、一般病床154床を確保し、200床としたところであります。このため、現在のところは感染者の受け入れ能力は担保されております。しかし、今後の感染者数増加を見越し、軽症者用の療養者施設を、今月中旬にまで200室、下旬までにさらに100室確保し、合計300室体制としまして、感染者500人の受け入れ態勢を整えます。ページをめくりまして、資料2-3を御覧ください。PCR検査を受けた方の陽性率の状況です。2月の23日までは0パーセント、2月24日から3月29日までは1パーセント台であったものが、3月30日から4月12日までは、約5パーセントで、4月13日から26日は2パーセント台となり、4月の27日から5月3日には再び5パーセント台となっております。PCR検査の対象は37.5度以上の発熱が、高齢者などについては2日以上、一般の方が4日以上続いた方など、症状として疑わしい方や、感染者の濃厚接触者など、陽性となる確度の高い方を対象に実施しております。平均で2.8パーセントという低い率でございますが、潜在的な感染者が広く市中にというような恐れは小さいのではないかと考えられます。しかし、4月中旬からは懸念される事態が生じ始めております。

次のページの資料2-4を御覧ください。第1に、感染経路の不明な患者が発生していることであります。4月16日に初めて、感染経路不明の感染者が確認されました。この赤い棒グラフでございます。4月21日以降、感染者数21人のうち、8人が感染経路不明の方であり、38パーセントとなっております。無症状病原体保有者の方を起点とする感染が疑われるところであります。第2に、死亡後のPCR検査により陽性が確認された事例が発生したことであります。この事例は感染経路が不明であるとともに、死亡する直前まで感染を疑えなかったものでございます。第3に、周辺各県の状況でございます。

1ページおめくりください。資料2-5。上の方を御覧ください。特に東京都・神奈川県に大幅な減少傾向が明確には見えておりません。東京都においては、先週には新たな感染者が100人を下回る日もございましたが、再び100人を超える発生数となっております。また神奈川県においては、やや減少しているものの横ばい傾向となっております。なお愛知県につきましては、4月25日以降大幅に減少しております。これまでの本県の感染者につきましては、感染経路を追った結果では、関東方面からの流入者を感染源とした事例が多くございます。とりわけ、関東方面からの流入の抑止、県民の、関東方面への移動の自粛は重要と考えます。以上のことから、緊急事態宣言の特定都道府県となった時点と同様、県内における状況は、無症状者や軽症者を発端とした集団感染がいつ発生してもおかしくない状況であり、何とか移行期には踏みとどまっているものと判断されます。このため今後の対策としては、次のことに取り組みます。5つございます。1つは、感染防止対策の徹底でございます。資料はございません。家庭内感染の防止策の決定、発熱したご家族が発生した場合の接触回避方法の徹底、それから医療機関、社会福祉施設のうち、入所施設における感染防止対策の徹底でございます。従業員を含めた発熱管理、休憩・食事時間の分散化を指導して参りたいと思います。2つ目に、感染者の早期発見体制の確立、地域外来検査センター設置促進、医療機関への入院患者の管理に努めます。それから3点目は、医療提供体制の確保でございます。軽症者の療養施設の確保について、今月中旬には200室程度の確保を目指しております。今月末までには県全体に300室を確保する予定でございます。4番目、医療従事者への支援でございます。最前線で対応している医療従事者の方々への支援策を検討いたします。最後、5番目です、衛生資材の確保と配布。医療機関、社会福祉施設、特に入所施設に対しまして優先的な確保を行います。マスク・ガウン・フェイスシールドについて、この連休明けから発注をしていくものと考えております。以上でございます。

金嶋危機管理監	ただいまの報告について質問等ありますか。がんセンター局お願いします。
小櫻がんセン	がんセンター局であります。今回、医療現場からの意見ということで、3点ほど申し上げさせて

ター局長	<p>いただきたいと思います。まず前回の本部員会議で決定いたしました感染症対策専門家会議、或いは感染症専門医協働チームについて、決定されましたが、これについては早急に、活動を活発化していただきたいというふうに思っております。特にその調整等の活動におきましても、例えば患者発生に伴う入院先の決定でありますとか、全県の病床の利用状況について、できるだけ見える化をしていただきたいというふうに考えております。実はまだ地域の医療機関におきましては、この感染症協働チーム等々についてその存在がまだ十分周知されてないんじゃないかというふうに聞いております。その役割を明示しまして、県内の医療機関にぜひ周知を図っていただきたいと。2点目でありますけども、この調整の活動につきましてはですね、まだ十分その経過とか手順が非常に複雑です、長時間かかっているというふうに聞いております。例えば窓口を一本化するというようなことをなどですね、調整のスピードアップ、スピード化をぜひ図っていただきたいというふうに考えております。</p> <p>3点目であります。先ほど健康福祉部長からもお話ありました通り、医療機関においてはまだ感染症の対策物品の調達補充が進んでおりません。がんセンターにおきましてはいち早く調達ルートを開拓いたしまして、物品の備蓄等を今進めているところであります。この備蓄の中から、県内の医療機関からいろんな支援の要望が出ておりまして、それに対しまして現在供給を支援しているところでもありますけれども、まだまだ多くの医療機関が、物品が不足しているという声が上がっておりますので、県においても、補正予算で成立いたしました物品の調達について早急に対応していただきまして、医療機関への支援ということでぜひお願いをしたいというふうに思っております。以上です。</p>
金嶋危機管理監	他に質問等ありますか。
藤原健康福祉部長	<p>ありがとうございます。医療機関の状況ということで御報告いただきました。専門家会議につきまして、実質的にはメンバーがそれぞれ情報交換して作業しているところでございますが、ちょっと形式的な立ち上がりが遅れまして誠に申し訳ございません。早急に形においても、立ち上げるようにいたします。県内の医療機関に対して、そこの存在の周知というところで、確かにそれは欠けているところでございまして、反省しているところであります。医療機関に対して早急に周知してまいります。物品につきましては、先ほど申し上げましたが、連休明けから発注をしまして、6月以降供給を開始したいと思っております。以上です。</p>
本部長	<p>重要な指摘がありましたね。せつかく専門委員会を立ち上げていて、専門的な御意見に応じる形で、我々策を講じているわけです。その存在がですね、県下に十分に周知されていない、というのは大問題です。今もう藤原君のところはきりきり舞いですよね。ですから、県を挙げて、これはふじのくにの防疫、疫病から国民・県民を守るということのためなので、きちっとした組織にして。しかしながら、専門委員会を立ち上げたのはいつでしたでしょうか。</p>
藤原健康福祉部長	大丈夫でございます。週明けには、感染症対策専門家会議と協働チームの方は立上げます。
本部長	<p>このあとこちらに倉井先生に来ていただきましたね。倉井先生は言ってみればうちにとって尾身さんに当たる方です。ですから、常に意思決定と、科学的な知見というのは一体でなきゃいけない。ですから、それをまた同時にですね、県民に知らせないといけない。ましてや、医療関係者には知られていないといけない、ということでもありますので、この点、すぐに迅速に動ける、組織体制を検討しましょう。きみは、今まで通り、今までの仕事で十分です。昨日も遅くまでやってたでしょう。とにかく、倒れたら大変だから、皆で一緒にやらなくちゃいけない。この件については、今まで危機管理監がやってくれてるけれども、やはりその医療関係、感染症関係は、従来の防災とは次元が違うところなので、それに応じた形での危機管理体制を立ち上げなくちゃいけない、というふうに思いました。どうもご指摘ありがとうございました。それから、山口建先生、いろいろと医療器具或いは医療に関わるご支援を賜っておりまして、改めてお礼を申し上げます。</p>

金嶋危機管理監	<p>それでは次に、議題(3)緊急事態宣言の延長を受けての静岡県実施方針(案)を議題にします。なお、この方針案は、先ほど説明があった国の対応方針及び本県の感染状況と医療体制の確保状況等を踏まえ、作成したものです。事務局から説明をお願いします。</p>
山田危機政策課長	<p>資料3を御覧ください。特措法に基づく緊急事態措置に係る静岡県実施方針、令和2年5月5日、静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部。5月4日、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部の新たな基本的対処方針が発表されたことを受け、次の通り、新たな緊急事態措置を行う。1、措置を実施する期間令和2年5月7日木曜日から5月31日日曜日までとする。ただし、第一段階の措置は5月17日日曜日までとする。5月18日以降の方針については、5月13日頃の本県及び近隣県の感染状況や国の専門家会議の検討結果等を踏まえ、第二段階の措置を決定する。2、措置の対象とする区域静岡県全域。3、実施する措置の内容、(1)新しい生活様式への移行継続。県民に対し、3つの密を徹底的に避けるとともに、手洗いや人と人の距離の確保などの基本的な感染対策を継続していくという、感染拡大を予防する新しい生活様式の徹底を要請する。事業者に対し、在宅勤務、時差出勤、テレビ会議等、接触機会を削減する対策の推進を要請するとともに、業種や施設の種別ごとに自主的な感染防止のための取り組みを要請する。(2)県民の外出の自粛要請。法第24条第9項に基づき、不要不急の規制や旅行など、都道府県を跨いで人が移動することを極力避けるように促すとともに、現にクラスターが多数発生している、繁華街の接待を伴う飲食店等については、年齢を問わず、強く外出を自粛するよう協力を要請する。また、やむを得ず外出する場合でも、密閉密集密接の3つの密を避ける行動を徹底することや、テレワーク、時差出勤などに努めることを要請する。とりわけ特定警戒都道府県からの来訪者の訪れる可能性のある地域の施設については、3つの密を作らないことを強く要請する。(3)催し物等の開催の自粛要請等、法第24条第9項に基づきクラスターが発生する恐れがある催し物や集まりなどについては、開催の自粛を強く要請する。特に全国的かつ大規模な催し物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止または延期することも含め、主催者による慎重な対応を要請する。なお、比較的少人数のイベント等については、感染防止策を講じた上で開催等適切な対応を可能とする。県立美術館など現在休館中の県有施設のうち、屋内運動施設以外の施設については、感染拡大防止対策等が整った施設から順次再開する。(4)県民生活に必要な業務の継続要請。県民生活を維持するために、事業の継続が必要となる業務として、政府対策本部の基本的対処方針に示された事業者に対し、措置を実施する間の業務の継続を要請する。(5)入居施設等の休業要請と協力金の支給。法第24条第9項に基づき、対象となる施設管理者に対し、感染拡大に繋がる恐れのある施設の使用停止等を要請する。休業要請期間5月7日から5月17日、休業協力金1事業者20万円。施設の種類、①遊興施設等②運動遊技施設。(6)隣県など社会経済的に繋がりのある地域の感染のまん延状況を踏まえて、市町が独自に実施する休業要請に対する支援。隣県など県外からの人の移動を抑制するため、県の対象施設以外で市町が独自に休業要請を行った場合、市町が事業者に交付した経費を対象に県が交付金で支援する。補助率2分の1、上限1事業者20万円。(7)医療提供体制。医療提供体制の維持に資するため、医師の判断に基づくPCR検査を積極的に実施する。特に手術を伴う入院患者、妊娠のために病院を受診している方については、PCR検査の実施を強く推奨する。(8)学校教育活動、地域の感染状況に応じて、感染予防に最大限配慮した上で、段階的に学校教育活動を再開するという、国の方針を踏まえた教育委員会による段階的な学校再開を支援する。(9)地産地消、バイズオカの推進。危機管理においては、自助、共助、公助が重要である。県内の生産者、販売者施設管理者等においては、需要の大幅な縮小によって大変厳しい状況、死活問題となっている。これを県民の共助で乗り越えていくため、県民に県産品の購入や県内施設の利用を呼びかける。その消費構造の変化変容は一時的なものとするのではなく、新しい暮らし方を静岡に定着させていく、バイズオカの実践をお願いします。(10)その他休業要請の対象施設から除かれた施設や、</p>

	現在自主的に閉館・閉店していた施設については、再開に当たり、国から示された施設に応じた感染拡大を予防するための工夫等をもとに、3つの密を作らない努力を要請する。以上であります。
金嶋危機管理監	この方針案について、私から1点補足します。今の資料の資料3の9ページ以降に、国が示した施設、業種ごとの感染予防のための工夫等が記載されております。各部局におかれましては、所管する団体等へ周知、徹底をよろしく願います。それでは、この方針案について、質問等がありますか。本部長。
本部長	この新しい生活様式という、新しい概念が、政府のほうから提示されたわけですね。そのなかには3つの密を徹底的に避けるとか、手洗いとか、等々ありますけども、この中でですね、ウイルス感染が克服されたあと、将来に繋がるものというのは、経済産業部長、どのあたりですかね。
天野経済産業部長	経済産業部ではですね、まずこのような事態を受けまして、緊急事態下の経済活動の維持ということで、4月補正予算に予算措置をして、非接触あるいは遠隔、例えば仮想のですね、店舗をウェブ上に設けて、そこへ集めるとか。あるいはオンラインで商談会をやるとか、こういう形で経済活動を維持していく。こういうことに注力して参りたいと思っております。
本部長	このようにですね、在宅勤務とか時差出勤ですね。それからテレビ会議等が上がっておりますけれども。これは、コロナウイルスの感染が収束した後も、新しい働き方として、県民が享受できるものではないかと。こうしたものが言ってみれば、ポジティブなものとして、静岡型の生活様式と。先ほど新しい暮らし方ってのが出てきましたけど、静岡型生活様式としてですね、将来につなげるもの、今は例えば辛抱しろっていう、こういう形での新しい生活様式。つまり、ウイルスと共存しなさいという話ですよ。それはもちろんそうなんですけれども、そこから脱出した時に使える新しい生活様式の構成要因みたいなものも、積極的に作り上げていきたいと思っております。それから今回休業要請をするということになりまして、従来どおり、県としては2本立てですね。県としては一律20万円を17日まで。ご協力金として差し上げると。それからまた、市町の実情に応じて、様々な休業要請をされてるところに対しては、限度20万円です。2分の1を差し上げるとか、財源的には杉山君もしくは佐藤君、どうでしょうか。
佐藤政策推進担当部長	我々といましては、県の支援策を充実するために、まず国の支援というのが重要だと思っております。いま1兆円と言われておりますが、この交付金の増額を要望するところであります。それと、本件につきましては、コロナウイルス対策が最重要課題でございますので、国の交付金等が確保できない場合には、活用可能な基金を取り崩してでも、対応していきたいと考えております。以上であります。
本部長	杉山経営管理部長どうですか
杉山経営管理部長	市町におきましては、いろいろな考えがあると思いますが、特に県境にある市町に関しましては、いまだ危機感が強くございます。そうした意味で、協力金の支援という形は大変望ましいことかと考えております。
本部長	財源は大丈夫ですか。
杉山経営管理部長	財源につきましては、基金の中で、ほぼめいっぱいだと思いますけれども、できる限りということで工夫して参りたいと思います。
本部長	県としてはですね、17日までは、一律20万円、市町に対しては2分の1、上限20万円ということで、従来の方針を堅持するということでもありますけれども。これはカツカツのところやるので、これ以上は目下のところではできないと。従って18日以降どういう事態になるにしろ、協力金の支給はできないと考えてよろしいですか。佐藤部長どうですか。
佐藤政策推進担当部長	はい。そのような方針で我々も進めていきたいと思っております。
本部長	経営管理部長いかがですか。

杉山 経営管理部長	はい、了解いたしました。
本部長	そういう方針でやるということで、もう最後の土壇場。ただしですね、今回、昨日の総理の会見でも地方創生に係る臨時交付金について、言及がなかったんですね。これも全国知事会で、強く強く要求してるところであって、しかもかつ、自由度も高めてくださいと。権限はあなたがたに任せるから、とって、丸裸で行ってもですね、これ大変なことですから、ですから今回17日までは、皆さんと一緒に足をかいて、頑張ると。そこのところまでなんとでもですね、出口を見つけなくちゃいけないということですね。それから一番最後に、地産地消バイズオカというのは、これ誰のアイデアですか。素晴らしいですね。バイズオカということで。これ副知事も何か言っていましたね。
出野副知事	買うだけのbuyバイ、だけでなく、byの寄り添うという意味も含めて、カタカナにしました。
本部長	そばにいるということですね。ですから、県外の人の方が来るのは仕方ないという方が来られますけど、物流とか等々で来れる人もいるかもしれませんが、基本的に観光であるとか遊興であるとか、娯楽のためには来てもらいたくない。しかし県内の自由な比較的自由的な3密を避ける形での行動をして、県内に少しでも血液の循環といいますか、資金の循環がゆくように、これがバイズオカですね。ですから遊園地とか或いは博物館とか、ちゃんと感染症対策ができれば、その中には例えば、動物園なんかも入ってくるかと思えますけれども。これらも、学習のつもりで出かけていくとかですね。そういうことを通して、動物は毎日、えさがないと生きていきませんからね。ですから、そうしたところにお金がかかることがはっきりしてるので、なるべくみんなですね、お金を使って、県内の事業者を助けると。助け合うと。こういうのがこのバイズオカってということで、これは新しいズオカ型のライフスタイルと。これは前向きに取り上げていきたいと。こういうふうに思いますが、よろしいですか。ありがとうございました。以上です。
金嶋 危機管理監	それでは本部長、この方針により対応することといたします。
本部長	はい、了解いたします。
金嶋 危機管理監	それでは次に(4)各部局からの報告についてを議題とします。教育長お願いします。
木苗教育長	静岡県教育委員会です。県立学校の対応について説明いたします。県立学校の対応についてであります。現在、休校期間を5月31日まで延長することとしております。先ほど決定した、静岡県実施方針を受け、県教育委員会としましては、5月13日の本県及び近接県の感染状況等を見極め県立学校の休校期間を5月31日より前倒して再開することを検討してまいります。なお、再開にあたっては、感染予防に最大限配慮してまいります。以上であります。
金嶋 危機管理監	ただいまの報告について質問等は、よろしいですか。それではそのほか報告等がありますか。
植田 スポーツ・文化観光部長	スポーツ・文化観光部長植田でございます。先ほど静岡県実施方針の3の(3)でありましたけれども、県立美術館などの県有施設につきましての関係です。県有施設のうち、県立水泳場などの屋内の運動施設につきましては引き続き休館といたしますけれども、それ以外、県立美術館や各博物館、日本平夢テラス等や、県立の公園とそれ以外の施設につきましては、三密を避けるための徹底した感染拡大防止対策を講じた上で、準備が整った施設から順次再開をしております。再開時期につきましては、その準備が整い次第すぐにとということで各施設ごとホームページ等で公表してまいります。以上でございます。
金嶋 危機管理監	ただいまの報告について質問等よろしいですか。その他報告等ある部局、よろしいですか。それでは、本部長指示事項をお願いします。
本部長	昨日、政府対処方針によりまして、緊急事態宣言の期間が5月31日までに変更されました。静岡県は引き続き東京都など13の特定警戒都道府県以外の県となりました。政府方針で

	<p>は、県下における感染の状況を踏まえつつ、3つの密の回避を中心とした、より社会経済活動の維持との両立に配慮した取り組みを段階的に移行していくこととされました。</p> <p>本県の感染者は現時点で73人、入院中が33人となっています。収容病床数200床の範囲内にとどまっております。しかしながら、最近の感染経路不明者の増加、東西を特定警戒都道府県に挟まれている地理的要因を踏まえ、隣接県からの人の移動には今後とも、きわめて厳重な注意が必要であると考えます。そこで、本県が次のステージに進むにあたり、現在実施している自粛の成果が判明する5月17日まで、他県からの流入が危惧される遊興施設、遊技施設、屋内運動施設について、引き続き休業要請を行います。</p> <p>また、県外からの人の移動を抑制するために、休業要請を行う市町の取り組みも支援することといたします。ちょっと言葉をはさみますけれども、この屋内運動場ほか1,000平米以上、というふうになっていましたけれども、この点は、検討した結果1,000平米というくりは、取っ払うということでもよろしいでしょうか。ありがとうございます。ですから、1000平米、例えば999平米となると、休業要請しても、何と言いますか、協力金をはじめられるんですね。だけど、それはもうしないってことで。1000平米という括りは、条件はクリアされました。</p> <p>県民の皆様、事業者の皆様には、3つの密も徹底的な回避、手洗い、身体的距離の確保などの基本的な感染対策。そしてまた、テレワークや時差通勤、ウェブ会議等々生活様式の継続並びに推進をお願いすることとなります。屋内運動施設以外の県有施設につきましては、感染防止方針を定めた後、順次再開するように準備を進めてください。今後施設を再開される事業者の皆様には、国や業種組合がお示しします感染防止マニュアル等をご参考にしていただきまして、万全の対策のもとでの再開をお願いいたします。また今後子供たちの学習機会の確保に向けた段階的な学校活動の再開を目指します。感染拡大防止と社会経済活動の維持の両立。ヘルスとウェルスの両立に向けた正念場の取り組みが始まります。職員の皆様には、各部局が連携して、県民の皆様、事業者の皆様が感染防止対策を円滑に導入し実践できるように積極的に取り組んでください。本県の医療体制につきましては、医療従事者の皆様の献身的な御尽力によりまして、PCR検査体制、受け入れ体制が維持されております。蔓延防止と、医療提供体制の確保が第1であります。最後の砦であります。今後、万が一医療機関でクラスターが発生するような事態となった場合には、再び厳しい行動制限や休業要請を行うことになりかねません。PCR検査の積極的な実施、防護服等の感染防止用品の確保など、医療提供体制の維持に全力を尽くしてください。PCR検査につきましては、今一日500件を超えることができると。承知しておりますけれども、やはりこれは、感染拡大を防ぐ、第一の手續きだということで、このPCR検査体制もですね、現下の状況だけじゃなくて、今後も、何が起こるかかわらんということで、PCR検査体制は引き続き、充実に努めていこうと思いますので、よろしくお祈いします。現在県内の経済は需要の縮小で多くの方々が非常に厳しい状況に置かれています。危機の時におきましては、我々危機管理の先進県です。自助、共助、公助、これが必要です。共助としての県産品の地産地消、県内施設の利用など、県民の方たちが、県民の県民による県民のためですね、バイズオカ運動、これに積極的に取り組んで参りましょう。そのようにまた皆さん方も御尽力ご支援ください。緊急事態宣言の残りの期間をどのような方針とするかは、5月中旬頃、政府の方は5月14日、我々の方もその前後にですね、これを定めまして、本県感染者や隣県の状況等を勘案して再び判断することといたします。感染症対策が長期化することで、県民生活や県内経済に甚大な影響が出ています。常に職員一人一人が現場の声をしっかりと受けとめていただきまして、現場で何が起きているのかをしっかりと把握してください。その上で、感染拡大防止に向けた取り組みはもとより、必要な経済支援、なかんずく生活支援などが一刻も早く、必要な方の手に渡るようにするなど、全庁を挙げて早急に取り組んで下さるようお願いをいたします。以上であります。</p>
金嶋危機管理監	ありがとうございます。以上で会議を終了します。

特措法に基づく緊急事態措置に係る静岡県実施方針

令和2年5月5日

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部

5月4日、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部の新たな基本的対処方針が発表されたことを受け、次のとおり、新たな緊急事態措置を行う。

1 措置を実施する期間

令和2年5月7日(木)から5月31日(日)までとする。ただし、第1段階の措置は、5月17日(日)までとする。5月18日以降の方針については、5月13日頃の本県及び近隣県の感染状況や国の専門家会議の検討結果等を踏まえ、第2段階の措置を決定する。

2 措置の対象とする区域 静岡県全域

3 実施する措置の内容

(1) 「新しい生活様式」への移行、継続（別添資料1）

県民に対し、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、手洗いや人と人の距離の確保などの基本的な感染対策を継続していくという、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の徹底を要請する。

事業者に対し、在宅勤務、時差出勤、テレビ会議等、接触機会を削減する対策の推進を要請するとともに、業種や施設の種別ごとに自主的な感染防止のための取組を要請する。

(2) 県民の外出の自粛要請

法第24条第9項に基づき、不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することを極力避けるように促すとともに、現にクラスターが多数発生している、繁華街の接待を伴う飲食店等については、年齢を問わず、強く外出を自粛するよう協力を要請する。

また、やむを得ず外出する場合でも、「密閉」、「密集」、「密接」の「三つの密」を避ける行動を徹底することやテレワーク、時差出勤などに努めることを要請する。とりわけ、特定警戒都道府県からの来訪者が訪れる可能性のある地域の施設については、「三つの密」をつくらないことを強く要請する。

(3) 催物等の開催の自粛要請等

法第24条第9項に基づき、クラスターが発生するおそれがある催物(イベント)や集まりなどについては、開催の自粛を強く要請する。特に、全国的かつ大規模な催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期することを含め、主催者による慎重な対応を要請する。なお、比較的少人数のイベント等については、感染防止策を講じた上で、開催等、適切な対応を可能とする。県立美術館など、現在休館中の県有施設のうち、屋内運動施設以外の施設については、感染拡大防止対策等が整った施設から、順次再開する。

(4) 県民生活に必要な業務の継続要請

県民生活を維持するために事業の継続が必要となる業務として、政府対策本部の基本的対

処方針に示された事業者(別添資料2)に対し、措置を実施する間の業務の継続を要請する。

(5) 遊興施設等の休業要請と協力金の支給

法第24条第9項に基づき、対象となる施設管理者に対し、感染拡大につながるおそれのある施設の使用停止等を要請する。(休業要請期間:5月7日から5月17日)

※休業協力金:20万円/事業者

施設の種類		内 訳
①	遊興施設等	キャバレー、ナイトクラブ、ライブハウス、ダンスホール、バー、ネットカフェ、カラオケボックス、スナック 等
②	運動・遊技施設	スポーツクラブなどの屋内運動施設 マーじゃん店、パチンコ屋、ゲームセンターなどの遊技場 (遊技施設の内、風俗営業等の規制による営業を行っている者を対象とする。)

(6) 隣県など社会経済的につながりのある地域の感染のまん延状況を踏まえて、市町が独自に実施する休業要請に対する支援

隣県など、県外からの人の移動を抑制するため、県の対象施設以外で市町が独自に休業要請を行った場合、市町が事業者に交付した経費を対象に、県が交付金で支援する。

※補助率:1/2(上限:20万円/事業者)

(7) 医療提供体制

医療提供体制の維持に資するため、医師の判断に基づくPCR検査を積極的に実施する。特に手術を伴う入院患者、妊娠のため病院を受診している方については、PCR検査の実施を強く推奨する。

(8) 学校教育活動

地域の感染状況に応じて、感染予防に最大限配慮した上で、段階的に学校教育活動を再開するという国の方針を踏まえた教育委員会による段階的な学校再開を支援する。

(9) 地産地消「バイ・シズオカ」の推進

危機管理においては、自助・共助・公助が重要である。県内の生産者、販売者、施設管理者などにおいては、需要の大幅な縮小によって、大変厳しい状況、死活問題となっている。

これを、県民の共助で乗り越えていくため、県民に県産品の購入や県内施設の利用を呼びかける。その消費行動の変化・変容は一時的なものとするのではなく、新しい暮らし方を静岡に定着させていく、バイ・シズオカの実践をお願いする。

(10) その他

休業要請の対象施設から除かれた施設や、現在、自主的に閉館、閉店していた施設については、再開に当たり、国から示された「施設に応じた感染拡大を予防するための工夫(例)」(別添資料3)等を基に、「三つの密」をつくらぬ努力を要請する。

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部 第10回本部員会議議事録

開催日時:令和2年5月15日(金)午後2時45分～3時45分

開催場所:別館9階 特別第1 会議室

黒田危機管理部参事	これより静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部第10回本部員会議を始めます。進行を危機管理監にお願いします。
金嶋危機管理監	本日の会議は、昨日静岡県を含む39県が緊急事態宣言の対象区域から外されたことを踏まえ、本県の実施方針を決定するために開催するものです。また本日は、県感染症対策専門家会議の座長である静岡県立静岡がんセンター感染症内科部長の倉井華子先生に御出席いただいております。ありがとうございます。それでは議事に入ります。(1)新型コロナウイルス感染症の県内の状況について、健康福祉部及び感染症対策専門家会議座長の倉井先生から御報告をお願いいたします。
藤原健康福祉部長	<p>健康福祉部から報告いたします。お手元の資料、1-1を御覧ください。県内の状況でございます。5月14日、現在の患者の発生状況ですが、県内発生患者73名、62名が退院したことから、11人の方が入院していらっしゃいます。また死亡例は1例となっております。表の3番、PCR検査件数は5,010件、帰国者・接触者相談センターでの相談受け付け件数は、3万8,304件。帰国者・接触者外来受診人数は1,872人となっております。続いて県内の動向を説明いたします。1ページめくってください。資料1-2でございます。中ほどの棒グラフを見ます。これが入院動向を示しております。3月末から4月上旬にかけて、連日、複数の方が入院したものの、中旬においては一旦1人ないし入院なしという状況に低下しました。しかし、下旬では再び複数人の入院がある状況となったものの、5月2日以降、新規入院患者はございません。これまででは、1日に複数人の入院となるケースは、家庭内感染のケースも多く、現在のところ家庭内以外での集団感染は、発生していません。退院については、赤い下の棒グラフの通り4月上旬の感染者の退院が中旬から始まっている状況です。入院から退院までの期間は最短で4日、最長で23日、平均在院日数は16日となっております。本県においては、新規感染者は原則として全員入院するため累計感染者数から累計退院者数を引いたものが入院感染者数となります。この薄い緑色の点でございます。4月中は、30人程度で推移してきましたが、5月2日以降、新しい入院患者の方が発生していないため、減少し、十人台前半となっております。感染症指定医療機関の病床など200床を確保しておりますが、現時点では、余力がある状況となっております。なお、軽症者を受け入れるホテルを一棟静岡市内に用意したところであります。</p> <p>続いて、ページをおめくりいただいて資料の1-3でございます。陽性患者の発生状況です。グラフの右の方、赤色の部分は陽性患者の方のうち感染経路不明の方の数でございます。73人中11人が感染経路不明となっております。次のページ、資料1-4を御覧ください。PCR検査を受けた方の陽性率についての推移でございます。青の折れ線グラフは、その日の陽性率を示していますが、3月の末から4月中旬にかけて、25パーセントほどの日が数日ありました。しかしながら、4月下旬以降は5パーセント程度となっており、5月には陽性率ゼロでございます。赤の折れ線グラフは、週単位の平均でございます。4月上旬の5パーセント超をピークになだらかに減少し、現在はゼロとなっております。</p> <p>資料1-5を御覧ください。入院患者数の推移でございます。3月28日に初めての患者様が発生して以降、入院患者数は増加し、4月中旬にピークを迎え、以降なだらかに減少しております。続いて資料1-6でございます。病床利用率です。県内に200床ある感染症病床の利用率についてでございます。青い線はその日の、赤い線は週単位の平均でございます。いずれも4月中旬に20パーセント近い状態となりましたが、その後なだらかに減少しております。続いて資料1-7でございます。重症者の方の入院状況でございます。重症者の方2名の入院が続いております。</p>

	<p>たが、幸い1名の方が中等症まで回復なされ、現在重症者の方は1名となっております。重傷者が増加しなかったことは、医療体制の維持にも繋がっていると考えております。一旦説明は以上です。倉井先生お願いいたします。</p>
倉井委員	<p>よろしくお願いいたします。静岡県感染症対策専門家会議の座長を務めさせていただいております。静岡がんセンターの倉井です。</p> <p>お手元の資料1-8御覧ください。昨日第2回の専門家会議が開かれました。当初7つの指標が上がり、議論に上がりました。前回の専門家会議の結果、3つの重点指標を含む5つの指標を判断に用いることで決定しました。感染の拡大状況におきましては、1週間の新規患者数、感染経路不明の患者数、そしてその割合、PCRセンターなどで行うPCR検査の陽性率、クラスター発生状況、この5つの指標を注視していくこととします。そして目安となる数値もお手元の方に、あの示させていただいております。特に、新規感染者数、感染経路不明の感染者数、クラスター発生状況の三つの指標は重点指標と考えます。これらの値に大きな動きが出た場合には、専門家会議を開催し、感染拡大状況について検証し、また県に助言させていただくことといたします。そしてこれらの指標から4月の推移を検討した結果、現時点では、本県の感染状況は、新規感染者の発生が少数に限定されている感染限定期にあると評価いたしました。また、病床逼迫の状況においては、病床利用率、そして重症者数の二つの指標を上げました。この数値に関しては、この2つは変動しうるものであること、そして相互に関連していること、状況によって変化することから、目標の数値の設定は困難と考えて、実情を踏まえて総合的に専門家会議の中で評価することとします。医療の状況が逼迫する場合には、県を通じて県民に対しても県内医療機関の状況についてお知らせをさせていただきます。その際には、県民の皆様方にも御協力をいただく必要が出てくる場合もございます。現時点では、感染症の病床は逼迫状況にないということを報告させていただきます。以上感染症対策専門家会議から報告申し上げます。</p>
藤原健康福祉部長	<p>ありがとうございます。ただいま倉井先生から御説明いただいた評価指標としてその目安に照らしますと、本県においては、過去7日間の新規感染者数、感染経路不明者数、感染経路不明の感染者率、そしてPCR検査陽性率、いずれもなしであり、クラスターの発生もございません。以上によりまして、県としましては、現在は感染限定期であると判断いたします。なお、病床の逼迫状況につきましては、病床利用率、200床に対して11床使用している。それから重症者の方が1名、その状況から見て逼迫度が低いと判断いたします。ふじのくに基準の判断基準1、感染拡大状況及び判断基準2、病床の逼迫状況についての御報告は以上です。</p>
金嶋危機管理監	<p>ただいまの報告について質問等ありますでしょうか。よろしいですか。それでは次に、(2)政府の基本的対処方針の概要について事務局から報告をお願いします。</p>
酒井危機対策課長	<p>政府の基本的対処方針の概要について説明します。資料の2を御覧ください。1、要旨。5月14日、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部が本県を含む特定都道府県34県に、特定警戒都道府県である、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、福岡県の5県を加えた39県について、新規感染者の報告者数がクラスター対策が十分に実施可能な水準まで減少したとして、緊急事態宣言の対象区域から除外する決定を行った。引き続き特定警戒都道府県とされた北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県について、5月21日に再度中間評価を行って、解除の可否を検証する見込みとなっております。</p> <p>2緊急事態宣言から除外された39県に求められる取り組み。(1)住民への周知、今後持続的な感染防止対策が必要と見込まれることから、新しい生活様式の定着が図られるよう、国の専門家会議に示された実践例等を住民周知。(2)外出の自粛。不要不急の帰省や旅行など、特定警戒都道府県など、感染リスクの高い地域への移動、クラスターが発生している施設や、三つの密のある場への外出を避けるよう呼びかけ、(3)催し物の開催制限。全国的かつ大規模な催し物等の開催はリスクの対応が伴わない場合は中止、また延期するよう、主催者に慎重な対応を要請、(4)事業者への働きかけ、在宅勤務、時差出勤等、人と接触を軽減する取り組みを働きかけ。業種ごとに策定される、感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、感染拡大防止のための取り組みが</p>

	適切に行われるよう働きかけ、(5)感染状況の監視。感染の状況等を継続的に監視し、変化が認められた場合には、住民に適切な情報提供を行い、感染拡大の警戒を呼びかけ、(6)学校等の取り扱い。地域の感染状況に応じて、感染予防に最大限配慮した上で、段階的に学校教育活動を再開できるよう支援、以上です。
金嶋危機管理監	ただいまの報告について、質問等がありますでしょうか。それでは次に(3)ふじのくに基準に基づく本県の警戒レベルを議題とします。難波副知事、説明をお願いいたします。
難波副知事	<p>それでは、「ふじのくに基準」に基づく「6段階の警戒レベル」と行動制限というA4横の資料があると思います。図表1、図表2、図表3、図表4、もうひとつは、A4の縦で、実施方針における行動制限の決定システム「ふじのくにシステム」、このシステムについて説明をいたします。</p> <p>図表1を見ていただいて、これは、警戒レベルを1から6までの6段階に設定していますが、それぞれの段階においてどういう行動制限が必要かというのを整理しています。行動制限は右側になりますけれども、基本的行動内容ということで、県内移動に関する行動制限と、県境を跨ぐ移動に関する行動制限に分かれています。今は警戒レベル4の、県外は警戒、県内も警戒という状況ですので、その横を見ていただきますと、休業要請・不要不急の外出は避ける、これが県内。県外については、極力県境を跨ぐ移動は極力回避するということになっています。これを見ていただくと、今がどういう警戒レベルにあるか、それに基づいてどういう行動が必要なのかということが整理されています。全体をみることができまので、だんだん下に向かっていけば望ましいということになります。これをどうやって決めるかということになりますが、先ほど、倉井先生からお話がありました、次の図表2ですけれども、この図表2に基づいてですね、まず評価をいたします。これは評価はふじのくに基準、先日発表したふじのくに基準の基準1と基準2、これで評価をいたします。感染限定期にあるという評価でありました。これをもとに次の図表3を見てください、図表3はですね、右上に判断基準、ふじのくに基準と書いてありますけれども、これに基づいて、左の警戒レベルを判定をするというシステムになっています。判断基準、ふじのくに基準のところの真ん中あたりになりあすが、これは県内の評価値になりますが、ふじのくに基準でいくと判断基準1と2になります。これがどこにあるのかということで、今は感染限定期2にあるということになります。次に判断基準3ですが、これは近隣の感染状況が厳しい地域、具体的に言うと東京とか神奈川になりますが、ここがどういう状況にあるかというふうに見ると、感染移行期以上ということになります。3以上と評価されます。この二つが決まりましたので、それを左に持っていくと、今の警戒レベルが決まるということになります。県内に移動に関することは注意ということになりますし、県外との関係は警戒と、まあ3の中に2段階ありますけれども、警戒レベル3で、県内注意、県外は警戒ということになります。もう一度図表1に戻っていただいて、そうしますと警戒レベルの3のところの、県内注意・県外警戒というのがありますので、それに基づいてどういう行動をしたらいいのか、これで決まることになります。県内移動に関する行動制限については、3密を避けるなど新たな生活様式の徹底と書いてますが、これを徹底をした上での外出は、自粛の対象ではないということになります。県境を跨ぐ移動に関する行動制限については、これは県内者の県外への移動は対象地域に応じて判断する必要があります。対象地域はいろんな状態にありますので、一律決めるわけにはいきません。後程ご説明します。県外者についても同様になりますけれども、一部近隣県を除き、原則自粛を要請、こういう形になりました。これはちょっとこれだけではわかりにくいので、図表4というのがありますけれども、実際にはこれをみてこれから県境を跨ぐ人の移動の制限の内容と決めていくことになります。縦と横に並んでますが、縦が出発地、横が到着地になります。わかりやすいのは1と1ですけども、出発地静岡で、到着地静岡、県内移動ということですが、このときは新たな生活様式の徹底を行っていただきたいと。それから、一番右の5の特定警戒都道府県とありますが、静岡県から特定警戒都道府県、東京とか神奈川に行く場合には、これは県境を跨ぐ移動を極力回避、これを徹底をしていただきたいということになります。2, 3, 4とありますけれども、この地域によって状況が異なります。2のここは、累計感染者数が少なく、感染が限定的な近隣県ということになる。ここはまだこの中で評価をしていませんが、そこについては、新たな</p>

	<p>生活様式の徹底ということですから、県内に準ずるレベルでよいこととなります。3は累計感染者数が少なく、感染が限定的な中長距離都道府県ということとなります。余り近隣のことを言うと問題があるかもしれませんが、例えば鹿児島ということになるとですね、ここはできるだけ避けるということですが、全く駄目だということはないということとなります。4の累計感染者数が多いが現在は感染が限定的な都道府県というのは、これは昨日、特定警戒都道府県からはずれた地域を示していただければと思います。こういうところは、今は感染が限定的ですが、感染者数が多いということは見えない感染者ですね、陽性とは判定されてなくて本人も知らないけれども、町に出ての方というのが少なからずいるという心配がありますので、こういうところについては、そこに行くことは自粛していただくということになります。今度縦を見ていただくと、到着地静岡県で今度は県外から来るときですけれども、県外から来るときも同じような形になりますが、少しだけ条件は違いますが、基本は同じということになります。</p> <p>これから実施方針を決めることとなりますけれども、実施方針を決めるときに、なぜその実施方針を決めたのかということですね、県内の感染動向、それから県外の動向、これらを踏まえて、警戒レベル含め、行動内容を決めると。これを見える化して県民の皆様にもわかりやすくするというために作ったものであります。もう一言付け加えますと、これは今回、警戒レベル3ということになるわけですが、評価するという警戒レベル3、県内注意・県外警戒ということになりますが、これから努力をいただくと下にさがっていく可能性がある。これで皆様のますますの感染拡大に、感染に注意した行動をお願いすると。以上です。</p>
<p>金嶋危機管理監</p>	<p>ありがとうございました。ただいまの報告について、御質問等がありますか。それでは次に、(4)緊急事態措置の指定区域除外に伴う静岡県実施方針(案)を議題とします。この方針案は、先ほど報告のありました静岡県の専門家会議の評価、国の対応方針、それからふじのくに基準で決定した警戒レベルに基づき作成したものです。事務局から説明してください。</p>
<p>山田危機政策課長</p>	<p>資料4を御覧ください。緊急事態措置の指定区域除外に伴う静岡県実施方針令和2年5月15日、静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部 5月14日、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部の新たな基本的対処方針が発表され、本県が緊急事態宣言指定区域から除外された。しかし、本県の感染状況は収束したのではなく、まだ特定警戒都道府県に隣接・近接していることから、本県が特定地域との間の行動制限を緩和した場合、特定地域からの県境を跨ぐ新たな動きが生じるなどの恐れがあり、引き続き警戒が必要である。昨日の県の感染症対策専門家会議の検討結果等を踏まえ、県内の感染状況、医療提供体制を評価する指標値などを用いた「ふじのくに基準」に基づき、現在は6段階警戒レベルの警戒レベル3にあるとし、以下の方針により本県の新型コロナウイルス感染症対策を実施する。今後は、今般導入したふじのくにシステムを用いて、県内外の動向を継続的に監視評価し、警戒レベルを時点更新の上、「実施方針」を適時に見直していく。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象とする機関、令和2年5月16日土曜日からとする。 2. 対象とする区域、静岡県全域 3. 警戒レベル 警戒レベル3、県内は注意県外は警戒 4. 実施する内容 <ol style="list-style-type: none"> (1)休業要請、県知事が特別措置法に基づき実施している遊興施設等、運動遊技施設に対して行う休業要請は5月17日までとし、5月18日以降は解除する。 (2)全体(県内で行う行動、県外に関する行動共通)新しい生活様式への移行継続。県民に対し、「密閉」「密集」「密接」の「三つの密」を徹底的に避けるとともに、手洗い、マスクの着用、人と人との距離の確保などの基本的な感染対策を継続するとともに、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の徹底定着を呼びかける。事業者に対し在宅勤務時差出勤等、人との接触を低減する取り組みを働きかける。 (3)県内で行う行動に関する行動制限の要請、①外出の自粛 繁華街の接待を伴う飲食店等、これまでにクラスターの発生しているような施設や、「三つの密」のある場については、外出を避け

	<p>るよう呼びかける。それ以外の外出については、「新しい生活様式」を徹底した上での外出は自粛を求めない。②催し物等の開催の自粛要請と、全国的かつ大規模な催し物等の開催については、主催者が感染リスクを評価し、リスクへの対応が整わない場合は中止または延期することを含め、主催者による慎重な対応を要請する。比較的少人数のイベント等については、感染防止策を講じた上での開催など適切な対応を行えば開催可能とする。③施設管理者への感染防止策の徹底の要請 業種ごとに策定されたガイドライン等を参考に、施設ごとの感染防止対策に万全を期すよう強く要請する。とりわけ、特定地域からの来訪者が訪れる可能性のある地域の施設については、「三つの密」を作らないことなど、感染防止策の徹底を強く呼びかける。</p> <p>(4) 県境を跨ぐ移動に関する行動制限の抑制 特定地域など相対的にリスクの高い都道府県への移動、その地域からの来訪については極力回避するよう要請する。感染状況が限定的な近隣県については、県内移動に準ずる形で可とする。その他の県との往来については、感染状況を踏まえて、できる限り避けるよう呼びかける。</p> <p>(5) ふじのくに基準に基づく監視体制と警戒レベルの更新・発表 ふじのくに基準に基づき、感染の状況等を継続的に監視評価し、その変化が認められた場合は、警戒レベルを変更し、適切な対応を行う。県民に適切に情報提供を行い、感染拡大への警戒を呼びかけるとともに、感染拡大が懸念される場合は、同基準に照らして、警戒レベルを引き上げ、法第24条第9項に基づく措置等を実施する。</p> <p>(6) 医療提供体制。現時点では、クラスターの発生など感染の急速な拡大の恐れが否定できないことから、再度の感染拡大を早期に把握し、命を守るとともに、医療提供体制の確保に資するため、医師の判断に基づくPCR検査等を積極的に実施する。医療機関によるECMOや人工呼吸器等、治療に必要な機器の整備を促進するとともに、第2波に備え、医療資材・衛生資材の確保を行う。</p> <p>(7) 学校教育活動、地域の感染状況に応じて、感染予防に最大限配慮した上で、段階的に学校教育活動を再開するという、教育委員会による学校再開の方針を支援する。</p> <p>(8) 地産地消「バイ・シズオカ」の推進 危機管理において、自助、共助、公助が重要であります。県内の生産者、販売者施設管理者等においては、需要の大幅な縮小によって大変厳しい状況、死活問題となっている。これに県民の共助で乗り越えていくため、県民に県産品の購入や県内施設の利用を呼びかける。その消費構造の変化変容は一時的なものとするのではなく、新しい暮らし方を静岡に定着させていく「バイ・シズオカ」の実践をお願いします。また、県内の感染状況等に留意しつつ、現在における社会経済活動の日常化への取り組みを支援する。以上であります。</p>
金 嶋 危 機 管 理 監	<p>この方針案について、私から1点補足します。今回本県が緊急事態宣言対象区域から除外されたことに伴い、各種施設等の再開などが予想されます。実施方針の添付資料として、国、県、業界団体等が作成した感染防止のための取り組み事例が添付されております。各部局におかれては、各所属及び所管する団体等への周知徹底をお願いいたします。このほか、この方針案について補足説明はありますか。</p>
天 野 経 済 産 業 部 長	<p>経済産業部から緊急事態宣言の解除を踏まえた県内経済活動の再開について補足説明いたします。お手元の資料5を御覧ください。</p> <p>まず1の県の考え方ですが、昨日5月14日政府により、特措法に基づく緊急事態宣言が发出されておりました静岡県を含む39県で、宣言が解除されました。今後は、本日議題が上がっております、静岡県実施方針に基づきまして、新たな県独自のふじのくに基準等を踏まえて、新型コロナウイルス感染症に係るリスクの状況等を勘案しながら、感染症防止対策と、社会経済活動の両立を図っていく必要のあるものと考えております。この感染症防止対策と社会経済活動の両立の点に関しましては、地域経済の実情や産業特性等を踏まえた判断が不可欠でありますことから、経済界、労働界の有識者から御意見を伺いました。メンバーは、平成20年のリーマンショック、それに続いて、平成23年3月に発生した東日本大震災の影響によりまして、失業者が激</p>

	<p>増した経済危機に際し、県が設置いたしました静岡県雇用創造県民会議の経済団体、労働者団体の代表者の方々、具体的には県経営者協会や県商工会議所連合会、県農協中央会、連合静岡などの方々をお願いしております。今後もこの会議を改組とする形で、新たな経済危機をもたらした新型コロナウイルス感染症に係る経済雇用対策の有識者会議として、御意見、御提言をいただきながら、県の政策決定に反映させて参ります。</p> <p>次に、2の各有識者の見解要旨であります。資料に取りまとめでございますように、まず新型コロナウイルス感染症防止対策と、社会経済活動の両立を図っていくことが重要である。特に第2波、第3波の到来を防ぐことが大切である。</p> <p>次に国民、県民の新型コロナウイルス感染症に対する恐れや不安が解消されない限り、緊急事態宣言が解除されても、以前のような消費行動にはすぐには戻れない。国民や県民の恐れや不安の解消のためにも、治療薬やワクチンの開発、医療体制の一層の充実が必要である。次に飲食、小売、宿泊、観光、レジャー産業などが大きな影響を受けており、東京等の特定警戒地域などとの移動交流等は厳しい。県の域内での経済活動をまず支援していく必要がある。県民相互が安全に注意しながら助け合っていくことも重要である。次に業種業態によって状況は異なっている。製造業などはグローバルな需給関係の落ち込みやサプライチェーンの問題もあり、それぞれの業種業態の状況にきめ細かく目配りしていく必要がある。最後に、ポストコロナ社会は間違いなく消費行動や企業の事業形態が変化する。規制緩和が加速化し、雇用の変化も大きなものになる。それらを見据えた非接触遠隔型の新たな事業展開やテレワークなどの働き方改革の推進、「3つの密」を避ける新しい生活様式の定着などを進めていく必要がある、などの御意見をいただいたところです。昨日、業界ごとのガイドラインが示されましたが、以上のような経済界、労働界の御意見等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に係るリスクの状況等を勘案しながら、感染防止対策と社会経済活動の両立を図っていく必要があるものと考えております。またそうした中で、「3つの密」を回避しつつ、県の域内での経済活動を支援しているバイ・シズオカなどの取り組みも県民の皆様をお願いをしまいたいと考えております。私からの説明は以上であります。</p>
金嶋危機管理監	<p>ただいまの方針案及び補足説明について、質問、御意見等ありますでしょうか。本部長お願いします。</p>
本部長	<p>今日は倉井先生に来ていただいて。専門家の御意見ということで。専門家のもう一つの分野は、経済ですね。ですから、お医者様と、経済学者というのが大事だということその報告をしてるんですけども。我々の方は、今、天野君が説明してくださいましたように、経済を預かっている、静岡県の産業界、労働界、こうしたところの意見を、この経済界の経済学の、学者の意見に変えるということです。実態に即して、いわば現場に即した意見をこの方針の中に、入れ込んでですね、それに基づいて総合的に判断する。私はこれでいいと思います。それからもう一つですね、この全体の実施方針、先ほど山田君の方から朗読していただきましたけれども、その中で県境を跨ぐ移動に関する行動制限というものが2ページの(4)のございますが、ここに感染状況が限定的な近隣県、県内移動に準ずる形で可とするとございます。先ほど、山梨県知事さんと電話連絡をするきっかけがありまして、それで、山梨県の警戒レベルでいいますと、うちと全く一緒です。そして感染レベルで行きますと、感染限定期ということで全く一緒だという。バイ・シズオカと同様にですね、バイ・ヤマナシ、山梨県の農芸品ですね。静岡県の農産物海産物、こうしたところをお互いに買いあおうという提言をしよう、となりまして、これが入りました。これはあの、行動パターンでいうと、先ほど難波副知事から説明がございました、累計で感染者数が少なく、感染が限定的な近隣県がある場合には、静岡県と同様、新たな生活様式の徹底、こういう行動パターンになります。この行動パターンを共有しながら、山梨県との間で、県境を跨ぐバイ・シズオカ、バイ・ヤマナシという運動をするということで合意いたしましたので、御報告を申し上げます。以上です。</p>
難波副知	<p>今の件で、実施方針に書き忘れがありましたので、ちょっと追加を要する。実施方針の2ページの</p>

事	<p>ところ見ていただいて、今知事のお話もありました、2ページの下から4行目で、感染状況が限定的な近隣県については、ここに累計の感染者数が少なく、感染状況が限定的な近隣県、と抜けてましたので、それを加えさせていただく。これがないとどこが入るかっていう想像つくと思いますので、やはり、累計の感染者数が少ないというのは、非常に重要なポイントになりますので、ここに入れる必要があると</p>
金 嶋 危 機 管 理 監	<p>それでは、ただいまの修正を加えたこの案により対応することとしてよろしいでしょうか。</p>
本部長	<p>はい、了解いたしました。</p>
金 嶋 危 機 管 理 監	<p>それではこの修正案により決定いたします。次に(5)各部局からの報告についてです。報告のある部局、教育委員会をお願いします。</p>
木 苗 教 育 長	<p>それでは、教育委員会から、県立学校における教育活動について説明いたします。先ほど、ふじのくに基準に基づき、警戒レベル3となり、休業要請が解除されるなどの静岡県実施方針が決定したことから、県立学校においても、感染予防対策を徹底しながら、教育活動を前倒して再開することといたします。県立高等学校につきましては、3密対策を講じた上で、5月25日から一斉に再開することとし、その一週間前の5月18日から登校日を設け、再開に向けた準備を進めてまいります。なお、電車が混雑する通勤時間帯をさけるため、時差通学を行うほか、臨時休校に伴う学習の遅れを補うため、長期休業の短縮や土曜日授業を実施することといたします。次に部活動につきましては、これまでの休校により体力が低下していることから、6月1日以降段階的に再開して参ります。また特別支援学校につきましては、重篤化するリスクの高い基礎疾患を有する児童生徒が多く在籍しております。より慎重に対策を講じる必要があるため、5月25日から分散登校による再開といたします。さらに三番目として、教育活動の再開にあたり、感染予防対策を徹底しながら、生徒の学力保障、心身のケアなどに教職員一丸となって万全を期してまいります。以上であります。</p>
金 嶋 危 機 管 理 監	<p>ただいまの報告について質問等ありますか。本部長、教育委員会の方法について御意見等あればお願いします。</p>
本部長	<p>申し上げますが、今回の教育委員会の判断は、感染予防対策を実施した上での学校再開の御判断でございまして、私といたしましても、この方針を尊重いたします。以上であります。</p>
金 嶋 危 機 管 理 監	<p>他に報告のある部局はありますか。</p>
植 田 ス ポ ー ツ ・ 文 化 観 光 部 長	<p>スポーツ・文化観光部です。資料7を御覧ください。私のほうから2件報告します。まずは、経済的に困窮している学生等への支援でございます。1に書いてありますとおり、県立大学において学生アンケートを実施いたしました。約1,600人を対象にしております。その結果ですが、この太字で書いてあります、学業継続に不安を持ってる方、あわせて40パーセントという大変高い割合になっております。これに対する支援制度ですが、2の国の制度といたしましては、(1)非課税世帯等に対しまして、2番目の2行目にありますが、給付型奨学金、授業料免除といったものがございます。またその3行目にありますが、コロナの影響で家計が急変した場合については、一部返還という制度もございます。また(2)の貸与型の、こちらは奨学金ですが、年収の目安1,670万円という、かなり幅広い学生さんが対象になった制度もございます。こういった制度を活用してまいりたいと思っております。</p> <p>また3には、大学によって、個別にさらに追加の支援をしているところもございます。県立大学におきましては、こちらに記載のとおり、例えば、分納制度や、独自の授業料の減免制度、また3行目に書いてありますが、ルーターの貸与、さらには、新規対策として、国の給付金までの間の短期の無利子の貸し付けという、緊急対策もっております。また、文芸大や農林環境専門職大学でも、分納制度等の制度を行っております。他の私立の大学につきましても、3枚目に様々な学校独自の対策を行っております。是非ともこういった制度を活用していただきたいと思っております。</p>

	<p>1枚目に戻っていただきまして、4番目、今後の対応といたしまして、本県独自の支援策といたしまして、こちらは経営管理部の方で考えていただいたんですが、アルバイトがなかなか今ないということで、そのアルバイト先ということで、県が、短期間の会計年度任用職員として任用していただけたということです。8月末までの任用期間でございます。(2)でございますが、そういった支援制度、様々ありますが、なかなか学生さんたちが今、登校できない状況ですので、大学コンソーシアムやSNS等を通じまして、こういった施策もパッケージとして学生さんにしっかりと周知をしていく取組を進めてまいります。</p> <p>続きまして4枚目をお開きください。資料番号はありませんが、県有施設における感染防止方針ということで、5月15日付のものです。これは5月8日付に、博物館や観光施設用に策定しましたが、今回の静岡県の実施方針を受けまして、屋内の運動施設について付け加えたものでございます。大きく付け加えたのは一番最後の2枚のチェックリストです。屋内スポーツ施設等における感染防止対策チェックリストがございます。こちらに屋内施設用に項目を追加したものでございます。1番最後のページを見ていただきますと、項目のところ、例えばプールや体育館、トレーニングルーム、こういった個別の施設でチェックをしていただいて、万全の感染防止対策を講じようと思っております。こちらについては、県立水泳場等のスポーツ施設で、この感染防止方針を適用し、感染予防対策の準備が整い次第、5月18日以降になりますが、個別に整った施設から順次開館をしております。また、この方針については、市町にも、参考にさせていただくように送付いたします。また、ホームページ上で公開いたしまして、民間のスポーツ施設の今後の再開に向けての参考にさせていただくよう、しっかりと広報してまいります。以上でございます。</p>
金嶋危機管理監	ただいまの報告について、質問等ございますか。経営管理部お願いします。
杉山経営管理部長	経営管理部から、先ほど御説明のうち、本県独自の支援策、学生支援策について若干補足します。学生支援、急ぎということがございますので、予定では18日月曜日から募集を開始いたします。募集人員50名以上を予定しております。なお、対象者は大学・大学院・短期大学及び専修学校の専門課程に在学して、コロナ等によりアルバイト収入を失うなどして、経済的に困窮している方、ということで、速やかに募集を開始し、勤務先につきましても、県庁のみならず、出先機関を含めて、全県に行き渡るように配慮していくところでございます。以上です。
本部長	ありがとうございます。県庁のアルバイトとして、18日から募集していただくと。仕事はいつから始めるんですか？
杉山経営管理部長	仕事はですね、8月末までということを予定しておりますが、学生さんの事情によりですね、これは弾力的に運用していきたいと。
本部長	いつから。
杉山経営管理部長	仕事の開始はですね、任用にどれくらいの応募があるかというのもございますけれども、任用され次第ということで、3日4日のうちには開始できるというふうに考えております。
本部長	どうもありがとうございました。
金嶋危機管理監	その他、報告のある部局等ありますでしょうか。
天野経済産業部長	<p>経済産業部からは、お手元に配布いたしましたパンフレット、新型コロナウイルス感染症に係る緊急支援策について御報告いたします。こちらの冊子であります。</p> <p>一つが県の経済産業部で作ったもの、もう一つは経済産業省でまとめた、国の政策の一覧パンフレットでございます。4月県議会の臨時会におきましても、各党派から新型コロナウイルス対策に関する国や県の支援制度が次々に打ち出される中、県内の中小企業や小規模企業等の皆様に混乱が生じないように、融資制度間が比較できるとか、国、県の様々な助成制度の対象や内容など、わかりやすく整理して県内企業等に届けて欲しいとの御意見をいただきました。また商工団体や金融機関などからも同様の御要望があり、経済産業部では、新たに4月補正予算で予</p>

	<p>算措置いたしました各種の支援制度を盛り込み、国の施策とともに、県の金融、経済、雇用に関する支援策全体をパッケージとして県民の皆様にお示しするパンフレットを作成いたしました。県のホームページでもすでに掲載しており、県内の中小企業や小規模企業の皆様迅速に各種支援をお届けすることができるよう、PRに努めて参ります。私からの説明は以上であります。</p>
金嶋危機管理監	<p>ただいまの報告について質問等、よろしいですか。他に報告等ある部局はありますか。それでは最後に本部長から指示事項をお願いいたします。</p>
本部長	<p>この間ふじのくに型のふじのくに基準を設定し、また、倉井先生の御助言も賜りながら、本県が現在、感染の限定期にある。そしてまた、警戒レベル1～6の間で、警戒レベル3です。本県は注意ですけれども、県外についてはまた警戒というレベルということですね、警戒レベルは、3ということでそれに応じた行動指針が決まりました。そしてまた、特にこの感染流行期におけるこの基準、大きな判断基準は3つですね、感染症の現状、それから医療の体制、もう一つは県外とか国の、国外の動きということでございますけれども、そうしたものの数値化ができた、もちろん数値化できないものがありますけれども、数値化ないしも理屈化はできるということで、ここで、明確に行動パターンを我々は知ることができると。これはまた1週間ごとに見直すということでございまして、短期間ですね、ここまでやっていただいたことに大変心から厚く御礼を申し上げたいと思えます。何より、今回、緊急事態宣言の対象地域から静岡県は、外れました。これは、県民各位がですね、緊急事態宣言にこういった形での新しい生活様式を実践していただいたおかげでございます。それから、感染者も出ております。現在、合計73名ということでございますが、入院者は11名にぐっと減りました。これは、医療体制、受け入れ体制がしっかりできているということでございまして、またPCR検査も順次充実してきたということでございまして、これらに従事されている医療従事者に対しましては、県民を代表いたしまして、心から厚く御礼を申し上げたい、敬意も払いたいというふうに感じます。しかしながらまだ、我々警戒レベル3であり、かつ、感染の限定的にあるということで、しかも周りにはまだ特定警戒区域というものもありますから、何としまして、これは収束に向けて本県として、油断してはならないということでございますので、この点を踏まえまして、このヘルスの面ではですね、県民の命と健康を守る、ということでしっかりやっていただきたい。もう一つ、経済すなわちウエルズ面におきましては、バイ・シズオカというのが今回のこの警戒レベル並びに感染限定期における数値的なカテゴリーにおいて、お隣の愛知県は残念ながらそうではありませんけれども、山梨県とは、全く本県と変わらないレベルだということで、バイ・シズオカをバイ・ヤマナシと二つ入れまして、「バイ・ふじのくに」ということにも相成りました。これは決して観光にお互いに行くということでは全くありません。こちらで例えば、現在さくらんぼ或いは桃、もう間もなく出荷されると思えますけれども、果物大国です。</p> <p>我々はまた向こうにはない海鮮もございまして。そうしたことをお互いにですね、知ってそして、バイ・シズオカ、バイ・ヤマナシ、バイ・ふじのくに、というものをしっかり推進していきまして、経済の回復に協力していきたいということでございます。皆さんともこうした動きにですね、協力くださるようお願いをいたしたいと存じます。まだ現在、感染症対策が長期化されるということが見込まれます。そうした中で、これからも県民生活、また県内経済に甚大な影響が続きます。感染拡大防止に向けた取り組みに加えまして、必要な経済支援、生活支援、なにかんづく今日は、スポーツ・文化観光部の方から、また経営管理部の方から、学生に対するですね、かなり幅広い支援の枠組みができ上がったということがわかりまして、学生がこの困窮のために学業を諦めざるをえないことが決してないようにですね、支えていきたいと思っております。一刻も早く必要な人の手に必要な支援がいきますように、全庁挙げて皆様が御協力を賜りますようによろしくをお願いいたします。以上であります。</p>
金嶋危機管理監	<p>ありがとうございました。それでは、以上で会議を終了します。</p>

緊急事態措置の指定区域除外に伴う静岡県実施方針

令和2年5月15日
静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部

5月14日、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部の新たな基本的対処方針が発表され、本県が緊急事態宣言の指定区域から除外された。

しかし本県の感染状況は収束したのではなく、また、特定警戒都道府県(以下「特定地域」という。)に隣接・近接していることから、本県が、特定地域との間の行動制限を緩和した場合、特定地域からの県境を跨ぐ新たな人の動きが生じるなどのおそれがあり、引き続き、警戒が必要である。

昨日の県の感染症対策専門家会議の検討結果等を踏まえ、県内の感染状況と、医療提供体制を評価する指標値などを用いた「ふじのくに基準」に基づき、現在は「7段階警戒レベル」の「警戒レベル3」にあるとし、以下の方針により、本県の新型コロナウイルス感染症対策を実施する。

今後は、今般導入した「ふじのくに基準」に基づき、県内外の動向を継続的に監視し、評価し、警戒レベルを時点更新の上、「実施方針」を適時に見直していく。

1 対象とする期間 令和2年5月16日(土)からとする。

2 対象とする区域 静岡県全域

3 警戒レベル 警戒レベル3 (県内は注意、県外は警戒)

4 実施する内容

(1) 休業要請

県知事が、特別措置法に基づき実施している、遊興施設等、運動・遊技施設に対して行う休業要請は5月17日までとし、5月18日以降は解除する。

(2) 全体(県内で行う行動、県外に関する行動共通)

○「新しい生活様式」への移行、継続(別添資料1)

県民に対し、「密閉」、「密集」、「密接」の「三つの密」を徹底的に避けるとともに、手洗い、マスクの着用、人と人との距離の確保などの基本的な感染対策を継続するとともに、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の徹底・定着を呼びかける。

事業者に対し、在宅勤務、時差出勤等、人との接触を低減する取組を働きかける。

(3) 県内で行う活動に関する行動制限の要請

①外出の自粛

繁華街の接待を伴う飲食店等、これまでにクラスターが発生しているような施設や「三つの密」のある場については、外出を避けるよう呼びかける。それ以外の外出については、「新しい生活様式」を徹底した上での外出は自粛を求めない。

②催物等の開催の自粛要請等

全国的かつ大規模な催物等の開催については、主催者が感染リスクを評価し、リスク

への対応が整わない場合は中止又は延期することを含め、主催者による慎重な対応を要請する。比較的少人数のイベント等については、感染防止策を講じた上で、開催等、適切な対応を可能とする。

③施設管理者への感染防止策の徹底の要請

業種ごとに策定されたガイドライン等（別添資料2）を参考に、施設ごとの感染防止対策に万全を期すよう、強く要請する。とりわけ、特定地域からの来訪者が訪れる可能性のある地域の施設については、「三つの密」をつくらないことなど感染防止策の徹底を強く呼びかける。

（４）県境を跨ぐ移動に関する行動制限の要請

特定地域など相対的にリスクの高い都道府県への移動、その地域からの来訪については、極力回避するよう要請する。感染状況が限定的な近隣県については、県内移動に準ずる形で可とする。その他の県との往来については、感染状況を踏まえて、できる限り自粛するように呼びかける。

（５）「ふじのくに基準」に基づく監視体制と「警戒レベル」の更新・発表

「ふじのくに基準」に基づき、感染の状況等を継続的に監視し、その変化が認められた場合は、「警戒レベル」を変更し、適切な対応を行う。県民に適切に情報提供を行い、感染拡大への警戒を呼びかけるとともに、感染拡大が懸念される場合は、同基準に照らして「警戒レベル」を引き上げ、法第24条第9項に基づく措置等を実施する。

（６）医療提供体制

現時点ではクラスターの発生など、感染の急速な拡大の恐れが否定できないことから、再度の感染拡大を早期に把握し、命を守るとともに、医療提供体制の確保に資するため、医師の判断に基づくPCR検査等を積極的に実施する。

医療機関によるECMOや人工呼吸器等、治療に必要な機器の整備を促進するとともに、第2波に備え医療資材・衛生資材の確保を行う。

（７）学校教育活動

地域の感染状況に応じて、感染予防に最大限配慮した上で、段階的に学校教育活動を再開するという教育委員会による学校再開の方針を支援する。

（８）地産地消「バイ・シズオカ」の推進

危機管理においては、自助・共助・公助が重要である。県内の生産者、販売者、施設管理者などにおいては、需要の大幅な縮小によって、大変厳しい状況、死活問題となっている。これを、県民の共助で乗り越えていくため、県民に県産品の購入や県内施設の利用を呼びかける。その消費行動の変化・変容は一時的なものとするのではなく、新しい暮らし方を静岡に定着させていく、バイ・シズオカの実践をお願いする。

また、県内の感染状況等に留意しつつ、県内における社会経済活動の日常化への取組を支援する。

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部 第11回本部員会議議事録

日時 令和2年5月29日(金)午後2時45分～3時35分

場所 別館9階特別第1会議室

黒田 危機 管理部 参 事	これより静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部第11回本部員会議を始めます。進行管理を危機管理監にお願いします。
金嶋 危機 管理監	本日の会議は5月25日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が全面解除されたことを踏まえ、本県の実施方針を決定するために開催するものです。それでは議事に入ります。(1)新型コロナウイルス感染症の現在の状況について、健康福祉部から報告願います。
藤原 健康 福祉部長	<p>報告いたします。資料の1-1を御覧ください。5月28日現在の患者の発生状況でございます。県内発生患者が計76人となり、72名が退院したことから、4人入院している状況であります。PCR検査は5,821件、帰国者・接触者相談センターでの相談受付件数は、41,672件で、帰国者・接触者外来受診人数は、2,063件となっております。次のページを御覧ください。資料1-2でございます。感染者・入院者等の推移でございます。真ん中の直線の部分でございます。新規入院患者数を御覧ください。5月に入りまして、新たな患者については右端の方にありますように4人という状況です。この4人がそのまま入院しておりますので、累計の確保病床数に対しては十分が余力がある状況でございます。資料1-3でございます。感染拡大状況評価指標の状況です。21日から27日までの新規感染者2人、そのうち1週間の感染経路不明者が1人ということで、(3)の感染経路不明の感染者率は50パーセント、1/2の50パーセントとなります。PCR検査陽性率は0.5パーセント、クラスターの発生はない。以上のことから、先週に引き続き、感染限定期にあると考えております。</p> <p>つづきまして、資料1-4を御覧ください。第2波に向けた備えについてでございます。1の受入病総数の拡充の欄でございます。現在入院患者の受け入れを割り当てしている病床が200床、今後の備えのために確保する想定を、当部として確保している病床数、確保想定病床数が、これに200を加えて全部で400床を想定しております。軽傷者療養施設の確保数は155室。今後は受け入れを割り当てた病院に対する空床補償を充実するなど、病院経営に対する支援を強化し、病床の確保を確実にまいります。2の地域外来・検査センターの拡充につきましては、現在設置済みの欄でございますとおり、3つの医療圏域において、6ヶ所開設されております。引き続き、予定の欄にある4医療圏5箇所について支援をいたします。またそれ以外の賀茂地域についても、これから設置に向けて調整をすすめます。さらに圏域内での市町を跨ぐ受診、これについても、受け入れ調整を進めてまいります。3の軽症者療養施設の拡充でございます。現在、先ほど申し上げました155室を確保し、開設しております。東部、西部地域におきまして、第2波がおきた場合にすぐに開設できるよう、事前に協定を結んでおくということで確保していきたいと考えております。一番下、4の医療従事者のスキル向上については、受け入れ病院のスタッフによる症例検討会を開催することとし、患者の、患者様への対応のスキル向上を図ってまいります。ページをおめくりください。5の医療従事者支援策の充実でございます。最前線で働く医療従事者の皆様を支援するため、県議会の発議により設立されました「新型コロナウイルスに打ち勝つ静岡県民支え合い基金」を活用した、医療従事者支援や医療従事者の帰宅できない場合の宿泊施設の確保に対する支援、それから産前休暇中の医療従事者の代替職員の確保に対する支援等を検討してまいります。6の衛生資機材の確保につきましては、第2波や冬期におけるインフルエンザ等の同時流行に備えまして、衛生資材の備蓄を進めます。衛生資材における「バイ・シズオカ」の取り組みといたしまして、これまでに県内事業者には5件の発注をいたしております。また、県のホームページで生</p>

	産販売する県内事業者を募集したところ51件の登録をいただき、医療機関等に情報提供して参ります。7の冬季におけるインフルエンザとの同時流行への対策の検討につきましては、感染症対策専門家会議において検討を進めてまいります。インフルエンザとの同時流行を防ぐため、予防接種の奨励、ワクチンの早期製造と調達を国に要望してまいります。第2波が必ず来ると想定した上で、安定しているこの時期に備えを進めてまいります。以上です。
金 嶋 危 機 管 理 監	ただいまの報告について、質問等ありますか
がんセンタ ー局長	はい
金 嶋 危 機 管 理 監	では、がんセンター局お願いします
小櫻がんセ ンター局長	それでは、がんセンター局からご報告を申し上げます。がんセンターにおきましては、県内の医療機関の感染症の対策により衛生資材の不足に対応するため、県内のがんの診療連携病院やコロナの感染症患者を受け入れる機関、また県医師会等の4師会、36の施設、機関に対しましてお声がけをしまして、必要な物資、不足している物資等を聞き取りいたしました。そのうち31の施設機関に対しまして、物資の供給支援をさせていただきました。これまでに国や県の方から、すでに配布は済んでおりますけれども、静岡がんセンター含めまして、県内の各医療機関におきましては、不足している重要物品の補充が進みつつございます。ということで最悪の状態は回避できたのかなというふうに思っております。また物品の、物資の不足ということの原因とする院内感染が防止できたというふうに考えておまして、いわゆる医療崩壊の防止には貢献できたというふうに考えております。しかしながら、いまだに、ガウンや防護服などで、病院単体ではなかなか調達が困難な物品もございます。従いまして6月以降、健康福祉部におきまして、速やかに調達を進めていただいで、供給をお願いしたいということで、県内各医療機関も大変期待しておりますのでよろしくお願い致します。今後、予想される第2波に備えて、感染対策物品、衛生資機材の備蓄はさらに必要だというふうに考えております。引き続き医療機関への支援協力をお願いしたいと思っております。静岡がんセンターにおきましても、物品の物資の調達ルートでありますとか、調達方法等につきまして、健康福祉部と情報交換をするなど、連携協力していく所存であります。以上であります。
金 嶋 危 機 管 理 監	今の報告について質問等ありますか。
藤 原 健 康 福 祉 部 長	備蓄につきましては、今おっしゃられたように県の方でしっかりやっていきたいと考えております。これからもルートの確保等につきまして、情報交換してまいりたいと思います。以上です。
金 嶋 危 機 管 理 監	ほかに質問等ありますか。よろしいですか。それでは、次に(2)政府の基本方針の概要について、事務局から報告してください。
酒 井 危 機 対 策 課 長	政府の基本的対処方針の概要について説明します。資料2を御覧ください。 1、対処方針の基本的考え方、緊急事態宣言解除後は一定期間を設け、外出の自粛や施設の使用制限の要請等、を緩和しつつ、段階的に社会経済活動レベルを引き上げ、上記の前提として、新しい生活様式の定着、業種ごとに策定のガイドライン等の実践。一定期間とは、1期、5月25日から6月18日、2期が6月19日から7月9日。3期が7月10日から7月30日。再度感染拡大が認められた場合は、的確な経済、雇用対策を講じつつ、速やかに強い感染拡大防止対策を実施。 2、対処方針の主な内容 外出の自粛と不要不急の帰省や旅行など、都道府県を跨ぐ移動は自粛。5月31日まで。5月25日の緊急事態宣言解除の際に、特定警戒都道府県であった地域との移動は慎重に対応。1期6月18日まで、6月19日以降の都道府県を跨ぐ移動制限はなくなる。観光振興は、まずは県内観光から、1期6月18日まで。県外から呼び込み。2期6月19日以降、8月を目途に、GOTOにキャンペーンによる支援。クラスター発生施設等への外出自粛を5月31

	<p>日まで促し、それ以降はガイドラインの策定や感染防止対策を前提とし、6月1日から自粛要請等の緩和を検討。安全性確保が困難と想定される施設、接待を伴う飲食店、ライブハウス等は、施設の業態の特性等に応じた感染防止策に関して、さらに検討された結果を踏まえ、感染防止策の徹底等により、一定の安全性が確保されたと考えられる場合は、自粛要請の緩和を検討。6月19日以降。移行期間、1期から3期ごとに、段階的に規模の要件を緩和、1期は屋外100人、国内100人。2期は屋内外1,000人。3期は国内外5,000人。8月以降、人数の上限なし。ただし、屋内は定員50パーセント以内。全国的なイベント、スポーツの試合等は2期6月19日以降から、無観客で開催。3期7月10日から、5,000人又は定員の50パーセントで開催、以上です。</p>
<p>金嶋危機管理監</p>	<p>ただいまの政府の対処方針等について、質問等がありますか。 それでは次に、この政府の対処方針を踏まえた、静岡県実施方針案を議題とします。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>山田危機政策課長</p>	<p>資料3を御覧ください。静岡県実施方針案、令和2年5月29日、静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部。政府の新型コロナウイルス感染症対策本部は、5月25日、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第5項の規定に基づき、緊急事態解除宣言を行うとともに、基本的な方針を改正した。新たな基本的対処方針では、今後新しい生活様式の定着等を前提として、一定の移行期間を設け、外出の自粛要請等を緩和するなど、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされた。国では、概ね3週間ごとに地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、外出の自粛、催し物開催制限等を6月19日ごろ、7月10日頃と段階的に緩和することとしている。本県では、こうした国の方針を参考に、県内外の感染状況や、他県の自粛要請緩和の動向等を踏まえ、以下の方針による本県の新型コロナウイルス感染症対策を実施する。なお、6月19日以後の移動制限や、催し物開催制限の大幅緩和を念頭に置きつつ、引き続き、原則として毎週金曜日に警戒レベルとレベル毎の行動制限を発表する。再度感染拡大が認められた場合は、実施方針を速やかに見直し、感染拡大防止対策を強化する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、対象とする期間、令和2年6月1日月曜日からとする。 2、対象とする区域、静岡県全域、 3、警戒レベル警戒レベル3、県内は注意、県外は警戒、 4、実施する内容 (1)新しい生活様式の定着に向けた啓発。県民や事業者に対し、密閉密集密接の三つの密の回避や人と人の距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生をはじめとした、基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する新しい生活様式の定着を呼びかける。事業者に対し、在宅勤務、時差出勤等、人との接触を低減する取り組みを働きかける。(2)県内で行う行動に関する行動制限の要請 ①県民の外出の自粛、繁華街の接待を伴う飲食店等、これまでにクラスターの発生しているような施設や三つの密がある場合については、引き続き外出をかけるよう呼びかける。こうした施設への外出自粛の緩和については、業種組合が作成するガイドライン等に基づく感染防止対策が講じられているからとする。②催し物の開催制限。催し物等の開催については、新しい生活様式や業種ごとに策定されるガイドラインに基づく適切な感染防止策が講じられていることを前提に、6月19日頃から7月10日から8月1日からの3段階で、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、規模要件を緩和していく。その際、屋内で開催される催し物等については、収容定員に対する参加人数の割合を半分程度とする要件を付する。また、催し物等の態様や、種別に応じて、講じるべき感染防止策を実施するよう、主催者に求める。なお、全国的な人の移動を伴うような規模の大きなスポーツの試合等については、段階的な緩和を図っていく中で、まずは無観客での開催を求める。上記の移行期間において、各段階の一定規模以上の催し物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は、中止または延期するよう、主催者に慎重な対応を求める。催し物等の開催にあたっては、その規模にかかわらず、三つの密が発生しない席配置や、人と人の距離の確保、マスクの着用、催し物開催中や前後における選手、出演者や、参加者等に係る主催者による行動管理等、基本的な感染防止策が講じられるよう、主催者に対して強く働きかけるとともに、参加者名簿を作成して、連絡

	<p>先等を把握しておくことや、導入が検討されている接触確認アプリの活用等について、主催者に周知する。感染拡大の兆候や、催し物等におけるクラスターの発生があった場合、国と連携して、催し物等の無観客化、中止または延期等を含めて、速やかに主催者に対し必要な協力の要請等を行う。ただし、再度感染拡大が認められた場合には、開催制限緩和の方針を速やかに見直しする。③施設管理者への感染防止策の徹底の要請、業種ごとに策定された感染拡大予防ガイドライン等を参考に、施設ごとの感染防止対策に万全を期すよう働きかける。(3) 県境を跨ぐ移動に関する行動制限の要請、6月18日までの間においては、5月25日に緊急事態措置が解除された5都府県との間の不要不急の移動については回避するよう呼びかける。その他の府県への移動制限については、定期的に発表する警戒レベル及びそれに応じた移動に関する行動制限に基づく行動を呼びかける。6月19日以降については、県境を跨ぐ移動に関する行動制限を大幅に緩和するとの方針を念頭に置きつつ、6月15日までに行動制限の内容を公表する。(4) 医療提供体制、第2波に備え、受入病床数の拡充、地域外来・検査センターの設置の促進、軽症傷療養施設の拡充。衛生資材・医療資材の確保を着実に進める。また、医療提供体制の確保のため、医師の判断に基づき妊産婦や手術を要する方のPCR検査等を積極的に実施するとともに、治療体制の充実のため、医療機関によるエクモ(ECMO)や人工呼吸器等、必要な機器の整備を促進する。(5) 学校教育活動、地域の感染状況に応じて、感染予防に最大限配慮した上で、再開した教育委員会の学校教育活動を支援する。(6) 地産地消「バイ・シズオカ」の推進。県内の生産者、販売者、施設管理者等においては、需要の大幅な縮小によって大変厳しい状況、死活問題となっている。これを、県民の共助で乗り越えていくため、県民に県産品の購入や県内施設の利用を呼びかける。その消費行動の変化・変容を一時的なものとするのではなく、新しい暮らし方を静岡に定着させに行く、「バイ・シズオカ」の実践をお願いする。また、県内の感染状況等に留意しつつ、県内における社会経済活動の日常化への取り組みを支援する。以上であります。</p>
<p>金 嶋 危 機 管 理 監</p>	<p>ただいまの方針案について補足説明をお願いします。</p>
<p>天 野 経 済 産 業 部 長</p>	<p>経済産業部からは、緊急事態宣言の全面解除を踏まえました、県内の経済活動について補足説明をいたします。お手元の資料4を御覧ください。新型コロナウイルス感染症に係る経済・雇用対策有識者会議についてであります。新型コロナウイルス感染症防止対策と社会経済活動の両立を図りつつ、状況の変化に応じた適格な経済雇用対策を実施するにあたり、県内経済界、労働界の代表者から広く御助言等いただくために、標記会議を設置いたしました。次のページを御覧ください。まず5月25日、新型コロナウイルス対策の緊急事態宣言が最後まで残っておりまして、東京、北海道など、5都道県を含め全面的に解除されました。経済産業部ではこれを受けまして、新型コロナウイルス感染症に係る経済・雇用対策有識者会議の委員の皆様から意見等を聴取したので、御報告をいたします。まずその各有識者の見解要旨であります。感染症防止対策があつての経済活動、その両立を図り進めなければならない。旅館ホテルの方も今は全面的に営業できない。少しずつの判断が難しい業種もある。まだ多くの人に不安な気持ちが残る中、このたび県が示した観光施設宿泊施設の指針はガイドラインとして非常によいものだと思う。こうしたものをしっかりと徹底しPRしていくことも大切である。次に、第2波の恐れがある。まずは感染症をしっかりと押さえ込むことが大切。旅行なども感染症対策をしっかりと行って、県内のお客様を受け入れることから始めるなど、消費者のマインドを作っていくのではないかと思います。次に、東京が何とか一定の水準は保っているとはいうものの、新型コロナウイルスの第2波に警戒しなければならない。感染症防止対策の効果や状況を見た上で、経済活動も両立を図っていくなければならない。次に、宿泊・観光業などが大きな打撃を受けている。まずは、県内での旅館ホテルなどの利用を図っていく形になるのでは。お客様は感染リスクを恐れて簡単には戻らない。県の観光・宿泊施設基準等をもとに、安心して利用できる環境を整えて、それらをPRし、誘客を図っていくことが必要ではないか。次に、ワクチン開発ができるまでは、感染症の防止対策と経済活動と</p>

	<p>のバランスは慎重に図っていくべき。一般的にも、まだまだ、様々な大会など自粛したりしている。ワクチン開発までいかないと不安の払拭までは難しいのでは。次に、経済活動の再開を一定の目標・期限を定めて進めていくことも有りだと思うが、まだ誰もが不安を持っている状態。特に静岡は首都圏と関西圏の中間にあり、現時点では県を跨いで移動はリスクが上がってくるのではないかと不安があるだろう。感染症の状況のチェックや、病床確保などの医療のバックアップ体制など、感染症防止対策と経済活動との調和を図っていくことが一番大切である。次に、経済活動は、新型コロナウイルス感染症防止の観点から守るべきところは守って、徐々に広げていくしかないが、バランスのとり方が非常に難しい。地域や職種によっても違うので配慮が必要である。次に、経済活動の再開は、感染症防止対策と両立していく形でバランスをとって進めていくことが大切。静岡県は「ふじのくに基準」を設けており、県内の企業や生活者を守る視点から、基準に照らし適切な判断をお願いしたい。次に、緊急事態は解除されて、鉄道、バスなどの利用も増加してくると思うが、テレワークや時差出勤などの継続は、感染症防止対策にも資するものであり、そうした努力や配慮も忘れないことが大事である。以上のような、経済界、労働界のご意見等を踏まえ、ふじのくに基準や業界ごとのガイドライン、県の指針等に基づき、引き続き、新型コロナウイルス感染症に係るリスクの状況等を勘案しながら、感染症防止対策と社会経済活動との両立を図っていく必要があると考えております。私からの説明は以上であります。</p>
<p>金 嶋 危 機 管 理 監</p>	<p>ただいまの報告及び補足説明と御意見ありますでしょうか。</p>
<p>本部長“知 事”</p>	<p>県の実施方針(案)にですね、県境を跨ぐ移動に関する行動制限についてのところですが、その他の府県への移動制限については、定期的に発表する警戒レベルと、非常に重要なことであります。本県はふじのくに基準、ふじのくにシステムといわれるもので、定期的に、金曜日に、これはあの明確に金曜日と書いてもいいのではないのでしょうか。そして、今日は金曜日でしたよね。今日は、定期的に発表するのは3回目ですか。どこで発表してますか。ホームページでしょ。ですから、その都度、その都度、現況を捉えながら、そして、数字的な基準も含めて、感染症に関わる警戒レベルというものを公表申し上げる。それはすごく大事なことでですね、誰にでも分かりやすいように広報しなければならないと思います。定期的というのはやや分かりにくいので、明確に金曜日、金曜日の午後3時、要するに土日の前に 金曜日の午後3時に県が発表する行動基準というものについて注意していただいて、週末に備えていただくと。ぱっとみて分かるようにですね、地図を付けていただくと。今回ここで、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、これには回避すると呼びかけてますね。警戒レベルの色分けができていていると思うんですよ。信号と同じですね、黄色、青ということになってますけど、これだと警戒レベル、これでもいいのかということに思われかねません。ですから、こうしたことを含めて、地図には行っていい県と悪い県と分かるように表示をして、文字を読まなくても分かるには、47都道府県別に落とし込んで、例えば、山梨県と間では、例えば長野県は警戒レベル3じゃないと思うんですけど、長野県は御案内のように、中部地方の知事会で県境を跨ぐ移動はしないという共同宣言をしております。私どもも、関東知事会と同時に中部地方の知事会にも入っております、ですから、一緒に共同宣言をしてですね、ですから、長野県には行ってはいかんと。共同宣言で一緒にやっていますから。ですから、長野県は警戒レベル3でも行ってはいかん。それが分かるようにしなくちゃいけない。ですから、色分けをして、一目瞭然でわかるように改善をしてくださるようお願いしたいと思います。</p> <p>バイ・シズオカというのは、ご案内のようなものとサービスの両方。それからこの観光、宿泊施設につきまして、ガイドラインました。ガイドラインに沿ってですね、宿泊施設の3密対策をとっていただければ、お越しいただいていい。そこに入ってもいいということで、これは山梨県もすでにそういうガイドラインを作ってもらってるんですね。それをお互い照らし合わせながら、山梨県との間で、サービスも一緒にこの提供を受けていいということになってますから、このガイドラインですか。これで</p>

	すけれども、経済会の方も注目しておられまして、1番上の発言者と、3番目の発言者、4番目の発言者ですね、観光宿泊施設基準、県の観光宿泊施設指針、これは極めて重要で、伊豆半島であるとか、山梨県であるとか、そこはよほど注意しながらしかし、指針をしっかりPRする。これは強調して下さるようお願いいたします。以上です。
金 嶋 危 機 管 理 監	はい。
難 波 副 知 事	実施方針の1ページ目の真ん中あたりに、原則として毎週金曜日に、と書いてありますけども。後ろの3ページに、定期的に発表するとか書いてないので。ホームページとか。
本部長	午後3時とかね。それは何処をみたらいいのかわからない。市町には同時に提供するとか。毎回行っている。国の移動と、これは大きな枠組みですけど、一方、我々は、我々の基準、このふじのくに基準、ふじのくにシステムに基づいて行動制限を設定してますから、どちらを重視するかといったらどちらもですけど。最終的にはより具体的なふじのくに基準に照らして、県民の皆様に行動していただくように訴えるということでもありますので、国は大きな枠組み、我々の方は明確な具体的な行動指針に基づいて行動していただきたいと存じます。じゃあ、午後3時に。広報は何処が担当ですか。危機管理部がケアしてくださいね。
金 嶋 危 機 管 理 監	今本部長から指示を受けまして、毎週金曜日午後3時、それからホームページ、どこを見ればわかるか、その辺を修正して、この実施方針(案)をはずした上で対応したいと思います。
本部長	それからホームページは、地図ね、地図でどこのところは行ってはいけないと。行ってはいけない場所が分かるように。そのように図示して分かりやすいように。
金 嶋 危 機 管 理 監	それでは、その方針で修正して、この案で対応するとうことでよろしいでしょうか。
本部長	了解しました。
金 嶋 危 機 管 理 監	それでは、次に(4)ふじのくにシステムに基づく移動に関する行動制限について、これは本部長から御指示のあった部分も絡みます。これについて、事務局から報告いたします。
植 田 危 機 報 道 官	はい、ふじのくにシステムに基づく移動に関する行動制限について御説明いたします。お手元の資料をご覧ください。まずその資料5の冒頭ですが、まさに本県の警戒レベルの方向になります。順次読み上げます。5月29日現在は警戒レベル3、県内注意、県外警戒です。現在感染拡大が限定的、感染限定期となっているのは、県民の皆様の御努力や御協力のたまものです。これからも一人ひとり行動に気をつけていただき、皆さんと一緒に1日も早い日常の回復を目指しましょう。以下のような行動も心がけていただくようお願いいたします。静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部。次の枠内ですが、こちらは先ほどのレベルに基づきます行動制限の考え方、必要性の説明になります。読み上げます。新型コロナウイルスに感染しないためには、見えない感染者に、近づく可能性をどうすれば減らすことができるか、知らずに出会っても、うつらないようにできるかが大切です。県内の感染は、その多くが感染経路を特定されており、ウイルスは感染拡大地域から持ち込まれたものです。現状を見ると、県内に見えない感染者がいる可能性は、県外と比べると相対的に低いものと考えられます。一方、直近まで特定警戒都道府県であった北海道、東京都など首都圏4都県及び人口10万人当たりの感染者数が多い石川県、愛媛県、福岡県は、見えない感染者が市中にいる可能性がより高いと言えます。感染の状況は地域で異なるので、訪問先または来訪者の地域ごとに行動を変えていただくことが必要です。以上の考え方をもとに、以下ケースごとの行動制限についてお話をいたします。県内移動に関する行動制限。3密を避けるなど新しい生活様式を徹底してください。新しい生活様式につきましては資料3にございますので、後程御確認ください。県境を跨ぐ不要不急の移動に関する行動制限。これは6月1日以降の基準となります。5月31日までは、都道府県を跨ぐ移動はできる限り回避をお願いいたします。ただし、山梨県は新しい生活様式の徹底により可といたします。以下、まず、1本県を出発する皆様へ、(1)すべての外出について、新しい生活様式を徹底してください。(2)北海道、埼玉県、千葉県、

	<p>東京都、神奈川県、石川県、愛媛県、福岡県には、やむを得ない事情がある場合を除き、訪問を回避してください。(3)、(2)に掲げた都道府県及び山梨県を除くその他府県への訪問は移動の必要性を慎重に判断してください。また、すべての移動に際して、新しい生活様式の徹底をお願いいたします。2ページを御覧ください。本件を訪問される皆さまへ(1)、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、愛媛県、福岡県の皆様には、本県への訪問の自粛をお願いします。(2)(1)に掲げた都道府県及び山梨県を除くその他の県の皆様には慎重な行動をお願いします。(3)県民の皆様には、他都道府県から訪問される方が、すでに感染しているかもしれないという意識をお持ちいただき、新しい生活様式の徹底のほか、三つの密が集まる場所に行かない、作らないなど、感染予防対策の徹底をお願いいたします。なお6月1日以降の対応につきましては、同ページ下に日本地図で表示をさせていただいております。凡例をご覧ください。青い部分が新しい生活様式の徹底により可とする地域。黄色の部分が慎重に行動していただきたい、往来について慎重に行動していただきたい地域、オレンジ色の部分が基本的に回避していただきたいと箇所となっております。なお先ほど話題に出ておりますが、旧特定警戒都道府県、それから中部県知事会の共同メッセージで、県間移動等の自粛のありました地域につきましては、それぞれ、赤枠、緑枠で示してございますので、御理解の助けにさせていただきたいと思っております。一枚めくっていただきまして、A4の横表でございます。これは改めてでございますが、タイトルを御確認ください。県境を跨ぐ不要不急の移動制限の内容になります。左方上。が2020年6月1日現在、6月1日からの制限になります。内容につきましては、ただいま説明したものを図示したものでございます。1点だけご確認をいただきたいのは、一番左の列の下から2行目。④現在は、感染限定期に近くなっているが、いまだ警戒が必要な都道府県から矢印がありまして、④から静岡県へ来る方へ自粛を要請。具体的にはということで、右に目をやっただきますと、と④はということで、北海道から福岡県まで表示をさせていただいております。こちらも参考に御理解いただきたいと思っております。以上で案の説明といたします。</p>
<p>金 嶋 危 機 管理監</p>	<p>ただいまの行動制限案について、何か御質問等ありますでしょうか。</p>
<p>本部長</p>	<p>よく出来ているのではないのでしょうか。それでは、先ほど地図におととして同じ慎重に行動という内容ですけれども、赤の枠で囲ってあるところと、緑の枠でかこってあるところがあるわけです。同じ黄色でも違うんです。これはわかりやすいですね。ですから、私は冒頭資料の説明でですね、青色で囲われている部分、文章にしないでですね、地図を描いたほうがいい。そして、その地図の説明として、より正確な情報として、文字情報の後ろに添えるという風にしたほうがいいと思えます。これがホームページに載るとすれば、文章を読む人は必ずしも多くないので。絵もなんといえますか、時系列的にですね、後ろの方で、先々週の金曜日はどうだった、先週の金曜日はどうだった、現在はどうか、ということで、絵を見れば全体の行動の、都道府県を跨ぐ移動についての変化がわかる、追うことができると、やはり、図示することをしてみせる。それからあの、横軸と縦軸とにわかる、これがよく出来ているんですよ。これを各市町とか、我々もしっかり読んで、いろいろアドバイスができるものであるんで、関心のある方はこれを見なくちゃなりませんけど、誰にでもわかるようにするには、図示をもっと、囲いをしてあるのはきちっとですね、さすが、危機管理監。こういう形で色分けして一目瞭然という方向で、徹底的に考えて、データを集めて、ちゃんと迎えるように。それをプレゼンテーション。それを極めてやさしいというか、明快にする必要がある。この中で一番分かりやすいのは地図です。これで、我々は山梨県に行っていないと、それから、神奈川県に行くな、愛知県にも行くな、長野県は同じ警戒レベルでいけば3なんだろうけど、行ってはいけなとなりますので、そういう工夫を毎回、発表するごとに、危機管理監としてはやっていってほしいと思っております。以上です。</p>
<p>植 田 危 機 報道官</p>	<p>承知いたしました。事務局といたしましては、ただいまの御指摘を踏まえまして、これから作業に入ります県民への公表に向けて工夫してまいります。</p>
<p>金 嶋 危 機</p>	<p>それでは、本部長からの今の指示につきまして、公表方法も見直して、今回から公表していき</p>

管理監	いと思います。
本部長	ちなみに言いますとですね、観光・宿泊施設のガイド、あれも冊子になっているんですね。ですから非常によくかけているんです。旅館の方達が、ぱっとみてわかるように、これは申し訳ないですけど山梨県に行って見せて差し上げたんですね、そしたら、彼らは、立派なものを作られたと、びっくりしてました。向こうのものは一枚紙でした。宿泊業者・観光業者が見てサッと分かる基準が書かれている、これは両方、メリット・デメリットがありまして、私はなるべくプレゼンは、パブリックリレーションですね、PR。ですから、県民の皆様方とのリレーションはなるべく分かりやすくすると。小学校高学年位でも分かるくらいの、そういうことを心がけてやっていっていただきたいと思います。これで了解です。
金 嶋 危 機 管理監	ありがとうございます。それでは(5)各部局からの報告に入ります。報告のある部局お願いします。
植田スポー ツ・文化観 光部長	スポーツ・文化観光部から、資料6の1を御覧ください。新型コロナウイルス感染症に関する対応指針の策定ということで、先ほどからできておりました、県の観光・宿泊施設基準というものでございます。これにつきましては、本日の資料に、冊子を全部つけさせていただきます。80ページ近いものでございます。これにつきましては、2の(1)のアに概要にもございますが、例えば第3の感染予防対策、第4の旅行者に感染が疑われる場合の対応、さらには第7の窓口等のかなり多くの情報を網羅したものでございます。これにつきましては、サービス提供側の観光施設や宿泊施設向けだけではなく、例えば、旅行業の方々の注意点や、あとは、公共施設の立場からの注意点、さらには、チェックリストがついております。かなり多くのところで参考になると思いますので、本日は全部つけさせていただきます。これにつきましては、2の(1)のイにございます、4,300箇所、各市町、観光協会、DMO、さらにはデジタル版で、宿泊施設や観光事業者の方々に配布いたします。そして、あの(2)についてです。先ほど本部長から指示があったPRについてですが、動画を作り、オンラインで研修実施するなど、しっかりとやっていただきたいと思います。また、さらに、分かりやすいものを作ってまいりたいと思います。このような取組を通じまして、地域とともに安全・安心な観光地の実現に取り組んでまいります。こちらは以上でございます。もう1点、それとページをめくっていただきますけれども、その6の2がでございます。静岡県イベント開催における感染防止方針であります。先ほどの県の実施方針にもありましたイベントの開催については、業種ごとのガイドラインに基づく適切な感染防止策を徹底するよう記載がでございます。こちらの県が主催するイベントについて、これから順次開催してまいります。そのときの考え方と、あとチェックリストが次の2ページ3ページ目に記載してございます。様々なチェックをしてまいります。1ページ目に戻っていただき、1ページ目の2の下三行にございますが、チェックリストを会場に掲示するとともに、ホームページに公表することによって、イベント主催者だけでなく、参加者を含む関係者全員が感染防止のために取り組んでいただくということです。まずは、イベント主催者がこれをチェックするのですが、参加していただく方にも、こういったチェックをしていただくことによって、緊張感を持って徹底した感染防止対策を講じてまいります。この指針については、スポーツ・文化観光部のイベントについて作りましたが、もちろん県のイベント全般にも使っていただけるように作成いたしました。さらに、市町にも参考にしていただくよう配布いたしますし、また広く皆様に使っていただけるように、ホームページ等で公開してまいります。この資料の一番後ろに、資料6の3の横表がでございます。順次、県のイベントについて、開催をしてまいります。明日ですね、5月30日。No1であります。文化財団がグランシップあおぞらコンサートを実施しますが、このチェックリストを使った初めてのイベントになります。これ従来は屋内のロビーで開催していましたが、グランシップの隣の芝生広場で開催するという新しい試みで始めてまいります。このように、しっかりとした新しい感染防止対策をとりながら、イベントを進めてまいります。以上でございます。
難 波 副 知 事	先ほど、知事からお話のあった旅館等のチェックリストですけど、こちらのイベントのチェックリストも作って掲示するように。ホテル・旅館も同じようなものを作って山梨と共有するような形で、施設ごとに掲示してもらうのがいいかなと思います。

金 嶋 危 機 管 理 監	ただいまの報告について質問等ありますでしょうか。
本部長	全市町、全関係者に配る、宿泊・観光ガイド・指針。今は山梨県のほうも同じように考えていらっしゃるの、ガイドラインについてですね、両県で打合せをしながら、向こうのガイドラインから学んでくるものもあるでしょう。両県で共通の宿泊ガイドライン、観光・宿泊指針、これを念頭におきながら、市町とふじのくにの山梨県、これは知事さんと合意をしておりますので、その点留意してください。以上です。
植田スポーツ・文化観光部長	そういったことで進めてまいります。
金 嶋 危 機 管 理 監	他に報告等ある部局などがありますか。それでは私から1点報告します。お手元の資料7を御覧ください。ちょっと細かい資料ですけども、今のスポーツ・文化観光部からの報告にも関連します。この資料は、国において取りまとめた業務別ガイドラインの作成状況でありまして、約130の団体のガイドラインの掲載先のアドレスが載っております。ここをクリックすると、具体的なガイドラインが出ます。各種施設の営業再開がこれから始まりますけれども、関係団体等からですね、所管部局に対してどうしたらいいのかわからないという、問合せがこれから寄せられると思います。各部局におかれましては、資料を活用しまして、関係団体の皆様に助言、支援等をぜひお願いしたいと思っておりますので、御活用ください。
金 嶋 危 機 管 理 監	その他、報告事項等、ある部局はありますか。よろしいですか。それでは、最後に本部長から指示事項をお願いします。
本部長	5月25日に政府対処方針により、残っていた北海道と首都圏1都3県の緊急事態宣言が解除されました。緊急事態宣言が解除された後は、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着などを前提として、地域の感染状況や医療提供体制の確保状況を踏まえながら、一定の移行期間を設け、行動制限などを緩和しつつ、段階的に経済レベルを引き上げていくこととなりました。本県の感染者は、現時点で76人、入院中が4人となっており、ここ数日発生が散発的に見られるものの、各患者の濃厚接触者について検査で陰性が確認できていることから、本県における感染は限定的な状況が続いていると考えている。県の感染症対策専門家会議による県内の感染状況、医療提供体制を踏まえた評価や、国の対処方針、近隣都県の状況などを、「ふじのくにシステム」ないし「ふじのくに基準」において、総合的に判断した結果、現在の警戒レベルを引き続き「レベル3」、「県内は注意・県外は警戒」としている。今後も、感染状況などを継続して監視し、感染拡大が懸念される場合には、住民への感染拡大への警戒の呼びかけてまいります。本県の医療体制については、医療従事者の皆様の献身的な御尽力により、医療提供体制が維持されており、心より感謝申し上げる次第であります。今後の第2波、第3波に備え、まん延防止と医療提供体制の確保が第一でございますので、引き続き、PCR検査の積極的な実施、防護服等の感染防止用品の確保、軽症者用病床の確保など、医療提供体制の維持に全力を尽くしていただくようお願いいたします。緊急事態宣言はひとまず全面的解除となりましたが、感染症対策が長期化したことで、県民生活や県内経済に甚大な影響が生じております。政府は、大規模な2次補正予算案を27日に閣議決定なさいました。各部局は情報収集に努められまして、感染症の拡大防止と社会・経済活動の観点から、この補正予算の積極的な活用を努めてくださるようお願い申し上げます。県議の各会派からも様々な要望が出ております。それも補正予算に取り入れてもらいたいと思っております。県民の生命を守る感染防止対策と社会経済活動を支える取組を2本柱として、ヘルスとウェルス、これを2本柱として、全庁を挙げて取り組んでくださるようお願いいたします。以上であります。
金 嶋 危 機 管 理 監	それでは、以上で会議を終了いたします。

静岡県実施方針

令和2年5月29日
静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部

政府の新型コロナウイルス感染症対策本部は、5月25日、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第5項の規定に基づき、緊急事態解除宣言を行うとともに、基本的対処方針を改正した。

新たな基本的対処方針では、今後、「新しい生活様式」の定着等を前提として、一定の移行期間を設け、外出の自粛要請等を緩和するなど、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされた。

国では、概ね3週間ごとに地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、外出の自粛、催物の開催制限等を、6月19日ごろ、7月10日ごろと段階的に緩和するとしている。

本県では、こうした国の方針を参考に、県内外の感染状況や他県の自粛要請緩和の動向等を踏まえ、以下の方針により、本県の新型コロナウイルス感染症対策を実施する。

なお、6月19日以後の移動制限や催物の開催制限の大幅緩和を念頭に置きつつ、引き続き、原則として毎週金曜日に「警戒レベル」と「レベル毎の行動制限」を発表する。

再度、感染拡大が認められた場合は、実施方針を速やかに見直し、感染拡大防止対策を強化する。

1 対象とする期間 令和2年6月1日（月）からとする。

2 対象とする区域 静岡県全域

3 警戒レベル 警戒レベル3（県内：注意、県外：警戒）

4 実施する内容

（1）「新しい生活様式」の定着に向けた啓発（別添資料1、2）

県民や事業者に対し、「密閉」、「密集」、「密接」の「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着を呼びかける。

事業者に対し、在宅勤務、時差出勤等、人との接触を低減する取組を働きかける。

（2）県内で行う行動に関する行動制限の要請

①県民の外出の自粛

繁華街の接待を伴う飲食店等、これまでにクラスターが発生しているような施設や「三つの密」のある場については、引き続き、外出を避けるよう呼びかける。

こうした施設への外出自粛の緩和については、業種組合が作成するガイドライン等に基づく感染防止対策が講じられてからとする。

②催物（イベント等）の開催制限（別添資料3、4）

催物等の開催については、「新しい生活様式」や業種ごとに策定されるガイドラインに基づく

適切な感染防止策が講じられることを前提に、6月19日ごろから、7月10日ごろから、8月1日ごろからの3段階で、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、規模要件(人数上限)を緩和していく。その際、屋内で開催される催物等については、収容定員に対する参加人数の割合を半分程度以内とする要件を付する。また、催物等の態様(屋内であるか、屋外であるか、また、全国的なものであるか、地域的なものであるか等)や種別(コンサート、展示会、スポーツの試合や大会、お祭りなどの行事等)に応じて、講じるべき感染防止策を実施するよう、主催者に求める。なお、全国的な人の移動を伴うような規模の大きなスポーツの試合等については、段階的な緩和を図っていく中で(6月19日からの段階を想定)、まずは無観客での開催を求める。

上記の移行期間において、各段階の一定規模以上の催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求める。

催物等の開催にあたっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、催物の開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係る主催者による行動管理等、基本的な感染防止策が講じられるよう、主催者に対して強く働きかけるとともに、参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、導入が検討されている接触確認アプリの活用等について、主催者に周知する。

感染拡大の兆候や催物等におけるクラスターの発生があった場合、国と連携して、催物等の無観客化、中止又は延期等を含めて、速やかに主催者に対して必要な協力の要請等を行う。ただし、再度、感染拡大が認められた場合には、開催制限緩和の方針を速やかに見直しする。

③施設管理者への感染防止策の徹底の要請

業種ごとに策定された感染拡大予防ガイドライン等を参考に、施設ごとの感染防止対策に万全を期すよう、働きかける。

(3) 県境を跨ぐ移動に関する行動制限の要請

6月18日までの間においては、5月25日に緊急事態措置が解除された5都道県(北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)との間の不要不急の移動については、回避するよう呼びかける。その他の府県への移動制限については、毎週金曜日の午後3時に県ホームページに発表する警戒レベル及びそれに応じた「移動に関する行動制限」に基づく行動を呼びかける。

6月19日以降については、県境を跨ぐ移動に関する行動制限を大幅緩和するとの国の方針を念頭に置きつつ、6月15日までに行動制限の内容を公表する。

(4) 医療提供体制

第2波に備え、受入病床数の拡充、地域外来・検査センターの設置の促進、軽症者療養施設の拡充、衛生資材・医療資材の確保を着実に進める。

また、医療提供体制の確保のため、医師の判断に基づき妊産婦や手術を要する方のPCR検査等を積極的に実施するとともに、治療体制の充実のため医療機関によるECMOや人工呼吸器等、必要な機器の整備を促進する。

(5) 学校教育活動

地域の感染状況に応じて、感染予防に最大限配慮した上で、再開した教育委員会の学校教育活動を支援する。

(6) 地産地消「バイ・シズオカ」の推進

県内の生産者、販売者、施設管理者などにおいては、需要の大幅な縮小によって、大変厳しい状況、死活問題となっている。

これを、県民の共助で乗り越えていくため、県民に県産品の購入や県内施設の利用を呼びかける。その消費行動の変化・変容を一時的なものとするのではなく、新しい暮らし方を静岡に定着させていく、バイ・シズオカの実践をお願いする。

また、県内の感染状況等に留意しつつ、県内における社会経済活動の日常化への取組を支援する。

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部 第12回本部員会議議事録

日時 令和2年7月22日(水)午後4時15分～4時45分

場所 別館9階特別第1会議室

黒田 危機管理 部参事	これより静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部第12回本部員会議を始めます。なお、本日は、静岡県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の座長であります、静岡がんセンター感染症内科部長 倉井華子様にご出席いただいております。それでは、進行を管理監にお願いします。
金嶋 危機管理 監	本日の会議は全国、特に東京都を中心に感染者が増加しており、本県においてもクラスターが発生するなど、今後感染拡大が懸念されることから、情報共有及び今後の対応等を決定するため開催するものです。それでは議事に入ります。(1)新型コロナウイルス感染症の県内の状況及び対策について、健康福祉部から報告をお願いします。
藤原 健康福祉 部長	<p>報告いたします。まず、直近の感染状況について概要報告いたします。</p> <p>配布資料1-1がございます。御覧ください。1ページの上段のグラフが3月発生から始まった多くの患者発生が5月上旬に一旦減少し、6月下旬までは散発的な陽性者の発生という状況でした。6月28日を境にほぼ連日複数の陽性患者が生じ、本県の累計感染者数も三桁となり、119人となっております。下段を御覧ください。折れ線グラフは人口10万人当たりの陽性者数を示しております。スケールを御覧ください。現時点では感染限定期の目安あります、0.38人未満を超えまして、0.60になっている状況であります。</p> <p>2ページを御覧ください。上段のオレンジの棒グラフは21日の正午時点での入院患者数を表しております。陽性者数の増加に合わせて入院患者数も増加し、23人が現時点で入院しております。このほか、2人が軽症者用ホテルで療養していらっしゃいます。</p> <p>続いてこのページの下段から4ページの上段までは、6月28日以降の陽性者数を全県、東部中部西部別にまとめたものでございます。3ページの上段は東部地域でございます。御覧ください。熱海市でクラスターが発生したため、人口10万あたりの陽性者数は1.27人となり、限定期の目安である0.38の3倍強程度となっております。</p> <p>次の4ページの下段から6ページの上段にかけては、入院の状況と、病床利用率のグラフでございます。ここでも5ページの上段にあります、東部地域につきましては、熱海市のクラスターが発生した影響により急速に病床利用率が高まり、47.4パーセントとなっております。</p> <p>7ページの上段を御覧ください。熱海市のカラオケクラスター関連感染者の状況であります。カラオケを伴う飲食店におきまして、13人の感染者が確認され、そのうちの3人から熱海病院及び家庭での二次感染となり、5人の感染者が確認されております。合計18人となっております。その下段は、今回のクラスターを分析したものでございます。発生の要因といたしましては、歌唱時のマスクの非着用や飲酒時の大きな声での会話、室内の換気不足などが想定されております。表にあります通り、昨日熱海保健所が行った飲食店への啓発結果によりまして、立ち入りした113施設のうち、感染対策に十分に取り組んでいるのは全体の10パーセント程度の10件であり、90パーセント近くは一部取り組んでいるという結果でございました。また、クラスターの発生により1度に多人数が感染することから、当該地域における病床の余裕度が急速に低下していくということがあります。特に高齢化率の高い地域では、高齢患者の増加に伴い重症者が増加することが懸念されます。</p> <p>8ページを御覧ください。この熱海市で発生したクラスターへの健康福祉部の対応でございます。熱海地域での対応としましては、まずは、昨日21日に熱海保健所による熱海市内の飲食店に対する食品衛生監視指導と合わせた新型コロナウイルス感染症対策の周知を実施しました。これは熱海市及び関係団体も対応してくださり、対策の実施を奨励していただきました。次に、感染拡大防止のための濃厚接触者調査の体制を強化し、本庁、東部健康福祉セ</p>

	<p>ンター、中部健康福祉センターから12人の保健師を熱海保健所に派遣したところでございます。県内全域の対応としましては、飲食店への感染対策の徹底を国のガイドラインを示して改めて通知をいたしました。</p> <p>また、先程の7ページのクラスターへの課題にありました通り、今回利用者の名簿等がなかったため、濃厚接触者の把握の困難度が非常に高うございました。このことから、店名公表のルール化が必要と認識し、店舗名等公表の目安を定めました。その内容について9ページを御覧ください。本県における店舗名等公表の目安は、当該店舗等で感染者集団クラスターが発生している場合またはその恐れが高い場合。多数の利用者が存在すると考えられ、速やかに濃厚接触者の特定ができなければ、感染拡大の可能性が高い場合。店舗等の利用者の名簿等がなく、濃厚接触者の特定のためには、利用者等から保健所に申し出いただく必要がある場合。同業・類似する店舗等が当該地域に複数存在し、具体的な名称等を公表しないと、店舗等を誤認する恐れがある場合、とし、適用にあたっては、個別具体的に検討し判断いたします。濃厚接触者の特定が最優先でありますので、事業者の皆様には、国のガイドラインにも示されている名簿等の作成、これを要請して参ります。私からの説明は以上であります。</p>
金嶋危機管理監	<p>続きまして、昨日されました感染症対策専門家会議の会議の状況及び今回の感染状況に対する御助言を倉井座長よりお願いいたします。</p>
倉井座長	<p>倉井でございます。昨日、感染症対策専門家会議を開きました。資料の方は、資料の1-2を御覧ください。今現在のところ感染限定期、黄色の県内の新規感染数14人未満という位置づけにいましたけれども、昨日の会議ではこの感染移行期・前期へのフェーズ移動が必要と考えられています。その内訳として、次の資料1-2の2ページを御覧いただければと思います。現在、静岡県では連日複数の患者が発生しています。先ほどお示しましたフェーズ移動の指標である1週間に14人の新規感染者数の目安を7月21日時点で既に超えております。その内訳を見ますと、大きく2つあります。1つは首都圏をはじめとする流行地からの感染、そして熱海のカラオケクラスター関連があります。</p> <p>今現在、保健所等の御尽力により感染経路の特定は概ねできており、市中で感染が広がっている状況ではありませんけれども、カラオケクラスターの中では、家族内や医療機関などの2次感染も発生しており、今後も患者増加が懸念される状況です。今回の症例を詳しく分析しますと、東中西で少し偏りがあります。東部に患者が集中している点、今回のクラスターの関連では高齢者が多い点などが、静岡県の特徴と考えます。</p> <p>そうしたところから静岡県の現状に応じた県民の注意喚起が必要と考えられます。高齢者というのは重症化の最大のリスク因子であり、また医療機関を受診する人たちも多いのがこの集団の特徴です。実際熱海では一つの医療機関で入院患者をきっかけに院内感染が発生しています。東部の医療機関では病床利用率も急速に高まっているのが現状です。実際の専門家会議でも、注意喚起の内容としては、カラオケやナイトクラブ、小劇場など、いわゆるクラスターが発生しやすい業種に対しまして、各業界が作成しているガイドラインの徹底を呼びかけるとともに、クラスターが発生しやすい箇所を避ける呼び掛けを若年者だけでなく、高齢者にも強く発信すること。また、従業者や事業者の方々に症状発現時の外出の自粛や早期受診を推奨することなどが必要と考えられます。以上です。</p>
金嶋危機管理監	<p>倉井座長ありがとうございました。ただいまの御助言を踏まえ、健康福祉部の対応等について報告をお願いします。</p>
藤原健康福祉部長	<p>倉井座長からの説明の通り、県といたしましては、感染流行期について、これまでの感染限定期から感染移行期・前期へとフェーズを移行させることが必要と考えます。理由は大きく二つ。感染拡大の防止と医療提供体制維持のためです。</p> <p>まず一つ目、感染拡大防止につきましては、現時点では移動制限をかけるまではいかないものの、特定業種におけるクラスターの発生と多次感染の発生、県外の感染多発地域を由来とする発生、これらを抑える必要があります。このためには、県民の皆様に対して、クラスター</p>

	<p>の発生している要因などを正しくお伝えし、自らの行動に反映してもらうことが必要で、強く呼びかけを行う必要があると考えます。医療提供体制の維持につきましては、クラスターが生じますと、一度に多数の感染者が発生し病床の余裕度が急速に低下します。県民の皆様にもこうした状況を御理解いただく必要があると考えております。以上のことから、フェーズを切り替えることを判断いたします。</p> <p>また、健康福祉部といたしましては、感染流行期のフェーズ移行に伴い、医療体制も新しい段階に向けて整えて参ります。具体的には、配布資料の1-3を御覧ください。先日発表しました、新たな試算に基づく病床確保数として、現在確保している即応病床150床、準備病床50床という体制から、即応病床200床、準備病床100床という体制を整えて参ります。また軽症者用ホテルにつきましては、東横イン静岡駅北口店の借上げを8月末まで延長いたします。東部地域、西部地域についても、8月を目途に体制を構築してまいります。具体的な対策については、この後全体で御議論願います。以上であります。</p>
金 嶋 危 機 管 理 監	<p>ただいまの報告について、質問等ありますでしょうか。それでは次に議事(2)熱海市でのクラスター発生等を踏まえた今後の対応方針(案)を議題とします。事務局から説明をお願いします。</p>
山 田 危 機 政 策 課 長	<p>お手元の資料2を御覧ください。『熱海市でのクラスター発生等を踏まえた今後の対応方針(案)。令和2年7月22日、静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部。昨日開催された静岡県感染症対策専門家会議において、本県における感染状況の評価が感染限定期から感染移行期・前期に引き上げられた。県としては、専門家会議での評価を踏まえ、以下の対応方針により、クラスターの封じ込め対策及び県内の感染防止対策を実施する。</p> <p>1、クラスターの封じ込め対策。(1)クラスターの現況分析。感染拡大が進む首都圏からのウイルス持ち込みの可能性が高い。室内の換気が悪い状況で、マスク非着用での歌唱や大声での会話が会合が感染拡大の要因と推定。利用者名簿等がない場合、濃厚接触者の把握が非常に困難。多数の感染者発生より、当該地域の医療提供体制が急速に低下。</p> <p>(2)クラスター対策の基本方針。迅速な情報公開により濃厚接触者の早期把握。積極的疫学調査やPCR検査により、感染経路、感染範囲を特定。発生要因を踏まえた注意喚起により、次のクラスター発生を抑止。</p> <p>(3)封じ込め対策。熱海保健所等による積極的疫学調査の強化。利用客の帰国者・接触者相談センターへの相談の呼び掛け。団体等の協力により、カラオケや接待などを伴う飲食店への感染防止対策徹底の働きかけ。県東部地域で急増する感染者に対応できる医療提供体制の確保。</p> <p>2、県内事業者の感染防止対策の徹底。カラオケを伴う飲食店を含む、すべての業態の事業者に対し、感染防止対策の徹底を要請。業界ごとの感染防止ガイドラインの遵守など。</p> <p>3、県民の感染リスクの回避。(1)クラスターが発生している地域において、三密に近い室内環境下での歌唱、大声を伴う会話など、感染防止対策が十分にとられていない施設の利用を避けるよう注意喚起。(2)他都道府県への移動についての注意喚起。「ふじのくにシステム」による感染状況の監視、都道府県ごとの行動制限を毎週公表。感染が拡大している都道府県への移動については、「新しい生活様式」を徹底した上で、事前の行動計画により滞在時間の短縮や電車の混雑の回避などに努めるとともに、繁華街の接待を伴う飲食店や多人数の会食場所カラオケを伴う飲食店など、クラスターや感染者が発生している場所の回避など、最大限の感染予防行動の要請』以上です。</p>
金 嶋 危 機 管 理 監	<p>ただいまの報告について、質問等ありますでしょうか。それでは本部長、この対応方針(案)により決定してよろしいでしょうか。</p>
本部長】	<p>はい。了解しました。</p>
金 嶋 危 機 管 理 監	<p>次に議事(3)ふじのくにシステムに基づく移動に関する行動制限(案)を議題とします。事務局から説明をお願いします。</p>

事務局から資料3に基づいて御説明いたします。まず資料3冒頭、主文を読み上げます。『7月22日(水)現在は警戒レベル3、県内注意(一部警戒)・県外警戒です。感染拡大が限定的、感染限定的であったのは、県民の皆様の御努力や御協力の賜物です。これからも一人一人行動に気をつけていただき、一日も早い日常の回復を目指しましょう。以下のような行動を心がけていただくようお願いいたします。静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部』、として公表したいと思えます。

このうち、まず主文の警戒レベル3、県内注意(一部警戒)、こちらが新しいカテゴリーの設定になりますので、御説明いたします。資料3の最後のページ、4枚目を御覧ください。6段階警戒レベルとレベルごとの行動制限、当初このレベルを設定いたしました、5日15日に発表したものを今般7月をもって改正をいたします。改正した適用の結果が先ほどの主文になります。改正の内容を御説明いたします。一番左列、レベル1から6までございます。次に警戒レベル、県内県外県外がございまして、県内評価、5列目のところを御覧ください。先ほど静岡県感染症対策専門家会議の方からお話がありましたように、まず専門家会議の方で、感染移行期・前期、それから感染移行期・後期というカテゴリー分けがなされました。まずはこのカテゴリー分けを県内評価のところ反映しております。その結果、県内移行期・前期につきましては、これはその移行の内容の絶対数の分布が、いわゆるレベル3レベル4、注意警戒双方に跨りますことから、県内の警戒レベルにおいても注意、それから警戒、そしてさらにその間となる概念となります注意(一部警戒)というものを設けるものです。これは先ほどの御説明にもございましたように、感染状況の偏在といましようか、地域的な患者さんの偏在、またそれに起因いたします、地域的な医療状況の逼迫等に合わせて、一部警戒、という文言を入れることにしたものであります。以上が新たに設定いたしました、県内注意(一部警戒)というカテゴリーの説明になります。

資料1枚目に戻っていただきまして、日本地図において県境を跨ぐ不要不急の移動制限について御説明をいたします。こちらは各県におきまして、感染者数の増加等を踏まえて、私ども事務局の方で調整追加をしたものであります。左側に凡例がございます。一番下の旧特定警戒都道府県は参考でございます。橙色は回避、山吹色は特に慎重に行動、黄色の慎重に行動、緑が注意して訪問可というカテゴリーでございます。まず回避の東京、これは先般と変わっておりません。それから特に慎重に行動、ここは関西圏、大阪がすでに入っていたわけですが、こちらに京都と兵庫を追加いたします。まだ先ほど回避すべきとした東京周辺、経済圏が一体であります、千葉、埼玉、神奈川を特に慎重に行動のエリアに含めます。それから今般、感染状況を確認したところ、そちら高まっております、福岡県、それから愛知県につきまして、こちらも慎重に行動に追加をいたします。ほかは注意して訪問可又は訪問可の都道府県となっております。

次に、この移動に関します行動制限について御説明をいたします。2枚目を御覧ください。まず最上段、県内移動に関する行動制限であります。三つ密を回避するなど、新しい生活様式を徹底してください。熱海市のカラオケを伴う飲食店でのクラスター発生を踏まえ、感染リスクの高い地域にある感染防止対策が不十分な施設において、マスク非着用での歌唱や大声での会話など感染リスクの高い行動は回避してください。繰り返しになりますが、静岡県感染症対策専門家会議において、御指摘のありました事象、患者の発生の偏在の原因になりました事象について、具体的に行動制限の中に取り入れさせていただきました。

次に、同ページの県境を跨ぐ不要不急の移動に関する行動制限であります。1番で、本県を出発する皆様へ、2番で、本県を訪問される皆様へとしてまとめてございます。1の(1)すべての外出について、新しい生活様式を徹底してください。1の(2)東京都への移動については回避してください。回避につきましては、米印にありますように、訪問が本当に今必要なものであるか、改めて御判断ください。また、訪問に代わる手段で対応ができないか検討ください。(3)埼玉県、千葉県、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県については特に慎重に行動してく

	<p>ださい。(4)愛知県、福岡県については慎重に行動してください。この(2)から(4)につきましては、(4)の下の米印に注意書きがございます。訪問の際は、訪問の地域の感染状況を把握し、訪問目的などを十分御検討ください。新しい生活様式を徹底した上で、事前の行動計画より滞在時間の短縮や電車混雑の回避に努めるとともに、繁華街の接待を伴う飲食店や多人数の会食場所、カラオケを伴う飲食店等クラスターや感染者が発生している場所を回避いただくなど、最大限の感染予防行動をお願いいたします。(5)これはその他の都道府県についての記述でございます。新潟県、山梨県、長野県をのぞく都道府県への訪問は、新しい生活様式などの感染予防行動を徹底した上で、注意して訪問をお願いいたします。長距離での移動は感染リスクを高めるほか、これまで感染状況が少ない地域でも、急に感染が拡大しているところがあるため、訪問先の感染状況や、経由地、特に東京経由でございます、御留意くださいとしております。(2)の訪問される皆様、こちらにつきましては、帰省する方訪問者の方には、県民の皆様からもぜひ個別に呼び掛けたいと思います。(1)から(5)につきましては、本県を出発する皆様へと同様の内容でありますので、説明省略させていただきますが、(6)県民の皆様には、他の道府県から御訪問される方がすでに感染しているかもしれないという認識をお持ちいただき、新しい生活様式の徹底のほか、三つの密が重なる場所に行かない、作らないなど感染予防対策の徹底をお願いします。こちらをお伝えさせていただいております。以上、本日からの警戒レベルについての説明となります。</p>
金 嶋 危 機 管 理 監	<p>ただいまの行動制限(案)について質問等がありますか。それでは本部長の行動制限(案)資3の1から2ページを県のホームページ等により、情報提供を積極的に行ってよろしいでしょうか。</p>
本部長	<p>はい、了解しました。</p>
金 嶋 危 機 管 理 監	<p>それでは最後に、本部長から指示事項をお願いいたします。</p>
本部長	<p>それでは、指示事項を申し上げます。静岡県感染症対策専門家会議、倉井先生から御発言がありました通り、現在は、感染移行期に入ったところであります。感染経路は東京都など、感染拡大地域と往来によるウイルスの持ち込み等が大半を占めております。いま一度県民の皆様への注意喚起と、事業者の皆様への感染防止対策の徹底を要請することといたします。</p> <p>まず、熱海市のカラオケを伴う飲食店において発生したクラスターの感染拡大を防止するため、引き続き管轄保健所等による、積極的疫学調査を継続し、利用客に帰国者・接触者相談センターに御相談していただけるように徹底して行ってください。また熱海市内の同種の施設において、感染防止対策の徹底が図られるように、助言並びに働きかけを行ってください。</p> <p>県東部地域は、感染者が急増しており、医療環境が逼迫してまいりました。県全体の病床数や宿泊ホテルの客室数の確保に努めるとともに、各医療圏の連携を行っていただきまして、医療体制の確保に万全を期してくださるようお願いいたします。今回クラスターが発生したカラオケを伴う飲食店はもとより、繁華街の接待を伴う飲食店、ライブハウスなどクラスターが発生しやすい施設ほか、全ての業種業態の事業者の皆様が感染防止対策を徹底していただくことが重要であります。各部は所管する関連団体等を通じて、業界ごとに作成された感染防止ガイドライン等を踏まえた感染防止対策の徹底をいま一度要請してくださるよういたします。</p> <p>ふじのくにシステムの警戒レベル3は、県外は注意で一部警戒、県外は警戒に引き上げることにいたします。県内につきましては首都圏に隣接する熱海市でクラスターが発生しました。こうした地域での施設では、マスク非着用での歌唱とか、大声での会話など感染リスクの高い行動は、厳重に回避していただくように要請をするところでもあります。県内の他の地域におきましても、こうした感染リスクの高い行動や換気が悪いなど感染防止対策が不十分な施設の回避について、若者のみならず重症化リスクの高い高齢者の皆様にも強く呼び掛けます。県境を跨ぐ移動につきましては、東京都は引き続き回避であります。感染が拡大している首</p>

	<p>都圏、埼玉県、千葉県、神奈川県、また京都府、大阪府、兵庫県は特に慎重な行動、感染者が増加している愛知県並びに福岡県は慎重な行動を要請いたします。これらの地域では特に繁華街の接待を行う飲食店、多人数での会食、カラオケを伴う飲食店など、クラスターや感染者が発生している場所の回避などの最大限の自衛措置をお願いします。職員の通勤あるいは出張などにつきましても、こうした情報を十分考慮して対応することとし、御自身や家族が感染しないよう、新しい計画様式を徹底してくださるようお願いします。本日決定いたしました、今後の対応方針に基づき、全庁を挙げて新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めるようお願いします。以上であります。</p>
<p>金 嶋 危 機 管 理 監</p>	<p>以上で会議を終了します。</p>

熱海市でのクラスター発生等を踏まえた今後の対応方針

令和2年7月22日

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部

昨日開催された静岡県感染症対策専門家会議において、本県における感染状況の評価が、「感染限定期」から「感染移行期・前期」に引き上げられた。県としては、専門家会議での評価を踏まえ、以下の対応方針により、クラスターの封じ込め対策及び県内の感染防止対策を実施する。

1 クラスターの封じ込め対策

(1) クラスターの現況分析

- 感染拡大が進む首都圏からのウイルス持ち込みの可能性が高い
- 室内の換気が悪い状況で、マスク非着用での歌唱や大声での会話が感染拡大の要因と推定
- 利用者名簿等がない場合、濃厚接触者の把握が非常に困難
- 多数の感染者発生により、当該地域の医療提供体制が急速に低下

(2) クラスター対策の基本方針

- 迅速な情報公開により濃厚接触者の早期把握
- 積極的疫学調査やPCR検査により、感染経路、感染範囲を特定
- 発生要因を踏まえた注意喚起により、次のクラスター発生を抑止

(3) 封じ込め対策

- 熱海保健所等による積極的疫学調査の強化
- 利用客の帰国者・接触者相談センターへの相談の呼び掛け
- 団体等の協力により、カラオケや接待を伴う飲食店への感染防止対策徹底の働き掛け
- 県東部地域で急増する感染者に対応できる医療提供体制の確保

2 県内事業者の感染防止対策の徹底

- カラオケを伴う飲食店を含む、全ての業態の事業者に対し、感染防止対策の徹底を要請(業界ごとの感染防止ガイドラインの遵守など)

3 県民の感染リスクの回避

- (1) クラスターが発生している地域において、三密に近い室内環境下での歌唱、大声を伴う会話など、感染防止対策が十分にとられていない施設の利用を避けるよう注意喚起
- (2) 他都道府県への移動についての注意喚起
 - 「ふじのくにシステム」による感染状況の監視、都道府県ごとの行動制限を毎週公表
 - 感染が拡大している都道府県への移動については、「新しい生活様式」を徹底した上で、事前の行動計画により滞在時間の短縮や電車の混雑の回避などに努めるとともに、繁華街の接待を伴う飲食店や多人数の会食場所、カラオケを伴う飲食店などクラスターや感染者が発生している場所の回避など、最大限の感染予防行動の要請

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部 第13回本部員会議議事録

日時 令和2年7月28日(火)午後1時15分～1時45分

場所 別館9階特別第1会議室

黒田危機管理部参事	これより静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部第13回本部員会議を始めます。なお、本日は、静岡県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の座長であります、静岡がんセンター感染症内科部長倉井華子様にご出席いただいております。それでは、進行を危機管理監にお願いいたします。
金嶋危機管理監	本日の会議は、全国的に感染者が増加する中、本県においても浜松市内で複数のクラスターが発生するなど、県内の感染拡大が懸念されることから、情報共有及び今後の対応等を決定するため開催するものであります。それでは議事に入ります。議事(1)新型コロナウイルス感染症の県内の状況及び対策について、健康福祉部から報告をお願いします。
藤原健康福祉部長	<p>報告いたします。まず、直近の感染の状況についてでございます。配布資料にありますカラー刷りの1-1を御覧ください。まず最初のページの上段は感染者数の推移でございます。今月中旬の熱海市でのクラスター発生、そして先週からの浜松市でのクラスターの発生によりまして、緑色の折れ線グラフで示す累計感染者数が急増し、200人台となっております。下段を御覧ください。これは人口10万人当たりの陽性者数でございます。現時点で2.5人となっております。国が示した新たなシナリオにおいて、アラートと水準と同じとなっております。1枚おめくりいただきまして、上段のオレンジの棒グラフは、21日正午時点での入院患者数を表しておりますが、陽性者数の増加にあわせ、入院者数も増加し、55人が入院しております。このほか、軽傷者療養施設に19人が入室なさっています。</p> <p>続いて、このページの下段から次のページにかけて、全県と東部中部西部の地域別でまとめた陽性者数となっております。一枚おめくりください。上の方は東部地域でございます。熱海で発生しましたクラスターの影響により、人口10万人当たりの要請者数は1.36人まで上昇しましたが、緩やかに減少しております。</p> <p>次のページをおめくりください。上段です。これは西部地域となります。浜松市で発生しましたクラスターの影響によりまして、人口10万人当たりの陽性者数は6.29人と非常に高い数値となっております。この下段から始まりましてこれは入院の状況と病床利用率のグラフでございます。この下段の緑の棒グラフは、軽症者療養施設の入室状況を示しております。浜松市のクラスターにおける感染者が比較的軽症者が多いということから、病床確保のため受け入れを進めておりまして、ホテルの方が増加しております。</p> <p>めくりまして、上段にあります東部地域につきましては、病床利用率が51.4パーセント、さらにめくりまして、浜松市、西部地域です。こちらは55.7パーセントとなっております。ページをめくりまして、これは浜松市における感染者の推移と対策となっております。クラスターによる感染者数は、全87人中68人を占めております。浜松市が実施する対策が下段に記載の通りでございます。以上でございます。</p>
金嶋危機管理監	続きまして倉井座長から、昨日開催された感染症対策専門家会議での協議結果を踏まえ御助言をお願いいたします。
倉井座長	静岡がんセンター倉井です。資料1-2、1-3を御覧ください。昨日専門家会議が行われました。専門家会議では、現在の感染移行期・前期から後期へフェーズを一段上げること。そして病床が逼迫しているという判断をしております。その理由としては、熱海に続き浜松でも大規模なクラスターが発生しております。患者数も一気に増えた状況で、現在80名近い陽性者が出ています。内訳を見ますと、若年者が中心であり、中等症以上の患者数は少ないものの、医療現場では入院調整が連日のように続いている状況です。今後、家族での二次感染や市中感染が起こる可能性も予想されます。高齢者などリスクが高い人が増えれば命を失う患者さ

	<p>んも増えることが予想されます。拡大前の現時点で県民の皆様にご協力いただき、感染を広げないように全力で取り組んでいただきたいと思いますという思いから、今回専門家会議ではフェーズを上げるという判断をさせていただきました。</p> <p>続きまして、私たち専門家会議から静岡県への提言をさせていただきたいと思っております。資料1-3を御覧いただきたいと思います。こちらの内容です。一つは、クラスター発生と市中感染への防止対策。これは以前から言われておりますが、国が業種ごとに示している感染拡大予防ガイドラインを各事業者へ周知するとともに、その徹底を促すこと。そして感染拡大防止策として、新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」というものが開発されています。こうした利用を県民の方に促すこと、この2点の提案を一つ目の提案とさせていただきます。</p> <p>二つ目は医療提供体制の維持ということ。私たちの予想を超えた数の患者が発生しました。軽症者を中心に、今、新型コロナウイルス感染の受け入れ病床の使用率が急速に高まっています。この感染が重症化率が高い高齢者などに波及した場合、病院においては医療の提供体制が逼迫する恐れがあります。このために軽症者の療養施設、ホテルなどを早急に東部と西部地域に開設をしていただくよう、専門家会議からのお願いになります。以上、二つ目のお願いです。</p> <p>また、これは専門家会議からではないんですが、座長の方から県民の皆様へのお願いとなります。現在、たくさんの感染者が出ております。そしてこの感染者や店舗に対するSNSを通じた責めるような発言も見受けられます。こうした発言というのは、「私がもしかしたら陽性かも」という患者さんの早期発見の妨げになる恐れがあります。店名の公表についても、妨げの恐れになり、感染が広がるリスクとなります。こうした患者さんや店舗が自ら申告できるような周囲の思いやり、こうしたものも県民の皆様にご希望したい事項の一つです。これは座長からのお願いとなります。以上です。ありがとうございます。</p>
金 嶋 危 機 管 理 監	<p>ありがとうございました。ただいまの御提言を踏まえ、健康福祉部としての対応等について報告をお願いします。</p>
藤 原 健 康 福 祉 部 長	<p>倉井座長からの説明の通り、県といたしましては、感染動向についてこれまでの感染移行期・前期から感染移行期・後期へとフェーズを移行させることが必要と考えます。理由としては、感染拡大の防止、医療提供体制の維持でございます。</p> <p>まず、感染拡大の防止の理由につきましては、今回の感染者の急増は浜松市における2件のクラスターであります。同時にクラスターに関連しない感染者も毎日数件生じております。この先市中感染が発生するおそれがないとは言えませんが、これを防止するためにも、県民の皆様にご危機意識を共有していただく必要がございます。</p> <p>二つ目の医療提供体制の維持については、クラスターが生じると一度に複数の感染者が発生することにより、病床の余裕度が急速に低下します。現在は軽症者が多数でございますが、重症化する可能性が高い高齢者等への感染がいつ起きても対応できるように体制を整える必要があること。それを県民の皆様にも状況を認識していただく必要があると考え、フェーズを切り替えることが妥当と判断いたしました。</p> <p>フェーズの移行に合わせて、先ほど倉井座長から感染症対策専門家会議としての提言をいただきましたので、健康福祉部としての具体的な対策として、資料1-4を御覧ください。こういった対応をしていきたいと思っております。クラスターへの対応と題するものでございます。</p> <p>まず、浜松市で発生したクラスターへの対応でございます。入院患者の受入の広域調整ということで、浜松市内の病床だけでは、確保が困難な事態に備えて、広域な調整、これを行って参ります。軽症者の療養施設への受入調整、現在静岡市内の施設の受入調整をしておりますが、これについても受入を継続していきます。さらに浜松市と連携しまして、西部地域への軽症者の療養施設、これを早期に早急に開設いたします。それから、県全域への対応でございます。1点目。PCR検査の拡充でございます。クラスター対策を徹底するため、PCR検査</p>

	<p>の拡充を実施いたします。発生地域等で広範なPCR検査の実施。そしてまた、PCR検査可能数の増加、これを両方とも図ってまいります。</p> <p>2番目、食品衛生監視指導と併せた新型コロナウイルス感染症対策を周知してまいります。これにつきましては、浜松静岡両政令市と連携して、全県で実施していきたいと思っております。業界ごとにできるガイドライン等も用いて周知してまいります。</p> <p>3番目、業界団体との連携でございます。一般社団法人静岡県食品衛生協会が行う新型コロナウイルス感染症対策に取り組む店舗に対する食品衛生協会が行うステッカー交付事業について支援してまいります。</p> <p>4点目、即応病床・準備病床の確保ということですが、即応病床として300床、準備病床として150床を準備してまいります。</p> <p>5番目でございますが、東部地域、これにつきましても、軽症者療養施設の開設を浜松市と同じように急いでまいりたいと思っております。さらに先ほど座長から御提言いただきました、「COCOA」の活用についても、県民の皆様を促してまいりたいと思っております。以上でございます。</p>
金嶋危機管理監	<p>ただいまの報告について、質問等ございますでしょうか。</p>
本部長】	<p>PCR検査の数がですね、現在は1日1,000件まで伸びたと。5月初めは、150件ぐらいでしたね。ですから6倍くらい伸びております。しかし、いつ何どきですね、今より厳しい状況になることも限らないということで、何といってもPCR検査です。ですから、これをする体制、これを整えなければ。仮に陽性が出ると、この方たちを別途ホテルなんかに入れていただくなくてはならない、その確保が必要なので。この1,000件で十分だと思わないで、人口370万人いますから。少し危機感をもってですね、この確保に努めるようお願いしたいということです。</p> <p>それから、倉井先生の方から、店舗や感染者を責めるSNSが出ているというのはですね、静岡県民らしくないです。いつ何どき、自ら、自らの家族友達がこういう状況になるとも限らないので、ですから同情はしてもですね、責めるということは厳に慎むような、そういう運動、動きがですね、出てくることを望みます。これは極めて重要なもので、人を責めてはいけません。誰も自ら望んで、感染したいと思いませんし、一旦感染してしまうと、大変な状況に置かれてることなので、倉井先生のお話の最後の、感染者を責めるようなSNSの発信など、慎むようにですね、ぜひ静岡県民の品位を貶めることのないように、私から申し上げておきます。以上です。</p>
藤原健康福祉部長	<p>PCRのこと、それから、県民の皆様のSNSなどでの発言について、健康福祉部としてもまた対策対応していきます。以上です。</p>
金嶋危機管理監	<p>他に質問等ありますか。それでは次に議事(2)県内でのクラスター発生等踏まえた今後の対応方針案を議題とします。事務局から説明をお願いします。</p>
植田危機報道官	<p>お手元の資料2を御覧ください。県内でのクラスター発生等を踏まえた今後の対応方針案でございます。この部分は読み上げさせていただきます。</p> <p>『令和2年7月28日、静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部。昨日開催された静岡県感染症対策専門家会議において、本県における感染状況は、複数のクラスターにより多数の陽性者が発生し、感染移行期・後期に相当すると考えられ、軽症者の増加により軽症者療養施設の病床が埋まってきていることに留意する必要があると評価された。県としては、専門家会議での評価を踏まえ、県内の感染流行期を感染移行期・後期と判断し、感染拡大を防ぐため、以下の対応方針により必要な対策を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 警戒レベル レベル4、県内警戒・県外警戒に引き上げ。 2 医療提供体制の確保。西部地域の急増する感染者に対応し、広域調整により入院病状確保。西部地域と東部地域の軽傷者療養施設を迅速に設置。クラスターからの感染症拡

大防止のため、PCR検査の対象範囲を拡充。感染拡大の状況の踏まえ、即応病床300床、準備病床150床を確保。

3 事業者の感染防止対策。バーやクラブ等の接待を伴う飲食店、その他の酒類の提供を行う飲食店、以下特定の飲食店とします、に対し、感染予防対策の徹底に向けた店舗訪問等の実施。特定の飲食店で新型コロナウイルス感染予防に取り組む事業者のステッカー掲出の促進、掲出事業を推進する業界団体等の支援。全ての業種・業態に対し、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの活用等による感染予防対策の徹底について業種組合への実施要請、店舗訪問、広報等あらゆる手段を通じた強力な働き掛け。国の新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」を、全ての業種業態の従業員、特定の飲食店等の顧客へインストールすることを要請。』

2ページを御覧ください。

『4 県民の感染防止対策。発熱症状があるなど、体調が悪い方の無理な外出の自粛。感染防止対策が不十分な飲食を伴う施設など感染リスクの高い施設の利用の回避。マスク非着用での歌唱や大声での会話など感染リスクの高い行動の自粛。三つの密の回避、マスクの着用、人と人との距離の確保など、新しい生活様式の実践など基本的な感染防止対策の徹底。国の新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」のインストールを引き続き要請。県、市町職員が率先。

5 観光、旅行での感染対策。県内の感染者数が増加したもの、クラスター関連が大半で感染経路が特定されており、現時点では市中感染が限定的なこと、ホテル旅館や観光施設で感染が発生していないことなどを踏まえ、受入施設側と来訪者側双方の感染防止対策を徹底した上で、県内への観光促進対策を継続する。実施にあたっては、県内宿泊施設や観光施設等に対し、県が策定した新型コロナウイルス感染症対応指針に基づく取組の徹底を図るほか、来訪者のマスク非着用での歌唱や大声での会話等のリスクの高い行動の回避を来訪者に呼び掛けるなど、感染防止対策の徹底を要請。ホテル旅館や観光施設への県等の職員の戸別訪問。県外への訪問については、6段階の警戒レベルとレベル毎の行動制限を参考に、訪問先の感染状況等を確認の上、回避、特に慎重に行動、注意して訪問可、等の行動を選択。注意して訪問可とした場合でも、訪問先でマスク非着用での歌唱や大声での会話、多人数での会食、現にクラスターが発生した施設等の訪問は自粛。』、以上になります。

引き続き6段階警戒レベルの内容について説明してまいりたいと思います。資料の3枚目を御覧ください。A4横のもので、6段階警戒レベルとレベル毎の行動制限の内容の確認になります。一番左の列、レベルが1から6まで表示されております。そこから小さい列で数えまして、5列目、県内県外国外とありまして、県内評価の部分をお確認ください。こちらが前回の感染移行期・前期から感染移行期・後期に評価替えされたことに伴いまして、レベルを4といたします。レベル4は、県内警戒・県外警戒でございます。ほぼ真ん中列、県内移動に関する行動制限を御覧ください。県内の感染状況を踏まえた外出自粛や休業要請を含む必要な行動制限を行います。最大限対応できることが、外出自粛ということになります。その右2つ目の列、県境を跨ぐ移動に関する行動制限、こちらをお確認ください。県内者の県外への移動及び県外者の県内への移動については、対象地域に応じて行動制限・注意を要請する、ということになっております。この県境を跨ぐに移動に関する行動制限について次のページで説明をいたします。

こちら主文の部分は読み上げます。『7月28日火曜日現在は警戒レベル4「県内警戒・県外警戒」です。東京都での感染拡大が全国に波及し、本県でも熱海市、浜松市でのクラスターや散発的な感染が確認されており、本県は感染移行期・後期となっております。今後の感染拡大阻止に向けた重要な局面です。県民の皆様が一丸となって、感染防止を徹底しましょう。以下のような行動を心がけていただくようお願いいたします。静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部。』

	<p>7月29日以降の県境を跨ぐ不要不急の移動制限についてでございます。真ん中の日本地図で解説をいたします。左上に凡例がございます。こちらのまず最も慎重に行動していただきたい「回避」、オレンジ色の部分、これは東京都といたします。特に慎重に行動していただきたい山吹色の部分につきましては、東京都に隣接しております千葉、埼玉、神奈川県、そして中京圏にあります愛知県、関西圏であります、京都、大阪、兵庫、そして九州の福岡県とさせていただきます。こちらの都府県に関しましては、日本地図の中にございますように、東京都との不要不急の往来、旅行等は回避してください。その他地域においても繁華街の接待を伴う飲食店や多人数の会食場所、カラオケを伴う飲食店などクラスターや感染者が発生している場所を厳に回避するとともに、新しい生活様式を徹底するなど、自衛措置を徹底してください。ということで県民に呼びかけてまいります。</p> <p>もう1枚資料をめくっていただきたいと思います。最上段、県内移動に関する行動制限でございます。三つの密を回避するなど新しい生活様式を徹底してください。これは従前と変わりません。熱海市浜松市のクラスター発生を踏まえ、感染リスクの高い地域にある感染防止対策が不十分な施設において、マスク非着用での歌唱や大声での会話など、感染リスクの高い行動は回避してください。この部分を県内移動に関する行動制限として追加しております。</p> <p>次に、同じページ、県境を跨ぐ不要不急の移動に関する行動制限であります。1、本県を出発する皆様へ、2が本県を訪問される皆様へということになります。1の(1)、全ての外出について新しい生活様式を徹底し、自分や相手が感染しているかもしれないという意識を持って注意して行動してください。1の(2)東京都への移動については回避してください。その下に米印で注意書きがございます。訪問が本当に今必要なものであるか、改めて御判断ください。また訪問に代わる手段で対応できないか、御検討ください。1の(3)、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県への移動については特に慎重に行動してください。注意書きがございます。訪問の際は、訪問地域の感染状況を把握し、訪問目的などを十分御検討ください。新しい生活様式を徹底した上で、事前の行動計画により、滞在時間の短縮や電車の混雑の回避などに努めるとともに、繁華街の接待を伴う飲食店や多人数の会食場所、カラオケを伴う飲食店など、クラスターや感染者が発生している場所を回避するなど、最大限の感染予防行動をお願いいたします。1の(4)その他の道県への訪問は新しい生活様式など感染予防行動を徹底した上で、注意して訪問をお願いします。長距離の移動は感染リスクを高めるほか、これまで感染状況の少ない地域でも急に感染が拡大しているところがあるため、訪問先の感染状況や経由地に御留意ください。</p> <p>2の本県を訪問される皆様へは、基本的に1の出発する皆様への裏返しの説明になりますので説明省略させていただきますが、2の(5)、県民の皆様には、他都道府県から訪問される方が、すでに感染しているかもしれないという意識を持っていただき、新しい生活様式の徹底のほか、三つの密が重なる場合に行かない作らないなど感染予防対策の徹底をお願いします。この部分を特に強調したいと考えております。なおこの県境を跨ぐ不要不急の移動制限につきましては、明日7月29日から8月7日の期間といたします。私からの説明は以上です。</p>
金嶋危機管理監	<p>この方針案について一点補足させていただきます。先ほど倉井座長から報告いただいた専門家会議の御提言にもありましたが、県内での感染拡大防止するためには、全ての業種業態において感染予防ガイドライン等の遵守が非常に重要となります。すでに各部局には各所属や所管する団体等への周知徹底をお願いしているところではありますが、今回の方針案を踏まえまして、再度ガイドライン等を遵守するよう周知徹底をお願いいたします。なお、業種ごとのガイドライン一覧を資料2の6枚目以降に参考資料として添付してありますので、御活用をお願いします。ほかに方針案について補足説明のある部局等ありますか。よろしいでしょうか。それでは本部長、方針案により決定してよろしいでしょうか。</p>
本部長	はい。了解しました。
金嶋危機管	次の議事(3)、各部局からの報告についてですが、報告がある部局はありますでしょうか。

理監	<p>それでは、最後に本部長から指示事項をお願いいたします。</p>
本部長	<p>本日は倉井座長をはじめ、静岡県感染症対策専門家会議の先生方には、大変御多忙な中、県内の感染状況等について御議論を賜りましてありがとうございます。先ほどの倉井座長からお話がありました通り、本県の現在の感染状況については、複数のクラスターにより多数の陽性者が発生しておりまして、感染移行期・後期に相当いたします。軽症者の増加により病床が埋まってきているとのことでございますので、このことに留意する必要があるという評価をいただいたところであります。この評価を踏まえ、県本部としましては、県内の感染状況を感染移行期・後期と判断し、さらなる感染拡大に備えるため、本県の警戒レベルをレベル4、県内も県外もともに警戒に引き上げ、今後の対応方針を決定いたしました。現在はここで踏みとどまれるかどうか。まさに、今後の感染拡大を抑止する上で、大変重要な局面にあると。認識しております。本日決定いたしました、今後の対応方針に基づき、各部局が連携し、全庁を挙げて、本県の医療提供体制の確保と感染拡大防止に向けて全力で取り組んでくださるようお願いいたします。</p> <p>まず浜松市などと連携し、クラスターからの感染拡大の封じ込めを徹底してください。クラスターからの感染拡大防止のため、PCR検査の対象範囲の拡充を進めてくださるようお願いいたします。医療提供体制の確保につきましては、西部地域で急増する感染者に対応し、入院患者の広域調整、軽症者療養施設への受け入れを進めてください。</p> <p>また、これまで設置に向けて、調整を進めてきた西部地域と東部地域の軽症者療養施設を速やかに開設いただくとともに、感染拡大の状況を踏まえ、即応300床、準備病床150床の確保に努めてください。事業者の感染防止対策につきましては、今回クラスターが発生した業種に対し、感染拡大予防ガイドラインの遵守など、感染防止対策が徹底されるように、店舗への個別訪問などによる啓発活動を実施してください。ステッカーはできあがっていますか。またすべての業種業態において、感染防止対策が徹底されるよう、各業界ごとの感染拡大予防ガイドラインの遵守などについて、各部が所管なさっておられる関係、関連団体等を通じて、今一度積極的な要請を行ってくださるようお願いいたします。</p> <p>あわせて、国の新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」の県民の皆様、従業員、顧客など全ての皆様のインストールを呼び掛けてくださるようお願いいたします。今後、夏場は観光の季節でもあります。旅館、ホテル、観光事業者の従業員、顧客、両方の感染防止が重要です。観光客、旅行者に対しましても、新しい生活様式の実践はもとよりですが、三つの密を作らない、クラスターの発声しやすい施設の利用、マスク非着用での歌唱、大声での会話等々、こうしたリスクの高い行動を回避していただくように誘導していただくなど、感染防止対策が徹底されるようきめ細かな対応を実施してくださるようお願いいたします。協会や組合等通じた周知をはじめ、戸別訪問・広報など実効性のある取り組みを行ってください。本日決定いたしました、今後の対応方針に基づき、全庁を挙げて新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めてくださるようお願いいたします。以上であります。</p>
金嶋危機管理監	<p>それでは、以上で会議を終了します。</p>

県内でのクラスター発生等を踏まえた今後の対応方針

令和2年7月28日

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部

昨日開催された静岡県感染症対策専門家会議において、本県における感染状況は、複数のクラスターにより多数の陽性者が発生し、「感染移行期・後期」に相当すると考えられ、軽症者の増加により、軽症者療養施設の病床が埋まってきていることに留意する必要があると評価された。

県としては、専門家会議での評価を踏まえ、県内の感染流行期を「感染移行期・後期」と判断し、感染拡大を防ぐため、以下の対応方針により、必要な対策を実施する。

1 警戒レベル 「レベル4（県内警戒・県外警戒）」に引き上げ

2 医療提供体制の確保

- 西部地域の急増する感染者に対応し、広域調整により入院病床を確保
- 西部地域と東部地域の軽症者療養施設を迅速に設置
- クラスターからの感染拡大防止のためPCR検査の対象範囲を拡充
- 感染拡大の状況を踏まえ即応病床300床、準備病床150床を確保

3 事業者の感染防止対策

- 「バーやクラブ等の接待を伴う飲食店」、「その他の酒類の提供を行う飲食店」（以下「特定の飲食店」）に対し、感染予防対策の徹底に向けた店舗訪問等の実施
- 「特定の飲食店」で新型コロナウイルス感染予防に取り組む事業者のステッカー掲出の促進、掲出事業を推進する業界団体等の支援
- 全ての業種・業態に対し、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの活用等による感染予防対策の徹底について、業種組合への実施要請、店舗訪問、広報等あらゆる手段を通じた強力な働き掛け
(別添「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧（内閣官房HP）」を参照)
- 国の新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」を、全ての業種・業態の従業員、「特定の飲食店」等の顧客へインストールを働き掛けることを要請

4 県民の感染防止対策

- 発熱症状があるなど体調が悪い方の無理な外出の自粛
- 感染防止対策が不十分な飲食を伴う施設など、感染リスクの高い施設の利用の回避、マスク非着用での歌唱や大声での会話など感染リスクの高い行動の自粛
- 「3つの密」の回避、マスクの着用、人と人との距離の確保など「新しい生活様式」の

実践など、基本的な感染防止対策の徹底

- 国の新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」インストールを引き続き要請。県・市町職員が率先。

5 観光、旅行での感染対策

- 県内の感染者数が増加したものの、クラスター関連が大半で感染経路が特定されており、現時点では市中感染が限定的なこと、ホテル・旅館や観光施設で感染は発生していないことなどを踏まえ、受入施設側と来訪者側双方の感染防止対策を徹底した上で、県内への観光促進策を継続する。
- 実施にあたっては、県内宿泊施設や観光施設等に対し、県が策定した「新型コロナウイルス感染症対応指針」に基づく取組の徹底を図るほか、来訪者のマスク非着用での歌唱や大声での会話等のリスクの高い行動の回避を来訪者に呼びかけるなど、感染防止対策の徹底を要請。ホテル・旅館や観光施設への県等の職員の個別訪問
- 県外への訪問については、「6段階の警戒レベル」と「レベル毎の行動制限」（毎週公表）を参考に、訪問先の感染状況等を確認の上、「回避」「特に慎重に行動」「注意して訪問可」等の行動を選択
- 「注意して訪問可」とした場合も、訪問先でマスク非着用での歌唱や大声での会話、多人数での会食、現にクラスターが発生した施設等への訪問は自粛

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部 第14回本部員会議（書面開催） 実施結果

令和2年11月18日（水）午前中に書面により実施した静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部第14回本部員会議の実施結果は、以下のとおり。

なお、緊急の開催となったため、各本部員には資料を配付、危機管理監が意見集約した。

1 議事

（1）県内での感染拡大を踏まえた今後の対応方針（案）

…本部長（知事）が、危機管理監及び健康福祉部長からの報告・協議を受け、別案のとおり決定された。

- ・感染症対策専門家会議の先生方から、感染流行期を「感染移行期 後期」から「感染まん延期 前期」に引き上げる御助言があり、各本部員の意見を確認し、その上で、本県の感染流行期を「感染まん延期 前期」と判断

- ・検査体制や医療提供体制の確保に最優先で取り組むとともに、感染拡大防止と医療崩壊を防ぐために、県民の皆様、事業者の皆様の御協力を得ながら、全力で感染防止対策に取り組むこと

（2）「警戒レベルとレベル毎の行動制限」の発表

…本部長（知事）が、危機管理監からの報告を受け、了解された。

- ・本県の感染状況は、複数のクラスターにより多数の陽性者が発生し、感染拡大が進行しており、「感染移行期 後期」から「感染まん延期 前期」に移行

- ・警戒レベルは、レベル4「県内警戒、県外警戒」を継続

- ・県内では、マスク非着用での歌唱や大声での会話などの感染リスクの高い行為によりクラスターが発生しており、このような行為の回避の徹底を要請

- ・東京都、愛知県、大阪府等の大都市地域、沖縄県など感染拡大地域との交流について、最大限の感染防止対策を講じるよう注意喚起

- ・北海道では、引き続き、札幌市内での飲酒を伴う場面などでは、感染リスクを回避する行動の徹底を要請

- ・「6段階警戒レベルと行動制限」の表の県内評価「感染まん延期」を、「前期」、「中期」、「後期」の3段階に分けるとともに、国のステージ階を参考標記

2 本部長指示事項等

…本部長（知事）から、以下のとおり指示があった。

○本日、午後に予定されている定例記者会見において、感染流行期を「感染まん延期 前期」に移行したと判断した旨とそれを踏まえた検査体制や医療提供体制の確保など、県本部の今後の対応方針を発表する。

○併せて、原則、毎週金曜日に発表している「警戒レベルとレベル毎の行動制限」について、注意を喚起するため、前倒しで本日発表する。

○今が、まさに正念場であり、今後の感染拡大を抑止する上で大変重大な局面にある。各部局が連携し、全庁を挙げて、本県の医療提供体制の確保と感染拡大防止に向け、全力で取り組むこと。

県内での感染拡大を踏まえた今後の対応方針

令和2年11月18日

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部

本日、本県の新型コロナウイルスの感染者が75人と過去最高を更新し、明らかに感染フェーズが変わりつつあり、静岡県感染症対策専門家会議からは、本県の感染流行期を「感染移行期 後期」から「感染まん延期 前期」に移行する必要があるとの助言があった。

県としては、専門家会議の評価を踏まえ、県内の感染流行期を「感染まん延期 前期」と判断し、感染拡大防止と医療崩壊を防ぐため、以下の対応方針により、必要な対策を実施する。

- 1 **感染流行期** 「感染まん延期 前期」に引き上げ
警戒レベル 「レベル4（県内警戒・県外警戒）」を継続
- 2 **検査体制、医療提供体制の確保**
 - 抗原定量検査機器の活用などによる感染拡大地域における広範囲な検査や福祉施設の一斉検査の実施
 - 現在確保している300床の入院病床と宿泊療養施設379室に加え、今後の感染拡大を踏まえ、速やかに入院病床を拡充
- 3 **施設・事業者の感染防止対策**
 - 施設、業種ごとの感染防止ガイドラインの再度の点検、徹底を要請
 - 店舗、職場のこまめな換気や国の接触確認アプリ「COCOA」の活用を要請
- 4 **県民の感染防止対策**
 - 「外出時や会話時のマスクの着用」、「こまめな手洗いの徹底」、「人と人との距離の確保」、「適切な換気の実施」など、県民一人ひとりの感染防止対策の徹底の要請
 - 注意力低下や気の緩みによる感染リスクが高まる「5つの場面」の注意喚起
 - ①飲酒を伴う懇親会等 ②大人数や長時間におよぶ飲食
 - ③マスクなしでの会話 ④狭い空間での共同生活
 - ⑤仕事から休憩室、喫煙所、更衣室等への居場所の切り替わり
- 5 **年末年始に向けた注意喚起**
 - 年末年始に向け、帰省や旅行の分散、各企業における休暇の分散取得への配慮の要請
 - 会食の際の「飲酒・飲食は少人数・短時間で」、「席の配置は斜め向かいに」、「ガイドラインを遵守したお店で」、特に政府からは、5人以上の飲食は大声になりがちとの見解が出ており、「大人数の会食など感染リスクの高い行動の回避」を要請

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部 第15回本部員会議議事録

日時 令和2年12月4日(金) 午後4時00分～午後4時50分

場所 別館9階特別第1会議室

黒田 危機管理 部参事	<p>これより静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部第15回本部員会議を始めます。本日は、静岡県新型コロナウイルス感染症医療専門家会議の委員であり、静岡がんセンター感染症内科部長の倉井華子様にご出席いただいております。</p> <p>それでは進行を危機管理監にお願いします。</p>
金嶋 危機管理 監	<p>本日の会議は、全国的に感染者が増加する中、本県においても特に中部・東部地域を中心に感染が拡大しており、今後、更に感染拡大が進めば、県内の受入病床は更に逼迫する事態となることから、県内の感染状況や医療提供体制等の情報共有及び今後の対応方針等を決定するため開催するものです。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議事(1)現状認識、新型コロナウイルス感染症の県内の感染状況及び医療提供体制の逼迫状況について、健康福祉部から報告をお願いします。</p>
山梨 健康福祉 部理事	<p>報告いたします。資料1を御覧ください。</p> <p>まず1ページは、感染者の累計です。12月2日時点の感染者総数は1,809人。10月下旬から新規感染者数が10人台となり、11月下旬からは、毎日30人を下回らない状況が続いています。今週には、50人程度で高止まりをしております。そのため、累計数は右肩上がり急角度で上昇しています。</p> <p>2ページ目の人口10万人当たりの1週間の新規感染者数は、10.55人となっています。</p> <p>3ページを御覧ください。3ページのPCR検査の状況は、検査件数につきましても、陽性件数と同様の傾向で増加をしております。直近1週間で4,806件となっています。最近の陽性率は8パーセントとなっており、やや下がりがつあります。</p> <p>下の4ページは感染者集団(クラスター)の状況です。合計36件のうち23件が11月に発生をしており、感染が急増した要因となっています。形態では飲食店が20件、うち接待を伴う飲食店が9件、カラオケ店9件などとなっています。地域的には、静岡市が13件、浜松市が9件、富士市6件、伊東市2件などです。続いて5ページです。感染経路を取りまとめたものです。直近2週間を中心として調査した結果、25パーセントが飲食店及び会食となり、食事などマスクをはずす機会が多くなるものが連動していると考えられます。</p> <p>その下は6ページ。最近の2週間の市町別の陽性者数です。クラスターが発生している市が多くなっている一方で、クラスターが発生していない市においても、黄色の11人以上の陽性者数となっているところがあり、散発的な陽性者の発生が多数の市で起きていることが見て取れます。続いて7ページです。入院等の状況であります。最近の受け入れ可能病床数353床に対し、198人が入院し、占有率は56.1パーセントとなっております。また、クラスターが多数発生した11月以降には、棒グラフ黄色で示されているように、自宅待機者療養者数が急増しております。8ページから10ページにつきましては、地域別の入院状況でございます。東部地域が66.7パーセント。次の9ページ。中部地域が80パーセント、西部地域が33.1パーセントとなっています。東部地域と西部地域では、入院患者数はほぼ同じ程度ですが、受け入れ可能病床が少ない東部地域では倍近い占有率となっています。次に11ページを御覧ください。重症者等の状況です。12月2日時点では、重症者数8人、死亡者数12人となっています。なお12月3日の時点では、重症者が10人、死亡者は13人となっています。12ページにつきましては、今後の入院患者数のシミュレーションになります。算定方法といたしましては、11月の25日から12月1日までの入院患者数の増加数に基づいて、倍化日数を算定し、これをもとに推計をいたしました。13ページに参りまして、推計の結果ですけれども、12月時点の195人の入院患</p>

	<p>者が2倍となるのは、12月25日と推計されまして、確保病床数の目標である450床に達するのは、年明けの1月の2日となる見込みです。このままの状態が続けば、ほぼ1ヶ月後には、病床が不足する事態に陥ります。</p> <p>14ページにありますとおり、今が医療提供体制を確保できるかの分岐点となっています。先日決めました、12月20日までの集中対策期間の取り組みが鍵でございまして、医療提供体制の確保と年末年始の生活を左右することとなります。そのためには、県民の皆様の感染予防への御理解が不可欠な状況です。説明は以上でございます。</p>
金 嶋 危 機 管 理 監	<p>続きまして、先日開催されました静岡県新型コロナウイルス感染症医療専門家会議からの提言つきまして、本日御出席いただいている倉井先生からお願いいたします。</p>
倉井先生	<p>はい、よろしくお願いたします。この感染症医療専門家会議の座長は、県の医師会長の紀平先生ですが、本日は座長に代わり私が代読いたします。</p> <p>10月末より新型コロナの患者数が急速に増加していること、また高齢者の患者が増加していることを受け、県内の新型コロナ受入病床の状況は非常に厳しいものとなっています。受入医療機関からの声としては、認知症や重症例などケアの負担が大きい患者の割合が増えたため、人手不足が生じていること。院内感染発生時の世間からの厳しい目が非常に辛いこと。感染性がなくなっても、新型コロナ罹患者ということだけで、他施設への転院ができない状況などが挙がっております。</p> <p>現在、県全体の病床利用率が50パーセントを超えており、地域によっては80パーセントに達しているところもあります。専門家会議の中では、国の感染状況のステージⅢ相当であるという意見も挙がっております。新型コロナの患者が重症化すると、通常の数倍の看護師の配置が必要となってきます。人口当たりの医療者の数が少ない本県の状況では、感染者数が今後更に増加すると、県内の医療機関では重症患者の対応ができなくなる恐れがあります。このような医療の現場の現状を踏まえて、12月2日開催の第1回県医療専門家会議での意見の提言を以下のようにまとめております。全部で11点挙げさせていただきます。</p> <p>1つ目は、新型コロナ患者受入医療機関の拡大及び更なる病床確保をお願いしたいと思います。また、様々なバリエーションの患者さんたちが出てきております。重症度、認知症や妊婦さん、様々な患者が出てきておりますので、この受入病床の受け入れる機関の機能分担についても御検討いただきたいと思います。また、現在のホテルや自宅での療養がされておりますが、高齢者や基礎疾患のある新型コロナ患者でも、無症状や軽症で医師が入院の必要がないと判断した場合は、ホテルや自宅での療養の実施、こちらも進めていただきたいと思います。また4つ目として、感染性が無くなった新型コロナ患者の後方病院や介護施設への受入推進、こちらについても、進めていただきたいと思います。</p> <p>また5つ目、新型コロナ患者受入医療機関への人的支援、特にこれは看護師の不足が目立っておりますので、こちらのサポートもぜひお願いしたいところです。</p> <p>6つ目、院内感染が発生した医療機関の診療機能を周囲の医療機関で受け持ってもらえるように、こちらも地域での推進をお願いしたいところです。</p> <p>7つ目、感染者が発生した医療機関や福祉施設、こちらにできるだけ早期の段階でDMATや感染対策チームを派遣するような体制、こちらの構築もお願いしたいと思います。</p> <p>8つ目、福祉施設などで新型コロナが発生した場合、医療だけではなく、介護士の介護従事者の不足というのが非常にネックとなっております。こうした介護者の支援体制の整備、こちらもぜひお願いしたいところです。</p> <p>9つ目、こうした福祉施設でクラスターが発生した場合は、早期の介入も必要ですが、ある程度の期間、医療スタッフの派遣によりその施設内で医療を回すというような体制を作っていただきたいと思います。</p> <p>10点目、自宅療養者が増えますと、その中で、ある一定の数で症状が悪くなる方も出てくると思います。こうした方々を速やかに診療、医療の方につなげられる診療体制の確保、こちら</p>

	<p>お願いしたいと思います。</p> <p>最後 11 点目です。今、自宅療養者の体調チェック、これは保健所の方が行っておりますが、かなり保健所の負担も増えております。保健所の機能を外注化など、なるべく保健所の機能のサポート、こうした負担軽減に対する対策についても御検討いただきたいと思います。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の重症者を適切に治療し救命するためには、今挙げたこと以上に、感染拡大を防ぐこと。これ以上患者数を増やさないとすることが最も重要になります。県民の皆様には、感染対策の更なる徹底をお願いします。以上です。</p>
金 嶋 危 機 管 理 監	<p>倉井先生、どうもありがとうございました。次に、ただいまの提言を踏まえ、議事(2)医療提供体制の維持に向けた取組について、健康福祉部及び危機管理部から報告をお願いします。</p>
藤 原 健 康 福 祉 部 長	<p>はい、健康福祉部から報告いたします。ただいまの提言を踏まえまして、今度は資料3、右肩の資料3の紙を御覧ください。</p> <p>始めに、1感染抑制対策といたしまして、(1)飲食店等における感染予防対策の徹底であります。クラスターが複数発生している市町を手始めに、繁華街の飲食店に対して、食中毒の一斉監視指導と併せ、新型コロナウイルス感染症対策の指導を実施いたします。既に複数のクラスターが発生している伊東市におきましては、熱海保健所が伊東市及び伊東食品衛生協会の協力を得て実施しております。今後、順次、他市町においても実施いたします。また、静岡市、浜松市の実施について呼びかけをしたところでございます。</p> <p>次に、(2)クラスターが発生した市町における集中検査を行います。対象業者や対象地域を定め、集中的な検査を実施いたします。</p> <p>次、2医療提供体制確保のための取組でございます。</p> <p>まず(1)直ちに対応する事項といたしまして、(ア)入院病床について目標の 450 床に向けて医療機関との調整を進めます。</p> <p>(イ)宿泊療養施設や自宅での療養者の対象の拡大を図ります。現在は高齢者以外の無症状者及び軽症者を対象としておりますが、今後は、高齢者や基礎疾患のある入院患者様のうち、無症状及び軽症で医師が可能と判断した方に拡大することとし、医療機関に通知をいたします。また、医療機関からの移送を円滑に行うため、各県地域局における搬送体制を拡充いたします。</p> <p>(ウ)、次のページでございます、感染性の無くなった患者様につきましては、後方病院や福祉施設に移送し、病床を確保することとし、受け入れについて後方病院や福祉施設に要請いたします。</p> <p>(エ)院内感染が発生した病院の通常診療での機能を代替する支援体制のコンセンサスを地域医療圏ごとに取り付けます。</p> <p>(オ)福祉施設で患者が発生した場合の応援体制はすでに構築しているところではございますが、クラスターが散発的に発生していることから、応援職員の増員と小規模施設への対応について強化いたします。</p> <p>続きまして、(カ)入院受入可能な病床数を増やすためにも看護職員の確保は欠かせませんので、県看護協会と連携して確保を進めます。</p> <p>(キ)7つ目、感染が発生した医療機関や福祉施設に迅速に DMAT や、感染対策チームを派遣する体制を構築いたします。</p> <p>次に、若干時間はかかるかもしれませんが、速やかに準備し対応していこうとしている項目です。</p> <p>(ア)感染患者が多様化してきております。このことから、受け入れ医療機関ごとの機能分担を進めます。</p> <p>(イ)自宅療養者の増加に対応するため、健康観察との委託化を進めます。</p> <p>(ウ)福祉施設でクラスターが発生した場合に、痴呆症や重度の障害のある方などを医療機関で受け入れることが困難な場合には、福祉施設を療養施設として運用できる体制を整備いた</p>

	<p>します。</p> <p>(エ) 自宅療養者の症状が悪化した場合の診療体制を確保いたします。先ほどの感染状況の説明の通り、感染拡大は予断を許さない状況であります。医療関係者の皆様、福祉関係者の皆様の御協力をお願いいたします。以上です。</p>
酒井危機対策課長	<p>それでは、資料3-2を御覧ください。ただいま健康福祉部長の方から説明がありました。が、高齢者を含む無症状感染者、軽症者の宿泊療養施設の移送体制の拡充について補足説明をします。宿泊療養施設の活用を加速させる取組を行っております。病院または自宅からホテルを借り上げた宿泊療養施設への軽症者の搬送体制を拡充し、地域の医療機関の負担軽減を図って参ります。3にありますように、限られた保健師の業務範囲を効率化するため、危機管理部の職員、地方方面本部の職員の従事により、軽症者の搬送体制を拡充しております。12月1日から本日まで11人の搬送を行っております。また、出納局の協力を得て、車両の確保も行っているところです。以上です。</p>
金嶋危機管理監	<p>ただいまの医療提供体制に関する報告について質問、意見等がありますでしょうか。はい、お願いします。</p>
本部長	<p>先ほど倉井先生から11の項目が挙げられまして、それに対して藤原部長からですね、アイウエオ、直ちに対応していく事項、速やかに対応する事項、11しっかり対応しているということを確認いたしました。また、危機管理部で搬送していただけるということで、こういう部局間横断的な支援体制が極めて重用であると思います。ありがとうございました。</p>
金嶋危機管理監	<p>それでは、次に議事(3)各部局からの報告に移ります。まず、6段階警戒レベルの行動制限の基本的な考え方について、危機管理部から報告をお願いします。</p>
植田危機報道官	<p>はい。危機報道官から御説明いたします。お手元の資料4の1枚目と、1番最後のA4横のカラー刷りの表、こちらを対比して説明をさせていただきます。</p> <p>新型コロナウイルス感染症につきましては、緊急事態宣言が出されました4月頃にはウイルスの病原性に関する知見が乏しく、感染経路なども不明でありましたことから、警戒レベルの3においても感染拡大防止のために外出自粛や幅広い業種への休業要請など、社会全体の行動制限が必要であるという認識でございました。ちなみに、こちらの外出自粛や幅広い業種への休業要請などは、現在のレベルではレベル5以上の対策に位置付けられております。</p> <p>続けます。現在では、これまで多くの感染事例の分析等により、感染リスクの高い行動や環境についての知見が得られるようになりました。レベル4、5のような高い警戒レベルにおいても、社会全体に一律に注意、行動制限を行うのではなく、特定の行動に絞って、より強い注意喚起や行動制限、自粛を求めることが効果的であることがわかりました。</p> <p>また、対策をとる範囲についても、県内一律ではなく、クラスターの発生状況等を踏まえ、可能な限り地域を限定した警戒や制限を行うべきであるという考えに至っております。</p> <p>このような観点から、レベル4、レベル5の部分の区分と運用方法を変更いたしました。このため、本日から、具体的には県全体はレベル4とし、地域特性を考慮し、部分的に特定の市町についてはレベル5相当を適用することといたしました。そのように運用いたします。</p> <p>レベル4、レベル5相当では、仕事や教育、通院など感染リスクが相対的に低い日常生活につきましては、感染防止対策を徹底した上で継続してくださって結構でございます。繰り返します。仕事、教育、通院などの感染リスクが相対的に低い日常生活については、感染防止対策を徹底した上で継続を可といたします。なお、この6段階警戒レベル、それからレベルごとの行動制限の運用にあたりましては、今後とも新たに得られた知見や国それから他県の動向等も踏まえて柔軟に運用して参りますので、御承知いただきたいと思っております。</p> <p>A4横のカラー刷りの表で、レベル4、5、6の境のところが今の説明でございますので御確認をいただけたらと思います。</p> <p>それから、本日の警戒レベルでございます。こちらは毎週金曜日の午後3時に公開することがお約束でございますので、既に決裁を経て公開いたしております。一部だけ紹介いたします。</p>

	<p>資料の3枚目でございます。12月4日金曜日現在は警戒レベル4、県内警戒県外警戒です。静岡市、伊東市はレベル5相当ということでございます。先ほどの説明の応用でございます。本県では、静岡市、伊東市等でクラスターが散発し、感染拡大が進行しており、医療提供体制の逼迫が懸念されます。感染流行期は感染蔓延期中期ですが、感染拡大を抑止するための正念場を迎えています。県民の皆様には、12月20日まで集中対策期間として最大限の感染防止行動をとってくださいますように切にお願いいたします。以上が対策本部からのお願いでございます。</p> <p>その下の日本地図を御覧いただきまして、本日以降、県境を跨ぐ不要不急の移動制限につきましても、慎重に行動、ないしは特に慎重に行動していただきたい地域が増えており、1枚めくっていただいた資料の1の(2)、1の(3)でございます、1の(2)でございます15の都道府県におきましては、特に慎重に行動していただきたい。また、1の(3)でございます青色の字でございます、14県につきましては慎重に行動していただきたいというような厳しい状況になっておりますので、併せて御報告いたします。以上であります。</p>
金嶋危機管理監	<p>ただいまの報告について、質問等ありますでしょうか。はい、お願いします。</p>
本部長	<p>確認ですけれども、2つ目の○のところですね、資料4の。これまでのこの感染事例の分析で、感染リスクの高い行動、環境について知見が得られるようになったと。それがどういふふう活用されるかと。これは県内一律ではなくて、クラスターの発生状況等を踏まえて地域を限定して警戒、制限等を行うという。そうした中で、現在は2つの地域の名前が挙がりました。こうした知見をですね、行動に生かしていくということで、今のところは伊東市と静岡市が挙がりましたが、それぞれ事情が違ふと思しますので、それに応じた形での対策をとるということですね。ありがとうございました。</p>
金嶋危機管理監	<p>他に質問等がありますでしょうか。それでは次にGo Toトラベルキャンペーンの動向及び観光宿泊の状況と施設の感染防止対策の徹底について、スポーツ・文化観光部から報告をお願いします。</p>
植田スポーツ・文化観光部長	<p>資料5を御覧ください。国のGo Toトラベルキャンペーンの動向についてであります。</p> <p>1の(1)にあります、11月21日に方針が示されました。四角の中を御覧ください。都道府県知事がステージⅢ相当と判断して一部区域をGo Toトラベル事業から除外することを決定した場合には、以下の①から④の措置をとるということになっております。</p> <p>①については、当該地域を目的地とする旅行について新規予約を停止等の措置をとるといことになりましてさらに、(2)のとおり、出発分についても方針が示されました。</p> <p>2の都道府県の対応ですが、札幌市と大阪市を目的地とする事業は一時停止し、両市を出発する事業については自粛を要請しております。東京都につきましては、65歳以上の高齢者、基礎疾患のある人の自粛を要請しているという状況であります。続きまして、資料6を御覧ください。現在の観光の宿泊等の状況であります。統計的には1の(1)、まだ9月までしか出ておりませんが、9月については、静岡県については前年度の60.4パーセントまで回復して参りました。一番悪い5月の部分が18.6パーセントでしたが、各種の政策の効果もあり、60.4パーセントまで上昇しました。(2)につきましては、10月にホテル旅館組合の684施設に対して県が実施したアンケートの結果であります。この棒グラフを御覧ください。5月については、全施設が前年よりも売り上げ減となりました。そのうち、8割以上減少したのが80パーセント超ということでしたが、10月には、前年並みが14パーセント。前年よりも増えているところが33.3パーセントということで3分の1程度ありました。ただし、まだ半分以上が前年を下回っている状況です。その後の予約状況を見ますと、若干の弱含みで推移しております。</p> <p>次のページの資料は、一番最新の、昨日の段階で聞き取り調査を行った結果でございます。旅行業者や、地域の宿泊施設組合、観光協会に県が聞き取り調査を行いました。個別には御説明しませんが、全体的な傾向として、Go Toの効果により、7、8割まで回復は</p>

	<p>しております。東京の自粛の発表がありました。そのキャンセルの影響というのは今のところ少ない状況です。ただし、その影響としては、今後1月以降、2月以降の予約に影響が出ていて、そちらが弱含みで推移しているという状況であります。</p> <p>続きまして、感染症予防の対策についてであります。まず県の方では、5月に対応指針を作りました。6月から、その下2段にかけてですが、動画等作成しまして、各宿泊施設等に対して、感染防止対策を徹底していただきました。その様子も県外に発信したところであります。</p> <p>一番下の大きな箱がありますとおり、現在取り組みを続けているところであります。県職員による個別訪問を行い、8月から50施設の県内の宿泊施設等を回りました。</p> <p>一番上にあるとおり、感染症予防対策については、しっかりと取り組んでいる状況でありました。ただその中で、現場の声として経営に対する不安等の声が多かったため、現在、その一番下のアドバイザー派遣という事業を行っております。こちらについては、要望に応じて中小企業診断士等の経営コンサルタントを派遣し、相談に乗っているという状況であります。私からは以上であります。</p>
金嶋危機管理監	<p>ただいまの報告について質問、御意見等ありますか。</p> <p>それでは次に、飲食店等における感染防止対策の徹底のうち、まず初めに、飲食時の感染防止対策について、健康福祉部から報告をお願いします。</p>
藤原健康福祉部長	<p>はい。健康福祉部から報告します。資料の7を御覧ください。</p> <p>4枚綴りになっておりますが、まず最初の2枚でございます。先月27日付けで、県内の飲食店3万5,000ヶ所に対しまして、注意喚起を行いました。これはその文書に付けたチラシでございます。3万5,000ヶ所、全ての飲食店に対して県内の郵送で送りました。内容は大きく4点。</p> <p>1つ目、大人数の会食を避けるため、テーブルは4人以下にしてください。</p> <p>2つ目、5人以上の場合は、グループを分ける工夫をしてください。</p> <p>3つ目、店舗の方々が利用客の皆様にも協力をお願いしてください。</p> <p>4つ目、感染症拡大予防ガイドラインを徹底してください。</p> <p>これについて、飲食店の経営者の皆様、そして利用される皆様には御理解いただいて、感染対策を徹底していただくようお願いいたします。資料の3ページ目がその通知文、最後の紙を御覧ください。4枚目でございます。問い合わせ等について県内保健所一覧、下の方にございます通り、このことにつきましては静岡市、浜松市の保健所からデータをいただきまして、県内両政令市含め、全ての飲食店に対して通知をしたところでございます。私からは以上でございます。</p>
金嶋危機管理監	<p>ただいまの報告について、質問等がありますでしょうか。よろしいですか。</p> <p>次に、Go To Eat キャンペーンについて経済産業部、報告をお願いします。</p>
天野経済産業部長	<p>経済産業部です。資料の8を御覧ください。Go To Eat キャンペーン食事券への対応という資料でございます。本県での新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえまして、県の商工会議所連合会、県の商工会連合会等が農林水産省から事業委託を受託しております「Go To Eat キャンペーン」につきまして、コンビニエンスストアや郵便局等での食事券の販売を12月1日から一時停止しております。なお既に発行済みの食事券は引き続き利用可能でございます。これは、来店促進効果のあるGo To Eatの食事券の総量を抑制するため、新規発行を一時停止したものでございます。感染状況が落ちついた段階で、販売を再開する予定でございます。既に購入された食事券の利用期限は令和3年3月31日までとなっております。利用期限には余裕がありますので、急いで利用する必要はありません。感染リスクの小さい同居の方々と、少人数で御利用くださいと呼びかけているところでございます。</p> <p>経済産業部といたしましては、今回の感染拡大により、影響を受けております飲食店等に対しまして、引き続き資金繰り対策、雇用対策に全力を挙げて取り組んで参ります。以上であります。</p>
金嶋危機管理監	<p>ただいまの報告について質問等がありますでしょうか。よろしいですか。</p>

理監	それでは次に、今後の取組について危機管理部から、報告をお願いします。
酒井危機対策課長	<p>今後の取組について説明します。資料9を御覧ください。飲食店等の営業に関しては、県内及び地域間の感染動向や、医療提供体制の逼迫を踏まえると、具体的な地域や業種に絞った措置について、あらかじめ検討しておく時期に来ている。</p> <p>今後の感染拡大の状況によっては、医療専門家、関係市町の意見を聞きながら、特定地域、特定業種に絞った営業時間の短縮要請など、必要な追加的措置を実施することも選択肢とする、以上であります。</p>
金嶋危機管理監	ただいまの今後の取組方針について御意見、御質問等ありませんでしょうか。はい。
本部長	重要な、この感染防止対策の徹底方法だと思います。これまでの知見を踏まえ、特定の地域、特定の業種を絞っていくということに対応した形での対策ということで、極めて重要な取組だと受け止めております。
難波副知事	<p>この対策は、事業者への対策ですけれども、後で出てきますけれども、その利用する方、お客さんへの呼びかけが必要なので、ここでは書かなくてもいいですけれども、しっかり考える必要がある、ということがまずひとつ。</p> <p>それから、感染防止対策が不十分な歌唱や接待を伴う飲食店への、訪問自粛を県民に呼びかけるということですが、それだけではなくてですね、感染防止対策が十分やられているとしても、場合によっては店の中で他のお客がマスクを取って歌唱して危ない、ということがありますから。そういう人や店に対しても個人の判断で行かないという呼びかけが必要だと思いますので、それを後で追加していただきたいなと思います。以上です。</p>
危機管理監	<p>はい、今の御意見をを入れて修文したいと考えております。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは次に、誹謗中傷の根絶について、くらし・環境部からお願いします。</p>
市川くらし・環境部長	<p>はい、くらし・環境部です。資料10をお開き願います。誹謗中傷対策につきましては、8月に取りまとめた静岡県新型コロナウイルスに係る「STOP!誹謗中傷」アクションに基づきまして、教育委員会を含めた関係部局が連携して、被害防止のための啓発と被害者の救済に取り組んでおります。心理学やネット等の専門家の御意見も伺い、コロナ禍での心理やネットの特性などから、誹謗中傷が起こる要因を分析し、対応策をまとめ、取り組みに活用しております。具体的には、一枚めくっていただきまして、まず右下、被害の未然防止、拡大防止においては、ストップ誹謗中傷デザインというものを提出します。上にいっていただいて、人権週間期間中の広報でございます。左下は小中学生向けの啓発動画の作成などにより、広報啓発を行っております。また、被害者の救済に向けましては、現在相談窓口の対応力強化のために、左上、手引き書を作成し、県と市町等の相談機関で共有しております。今後の感染拡大に伴い、誹謗中傷が改めて問題となってきておりますが、引き続き誹謗中傷の根絶に向けて、全力で取り組んで参ります。</p>
金嶋危機管理監	<p>今の報告に、質問等がありますでしょうか。</p> <p>それでは次に、適切な教育機会の確保について、教育委員会から報告をお願いします。</p>
長澤教育部長	<p>はい、資料11を御覧ください。教育委員会では、本県の警戒レベルの行動制限を踏まえまして、授業等の具体的な学校運営は、文部科学省のガイドラインの行動基準に沿った対応を実施してきております。学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減させながら、学校教育活動を継続していくこととしております。1を御覧ください。資料に記載のとおり、各学校におきましては、会話時のマスクの着用、こまめな手洗いなど、基本的な感染予防対策の徹底と、感染状況に応じて時差通学を実施しております。保護者に対しましても新しい生活様式の徹底など、感染予防対策を呼びかけているところであります。</p> <p>また、2に記載のとおり、授業等は冒頭申し上げたとおり、本県の警戒レベルを踏まえた上で、文科省のガイドラインに沿った対応を行うことといたしておりますけれども、学校外での活</p>

	動となります、修学旅行や部活動の大会等につきましては、表の通り、警戒レベルに応じて必要な制限を行うこととしております。以上であります。
金嶋危機管理監	ただ今の報告について、質問等はございませんでしょうか。 それでは次に、篠原知事戦略監から報告事項、よろしくお願いします。
篠原知事戦略監	資料はありませんが、本日、三重県の県議会が新型コロナウイルスのため、延会となっております。報道によりますと、部長級の職員も含む複数の職員の感染が確認され、他の部長も感染している可能性が高いということで、議会で一緒に出ております知事、副知事、各部長が全て濃厚接触者になる可能性が高いということで、議会が停止したという事態になっております。改めて我々もしっかり感染防止について、自覚していただきたいというふうに思います。さらに、知事部局の最近の職員の動向ですが、今週になって知事部局、出先の職員ですが2名、感染が確認されております。これまで濃厚接触者等でPCR検査を受けた職員が52名おります。そのうち2名が陽性ですが、あとは陰性ではあります、特にこの11月の中旬からですね、検査の対象になっている職員が増えております。さらにこの職員の近くで勤務する幹部職員も御家族の方が感染したということで、濃厚接触者としてPCR検査を受けて陰性だったわけですが、そういう危機的状況が少しずつ我々にも迫っておりますので、職員を含め、感染防止対策についてしっかり再度自覚してですね、徹底していただきたいと思います。以上です。
金嶋危機管理監	ただいまの報告について御質問、御意見等がありますでしょうか。それでは次に、議事(4)今後の対応方針案を議題とします。事務局から説明をお願いします。
山田危機政策課長	資料12の2ページをお開きください。県内での感染拡大を踏まえた今後の対応方針案。令和2年12月4日静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部。 本県では、クラスターの頻発や多数の感染者発生により、病床利用率が急上昇し、この状況が続けば、医療提供体制が危機的状況に陥る可能性が高いため、12月20日までの集中対策期間における徹底した感染拡大防止対策は急務である。 12月2日開催の、県新型コロナウイルス感染症医療専門家会議において、医療提供体制の確保のための具体的な対策が県に提言された。県では、この提言を踏まえ、感染拡大防止と医療提供体制の確保のため、以下の対応方針により全力を挙げて必要な対策を実施する。 1医療提供体制の確保対策。 ①感染患者受入医療機関の拡大及び入院病床の確保。 ②宿泊療養施設や自宅での療養者の対象拡大。現在入院中の方で、宿泊療養施設での療養が可能と医師が判断した場合の積極的な移動、宿泊療養施設への移送体制の拡充。 ③感染性が無くなった患者の受入れを、後方病院や福祉施設へ要請。 ④院内感染が発生した病院の診療機能を代替する支援体制の構築。 ⑤福祉施設で感染が発生した場合の応援体制の強化。なお、④、⑤については、迅速な対応も含むものといたします。 ⑥感染患者受入医療機関への人的支援。⑦感染患者受入医療機関の機能分担。⑧自宅療養者の健康観察の外部委託化、自宅療養者の増加に対応。⑨医療機関への入院が困難な場合の福祉施設内療養の体制整備。⑩自宅療養者の症状が悪化した場合の診療体制の確保。 2感染拡大防止対策、(1)クラスターの抑制。 ①飲食店における感染防止対策の徹底、飲食店における感染防止対策を臨店により指導。 ②クラスターの発生している市町における集中検査の実施。クラスターが発生している業種、地域を定めて抗原定量検査等により、集中的な検査の実施。 ③歌唱や接待を伴う飲食店への県民の訪問自粛の要請。12月20日までの集中対策期間において、感染防止対策が不十分な、歌唱や接待を伴う飲食店への訪問自粛を県民に呼び掛け、先ほどの御指摘の内容をこちらに書き加えさせていただきます。

	<p>④業種別ガイドラインによる感染防止対策の再度徹底。</p> <p>⑤寒冷期における換気や湿度の管理など感染しにくい環境の確保。</p> <p>⑥顧客にマスク非着用での歌唱や会話はできないことを徹底するための張り紙や、声掛けの実施。</p> <p>⑦接触確認アプリ、COCOAの活用。顧客への利用の働き掛け。</p> <p>(2)店舗や事業所での感染拡大防止。業種別の感染防止対策ガイドラインの再確認。</p> <p>②飲食店における1テーブル4人以下の対策の徹底。</p> <p>③寒冷期においても換気や湿度の管理など、感染しにくい環境の確保。</p> <p>④年末年始の休暇の分散など、密を避ける行動の実施。</p> <p>(3)県民の感染防止対策の徹底。</p> <p>①外出時や会話時のマスクの着用。こまめな手洗いの徹底。人と人との距離の確保。適切な換気の実施を徹底。</p> <p>②感染リスクの高まる五つの場面の回避。</p> <p>③マスク着用を含む、感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫を周知。</p> <p>④クラスターが頻発している地域における、感染リスクに不安がある場所への外出の自粛。</p> <p>3感染リスクの低い日常生活の継続。</p> <p>仕事、教育、通院など、感染リスクが低い日常生活については、感染防止対策を徹底した上で、平常時の行動へ継続可。</p> <p>4誹謗中傷等の根絶に向けた呼び掛け。</p> <p>新型コロナウイルスに感染された方やその治療に懸命に対応されている医療従事者の方々への心ない誹謗中傷や、差別的対応の根絶に向けた啓発の実施。</p> <p>5今後のさらなる感染拡大の場合の対策の実施。</p> <p>感染防止対策の臨店指導や、集中的な検査の実施、特定地域、業種に絞った営業時間の短縮要請等について、関係市町と内容の検討や調整の開始。感染拡大が継続した場合の追加的措置の実施。以上であります。</p>
金 嶋 危 機 管 理 監	<p>ただいまの対応方針案について質問、御意見等ありますか。</p> <p>はい、お願いします。</p>
本部長	<p>冒頭、倉井先生から感染状況のステージⅢに相当であるという意見があつて。先ほど、難波副知事から感染が多い、クラスターの起こっている飲食店、これが集中している所がいくつかあると。それが、伊東市、富士市、そして静岡市だと。こうしたところへの具体的なものが書き込まれているということですね。ただ、ここには書き込まれてはいませんが、最後に篠原戦略監が言われた、我々、もし、誰かが今なると、議会が停止されるという重大な事態に立ち当たるので、改めて我々、心したいと存じます。以上です。</p>
金 嶋 危 機 管 理 監	<p>他に質問、御意見等ありますでしょうか。</p> <p>それでは本部長。ただいまの知事及び副知事からの指示事項を踏まえた上で修文を行い、この対応方針案によって決定してよろしいでしょうか。</p>
本部長	<p>はい、了解しました。よろしくお願いします。</p>
金 嶋 危 機 管 理 監	<p>それでは最後に、本部長から指示事項をお願いいたします。</p>
本部長	<p>倉井華子先生、どうもありがとうございました。今週、静岡県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議及び静岡県新型コロナウイルス感染症医療専門家会議が開催されまして、クラスターの頻発等により感染者の急増が医療提供体制の逼迫に直結している現状を踏まえ、国の感染警戒区分ステージⅢに相当し、早急に医療提供体制の確保のための対策を行うべきであると提言を賜りました。本県の、医療提供体制の逼迫度合いは、まさに御提言の通り危機的状況にあります。12月2日現在の病床利用率が56パーセントですが、この傾向が続きますと、病床数の増加に続けば、仮に病床数の増加に努め、目標の450床を確保したとしても、来</p>

	<p>年1月2日には病床利用率が100パーセントとなるという試算が先ほど紹介されました。入院等の状況におきまして、自宅待機者、療養者数は、全療養者数453人に対し255人と50パーセント以上であり、病床外での療養者数と割合が、急増しています。</p> <p>医療資源が足りない点は、御承知のとおりです。この状況が続きますと、すぐ先は、軽症者と無症状者は宿泊療養施設に入り、医師の管理下において療養する。すなわち、宿泊療養施設が軽症者等の病院的機能を果たす事が必要になってまいります。</p> <p>また、高齢者福祉施設におきましても、感染者の治療を医師が施設に出向く形で行い、施設自体が病床であると、施設自体を病床として機能させる必要も出てまいります。今後さらに病床が逼迫いたしますと、医療提供体制の確保のために、県民の皆様や事業者の皆様に対する行動制限も含む、あらゆる対応が必要となってまいります。</p> <p>県職員は、まずこの期間をしっかりと共通認識としてください。現場では医療従事者や保健所の職員等が、日々懸命に御尽力を頂いております。それを支えるために、県のバックアップ、各部局の職員の皆様にもお願いがございます。</p> <p>軽症者、無症状者を病院から宿泊療養施設へ搬送する業務が急増しております。現在、先ほどございましたように、各地域局と危機管理部の職員が中心となって応援体制を組んで実施していますが、年末年始の休暇期間も見据えますと、さらに体制を強化していくことが必要です。是非とも、各部局からも積極的な御協力をお願いいたします。本県の警戒レベルは、次のレベル5、特別警戒に移行するぎりぎりの状況です。本県の感染症対策で最も重視すべきは、医療提供体制の確保であり、また、それを通して県民の命を守ることです。</p> <p>本日決定した今後の対応方針に基づき、感染拡大防止と医療提供体制の確保に全庁一丸となって取り組んでまいりましょう。また、飲食店の営業に対する要請など、今後実施が必要となると予想される措置につきましては、市町との調整が必要であることから、直ちに市町との調整を開始してください。</p> <p>また、新型コロナウイルスに関連した誹謗中傷、差別的対応は決して許されるものではありません。特に、日夜献身的に医療提供に取り組む医療従事者への心ない行動が根絶されるように、県職員一人ひとりが広報担当者であるという意識を持って、啓発に心掛けてくださるよう、お願いを申し上げます。以上であります。</p>
金 嶋 危 機 管 理 監	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、以上で会議を終了いたします。</p>

県内での感染拡大を踏まえた今後の対応方針の骨子

令和2年12月4日
静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部

1 医療提供体制の確保対策

- ①入院病床の拡充（360床→450床）
- ②宿泊者療養施設や自宅での療養者の対象拡大
- ③感染性が消失した患者の転院受入れの促進
- ④感染者が発生した病院や福祉施設の応援体制の強化
- ⑤感染者受入医療機関の人的支援や機能分担の促進 など

2 感染拡大防止対策

（1）クラスターの抑制

- ①飲食店の感染防止対策徹底のための臨店指導の実施
- ②クラスターが発生した市町における集中検査の実施
- ③感染防止対策が不十分な「歌唱や接待を伴う飲食店」等への
県民の訪問自粛の要請 など

（2）店舗や事業所での感染拡大防止

- 感染防止対策ガイドラインの徹底や換気、湿度の管理など感染しにくい環境
の確保 など

（3）県民の感染防止対策の徹底

- ①「新しい生活様式」の徹底や換気、湿度の管理など感染しにくい環境の確保
- ②クラスターが頻発している地域における感染リスクに不安がある場所への
外出の自粛 など

3 仕事、教育、通院など感染リスクが低い日常生活の継続

4 感染者、医療従事者等への誹謗中傷の根絶に向けた呼び掛け

5 今後の感染状況を踏まえた追加的措置の実施

- 特定の地域・業種に絞った営業時間の短縮要請など、必要な措置について、
関係市町等との内容の検討や調整の開始
- 感染拡大が継続した場合の追加的措置の実施

県内での感染拡大を踏まえた今後の対応方針

令和2年12月4日

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部

本県では、クラスターの頻発や多数の感染者発生により、病床利用率が急上昇し、この状況が続けば、医療提供体制が危機的状況に陥る可能性が高いため、12月20日までの「集中対策期間」における徹底した感染拡大防止対策が急務である。

12月2日開催の県新型コロナウイルス感染症医療専門家会議において、医療提供体制の確保のための具体的な対策が県に提言された。県では、この提言を踏まえ、感染拡大防止と医療提供体制の確保のため、以下の対応方針により、全力を挙げて、必要な対策を実施する。

1 医療提供体制の確保対策

- ①感染患者受入医療機関の拡大及び入院病床の確保（360床→450床）
- ②宿泊者療養施設や自宅での療養者の対象拡大
 - ・現在入院中の方で、宿泊療養施設での療養が可能と医師が判断した場合の積極的な移動
 - ・宿泊療養施設への移送体制（県職員等が実施）の拡充
- ③感染性がなくなった患者の受入れを後方病院や福祉施設へ要請
- ④院内感染が発生した病院の診療機能を代替する支援体制の構築
- ⑤福祉施設で感染が発生した場合の応援体制の強化
- ⑥感染患者受入医療機関への人的支援
- ⑦感染者が発生した医療機関や福祉施設への迅速な対応
- ⑧感染患者受入医療機関の機能分担
- ⑨自宅療養者の健康観察を外部委託化し、自宅療養者の増加に対応
- ⑩医療機関への入院が困難な場合の福祉施設内療養の体制整備
- ⑪自宅療養者の症状が悪化した場合の診療体制の確保

2 感染拡大防止対策

（1）クラスターの抑制

- ①飲食店における感染防止対策の徹底
 - ・飲食店に感染防止対策を臨店指導（クラスター発生市町の繁華街等から順次実施）
- ②クラスターが発生している市町における集中検査の実施
 - ・クラスターが発生している業種、地域を定めて抗原定量検査等による集中的な検査の実施
- ③歌唱や接待を伴う飲食店への県民の訪問自粛の要請

- ・集中対策期間（～12/20）において、「感染防止対策が不十分な歌唱や接待を伴う飲食店」あるいは「店側が対策をしても、他のお客様が感染防止対策の不十分なまままで行動する可能性のある飲食店」への訪問自粛を県民に呼び掛け

④業種別ガイドラインによる感染防止対策の再度徹底

⑤寒冷期においても換気や湿度の管理など感染しにくい環境の確保

⑥顧客にマスク非着用での歌唱や会話はできないことを徹底するための貼り紙や声掛けの実施

⑦接触確認アプリCOCOAの活用、顧客への利用の働き掛け

(2) 店舗や事業所での感染拡大防止

①業種別の感染防止対策ガイドラインの再確認

②飲食店における1テーブル4人以下の対策の徹底

③寒冷期においても換気や湿度の管理など感染しにくい環境の確保

④年末年始の休暇の分散など密を避ける行動の実施

(3) 県民の感染防止対策の徹底

①「外出時や会話時のマスクの着用」、「こまめな手洗いの徹底」、「人と人との距離の確保」、「適切な換気の実施」を徹底

②感染リスクが高まる「5つの場面」の回避

③マスク着用を含む「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を周知

④クラスターが頻発している地域における感染リスクに不安がある場所への外出の自粛

3 感染リスクが低い日常生活の継続

- 仕事、教育、通院など、感染リスクが低い日常生活については、感染防止対策を徹底した上で、平常時の行動へ継続可

4 誹謗中傷等の根絶に向けた呼び掛け

- 新型コロナウイルスに感染された方やその治療に懸命に対応されている医療従事者の方々への心無い誹謗中傷や差別的対応の根絶に向けた啓発の実施

5 今後の更なる感染拡大の場合の対策の実施

- 感染防止対策の臨店指導や集中的な検査の実施、特定の地域・業種に絞った営業時間の短縮要請等について、関係市町等との内容の検討や調整の開始
- 感染拡大が継続した場合の追加的措置の実施

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部 第16回本部員会議

日時 令和3年1月14日(木)午後2時00分～午後2時50分

場所 別館9階特別第1会議室

黒田 危機管理 部参事	<p>これより静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部第16回本部員会議を始めます。本日は、静岡県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の座長で、静岡がんセンター感染症内科部長の倉井華子様にも御出席をいただいております。</p> <p>それでは、進行を危機管理監にお願いします。</p>
金嶋 危機管理 監	<p>政府は1月7日に首都圏の1都3県に対し、昨日は大阪府、京都府、兵庫県、愛知県、岐阜県、栃木県、福岡県の7府県に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を発出するとともに、国の基本的対処方針を変更いたしました。本日の会議は、これを受け、県内の感染状況等を踏まえ、本県の実施方針を決定するために開催するものであります。それでは議事に入ります。議事(1)現状認識、新型コロナウイルス感染症の県内の感染状況及び医療提供体制の逼迫状況について、健康福祉部から報告をお願いします。</p>
山梨 健康福祉 部理事	<p>それでは健康福祉部から御報告をいたします。お手元の資料1と、それから資料1-2を並べて御覧いただければと思います。資料1-2の右下にページが振ってございますので、そのページに従って御説明をまいります。</p> <p>まず2ページです。感染者累計になっています。1月11日現在の感染者総数は3,424人、新規感染者数は1月7日に初めて100人を超えまして、その後も90人程度で高止まりをしています。感染者累計数につきましては、緑色の折れ線グラフで示しておりますが、年末年始から急激に上昇しているというところがわかると思います。</p> <p>3ページにまいります。人口10万人当たりの1週間の新規感染者数でございます。現在は15.6人となっています。1月の9日の日に、国のステージⅢ相当、基準であります15人を超えまして、その後も引き続き15人を超えているという状況でございます。</p> <p>4ページでございます。PCR検査等の状況でございますが、検査件数につきましても、陽性件数と同様に年末年始から急増し、1日当たりの件数が2,000件に迫る勢いとなっています。直近の陽性率は6.8パーセントであります。</p> <p>次に5ページでございます。5ページ以降は地域別の感染者の発生状況になっています。まず、東部地域でございますが、人口10万人当たり22.1人となっておりまして、国のステージⅣの水準に近づいている状況です。</p> <p>6ページは中部地域です。中部地域では人口10万人当たり17.7人で、これはステージⅢの水準でございます。</p> <p>めくっていただきまして7ページですが、西部地域でございます。西部地域では人口10万人当たり7.8人でありまして、県内では最も落ち着いています。11月の初旬にかなり多くの感染者が出たのですが、その後は落ち着いた状況でございます。</p> <p>8ページは入院等の状況であります。1月10日現在の入院等の総数が806人ありまして、うち入院患者が177人、宿泊療養施設の入所者が121人、自宅待機者及び自宅療養者が508人となっています。現在の受入可能病床は399床になりますので、それに対しまして、177人が入院をしていて、占有率は44.4パーセントとなっています。クラスターが発生しました11月の以降に入院者数と占有率が急増し、その後も入院者数が180人前後で推移をしていまして、私ども県では確保病床数を増やす努力を続けているところであります。</p> <p>次に9ページです。重症者数と死亡者数になります。重症者は現時点では8人、死亡者数は累計で53人ですが、昨日2人、お亡くなりになった方が出ましたので、55人となります。</p> <p>それから10ページ以降については、地域別の入院状況であります。10ページはまず東部地域の入院状況です。入院患者数が80人前後で推移をしていまして、病床占有率は72.7パ</p>

	<p>一セントとなっています。このままの状況が続くようであれば、満床になる恐れがあると考えております。東部地域の病床の逼迫は11月末から継続をしております、大変深刻な状況だととらえています。11ページは中部地域の状況で、入院者数は50人前後、病床占有率は38.8パーセントとなっています。それから最後12ページは西部地域の状況で、入院者数が50人前後、病床占有率は29パーセントになります。説明は以上でございます。</p>
金 嶋 危 機 管 理 監	<p>ただいまの報告について、質問等はありませんでしょうか。</p> <p>それでは続きまして、本県の年末年始の感染経路の分析について、健康福祉部から報告をお願いします。</p>
山 梨 健 康 福 祉 部 理 事	<p>年末年始の感染経路の分析につきまして御説明をいたします。資料の2を御覧ください。年末年始に発生した県内の感染者1,073人でございますけれども、それを対象に分析をいたしました。</p> <p>まず2の感染経路の区分を御覧いただきますと、感染経路不明者が30パーセントということでも多くなっていますけれども、逆に申しますと、感染経路のうちの70パーセントについては、感染経路を追えているわけですから、この間においては市中感染は発生してなかったのではないかと考えられます。</p> <p>クラスターの感染者が24パーセント、詳細が記載されていないのが21パーセント、家族内感染13パーセント、県外由来が8パーセントとなっています。</p> <p>次、3のクラスターの種類の内訳でございます。表を御覧いただきますとおり、78パーセントと最も多くが病院でございます。次いで福祉施設13パーセント、飲食店となっています。</p> <p>それから4の感染経路判明者の状況ですが、感染経路が明確な528人のうち、病院のクラスターが38パーセントで最も多くなっていて、次の福祉施設クラスターの7パーセントと合わせると45パーセントになりますので、やはり病院と施設のクラスターが約半分を占めているということがわかります。病院や施設の感染を小規模に抑え込む対策が重要なのだらうと考えております。</p> <p>それから、これは新しい傾向ですけれども、家族からの感染が27パーセントになりまして、知人・友人の5パーセント、飲食店関係の4パーセント、職場の3パーセントと合わせて39パーセント、4割となって、家族、知人・友人、職場同僚といった近しい環境で発生している感染が多いということでございます。どのような接触場面であったかということまでは具体的にはわからないですけれども、恐らく食事の場等でマスクを外したことが多いのだらうと考えています。</p> <p>また県外の由来が16パーセントを占めています。今後も県境を跨いだ移動者からの感染に注意をする必要があると考えています。年末年始の帰省者ほどではないですけれども、これから受験がございますので、感染拡大地域へ往来する受験生からの感性にも注意をする必要があると考えています。</p> <p>次のページは、一日の新規感染者数の推移でございます。年明けの1月6日から急増しております、6日には80人を超えております。10日には過去最高の127人となっておりまして、1月6日以降ということを考えますと、その2週間前の12月23日以降の年末年始の帰省に伴って、家族内の感染や友人間での感染、それが年が明けてから職場とか施設学校等に持ち込まれて、2次感染、3次感染を引き起こしたことが急増の原因でないかと考えています。</p> <p>また感染につきましては、飲食や休憩の場におけるマスク無しの会話から広がっている場合が多いということも私どもの調査でわかっています。</p> <p>最後に感染者行動の推測の6番でございます。このように、感染の直接の原因となった濃厚接触の場から見ると、病院や施設、家庭内が72パーセントを占めております。ここで多数を占めています施設とか家庭内に最初にウイルスを持ち込んだ方が、どこでどういふふうに関係して感染したのかということは明確ではないのですが、その次の感染の機会では、飲食の場でマスクを外した状態で会話によるものが多いと推測をしています。</p> <p>しかしながら、前回の富士市、伊東市のように、飲食店クラスターが発生してそこから感染</p>

	<p>が拡大していたという例と比較をしますと、今回は県内の飲食店が感染の場である割合が高いとは言えないと考えます。むしろ、県外での飲食の場で感染し、また県内の職場や集団生活行動の場、日常の飲食の場での感染が多いのではないかと考えています。</p> <p>したがって、飲食店だけに対策をとるのではなくて、家庭や職場等の食事や休憩などの飲食の場全般における感染を極力防ぐ対策強化が必要だと考えられます。私からは以上です。</p>
金嶋危機管理監	<p>ただいまの分析の報告について質問等ありますでしょうか。</p> <p>それでは続きまして、議事(2)静岡県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議から静岡県への提言について、倉井先生からお願いいたします。</p>
倉井先生	<p>よろしくお願ひいたします。私からは2点あります。</p> <p>1つは、東部を中心に医療の状況は非常に逼迫しているというメッセージです。県内でも陽性者が急増しており、医療は非常に逼迫している状況です。特に県の東部では、自宅療養中に悪化した際に、すぐに病院受診ができない状況が既に始まりつつあります。これ以上新型コロナウイルス感染症の患者数が増加すれば、重症者が入院できない状況が始まり、医療者が命の選択をしなければいけない状況も起こりえます。そして死亡者も増加していくでしょう。県にはステージⅣの指標が1つでも満たされた場合は、速やかに政府に対する緊急事態宣言発出の要請について、検討いただきますようお願いいたします。</p> <p>2つ目は、こちらは県民の皆様に対するお願いです。感染者を減らすために、人の移動と会食を避ける。こちらをお願いしたいと思います。先ほどありましたように、マスクなしでの流行地域での会食、または流行地域からの訪問者との会食が最近の感染拡大の主な原因となっています。人の移動と会食を避けていただくことを県民に強くお願いしたいと思います。</p> <p>また職場でも、マスクなしで換気の悪い休憩室での食事や会話を避けることが、感染拡大防止に非常に重要ですので、ぜひお願いいたします。以上です。</p>
金嶋危機管理監	<p>ありがとうございます。ただいまの専門家会議からの御提言につきまして、御意見等がございますでしょうか。</p> <p>それでは次に、ただいまの提言を踏まえ、議事(3)医療提供体制確保に向けた取組について健康福祉部からお願いします。</p>
藤原健康福祉部長	<p>報告いたします。資料につきましては、資料4でございます。医療提供体制確保に向けた取組についてでございます。</p> <p>1番、感染予防対策の徹底に向けた取組でございますように、家庭内感染が増加しております。家庭内にウイルスを持ち込まない、あるいは持ち込ませないよう家庭内感染防止対応マニュアルを作成し、メディアを活用して周知し、徹底してまいります。</p> <p>それから(2)飲食を伴う店舗等につきましては、従業員、それから利用者の方に入店時に「COCOA」入力確認を強く要請してまいります。</p> <p>それから(3)感染予防のために、間もなく接種が開始されるワクチンをより多くの県民の皆さんに接種していただくため、市町と連携して接種体制を整えるとともに、皆様にワクチンの正しい情報を広報してまいります。</p> <p>次に2番です。ステージⅣを見据えた医療提供体制を加速いたします。</p> <p>(1)にありますように、まず限られた病床の有効活用を徹底するため、無症状となった段階での早期の転院の取組や、民間病院を中心に軽症又は無症状の方の受入れ病院を確保いたします。また、トリアージを徹底し、病床の効率性を高め、リスクの低い感染者の施設及び自宅での療養を推進いたします。</p> <p>次に(2)でございます。逼迫している東部地域の病床確保につきましては、民間病院を中心に、まだ感染者の受入れを行っていない病院に対しましては、静岡県病院協会と一体となって受入れの要請をしてまいります。あわせて感染者を受入れている病院の機能を重点化するため、周辺病院への感染者以外の患者の転院を促進してまいります。</p>

	<p>次のページにまいります。(3)でございます。重症病床の確保につきましては、昨年末に創設いたしました重症患者受入事業を活用しまして、受入可能病床を確保してまいります。</p> <p>(4)負担が大きい看護師さんの確保のため、静岡県看護協会や病院協会と協力しまして、感染者受入病院への応援要員を各病院に依頼してまいります。また、医療従事者に対する誹謗中傷や差別的対応の撲滅に取り組み、離職の防止に努めてまいります。</p> <p>次に3番です。第3に医療機関及び福祉施設におけるクラスターに対する対策です。医療機関、福祉施設につきましては、これまで発生したクラスターの知見を活かし、医療機関や福祉施設内での発生予防対策事例集を作成し、提供してまいります。また、福祉施設で発生した場合には、拡大防止を図るため、関係団体やDMAT・FICT、ふじのくに感染症専門医共同チーム、その協力の下、発生施設での職員不足等に対応してケアを継続するためのクラスター福祉施設支援チームを設置し、派遣してまいります。</p> <p>第4、自宅療養者への対応としましては、自宅療養者に対する健康観察を県が看護協会に委託し実施いたします。観察に当たっては、体調急変に備え、パルスオキシメーターを貸し出し、健康急変に備えます。さらに感染者に御協力いただいて、スマホアプリ等の利用も進めて参ります。</p> <p>また、宿泊療養施設で療養していらっしゃる方につきましては、看護師の増員を図り、観察体制を強化することといたします。</p> <p>これらに迅速に取り掛かり医療提供体制の確保に取り組んでまいります。以上です。</p>
金 嶋 危 機 管 理 監	<p>ただいまの報告に質問等ありますでしょうか。はい、お願いします。</p>
本部長	<p>東部地域の病院が逼迫しているということでありまして、これに関連しまして、東部地域の民間病院を中心に受け入れていただけるように、県病院協会と一体となって要請するという点で、この点はよろしく願いいたします。</p> <p>もう1点、院内感染並びにこの福祉施設での感染も目立っておりますので、この福祉施設に対しましてクラスター福祉施設支援チームを設置し、派遣するという点なので、この点の実施と同時にPRもしっかりしていただいて、福祉施設にこの点を知っていただくよう特に重点的にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。</p>
藤原健康福祉部長	<p>わかりました。</p>
金 嶋 危 機 管 理 監	<p>その他、質問等ありますか。それでは次に議事(4)政府の基本的対処方針の変更内容と緊急事態宣言が発出された都府県と本県、及び近隣県の感染ステージの評価状況について、私から概要を説明いたします。お手元の資料5を御覧ください。政府の基本的対処方針の変更内容でございます。今回の政府の変更は、新型コロナウイルス感染症に対する医学的な知見や国内の感染状況等を踏まえ、変更されたものでございます。大きな変更点としては、(1)にあります、緊急事態宣言に基づく特定都道府県、要は、緊急事態宣言が発出された都道府県の取組です。対象地域は皆様御承知のとおり、ここに書いてある11都府県、期間は2月7日まで。主な措置といたしましては、住民に不要不急の外出・移動の自粛を要請します。特に20時以降の不要不急の外出自粛を徹底。自粛の対象外となる外出につきましては、米印に書いてございますが、通院、食料品等の買出し等、日常生活や健康の維持に必要なものは、対象外となっております。それから2つ目の主な対策は、飲食店に20時までの営業時間短縮を要請するという点です。緊急事態宣言が発出された都府県におきましては、要請に応じない飲食店は店名を公表。それから、営業時間短縮を指示できるという、政令改正によってこのように改正されました。また、対象都府県が飲食店に支払う協力金を1日4万円から6万円に増額しております。</p> <p>3つ目の措置としては、飲食店以外の他の特措法施行令第11条に規定する施設について、これについては20時までの営業時間短縮の働きかけとなっております。</p>

	<p>それから4つ目、テレワークや、ローテーション勤務等の推進により、出勤者数7割程度を削減すること。それから、イベントの人数の上限を 5,000 人かつ収容率 50 パーセント以下に厳格化する。それから、学校設置者や大学等に前回のよう一律の臨時休業は求めず、感染防止対策の徹底を要請しております。ただし、感染リスクの高い部活動は制限。また、入試については予定どおり実施。それから、保育所や放課後児童クラブ等は原則開所するよう要請しております。緊急事態宣言の解除基準につきましては、政府の分科会が定めている「感染状況ステージⅢ(感染急増)」相当を視野に、総合的に判断するとされております。</p> <p>(2)は、本県を含むその他都道府県の取組についてであります。</p> <p>①持続的な感染防止対策の徹底をすること。②感染状況の継続的な監視、変化があった場合は住民への情報提供及び警戒を呼びかけること。③国の分科会の提言に基づき、各ステージで講ずべき施策の速やかな実施及び政府と迅速な情報共有すること。このような内容になってございます。</p> <p>それでは次に、資料6を御覧ください。緊急事態宣言が発出された都府県と本県・近隣県の感染ステージの評価状況でございます。まず、政府の分科会が各地域の感染状況の評価し、必要な対策を実施するための目安として、政府の分科会が6つの指標、7つの項目を定めております。これに基づき評価してございます。</p> <p>まず下の表を御覧ください。出典は、この下の表の右端を外した残りの部分でございますが、これは厚生労働省のホームページに掲載され、取りまとめで公表している資料でございます。黄色い部分がステージⅢ、赤い部分がステージⅣでございます。</p> <p>それぞれの項目については、医療提供体制として、全入院者及び重症患者の項目、それから10万人当たりの療養者数、PCR陽性率、人口10万人当たりの直近の陽性者数、直近1週間の前の週との増減の比較、それから感染経路不明の割合、この6指標7項目で評価してございます。</p> <p>最初に、緊急事態宣言が発出された都府県11団体を下に書いてございます。栃木県から福岡県まで書いてございますが、この赤い部分がステージⅣに該当するもの、黄色い部分がステージⅢに該当するものでございまして、該当項目数の合計のところを見ていただきますと、いずれもステージⅢ及びステージⅣに該当している項目が7項目中5から7項目該当してございます。</p> <p>一方、その下の表は、本県及び近隣県である長野県及び山梨県の状況でございます。ただ先ほども申しましたように、厚生労働省の取りまとめが約1週間から10日遅れますので、現時点は1週間程度前のデータでございますが、本県は7項目のうち、黄色が2つ。医療提供体制、それから直近1週間の増減がステージⅢ相当、黄色になっております。長野県、山梨県も同じような状況になっております。</p> <p>ただ、先ほど申し上げたように時点のずれがありますので、一番右側を見てください。特に重要視されている、直近1週間の陽性者数。1月13日時点の比較を拾ってまいりました。緊急事態宣言が発出されている都府県におきましては、ステージⅣの基準である25人を大幅に上回っております。本県は近日、感染者は大幅に増加しておりますが、現時点では10万人当たりの陽性者数が16.49人。長野県が20.20人。山梨県が15.04人と、ステージⅢの15人を超えた状況になってございます。私からの報告は以上であります。</p> <p>次にこれを受けまして、議事(5)静岡県実施方針案及び県内の感染状況を踏まえた今後の対応方針案を議題とします。この案につきましては、先ほど説明いたしました政府の基本的対処方針と本県の感染状況を踏まえ、作成したものです。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局(山田危機政策課長)	資料7-1を御覧ください。静岡県実施方針案、令和3年1月14日、静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部。1月7日、政府対策本部において、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が変更され、感染拡大防止と社会経済活動の維持との両立を持続的に可能と

するため、都道府県は政府の感染警戒区分のステージに応じた、「講ずべき施策」等を踏まえ、地域の実情に応じて迅速かつ適切に、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく措置等を講じることとされた。

年末年始を挟んだ感染防止対策の強化にもかかわらず、本県に隣接する首都圏や中京圏で感染拡大が進行し、両地域との交流が活発な本県への影響が顕在化しており、今後さらに深刻化する恐れがある。静岡県は、政府の基本的対処方針を踏まえ、感染拡大防止と社会経済活動の維持との両立を持続的に可能とするため、静岡県実施方針に基づき、適切な対策を実施する。さらに感染状況を注視し、その時々状況に応じて、緊急事態宣言の発出の要請も含め、柔軟かつ迅速に感染拡大防止対策を変更し実施する。

1対象とする期間、令和3年1月14日木曜日からとする。

2対象とする区域、静岡県全域。

3実施する内容。

(1)感染状況の継続的監視と情報発信。

「ふじのくにシステム」により、感染の状況等を継続的に監視評価し、警戒レベルを適宜更新するなど、感染状況と行動制限についての適切な情報提供を行い、県民が感染防止の適切な行動がとれるよう努める。状況の変化が認められる場合は、警戒レベルを直ちに変更し、必要に応じ、「静岡県実施方針」及び「県内での感染拡大を踏まえた今後の対応方針」を見直す。

(2)県民への基本的な感染防止対策の周知。

県民に対し、3つの密や感染リスクが高まる5つの場面等の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生を初めとした、基本的な感染対策の徹底など、感染拡大を防止する新しい生活様式の定着を呼びかける。

(3)行動制限の要請。

①移動や外出の自粛。

「ふじのくにシステム」により全国及び県内の感染状況等を継続的に評価し、対象地域ごとの移動制限を示し、県民及び県外者の協力を求める。その他、業種別ガイドライン等を遵守している施設等の利用を呼びかけるなど、県民に対して外出や利用に関する協力要請を行う。

②催物等の開催制限。

催物等の開催については、新しい生活様式や業種別ガイドライン等に基づく適切な感染防止対策が講じられていることを前提に、11月10日付け内閣官房室長通知を踏まえ、以下のとおり取り扱う。なお、今後県全域、或いは一部地域において、国の感染警戒区分のレベルⅣになるなど感染が拡大したときは、緊急事態宣言が発出された地域に準じた対応について、主催者に協力要請を行う。全ての催し物等において、主催者に3つの密が発生しない席の配置や、人と人との距離の確保、マスクの着用などの基本的な感染防止対策や、参加者名簿の作成、接触確認アプリCOCOA等の活用を働きかけるとともに、1,000人を超えるイベントについては、主催者からの相談に積極的に対応する。

③施設管理者への感染防止策の徹底と使用制限の要請。

施設管理者に対して、業種ごとに策定された感染拡大予防ガイドライン等を参考に感染防止対策を万全とするよう強く働きかける。今後、感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合は、施設の使用制限等を含めて、施設管理者等に対して協力要請等を行う。同一地域において飲食店の複数のクラスターが発生するなど、感染拡大の恐れがある場合であって、当該地域を含む市町の感染警戒区分が国のステージⅢと判断された場合等においては、当該市町との調整の上で、集中検査の実施や飲食店等への営業時間の短縮要請などの感染拡大防止対策を実施する。

④事業者への要請。

事業者に対して、在宅勤務、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を働きか

ける。職場における基本的な感染防止対策の励行はもとより、特に感染リスクが高まる居場所の切替わり時の感染防止対策を働きかける。

(4) 医療提供体制の確保。

感染者の病床確保を図るため、感染患者受入医療機関の拡大や感染流行期に応じた入院病床の確保を推進する。入院病床を重症者等が優先的に利用できるよう、軽症者、無症状者の宿泊療養施設や自宅での療養を促進する。医療機関以外での療養者の適切な健康観察、体調急変時の診療体制を確保する。自宅療養者に対する毎日の健康観察を県看護協会に委託して実施するとともに、自宅療養中の体調急変に備え、自宅療養者にパルスオキシメーターの貸出を実施する。また、宿泊療養施設の看護体制の強化を図る。

福祉施設入所者については、医療機関への入院が困難な場合、福祉施設内療養の体制を整備する。院内感染が発生した病院の診療機能を代替する支援体制や福祉施設で感染が発生した場合の応援体制を強化する。感染患者受入医療機関の負担を軽減するため、人的支援を行うとともに、機能分担に取り組む。ステージⅣの状態となっても、医療提供体制が確保できるよう準備を進める。

(5) 検査体制の確保。

感染が急拡大した場合の迅速かつ広範な検査の実施を含め、PCR検査、抗原定量検査などによる十分な検査体制を確保する。特定の業種や地域において、感染が集中的に発生した場合の感染拡大防止を図るため、発生業種や地域を定めた集中的な検査を実施する。

(6) ワクチンの接種推進。

国のスケジュールに則り、速やかに接種できる体制を市町とともに構築するとともに、ワクチンについての正しい情報を広く県民に周知し、多くの県民がワクチンを接種するよう推進する。

(7) クラスタ発生時の感染拡大防止対策、クラスタ発生防止対策。

クラスタが発生した場合は、迅速な積極的疫学調査の実施、集中的な検査の実施、クラスタ対策機動班の派遣、DMAT、FICTによる感染症対策の指導、飲食店等の感染拡大防止の指導など、早期に感染者の囲い込みを行う体制を確保する。病院施設等のクラスタの発生を未然に防ぐため、個人情報の保護に留意しつつ、これまでの発生事例の原因分析と対策を取りまとめ、関係者に周知する。

(8) 学校教育活動。

地域の感染状況に応じて感染防止対策を徹底し、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等については、子供の健やかな学びの保障や心身への影響の観点から、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル等を踏まえた対応を要請する。大学等については、感染防止と面接授業、遠隔授業の効果的実施等による、学習機会の確保の両立に向けて、適切に対応することを要請する。部活動、課外活動等における感染防止対策、懇親会等における学生への感染防止に向けた、注意喚起の徹底を要請する。大学や高校などの入試は、感染防止対策や追検査等による、受験機会の確保に万全を期した上で実施、または実施を働きかける。

(9) 誹謗中傷の撲滅。

感染者や医療従事者等への誹謗中傷や差別的対応の撲滅に向け、県民への積極的な広報啓発を行う。

(10) 経済雇用対策。

感染症の動向と経済に与える影響を的確に把握し、感染防止対策を講じつつ、県制度融資による資金繰り支援、雇用調整助成金等による雇用維持といった緊急対策に引き続き注力していくとともに、経済政策フジノミクスを展開するなど経済の再生に向けた取り組みを着実に進めていく。国の経済雇用対策の動向を注視し、国の対策と連携した対策を柔軟かつ迅速に実施する。続きまして、資料7-2を御覧ください。県内での感染拡大を踏まえた今後の対応方針案、令和3年1月14日、静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部。

本県では1月に入り多くの市町で感染拡大が進み、人口10万人当たりの1週間の感染者数は16人、病床占有率も40パーセント超に高止まりしていることから、本県の感染状況を「警戒レベル5(特別警戒)」、国の感染警戒区分「ステージⅢ(感染者急増)」とした。

1月7日及び13日に政府の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が変更され、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府など、11都府県に緊急事態宣言が発出された。1月6日以降の本県の感染の急拡大は、東西近隣県の爆発的感染拡大の影響を受けている。それらの地域へ、または地域からの年末年始に帰省等を通じた家庭内感染や友人間の感染拡大が発生し、年始の職場等での感染拡大に繋がったと推定される。また、感染の場面は飲食の機会などでマスクを着用しないでの会話が多くを占めている。こうした状況において感染拡大を防止するためには、

①県境を越えた移動や、人との面談などの接種機会を全体に減らし、全体の感染リスクを減らすこと。

②飲食の場など感染リスクが相対的に高い行動を回避、低減すること。

③病院施設等のクラスターの発生が多くなっていることから、こうした場での感染防止対策を強化すること。

④医療提供体制を維持すること。

が重要である。また、このためには、県民一人ひとりのきめ細やかな感染防止行動の徹底をお願いすることが重要である。医療提供体制についてはさらに厳しい感染流行期を想定し、病床が逼迫する東部地域を中心とした病床の確保をはじめ、重症病床の積み増し、限られた病床の有効活用のほか、負担の大きい看護師の確保を図る必要がある。

県では感染拡大防止と医療提供体制の確保のため、以下の対応方針により、全力を挙げて対策を実施する。

1対象とする期間、令和3年1月14日木曜日から2月7日日曜日。

2対応方針。

(1)感染状況の継続的監視と情報発信。

「ふじのくにシステム」に基づき、感染の状況等を継続的に監視評価し、県民に適切な情報提供を行う。変化が認められた場合は「警戒レベル」を直ちに変更し、必要に応じ「静岡県実施方針」や本「対応方針」を見直す。

(2)感染拡大防止対策の徹底。

①県境を跨ぐ移動制限。

人の移動が感染リスクであることを踏まえ、緊急事態宣言の対象とされている都府県への訪問の回避、来訪の自粛を強く要請する。毎週公表する「ふじのくにシステム」に基づき、対象地域の感染状況を踏まえ、往来は常に代替手段や他の往来時期を検討するなど、慎重かつ適切な行動を呼びかける。

②県民の外来、外出自粛の要請。

仕事、買い物、通院、通学など、日常生活に必要な外出を除き、できる限り不要不急の外出の機会を減らしていただくよう協力を要請し、人との接触による感染機会の低減を図る。特に首都圏や中京圏に隣接する県境地域では、不要不急の外出の機会を意識的に減らしていただくよう、注意を呼びかける。

③マスクの着用など感染防止対策の徹底。

マスクを着用していない会話や歌唱などで、感染が拡大している実態を踏まえ、自身や家族などが感染しないため、また、障害者や認知症の方など、マスクを着用できない方に感染させないためのマスクの着用の徹底を呼びかける。

④飲食での感染防止対策の徹底。

マスクを着用しない飲食時の感染事例が多いことを踏まえ、同居している家族以外との食事の時は黙って食べる。会話をする時には必ずマスクを着用することを徹底する。

⑤家庭内感染の発生の抑制。

家庭内にウイルスを持ち込まない、持ち込ませないよう、家庭内感染防止対応マニュアルを作成し、周知する。

(3)催物の開催制限。

①県内で開催される催物等において、主催者に3つの密が発生しない席の配置や人と人との距離の確保、マスクの着用などの基本的な感染防止対策や参加者名簿の作成、接触確認アプリCOCOA等の活用を働きかけるとともに、県と市町が連携して1,000人を超えるイベントの相談に積極的に対応する。今後の感染拡大により、県内でステージⅣ相当に該当すると判断された地域においては、感染状況等を分析の上、国や当該地域の市町と連携し、開催規模要件について催し物等の主催者に必要な協力要請を行う。

(4)施設の使用制限等。

県内の感染状況の分析や医療提供体制の確保状況、市町の意見等を踏まえ、感染拡大防止のために必要と認められる場合は、関係市町と連携し、国と協議の上、飲食店の営業時間の短縮要請を行う。

(5)店舗事業所等での感染防止対策の徹底。

①業種別ガイドラインによる感染防止対策の再度の徹底や寒冷期においても換気や湿度の管理など、感染しにくい環境の確保を呼びかける。

②顧客にマスクを着用しない歌唱や会話はできないことを徹底する。

張り紙や声かけを実施するとともに、顧客名簿の作成や接触確認アプリCOCOAの活用、顧客への利用の働きかけを強く要請する。

③感染リスクが高まる5つの場面の回避、特に、場所の切り替わり時の感染防止対策について注意を呼びかける。

④事業者に対して、在宅勤務、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を働きかける。

今後の感染拡大により、県内でステージⅣ相当に該当すると判断された地域においては、出勤者の7割削減を目指すことも含め、事業者を取組を要請する。

(6)医療提供体制の確保。

①感染者の病床確保を図るため、最大確保病床を念頭に重症患者受入推進事業を活用するとともに、感染患者受入医療機関の拡大や入院病床の確保を推進する。

逼迫する東部地域の病床確保のため県病院協会と連携し、東部地域の民間病院を中心に中等症以下の患者、軽症者などの受入れ要請を行う。

②入院病床を重症者等が優先的に利用できるよう、トリアージの徹底や、軽傷者、無症状者の宿泊療養施設や、自宅での療養を促進する。無症状となった段階での早期の定員を促進するとともに、民間病院を中心に軽傷者または無症状者の受入病院を確保する。

③医療機関以外での療養者の適切な健康観察、体調急変時の診療体制を確保する。

自宅療養者に対する毎日の健康観察を県看護協会に委託して実施するとともに、自宅療養中の体調急変に備え、自宅療養者にパルスオキシメーターの貸し出しを実施する。また、宿泊療養施設の看護体制の強化を図る。

④負担の大きい看護師の確保のため、県看護協会や県病院協会と協力して感染者受入病院への応援要員派遣を各病院に依頼する。

⑤感染患者受入医療機関の負担を軽減するため機能を重点化し、周辺病院への感染者以外の患者受入れを促進する。

⑥院内感染が発生した病院の診療機能を代替する支援体制を強化する。

⑦福祉施設の感染者で医療機関への入院が困難な場合には、医療チームの派遣など、福祉施設内療養の体制を整備する。

⑧福祉施設でクラスターが発生した場合は、関係団体やDMAT・FICTとの協力の下、クラス

	<p>ター発生施設での職員不足等に対応して、ケアを継続するためのクラスター福祉施設支援チームを設置する。</p> <p>これまでに発生したクラスターの知見を生かし、福祉施設内でのクラスター発生予防対策事例集を作成し、速やかに全施設へ配布する。</p> <p>(7)ワクチンの接種推進。</p> <p>国のスケジュールに則り、速やかに接種できる体制を市町とともに構築するとともに、ワクチンについての正しい情報を広く県民に周知し、多くの県民がワクチンを接種するよう推進する。</p> <p>(8)誹謗中傷等の根絶に向けた呼びかけ。</p> <p>新型コロナウイルスに感染された方や、その治療に懸命に対応されている医療従事者の方々への心ない誹謗中傷や、差別的対応の根絶に向けた啓発を継続的に実施する。</p> <p>(9)学校教育活動。</p> <p>①幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学等において、感染防止と学習機会の確保の両立が図られるよう、適切な対応を要請する。</p> <p>②部活動、課外活動等における感染防止対策、懇親会等における学生の感染防止に向けた注意喚起を徹底する。</p> <p>③大学や高校などの入試については、感染防止対策の徹底と受験機会の確保を図った上で実施または実施を働きかける。</p> <p>(10)経済雇用対策。</p> <p>①感染症の動向と経済に与える影響を的確に把握し、感染防止対策を講じつつ、県制度融資による資金繰り支援、雇用調整助成金等による雇用維持といった緊急対策に引き続き注力していく。</p> <p>②全国知事会と歩調を合わせ、持続化給付金の再度の支給や雇用調整助成金の特例措置の延長等について国に対し強く求めていく。</p> <p>以上であります。</p>
金 嶋 危 機 管 理 監	<p>ただいまの実施方針案及び対応方針案について、質問、御意見等がありますでしょうか。はい、お願いします。</p>
本 部 長 (知 事)	<p>このとおりでいいですけども。検査体制についてなんですが、PCR検査、抗原定量検査などによる、十分な検査体制を確保するというのと、もう一つは、自宅療養中の体調急変に備えて、自宅療養者にパルスオキシメーター、これを貸出するということですよ。</p> <p>本庶先生が言われているように、この検査体制が不十分なのは、これは人為的だと。つまり、この国の施策が不十分だと仰っているわけですね。そうした中で、今、私どもが感染しているかどうかということについて不安な中で、まず熱があるかどうかということ計りますね。</p> <p>今、体温計は急速に進歩してきました。それ以外に、あと嗅覚の異常とか、味覚の異常とか。これはやや主観的でしょう。そこでこの、パルスオキシメーターが出てきたと。これは倉井先生にもお聞きしたいし、また現状を知りたいのですが、一番分かりやすいのは、客観的な数字がないと分かりにくいので、脈拍なのか、それとも血中の酸素濃度なのかと。</p> <p>明らかに、これは肺をやっつけてくるので、ウイルスが。従って、血中の酸素濃度が95以下になると危ないと。ですからこのオキシメーターというものがもしあれば、自分で分かるわけですね。自宅療養中の方が体調急変したと。その時に何で見るかと言ったら、このパルスオキシメーターだというわけですよ。この、パルスと血中酸素濃度とですね、どちらが重要なのですか、倉井先生。</p>
倉井先生	<p>新型コロナウイルスの場合、中等症以上、肺炎を起こした場合は、血中の酸素濃度が低下することがありますので、酸素濃度の方が重要と考えていただければと思います。</p>
本部長	<p>ということなので、パルスよりも血中の酸素濃度を測定する。今、市販されているのは小さいものですね。大きいものはいらないわけですね。</p> <p>これの今の開発状況は、天野君、どうなっていますかね。</p>

天野 経 済 産 業 部 長	これは県内企業にはありませんけれども、他県で東京都が採用したように、比較的大手の企業、数社が同じような機器を整備していると聞いております。
本部長	パルスとセットになっているのですね。脈拍と血中の酸素濃度を計ると。これはどちらかといえば今先生がおっしゃったように、血中の酸素濃度を測定する。これが要するに呼吸ができなくなって亡くなるわけですから。ですから、これを開発するために、戦略局も含めてぜひこの点、可能性のある医療器具メーカーとか、その他これに関わる企業があれば、酸素濃度をなるべく手軽に、別に自宅療養していなくてもいようとも、これが異常の事態になると。これは熱よりもはっきり判るわけですね。ですからこれ、少し重点的にですね、この点については、関係者留意していただければというふうに思います。以上です。
金 嶋 危 機 管 理 監	この点について、また検討をお願いいたします。その他、御意見等ありますでしょうか。よろしいですか。それでは本部長、この実施方針案、及び対応方針案により決定してよろしいでしょうか。
本部長	はい、了解しました。
金 嶋 危 機 管 理 監	それでは最後に、本部長から指示事項をお願いいたします。
本部長	<p>どうも御報告ありがとうございました。指示事項として、読み上げます。</p> <p>本県では1月に入りまして、100人近い感染者の発生が続き、本県の感染状況は国の感染警戒区分でステージⅢ、本県の警戒レベルでレベル5、すなわち特別警戒と大変厳しい感染状況でございます。何としてもここで感染拡大防止対策を徹底して、感染者の減少に繋げていかなければなりません。東京都、神奈川県、愛知県など全国で11の都道府県に緊急事態宣言が発出され、本県は東西から爆発的感染拡大の影響を受けているという地理的状况にあります。本県の感染状況は、年末年始の帰省等による家庭内感染、友人間での感染拡大が年始において職場等で感染拡大したと推定されるところです。また感染の原因は、飲食の機会などにおけるマスク不着用、マスクを着用しない状況での会話が多くを占めているということです。こうした状況下で感染拡大を防止するためには、東西が緊急事態宣言の対象地域であることを強く意識し、外出移動の自粛、飲食の場を含めたマスクの着用の徹底、家庭内での感染防止対策等々、県民一人ひとりのきめ細やかな感染防止行動の徹底化を図ることが不可欠で、また重要でございます。本県にとって極めて重大な局面を迎えておりますので、ここは県民の皆様の御協力が必要です。各部局におかれましては、すべての県民の皆様が共通認識のもとでこうした行動がとれるように、関係する団体等を通じて広く周知を図っていただきまして、協力を要請してください。</p> <p>また、感染症対策で最も重要である医療提供体制の確保については、それからもちろん、検査体制の充実ということでございますけれども、特に医療提供体制の確保につきましては、今後の感染の急拡大を想定し、万全を期するように健康福祉部を中心に全庁を挙げて協力し、取り組んでください。新型コロナウイルスに関連した誹謗中傷、或いは差別的対応は、決して許されるものではありません。特に日夜献身的に医療提供に取り組まれている、医療従事者への心ない行動が根絶されるように、県職員一人ひとりが広報担当者として啓発に心がけてください。以上であります。</p>
金 嶋 危 機 管 理 監	ありがとうございます。それでは、以上で会議を終了します。

静岡県実施方針

令和3年1月14日
静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部

- ・1月7日、政府対策本部において、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が変更され、感染拡大防止と社会経済活動の維持との両立を持続的に可能とするため、都道府県は、政府の感染警戒区分のステージに応じた「構ずべき施策」等を踏まえ、地域の実情に応じて、迅速かつ適切に、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく措置等を講じることとされた。
- ・年末年始を挟んだ感染防止対策の強化にもかかわらず、本県に隣接する首都圏や中京圏で感染拡大が進行し、両地域との交流が活発な本県への影響が顕在化しており、今後、更に深刻化する恐れがある。
- ・静岡県は、政府の基本的対処方針を踏まえ、感染拡大防止と社会経済活動の維持との両立を持続的に可能とするため、「静岡県実施方針」に基づき、適切な対策を実施する。更に、感染状況を注視し、その時々状況に応じて、緊急事態宣言の発出の要請も含め、柔軟かつ迅速に感染拡大防止対策を変更し実施する。

1 対象とする期間 令和3年1月14日（木）からとする。

2 対象とする区域 静岡県全域

3 実施する内容

(1) 感染状況の継続的監視と情報発信

- ・「ふじのくにシステム」により、感染の状況等を継続的に監視・評価し、警戒レベルを適宜更新するなど、感染状況と行動制限についての適切な情報提供を行い、県民が感染防止の適切な行動が取れるよう努める。状況の変化が認められた場合は、「警戒レベル」を直ちに変更し、必要に応じ「静岡県実施方針」及び「県内での感染拡大を踏まえた今後の対応方針」を見直す。

(2) 県民への基本的な感染防止対策の周知

- ・県民に対し、「三つの密」や「感染リスクが高まる「5つの場面」」等の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の徹底など、感染拡大を防止する「新しい生活様式」の定着を呼びかける。

(3) 行動制限の要請

①移動や外出の自粛

- ・「ふじのくにシステム」により、全国及び県内の感染状況等を継続的に評価し、対象地域ごとの移動制限（訪問の自粛等）を示し、県民及び県外者の協力を求める。

- ・その他、業種別ガイドライン等を遵守している施設等の利用を呼びかけるなど、県民に対して外出や利用に関する協力要請を行う。

②催物（イベント）等の開催制限

- ・催物等の開催については、「新しい生活様式」や業種別ガイドライン等に基づく適切な感染防止対策が講じられることを前提に、11月12日付け内閣官房室長通知を踏まえ、以下のとおり取り扱う。〔別添資料参照〕
すべての催物等において、主催者に「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」などの基本的な感染防止対策や参加者名簿の作成、接触確認アプリ（COCOA）等の活用を働きかけるとともに、1,000人を超えるイベントについては、主催者からの相談に積極的に対応する。
- ・なお、今後、県全域あるいは一部地域において、国の感染警戒区分の「レベルⅣ」になるなど、感染が拡大したときは、緊急事態宣言が発出された地域に準じた対応について、主催者に協力要請を行う。

③施設管理者への感染防止策の徹底と使用制限の要請

- ・施設管理者に対して、業種ごとに策定された感染拡大予防ガイドライン等を参考に、感染防止対策を万全とするよう、強く働きかける。
- ・今後、感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合は、施設の使用制限等を含めて、施設管理者等に対して、協力要請等を行う。
- ・同一地域において飲食店の複数のクラスターが発生するなど、感染拡大の恐れがある場合であって、当該地域を含む市町の感染警戒区分が国のステージⅢ（相当）と判断された場合等においては、当該市町との調整の上で、集中検査の実施や飲食店等への営業時間の短縮要請などの感染拡大防止対策を実施する。

④事業者への要請

- ・事業者に対して、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を働きかける。
- ・職場における基本的な感染防止対策の励行はもとより、特に、感染リスクが高まる「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）時の感染防止対策を働きかける。

（４）医療提供体制の確保

- ・感染者の病床確保を図るため、感染患者受入医療機関の拡大や感染流行期に応じた入院病床の確保を推進する。
- ・入院病床を重症者等が優先的に利用できるよう、軽症者、無症状者の宿泊療養施設や自宅での療養を促進する。
- ・医療機関以外での療養者の適切な健康観察、体調急変時の診療体制を確保する。自宅療養者に対する毎日の健康観察を県看護協会に委託して実施するとともに、自宅療養中の体調急変に備え自宅療養者にパルスオキシメーター（血中酸素濃度測定機器）の貸し出しを実施する。

また、宿泊療養施設の看護体制の強化を図る。

- ・福祉施設入所者については、医療機関への入院が困難な場合、福祉施設内療養の体制を整備する。
- ・院内感染が発生した病院の診療機能を代替する支援体制や、福祉施設で感染が発生した場合の応援体制を強化する。
- ・感染患者受入医療機関の負担を軽減するため、人的支援を行うとともに、機能分担に取り組む。
- ・「ステージⅣ」の状態となっても、医療提供体制が確保できるよう準備を進める。

(5) 検査体制の確保

- ・感染が急拡大した場合の迅速かつ広範な検査の実施を含め、PCR検査、抗原定量検査などによる十分な検査体制を確保する。
- ・特定の業種や地域において感染が集中的に発生した場合の感染拡大防止を図るため、発生業種や地域を定めた集中的な検査を実施する。

(6) ワクチンの接種推進

- ・国のスケジュールに則り、速やかに接種できる体制を市町とともに構築するとともに、ワクチンについての正しい情報を広く県民に周知し、多くの県民がワクチンを接種するよう推進する。

(7) クラスタ発生時の感染拡大防止対策、クラスタ発生防止対策

- ・クラスタが発生した場合は、迅速な積極的疫学調査の実施、集中的な検査の実施、クラスタ対策機動班の派遣、DMAT、FICTによる感染症対策の指導、飲食店等の感染拡大防止の指導など、早期に感染者の囲い込みや態勢立て直しを行う体制を確保する。
- ・病院、施設等のクラスタの発生を未然に防ぐため、個人情報の保護に留意しつつ、これまでの発生事例の原因分析と対策をとりまとめ、関係者に周知する。

(8) 学校教育活動

- ・地域の感染状況に応じて、感染防止対策を徹底し、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等については、子供の健やかな学びの保障や心身への影響の観点から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を要請する。
- ・大学等については、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的实施等による学習機会の確保の両立に向けて適切に対応することを要請する。
- ・部活動、課外活動等における感染防止対策、懇親会等における学生への感染防止に向けた注意喚起の徹底を要請する。
- ・大学や高校などの入試は、感染防止対策や追検査等による受験機会の確保に万全を期した上で、実施、または実施を働きかける。

(9) 誹謗中傷の撲滅

- ・感染者や医療従事者等への誹謗中傷や差別的対応の撲滅に向け、県民への積極的な広報啓発を行う。

(10) 経済・雇用対策

- ・感染症の動向と経済に与える影響を的確に把握し、感染防止対策を講じつつ、県制度融資による資金繰り支援、雇用調整助成金等による雇用維持といった緊急対策に引き続き注力していくとともに、経済政策「フジノミクス」を展開するなど、経済の再生に向けた取組を着実に進めていく。
- ・国の経済・雇用対策の動向を注視し、国の対策と連携した対策を柔軟かつ迅速に実施する。

県内での感染拡大を踏まえた今後の対応方針

令和3年1月14日

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部

- ・本県では、1月に入り多くの市町で感染拡大が進み、人口10万人あたりの1週間の感染者数は16人、病床占有率も40%超に高止まりしていることから、本県の感染状況を、「警戒レベル5(特別警戒)」、国の感染警戒区分「ステージⅢ」(感染者急増)とした。
- ・1月7日及び13日に、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更され、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府など11都府県に緊急事態宣言が発出された。
- ・1月6日以降の本県の感染の急拡大は、東西近隣県の爆発的感染拡大の影響を受けている。それらの地域へ又は地域からの年末年始に帰省等を通じた家庭内感染や友人間の感染拡大が発生し、年始の職場等での感染拡大に繋がったと推定される。また、感染の場面は、飲食の機会などでマスクを着用しない会話が多くの占めている。
- ・こうした状況において、感染拡大を防止するためには、
 - ①県境を越えた移動や人との面談などの接触機会を全体に減らし、全体の感染リスクを減らすこと
 - ②飲食の場など感染リスクが相対的に高い行動を回避、低減すること
 - ③病院、施設等のクラスターの発生が多くなっていることから、こうした場での感染防止対策を強化すること
 - ④医療提供体制を維持することが重要である。また、このためには、県民一人ひとりのきめ細やかな感染防止行動の徹底をお願いすることが重要である。
- ・医療提供体制については、更に厳しい感染流行期を想定し、病床が逼迫する東部地域を中心とした病床の確保をはじめ、重症病床の積み増し、限られた病床の有効活用のほか、負担の大きい看護師の確保を図る必要がある。
- ・県では、感染拡大防止と医療提供体制の確保のため、以下の対応方針により、全力を挙げて、対策を実施する。

1 対象とする期間

令和3年1月14日(木)～2月7日(日)

〔※緊急事態宣言が延長された場合は、対策期間を延長する。〕

2 対応方針

(1) 感染状況の継続的監視と情報発信

「ふじのくにシステム」に基づき、感染の状況等を継続的に監視・評価し、県民に適切な情報提供を行う。変化が認められた場合は、「警戒レベル」を直ちに変更し、必要に応じ「静岡県実施方針」や本「対応方針」を見直す。

(2) 感染拡大防止対策の徹底

①県境を跨ぐ移動制限

人の移動が感染リスクであることを踏まえ、緊急事態宣言の対象とされている都府県への訪問の回避、来訪の自粛を強く要請する。毎週公表する「ふじのくにシステム」に基づき、対象地域の感染状況を踏まえ、往来は、常に代替手段や他の往来時期を検討するなど、慎重かつ適切な行動を呼びかける。

②県民の外出自粛の要請

仕事、買物、通院、通学など、日常生活に必要な外出を除き、できる限り不要不急の外出の機会を減らしていただくよう協力を要請し、人との接触による感染機会の低減を図る。特に、首都圏や中京圏に隣接する県境地域では、不要不急の外出の機会を意識的に減らしていただくよう、注意を呼び掛ける。

③マスクの着用など感染防止対策の徹底

マスクを着用していない会話や歌唱などで感染が拡大している実態を踏まえ、自身や家族などが感染しないため、また、障害者や認知症の方などマスクを着用できない方に感染させないためのマスクの着用の徹底を呼びかける。

④飲食での感染防止対策の徹底

マスクを着用しない飲食時の感染事例が多いことを踏まえ、食事の時は黙って食べる、会話時には必ずマスクを着用することを徹底する、会食する場合は、同居している家族以外との会食（会話をしながら食事をする）は行わないことを徹底する。

⑤家庭内感染の発生の抑制

家庭内にウイルスを持ち込まない、持ち込ませないよう、家庭内感染防止対応マニュアルを作成し、周知する。

(3) 催物（イベント等）の開催制限

①県内で開催される催物等において、主催者に「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」などの基本的な感染防止対策や参加者名簿の作成、接触確認アプリ（COCOA）等の活用を働きかけるとともに、県と市町が連携して、1,000人を超えるイベントの相談に積極的に対応する。

②今後の感染拡大により、県内で「ステージIV」相当に該当すると判断された地域（東部・中部・西部の地区別）においては、感染状況等を分析のうえ、国や当該地域の市町と連携し、開催規模要件（人数上限・5,000人かつ屋内にあっては収容定員の50%以内、飲食を伴わないこと等）について、催物等の主催者に必要な協力要請を行う。

(4) 施設の使用制限等

県内の感染状況の分析や医療提供体制の確保状況、市町の意見等を踏まえ、感染拡大防止のために必要と認められる場合は、関係市町と連携し、国と協議のうえ、飲食店の営業時間の短縮要請を行う。

(5) 店舗、事業所等での感染防止対策の徹底

①業種別ガイドラインによる感染防止対策の再度の徹底や、寒冷期においても換気や湿度の管理など感染しにくい環境の確保を呼びかける。

②顧客にマスクを着用しない歌唱や会話はできないことを徹底する。貼り紙や声掛け

を実施するとともに、顧客名簿の作成や接触確認アプリCOCOAの活用、顧客への利用の働きかけを強く要請する。

- ③感染リスクが高まる「5つの場面」の回避、特に、「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）時の感染防止対策について注意を呼びかける。
- ④事業者に対して、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を働きかける。

今後の感染拡大により、県内で「ステージIV」相当に該当すると判断された地域（東部、中部、西部の地域別）においては、「出勤者の7割削減」を目指すことも含め、事業者を取組を要請する。

（6）医療提供体制の確保

- ①感染者の病床確保を図るため、最大確保病床を念頭に、重症患者受入推進事業を活用するとともに、感染患者受入医療機関の拡大や入院病床の確保を推進する。逼迫する東部地域の病床確保のため、県病院協会と連携し、東部地域の民間病院を中心に、中等症以下の患者、軽症者などの受入れ要請を行う。
- ②入院病床を重症者等が優先的に利用できるよう、トリアージの徹底や、軽症者、無症状者の宿泊療養施設や自宅での療養を促進する。無症状となった段階での早期の転院を促進するため、民間病院を中心に軽症者または無症状者の受入れ病院を確保する。
- ③医療機関以外での療養者の適切な健康観察、体調急変時の診療体制を確保する。自宅療養者に対する毎日の健康観察を県看護協会に委託して実施するとともに、自宅療養中の体調急変に備え自宅療養者にパルスオキシメーター（血中酸素濃度測定機器）の貸し出しを実施する。
また、宿泊療養施設の看護体制の強化を図る。
- ④負担の大きい看護師の確保のため、県看護協会や県病院協会と協力して、感染者受入病院への応援要員派遣を各病院に依頼する。
- ⑤感染患者受入医療機関の負担を軽減するため、機能を重点化し、周辺病院への感染者以外の患者受入れを促進する。
- ⑥院内感染が発生した病院の診療機能を代替する支援体制を強化する。
- ⑦福祉施設の感染者で医療機関への入院が困難な場合には、医療チームの派遣など、福祉施設内療養の体制を整備する。
- ⑧福祉施設でクラスターが発生した場合は、関係団体やDMAT、FICTとの協力のもと、クラスター発生施設での職員不足等に対応してケアを継続するためのクラスター福祉施設支援チームを設置する。これまでに発生したクラスターの知見を活かし、福祉施設内でのクラスター発生予防対策事例集を作成し、速やかに全施設へ配布する。（7）ワクチンの接種推進

国のスケジュールに則り、速やかに接種できる体制を市町とともに構築するとともに、ワクチンについての正しい情報を広く県民に周知し、多くの県民がワクチンを接種するよう推進する。

(8) 誹謗中傷等の根絶に向けた呼び掛け

新型コロナウイルスに感染された方やその治療に懸命に対応されている医療従事者の方々への心無い誹謗中傷や差別的対応の根絶に向けた啓発を継続的に実施する。

(9) 学校教育活動

- ①幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学等において、感染防止と学習機会の確保の両立が図られるよう適切な対応を要請する。
- ②部活動、課外活動等における感染防止対策、懇親会等における学生への感染防止に向けた注意喚起を徹底する。
- ③大学や高校などの入試については、感染防止対策の徹底や受験機会の確保を図った上で、実施、または実施を働きかける。

(10) 経済・雇用対策

- ①感染症の動向と経済に与える影響を的確に把握し、感染防止対策を講じつつ、県制度融資による資金繰り支援、雇用調整助成金等による雇用維持といった緊急対策に引き続き注力していく。
- ②全国知事会と歩調をあわせ、持続化給付金の再度の支給や雇用調整助成金の特例措置の延長等について、国に対して強く求めていく。

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部 第17回本部員会議 議事録

日時 令和3年5月14日(金)午後1時00分～午後1時30分

場所 別館9階特別第1会議室

山田危機管理部参事	<p>これより、静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部第17回本部員会議を開催いたします。本日は、静岡県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の座長いらっしゃいます、静岡がんセンター感染症内科部長の倉井華子先生にオンラインにて御出席をいただいております。よろしくをお願いいたします。それでは、進行を危機管理監にお願いします</p>
藤原危機管理監	<p>全国的に感染者が増加する中、本県におきましても特に西部地域を中心に感染が拡大しており、今後更に感染拡大が進めば、県内の受入病床は更に逼迫する事態となることから、県内の感染状況や医療提供体制等の情報共有及び今後の対応方針等を決定するため開催いたします。それでは議事に入ります。議事(1)現状認識。新型コロナウイルス感染症の県内の感染状況及び医療提供体制の逼迫状況につきまして、健康福祉部から報告をお願いします。</p>
山梨感染症対策担当部長	<p>それでは現状認識のうち、県内の感染状況及び医療提供体制の逼迫状況について、健康福祉部から御説明をいたします。資料1を御覧ください。</p> <p>めくっていただいて2ページですが、感染者数の累計でございます。5月13日時点で感染者総数が7168人となりました。昨日、1月14日以来の100人越え、122人となりました。ゴールデンウィークの連休明けから急激に患者が増加していることが見て取れます。また、下段の月別公表者数を見ますと、5月はまだ半月を過ぎた段階で4月並の人数となっており、月間ベースでは、過去最大の1月の1900人を上回る恐れがあると考えております。</p> <p>3ページです。人口10万人当たりの週の新規感染者数は、現在13.7人となっております、新規感染者数の増加に併せ、急速に高まっています。国に対してまん延防止措置の要請ができる、国ステージⅢの基準である15人に達することは時間の問題だと考えられます。</p> <p>4ページです。直近1ヶ月の状況でございますが、連休前の4月末から増加傾向が見られ、終了と同時に急激に増加している状況が見て取れます。続いて5ページです。</p> <p>感染状況と経路不明者の割合です。過去7日間の感染経路不明者の割合を示す黄色の折れ線グラフを見ますと、ピークになっているのは、年末年始の12月末から1月初旬、年度末の3月末から4月初旬、そして今回の大型連休となっております、人流が増加する機会に、同じように増加するということが見て取れます。6ページです。PCR検査等の陽性率でございます。第3波が収束した2月初旬以降は2%程度でしたけれども、4月から急に上昇に転じまして、5月12日時点では3.5%となっております。7ページです。東部地域の感染者の状況です。人口10万人当たり6.0人と県内の中では比較的落ち着いた状況となっております。8ページです。中部地域の感染者の状況でございます。連休前から増加し始めて、人口10万人当たり10.4人と10人を超えています。次9ページです。西部地域の感染者の状況ですが、連休の前から急激に増加し始め、連休明けにもその上昇が一段と大きくなり、現在、人口10万人当たり20.5人となっております、県内で最も感染が大きな地域となっております。10ページです。入院等の状況になります。5月12日現在、入院者の総数は589人。そのうち病院への入院は152人、宿泊施設の入所者が172人、自宅療養者が265人となっておりまして、県全体の病床占有率は32.3%となっております。</p> <p>次の11ページは、重傷者等の状況です。5月に入ってから増加をしまして、現時点で重傷者の数は5人となっております。12ページ、東部地域の入院状況です。入院患者は50人を下回る値で推移しており、病床占有率は24.3%となっております。13ページは、中部地域の入院状況です。入院患者は、同じように50人を下回る値で推移していて、病床占有率は19.8%となっております。14ページは、西部地域の入院状況です。入院患者は急激に増加をしまして、79人と現時点でなっております。病床占有率は46.5%となっております、逼迫の度合いは非常に高いものと考えています。15ページです。感染者の年齢の分布表でございます。4月下旬から</p>

	<p>青色の20歳未満の割合が高まっております、逆に高齢者の比率が低くなっていることが見て取れます。16ページです。感染経路別の状況ですが、感染経路不明者及び感染経路不明の割合が高くなってきています。17ページは、変異株の検査状況です。変異株PCR検査率は60%台となっており、実施した検査に対する変異株であった割合は83%とかなり高くなってきています。ここまで全体を総括いたしますと、大型連休を境といたしまして、感染者が急増し始めていること、第3波と異なり、西部地域の感染が急激に増加していること、変異株の割合が高いこと、隣県の愛知県、神奈川県の人10万人当たりの感染者数を見ましても、愛知県の方が深刻でありますことから、連休明けの人流の増加に伴って、関西中京圏での変異株による感染者の急増の波が本県に波及してきたと考えております。</p> <p>他県の状況を見ますと、急激な感染者の増加は2週間程度続き、その後、新規感染者数が高止まりを維持する傾向が見られますので、まだまだこれから拡大する傾向にあると考えております。以上で私からの説明は終わります。</p>
藤原危機管理監	<p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして、一昨日に開催されました静岡県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議からの提言について、倉井先生からお願いいたします。</p>
倉井先生	<p>本日はオンラインにて参加させていただいております。がんセンターの倉井です。</p> <p>水曜日に行いました感染症専門家会議から、静岡県への提言を発表いたします。今週に入り、県内の感染者数は県西部から急速に増加し、今後、全県でも爆発的な感染拡大が懸念されます。感染拡大に伴い、コロナ患者の受入病床が県西部で急速に逼迫してきており、今後、全県に及ぶことが危惧されます。この県内の発生状況を踏まえ、水曜日の感染症対策専門家会議では、満場一致で感染状況のステージをⅢに上げる結論を出しました。そして専門家会議から、まず県に、コロナ患者の受入病床や後方支援病院、宿泊療養施設のさらなる確保を急務としていただきたいと思っております。また、県民の皆様へのお願いです。県内では、新型コロナウイルスが英国由来の変異ウイルスにはぼ置き換わってきています。変異ウイルスは、他県で報告されているように、感染力が強く、重症化傾向が高まり、高齢者以外の世代にも危険を及ぼす可能性があります。これまで私たちは、高齢者の方を守るためにとお伝えしてきていましたが、これからは、全ての世代が自分自身の身を守るための感染を避ける行動を徹底していただくようお願いいたします。以上です。</p>
藤原危機管理監	<p>倉井先生ありがとうございます。倉井先生につきましては、御公務のため、ここで退席されます。倉井先生、本日は本当にお忙しい中、ありがとうございます。次に、ただいまの提言を踏まえ、議事(2)医療提供体制の維持に向けた取組につきまして、健康福祉部から報告をお願いします。</p>
山梨感染症対策担当部長	<p>それでは健康福祉部から、第4波における医療提供体制と感染対策を御説明いたします。お手元の資料3を御覧ください。健康福祉部の対策としては、5点ございます。めくっていただいて2ページです。まず、病床の確保についてです。4月30日に計画病床522床を確保するために関係病院に依頼いたしまして、来週には準備が整う見込みとなっております。これからの対応ですけれども、これ以上の病床の確保につきましては、通常の医療、つまりコロナの治療以外の手術や入院を一定程度制限せざるを得ず、そのための準備をする必要があると考えています。医療機関ごとの調整や静岡県新型コロナウイルス感染症医療専門家会議の開催等を踏まえまして、おおむね病床占有率が50%を超える又は超えることが明らかな段階で、感染症予防法第16条の2第1項に基づき、病床確保要請を行ってまいります。</p> <p>次に3ページに入ります。後方支援病院の確保でございます。限られた病床を有効に活用するためには、退院基準を満たした回復患者の方を効果的に転院させることが必要となります。そのため、後方支援病院のリスト化を図りまして、受入病院と情報共有を進め、速やかに転院していただくような体制を構築します。</p> <p>次に資料4ページでございます。療養施設の新規の設置でございます。療養施設につきま</p>

	<p>ては、《現状》に記載のとおり、現在4施設を運営しておりますが、県が全域をカバーしているというよりは、設置されていない空白区間がございますので、その地域を念頭に、新たな施設の設置を進めたいと考えております。また、その際には、医療機能を強化した施設の設置を検討してまいります。</p> <p>次に資料の5ページを御覧下さい。自宅療養者の療養体制の強化についてです。今後、自宅療養者が大幅に増加すると考えられますことから、地域の医療機関の協力を得ながら、往診等を可能とする体制の構築を進めてまいります。最後に、資料の6ページになります。大規模クラスターの抑制対策です。変異株が主流となりまして、ウイルスのうつりやすさがクラスターの規模を大きくする傾向にあります。このため、発生リスクの高い施設へ抗原定性簡易キットを配布して、すぐに自主検査が実施できるような体制を作り、感染者の早期発見に努めてまいります。</p> <p>以上の対策を健康福祉部として早急に進めてまいります。以上であります。</p>
<p>藤原 危機 管理監</p>	<p>ただいま、医療提供体制の維持に向けた取組について説明がありました。皆様から質問等がございますか。それでは次に、議事(3)各部局からの報告に移ります。まず、「6段階警戒レベル」の行動制限について、危機管理部から報告してください。</p>
<p>杉山 危機 報道官</p>	<p>お手元の資料4を御覧下さい。カラフルなA4横長のページが一枚目となっているものでございます。上段の表、左に「県感染流行期」「国ステージ」と書かれたところに区分がございます。また、評価指標がその右に10項目ほどございます。特にこの中で重要な指標といたしましては、「1週間当たりの新規感染者の数」、それから、中ほどにあります「病床の占有率」、そして一番右側の「直近1週間と先週1週間の新規感染者数の比較」この指標でございます。本県の最新の感染状況につきましては、下段の表の一番下の行にございますけれども、ここに5月12日というところで記載がございます。人口10万人当たりの新規感染者数は、ここは前日までのデータが入っておりますので、人口10万人当たり11.15人となっておりますが、今、健康福祉部から説明があったとおり、直近では13.7人ということでございます。病床占有率も真ん中やや右に28.3%と記載されておりますが、こちらでも、直近は32%に達しているという状況でございます。一番右側の直近1週間と先週1週間の新規感染者数の比較では、1.56倍となっております。その前の週も1.57ということですので、2週続けて1.5が続きますと、これは急速な感染拡大を意味しているということでございます。このような指標を中心にその他の数値も鑑みまして、本県の実情は、感染流行期については「感染まん延期 中期」、国の定める感染状況区分は「ステージⅢ」に該当すると判断しております。</p> <p>次のページをお開きください。今度は縦長の日本地図が示されたページでございます。今、説明しましたとおり、これらのデータを踏まえまして、本日、「ふじのくに基準」に基づく「警戒レベル」を4から5に引き上げまして、「特別警戒」とさせていただきたいと考えております。特に行動制限についてでございますが、ここにいろいろ記載がございますけれども、要点だけお話しすると、変異株の感染力が強いことを踏まえまして、若い人から御高齢の方までどの世代でも感染しやすくかつ重症化しやすいといった特徴を踏まえた呼び掛けをしております。</p> <p>また、これまででは、3密が重なった条件で感染しやすいと言われてきましたけれども、今後は、たとえ1つの密であっても、感染リスクがあるということを強く伝えてまいります。</p> <p>従来以上の厳格な感染防止対策の必要性、これに注意喚起する必要があると考えております。また、本県以外との全ての都道府県との往来につきましては、こちらも自粛等を呼び掛けてまいります。感染の爆発的拡大を抑える重要局面として、8つの対策を県民の皆様にお願したいと考えております。こちらも要点だけお話しすると、2つ大きなポイントがございます。</p> <p>1つは、移動や接触機会を減らすこと。2つ目に、より感染力が高い感染者と接触があっても、感染をしにくくすること、感染人数を減らすこと。</p> <p>この2点を踏まえた、8つの行動の注意事項を記載したということでございます。なお、これらの8つの県民の皆様への呼び掛けにつきましては、これは法律に基づく緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の適用に基づく要請ではなく、飲食店やイベント等の休業や時短要請、県内</p>

	<p>における外出を全て自粛要請するものではありません。ただしこれは現時点ということでありまして、今後、感染状況によりましては、まん延防止等重点措置の検討も十分あるということを含んだ形での呼び掛けとなっております。なお、その後ろ2ページ以降については、御確認いただければと思います。以上でございます。</p>
藤原危機管理監	<p>ただいまの報告に質問等ありますでしょうか。 それでは次に、議事(4)今後の対応方針(案)について、事務局から説明をお願いします。</p>
森危機政策課長	<p>読み上げます。県内での感染拡大を踏まえた今後の対応方針 令和3年5月14日 静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本県では、5月に入り多くの市町で感染拡大が進み、人口10万人当たりの1週間の感染者数は10人、病床占有率も30%超に急増している。また、感染者の8割以上が変異株となっており、強い感染力を踏まえる必要があることから、本県の感染状況を、「警戒レベル5(特別警戒)」、国の感染警戒区分「ステージⅢ」(感染者急増)とした。 ・県外においては、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更により、4月23日から東京都、大阪府、京都府、兵庫県に緊急事態宣言が発令され、さらに5月12日からは愛知県、福岡県にも緊急事態宣言が発令された。 ・5月7日以降の本県の感染急拡大は、東西近隣都県の爆発的感染拡大の影響を受けている。それらの地域とのゴールデンウィークにおける往来や行楽等を通じて家庭・職場内や友人間で急速に感染が拡大したと推定される。また、感染の場面は、飲食の機会や団体行動の場面が多くを占めているが、感染が特定できない経路不明者の感染者も40%に達している。 ・こうした状況において、感染拡大を防止するためには、変異株の強い感染力を想定した、これまでよりも一層高いレベルの対応が必要となり、(1)移動や接触機会を減らすこと(2)より感染力が高い感染者と接触しても「感染をしにくくすること」、「感染人数を減らすこと」(3)医療提供体制を充実・強化することが、重要である。 ・県では、感染拡大防止と医療提供体制の確保のため、以下の対応方針により、全力を挙げて、対策を実施する。 <p>1 対象とする期間 令和3年5月14日(金)～5月31日(月) 〔※感染状況に応じて、対策期間を延長する。〕</p> <p>2 対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 感染状況の継続的監視と情報発信 「ふじのくにシステム」に基づき、感染の状況等を継続的に監視・評価し、県民に適切な情報提供を行う。変化が認められた場合は、「警戒レベル」を直ちに変更し、必要に応じ「静岡県実施方針」や本「対応方針」を見直す。 ○ 感染拡大防止対策の徹底 本県における感染者の多くが変異株ウイルスによる感染となっている。変異株ウイルスについては、従来株に比べ感染力が強く、若年層への感染拡大も見られている上、年代に関わらず重症化しやすいとされている。 マスク着用や手指消毒、人と人との間隔を空ける、換気などの基本的な感染防止対策は従来と同じではあるが、強い感染力等を踏まえ、「集団」を形成する場面を極力減らすなど、これまで以上のきめ細かな感染防止対策が必要であることを積極的に呼びかける。 <p>(1)移動や接触機会の抑制</p> <p>① 県境を跨ぐ移動制限 全ての県への不要不急の県境を跨ぐ移動については自粛を要請する。とりわけ緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の対象とされている都道府県への訪問の回避、来訪の自粛を強く要請する。</p>

② 「密」の回避

新型コロナウイルスは、主に飛沫感染や接触感染によって感染するため、ア密閉空間(換気の悪い密閉空間)、イ密集場所(多くの人が密集している)、ウ密接場所(多くの人が密接している)の3つの条件が揃う場面はもちろん、たとえ「1密」であっても避ける。

③ 催物(イベント等)の開催制限

ア 県内で開催される催物等において、主催者に「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」などの基本的な感染防止対策や参加者名簿の作成、接触確認アプリ(COCoA)等の活用の徹底を働きかけるほか、県境を跨ぐ全ての移動の自粛を要請している趣旨を踏まえ、特に、全国的なイベントの開催について慎重な対応を要請する。また、県と市町が連携して、1,000人を超える大規模イベントの相談に積極的に対応する。

イ 今後の感染拡大により、県内で「ステージⅣ」相当に該当すると判断された地域(東部・中部・西部の地区別)においては、感染状況等を分析のうえ、国や当該地域の市町と連携し、開催規模要件(人数上限・5,000人かつ収容定員の50%以内、飲食を伴わないこと等)の見直しについて、催物等の主催者に必要な協力要請を行う。

(2) 感染者数の抑制

① 会話や歌唱の際の注意

マスクを着用していない会話や歌唱などで感染が拡大した事例を踏まえ、室内や移動中の車内、カラオケでの感染に注意するよう呼びかける。また、変異株の感染力を踏まえ、マスクを着用していても、大声の会話・歌唱については、「密」がたとえひとつであっても、感染リスクが高まることを注意喚起する。

② 飲食の際の注意

飲食の場での感染リスクが高いことから、飲食店での黙食と会話時のマスク着用の徹底を継続的に呼びかける。加えて、バーベキューや仲間同士のホームパーティーでの感染拡大が見られることから、同居家族等との場合を除き自粛を呼びかける。さらに、変異株は感染力が強いことから、路上、公園等での集団での飲食など、屋外であっても自粛を呼びかける。

③ 施設の使用制限等

同一地域で複数の飲食店におけるクラスターが発生し、それにより当該地域の感染者数の著しい増加が見込まれるなど、感染拡大防止のために必要と認められる場合は、県内の感染状況の分析や医療提供体制の確保状況、市町の意見等を踏まえ、関係市町と連携し、国と協議のうえ、飲食店の営業時間の短縮要請を行う。

④ 店舗、事業所等での感染防止対策の徹底

ア 業種別ガイドラインによる感染防止対策の再度の徹底や、換気や湿度の管理など感染しにくい環境の確保を呼びかける。

イ 顧客にマスクを着用しない歌唱や会話はできないことを徹底する。貼り紙や声掛けを実施するとともに、顧客名簿の作成や接触確認アプリ(COCoA)の活用、顧客への利用の働きかけを強く要請する。

ウ 感染リスクが高まる「5つの場面」の回避、特に、「居場所の切り替わり」時(休憩室、更衣室、喫煙室等)の感染防止対策について注意を呼びかける。

エ 事業者に対して、在宅勤務(テレワーク)、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を働きかける。

今後の感染拡大により、県内で「ステージⅣ」相当に該当すると判断された地域(東部、中部、西部の地域別)においては、「出勤者の7割削減」を目指すことも含め、事業者を取組を要請する。

オ 変異株が主流になったことにより、その感染性の強さから大規模クラスターの発生が増加することが見込まれ、この抑制が重要である。このため、福祉施設や事業所、学校の寮、共同生活施設などでの感染防止対策の徹底について、入居者や施設管理者、雇用者などに働きかける

とともに、抗原定性簡易キットを配布し、体調に心配がある従業員や入所者、学生が簡便に検査ができる体制を構築する。

⑤ 学校教育活動

ア 変異株ウイルスについては、若年層への感染拡大が従来株よりも強く懸念されることから、基本的な感染防止対策の更なる徹底を児童・生徒・学生に周知する。

イ 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学等において、感染防止と学習機会の確保の両立が図られるよう適切な対応を要請する。

ウ 部活動、課外活動等における集団行動・団体行動の場で感染リスクが高まることを踏まえ感染防止対策を徹底する。

エ 未成年者による飲食クラスターの発生事例があったことから、懇親会等の飲食機会の回避又は感染防止に向けた注意喚起を徹底する。

(3) 医療提供体制の確保

① 病床の確保について、4月30日付けで522床までの確保を依頼し今月中旬には、ほぼ体制が整う。今後、病床の占有率が50%を超える時点においては、通常医療を一定程度抑制することを前提としてコロナ病床を確保するため、感染症予防法第16条の2第1項に基づき病床の確保及び通常医療の一部抑制を医療機関に対して「要請」する。要請にあたって、通常医療を一定程度抑制することについて、早急に医療圏ごとの調整及び静岡県新型コロナウイルス感染症医療専門家会議を開催し意見調整を図る。

② 入院病床を重症者等が優先的に利用できるよう、トリアージの徹底や、軽症者、無症状者の宿泊療養施設や自宅での療養を促進する。退院基準を満たした回復患者の転院を促進するため、後方支援病院に対し病床確保を依頼するとともに、後方支援病院の受入状況についての情報を共有し、コロナ病床の稼働率の向上を図る。

③ 医療機関以外での療養者の適切な健康観察、体調急変時の診療体制を確保する。このため、空白地域への宿泊療養施設の設置を進めるとともに、軽度な中等症を受け入れることが可能となるよう医療機能の強化の検討を進める。また、自宅療養者に対する毎日の健康観察を県看護協会に委託して実施するとともに、自宅療養中の体調急変に備え自宅療養者にパルスオキシメーター(血中酸素濃度測定機器)の貸し出しを実施する。合わせて電話診療や往診等を行なう体制を構築する。

④ 福祉施設でクラスターが発生した場合は、関係団体やDMAT、FICTとの協力のもと、クラスター発生施設での職員不足等に対応してケアを継続するためのクラスター福祉施設支援チーム(CWAT)を派遣する。

⑤ 感染対策の最優先はワクチンの接種であることを強く認識し、まずは、高齢者のワクチン接種について国が求める7月末までの接種完了を達成できるよう市町とともに取り組んでいく。その上で、高齢者接種完了後に行なわれるそれ以外の県民に対する接種スケジュールやワクチンの供給見込みを早急に明示するよう国に対して求める。

(4) その他

① 誹謗中傷等の根絶に向けた呼び掛け

新型コロナウイルスに感染された方やその治療に懸命に対応されている医療従事者の方々をはじめ、飲食等の業界に携わる事業者・従業員、用事があって来県した他地域の方などを対象とした心無い誹謗中傷や差別的対応の根絶に向けた啓発を継続的に実施する。

② 経済・雇用対策

ア 感染症の動向と経済に与える影響を的確に把握し、感染防止対策を講じつつ、県制度融資による資金繰り支援、雇用調整助成金等による雇用維持といった緊急対策に引き続き注力していく。

イ 全国知事会と歩調をあわせ、持続化給付金の再度の支給や雇用調整助成金の特例措置の延長等について、国に対して強く求めていく。

	<p>ウ GoToEatキャンペーン事業について、国の警戒ステージが「Ⅲ」の期間においては、テイクアウト、デリバリーを除き、発行済の食事券の利用自粛を呼びかける。</p> <p>エ 地域観光支援事業である「バイ・シズオカ～今こそ！しずおか！！元気旅！！～」について、国の警戒ステージが「Ⅲ」の期間においては、事業を全面停止する。</p> <p>以上であります。</p>
藤原危機管理監	<p>ただ今、現下の感染拡大を踏まえた今後の対応方針(案)について説明がありました。皆様から質問等がありますか。それでは本部長、この対応方針(案)により対応を決定してよろしいですか。</p>
本部長	<p>了解しました。</p>
藤原危機管理監	<p>それでは、最後に本部長から指示事項をお願いいたします。</p>
本部長	<p>ありがとうございました。指示事項を読み上げます。</p> <p>本県では、5月に入り、変異株の感染拡大により、西部地域を中心として感染者が急増しています。5月12日に開かれた静岡県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議では「本県の感染状況は、国の感染警戒区分で「ステージⅢ」に該当する。」との見解が示されました。本県の警戒レベルは「レベル5(特別警戒)」となりまして、大変厳しい感染状況にありますことから、何としてもここで感染拡大防止対策を徹底し、感染者の減少を実現しなければなりません。</p> <p>現在、東京都や愛知県を含む1都2府3県に対し、緊急事態宣言が発出されており、本県は東西から感染拡大の影響を受けております。本県では、1件のクラスターの発生で家族や仲間が全員感染するなど、感染力の強い変異株の影響を受けていると見られます。さらに、ゴールデンウィークでの人流の増加により、家庭内や友人等に感染拡大したものと推定されます。また、感染の機会は、屋外でのマスク非着用でのバーベキュー等の飲食の機会、あるいは、職場の休憩所などの居場所の切り替わり、さらに社員寮や共同生活の場などで広がっております。</p> <p>こうした中、感染拡大を防止していくためには、人の移動や面談が感染リスクを高めることを認識して、変異株の感染力の強さを踏まえ、不要不急の県境を跨ぐ移動を自粛すること、屋外の飲食の場を含めたマスクの着用の徹底すること、職場や共同生活等での感染防止対策など、県民一人ひとりの一層の感染防止行動の徹底を図ることが重要であります。本県にとって極めて重大な局面を迎えておりまして、県民の皆様のご協力が必要でございます。各部局においては、全ての県民の皆様が共通認識のもとでこうした行動を行うことができるよう、関係する団体等を通じて、改めて周知を図っていただきまして、協力を要請して下さるようお願いいたします。</p> <p>また、感染症対策で最も重要である医療提供体制の確保につきましては、今後の感染症対策業務の増大を見据えて、保健師をはじめとする職員の体制強化すること、さらに、外部人材やDXを最大限活用し、全庁をあげて感染症対策に取り組んでください。</p> <p>新型コロナウイルスに関連した誹謗中傷や差別的対応は決して許されるべきものではありません。特に、日夜、献身的に医療提供に取り組まれている医療従事者への心無い行動が根絶されるように、県職員お一人おひとりが広報担当者として啓発に心掛けてください。</p> <p>以上でございます。</p>
藤原危機管理監	<p>ありがとうございました。以上で第17回本部員会議を終了いたします。</p>

県内での感染拡大を踏まえた今後の対応方針

令和3年5月14日

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部

- ・本県では、5月に入り多くの市町で感染拡大が進み、人口10万人当たりの1週間の感染者数は10人、病床占有率も30%超に急増している。また、感染者の8割以上が変異株となっており、強い感染力を踏まえる必要があることから、本県の感染状況を、「警戒レベル5（特別警戒）」、国の感染警戒区分「ステージⅢ」（感染者急増）とした。
- ・県外においては、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更により、4月23日から東京都、大阪府、京都府、兵庫県に緊急事態宣言が発令され、さらに5月12日からは愛知県、福岡県にも緊急事態宣言が発令された。
- ・5月7日以降の本県の感染急拡大は、東西近隣都県の爆発的感染拡大の影響を受けている。それらの地域とのゴールデンウィークにおける往来や行楽等を通じて家庭・職場内や友人間で急速に感染が拡大したと推定される。また、感染の場面は、飲食の機会や団体行動の場面が多くを占めているが、感染が特定できない経路不明者の感染者も40%に達している。
- ・こうした状況において、感染拡大を防止するためには、変異株の強い感染力を想定した、これまでよりも一層高いレベルの対応が必要となり、
 - (1) 移動や接触機会を減らすこと
 - (2) 感染力が高い感染者と接触しても「感染をしにくくすること」、「感染人数を減らすこと」
 - (3) 医療提供体制を充実・強化することが、重要である。
- ・県では、感染拡大防止と医療提供体制の確保のため、以下の対応方針により、全力を挙げて、対策を実施する。

1 対象とする期間

令和3年5月14日（金）～5月31日（月）

〔※感染状況に応じて、対策期間を延長する。〕

2 対応方針

○ 感染状況の継続的監視と情報発信

「ふじのくにシステム」に基づき、感染の状況等を継続的に監視・評価し、県民に適切な情報提供を行う。変化が認められた場合は、「警戒レベル」を直ちに変更し、必要に応じ「静岡県実施方針」や本「対応方針」を見直す。

○ 感染拡大防止対策の徹底

本県における感染者の多くが変異株ウイルスによる感染となっている。変異株ウイルスについては、従来株に比べ感染力が強く、若年層への感染拡大も見られている上、年代に関わらず重症化しやすいとされている。

マスク着用や手指消毒、人と人との間隔を空ける、換気などの基本的な感染防止対策は従来と同じではあるが、強い感染力等を踏まえ、「集団」を形成する場面を極力減らすなど、これまで以上のきめ細かな感染防止対策が必要であることを積極的に呼びかける。

(1) 移動や接触機会の抑制

① 県境を跨ぐ移動制限

全ての県への不要不急の県境を跨ぐ移動については自粛を要請する。とりわけ緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の対象とされている都道府県への訪問の回避、来訪の自粛を強く要請する。

② 「密」の回避

新型コロナウイルスは、主に飛沫感染や接触感染によって感染するため、ア密閉空間（換気の悪い密閉空間）、イ密集場所（多くの人々が密集している）、ウ密接場所（多くの人々が密接している）の3つの条件が揃う場面はもちろん、たとえ「1密」であっても避ける。

③ 催物（イベント等）の開催制限

ア 県内で開催される催物等において、主催者に「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」などの基本的な感染防止対策や参加者名簿の作成、接触確認アプリ（COCOA）等の活用の徹底を働きかけるほか、県境を跨ぐ全ての移動の自粛を要請している趣旨を踏まえ、特に、全国的なイベントの開催について慎重な対応を要請する。また、県と市町が連携して、1,000人を超える大規模イベントの相談に積極的に対応する。

イ 今後の感染拡大により、県内で「ステージIV」相当に該当すると判断された地域（東部・中部・西部の地区別）においては、感染状況等を分析のうえ、国や当該地域の市町と連携し、開催規模要件（人数上限・5,000人かつ収容定員の50%以内、飲食を伴わないこと等）の見直しについて、催物等の主催者に必要な協力要請を行う。

(2) 感染者数の抑制

① 会話や歌唱の際の注意

マスクを着用していない会話や歌唱などで感染が拡大した事例を踏まえ、室内や移動中の車内、カラオケでの感染に注意するよう呼びかける。また、変異株の感染力を踏まえ、マスクを着用していても、大声の会話・歌唱については、「密」がたとえひとつであっても、感染リスクが高まることを注意喚起する。

② 飲食の際の注意

飲食の場での感染リスクが高いことから、飲食店での黙食と会話時のマスク着用の徹底を継続的に呼びかける。加えて、バーベキューや仲間同士のホームパーティーでの感染拡大が見られることから、同居家族等との場合を除き自粛を呼びかける。さらに、変異株は感染力が強いことから、路上、公園等での集団での飲食など、屋外であっても自粛を呼びかける。

③ 施設の使用制限等

同一地域で複数の飲食店におけるクラスターが発生し、それにより当該地域の感染者数の著しい増加が見込まれるなど、感染拡大防止のために必要と認められる場合は、県内の感染状況の分析や医療提供体制の確保状況、市町の意見等を踏まえ、関係市町と連携し、国と協議のうえ、飲食店の営業時間の短縮要請を行う。

④ 店舗、事業所等での感染防止対策の徹底

ア 業種別ガイドラインによる感染防止対策の再度の徹底や、換気や湿度の管理など感染しにくい環境の確保を呼びかける。

イ 顧客にマスクを着用しない歌唱や会話はできないことを徹底する。貼り紙や声掛けを実施するとともに、顧客名簿の作成や接触確認アプリ（COCOA）の活用、顧客への利用の働きかけを強く要請する。

ウ 感染リスクが高まる「5つの場面」の回避、特に、「居場所の切り替わり」時（休憩室、更衣室、喫煙室等）の感染防止対策について注意を呼びかける。

エ 事業者に対して、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を働きかける。

今後の感染拡大により、県内で「ステージⅣ」相当に該当すると判断された地域（東部、中部、西部の地域別）においては、「出勤者の7割削減」を目指すことも含め、事業者を取組を要請する。

オ 変異株が主流になったことにより、その感染性の強さから大規模クラスターの発生が増加することが見込まれ、この抑制が重要である。このため、福祉施設や事業所、学校の寮、共同生活施設などでの感染防止対策の徹底について、入居者や施設管理者、雇用者などに働きかけるとともに、抗原定性簡易キットを配布し、体調に心配がある従業員や入所者、学生が簡便に検査ができる体制を構築する。

⑤ 学校教育活動

ア 変異株ウイルスについては、若年層への感染拡大が従来株よりも強く懸念されることから、基本的な感染防止対策の更なる徹底を児童・生徒・学生に周知する。

イ 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学等において、感染防止と学習機会の確保の両立が図られるよう適切な対応を要請する。

ウ 部活動、課外活動等における集団行動・団体行動の場で感染リスクが高まることを踏まえ感染防止対策を徹底する。

エ 未成年者による飲食クラスターの発生事例があったことから、懇親会等の飲食機会の回避又は感染防止に向けた注意喚起を徹底する。

(3) 医療提供体制の確保

- ① 病床の確保について、4月30日付けで522床までの確保を依頼し今月中旬には、ほぼ体制が整う。今後、病床の占有率が50%を超える時点においては、通常医療を一定程度抑制することを前提としてコロナ病床を確保するため、感染症予防法第16条の2第1項に基づき病床の確保及び通常医療の一部抑制を医療機関に対して「要請」する。要請にあたって、通常医療を一定程度抑制することについて、早急に医療圏ごとの調整及び静岡県新型コロナウイルス感染症医療専門家会議を開催し意見調整を図る。
- ② 入院病床を重症者等が優先的に利用できるよう、トリアージの徹底や、軽症者、無症状者の宿泊療養施設や自宅での療養を促進する。退院基準を満たした回復患者の転院を促進するため、後方支援病院に対し病床確保を依頼するとともに、後方支援病院の受入状況についての情報を共有し、コロナ病床の稼働率の向上を図る。
- ③ 医療機関以外での療養者の適切な健康観察、体調急変時の診療体制を確保する。このため、空白地域への宿泊療養施設の設置を進めるとともに、軽度な中等症を受け入れることが可能となるよう医療機能の強化の検討を進める。また、自宅療養者に対する毎日の健康観察を県看護協会に委託して実施するとともに、自宅療養中の体調急変に備え自宅療養者にパルスオキシメーター（血中酸素濃度測定機器）の貸し出しを実施する。合わせて電話診療や往診等を行なう体制を構築する。
- ④ 福祉施設でクラスターが発生した場合は、関係団体やDMAT、FICTとの協力のもと、クラスター発生施設での職員不足等に対応してケアを継続するためのクラスター福祉施設支援チーム(CWAT)を派遣する。
- ⑤ 感染対策の最優先はワクチンの接種であることを強く認識し、まずは、高齢者のワクチン接種について国が求める7月末までの接種完了を達成できるよう市町とともに取り組んでいく。
その上で、高齢者接種完了後に行なわれるそれ以外の県民に対する接種スケジュールやワクチンの供給見込みを早急に明示するよう国に対して求める。

(4) その他

① 誹謗中傷等の根絶に向けた呼び掛け

新型コロナウイルスに感染された方やその治療に懸命に対応されている医療従事者の方々をはじめ、飲食等の業界に携わる事業者・従業員、用事があって来県した他地域の方などを対象とした心無い誹謗中傷や差別的対応の根絶に向けた啓発を継続的に実施する。

② 経済・雇用対策

ア 感染症の動向と経済に与える影響を的確に把握し、感染防止対策を講じつつ、県制度融資による資金繰り支援、雇用調整助成金等による雇用維持といった緊急対策に引き続き注力していく。

イ 全国知事会と歩調をあわせ、持続化給付金の再度の支給や雇用調整助成金の特例

措置の延長等について、国に対して強く求めていく。

ウ Go To Eat キャンペーン事業について、国の警戒ステージが「Ⅲ」の期間においては、テイクアウト、デリバリーを除き、発行済の食事券の利用自粛を呼びかける。

エ 地域観光支援事業である「バイ・シズオカ～今こそ！しずおか！！元気旅！！～」について、国の警戒ステージが「Ⅲ」の期間においては、事業を全面停止する。

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部 第18回本部員会議

開催日時 令和3年7月26日

開催場所 別館9階特別第一会議室

森 危機 政 策課長	<p>これより静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部第18回本部員会議を始めます。 それでは、進行を危機管理監にお願いします。</p>
藤原 危機 管理監	<p>はい。本日の会議は、沼津市・下田市で、飲食関連の複数のクラスターが発生するなど、特に県東部地域を中心に感染が拡大しており、今後さらに感染拡大が進んだ場合、県内の受入病床がさらに逼迫する事態となることから、県内の感染状況や医療提供体制等について情報共有するとともに、具体的な対応を決定するために開催いたします。 それでは議事に入ります。 議事(1)新型コロナウイルス感染症者発生・入院等の状況と、第5波に備えた医療提供体制について説明してください。</p>
山梨 健康 福祉部長	<p>はい。それでは初めに、県内の感染症者の発生・入院等の状況について、御説明をいたします。資料1-1を御覧ください。主な点をかいつまんで御説明をいたします。開いていただいて、3ページ4ページを御覧ください。県全体の感染者数につきましては、ページ4の方にありますように、7月20日頃から急増しておりまして、25日には、人口10万人当たりの週の新規観戦者数が10.4人となっています。地域別の状況についてですが、飛んでいただいて7ページを御覧ください。東部地域の状況であります。こちら7月に入った頃から急上昇し始めまして、人口10万人当たりでは国のステージⅢに該当する15人を超えています。8ページは中部地域になりますがこちらは現在落ち着いています。9ページの西部地域についても、落ち着いていたんですが、ここへ来て最近若干の増加傾向が見られます。 10ページ、療養者の状況ですが、東部地域で感染者が急増したことを受けまして、全療養者数が7月に入り、再び増加に転じています。12ページに参りまして、東部地域の病床の状況であります。7月に入りまして占有率が上昇し、今は35パーセント程度になっています。13ページ、14ページは、中部西部地域の状況ですが、こちらは落ち着いています。 東部地域の中でも、駿東田方圏域の病床の利用率が70パーセント程となっているため、中部地域へ患者さんを搬送する広域調整等も行っている状況です。 15ページに参りまして、年齢分布の患者さんの年齢分布の状況ですが、最近の週では、50歳以下が80パーセントを占めていまして、高齢者の割合は低下をしています。 これは、高齢者のワクチン接種が概ね行き渡ったことによるものと思われるんですが、16ページにありますように、最近では、高齢者の割合7パーセント6パーセントと低くなっていることがわかります。次、18ページに参ります。沼津市の感染状況になります。 感染経路は学校・保育園、それから家族、そして飲食関係という順になっています。 19ページは下田市の感染状況です。こちらは、飲食関係がほとんどとなっています。 20ページ、三島市の状況ですが、感染経路が不明の割合が高い点がこちらの特徴になっています。21ページ参りまして、デルタ株の状況になります。 先週時点で、前の週11パーセントだったんですが、24パーセントということで、やはり大きく上昇をしてきています。以上が感染及び入院等の状況であります。 次に、これを受けまして、第5波に備えた医療提供体制について御説明をいたします。 資料は1-2を御覧ください。全体のスキームといたしましては、国のツールによる1,507人の療養者に対しまして、入院が546人、宿泊療養施設588人、自宅療養で400人という体制を組んで対応することとしています。 2にありますように、東部地域での感染者の増加に伴いまして、病床が逼迫しつつありますために、その対応といたしまして、さらなる病床の確保、それから広域調整の実施、後方支援病院</p>

	<p>への転院等の促進の3点につきまして、重点的に取り組んで参ります。</p> <p>特に広域調整につきましては、第3波の経験を踏まえまして、県の病院協会及び重点医療機関に御協力をいただいて、早い段階から実施をして参ります。私からは以上でございます。</p>
藤原危機管理監	<p>ありがとうございます。ただいまの説明につきまして御質問等ございますでしょうか。では、一旦進みます。次に議事(2)「東部地域における感染拡大を踏まえた対応について」御説明をお願いします。</p>
森危機政策課長	<p>はい。資料2「東部地域における感染拡大を踏まえた対応について」を御覧ください。</p> <p>東部地域における感染拡大を踏まえた対応について(案)。</p> <p>令和3年7月26日、静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部。</p> <p>本県では、デルタ株による感染拡大が顕著となっている首都圏との経済交流が活発な県東部地域において、相次いでクラスターが発生する等、感染が急拡大し、医療体制の負担が増大し続けている。</p> <p>これまでの変異株よりも感染力が強いデルタ株への転換が進んでいる中で、夏休みやお盆休みの帰省、夏祭りなどのイベント等による人流拡大の可能性が高まる時期を迎えることから、今後も感染拡大が続けば、警戒レベル5への引き上げが見込まれる。このため、これ以上の感染拡大を防止すべく、以下の対応を実施する。</p> <p>1 感染状況の継続的監視と情報発信 「ふじのくにシステム」に基づく感染状況等の日々の監視・評価を継続し、変化が認められた場合は、「警戒レベル」を直ちに変更する。</p> <p>2 医療提供体制の確保 更なる病床の確保、入院の広域調整、後方支援病院への転院促進を円滑に行い、東部地域における医療体制の逼迫度の軽減を図る。</p> <p>3 飲食店への営業時間の短縮要請 同一市町で複数の飲食関連のクラスターが発生した沼津市、下田市では、市内全域の飲食店に対して営業時間の短縮を要請する。他の市町においても基準に該当した場合には、速やかに営業時間の短縮を要請する。</p> <p>4 東部地域への最大限の注意喚起 感染が拡大している東部地域において、「外出時や会話時のマスクの着用」、「こまめな手洗いの徹底」、「人と人との距離の確保」、「適切な換気の実施」など、これまでの感染防止対策を再度徹底するよう要請する。</p> <p>5 夏休みに向けた感染防止対策 夏休みを迎え、注意力低下や気の緩みによる感染リスクの高まりを抑制するため、事業者への施設、業種ごとの感染防止ガイドラインの徹底、並びに県民への旅行や帰省、イベント等への参加における感染防止対策の徹底について更なる注意喚起を行う。</p> <p>以上であります。</p>
藤原危機管理監	<p>はい、ありがとうございます。一旦、議事(3)「沼津市・下田市における飲食店に対する営業時間の短縮要請について」続けて説明してください。</p>

太田危機 対策課長	<p>はい。資料3を御覧ください。時短要請を行う三つの基準に対しまして、7月25日時点の感染状況を整理いたしました。1番、人口10万人当たりの直近1週間の新規感染者数でございます。25人以上基準といたしまして、沼津市29.5人、下田市につきましては、基準を大きく上回る226.8人となっております。2番目。飲食店クラスターでございます。沼津市において、飲食店クラスター2件が判明してございます。下田市におきましては、複数の飲食店を利用した団体の会食クラスター2件が判明してございます。3、病床の占有状況でございます。</p> <p>沼津市がある、駿東田方圏域につきましては、66.7パーセント基準の50パーセントを超えた状況でございます。下田市のある賀茂圏域につきましては、4床が確保されておりますが、他圏域の医療機関に入院している状況でございます。隣接する熱海と駿東田方を合わせた病床占有率は41.3パーセントとなっており、賀茂地域としては、いつ、100パーセントに達してもおかしくない状況でございます。以上の状況から、2市の飲食店に対し、営業時間の短縮要請を行うものでございます。次ページを御覧ください。要請内容でございます。対象区域・施設につきましては、沼津市全域の飲食店約2,240店舗でございます。下田市全域の飲食店約630店舗以上が対象となっております。要請期間につきましては、令和3年7月28日水曜日から令和3年8月10日火曜日までの14日間。営業自粛時間につきましては、20時から翌朝5時まで。酒類の提供につきましては、19時から翌朝5時までの自粛を求めるものでございます。協力金につきましては、5月に実施いたしました湖西市の時間要請と同じ協力金の制度を採用するものでございます。以上です。</p>
藤原危機 管理監	<p>はい、ありがとうございます。それでは議題の2「東部地域における感染風踏まえた対応」及び議題の3「沼津市・下田市における営業時間の短縮要請」につきまして、何か御質問等はございますでしょうか。はい、では先に進めます。続きまして、議題の4「バイ・シズオカ～今こそ！しずおか！！元気旅！！～」について説明してください。</p>
植田スポー ツ・文化観 光部長	<p>はい、それでは資料4を御覧ください。「バイ・シズオカ～今こそ！しずおか元気旅～」についてでございます。県民を対象とした県内の観光促進事業につきましては、8月31日までの期間で現在実施中でございます。事業の停止の基準はステージⅢ相当であります。現在、先ほど説明ありましたように一部地域で感染の拡大等がございます。</p> <p>こういった状況をふまえ、感染拡大防止の点から、7月30日以降の予約についての割引を停止いたします。2を御覧ください。(1)は今説明した通りでございます。(2)につきましては、すでに予約しております旅行者の方々、事業者の方々双方への感染防止対策のさらなる徹底を呼びかけて参ります。以上でございます。</p>
藤原危機 管理監	<p>はい、ありがとうございます。続きまして、議題(5)「Go To Eatキャンペーン食事券への対応」について、続けて御説明をお願いします。</p>
増田経済 産業部部 長代理	<p>はい。資料5を御覧ください。Go To Eatキャンペーン食事券への対応でございます。</p> <p>本県での新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、静岡県商工会議所連合会、静岡県商工会連合会が農林水産省から事業受託しているGo To Eatキャンペーンについては、次のとおりとする。県は実施事業者に対し、明日7月27日から当面の間、テイクアウト及びデリバリーを除く食事券の利用については自粛していただくよう、参加店舗及び利用者への呼びかけを要請する。県としても食事券利用者に対し、同様の自粛を呼びかけることとします。以上です。</p>
藤原危機 管理監	<p>ありがとうございます。今まで、議題の2から5まで、県の対応について説明いただきました。この部分及び全体通して、何か御質問ございますでしょうか。はい、ありがとうございます。それでは、本部長、県の対応として今までの議題(2)から(5)のとおりとしてよろしいでしょうか。</p>
本部長	<p>はい、了解しました。</p>
藤原危機 管理監	<p>ありがとうございます。それでは最後に、本部長から指示をお願いいたします。</p>
本部長	<p>はい。静岡県では7月に入りまして、変異株による感染拡大による感染者が急増しておりま</p>

	<p>す。特に東部地域では、7月25日現在の1週間当たりの新規感染者数が人口10万人当たり20.6人であり、かつ病床占有率が38.8パーセントとなっておりまして、医療体制の逼迫が懸念されます。これから夏休み、また帰省、イベント等の開催等、人流の拡大する時期を迎えておりますことから、ここで何としても、これ以上の感染拡大を防止するため、改めて各種対策の徹底を図ることといたします。現在、東京都、沖縄県には緊急事態宣言が発出されております。また、神奈川県、大阪府を含む1府3県に対して、まん延防止等重点措置が発出されております。</p> <p>本県では東西から感染拡大の影響を受けており、特に東部地域では、接待を伴う飲食店や事業所、学校等において複数のクラスターが発生しているなど、感染力の強い変異株の影響を受けていると見られます。こうした中、感染拡大を防止するため、複数の飲食関連のクラスターが発生した沼津市と下田市におきまして、営業時間の短縮要請を行うことといたしました。</p> <p>県民の皆様には、変異株の感染力の強さを踏まえ、不要不急の県境を跨ぐ移動を自粛していただき、また屋外の飲食の場を含めたマスクの着用を徹底していただくなど、一層の感染防止行動の徹底を呼びかけて参りたく存じます。</p> <p>県職員の皆様も緊張感を保っていただきまして、御自身、また家族、職場での感染防止対策をしっかりと行ってください。</p> <p>各部局におかれましては、全ての県民の皆様が共通認識のもとで、感染防止行動を行うことができるように、関係団体等を通じて周知の徹底を図るとともに、医療確保体制の確保が図られるよう全庁を挙げて、感染症対策に取り組んでください。以上であります。</p>
藤原危機 管理監	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>以上で、第18回本部員会議を終了いたします。</p>

東部地域における感染拡大を踏まえた対応について

令和3年7月26日

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部

本県では、デルタ株による感染拡大が顕著となっている首都圏との経済交流が活発な県東部地域において、相次いでクラスターが発生する等、感染が急拡大し、医療体制への負担が増大し続けている。

これまでの変異株よりも感染力が強いデルタ株への転換が進んでいる中で、夏休みやお盆休みの帰省、夏祭りなどのイベント等による人流拡大の可能性が高まる時期を迎えることから、今後も感染拡大が続けば、警戒レベル5への引き上げが見込まれる。このため、これ以上の感染拡大を防止すべく、以下の対応を実施する。

1 感染状況の継続的監視と情報発信

「ふじのくにシステム」に基づく感染状況等の日々の監視・評価を継続し、変化が認められた場合は、「警戒レベル」を直ちに変更する。

2 医療提供体制の確保

更なる病床の確保、入院の広域調整、後方支援病院への転院促進を円滑に行い、東部地域における医療体制の逼迫度の軽減を図る。

3 飲食店への営業時間短縮要請

同一市町で複数の飲食関連のクラスターが発生した沼津市、下田市では、市内全域の飲食店に対して営業時間の短縮を要請する。他の市町においても基準に該当した場合には、速やかに営業時間の短縮を要請する。

4 東部地域への最大限の注意喚起

感染が拡大している東部地域において、「外出時や会話時のマスクの着用」、「こまめな手洗いの徹底」、「人と人との距離の確保」、「適切な換気の実施」など、これまでの感染防止対策を再度徹底するよう要請する。

5 夏休みに向けた感染防止対策

夏休みを迎え、注意力低下や気の緩みによる感染リスクの高まりを抑制するため、事業者への施設、業種ごとの感染防止ガイドラインの徹底、並びに県民への旅行や帰省、イベント等への参加における感染防止対策の徹底について更なる注意喚起を行う。

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部 第19回本部員会議

日時 令和3年8月6日(金)午後2時30分～

場所 別館9回特別第1会議室

森 危機政策課長	<p>これより静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部第19回本部員会議を始めます。</p> <p>本日は、静岡県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の座長で、静岡がんセンター感染症内科部長の倉井華子様オンラインで御出席いただいております。</p> <p>それでは、進行を危機管理監にお願いします。</p>
藤原 危機管理監	<p>はい。本日の会議は、全国的に感染者が急増している中、本県におきましても、特に東部地域を中心に感染が拡大しており、今般、政府が本県にまん延防止等重点措置の適用を決定したことを踏まえ、県内の感染状況や医療提供体制等の情報共有及び今後の対応方針等を決定するため開催いたします。それでは議事に入ります。</p> <p>まず議事(1)新型コロナウイルス感染症発生・入院等の状況について、健康福祉部から報告をお願いします。</p>
山梨 感染症対策担当部長	<p>はい。それでは、県内の感染者の発生・入院等の状況について、御説明をいたします。</p> <p>資料の1を御覧ください。右下のページ数の2ページを御覧ください。</p> <p>感染者数につきましては、7月の末から急増いたしまして、青の折れ線グラフが急角度に上昇していることがわかると思います。8月の公表者数は、1週間に満たない時点で既に709人となっております。では、おめくりいただき、4ページにありますように、7月31日にこれまで最高だった1日127人を超える168人の感染者が発生をいたしまして、8月の4日には、さらに更新して202人となっております。感染者の急増に合わせて、人口10万人当たりの1週間の患者発生数も増加をいたしまして、国のステージⅢの目安である15人を7月29日に超え、1週間経たない8月4日には、国のステージⅣの目安である25人を超えることとなりました。</p> <p>この感染状況につきましては、8月4日に静岡県感染症対策専門家会議に感染動向をお諮りしましたところ、「国ステージをⅢからⅣに、県の感染流行期を感染まん延期後期にすべき」という委員全員の一致によって決定をされたところであります。</p> <p>次にですね、おめくりいただき、5ページを御覧ください。全療養者の状況でございます。右上にありますように、全療養者数は1,301人、内訳は入院が202人、宿泊が292人、自宅療養が807人となっております、いずれも過去最多の状況であります。8月5日時点の病院病床占有率は39.2パーセントとなりこちらも急上昇しています。6ページ、東部地域の病床の状況です。7月に入りまして、急上昇いたしまして、病床占有率は8月5日の時点では59.7パーセントとなり、逼迫度が非常に高くなっています。このため、東部地域の感染症患者さんにつきましては、広域調整によって中部地域の病院へ搬送している例が30件を超えています。</p> <p>最後、7ページ、8ページを御覧いただけます。中部地域、西部地域の状況ですけれども、7月の末から急上昇いたしまして、中部は35.9パーセント、西部は26.0パーセントと高まっています。以上であります。</p>
藤原 危機管理監	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>続きまして、議事(2)2日前に開催されました、静岡県新型コロナウイルス感染症医療専門家会議からの提言について、倉井先生からお願いいたします。</p>
倉井華子氏	<p>はい。オンラインとして、遠隔から参加させていただきます。よろしくお願いたします。</p> <p>専門家会議からの提言です。7月下旬より皆様の御存知のように、新型コロナの患者数がこれまでに急上昇しています。県内の新型コロナの受入病床は非常に厳しいものとなっております。今現在、毎日100人台の新規感染者が生じています。人口10万人当たりの1週間の新規感染者数は20を超え、全療養者数も1,300に達し、国の感染状況のステージⅣに相当しています。これは、初めての状況です。</p>

	<p>この未曾有の感染拡大により、県全体の病床率は40パーセントに迫り、東部地域は非常に厳しく、60パーセントに届こうとしています。このような医療現場の強い逼迫状況を踏まえ、8月4日の県の感染症対策専門家会議で出されたコロナの医療体制に関する諸意見。そして、その翌日に行われました県医療専門家会議で協議し、今回7つの項目を提言として挙げさせていただきます。1つ目です。今、重症者が少しずつ増加しています。さらなる重症病床の確保、こちらをお願いいたします。2つ目。今、受入れを行っていない医療機関もまだあります。入院患者さんを受け入れていない病院での入院患者さんの受入促進、こちらをお願いいたします。1床でも病院で受入れていただくと非常に助かります。3つ目ですが、今、疑い患者の病床として用いている病床があります。こちらに関して、可能な限り陽性患者のベッドに転換する、こちらも提言させていただきます。4つ目ですが、今、急性期を診る病院では、病状が安定していますけれども、隔離期間が続くために入院が続いている方もいらっしゃいます。病状が安定していれば、隔離期間であっても、医師が退院可能で病状が安定していると判断した場合には、後方支援病院への転院や、宿泊や自宅での療養の促進、こちらも3つ目の提言としてお願いしたいことです。4つ目ですね、失礼いたしました。5つ目ですけれども、今、ホテルは各医療圏で確保はされています。こちらの既存のホテルについて、地域の医師会ですとか、その他の病院等と連携し、療養体制の強化、こちらも提言させていただきます。6つ目ですが、まだこのホテルが十分に設置できていない医療圏もあります。新規のホテル設置について、未設置の医療圏への設置の検討もお願いいたします。そして7つ目です。今後、自宅療養者が増加することが予想されます。自宅療養者に関して、自宅で悪くならないよう、そして自宅で不安を抱えることがないよう、地域の診療所による診療体制の充実、こちらを最後の提言として挙げさせていただきます。私からは以上となります。</p>
<p>藤原危機管理監</p>	<p>はい、ありがとうございます。 7項目にわたる御提言を受けまして、健康福祉部から議事(3)医療提供体制の確保及び感染対策の取組について説明をお願いします。</p>
<p>山梨感染症対策担当部長</p>	<p>ただいまの御提言を受けまして、健康福祉部の実施する取組について御説明をいたします。資料の3を御覧ください。医療提供体制の確保及び感染対策に向けた取組でございます。初めに医療提供体制の確保についてですが、通常医療に影響を与えない範囲で、新型コロナウイルス感染症患者の受入病院を可能な限り確保するために、感染症予防法に基づく協力要請を行います。その内容といたしまして、初めに、病床確保といたしまして、重症病床のさらなる確保、疑い患者用病床の陽性患者受入病床への転換を促してまいります。</p> <p>次に、病床の回転率の向上を目指しまして、退院基準を満たす前の方でも軽快した患者さんについては、転院または自宅療養施設への療養搬送を促進してまいります。</p> <p>これに合わせまして、支援策として空床補償単価の引き上げ等を実施します。</p> <p>2つ目、自宅療養者や宿泊療養者への診療体制の確保ですが、自宅療養者には地域の医療機関と連携して、往診・オンライン診療の体制を整えます。また、宿泊療養施設の医療体制の強化にも努めます。3です。新規の宿泊療養施設の設置検討は未設置の医療圏への設置を検討します。第4ですが、クラスター発生の抑制につきましては、デルタ株の感染力が強いことを考慮して、福祉施設や幼稚園、学校等のクラスターの発生を抑制するために、抗原定性簡易キットを配布し、感染者を早期に発見するよう努めていきます。5です。保健所機能の強化です。感染対策の最前線である保健所の機能維持のために人員を補強します。</p> <p>最後、第6といたしまして、デルタ株が主流となる中で、ワクチン接種者への感染事例が報告をされています。ワクチンは絶対的なものではないということを理解をさせていただいて、引き続きマスクの着用など基本的な感染対策の継続を県民の皆様へ呼びかけて参ります。</p> <p>最後に1点ですが、8月4日に行われました静岡県感染症対策専門家会議におきましては、「東部地域の感染拡大は、すぐに中部、西部地域に拡大するということが容易に想定されるので、早めに県全体に対して、より強い対策を行い感染の抑制をすることが必要という観点</p>

	<p>から、緊急事態宣言の発令を国に要望すべき」という意見をいただきました。</p> <p>この後、まん延防止等重点措置については議論をしていただきますけれども、静岡・浜松以外の中部西部地域においても、恐らく感染の拡大が続いてまいりますので、対象区域の見直しや措置期間中に感染が収まらない場合には、緊急事態宣言の発出の検討というのを改めてやっていただくように希望いたします。以上です。</p>
<p>藤原 危機管理監</p>	<p>はい、ありがとうございます。医療提供体制の確保、感染対策の取り組みについて御説明いただきました。それではそれらを受けまして、議事(4)でございます。</p> <p>県の警戒レベルの引き上げについて、危機管理部から御報告ください。</p>
<p>杉山 危機報道官</p>	<p>はい。危機報道官杉山です。お手元の資料4を御覧ください。A4の横長の色がカラフルについている資料でございます。「新型コロナウイルス感染状況把握のための評価指標と目安」というタイトルがついてございます。表が、上段と下段と二つあります。上段の一番上にですね、「感染まん延期後期」「ステージⅣ」という紫色で書かれた行がございます。こちらがステージⅣに該当する主な指標になります。例えば、一番左の列、◎(1)、青で④と書いたところ、1週間の新規感染者数(人口10万人当たり)こちらは1週間で910人以上(25人以上)はステージⅣに該当するという基準が一つ載ってございます。これに対しまして、下段の表の一番下ですね、ちょっと赤で白抜の部分ですが、こちらはですね、1週間で926人、人口10万人当たりですと25.44人となっておりますので、このステージⅣの基準を超えてるという形になります。</p> <p>上段の行をもう一度を御覧いただきたいのですが、赤字の(3)、青丸の6と示したところに感染経路不明の感染者率という列がございます。ここはですね、50パーセント以上がステージⅣという形になっておりまして、現状は、一番下段の表の一番下、オレンジ色の白抜きで44.6パーセントとあります。基準には届いておりませんが、この数字も非常にですね、ステージⅣに事実上もう近づいているという状況になっております。少し右へ移りまして、上段の表の赤のですね(6)青字の①-1、こちらに病床の占有率がございます。この病床占有率のステージⅣの場合は、確保病床の50パーセント以上となります。現状は、この下段の表のまた一番下の行に戻りまして、平均32.3直近で39.2パーセントあります。</p> <p>ここは現時点では、まだステージⅣには届いておりませんが、ただしこれは東部地域の医療圏域を見ますとですね、もう極めて高い割合になっているという状況でございます。</p> <p>そしてですね、もう少しまた右に移りまして、上段の表の右から2列目の青字の②と書いたところに全療養者数(人口10万人当たり)とあります。</p> <p>こちらはステージⅣの指標が1,092人以上で、人口10万人当たりですと30人以上という基準に対しまして、下段の表の、また一番下のところを御覧いただきますと、直近で1,301人、10万人当たりですと35.74人ということで、こちらはⅣの基準を超えているという状況でございます。</p> <p>そして一番右の列にありますように、先週と比べて増えてるか減ってるかということですけども、こちらは1.72ということで、明らかに、ここ数週間は増えているという状況でございます。</p> <p>専門家会議の御意見、それからこの数字をですね、評価いたしますと、本県の感染状況は「国のステージⅣ」それから「感染まん延期の後期」ということになります。次のページ、資料4-の2ページを御覧ください。日本地図が入っているページでございますが、今の状況からですね、本県独自のふじのくに基準で「警戒レベル6(嚴重警戒)」という状況にステージを引上げるという判断をいたしました。今、皆様に御覧いただいている2ページの資料に水色の枠が二つございますが、その下の方の枠の中に、まん延防止等重点措置の概要について記載がございます。</p> <p>この結果、国からもですね、本県がまん延防止等重点措置の都道府県の一つに入りましたので、措置ということで令和3年の8月8日の日曜日から8月31日の火曜日までを措置の期間とし、措置区域を、これは本県がですね、地域を定めておるものですが、県の東部・賀茂地域、静岡市浜松市を対象に措置区域といたします。</p> <p>措置内容につきましては、飲食店等に対する営業時間の短縮要請。それから、大規模集客施設等への営業時間の短縮要請でございます。資料を飛びまして、4ページを御覧ください</p>

	<p>い。右上に資料4-2と書かれた資料でございます。</p> <p>「飲食店等に対するお願い」という資料でございますが、営業時間の短縮要請の概要でございます。飲食店等でございますけれども、こちらは食品衛生法の営業許可を受けた飲食店等ということになりますけれども、先ほど申し上げた通り、8月8日の日曜日の0時から、8月31日の24時までの期間でございます。対象区域は措置区域ということで、東部・賀茂、静岡市、浜松市という形になります。そして、要請の根拠は、法律、これは新型インフルエンザ等対策特別措置法の31条の6第1項に基づく要請となりまして、営業時間は午前5時から午後8時、20時までという形です。それから酒類、お酒ですね。お酒の提供は行わないこと。これは終日行わないことという形の要請になります。次に5ページをお開きください。大規模集客施設等に関するお願いということでございます。大規模集客施設につきましても、期日それから対象区域は、飲食店と同じでございます。大規模集客施設、どのような施設が該当するかということでございますが、表のですね、上段、商業施設と、そして下段にイベント関連施設と、大きく2つに分けてございますが、真ん中の列にございますように、大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター、スーパー等以下、こちらにある、いわゆるサービス業の業種の施設という形になります。ただしですね、これは規模によって対象が異なります。いずれも1,000㎡を超える施設が対象になります。それで、右側の列にございますように、こちらは、特措法の第24条の9項に基づく要請という形になりまして、いずれも営業時間は午前5時から午後8時、20時までという要請になります。ただし、下段の方のイベントのところは米印がございまして、イベントの開催を行う場合については、21時まで営業してもいいという内容でございます。詳細につきましては資料の通りでございますが、概要については以上です。</p>
藤原危機管理監	<p>はい、ありがとうございます。ただ今までで、新型コロナウイルス感染症の状況、それから専門家会議からの提言、それに対する取組、それから、本県の警戒レベルの引上げと国からまん延防止等重点措置の地域に指定されたということに対する対応の素案について報告がございました。これまでの報告等について御質問等はございますでしょうか。</p>
本部長	<p>はい。</p>
藤原危機管理監	<p>お願いします。</p>
本部長	<p>今の資料4ですけれども、飲食店ではですね、8時までしか営業はできないと、そしてお酒の提供はできないと。これは県全体ではなくて、措置区域すなわち東部・賀茂地域、静岡市、浜松市についてのみということですか。</p>
杉山危機報道官	<p>はい。そうです。</p>
本部長	<p>そういうことですね。はい。ありがとう。</p>
藤原危機管理監	<p>はい、ありがとうございました。では一旦続けます。続きまして、議事の(5)でございます。まん延防止等重点措置を踏まえた今後の対応方針について、御報告をお願いします。</p>
森危機政策課長	<p>はい。新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置に係る静岡県の対応方針(案)を御説明させていただきます。</p> <p>令和3年8月6日、新型インフルエンザ等対策特別措置法、(以下、「法」という、)第31条の4第3項に基づく、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示を受け、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、次の必要な措置等を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 措置を実施する期間令和3年8月8日日曜日から8月31日(火) 2 措置区域 沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町、静岡市、浜松市

3 措置区域で実施する措置の内容

デルタ株による感染拡大が顕著な県東部地域及び、飲食店や大規模集客施設が集中する静岡市、浜松市において、人流を抑制し、人と人との接触機会を減らすために、法第31条の6第1項に基づく、「飲食店に対する営業時間の短縮要請」を実施するとともに、法第24条第9項に基づく「大規模集客施設への営業時間の短縮要請」を以下のとおり実施する。

(1) 飲食店等への要請

① 飲食店事業者への要請

食品衛生法の営業許可を受けた飲食店や喫茶店(デリバリー、テイクアウト、ホテル・旅館において宿泊者に限定して食事を提供する食堂、コンビニのイートインなどは除く。)に対し、次のとおり要請する。

要請期間 令和3年8月8日 日曜日から(日)0時から8月31日(火)24時まで

対象区域 措置区域

営業時間短縮要請 (酒類提供の時間)(法第31条の6第1項に基づく要請)

・営業時間は5時から20時まで

・酒類の提供(利用者による種類の持ち込みを含む。以下同じ。)は行わないこと

営業にあたっての要請内容(法第31条の6第1項に基づく要請)

・従業員に対する検査を受けることの推奨

・入場するものの整理等

・感染防止措置を実施しない者の入場の禁止(入場済みの方の退場を含む)

・手指消毒設備の設置と消毒、施設の喚起

・マスクの着用その他の感染防止に関する措置の入場者に対する周知

・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等飛沫感染防止等の対策

・飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設置設備の利用自粛(法第27条第9項に基づく要請)

・ふじのくに安全・安心認証(飲食店)を取得するなど、感染防止対策の業種別ガイドラインの遵守

② 県民への要請

法第31条の6第2項に基づき、県民に対し、営業時間の短縮を要請する時間外に該当店舗へみだりに出入りしないよう要請する。

(2) 飲食店以外の施設への対応

大規模集客施設等について、営業時間短縮等について要請を行う。

要請期間 令和3年8月8日(日)0時から8月31日(火)24時まで

対象区域 措置区域

商業施設や遊戯施設等の商業施設等のうち、1,000平米を超えるところについては、営業時間は5時から20時までにとり要請を行います。それから、劇場・映画館や、集会、展示施設など、イベント関連施設のうち1,000㎡を超えるものについては、営業時間は5時から20時までという短縮要請を行います。結婚式場については、飲食店等々等に準じるということにしております。続きまして(3)県主催のイベント等への対応。

人流の拡大を抑制するために、措置区域における県主催のイベントや会議等について、中止・延期を含めた開催方法の見直しを実施する。ということで、ここまです措置区域に実施します措置の内容でございます。ここからが全県で実施する措置を記載しております。ここからはかいつまんで、柱立てを中心に説明させていただきます。

4全県で実施する措置の内容、としまして、まず(1)密の徹底回避、移動及び人との接触機会の減少ということで、①県民への外出自粛の要請。県民に対し、医療機関への通院、それから、生活必需品の買い出し、散歩など生活や健康の維持のために必要なものを除き、不要不急の外出自粛を要請します。

	<p>②県境を跨ぐ移動制限としまして、すべての都道府県等の不要不急の移動往来は自粛を要請します。</p> <p>③「密」の回避としまして、たとえ「1密」であっても回避するということを要請していきます。</p> <p>5ページでございますが、④会話や歌唱の際の注意としまして、マスクを着用していても大声の会話や歌唱については、屋外を含めて感染リスクが高まることなどを注意喚起してまいります。</p> <p>⑤飲食の際の注意としまして、飲食の場での感染リスクが高いことを踏まえ、飲食店での黙食と会話時のマスク着用の徹底を継続的に呼びかけてまいります。</p> <p>⑥飲食店での対策としまして、飲食店を利用する場合は、ふじのくに安全安心(飲食店)認証を受けた店舗を利用するよう呼びかけてまいります。</p> <p>(2)催物イベントの開催制限等についてであります。まず①としまして、開催制限の目安を下記の通り記載しております。</p> <p>②としまして、主催者における感染対策としまして、主催者にマスクの着用、入場時の検温、密集の回避などの基本的な感染防止対策の徹底など適正に実施するよう呼びかけてまいります。</p> <p>③事前相談の対応としまして、参加者が1,000人を超える催物、または全国的・広域的な移動を伴う催物は、事前相談を行うよう要請してまいります。</p> <p>次に、(3)感染症の抑制でございます。</p> <p>①事業所、医療・福祉施設等での対策としまして、業種別ガイドラインによる感染防止対策の徹底をはじめ、換気・湿度・二酸化炭素濃度などの管理を行い、感染しにくい環境を確保するよう呼びかけてまいります。</p> <p>それから、在宅勤務、時差出勤など、出勤者の7割削減を含めた感染防止対策の強化を要請してまいります。</p> <p>②学校教育活動での対策といたしまして、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学等において、感染防止と学習機会の確保の両立が図られるよう、適切な対応を要請してまいります。</p> <p>③クラスター発生の抑制としましては、高齢者・障害者・児童福祉施設・幼稚園等及び希望する学校に対し、抗原定性簡易キットを配布し、感染者の早期発見に努めることを位置付けております。</p> <p>(4)医療提供体制及び療養体制の充実強化。</p> <p>①病床の確保としまして、感染者を受入れる病床を確保するため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下、「感染症予防法」という。)第16条の2第1項に基づき、県内医療機関に対して病床確保等について協力を要請してまいります。</p> <p>②としまして、病院の回転率の向上。</p> <p>それから③としましては、保健所機能の維持。それから(5)としまして、ワクチン接種の推進を位置付けております。最後になりますが、(6)その他といたしまして、まず①経済雇用対策としましては、ふじのくに安全認証制度の話ですとか、県制度融資による資金繰り支援の話、それから持続化給付金の制度の支給、Go To Eatキャンペーン、これは発行済みの食事券の利用を自粛を呼びかける。それから、「バイ・シズオカ〜今こそ！しずおか！！元気旅！！〜」につきましては、既に新たな予約に関しては、割引を停止しておりますので、事業終了である8月31日までは再開しないということにしております。そして②誹謗中傷等の根絶に向けた呼びかけといったことを位置付けております。以上でございます。</p>
藤原危機管理監	はい、ありがとうございます。ただ今、「まん延防止等重点措置に係る静岡県の対応方針(案)」といたしまして、措置の期間、それから措置区域、措置の内容について措置区域で実施するものと、それから全県での取組について御説明いただきました。

	<p>抜粋したところがございますが、それは記載のとおりでございます。 今までのところにつきまして、御質問等はございますでしょうか。お願いします。</p>
本部長	<p>資料4ではですね、まん延防止等重点措置の措置区域は、県東部・賀茂地域というふう に2つ区別されてるんですが、資料5の3では、1ページのところにですね、措置区域の中になる ほど賀茂地域の1市5町入ってますが、その3のところは、県東部地域及び静岡市、浜松市と いうふうになっていてですね。この場合は、多分、東部の中に賀茂も入れてるんだと思いま すけれども、賀茂地域、それ自体の感染状況はどうなってるんでしょうか。</p>
藤原危機管 理監	<p>はい。それでは賀茂地域の感染状況等につきまして、健康福祉部から状況をお願いいた します。</p>
後藤健康福 祉部参事	<p>健康福祉部参事の後藤でございます。賀茂地域は、一時、クラスターが飲食店等で頻発し ておりましたが、現在は次第に感染者が減少しております。しかしながら、まだ3日に1度程度 の感染者が発生しておりますし、飲食店関係の感染者も発生しております。最も、賀茂地域の 感染状況で問題でありますのは、賀茂地域に現在、受入病床が実質2床というふう聞いて おります。4連休の前あたりから、広域搬送が県東部地域・賀茂地域からそれ以外の保健医 療圏、熱海、伊東、富士、静岡市の方に約40人の方が広域搬送されていますが、そのうち3 分の1は賀茂地域の方でございます。中には、重症の状態に陥って、他の医療圏で、高度な 医療を受けた方もいらっしゃいます。という状況ですので、現在は賀茂地域の感染状況が少 しずつ減少しているとは言えますが、まだ安心はできない状況と考えております。以上です。</p>
本部長	<p>今の件につきまして、これは、表があります。これは8月5日時点ということで、出展は健康 福祉部提供の速報値というものですけれども、賀茂地域、8月5日ないし8月4日と5日のです ね、新規感染者の数ですけども、下田市0、0、東伊豆町、0、0、河津町1、0、南伊豆町1、 0、松崎町0、0、西伊豆町0、0、です。 一方、その他のですね、いわゆる東部地域、例えば沼津市ですと20、三島市9、富士宮市 4、富士市19、あるいは裾野市3、伊豆市2、あるいは、函南町7、清水町5、これ0はありません。 ですからですね。東部地域とこの賀茂地域では、数字が全然違います。それだけではあ りません。それ以外ですね、中部地域とか、西部地域というのがございますけれども、例え ば今回、まん延防止等重点措置に入っていない、焼津市10、あるいは藤枝市6、あるいは磐 田市3、御前崎市4とかですね。賀茂地域よりもですね。数値が悪いわけですね。ですから賀 茂地域と、東部と。一体的に見るとするのは正しいでしょうか。お伺いします。</p>
難波副知事	<p>私から。</p>
藤原危機管 理監	<p>お願いします。</p>
難波副知事	<p>人数ではなくてですね、人口当たりを考える必要があると。 今たまたま0ですけども、下田で1発生するということは、これは沼津市で言うと10人というこ とになりますので、やっぱりそのあたりをしっかりと考慮する必要があると思います。</p>
藤原危機管 理監	<p>健康福祉部の方から、御意見ありますか。 では、倉井先生、御意見ございますでしょうか。</p>
倉井華子氏	<p>はい、ありがとうございます。賀茂の医療状況についてお話をさせていただきます。今、賀茂 は御存知のように、8月の初めからクラスターが大きく続きました。今のその後の状況というの は、散发して患者さんが少し出ています。賀茂で一番大変なのは、賀茂の医療圏の受け止め る力が非常に少ない地域です。賀茂で一旦発生しますと、そこから搬送までにもものすごく時間 がかかります。東部が今、ひっ迫状況ですので、東部から中部に毎日のように賀茂から搬送 が続いている状況です。まん延防止とは、これ以上広がらないでいただきたいという防止措置 をするので、賀茂地域で患者がもしこれ以上増えた場合は、もちろん患者さんの状況・状態と いうのは非常に厳しいですし、そういった医療の状況からは、賀茂というのはこれ以上広がっ</p>

	ていただくと困る地域になります。
藤原危機管理監	はい、ありがとうございます。
本部長	要するに賀茂は0でないといけないということで、それは医療施設、つまり病床がですね、合計でも4床、今は2床しか空いていないと。しかもそれが重篤になると、そこで直すことができないので、これまで10名以上の方たちが、他の地域で治療を受けられていると。それは運送にも時間がかかる等々、搬送に時間かかるというふうなことでですね、最もな理由ではないかというふうに思いますが、これは賀茂にとっては非常に気の毒な話ですね。要は要因がないから、結果的にですね、感染者数は、1とか0とかいうふうになっててもですね、1人でも出ると困るというふうな、そういう話なので、その点一応念頭に置いていただきたいと思います。それからですね、重点措置に指定されたこの東部・賀茂、静岡、浜松ですね。それ以外のところで、酒類の提供はできるということですね。ということだと、浜松からお隣の湖西とか、あるいは磐田だとか、あるいは静岡の隣の焼津とかですね、藤枝とか、そういうことは許されるってことで。従ってこれはですね、デルタ株の、この感染力非常に高いということになりますと、8月8日から8月31日までですね、ずっとこのままにこの合わせて23日ですか。これをですね、のんびんだらりとそのままこれを適用するのか、場合によってはですね、そういうお酒を提供してるところに人が動くということもありうるでしょう。従って、新たに重点措置に加えるべき地域が出てくる可能性もあるので、今日決めたまま、この重点地域、賀茂・東部、浜松、静岡のままでこのまま見ていくのか、それともですね、定期的に見直すのか、その点はどうか。
藤原危機管理監	はい。それで、その点で私の方から考えを申し上げたいと思いますよろしいでしょうか。今回は、賀茂地域を含める東部地域、それから静岡市、浜松市ということで指定を考えておるんですけども、その他の地域について、今、本部長から御指摘のありましたとおり、これから日々状況について見ていきまして、あるいは増える、あるいは減るといったところについては日々観察をして、それで、まん延という事態を招かないように加える、それから除いていくといったことを、また検討して参りたいと、そういうふうにしたいと思いがいかがでしょうか。
本部長	1週間ごとぐらいですか。
藤原危機管理監	数値自体は、毎日毎日追っていきたくて思っております。それでまとめてみまして、追っていつ傾向を見て、判断していきたくて思っております。
本部長	そうですね、この感染症につきましては、毎金曜日定期的にですね、後藤君の方から県民の皆様方に御説明をしていると。これは最低限やってることで、プラスアルファやっていますから。従ってまん延がですね、他の地域に及ぶ。それが見られた時には、1週間ごとって訳にいかないですね。おっしゃるとおり、毎日注目しなくちゃいけないということでございますね。それはそういうことで、少なくとも毎金曜日には、この点について見直すということで、お願いいたします。それから、これから真夏ですので、海水浴のシーズンですね。そして例えば、磐田にしろ、あるいは牧之原にしろ、あるいは御前崎にしろですね、そうしたところでの海水浴場があります。一方、伊豆半島のたくさんの海水浴場があります。海水浴場等についてですね、現下、警戒レベルで6の最高ステージになったわけですけども、これは先ほどの御説明の中に個別具体的なその名前なかったんですけども、それは市町の裁量にゆだねられているってことでしょうか。いかがですか。森君から御説明があったところですけど。
森危機政策課長	はい。海水浴場につきましては、市町のお考えの中で、開く開かないお考えいただければと思っております。
本部長	はい、ありがとうございました。それではもう一度ちょっと皆さんにお諮りしたいんですけども、賀茂地域はですね、メディカルセンターが一つあるだけで、そこでベットも4つしかない、使えるのがですね。そうした中で、しかも直すことができないような、医療施設だということですね、他のところに搬送しなくちゃいかんと。そういう理由がございまして、隣接している東部

	<p>で、病床の成立が59パーセントということでございますので、もう非常に危機的です。</p> <p>ですから、この賀茂を、やはりこのまん延防止重点措置の中に入れるってことで、皆さん賛成ですか。賛成なんですか。</p>
難波副知事	<p>反対の人を聞いた方がいい。</p>
本部長	<p>反対する人いますか。まあ反対する人いないということです。</p> <p>ただ私はですね、こういう賀茂地域、ほとんど0とか1とかですね、感染者を抑えている。特に下田からこのクラスターが始まって、今回の一気の感染拡大になったわけですけども、山梨君ほか、健康福祉部、危機管理部のですね、対応がよくて、3、4日で900件くらいの検査をしていただいて、そして陰性の方が圧倒的多数ってことがわかって、そして以降非常に気を付けられて、感染者数の抑制がですね、賀茂地域で抑えられているという状況があります。</p> <p>にもかかわらず、こういう状況になってるのは、そこに病院がないということでございますので、これはこれからの対応に重要なメッセージを投げかけているというふうに思うものであります。以上です。</p>
藤原危機管理監	<p>はい、ありがとうございます。それでは、お諮りをしたいと思います。本部長、一旦、現在のところの現時点での対応方針案については、原案のとおりよろしいでしょうか。</p>
本部長	<p>はい、了解いたしました。</p>
藤原危機管理監	<p>はい、ありがとうございます。それでは、その他、せっきくの機会でございます。何か報告事項等ございましたらお願いいたします。お願いします。</p>
三須経済産業部長	<p>経済産業部でございます。経済産業部では、コロナ感染症に係る経済雇用対策有識者会議というものを設けております。今回の措置の発出に当たりまして、時間が無いために、私の方から8人の委員の方に電話で意見を伺いましたので、その概要につきまして御報告いたします。資料はございません。委員の皆様は御意見はほぼ同様でございました。現在の感染状況からすれば、当然の措置だとは考えますが、一方で経済的な打撃を受ける事業者への支援、経済的な支援というものをぜひよろしくお願ひしたいというふうなものでございました。有識者会議の意見、委員の皆様は以上のとおりでございます。</p> <p>今回ですね、委員の皆様から意見を伺った際にですね、皆様から一様にデルタ株の感染力が非常に強いと。今後更なる感染拡大が懸念されるというような声をいただきました。</p> <p>確かに現在の状況を見ますと、高齢者のワクチン接種というものは、順調に進んでいる一方で、それ以外の方々の接種がですね、まだ十分には進んでいない状況だというふうに私は認識をしております。この問題はですね、一般県民だけではなくて、いわゆる県職員も同様の状況だろうというふうに思います。県庁でもですね、若手の職員は、いわゆる窓口対応することが多くて、これ必然的にですね、県民の皆様と接触する機会が非常に増えてくるという状況だろうというふうに思っております。そこでは、やはり県といたしましても、やはり感染拡大対策の一環といたしまして、県庁ですとか、あるいは出先機関等で、いわゆる窓口立つ機会が多い、職員、例えばですね若手職員ということで、例えば入庁後、例えばなんですけど10年以内ぐらいの職員に対して、優先的にいわゆる職域接種を受けていただくということはですね、感染拡大を防ぐという意味からも大変有効ではないかというふうに考えておりましたので、この場をお借りしまして一言発言をさせていただきました。以上であります。</p>
藤原危機管理監	<p>ありがとうございます。ただいまの発言につきまして、何か御意見等ございますでしょうか。出先機関の数多い健康福祉部、いかがでしょうか。</p>
石田健康福祉部長	<p>現在の患者と接する保健所等については、既にワクチン接種済でございます。予防策、感染予防の施策と同時にですね、ワクチンの効果も出ているのかなと。おかげさまで、職員からの感染者、出ていないというような状況もございますので、県民サービス数を止めることができないような窓口もあろうかと思っております。そういうところについては、確かにワクチン接種できれば効果があろうかと思っております。そう意味では、今、経済産業部長からの御発言はもっともだと思</p>

	います。
藤原危機管理監	はい。その他、御意見等ございますか。 スポーツ・観光等、そういった事業者とも接触のあるスポーツ・文化観光部はどうでしょう。
植田スポーツ・文化観光部長	スポーツ・文化観光部では、現在、オリンピック・パラリンピック関係に従事する職員は、ワクチンの1回目の接種が終わっております。ただ、他の職員については、まだ未接種という状況であります。特に、観光部門の職員は、ふじのくに安全・安心認証制度を行っております。 現場の作業は、委託業者をお願いしてるところもありますが、職員が現地へ実際行かねばならないことも結構ございます。そのような意味からも、ワクチン接種は進めていただけると感染予防にはなると思っております。以上です。
藤原危機管理監	ありがとうございます。いくつかの部から今意見聞きましたけれども、実際やるとなると、オペレーションするとなると経営管理部かなと思いますので、どうぞお願いします。
杉山経営管理部長	それでは、県職員のワクチン接種状況について御説明します。まとめて御報告をいたします。去る7月12日月曜日から2週間で、本県においても職場接種の第1回目というのを実施しております。ここでは先ほど紹介もありましたけど、オリパラ関係、それから危機管理業務に携わる皆さん、それから県民サービス、具体的には児童福祉施設ですとか、県税の出先機関の窓口業務をやる職員、こういった職員に正規、会計年度任用職員関係なくですね。希望をとって実施しております。この職員が合計で、約600人に第1回目の接種が終わっております。それ以外に、先ほど健康福祉部からありましたとおり、医療従事者として先行接種の対象となりました職員が保健所や健康福祉センターで約600人。それから、患者の搬送を行いました方面本部等の職員、こういった方々が約300人接種を完了しています。合計で約1,500人の職員、およそ知事部局の4分の1の職員が、少なくとも接種を完了してると。あるいは、来週から第2回の接種をするという状況にはございます。市町の接種もですね、それ以外にも、市町の接種を済ませた方が若干いるという報告を聞いておりますが、特に、先ほど御指摘がありました若手職員については、市町の方の接種の順番があつて、未接種の方が多いいことは承知しております。職域接種については今、申請が止まっております。新たな申請ができない状況であります。我々、今接種をしてる最中ということもあつて、こうした体制をきちっと維持しながら、いつでも再開できるというような体制を保つてですね、国のワクチンの配布状況、そういうのに注視して参りたいと考えております。以上です。
藤原危機管理監	ただ今、職員のワクチン接種につきまして、色々御意見を交わされましたけれども、本部長何かありますでしょうか。
本部長	非常に重要な問題提起ですね。専門家会議の有力メンバーからも、こういう公職についてるものを、サービス産業ですので、倒れるとサービスが低下するということから、優先的に接種をなさいというアドバイスをお手紙でいただいております。今、経済産業部長の方から、若い人ということですが、そうですね。何か目安があつた方がいいと思いますが、例えば入庁後10年以下の方というふうにすると、大体20代から30代の初めぐらいまでの方たちで、この方たちですね、感染割合が全国的に高いですね。 そして、摂取した65歳以上の人たちの、この割合がぐっと減って、感染者もですね、割合がぐっと減って1割以下になつてるといふ事情がありますので、一方、若い人、独身の人もいらっしゃるの、外で御飯を食べたり、仲間と一緒にいる機会があつて、それが感染力を高めるといふことにもなつてますからですね。何か当然、市町の接種はあると思いますけれども、県としてですね、20代、30代全般の入庁後何か目安を例えば10年以下とかですね、その人で希望者、それから、いきなり全部一緒にやると仕事に支障をきたしますから。 その辺ところのオペレーションは、仕事に支障をきたさない形で高齢者の方からやってきましたけれども、若手の方からもですね、感染者を増やさないために、みずから先頭に立って県庁の若手が希望するものは、接種を受けられるようにですね、ワクチンの確保を含めてやっていくというのは、とてもいい考えであると思います。

藤原危機管理監	はい、ありがとうございます。それでは、今のお話につきましては経営管理部さんの方で受けとめていただければと思っております。お願いいたします。それでは、最後となりますが、本部長から、県職員に対する指示事項についてお願いをいたします。
本部長	<p>はい、ありがとうございます。それではですね。現在、首都圏を中心とした感染力が非常に強いデルタ株の感染拡大が全国に広がっております。本県でも県東部から感染拡大が始まり、中部や西部でも急速に感染が広がってきています。先ほど後藤君の方から聞きましたら、全体の67パーセントがデルタ株だそうです。ついこの間は40パーセントだったということで、急速にデルタ株が広く本県でも広がっているということでございます。</p> <p>さて、本県は昨日、政府対策本部の基本的対処方針におきまして、初めて「まん延防止等重点措置」の区域として決定されました。本県はこれを受けまして、今後の感染拡大抑止のため、ここで踏みとどまれるかどうかという重大な局面にあるということで、警戒レベルは最高の「レベル6(嚴重警戒)」に、引き上げました。本日決定した今後の対応方針に基づきまして、各部局が自ら何ができるかを再度よく考えていただき、持ちうる力を最大限発揮し、全庁での連携を強く意識し、本県の医療提供体制の確保と感染拡大防止に向け、例えば、20代の青年たちから、ワクチンを優先的に接種するなど、全力で取り組んでくださるようお願いいたします。県民の皆様にも、デルタ株の感染力の強さを認識していただくために、8月31日までの間、基本的な感染防止対策の徹底はもとより、不要不急の外出自粛や県境を跨ぐ移動の自粛など、感染リスクを下げる行動をとってくださるよう、各部局で関係団体等を通じ、広報を積極的に行っていただくほか、県職員お1人おひとりが広報マンになったつもりで、広く感染防止対策の周知を図ってくださるようお願いいたします。</p> <p>飲食店事業者の皆様にも営業時間の短縮要請やアルコール提供の自粛を要請することになりました。安全安心認証制度の推進等、感染防止対策の遵守と併せて、団体を所管されるこの健康福祉部を中心に、関係の皆様への周知徹底を図ってくださるようお願いいたします。</p> <p>また人流の抑制をする観点から、商業施設・スポーツ施設など、大規模集客施設への営業時間短縮の要請を行います。県商工会議所、商工会等の経済団体やスポーツ・文化団体を所管する経済産業部、スポーツ・文化観光部を中心に、施設管理者等に対して営業時間の短縮要請の周知徹底を行ってください。また、全ての業種業態におきまして、感染防止対策が徹底されるように、各業界ごとの感染拡大予防ガイドラインの遵守等について、各々が所管する関連団体等を通じて、今一度積極的な要請を行ってください。措置区域における県主催のイベント等につきましては、人流の拡大を抑制するため、中止・延期を含めた開催方法の見直しを行ってください。どうしても中止や延期等の対応が困難なイベント等につきましては、直行・直帰の呼びかけや行事内容の一部見直しなど、感染リスクの高い行動を回避し、また感染防止対策を徹底してください。民間イベントの相談につきましても、同様に現状を丁寧に御説明していただき、対策の徹底を呼びかけてください。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止は、全ての県職員に関わる仕事です。各部局は全ての県民の皆様にも共通認識を持っていただけますように、感染拡大防止のための広報に積極的に取り組み、全庁で強く協力して対策に取り組んでください。以上であります。</p>
藤原危機管理監	はい、ありがとうございます。 それでは、以上で会議を終了いたします。

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等 重点措置に係る静岡県の対応方針

令和3年8月5日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「法」という。）第31条の4第3項に基づく新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示を受け、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、次の必要な措置等を行う。

1 措置を実施する期間 令和3年8月8日（日）～8月31日（火）

2 措置区域

沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町、静岡市、浜松市

3 措置区域で実施する措置の内容

デルタ株による感染拡大が顕著な県東部地域及び飲食店や大規模集客施設が集中する静岡市、浜松市において、人流を抑制し、人と人との接触機会を減らすために、法第31条の6第1項に基づく「飲食店に対する営業時間の短縮要請」を実施するとともに、法第24条第9項に基づく「大規模集客施設への営業時間の短縮要請」を以下のとおり実施する。

(1) 飲食店等への要請

① 飲食店事業者への要請

食品衛生法の営業許可を受けた飲食店や喫茶店（デリバリー、テイクアウト、ホテル・旅館において宿泊者に限定して食事を提供する食堂、コンビニのイートインなどは除く。）に対し、次のとおり要請する。

要請期間：令和3年8月8日（日）0時から8月31日（火）24時まで

対象区域：措置区域

営業時間短縮要請（酒類提供の時間）

（法第31条の6第1項に基づく要請）

- ・営業時間は5時から20時まで
- ・酒類の提供（利用者による酒類の持ち込みを含む。以下同じ。）は行わないこと

営業にあたっての要請内容

(法第 31 条の 6 第 1 項に基づく要請)

- ・従業員に対する検査を受けることの推奨
- ・入場をする者の整理等
- ・感染防止措置を実施しない者の入場の禁止（入場済みの方の退場を含む）
- ・手指消毒設備の設置と消毒、施設の換気
- ・マスクの着用その他の感染防止に関する措置の入場者に対する周知
- ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等飛沫感染防止等の対策
- ・飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備の利用自粛

(法第 24 条第 9 項に基づく要請)

- ・ふじのくに安全・安心認証（飲食店）を取得するなど、感染防止対策の業種別ガイドラインの遵守

②県民への要請

法第 31 条の 6 第 2 項に基づき、県民に対し、営業時間の短縮を要請する時間外に該当店舗へみだりに出入りしないよう要請する。

(2) 飲食店以外の施設への対応

大規模集客施設等について、営業時間短縮等について要請を行う。

要請期間：令和 3 年 8 月 8 日（日）0 時から 8 月 31 日（火）24 時まで
対象区域：措置区域

■商業施設等

施設の種類の	内 訳	1,000m ² 超
商業施設（食品、医薬品、その他生活に欠くことができない物品の売り場を除く）	大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター、スーパー等	(法第 24 条第 9 項に基づく要請) ・営業時間は 5 時から 20 時まで
遊技施設	マーじゃん店、パチンコ店、ゲームセンター等	
遊興施設※（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗を除く）	個室ビデオ店、射的場、勝馬投票券販売所等	
サービス業を営む施設（生活必需サービスを除く）	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション等	

■イベント関連施設

施設の種類の	内 訳	1,000m ² 超
劇場、映画館等	劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム等	(法第 24 条第 9 項に基づく要請) ・21 時までの営業時間短縮要請 ※イベント開催以外の場合は 20 時までの営
集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール	
ホテル・旅館	ホテル・旅館（集会の用に供する部分に限る）	

		業時間短縮を要請
運動施設、遊技施設	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、スポーツジム、ホットヨガ、ヨガスタジオ、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、テーマパーク、遊園地等	(法第24条第9項に基づく要請) ・20時までの営業時間短縮要請 ※イベント開催の場合は21時までの営業可
博物館等	博物館、美術館等	

※遊興施設のうち、食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている店舗は、飲食店の取扱いによる特措法第31条の6第1項に基づく要請の対象となる。

- ・イベント関連施設の利用は、イベント開催か否かにかかわらず、4(2)①「開催制限の目安等」の遵守を要請する。
- ・感染の防止のための入場者の整理及び誘導、発熱その他の症状を呈している者の入場の禁止を要請する。
- ・飲食を提供する場合は、飲食店か否かにかかわらず、飲食店に対する営業時間短縮及び酒類提供自粛の要請内容に準ずる。

(3) 県主催のイベント等への対応

人流の拡大を抑制するために、措置区域における県主催のイベントや会議等について、中止・延期を含めた開催方法の見直しを実施する。

4 全県で実施する措置の内容

ふじのくにシステムに基づき、感染の状況等を継続的に監視・評価し、県民に対し、県内外の感染状況など適切な情報提供を行う。

デルタ株をはじめとする変異株ウイルスは、従来株やアルファ株に比べ感染力が非常に強く、若年層への急速な感染拡大やワクチン接種が終わっていない成人の重症化が懸念されていることから、不織布マスクの確実な着用や手指消毒、常時換気またはこまめな換気(1時間に2回以上かつ1回に5分以上)、人と人との間隔を2メートル空けるなどの基本的対策については、従来以上の徹底を図るほか、集団や団体を形成する場面を極力減らす、学校の部活動や事業所・福祉施設等での休憩室利用は細心の注意を払うことなどを呼びかける。

感染防止や重症化リスクの軽減が期待されるワクチンの接種については、希望者の全員ができる限り早期に接種を終えるよう、県と市町・医療従事者・事業者等が連携して取り組む。

一方、デルタ株は、ワクチン接種者も感染(いわゆるブレイクスルー感染)するため、マスク着用の継続を徹底する。

(1) 密の徹底回避、移動及び人との接触機会の減少

① 県民への外出自粛要請

県民に対し、医療機関への通院や食料・医療品・生活必需品の買い出し、必要な職場

への出勤、屋外での運動や散歩など生活や健康の維持のために必要なものを除き、不要不急の外出自粛を要請する。

②県境を跨ぐ移動制限

すべての都道府県との不要不急の移動・往来は自粛を要請する。とりわけ、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の対象地域との移動・往来は回避するよう強く要請する。

③「密」の回避

従来、3密（「密閉」「密集」「密接」）の条件が揃う場面において、感染が拡大するとされてきたが、デルタ株の強い感染力を踏まえ、現在は、たとえ「1密」であっても回避することが求められる。人と人との距離を従来以上に離すことを心がけるとともに、屋外であっても密にならないよう配慮する必要がある。

④会話や歌唱の際の注意

マスクを着用していない会話や歌唱などで感染が拡大する事例を踏まえ、室内や移動中の車内、カラオケでの感染に注意するよう呼びかける。また、デルタ株の強い感染力を踏まえ、マスクを着用していても、大声の会話・歌唱については、屋外を含めて、感染リスクが高まることを注意喚起する。

⑤飲食の際の注意

飲食の場での感染リスクが高いことを踏まえ、飲食店での黙食と会話時のマスク着用の徹底を継続的に呼びかける。

また、仲間同士で行うバーベキューやホームパーティーでの感染拡大が見られることから、同居家族以外との多人数での飲食をはじめ、路上や公園での飲食は自粛するよう呼びかける。

未成年者による飲食クラスターの発生事例があったことから、親睦会等の飲食機会の回避又は感染防止に向けた注意喚起を徹底する。

⑥飲食店等での対策

飲食店を利用する場合は、本県が推進している「ふじのくに安全・安心（飲食店）認証」を受けた店舗を利用するよう呼びかける。県の認証店舗が近くにない場合は、市町や飲食業団体が一定の感染対策を実施していると認めている店舗を利用するよう呼びかける。

（2）催物（イベント）の開催制限等

①開催制限の目安等

下記収容率または人数上限のいずれか小さい方

- ・収容率：100%以内（大声なし*）又は50%以内（大声あり）
- ・人数上限：5,000人以下

※大声での歓声、声援等がないことの判断については、実態に照らして、個別具体的に判断する。

②主催者における感染対策

県内で開催される催物等において、主催者に、マスクの着用、入場時の検温、密集の

回避などの基本的な感染防止対策の徹底や参加者名簿の作成、接触確認アプリ（COCO）等の活用を働きかけ、適正に実施するよう呼びかける。

また、県境を跨ぐ移動・往来の自粛を要請している趣旨を踏まえ、全国的な催物の開催については、県外からの参加自粛の呼びかけを行うなど慎重な対応を要請する。

なお、飲食の取扱いについては、酒類提供を含め飲食店に対する要請内容に準じることとする。

③事前相談の対応

参加者が1,000人を超える催物又は全国的・広域的な移動を伴う催物は、事前相談を行う。

(3) 感染者数の抑制

①事業所、医療・福祉施設等での対策

業種別ガイドラインによる感染防止対策の徹底をはじめ、換気・湿度・二酸化炭素濃度などの管理を行い、感染しにくい環境を確保するよう呼びかける。

入館・入室者の検温、施設利用自粛、マスク着用、手指消毒などの徹底を呼びかけるとともに、顧客や利用者の名簿作成、接触確認アプリ（COCO）の活用などの対策を呼びかける。

感染リスクが高まる「5つの場面」の回避、特に、「居場所の切り替わり」時（休憩室、更衣室、喫煙室等）の感染防止対策について、注意喚起する。

事業者に対しては、在宅勤務（テレワーク）、時差通勤、自転車通勤、人との接触を低減する取組など、「出勤者の7割削減」を含めた感染防止対策の強化を要請する。

②学校教育活動での対策

デルタ株等の変異株ウイルスについては、若年層への感染拡大が従来株よりも強く懸念されることから、基本的な感染防止対策の更なる徹底を児童・生徒・学生に周知する。

幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学等において、感染防止と学習機会の確保の両立が図られるよう適切な対応を要請する。

部活動、課外活動等における集団行動・団体行動の場で感染リスクが高まることを踏まえ感染防止対策を徹底する。

③クラスター発生の抑制

デルタ株の感染力は強く、様々な施設・団体にクラスターが発生すると見込まれることから、高齢者・障害者・児童福祉施設・幼稚園等及び希望する学校に対し、抗原定性簡易キットを配布し、感染者の早期発見に努める。

(4) 医療提供体制及び療養体制の充実・強化

①病床の確保

感染者を受け入れる病床を確保するため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症予防法」という。）第16条の2第1項に基づき県内医療機関に対して病床確保等について協力要請する。具体的には重症病床の更なる確保、疑い患者用病床の陽性患者受入病床への転換などを要請する。

②病床の回転率の向上

病床の逼迫を緩和するため、退院基準を満たす前でも軽快した患者については、転床、転院又は退院（自宅療養）を促進する。このため、後方支援病院の確保や自宅療養体制を整える。

③保健所機能の維持

感染対策の最前線にある保健所における積極的疫学調査や陽性者の入院調整の機能を維持するため、最大限の努力を行う。

(5) ワクチン接種の推進

ワクチン接種は、新型コロナウイルス対策の切り札である。このため市町が進めるワクチン接種の計画が滞ることがないように支援していく。また、副反応等の情報を適切に県民に提供し、接種に対する不安を取り除く取組を進める。

(6) その他

①経済・雇用対策

ア 飲食店や宿泊施設が取り組む感染防止対策が一定の基準に適合した場合に店舗や施設ごとに認証する「ふじのくに安全・安心認証制度」を普及するため、関係事業者には制度を周知するとともに、認証取得のために要した感染対策経費について必要な助成を行う。

イ 感染症の動向と経済に与える影響を的確に把握し、感染防止対策を講じつつ、県制度融資による資金繰り支援、雇用調整助成金等による雇用維持といった緊急対策に引き続き注力していく。

ウ 全国知事会と歩調をあわせ、持続化給付金の再度の支給や雇用調整助成金の特例措置の延長等について、国に対して強く求めていく。

エ GoToEatキャンペーン事業について、引き続き、テイクアウト、デリバリーを除き、発行済みの食事券の利用自粛を呼びかける。

オ 地域観光支援事業である「バイ・シズオカ～今こそ！しずおか！！元気旅！！～」については、既に新たな予約に対する割引を停止しており、事業終了である8月31日までは再開しない。

②誹謗中傷等の根絶に向けた呼びかけ

感染された方やその治療に懸命に対応されている医療従事者の方々をはじめ、飲食等の業界に携わる事業者・従業員、用事があって来県した他地域の方などを対象とした心ない誹謗中傷や差別的対応の根絶に向けた啓発を継続的に実施する。

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部 第20回本部員会議

日時 令和3年8月18日(水)午後2時30分～

会場 別館9階特別第1会議室

森危機政策課長	これより、静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部第20回本部員会議を始めます。それでは進行を危機管理監お願いします。
藤原危機管理監	はい。本日の会議は、今般、本県の要請を受け、政府が本県に対し緊急事態宣言を発出したこと、これを踏まえまして、県内の感染状況や医療提供体制等の情報共有及び今後の対応方針等を決定するため、開催します。議事に入ります。(1)新型コロナウイルス感染症発生・入院等の状況について、健康福祉部から報告をお願いします。
山梨感染症対策部長	はい。それでは県内の感染者の発生・入院等の状況について御説明をいたします。お手元の資料1を御覧ください。めくっていただいて2ページを御覧ください。青の折れ線グラフが感染者数を表していますが、まん延防止措置が始まった以降も急角度で増加をしていることがわかります。8月の公表者数は、半月で4,129人となりまして、過去最多だった今年5月の既に倍以上になっています。おめくりいただいて、4ページをお開きください。先週11日以降、日ごとに感染者数が最多を更新するような状況となっております、昨日で435人と。今日は、速報値でこれをまた超えるというような状況でございます。人口10万人当たりの1週間の患者発生数は66.3人と増加に拍車がかかっています。5ページを御覧ください。発熱等相談センターの相談件数の状況です。5月の連休の状況を見ていただきますと、症状がある方の相談件数が上がると感染者数も増えるといった正の相関関係が見て取れます。8月以降ですが、一緒に上昇しているような状況で、この相談件数が下がってこないというふうにご心配されているので、このままの状況でいくと、まだしばらく患者の増は続くのかなという見込みをしています。次に6ページでございます。全療養者数の状況です。右上の箱にありますように、全療養者数は2,771人。内訳は入院が327人、宿泊療養が330人、自宅療養が2,114人となっております、いずれも過去最多の状況です。8月16日時点の病床占有率は60.7パーセントとなっております、県全体で病床が逼迫をしています。7ページを御覧ください。入院・死亡の状況です。注目をしていただくのは、やはり重症者数です。この1週間の間に急増いたしまして、17日に過去最大の20人となりました。重症者が増加いたしますと、医療従事者を集中的に配置することが必要となりますので、受入可能病床の総数の減少に繋がってまいります。病床の逼迫を加速させる恐れがあるので、注意をしております。8ページでございます。東部地域の病床の状況です。病床占有率は59.0パーセント。続いて9ページ、中部地区です。中部地区は、先週から急上昇しまして、65パーセントまで上がっています。10ページです。西部地域で50.9パーセントとなりまして、東・中・西いずれの地域でも逼迫の度合いが高まっております。既に入院の広域調整が難しいような状況になっていて、それぞれの地域で限界が近づいているというふうにご心配しています。11ページは、感染の評価指標と目安になります。最下段を御覧いただくと、ちょっとわかりにくいですが、赤の太線で囲んでいる指標が国のステージⅣの目安を超えている指標で、多くの指標でステージⅣの目安を超えているということがおわかりいただけると思います。以上でございます。
藤原危機管理監	はい、ありがとうございます。それでは、この状況から、議事(2)医療提供体制の確保及び感染対策に向けた取組について、続けて説明をお願いします。
山梨感染症対策部長	はい。それでは、医療提供体制の確保及び感染対策に向けた取組について御説明をいたします。資料の2を御覧ください。初めに、医療提供体制の確保についてであります。まん延防止の適用に伴いまして、8月の10日付けで、感染症予防法に基づく病床確保につきまして、協力要請を行いました。その結果、即応病床については92床増加し、635床の確保が可能となりました。医療機関の皆様、御協力への感謝を申し上げます。資料をめくって

	<p>ただいて3枚目でございますけれども、確保病床数の状況と今後の予想をまとめています。確保病床は病院の準備期間等から段階的に上昇していき、9月の初旬に635、最大の体制となります。入院患者の見込みにつきましては、現在の割合で増加をしていけば、同時期の9月上旬には、確保病床数を突破すると考えています。資料の方に戻っていただきまして、このためにですね、健康福祉部といたしましては、今後はこの確保した病床の回転数の向上を図る(2)とともにですね、(3)にありますように、抗体カクテル療法を軽傷者療養施設で行うような体制を作って、入院患者を抑制していくということで考えております。それでは、次に2番目ですが、宿泊療養施設の機能を拡大いたしまして、臨時医療施設を設置し、投薬や酸素投与等の治療行為をできるようにします。また、自宅療養者には、地域の医療機関、身近な診療所などと連携して体制を整えてまいります。</p> <p>第3です。新規の宿泊療養施設の設定についてです。どうしてもですね、宿泊療養施設も足りなくなってしまうので、未設置の医療圏への設置を進めますとともに、県有施設の療養施設への転換も検討してまいります。この際には、各部局の理解と御協力が必要ですので、どうぞよろしくお願いをいたします。それでは次めくっていただきまして、第4です。臨時病床の設置でございます。入院病床におきまして、新規の患者の受入れが不可能となりますと、入院すべき患者さんが入院できなくなるということになりますので、臨時病床の設置を早急に具体化させたいと思っています。5番目です。デルタ株につきましては、感染力が非常に強いということを考えまして、福祉施設や遊園地、学校等でのクラスターの発生を抑制するために、あらかじめ抗原定性簡易キット配布して、感染者を早期に発見していくというふうに考えています。それから6番目、保健所機能の維持ですが、感染対策の最前線でございます保健所の機能維持のために、全庁を挙げて人員を補給してまいります。そして7番目ワクチン接種の推進です。コロナ禍の出口戦略、最も重要であるのはワクチン接種でございますので、これを可能な限り前倒しができるように、市町と一体となって進めてまいります。具体的には、市町の計画の前倒しに対応できるようにワクチンの配分を調整したり、接種に必要な人材の派遣等の支援を実施してまいります。</p> <p>最後8でございますが、各部局におかれましては、感染対策の第1は、人流の抑制であるということ念頭に置いていただき、所管の施設やイベント等につきまして、休業・中止をできる限り実施をしていただきたいと思いますと考えておりますのでよろしくお願いをいたします。</p> <p>医療提供体制には限界がございます。コロナ対応に特化をいたしますと、通常の医療の制限や手術の延期、入院の遅延、外来の制限などが行われまして、県民の命を守る体制がほころびかねません。何よりの対策は発生を減らすこととなりますので、皆様の一層の御協力をよろしくお願いをいたします。以上で私の説明を終わります。</p>
藤原危機管理監	はい、ありがとうございます。ただいま、感染の状況、そして入院の状況及びこれらに対する対策について御報告いただきました。これまでについて、何か御質問等はございますでしょうか。はい。お願いします。
本部長	病床が確保できまして、635まで増えたと。これ大変ありがたいことですが、9月8日には、このままの感染者の状況ですと、それを超えると。それがゆえに、臨時の病床を確保するということですが、臨時の病床はですね、お医者様だとか看護師さんだとか、これ合わせて確保するという、そういう段取りでいらっしゃるわけですか。
山梨感染症対策部長	はい。当然、医療従事者の方についても確保しなければならないと考えております。
本部長	大体その病床数の目安というのは、どのぐらいのものを考えていますか。
山梨感染症対策部長	今検討しているところですが、実際、市中の医療機関・病院では、医療法上の許可を受けている病床と、それから、実際に稼働してる病床の間に差がある病院がございます。許可は500で受けているけれども、稼働病床は400といった病床で、その隙間がございます。この隙間は、もう

	既に病床として整備をされていますけれども、その病院に勤める医療従事者の方が足りないの で、開けないという状況ですから、私どもの方で医療従事者を準備すれば、その病床を開くこ とが可能になります。ですので、県内の各医療機関に照会をしてですね、そのような病床があ るか・ないか、また、使えるのであれば使っても良いかということを確認した上で、その場所 に從事していただける医療従事者の方を配置をして、開ければということ考えておまして、 その準備を進めているところでございます。
本部長	よくわかりましたありがとうございます。
藤原危機管 理監	はいよろしいでしょうか。では続けて、議事(3)にまいります。 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置に係る静岡県の対応方針 (案)につきまして、危機管理部から報告をお願いいたします。
森危機政策 課長	はい。私の方から、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置に係る静 岡県の対応方針(案)について、かいつまんで御説明をさせていただきたいと思います。 令和3年8月17日新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づきまして、緊急事態宣言を受 け、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、次の必要な措置を行う。 1 措置を実施する期間 令和3年8月20日金曜日から9月12日日曜日 2 措置の対象とする区域 静岡県全域 3 実施する措置の内容 (1)基本方針 ・デルタ株を初めとする新たな変異株は、従来株等に比べ感染力が非常に高く、若年層への 急速な感染拡大やワクチン接種が終わっていない成人の重症化が懸念されています。このこ とから、社会経済活動を継続しつつ、重症者死亡者の発生を可能な限り抑制するため、ワクチン 接種の円滑化・加速化をはじめ、飲食機会での対策の徹底、人流の抑制等を総合的に進めて いく。 (2)県民への要請 ア 県民への外出自粛要請 ・法第45条第1項の規定に基づき、県民に対し、日中を含め、不要不急の外出自粛を要請す る。特に、飲食店等に対して、営業時間の短縮を要請する20時以降の不要不急の外出自粛を 要請する。 イ 県境を跨ぐ移動制限 ・すべての都道府県との不要不急の移動・往来は自粛を要請する。 ウ「密」の回避 ・混雑している時間や場所への外出を極力減らすとともに、人と人の距離を従来以上に話す ことを心がけ、屋外であっても密にならない行動をするよう注意喚起する。 エ 会話や歌唱の際の注意 ・デルタ株の強い感染力を踏まえ、マスクを着用していても、大声の会話は歌唱については、屋 外を含めて、感染リスクが高まることを注意喚起する。 オ 飲食の際の注意 ・飲食の場での感染リスクが高いことを踏まえ、飲食時の黙食と会話時のマスク着用の徹底を 呼びかける。 カ 飲食店等での対策 ・法第45条第1項に基づき、県民に対し、感染対策が徹底されていない飲食店等や、休業要請 又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えるよう要請する。 (3)事業者等への要請 ア 飲食店事業者への要請 ・食品衛生法の飲食店営業許可を受けた飲食店等に対し、次の通り要請する。 要請期間:令和3年8月20日金曜0時から9月10日日を24時まで

営業時間・酒類提供・カラオケ設備使用についての要請

I 酒類またはカラオケ設備を提供する飲食店等に対しては、休業の要請を行う。

II 上記以外の飲食店

5時から20時までの営業時間の短縮を要請する。

営業にあたっての要請内容

・ふじのくに、安全安心認証、括弧飲食店を取得するなど、感染防止対策の行内業種別ガイドラインを遵守すること。

イ 飲食店以外の施設の要請

・大規模集客施設等に対し、次のとおり要請する。

要請期間、先ほどと同じでございます。

商業施設等のうち、1,000平米を超えるような施設等に対しまして、営業時間は5時から20時までという要請をいたします。

それから、商業施設以外の施設のうち、1,000平米を超える施設に対しまして、20時までの営業時間短縮要請と、人数上限5,000人かつ収容率50パーセント以内の要請を行います。

ウ 催物(イベント)の開催制限等

(ア)開催制限の目安

・収容率50パーセント以内または人数上限5,000人以下のいずれか小さい方で、営業時間は21時まで。

(イ)主催者における感染対策

・県内で開催される催物等において、主催者にマスクの着用、入場時の検温、密の回避などの基本的な感染防止対策の徹底をはじめ、参加者名簿の作成、事前予約の実施、接触確認アプリ(COCoA)の活用など、適正な実施を働きかける。

(ウ)事前相談の対応

・参加者が1,000人を超える催物又は全国的・広域的な移動を伴う催物は、県と事前相談を行うよう、主催者に要請する。

(エ)県主催又は共催となっているイベント等への対応

・県主催のイベント等は、中止・見直しを検討する

・県が共催となっているイベント等については、主催者に対し、中止・見直しを働きかける。

エ 公立の文化施設等への要請

・県有施設は開館時間の短縮、人数制限の強化等、感染防止策の更なる徹底を行うこととし、施設管理者や指定管理者等に要請する。ただし、周遊の促進に繋がる観光施設については、原則休館とするよう施設管理者や指定管理者等に要請する。

オ 事業所、医療・福祉施設等での対策

・事業者に対しては、在宅勤務、テレワーク、時差出勤、自転車通勤、人との接触を低減する取組など、出勤者の7割削減を含めた、感染防止対策の強化とともに、20時以降の勤務を抑制することを要請する。

カ 学校教育活動での対策

・幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、学習塾等においては、感染防止対策の徹底を図るとともに、部活動など感染リスクの高い活動等の制限を要請する。

・大学等における遠隔授業等を活用した学習者本位の効果的な事業の実施はもとより、その他の学校においても、オンライン事業等、授業方法の工夫や時差通学の実施など、感染リスクの低減を図るための対策の実施を要請する。

キ クラスター発生の抑制

・デルタ株の感染力が強く、様々な施設・団体でクラスターは発生すると見込まれることから、高齢者、障害者、児童福祉施設、幼稚園等及び学校に対し、抗原定性簡易キットを配布し、感染者の早期発見に努める。

	<p>4 医療提供体制及び療養体制の充実・強化</p> <p>(1)確保病床の有効活用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽症から中等症への症状の悪化を防止し、病院への転院を抑制するため、軽傷者療養施設において、抗体カクテル療法を行う体制を整備する。 <p>(2)宿泊療養及び自宅療養機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊療養施設において、看護できる症状を拡大するため、臨時医療施設を設置し、投薬、酸素投与等の治療行為が実施できる体制を整備する。 <p>(3)保健所機能の維持</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健所における積極的疫学調査や要請者の入院調整の機能を維持するため、医療系職員を中心に、全庁的な応援体制をとるとともに、業務のアウトソーシング化を一層推進する。 <p>(4)臨時病床の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入院病床において、新規の受入が不可能になり、入院すべき患者が入院できない事態を想定し、臨時病床の設置を早急に具体化する。 <p>5 ワクチン接種の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種は、新型コロナウイルス対策の切り札である。このため、市町が進めるワクチン接種の計画が可能な限り前倒しできるよう支援していく。 <p>6 経済雇用対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲食店や宿泊施設の持続的な経営と利用者の安全安心を確保するため、店舗や施設ごとに感染防止対策を認証する「ふじのくに安全・安心認証制度」の普及を図ると共に、認証取得に要した感染対策経費を支援する。 ・事業者等への要請に対する協力金や、中小企業等応援金について、事前相談の窓口を設置し、その体制を充実させることで、早期の申請支給につなげていく。 <p>7 誹謗中傷等の根絶に向けた呼びかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心ない誹謗中傷や差別的対応の根絶に向けた啓発を継続的に実施する。 <p>以上でございます。</p>
藤原危機管理監	はい、ありがとうございます。ただ今の、県における対応方針(案)でございます。これについて、質問等はございますでしょうか。お願いします。
本部長	3つあります。まず、今の方針(案)の事業者等への要請ですけれども、お酒、これはバーとか、スナックとか、居酒屋さんが念頭に置かれてると思いますけども。ここは要請に応じなかった場合には、罰金を課するということですか。
藤原危機管理監	危機管理部お願いします。
杉山危機報道官	要請に応じないですね、悪質な場合には、後々、命令という措置もございます。ただそうならないようにしたいと考えています。
本部長	2つ目はですね。学校教育活動での対策でありますけれども。このカとキに関わりますけれども、クラスターの発生が児童福祉施設、幼稚園、学校等で起こってるというふうにキに書かれていますね。それでここに、抗原定性簡易キットは教育委員会として、これ、配布されていますか。
教育部長	教育委員会です。今現在ですね、市町教育委員会と調整をして、健康福祉部の協力いただきながら、配布をする予定しております。
本部長	それからですね。大学等では、オンライン等による授業の工夫、時差通学と書かれておりますが、その他の学校においても書かれていますね。このカの3つ目のボツですけれども。従ってですね、小、中、高がそれに当たると思うんですけども、そこでですね、オンラインでできる学校も、あるかと思うんですが、これは学校で違うと思いますが、高校の中ではですね、そういうことやってるところもあると。それから時差通学というのもですね、これはできると。

	そういうようなことは、教育委員会としてOKですか。
教育部長	教育委員会です。まず、県立高校につきましては、来週あたりから早いところ2学期が始まりますので、それに合わせて時差通学の準備、それからオンラインでのですね、学習等の準備をするようお願いをしているところでもあります。市町立学校については、県の県立学校の対応としてこういうことをします、ということをきちんとお知らせせし、各市町立学校で対応できることをやっていただくということを要請をしていきたいと思っております。以上です。
本部長	県立の高校につきましては、時差通学なり、オンラインなり、それぞれの高校の状況にもよると思っておりますけれども、それに応じて、休校・休業ではなく、これ8月20日から9月12日までということですから、実際、これは土日は学校休みですね。12日が日曜日ですから、8月20日は金曜日です。この間、月曜から金曜だけ数えると16日になります。この16日間についてのみですけれども、ここは、自学自習の形をとらざるを得ないところがあると思っておりますけれども、遠隔、或いはオンライン、時差通学ということで、普通よりも当然授業は遅れるということも考えられますが、前の緊急事態宣言の時には、大体2ヶ月半ぐらいの休業措置というか、休校措置がとられた。2ヶ月半ですから10週間ですよ、ほぼ。今回の場合には、16日ですから、2週間プラスアルファと。ですから、かなりですね、5分の1ぐらいだというふうに思いますが、この間こういう措置をとって、教育委員会として、少なくとも高校においてはOKということですか。
教育部長	学習教材等についてもですね、オンライン等を利用した形で各子供たちがきちんと学習の遅れが出ないような形でフォローをする体制を登用したいと思っておりますので、そこは大丈夫だと認識しています。
本部長】	OK。従ってですね、学校でのクラスターを避けるために、緊急事態宣言の解除される9月12日まではですね、基本的に、なるべく学校に来て、授業を集団で受けるということ、やむを得ない場を除いて避けるという、そういう方針でよろしいでしょうか。
教育部長	本部長がおっしゃることもよく分かるのですが、まず、学習機会を確保するというのも、我々、教育委員会としては使命としてございますので、そこは感染対策をきちんとやる上で、今、本部長がおっしゃったような、時差通学あるいは自宅でのオンラインでの学習ということをうまく組み合わせる形ですね、対応していきたいと考えております。
本部長	これはですね、これは徹底していただきたいと思っております。
難波副知事	感染対策はですね、全体としてのバランスだと思います。それで、イベントについては、中止していないわけですね。これは人数制限だとか、それから入場制限をする。それから、県立の博物館等についても、これも、入場制限をしていますが空いてるわけですね。そういう中で、学校だけですね、事実上、高校にしてもですが、休校に近いような扱いにするということがですね、全体としてのバランスがいいかどうかという問題があると思っております。
本部長	おっしゃるとおりですね。学習機会を奪ってはいけませんけれども、12日までは、クラスターを発生させないためにですね、最大限の感染対策をとると。もちろん美術館とかね。あるいは博物館とか、図書館とか、そうしたところは、オープンにしなから、しかし、感染対策十分に取り得られる。しかし学校の場合は、35人以下学級が静岡県の学校。しかしここは、40人の学級もあるでしょう。従ってどうしても教室はですね、1メートル間隔以上の、間隔が取れないですよ。難しいです。クラブ活動もです。ですから、その時にこの12日まではですね、何らかの学習機会を奪わない形で、しかし、休業でもない、休校でもありません。しかも8月20日はまだ就業式始まってないでしょう。ですから実質2週間です。14日ぐらいです。この間はですね。少なくとも高校では、県立の高校でですね、クラスターが起こるような、そういう状況を生まないようですね。ただし、それが学習機会を奪っていけば問題だと。しかし、若干のですね、授業の遅れというのは覚悟しなくちゃならないと、我々の方は既にですね、10週間、2ヶ月半に渡って前回の緊急事態宣言の時に、全部この休校といいますが、そういう経験をしております。それによって授業をもう1回追いつくといえますかね、それにいろいろ工夫してると思いますが

	ども。これは、確保した方がいいんじゃないかというのが私の意見です。
教育部長	きちんと工夫をして対応いたします。
本部長	<p>3つ目の質問ですけれども、ワクチンです。先ほどのお話があったとおり、これは7ページありますけれども。出口戦略はですね、感染対策色々とするということは、これ予防なんですけども。出口はワクチンしかない。現在のところですね。ですから、このワクチンの接種を始めなくちゃいけない。これは前倒しをするということは、とてもいいことだと思います。</p> <p>35市町でこぼがありますね。一応それぞれ皆、山梨君や青山君の御指導のもとですね、接種の計画ができてくることは知っておりますけれども、接種の計画通りするというのも大事ですけどもですね、少なくとも12日の緊急事態宣言の時にはですね、かつてワクチンチームを作って、いろいろ助けましたね。特に熱海の感染者が出ないように、避難者に対しまして、避難しての方たちに対して優先的にですね、希望する人全てに、皆さんがこう、御自宅に帰られるとか、そういうバラバラになる前に全部やっていただいたでしょう。ああいうふうにはですね、あの時は非常事態です。避難されてるから。今回もですね、9月12日までは非常事態ですので、ですからこの前倒しをしてですね、計画を前倒しをすると、差し当たって、それができるためには、調整分がありますよね。県が預かっている調整分があると思いますが、これを恐らく皆さん方、非常に効率的に使われていて、県が調整分を手持ちしてるっていうふうには思っておりませんが、ただ計画通りするのは、お医者様が足りないとか、会場が無いとか、集団接種とか個人接種でうまく調整ができてないとかですね、そうしたのも入ってるんじゃないかと思うんですよ。</p> <p>従ってですね。まず2つ聞きたいですけど、1つは、調整枠分が県にまさか余ってると思いませんが、それがどうなってるか。それからもうひとつは、もし、それぞれワクチンもある。ただ打つ人とかですね、打つ場所、あるいは打つやり方について困っているところがあるという、これについての情報はどうでしょうか。</p>
山梨感染症対策部長	<p>はい。お答えをいたします。最初の御質問のワクチンの調整分でございますが、県の方で調整分持っておりますのは、国の言い方といいますか、ルー尔的には14クールというものが9月13、20日の週に配分するもの。15クールというものが9月27日、10月4日に配分するもので、その分については、県が調整分を有しておりますので、この調整分を活用しまして、知事が言われるように、今の市町の方に計画の前倒しをお願いをしているところがございますから、前倒しが可能な市町には、私どもの調整分を配分するという形で、前倒しをしていただこうと思っております。それからもう1つ、市町が実際に実施をするワクチンの接種ですけれども、場所はですね、個別接種の会場ですとか、あとそれぞれの病院・診療所をお願いをして確保していただいているので、恐らくは確保できるといふふうには思いますが、ただ打っていただく医療従事者については、不足していることも十分に考えられます。私どもの方に事業でですね、知事が先ほどおっしゃっておられた、ワクチン接種の派遣チームというものを事業予算として持っておりますので、市町の方から要望がありましたら、速やかに派遣してですね、少しでも前倒ししていただけるような対応をしようと思っております。以上です。</p>
本部長	<p>誠に結構なことです。まず9月13日と20日の第14・15クールで調査分があると。これは有効に活用して、前倒しをするという方針で結構だと思います。それから打つ人が足りないという場合にはですね、例えば、恐らく賀茂地域にはそういうものがいくつかあるのではないかと考えているところですけども、そうしたところには、チームを派遣して、希望される方には、前倒しで接種していただくというふうにしていただければと思います。以上です。</p>
山梨感染症対策部長	はい、わかりました。
藤原危機管理監	はい、ありがとうございます。その他何か御質問等ございますでしょうか。それでは本部長、一旦この方針(案)によりまして、決定してよろしいでしょうか。
本部長	はい、了解しました。よろしく申し上げます。

藤原危機管理監	はい。その他、各部から、この場でございます。報告事項ありましたらお願いいたします。お願いします。
杉山経営管理部長	はい。経営管理部でございます。県職員のウイルス感染の状況について御報告をします。 令和2年度から3年度約一年半にわたってですね、7月までの1年半で感染者が県職員合計で累計7人でした。ところが、この8月7日から15日の1週間余りの間に、実は、新たに5人の方が感染しています。県職員のこの中においても、県下の発生状況と同じように、爆発的に感染者が増えているという状況でございます。しかしながら、県庁が倒れてはならないというのは当然でございます。何とか守っていかなくちゃいけないし、クラスターを発生させてはいけないと考えております。先ほど、感染対策は人流の抑制にまずある、という御説明をいただきました。実は昨日、緊急事態宣言発令時における職員の出勤の削減というお願いを发出了ところでございます。在宅勤務、モバイルパソコンの配布は県庁は終わっております。知事部局は終わっております。在宅勤務が可能な業務については、在宅勤務を徹底させて欲しいということが1点です。もう1点は、在宅勤務ではできない仕事がございますが、縮小・中断・延期が可能な業務を洗い出して、この期間、職員の出勤を抑えて欲しい。その結果として、7割の出勤削減。通常出勤する職員の数の7割の削減を目途として、目標として取り組んでいただきたいということをお願いしております。各部署局長さんは、お戻りになったらですね、ちょっと昨日の通知で急なんですけども、ぜひ御検討いただいて、実現を目指してですね、何らかの対応をお願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。
本部長	「7割に」じゃなくて「7割を」削減して、3割でやると。
藤原危機管理監	その他、何かございますでしょうか。報告事項。はい、わかりました。 最後に、本部長から、職員に対する指示事項をお願いします
本部長	どうもありがとうございます。それではですね。本県は今年の4月以来の緊急事態宣言となります。まさに、かつて経験したことのない最も深刻な感染拡大に直面をしています。 私たちは県民の命を守るために、あらゆる施策を総動員し、新規観戦者数を減少させ、何としても、本県の医療提供体制を守らなければなりません。このデルタ株の強い感染力。大体1.5倍とか1.7倍というふうに言われておりますが、アルファ株と比べましてですね。これ以上の感染拡大を抑制するため、県民の皆様お一人おひとりの行動の変容が求められています。人流を抑制し、人と人との接触を減らすことが肝要です。県民の皆様には、第1に不要不急の外出自粛、いわゆるセルフロックダウンをお願いすることといたします。各部署では、この趣旨を徹底していただくように、関係団体等を通じて積極的に広報をお願いします。県職員一人一人が広く感染防止の周知を図ってください。それからお酒の類、酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等の皆様には、休業要請を行います。それ以外の飲食店、これはもちろん、そば屋とかレストランで、お酒も出して、ビールも出したり、場所によってはワインを出すところあると思いますけれども。そこはワインを出さない、お酒を出さない、ビールを出さないという場合には、飲食店として営業ができるということですが、そうした飲食店並びに大規模集客施設の皆様には、営業時間の短縮を20時までということで要請をいたします。業界団体を所管する経済産業部、健康福祉部、スポーツ・文化観光部などは、関係の皆様に対しまして、県の安全・安心認証制度、また業種別のガイドライン等による感染防止対策を徹底していただきまして、要請内容の周知にお務めいただきたいと存じます。従わない場合には罰金がかかるということでもございます。 感染拡大による人流の減少や緊急事態措置等により、経営に影響が出る事業者の皆様には、これも大変重要ですが、国・県の各種給付金、協力金、貸付金等の制度がございますので、これを広く周知していただきまして、丁寧に相談に乗っていただき対応して下さるようお願いをいたします。県主催の会議、イベント等については中止、ないしは開催方法の見直しを検討してください。共催するイベント等につきましても同様に人流を抑制するよう、開催方法の見直し等の働きかけを早急に行ってください。民間イベントの相談対応では、感染状況等を丁

	<p>寧に説明して差し上げて、感染リスクを減らす開催方法、あるいは感染拡大防止策の徹底を呼びかけてくださるようお願いを申し上げます。民間企業の皆様には、在宅勤務、休暇取得を促進していただき、県庁もそうしますが、出勤者数の、これは出勤者数の7割ですか。つまり、7割を目標とする削減。削減を呼びかけると。これは、言い出しっぺですから。ともかくこの12日まではですね。通常の3割でやると。杉山部長さんの御指示でございますので、御協力くださいませ。そのように同じようにですね、民間企業の皆様にも、大幅な出勤者数の削減を呼びかけると。そして県庁自ら在宅勤務・休暇取得を促進して、時間外勤務も抑制するということで、人流を減らす出勤体制を作っていきます。既に医療機関では、病床が逼迫しております。</p> <p>更なる病床確保又は宿泊療養施設での治療など、医療体制の確保に向けて健康福祉部を中心に全力で取り組んでください。先ほど山梨君が言われた、この臨時病床の確保というのは大変いい考えだと思いますので、この辺り、早急にですね、調査をしてどれだけ使えるのか。どれだけまた人員がいるのか、これを把握してください。全ての県職員は自ら何ができるかをよく考えていただきまして、各部局はしっかり連携し、感染防止対策と医療提供体制の確保、そして経済雇用対策等に積極的に取り組んでください。私はですね。この緊急事態宣言、あるいはまん延防止重点措置とありますけれども。全国知事会等々を通しまして、この規制を強化すると、その強化する権限を県知事が持つという、そういう動きをずっと見てきました。次に緊急事態宣言になって、罰金まで課せられると。休業を要請すると、ほとんど命令に近い形ができるようになりますけれども、今皆さん困ってらっしゃるのでですね、なるべく支援を厚くしたいということが基本です。しかしながら、感染対策を徹底するために、法律上許されている規制につきましては、今回の場合は、休業とか、あるいは、学校につきましては、教育機会を奪うことなくですね、クラスターを生まないように、徹底した12日までであります。実際上は、14日ぐらいでありますので、この間にですね、決してクラスターを起こさないようにしたいということでございます。そういうふうに支援を強化しながら、かつ規制はですね、最低最小限にしたいと。皆さんの、今は自助努力で、出口はワクチンしかない。ワクチンにつきましては、山梨君が先ほど言ってくださいましたけれども、前倒しですね、調整分を活用してやっていくということで、本県としましては、私自身もこれを方針としていますことを申し上げておきます。以上であります。</p>
藤原危機管理監	<p>ありがとうございます。</p> <p>以上で議事を終了いたします。進行をお返します。</p>
森危機政策課長	<p>以上をもちまして、本部員会議を終了します。</p>

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく 緊急事態措置に係る静岡県の対応方針

令和3年8月17日、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下、「法」という。)第32条第1項に基づく緊急事態宣言を受け、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、次の必要な措置等を行う。

1 措置を実施する期間 令和3年8月20日(金)～9月12日(日)

2 措置の対象とする区域 静岡県全域

3 実施する措置の内容

(1) 基本方針

- ・デルタ株をはじめとする新たな変異株ウイルスは、従来株やアルファ株に比べ感染力が非常に強く、若年層への急速な感染拡大やワクチン接種が終わっていない成人の重症化が懸念されている。このことから、社会経済活動を継続しつつ、感染拡大を防止し、重症者・死亡者の発生を可能な限り抑制するため、ワクチン接種の円滑化・加速化をはじめ、飲食機会での対策の徹底・人流の抑制、検査・サーベイランスの強化、医療提供体制等の一層の確保等の取組を総合的に進めていく。

(2) 県民への要請

ア 県民への外出自粛要請

- ・法第45条第1項の規定に基づき、県民に対し、日中を含め、不要不急の外出自粛を要請する。特に、飲食店等に対して営業時間の短縮を要請する20時以降の不要不急の外出自粛を要請する。ただし、医療機関への通院や食料・医療品・生活必需品の買い出し、職場への出勤、屋外での運動や散歩など生活や健康の維持のために必要なものを除く。

イ 県境を跨ぐ移動制限

- ・すべての都道府県との不要不急の移動・往来は自粛を要請する。どうしても避けられない場合は感染防止策の徹底とともに、出発前又は到着地での検査を受診することを勧める。

ウ 「密」の回避

- ・3密(「密閉」「密集」「密接」)の条件が揃う場面において、感染が拡大するとされているが、デルタ株の強い感染力を踏まえ、たとえ「1密」であっても回避することが求められる。混雑している時間や場所等への外出を極力減らすとともに、人と人との距離を従来以上に離すことを心がけ、屋外であっても密にならない行動をするよう注意喚起する。

エ 会話や歌唱の際の注意

- ・マスクを着用していない会話や歌唱などで感染が拡大する事例を踏まえ、室内や移動中の車内、カラオケでの感染に注意するよう呼びかける。また、デルタ株の強い感染力を踏まえ、マスクを着用していても、大声の会話・歌唱については、屋外を含めて、感染リスクが高まることを注意喚起する。

オ 飲食の際の注意

- ・飲食の場での感染リスクが高いことを踏まえ、飲食時の黙食と会話時のマスク着用の徹底を呼びかける。
- ・未成年者による飲食クラスターの発生事例があることから、親睦会等の飲食機会の回避又は感染防止対策の徹底を呼びかける。
- ・仲間同士で行うバーベキューやホームパーティーでの感染拡大が見られることから、同居家族以外との多人数での飲食をはじめ、路上や公園等における集団での飲食は行わないよう呼びかける。

カ 飲食店等での対策

- ・法第 45 条第 1 項に基づき、県民に対し、感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えるよう要請する。
- ・飲食店を利用する場合は、本県が推進している「ふじのくに安全・安心(飲食店)認証」を受けた店舗を利用するよう呼びかける。県の認証店舗が近くにない場合は、市町や飲食業団体が一定の感染対策を実施していると認めている店舗を利用するよう呼びかける。

(3) 事業者等への要請

ア 飲食店事業者への要請

- ・食品衛生法の飲食店営業許可を受けた飲食店等(飲食店営業許可を受けている結婚式場を含む。ただし、デリバリー、テイクアウト、ホテル・旅館等の宿泊者に限定して食事を提供する食堂等は除く。)に対し、次のとおり要請する。

要請期間:令和3年8月 20 日(金)0時から9月 12 日(日)24 時まで
営業時間・酒類提供・カラオケ設備使用についての要請
(法第 45 条第 2 項に基づく要請) I 酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等(飲食業の許可を受けていないカラオケ店を含む。) ・休業の要請 II 上記以外の飲食店 ・営業時間の短縮要請(5時から 20 時までの営業時間とする) ※酒及びカラオケ設備の提供を行わないこととする飲食店は「II 上記以外の飲食店」に該当する。
営業にあたっての要請内容
(法第 45 条第 2 項に基づく要請) ・従業員に対する検査を受けることの推奨 ・入場者の整理等 ・感染防止措置を実施しない者の入場の禁止(入場済みの者の退場を含む) ・手指消毒設備の設置と施設の換気 ・マスクの着用その他の感染防止措置を入場者に対して周知すること ・アクリル板等の設置又は入場者の適切な距離の確保等飛沫感染防止等の対策を行うこと

(法第 24 条第9項に基づく要請)

・ふじのくに安全・安心認証(飲食店)を取得するなど、感染防止対策の業種別ガイドラインを遵守すること

イ 飲食店以外の施設への要請

・大規模集客施設等に対し、次のとおり要請する。

要請期間:令和3年8月 20 日(金)0時から9月 12 日(日)24 時まで		
■商業施設等		
施設の種類	内 訳	1,000 ㎡超
商業施設※1 (法施行令第 11 条第 1 項第 7 号)	大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター、スーパー等	(法第 24 条第9項に基づく要請) ・営業時間は5時から 20 時まで (法第 45 条第2項に基づく要請) ・人数管理、人数整理、誘導等の「入場者の整理等」の要請
遊技施設(第 9 号)	マーじゃん店、パチンコ店、ゲームセンター等	
遊興施設※2(食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗を除く)(第 11 号)	個室ビデオ店、射的場、勝馬投票券販売所等	
サービス業を営む施設※3(生活必需サービスを除く)(第 12 号)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション等	
■商業施設以外の施設		
施設の種類	内 訳	1,000 ㎡超
劇場、映画館等 (法施行令第 11 条第 1 項第 4 号)	劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム等	(法第 24 条第9項に基づく要請) ・20 時までの営業時間短縮要請 ・人数上限 5,000 人かつ収容率 50%以内の要請 ・映画館は 21 時までの営業時間短縮 ※イベント開催の場合は 21 時までの営業可)
集会・展示施設 (第 5 号、6 号)	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール	
ホテル・旅館 (第 8 号)	ホテル・旅館(集会の用に供する部分に限る)	
運動施設、遊技施設 (第 9 号)	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、スポーツジム、ホットヨガ、ヨガスタジオ、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バッティング練習場、テーマパーク、遊園地等	
博物館等(第 10 号)	博物館、美術館等	

※1百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗について、食品、医薬品、医療機器そ

の他衛生用品、再生医療用製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品を扱う部分は除く。

※2遊興施設のうち、食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている店舗は、飲食店の取扱いによる法第 45 条第 2 項に基づく要請の対象となる。

※3銭湯、理美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング屋などの生活必需サービスを営む店舗は除く。

- ・イベント関連施設の利用は、3(3)ウ「催物(イベント)の開催制限等」の遵守を要請する。
- ・感染の防止のための入場者の整理及び誘導、発熱その他の症状を呈している者の入場の禁止を要請する。
- ・飲食を提供する場合は、飲食店か否かにかかわらず、飲食店に対する営業時間短縮及び酒類提供自粛の要請内容に準ずる。
- ・百貨店の地下の食品売り場等、人が密集する可能性のある場所については、感染リスクが高いとされていることから、法第 24 条第 9 項に基づき、施設管理者等に対し、「入場者の整理等」を行うよう要請する。

ウ 催物(イベント)の開催制限等

(ア)開催制限の目安

- ・収容率(50%以内)または人数上限(5,000 人以下)のいずれか小さい方
- ・営業時間:21 時まで

(イ)主催者における感染対策

- ・県内で開催される催物等において、主催者に、マスクの着用、入場時の検温、密の回避などの基本的な感染防止対策の徹底をはじめ、参加者名簿の作成、事前予約の実施、接触確認アプリ(COCOA)の活用など適正な実施を働きかける。
- ・また、県境を跨ぐ移動・往来の自粛を要請している趣旨を踏まえ、全国的な催物の開催については、主催者から県外の参加者に対し、参加の自粛を呼びかけるなど慎重な対応を図るよう要請する。
- ・なお、飲食の取扱いについては、酒類提供を含め飲食店に対する要請内容に準じるよう働きかける。

(ウ)事前相談の対応

- ・参加者が 1,000 人を超える催物又は全国的・広域的な移動を伴う催物は、県と事前相談を行うよう主催者に要請する。

(エ)県主催又は共催となっているイベント等への対応

- ・県主催のイベント等は、中止・見直しを検討する。
- ・県が共催となっているイベント等については、主催者に対し、中止・見直しを働きかける。

エ 公立の文化施設等への要請

- ・県有施設は、開館時間の短縮、人数制限の強化等、感染防止策の更なる徹底を行うこととし、施設管理者や指定管理者等に要請する。ただし、周遊の促進につながる観光施設については、原則休館とするよう施設管理者や指定管理者等に要請する。

- ・また、各市町に対して、所管する施設において県有施設と同様の対応を要請する。

オ 事業所、医療・福祉施設等での対策

- ・業種別ガイドラインによる感染防止対策の徹底をはじめ、換気・湿度・二酸化炭素濃度などの管理を行い、感染しにくい環境を確保するよう呼びかける。
- ・入館・入室者の検温、施設利用自粛、マスク着用、手指消毒などの徹底を呼びかけるとともに、顧客や利用者の名簿作成、接触確認アプリ(COCoA)の活用などの対策を呼びかける。
- ・感染リスクが高まる「5つの場面」の回避、特に、「居場所の切り替わり」時(休憩室、更衣室、喫煙室等)の感染防止対策について注意喚起する。
- ・事業者に対しては、在宅勤務(テレワーク)、時差通勤、自転車通勤、人との接触を低減する取組など、「出勤者の7割削減」を含めた感染防止対策の強化とともに、20時以降の勤務を抑制することを要請する。

カ 学校教育活動での対策

- ・デルタ株等の変異株ウイルスについては、若年層への感染拡大が従来株よりも強く懸念されることから、児童・生徒・学生に対し、危機感の醸成及び基本的な感染防止対策の更なる徹底を周知する。
- ・幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、学習塾等においては、感染防止対策の徹底を図るとともに、部活動など感染リスクの高い活動等の制限を要請する。
- ・大学等における、遠隔授業等を活用した学修者本位の効果的な授業の実施はもとより、その他の学校においてもオンライン授業など授業方法の工夫や時差通学の実施など、感染リスクの低減を図るための対策の実施を要請する。

キ クラスタ発生抑制

- ・デルタ株の感染力は強く、様々な施設・団体にクラスタが発生すると見込まれることから、高齢者・障害者・児童福祉施設、幼稚園等及び学校に対し、抗原定性簡易キットを配布し、感染者の早期発見に努める。また、事業者に対して、社員、職員などの体調管理を徹底し、すぐれない者については、休暇及び検査を推奨することを徹底する。

4 医療提供体制及び療養体制の充実・強化

(1) 確保病床の有効活用の促進

- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症予防法」という。)第16条の2第1項に基づき県内医療機関に対して協力要請して確保した病床を有効に活用するため、退院基準を満たす前でも軽快した患者については、転床、転院又は退院(自宅療養)を促進する。このため、後方支援病院の確保や自宅療養体制を整える。
- ・また、軽症から中等症への病状の悪化を防止し、病院への転院を抑制するため、軽症者療養施設において、抗体カクテル療法を行う体制を整備する。

(2) 宿泊療養及び自宅療養機能の強化

- ・宿泊療養施設において、看護できる症状を拡大するため、臨時医療施設を設置し、投薬、酸素投与等の治療行為が実施できる体制を整備する。また、自宅療養者については、身近な診

療所等で診療できる体制を構築する。

(3) 保健所機能の維持

- ・感染対策の最前線にある保健所における積極的疫学調査や陽性者の入院調整の機能を維持するため、医療系職員を中心に全庁的な応援体制をとるとともに、業務のアウトソーシング化を一層推進する。

(4) 臨時病床の設置

- ・入院病床において新規の受入が不可能になり、入院すべき患者が入院できない事態を想定し、臨時病床の設置を早急に具体化する。

5 ワクチン接種の推進

- ・ワクチン接種は、新型コロナウイルス対策の切り札である。このため市町が進めるワクチン接種の計画が可能な限り前倒しできるよう支援していく。また、副反応等の情報を適切に県民に提供し、接種に対する不安を取り除く取組を進める。

6 経済・雇用対策

- ・飲食店や宿泊施設の持続的な経営と利用者の安全安心を確保するため、店舗や施設ごとに感染防止対策を認証する「ふじのくに安全・安心認証制度」の普及を図ると共に、認証取得に要した感染対策経費を支援する。
- ・感染症の動向と経済に与える影響を的確に把握し、感染防止対策を講じつつ、県制度融資による資金繰り支援、雇用調整助成金等による雇用維持などに引き続き注力していく。
- ・全国知事会と歩調をあわせ、持続化給付金の再度の支給や雇用調整助成金の特例措置の延長等について、国に対して強く求めていく。
- ・事業者等への要請に対する協力金や、中小企業等応援金について、事前相談の窓口を設置し、その体制を充実させることで早期の申請・支給につなげていく。
- ・GoToEatキャンペーン事業について、引き続き、テイクアウト、デリバリーを除き、発行済みの食事券の利用自粛を呼びかける。
- ・地域観光支援事業である「バイ・シズオカ～今こそ！しずおか！！元気旅！！～」については、既に新たな予約に対する割引を停止しており、緊急事態措置の実施期間中は再開しない。

7 誹謗中傷等の根絶に向けた呼びかけ

- ・感染された方やその治療に懸命に対応されている医療従事者の方々をはじめ、飲食等の業界に携わる事業者・従業員、用事があって来県した他地域の方などを対象とした心ない誹謗中傷や差別的対応の根絶に向けた啓発を継続的に実施する。

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部 第21回本部員会議

日時 令和3年9月10日(金)午後3時30分～

会場 別館9階特別第1会議室

危機政策課長	これより、静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部第21回本部員会議を始めます。それでは進行を危機管理監お願いします。
危機管理監	本日の会議は、本件に対して発出されております緊急事態宣言の期間が延長されたことを踏まえ、県内の感染状況、各部の取組についての情報共有及び今後の対応方針等を決定するため、開催いたします。 議事に入ります。議事(1)「新型コロナウイルス感染症者発生・入院等の状況」について、健康福祉部から報告をお願いします。
感染症対策部長	それではまず、県内の感染者の発生・入院等の状況について御説明をいたします。 資料の1を御覧下さい。右下のページ数2を御覧ください。青の折れ線グラフの感染者総数は、7月の末から急上昇いたしまして、8月は一月でそれまでの感染者数に相当するような11,625人の感染者数を記録し、累計では25,094人となりました。 めくっていただいて3ページにありますように、8月の19日に673人の新規感染者数最多を記録をしています。人口10万人当たりでは、8月の25日に107.3人を記録しています。 下段の4ページですが、この1か月の状況です。人口10万人当たりの感染者数の推移を見ますと、8月の23日前後にピークを迎えまして、9月に入ると下降し始めていて、昨日の時点では46.0人となりまして、ちょうど1ヶ月前と同じような水準となっています。 めくっていただいて、5ページを御覧ください。発熱等受診相談センターへの相談件数と新規感染者数の状況についてです。赤の相談件数の伸びが鈍化し始めた3日後に緑の感染者数も鈍化をして、相談件数が急増し始めた3日後に、感染者数も急増し始めるといった相関関係が分かります。下段の6ページです。検査状況ですけれども、検査件数は最大で4,000件を超えまして、要請率も20パーセントを超えましたが、直近では12パーセントまで下がっています。めくっていただいて、7ページから9ページにかけては地域別の感染者数になります。感染の初期におきましては、東部地域が多かったですけれども、ピークの感染者数においては中部地域が人口10万人当たり140人台までいってまして最も多く、次いで中部地域の100人台となっています。またおめくりいただいて、10ページです。全療養者数の状況です。右上にありますように、最多数は全療養者数は5,498人、入院は463人、宿泊療養は421人、自宅療養は4,824人となっています。病床占有率の最高は8月27日の73.1パーセントとなりまして、現在では52.8パーセントまで下がっています。めくっていただいて11ページですが、入院それから死亡の状況です。重症者数が最多で37人となりまして、8月中旬以降には死亡者も増加し、累計で193人となっています。12ページから14ページにかけては、地域別の病床の状況です。東部地域の病床占有率は53.5パーセント、中部地域は56.4パーセント、西部地域は49.3パーセントとなり、いずれの地域も現在は減少傾向でありますけれども、まだ高い水準にあると考えています。めくっていただいて、下段の16ページです。県所管地域の年齢別の感染状況ですけれども、0歳から59歳までの10代刻みで見ますと、大体どの年代も10パーセント台で、満遍なく感染者が出ているような状況です。めくっていただいて17ページですが、人口10万人当たりの発生数です。20歳代が最も大きくなっている一方で、小学生から高校生の世代はそれほど多くはなく、その下の世代が逆に高くなっています。またワクチンの接種が進んでいる高齢者は、低くなっていることがわかります。 めくっていただいて、19ページ、ワクチンの接種状況ですが、高齢者の接種が7月末にほぼ終了しまして、8月中旬までは接種回数が低下をしましたが、ワクチンの配布数が確定をして、下旬以降4万回に迫るペースで順調に接種が進んでいると。

	20 ページは接種率の推移ですが、9月の8日時点で1回接種した人が 52.7 パーセント、2回接種した人が 40.8 パーセントとなっています。報告は以上です。
危機管理監	はい、ありがとうございます。ただいまの報告について、御質問等はございますでしょうか。では次に参ります。議事(2)各部の状況でございます。まず、健康福祉部から医療提供体制の確保及び感染対策に向けた取組状況について報告をお願いします。
感染症対策部長	<p>それでは資料の2「医療提供体制の確保及び感染対策の取組状況」について御説明をいたします。8月18日に第20回本部員会議で決定した取組の進捗状況を報告いたします。まず始めに、病床の確保状況です。感染症法に基づく協力要請を行いまして、8月18日の時点では635床が確保できましたが、その後、感染拡大とともに医療機関の皆様の御協力をいただき、9月の8日時点では708床まで確保できたところ です。2つ目の宿泊療養施設につきましては、志太榛原地域につきましては、来週にも受入れを開始するように最終の調整を行っています。東部地域につきましては、10月上旬の開設を目途として進めています。</p> <p>(2) 宿泊療養施設への臨時医療施設の設置状況ですけれども、3か所ホテルジャストワン裾野、東横イン静岡駅北口、リッチモンドホテル浜松の3か所におきまして、来週の9月3日に開設をいたします。入所者の体調が悪化した時には、対面またはオンラインで診察をいたしまして、投薬、点滴、酸素投与等の行為を行います。それから併せまして、近接病院との連携をいたしましては、2か所ございまして、ホテル富士中央につきましては、富士市立中央病院様、東横イン掛川駅新幹線南口店につきましては、中東遠総合医療センター様他の御協力をいただき、往診やオンライン診療、外来診療の体制を整えました。3つ目といたしましては、自宅療養者への支援体制についてです。自宅療養者への死亡事例があったことを踏まえまして、1日1度の健康観察を徹底して行うため、要員の増員を図ります。</p> <p>めくっていただきまして、「(2)市町との連携」といたしまして、今後は市町と連携して生活支援等を進めてまいります。4点目といたしましては、感染対策としての抗原キットの配布です。高齢者施設から高等学校まで配布が完了しています。現在教育委員会と連携をしまして、小中学校への配布の準備を進めているところです。5点目、保健所の体制強化です。8月の14日から、健康福祉部等の医療職の職員を27人、27日からは全庁から応援職員を29人。全体で56人の職員を各保健所に派遣をしています。各部局におかれましては、通常業務を割いて応援をいただき、本当にありがとうございます。また、業務のアウトソーシング化も順次進めております。6点目といたしまして、ワクチン接種の推進についてです。国から10月上旬までの配布量が示されまして、県内市町への配布数を明示した結果、表にありますように、最大4週間となる市町の接種計画の前倒しが進んでいます。また、県といたしましても接種を加速するために、静岡市内と伊豆の国市内に大規模接種会場を設置して、接種を進めてまいります。全体としまして、感染は収まりつつあるものの、次なる感染流行期も念頭に新しい取組や仕組の改善を図ってまいります。以上でございます。</p>
危機管理監	<p>ありがとうございます。</p> <p>続けて、各部の取組のうち「ふじのくに安全・安心認証制度」の認証状況について、危機管理部続けてスポーツ・文化観光部から報告をお願いします。</p>
危機管理部長	危機管理部です。資料の3を御覧ください。まず、飲食店についての状況について説明いたします。5月の21日に受け付けを開始し、9月8日現在は、表のとおりでございます。9,245件の申請を受け付け、そのうち1,107件の認証が完了しております。8月8日にまん延防止等重点措置が適用されて以降、申請件数が急増しております。8月には7月の申請件数の5倍以上となる約6,000件の申請がありました。今後、人員を増員するなど体制を確保し、早期認証に向けて鋭意努めてまいります。以上でございます。
スポーツ・文化観光部長	<p>はい。続きましてスポーツ・文化観光部です。</p> <p>3番の宿泊施設についてです。一番下の表を御覧ください。受付件数については978件、うち現地確認済の件数が666件、認証件数はそのうち101件となっております。一番下の米印</p>

	<p>ついて、旅館業営業許可施設については約 3,000 施設ありますが、「(バイ・シズオカ)〜今こそ!しずおか!!元気旅!!!」の登録施設は 1,203 施設となっております。許可施設のうち、実際に営業していない施設が相当数あり、実際に積極的に営業してる施設は 1,200 件プラスアルファとなりますので、申請済の 978 件というのは、全体の8割近くの施設が申請している状況でございます。9月中には申請済の全施設の認証が完了するよう作業を進めてまいります。以上です。</p>
危機管理監	<p>はい、ありがとうございます。今各部の取組状況について御報告いただきました。他に皆様の方から、各部の取組状況でございますでしょうか。経営管理部さんお願いします。</p>
経営管理部長	<p>先ほど御報告ありましたように、感染者支援の充実が求められる中、行政需要が高まっております。特に健康福祉部の感染症対策局につきましては、年度当初から増員を繰り返しておりますが、どうしてもまだ十分でないというところがございます。月曜日9月13日付けで、これとは別途3人の増員、11月1日付けで1人、正規職員を張りつけます。また、保健所につきましても10月1日付けで4人。正規職員を増員いたします。あわせて役職員について、管理職、管理監督者についても、大変厳しい状況にあると伺っております。そうした中でどうしていくのか、健康福祉部長それから感染症対策担当部長とよく協議して、どんな形を作っていくのか、司令塔が倒れないようにするにはどうするのかということを検討してまいりたいと考えております。もう1点、お話がございます。このように人が増えている中、加えて、物資が増えております。置き場所がない、人が働くところがない、感染症対策局が密になっているというところもございます。それを解消するために、できれば来週月曜日から、西館4階会議室ABCを感染症対策局の執務スペース、あるいは資材の置き場として活用していただくということを考えております。既に様々な会議等で御予約された庁内の方もいらっしゃると思いますが、そのような方は申し訳ないんですが、これから個別に御連絡を入れますので、明け渡しに対して御協力いただくよう、お願い申し上げます。以上であります。</p>
危機管理監	<p>はい、ありがとうございます。今、各部の取組状況について報告いただきました。他にございますか。なければ一旦ここまで、取組状況についてまでの中で御意見・御質問等ございますでしょうか。お願いします。</p>
本部長	<p>今、杉山経営管理部長の方からですね、この感染症対策局、御案内のようにこの間、山梨君とか青山君とかですね、トップが恐らく1日も休んでいないと思います。今、全体として、7割の方々はオンラインで、自宅勤務と。在宅勤務という一応指令が、指示がですね、かつて経営管理部長からありましたけれども、今日も見てきましたけれども、全員がほぼ出てるというのが、感染症対策局の現実です。しかも、その部屋の前、それから廊下にですね、ダンボールが積み上げてあって、これは保健所であるとか自宅療養者の方に事務局を通じて配らなきゃいかんってことでこれはもう文字どおりですね、人の力がないとできないもので、そうした中で緊急事態宣言が13日以降も延伸されることになりましたので、経営管理部長の方でもこの処置をとっていただくの本当にありがたいと思っております。そして西館の4階ですから、ちょうどこのロビーを隔てた反対側に、この今の会議室、ABC会議室がございます。ここでは、叙勲だとかですね、様々な儀式が行われる場所として、関係部局の方でもそういう予定をされてるところがあると思いますけれども、ここはそこで働いている人々が、他の所だとちょっと離れているとまた不便でもありますからですね。すぐに移れるということもあるので、ぜひ協力していただいて、今はこの、本県でこの感染症に従事している我ら同僚をですね、助けるという観点で格段の御配慮を賜りまして、西館の会議室が使えるようにしてください。</p> <p>それからまた、いろいろと要請がこれからまた人員の配置において、関係部局の方にあるかと存じますけれども、これもぜひですね、万障繰り合わせる形で、このしばらくの間でございますので、収束するまでですね、是非人を派遣するようお願いをしたいと思います。これが1点です。もう1つはですね、この安全・安心認証制度、これ植田(スポーツ・文化)観光部長の方からはですね、ホテル旅館の方は、9月中に受け付けたものは、全部認証すると。</p>

	一方、いわゆる飲食店に関しましては、8月に6,000件の申請があったと。それで目下のところを、1,100件あまりだと。これはなるべく早期に認証する体制の確保とありますけれども、もう少しですね、タイムスケジュール的な観点で、早期っていうのはいつ頃を目途に言われているのか。どういうように、この認証してチェックしていく人たちの人材を確保しているのかですね、御説明いただけるとありがたいです。
危機管理監	お願いいたします。
危機報道官	はい。危機報道官杉山です。この認証のですね、件数がまだ1,100ということで、遅れている状況ですが、これチェック項目が50項目以上ありまして、どうしてもマンパワーで、現場の作業が整う必要があるということがありました。しかし、これをどんどん増やさないとなりませんので、現在50班100人体制に拡大してですね、作業を進めるというふうに取り組んでおります。期日についてはまだ具体的にはちょっと、明確には目標を定められない部分がございますけれども、50班100人体制ということで進めますので、10月ぐらいにはですね、何とか9,000件が今出ているので、そのほとんどが認証できるようなですね、そういう取組方法で進めていきたいと考えております。
本部長	是非マンパワーの確保をお願いします。
危機管理監	ありがとうございます。その他、御意見・御質問等ございますでしょうか。それでは次に、議事の3番にまいります。新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置に係る静岡県の対応方針(案)につきまして、危機管理部から報告をお願いいたします。
危機政策課長	はい。資料4を御覧ください。新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置に係る本県の対応方針について、本日の改正の主要な部分を中心にかいつまんで御説明をしたいと思います。1ページをお開きください。まず初めに、「1措置を実施する期間」についてでございますが、この度、本県が適用を受けております緊急事態措置の期間の終期が、9月12日から9月30日に延長されましたことによりまして、規定しているものでございます。御案内のとおりだと思います。2番としまして、措置の対象とする区域につきましては、静岡県全域ということで変更がございません。次に、そこから県民の要請ということで、1ページから2ページにかけて記載がございますが、例えば、すべての都道府県との不要不急の移動・往來の自粛や、会話や歌唱の際のマスクの着用など、県民の皆様引き続き感染防止対策の徹底を要請してまいります。それから、3ページをお開きください。飲食店事業者の方々へは、営業時間に関する要請期間について記載しております。緊急事態措置の期間自体の延長を受けまして、休業要請や営業時間の短縮要請につきましても、9月30日まで延長することといたしております。次に4ページをお開きください。飲食店と同様に大規模集客施設等に対する要請期間につきましても、営業時間の短縮要請を9月30日まで延長をいたしております。それから、5ページのイベントの開催制限の目安でありますとか、6ページのテレワークなど、事業者に対する人との接触を低減する取り組みなどにつきましては、引き続きこれまでと同様に要請をしております。7ページをお開きください。まず、4番の医療提供体制及び療養体制の充実強化についてであります。2の宿泊療養療養及び自宅療養機能の強化について、志太榛原地域と東部地域への宿泊療養施設の設置と、市町との連携による自宅療養者の生活支援の充実を追加しております。同じく7ページの一番下の5番「ワクチン接種の推進」を御覧ください。市町の進めるワクチン接種に対する支援に加えまして、県の大規模接種会場を設置し、接種の加速化を図ることを追加しております。最後に8ページでございますが、誹謗中傷等の根絶に向けた県民への呼びかけなど、引き続き、差別的対応の根絶に向けた啓発を実施してまいります。その他時点の修正等によりまして文言の修正等はございますが、主要な改正部分は以上となります。私からは以上でございます。
危機管理監	はい、ありがとうございます。ただ今の対応方針案につきまして御質問等ございますでしょうか。どうぞ。

難波副知事	<p>7ページですけれど、今の福祉(健康福祉部)の7ページ4の(2) 自宅療養者のところですね。「自宅利用者については、身近な診療所等で診療できる体制を構築する。」ということなんですけれども。これ、ここに来る直前にある市長さんから電話がかかってきてですね、やっぱりその自宅療養の方が不安なので、相談体制をですね、もう少し充実してもらえないかと。</p> <p>それで、保健所にですね。随分その相談には乗ってもらっているんだけど、やっぱり保健所がもう大変なので、場合によってはその医師会がですね、協力すると言っているところもあるので、そういうことを活用したらどうかというお話をいただきました。</p> <p>よく考えてみるとですね、相談は保健所、それで診療は医師会ってこういう感じになってますけども、ひょっとするとその相談のところからですねもう少し、市の先生方の御協力といえますか、御支援をいただけるんじゃないかなということもあるわけですけども、まずはそこを何かその、医療行為の中で相談と診療のところでは何か制限がありますか。</p>
危機管理監	健康福祉部さん。どうですか。
感染症対策部長	はい。当然診療は医療者でないとできないので、お医者様にお願いをすることです。相談につきましては、保健所も受けてますし、よろず相談ということで、市町の方でも受けていただいているので、窓口としてはそういうものが準備されてございます。
難波副知事	はい。特に平日の夜とですね。それから、土日の体制について、やっぱり自宅療養者は土日にも夜も関係ありませんので、そういう面では、そこが多分弱点になってんじゃないかと思えますので、この部分ですけど、「自宅利用者については身近な診療所等で診察できる体制を構築する」となってますけれども、そこで診療だけじゃなくて、「相談・診療できる体制」とかですね、ちょっとそのあたり考えていただいたらいいんじゃないかなと思います。いかがでしょう。ここで今すぐ変えることはないんですけども、ちょっと考えてもらえばいいかなと思いますけど。
感染症対策部長	はい、わかりました。市町又は医師会の方とも相談してですね、検討させていただきます。
危機管理監	それで今、この7ページの(2)の部分について文面については変え、今回は変えないけれども、そういう体制を整えるようにという指示ございました。それで、いきたいと考えます。それでは本部長、この対応方針案により決定してよろしいでしょうか。
本部長	はい、よろしいです。それでね。先ほどマンパワー不足、認証制度のマンパワー不足ですね、それから13日以降30日までこの緊急事態宣言が続きますので、支援体制を、これも継続しないといかんので、そういう予算措置はですね、しなくちゃいけないので、その用意はですね、していただいていると思いますけれども。そういう方向で進めます。よろしくお願いします。
危機管理監	はい。ありがとうございます。それでは、対応方針案はこれでということになりますが、その他、皆様の方から報告事項等をこの際でございます。お願いいたします。
経済産業部 部長代理	経済産業部です。経済産業部から、6月議会で制度創設が認められた中小企業等応援金の状況について報告をさせていただきます。8月16日に県庁内の問い合わせ窓口を設置し、9月1日からは専用のコールセンターを開設しております。昨日9月9日までに1,500件以上の問い合わせをいただいているところであります。緊急事態措置の影響を受けた事業者の事業継続が図られるよう、引き続き制度の周知を努めるとともに、今月中旬からの申請受け付け開始に向けて、準備を進めているところであります。以上であります。
危機管理監	ありがとうございます。他にございますでしょうか、お願いします。
教育長	教育長の木苗です。いつもお世話になっております。教育委員会からはですね、最近の情報を含めてお話しさせていただきます。新学期がスタートいたしまして、約2週間が経過しました。学校現場においては、教職員が一丸となって、時差通学や分散登校、オンラインを活用した授業など、これまでよりも更に踏み込んだ感染予防対策に取り組んでまいりました。今回の緊急事態宣言の延長を受けまして、教育活動が制限されるような状況は継続されるこ

	<p>とになります。県教育委員会といたしましては、学校とともに、引き続き危機感を共有しながらも、基本的な感染症対策の徹底と、子供たちの学びの保障に取り組んで参ります。</p> <p>それ故、健康福祉部をはじめ、関係部局におかれましては、今後とも御支援、御協力をいただきたく、よろしく申し上げます。以上です。</p>
危機管理監	<p>ありがとうございます。他に何かございますでしょうか。</p> <p>はい、ありがとうございます。最後に本部長から職員に対する指示事項をお願いいたします。</p>
本部長	<p>はい、ありがとうございます。昨日、本県からの要請に基づきまして、政府において、本県に発出されていた緊急事態宣言の期間が9月30日まで延長されることが決まりました。本県の感染状況は、9月に入りましてから、新規感染者数は減少傾向にはあります。しかし、病床の占有率などは依然厳しい状況にあります。私たちは県民の命を守るために、一丸となって新規感染者数を更に減少させることによって、医療提供体制を守らなければなりません。</p> <p>デルタ株による感染拡大を抑止するには、人流を抑制し、人と人との接触機会を減らすことが重要です。県民の皆様には、引き続き不要不急の外出自粛、いわゆるセルフロックダウンをお願いすることといたします。</p> <p>民間企業の皆様に対しましては、各部局が関係団体を通じて、改めて、在宅勤務あるいは休暇取得の促進による出勤者数の7割削減の働きかけを行ってくださるようお願いいたします。</p> <p>緊急事態宣言の延長に伴い、飲食店、大規模集客施設の皆様には、引き続き休業や営業時間の短縮の要請を行わざるを得ません。</p> <p>これによって当然、経営に影響が、マイナスの影響が事業者の方に出てくるということがございますので、こうした事業者の皆様に対しましては、経済産業部また危機管理部を中心に、国並びに県の各種給付金、協力金、応援金等の制度について広く周知していただき、丁寧な相談対応を心がけてくださって、早期に必要な方に支給できるようにお伝えくださるようお願いいたします。民間イベントの相談対応では、危機管理部またスポーツ・文化観光部が中心となって、感染状況等を丁寧に御説明申し上げ、感染リスクを減らす開催方法や感染拡大防止策の徹底を呼びかけてくださるようお願いいたします。特に、野外フェスティバルとか、野外フェスですね、などの感染リスクの高いイベントにつきましては、開催方法あるいは感染拡大防止対策等々を確認していただき、対策が不十分である場合には、イベントの主催者に対しまして、内容の見直しとか開催時期の延期、場合によっては中止等の働きかけを行ってください。</p> <p>感染力が極めてデルタ株が強いので、この若年層への感染が急拡大しております。</p> <p>教育委員会、先ほど木苗教育長の方から御説明いただきましたけれども、学校におけるオンライン授業などの授業方法の工夫、あるいは分散登校等々、感染リスクの低減を図るための対策を行ってくださるようお願いいたします。</p> <p>医療機関では、今、病床逼迫が進んでおります。病床の効率的運用や宿泊療養施設での治療など、医療体制の確保に向けて健康福祉部を中心に引き続き取り組んでください。</p> <p>全職員は本日決定いたしました今後の対応方針に基づきまして、自ら何ができるかを再度よく考えていただき、それぞれお持ちになつて力を最大限に発揮して、各部局の連携を強く意識し、本県の医療提供体制の確保と感染拡大防止に向けて、全力で取り組んでくださるよう改めてお願いを申し上げます。以上であります。</p>
危機管理監	<p>はい。ありがとうございます。それでは、以上で議事を終了いたします。進行事務局へお返しします。</p>
危機政策課長	<p>はい。以上をもちまして、本部員会議を終了します。</p>

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく 緊急事態措置に係る静岡県の対応方針（令和3年9月10日改正）

令和3年8月17日、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下、「法」という。)第32条第1項に基づく緊急事態宣言を受け、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、次の必要な措置等を行う。

1 措置を実施する期間 令和3年8月20日(金)～9月30日(木)

2 措置の対象とする区域 静岡県全域

3 実施する措置の内容

(1)基本方針

- ・デルタ株をはじめとする新たな変異株ウイルスは、従来株やアルファ株に比べ感染力が非常に強く、若年層への急速な感染拡大やワクチン接種が終わっていない成人の重症化が懸念されている。このことから、社会経済活動を継続しつつ、感染拡大を防止し、重症者・死亡者の発生を可能な限り抑制するため、ワクチン接種の円滑化・加速化をはじめ、飲食機会での対策の徹底・人流の抑制、検査・サーベイランスの強化、医療提供体制等の一層の確保等の取組を総合的に進める。

(2)県民への要請

ア 県民への外出自粛要請

- ・法第45条第1項の規定に基づき、県民に対し、日中を含め、不要不急の外出自粛を要請する。特に、飲食店等に対して営業時間の短縮を要請する20時以降の不要不急の外出自粛を要請する。ただし、医療機関への通院や食料・医療品・生活必需品の買い出し、職場への出勤、屋外での運動や散歩など生活や健康の維持のために必要なものを除く。

イ 県境を跨ぐ移動制限

- ・すべての都道府県との不要不急の移動・往来は自粛を要請する。どうしても避けられない場合は感染防止策の徹底とともに、出発前又は到着地での検査を受診することを勧める。

ウ 「密」の回避

- ・3密(「密閉」「密集」「密接」)の条件が揃う場面において、感染が拡大するとされているが、デルタ株の強い感染力を踏まえ、たとえ「1密」であっても回避することが求められる。混雑している時間や場所等への外出を極力減らすとともに、人と人との距離を従来以上に離すことを心がけ、屋外であっても密にならない行動をするよう注意喚起する。

エ 会話や歌唱の際の注意

- ・マスクを着用していない会話や歌唱などで感染が拡大する事例を踏まえ、室内や移動中の車内、カラオケでの感染に注意するよう呼びかける。また、デルタ株の強い感染力を踏まえ、マスクを着用していても、大声の会話・歌唱については、屋外を含めて、感染リスクが高まることを注意喚起する。

オ 飲食の際の注意

- ・飲食の場での感染リスクが高いことを踏まえ、飲食時の黙食と会話時のマスク着用の徹底を呼びかける。
- ・未成年者による飲食クラスターの発生事例があることから、親睦会等の飲食機会の回避又は感染防止対策の徹底を呼びかける。
- ・仲間同士で行うバーベキューやホームパーティーでの感染拡大が見られることから、同居家族以外との多人数での飲食をはじめ、路上や公園等における集団での飲食は行わないよう呼びかける。

カ 飲食店等での対策

- ・法第 45 条第 1 項に基づき、県民に対し、感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えるよう要請する。
- ・飲食店を利用する場合は、本県が推進している「ふじのくに安全・安心(飲食店)認証」を受けた店舗を利用するよう呼びかける。県の認証店舗が近くにない場合は、市町や飲食業団体が一定の感染対策を実施していると認めている店舗を利用するよう呼びかける。

(3) 事業者等への要請

ア 飲食店事業者への要請

- ・食品衛生法の飲食店営業許可を受けた飲食店等(飲食店営業許可を受けている結婚式場を含む。ただし、デリバリー、テイクアウト、ホテル・旅館等の宿泊者に限定して食事を提供する食堂等は除く。)に対し、次のとおり要請する。

要請期間:令和3年8月 20 日(金)0時から9月 30 日(木)24 時まで
営業時間・酒類提供・カラオケ設備使用についての要請
(法第 45 条第2項に基づく要請) I 酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等(飲食業の許可を受けていないカラオケ店を含む。) ・休業の要請 II 上記以外の飲食店 ・営業時間の短縮要請(5時から 20 時までの営業時間とする) ※酒及びカラオケ設備の提供を行わないこととする飲食店は「II 上記以外の飲食店」に該当する。
営業にあたっての要請内容
(法第 45 条第2項に基づく要請) ・従業員に対する検査を受けることの推奨 ・入場者の整理等 ・感染防止措置を実施しない者の入場の禁止(入場済みの者の退場を含む) ・手指消毒設備の設置と施設の換気 ・マスクの着用その他の感染防止措置を入場者に対して周知すること ・アクリル板等の設置又は入場者の適切な距離の確保等飛沫感染防止等の対策を行うこと

(法第 24 条第9項に基づく要請)

- ・ふじのくに安全・安心認証(飲食店)を取得するなど、感染防止対策の業種別ガイドラインを遵守すること

イ 飲食店以外の施設への要請

- ・大規模集客施設等に対し、次のとおり要請する。

要請期間:令和3年8月 20 日(金)0時から9月 30 日(木)24 時まで		
■商業施設等		
施設の種類	内 訳	1,000 m ² 超
商業施設※1 (法施行令第 11 条第1項第7号)	大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター、スーパー等	(法第 24 条第9項に基づく要請) ・営業時間は5時から 20 時まで
遊技施設(第9号)	マーチャン店、パチンコ店、ゲームセンター等	
遊興施設※2(食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗を除く)(第 11 号)	個室ビデオ店、射的場、勝馬投票券販売所等	
サービス業を営む施設※3 (生活必需サービスを除く)(第 12 号)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション等	(法第 45 条第2項に基づく要請) ・人数管理、人数整理、誘導等の「入場者の整理等」の要請
■商業施設以外の施設		
施設の種類	内 訳	1,000 m ² 超
劇場、映画館等 (法施行令第 11 条第1項第4号)	劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム等	(法第 24 条第9項に基づく要請) ・20時までの営業時間短縮要請 ・人数上限 5,000 人かつ収容率 50%以内の要請 ・映画館は 21 時までの営業時間短縮 ※イベント開催の場合は 21 時までの営業可)
集会・展示施設 (第5号、6号)	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール	
ホテル・旅館 (第8号)	ホテル・旅館(集会の用に供する部分に限る)	
運動施設、遊技施設 (第9号)	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、スポーツジム、ホットヨガ、ヨガスタジオ、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、テーマパーク、遊園地等	
博物館等(第 10 号)	博物館、美術館等	

※1百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗について、食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療用製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品を扱う部分は除く。

※2遊興施設のうち、食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている店舗は、飲食店の取扱いによる法第 45 条第2項に基づく要請の対象となる。

※3銭湯、理美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング屋などの生活必需サービスを営む店舗は除く。

- ・イベント関連施設の利用は、3(3)ウ「催物(イベント)の開催制限等」の遵守を要請する。
- ・感染の防止のための入場者の整理及び誘導、発熱その他の症状を呈している者の入場の禁止を要請する。
- ・飲食を提供する場合は、飲食店か否かにかかわらず、飲食店に対する営業時間短縮及び酒類提供自粛の要請内容に準ずる。
- ・百貨店の地下の食品売り場等、人が密集する可能性のある場所については、感染リスクが高いとされていることから、法第 24 条第9項に基づき、施設管理者等に対し、「入場者の整理等」を行うよう要請する。

ウ 催物(イベント)の開催制限等

(ア)開催制限の目安

- ・収容率(50%以内)または人数上限(5,000 人以下)のいずれか小さい方
- ・営業時間:21 時まで

(イ)主催者における感染対策

- ・県内で開催される催物等において、主催者に、マスクの着用、入場時の検温、密の回避などの基本的な感染防止対策の徹底をはじめ、参加者名簿の作成、事前予約の実施、接触確認アプリ(COCoA)の活用など適正な実施を働きかける。
- ・また、県境を跨ぐ移動・往来の自粛を要請している趣旨を踏まえ、全国的な催物の開催については、主催者から県外の参加者に対し、参加の自粛を呼びかけるなど慎重な対応を図るよう要請する。
- ・なお、飲食の取扱いについては、酒類提供を含め飲食店に対する要請内容に準じるよう働きかける。

(ウ)事前相談の対応

- ・参加者が 1,000 人を超える催物又は全国的・広域的な移動を伴う催物は、県と事前相談を行うよう主催者に要請する。

(エ)県主催又は共催となっているイベント等への対応

- ・県主催のイベント等については、中止・見直しを検討する。
- ・県が共催となっているイベント等については、主催者に対し、中止・見直しを働きかける。

エ 公立の文化施設等への要請

- ・県有施設は、開館時間の短縮、人数制限の強化等、感染防止策の更なる徹底を行うこととし、施設管理者や指定管理者等に要請する。ただし、周遊の促進につながる観光施設については、原則休館とするよう施設管理者や指定管理者等に要請する。
- ・また、各市町に対して、所管する施設において県有施設と同様の対応を要請する。

オ 事業所、医療・福祉施設等での対策

- ・業種別ガイドラインによる感染防止対策の徹底をはじめ、換気・湿度・二酸化炭素濃度などの管理を行い、感染しにくい環境を確保するよう呼びかける。
- ・入館・入室者の検温、施設利用自粛、マスク着用、手指消毒などの徹底を呼びかけるとともに、顧客や利用者の名簿作成、接触確認アプリ(COCoA)の活用などの対策を呼びかける。
- ・感染リスクが高まる「5つの場面」の回避、特に、「居場所の切り替わり」時(休憩室、更衣室、喫煙室等)の感染防止対策について注意喚起する。
- ・事業者に対しては、在宅勤務(テレワーク)、時差通勤、自転車通勤、人との接触を低減する取組など、「出勤者の7割削減」を含めた感染防止対策の強化とともに、20時以降の勤務を抑制することを要請する。

カ 学校教育活動での対策

- ・デルタ株等の変異株ウイルスについては、若年層への感染拡大が従来株よりも強く懸念されることから、児童・生徒・学生に対し、危機感の醸成及び基本的な感染防止対策の更なる徹底を周知する。
- ・幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、学習塾等においては、感染防止対策の徹底を図るとともに、部活動など感染リスクの高い活動等の制限を要請する。
- ・大学等における、遠隔授業等を活用した学修者本位の効果的な授業の実施はもとより、その他の学校においてもオンライン授業など授業方法の工夫や時差通学の実施など、感染リスクの低減を図るための対策の実施を要請する。

キ クラスタ発生抑制

- ・デルタ株の感染力は強く、様々な施設・団体に発生すると見込まれることから、高齢者・障害者・児童福祉施設、幼稚園等及び学校において、抗原定性簡易キットを活用し、感染者の早期発見に努める。また、事業者に対して、社員、職員などの体調管理を徹底し、すぐれない者については、休暇及び検査を推奨することを徹底する。

4 医療提供体制及び療養体制の充実・強化

(1) 確保病床の有効活用の促進

- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症予防法」という。)第16条の2第1項に基づき県内医療機関に対して協力要請して確保した病床を有効に活用するため、退院基準を満たす前でも軽快した患者については、転床、転院又は退院(自宅療養)を促進する。このため、後方支援病院の確保や自宅療養体制を整える。
- ・また、軽症から中等症への病状の悪化を防止し、病院への転院を抑制するため、軽症者療養施設において、抗体カクテル療法を行う体制を整備する。

(2) 宿泊療養及び自宅療養機能の強化

- ・宿泊療養施設について、志太榛原地域、東部地域への設置を進める。
- ・また、宿泊療養施設において、看護できる症状を拡大するため、臨時医療施設を設置し、投薬、酸素投与等の治療行為が実施できる体制を整備する。また、自宅療養者については、身近な診療所等で診療できる体制を構築する。

・あわせて、市町との連携により自宅療養者の生活支援などを充実する。

(3) 保健所機能の維持

・感染対策の最前線にある保健所における積極的疫学調査や陽性者の入院調整の機能を維持するため、引き続き医療系職員を中心に全庁的な応援体制をとるとともに、業務のアウトソーシング化を一層推進する。

(4) 入院待機ステーションの設置

・入院病床において新規の受入が不可能になり、入院すべき患者が入院できない事態を想定し、入院待機ステーションの設置を具体化する。

5 ワクチン接種の推進

・ワクチン接種は、新型コロナウイルス対策の切り札である。このため市町が進めるワクチン接種の計画が可能な限り前倒しできるよう支援する。加えて、県の大規模接種会場を設置し、接種を加速化する。また、副反応等の情報を適切に県民に提供し、接種に対する不安を取り除く取組を進める。

6 経済・雇用対策

- ・飲食店や宿泊施設の持続的な経営と利用者の安全安心を確保するため、店舗や施設ごとに感染防止対策を認証する「ふじのくに安全・安心認証制度」の普及を図ると共に、認証取得に要した感染対策経費を支援する。
- ・感染症の動向と経済に与える影響を的確に把握し、感染防止対策を講じつつ、県制度融資による資金繰り支援、雇用調整助成金等による雇用維持などに引き続き注力する。
- ・全国知事会と歩調をあわせ、持続化給付金の再度の支給や雇用調整助成金の特例措置の延長等について、国に対して強く求める。
- ・事業者等への要請に対する協力金や、中小企業等応援金について、既に設置済の相談窓口（コールセンター）等を通じて制度の周知を図り、円滑な申請受付、早期の支給に努める。
- ・GoToEatキャンペーン事業について、引き続き、テイクアウト、デリバリーを除き、発行済みの食事券の利用自粛を呼びかける。
- ・地域観光支援事業である「バイ・シズオカ～今こそ！しずおか！！元気旅！！～」については、既に新たな予約に対する割引を停止しており、緊急事態措置の実施期間中は再開しない。

7 誹謗中傷等の根絶に向けた呼びかけ

・感染された方やその治療に懸命に対応されている医療従事者の方々をはじめ、飲食等の業界に携わる事業者・従業員、用事があって来県した他地域の方などを対象とした心ない誹謗中傷や差別的対応の根絶に向けた啓発を継続的に実施する。

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部
第 22 回 本 部 員 会 議 の 開 催 結 果 に つ い て

令和3年9月28日(火)午後2時に開催した、静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部第22回本部員会議の実施結果は、以下のとおり。

1 議 事

○本部長(知事)が、以下の報告・説明を受け、別添のとおり、緊急事態宣言解除後の静岡県の対応方針を決定した。

(1)新型コロナウイルス感染症発生・入院等の状況についての報告等

- ・1週間の人口10万人当たり新規感染者数は、8月25日の107.3人をピークに減少に転じ、9月27日には7.2人(ステージⅡ相当)まで減少した。
- ・病床占有率は、8月27日の73.1%をピークに減少に転じ、9月26日には11.7%(ステージⅡ相当)まで減少した。
- ・直近の専門家会議では、緊急事態宣言解除後のGo To Eatや県内観光促進事業の再開については、慎重に判断すべきとの意見があった。

(2)今後の対応方針(案)についての説明

- ・本日、政府対策本部において、9月30日をもって緊急事態宣言が解除されることが決まる見込み。
- ・10月1日から10月14日までを「過渡期」とし、段階的に社会経済活動を再開する。
- ・県民に対して、混雑している場所や時間を避けて、少人数での行動を要請、また、県境を越えて感染が拡大している地域への移動を自粛するよう要請する。
- ・新規感染者数や病床占有率などの指標はステージⅡ相当まで低下してきたことから、飲食店事業者等への休業要請、営業時間の短縮要請及び酒類の提供の自粛の要請について、9月30日をもって終了する。
- ・飲食店のカラオケ設備については、利用の自粛を要請する。
- ・イベントの開催制限について、下記「収容率」又は「人数上限」のいずれか小さい方を目安とする。また、営業時間の短縮要請を終了する。

○収容率:100%以内(大声なし)、50%(大声あり)

○人数上限:5,000人又は収容率50%(上限10,000人)のいずれか大きい方

- ・学校教育活動について、感染防止と学習機会の両立が図られるよう適切な対応を要請。
- ・Go To Eatキャンペーンについては、一定期間(10月8日を目途)、感染状況の落ち着きが見られた段階で、発行済み食事券の利用自粛要請の解除を判断する。
- ・地域観光支援事業については、一定期間(10月8日を目途)、感染状況の落ち着きが見られた段階で、事業の再開を判断する。

2 本部長指示事項等

本部長(知事)から、以下のとおり指示があった。

○10月を「社会経済活動の再開を見据えた過渡期」として捉え、これまでの行動制限を段階的に緩和していく。

○飲食店事業者に対する休業・営業時間の短縮の要請を9月30日をもって終了するが、今後新たに「飲食店クラスター」が複数発生するなど、その市町の感染状況が悪化した場合には、これまでのルールにのっとり、即座に営業時間の短縮を要請する。

○学校教育活動について、感染防止と学習機会の確保の両立が図れるよう、教育委員会は適切に対応すること。

○自宅療養者向けに酸素投与療法、抗体カクテル療法等ができる体制を構築すること。

○各市町のワクチン接種を進め、10月末には全ての地域で64歳以下の接種率が5割を超えるようにすること。

○県の安全・安心認証制度の認証について、飲食店は10月中旬までに8,000件、宿泊施設施設については、1,100件まで認証が進むよう取り組むこと。

緊急事態宣言解除後の静岡県の対応方針

令和3年9月30日、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下、「法」という。)第32条第1項に基づく緊急事態宣言の解除を踏まえ、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、次の必要な措置等を行う。

1 措置を実施する期間

令和3年10月1日(金)～14日(木)〔※感染状況に応じて、期間を延長する。〕

2 措置の対象とする区域 静岡県全域

3 実施する措置の内容

(1) 基本方針

- ・県民の皆様や飲食店をはじめとする事業者の皆様の御協力により、デルタ株を中心とする新型コロナウイルスの感染拡大が抑制され、静岡県においては、緊急事態宣言が解除された。今後は、ウィズコロナを前提とし、感染拡大の防止と社会経済活動の両立を持続することが重要である。このため、ワクチン接種の勧奨、感染対策を徹底した「ふじのくに安全・安心認証制度」の普及を促進しつつ、経済活性化の取組を徐々に慎重に進めていくこととする。また、新たな変異株などによる次なる波(第6波)に備え医療提供体制の更なる強化を進める。

(2) 県民への要請

ア 県民への外出に関する要請

- ・外出する際は混雑している時間や場所を避けて少人数で行動することを要請する。
- ・感染が拡大している地域への県境をまたぐ不要不急の移動は極力控えるよう要請する。また、帰省や出張など都道府県間の移動に際しては、基本的な感染防止策を徹底するとともに、ワクチン接種を完了していない等リスクの高い人に対して、検査の実施を勧奨する。

イ 「密」の回避

- ・3密(「密閉」「密集」「密接」)の条件が揃う場面において、感染が拡大するとされているが、デルタ株の強い感染力を踏まえ、たとえ「1密」であっても回避するよう注意喚起する。

ウ 会話や歌唱の際の注意

- ・マスクを着用していない会話や歌唱などで感染が拡大する事例を踏まえ、室内や移動中の車内、カラオケでの感染に注意するよう呼びかける。また、デルタ株の強い感染力を踏まえ、マスクを着用していても、大声の会話・歌唱については、屋外を含めて、感染リスクが高まることを注意喚起する。

エ 飲食の際の注意

- ・飲食の場での感染リスクが高いことを踏まえ、飲食時の黙食と会話時のマスク着用の徹底を呼びかける。また、仲間同士で行うバーベキューやホームパーティーでの感染拡大が見られることから、同居家族以外との多人数での飲食をはじめ、路上や公園等における集団での飲

食は行わないよう呼びかける。

- ・飲食店を利用する場合は、少人数・短時間で、なるべく普段一緒にいる人と利用することや、本県が推進している「ふじのくに安全・安心(飲食店)認証」を受けた店舗を利用するよう呼びかける。県の認証店舗が近くにない場合は、市町や飲食業団体が一定の感染対策を実施していると認めている店舗を利用するよう呼びかける。

(3) 事業者等への要請

ア 飲食店事業者等への要請

- ・県民が安心して飲食できる環境を提供するため、「ふじのくに安全・安心(飲食店)認証」の積極的な取得を呼びかける。
- ・業種別ガイドラインによる感染防止対策の徹底や、寒冷期においても換気や湿度の管理など感染しにくい環境の確保を呼びかける。
- ・飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備を提供している場合、当該設備の利用自粛を要請する。
- ・飲食を主として業としていない店舗において、カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策の徹底を要請する。
- ・今後、同一地域で複数の飲食店クラスターが発生し、感染拡大防止のために必要と判断された場合(当該市町における新規感染者数、地域の医療提供状況がステージⅣ相当)には、市町長の意見等を踏まえ、該当市町と連携し、国とも協議の上、営業時間の短縮や酒類の提供制限等の要請を行う。
- ・百貨店の地下の食品売り場等、人が密集する可能性のある場所については、感染リスクが高いとされていることから、施設管理者等に対し、「入場者の整理等」を行うよう要請する。

イ 催物(イベント)の開催制限等

(ア) 開催制限の目安

下記収容率又は人数上限のいずれか小さい方

- ・収容率:100%以内(大声なし*)又は50%(大声あり)
- ・人数上限:5,000人又は収容率50%(10月30日までは10,000人を上限)のいずれか大きい方

い方

- ※大声での歓声、声援等がないことの判断については、実態に照らして、個別具体的に判断する。

(イ) 主催者における感染対策

- ・県内で開催される催物等において、主催者に、マスクの着用、入場時の検温、密の回避などの基本的な感染防止対策の徹底をはじめ、参加者名簿の作成、事前予約の実施、接触確認アプリ(COCoA)の活用など適正な実施を働きかける。

(ウ) 事前相談の対応

- ・参加者が1,000人を超える催物又は全国的・広域的な移動を伴う催物は、県と事前相談を行うよう主催者に要請する。

ウ 事業所、医療・福祉施設等での対策

- ・業種別ガイドラインによる感染防止対策の徹底をはじめ、換気・湿度・二酸化炭素濃度など

の管理を行い、感染しにくい職場環境を確保するよう呼びかける。

- ・入館・入室者の検温、施設利用自粛、マスク着用、手指消毒などの徹底を呼びかけるとともに、顧客や利用者の名簿作成、接触確認アプリ(COCoA)の活用などの対策を呼びかける。
- ・感染リスクが高まる「5つの場面」の回避、特に、「居場所の切り替わり」時(休憩室、更衣室、喫煙室等)の感染防止対策について注意喚起する。
- ・事業者に対しては、「出勤者の7割削減」を目指し、在宅勤務(テレワーク)、時差通勤、ローテーション勤務など、感染防止対策の強化を要請する。

エ 学校教育活動での対策

- ・デルタ株等の変異株ウイルスについては、若年層への感染拡大が従来株よりも強く懸念されることから、児童・生徒・学生に対し、危機意識の継続及び基本的な感染防止対策の徹底を周知する。
- ・幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学等においては、感染防止と学習機会の確保の両立が図られるよう適切な対応を要請する。
- ・部活動、課外活動等における集団行動・団体行動の場で感染リスクが高まることを踏まえ感染防止対策を徹底することを要請する。

オ クラスターの発生及び拡大の抑制

- ・事業所に対して、体調不良者は出勤せず自宅療養することを徹底するとともに、抗原定性簡易キットを活用し、感染者を早期に発見することによりクラスターの発生を抑制する取組を呼びかける。
- ・同一地域等において複数のクラスターが発生し、濃厚接触者の特定が困難な事例の場合には、広範囲に拡大した検査を速やかに実施し、感染拡大防止を図る。

4 医療提供体制及び療養体制の充実・強化

(1) 確保病床の有効活用の促進

- ・第6波において病床が逼迫するまでの間、軽症病床を抗体カクテル療法や酸素投与用の病床として活用できるよう調整を進める。
- ・病状の悪化を防止し、入院を抑制するため、軽症者療養施設においても、抗体療法を行う体制を整備する。

(2) 宿泊療養及び自宅療養機能の強化

- ・宿泊療養施設に設置した臨時医療施設を拠点として近隣の自宅療養者への酸素投与療法、抗体カクテル療法などができる体制を構築する。
- ・自宅療養者の生活支援等を円滑に進めるため、個人情報提供を含めた覚書を締結するなど県と市町との連携体制を構築する。
- ・往診や電話診療など、自宅療養者が、身近な診療所等で診療できる体制を構築する。

(3) 人材の確保

- ・自宅療養者の健康観察については、拡充する人員を委託事業者と調整し事前に把握しておく。

- ・入院待機ステーションの設置に必要な人材確保策を県病院協会、県医師会と調整を進める。
- ・感染拡大時の保健所への応援要員の派遣を弾力的に行える体制を整える。

5 ワクチン接種の推進

- ・ワクチン接種は、新型コロナウイルス対策の切り札である。このため市町が進めるワクチン接種の計画が可能な限り前倒しできるよう支援していく。また、副反応等の情報を適切に県民に提供し、接種に対する不安を取り除き接種率の向上に取り組む。
- ・3回目接種について、国から実施の方向性が示されたことを受け、市町、医師会などと連携し準備を進める。

6 経済・雇用対策

- ・飲食店や宿泊施設の持続的な経営と利用者の安全安心を確保するため、店舗や施設ごとに感染防止対策を認証する「ふじのくに安全・安心認証制度」の普及を図るとともに、認証取得に要した感染対策経費を支援する。
- ・感染症の動向と経済に与える影響を的確に把握し、感染防止対策を講じつつ、県制度融資による資金繰り支援、雇用調整助成金等による雇用維持などに引き続き注力していく。
- ・全国知事会と歩調をあわせ、持続化給付金の再度の支給や雇用調整助成金の特例措置の延長等について、国に対して強く求めている。
- ・事業者等への要請に対する協力金や、中小企業等応援金について、引き続き、円滑な申請の受付及び早期の支給に努めていく。
- ・GoToEatキャンペーン事業については、緊急事態宣言の全面解除後、一定期間、感染状況の落ち着きが見られた段階で、発行済み食事券の利用自粛等の要請の解除を判断する
- ・地域観光支援事業である「バイ・シズオカ～今こそ！しずおか！！元気旅！！～」については、緊急事態宣言の全面解除後、一定期間、感染状況の落ち着きが見られた段階で、事業の再開を判断する。

7 誹謗中傷等の根絶に向けた呼びかけ

- ・感染された方やその治療に懸命に対応されている医療従事者の方々をはじめ、飲食等の業界に携わる事業者・従業員、用事があって来県した他地域の方、健康上の理由でワクチン接種ができない方などを対象とした心ない誹謗中傷や差別的対応の根絶に向けた啓発を継続的に実施する。

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部
第 23 回本部員会議の開催結果について

令和3年 11 月 26 日(金)に開催した、静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部第 23 回本部員会議の実施結果は、以下のとおり。

○議事

本部長(知事)が、以下の報告・説明を受け、別添のとおり、静岡県実施方針の修正及び当面の対応を決定した。

(1) 新規感染者数等についての報告

- ・直近1週間の新規感染者数は6人、人口 10 万人当たりで 0.16 人となっている。
- ・発熱等相談センターへの相談件数と新規感染者数は正の相関関係にあるが、9月中旬以降、相談件数は減少し、現在は少ない件数を維持しているため、今のところ新規感染者数の増加の兆しはないと考えられる。
- ・県内のワクチン接種率は、いずれの年代も 70%以上となった。第5波における重症者は 50 歳代が多かったが、50 歳代の2回接種を終えた人の割合は 86%まで上昇しているため、今後感染者数が増加しても、重症者数は一定程度抑制されると考えられる。

(2) 政府基本的対処方針を踏まえた今後の対応についての説明

- ・11 月 19 日、政府基本的対処方針が改定され、主に以下の内容が変更された。

政府基本的対処方針等の主な変更点

項目	内容
医療提供体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・病床確保、臨時医療施設の整備、自宅・宿泊療養者への対応 ・医療人材の確保等 ・ITを活用した稼働状況の「見える化」 など
行動制限の変更(イベントの開催制限)	<ul style="list-style-type: none"> ・開催制限(人数上限)の変更 ・1,000 人超のイベントの事前相談を廃止、5,000 人超かつ収容率 50%超のイベントの感染防止安全計画による対応
ワクチン・検査パッケージの運用	緊急事態宣言・まん延防止等重点措置下における、飲食店やイベントでの人数制限等を緩和
国の新たなレベル分類への対応	政府分科会の提言を踏まえた国の新たな評価レベルの運用

- ・政府基本的対処方針の改定を踏まえ、「静岡県実施方針」を資料1、資料2のとおり修正するとともに、現在の感染状況を踏まえ、当面の対応について資料3のとおり実施する。

静岡県実施方針

令和3年11月26日

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部

- ・令和3年11月19日、政府対策本部において、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が変更され、地方自治体は、本方針に基づき、自らその区域に係る対策を的確かつ迅速に実施する責務を有することとされた。
- ・静岡県は、政府の基本的対処方針を踏まえ、今後の感染拡大への備えを進めるとともに、日常生活や社会経済活動を継続するための行動制限の緩和の促進に努め、「静岡県実施方針」に基づき、適切な対策を実施する。更に、感染状況を注視し、「感染の状況や医療の逼迫の状況等を評価するための新たな国のレベル分類」の状況に応じて、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発出の要請も含め、柔軟かつ迅速に感染拡大防止対策を変更し実施する。
- ・緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等が適用された場合、ワクチン・検査パッケージ制度を活用し、感染拡大を防止しながら、日常生活や社会経済活動を継続できるよう取り組む。なお、医療体制の逼迫が見込まれる場合等には、同制度を適用せず、強い行動制限を行うものとする。

1 対象とする期間 令和3年11月26日(金)からとする。

2 対象とする区域 静岡県全域

3 実施する内容

(1) 感染状況の継続的監視と情報発信

- ・感染の状況等を継続的に監視し、感染状況と行動制限についての適切な情報提供を行い、県民が感染防止の適切な行動が取れるよう努める。状況の変化が認められた場合は、必要に応じ「静岡県実施方針」や「今後の対応方針」を見直し、県民に対し、感染拡大の警戒を呼びかける。

(2) 県民への基本的な感染防止対策の周知

- ・県民に対し、「三つの密」や「感染リスクが高まる「5つの場面」」等の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の徹底など、感染拡大を防止する「新しい生活様式」の定着を呼びかける。

(3) 行動制限の要請等

ア 県民への要請

(ア) 移動・外出における注意等

- ・帰省や旅行等、県境を跨ぐ移動の際は、基本的な感染防止策を徹底するよう促す。なお、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置区域への不要不急の移動は、極力控えるよう促すものとするが、ワクチン・検査パッケージ制度の適用を受けた場合は、その対象としないことを基本とする。
- ・感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、政府と連携し、混雑した

場合や感染リスクが高い場所への外出の自粛に関して速やかに住民に対して必要な協力の要請等を行う。

(イ) 飲食店等の施設の利用

- ・「ふじのくに安全・安心認証」制度を始めとする業種別ガイドライン等を遵守している施設等の利用を呼びかける。

イ 催物(イベント)等の開催制限

- ・催物等の開催については、「新しい生活様式」や業種別ガイドライン等に基づく適切な感染防止対策が講じられることを前提に、11月19日付け内閣官房室長通知を踏まえ、以下のとおり取り扱う。なお、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置区域となった場合にワクチン・検査パッケージ制度の適用で人数上限の緩和を行う。
- ・すべての催物等において、主催者に「三つの密」が発生しない席の配置や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」などの基本的な感染防止対策や参加者名簿の作成、接触確認アプリ(COCoA)等の活用を働きかける。
- ・感染防止策を着実に実施するため、参加人員5,000人超かつ収容率50%超のイベントについては、具体的な感染防止策を記載した計画書の提出を求める。また、対象外のイベントについては感染防止策の対応状況を公表するよう求める。
- ・なお、今後、県全域あるいは一部地域において、感染が拡大したときは、緊急事態宣言が発出された地域に準じた対応について、主催者に協力要請を行う。

ウ 施設管理者への感染防止策の徹底と使用制限の要請

- ・施設管理者に対して、業種ごとに策定された感染拡大予防ガイドライン等を参考に、感染防止対策を万全とするよう、強く働きかける。
- ・今後、感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合は、施設の使用制限等を含めて、施設管理者等に対して、協力要請等を行う。
- ・同一地域において飲食店の複数のクラスターが発生するなど、感染拡大の恐れがある場合であって、当該地域を含む市町の感染状況を踏まえ、対策が必要と認められた場合においては、当該市町と調整の上で、集中検査の実施や飲食店等への営業時間の短縮要請などの感染拡大防止対策を実施する。

エ 事業者への要請

- ・事業者に対して、在宅勤務(テレワーク)、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を働きかける。
- ・職場における基本的な感染防止対策の励行はもとより、特に、感染リスクが高まる「居場所の切り替わり」(休憩室、更衣室、喫煙室等)時の感染防止対策を働きかける。
- ・飲食店及び宿泊事業者に対して、県が定めた感染対策に関する安全基準の適合を認証する「ふじのくに安全・安心認証」の取得を促進する。
- ・感染拡大の傾向が見られる場合には、法第24条第9項に基づき、飲食店等に対し、必要な範囲に限り営業時間の短縮要請や会食での人数制限の要請を行う。ただし、認証店におけるワクチン・検査パッケージ制度を活用した会食については、人数制限の緩和を行うものとする。なお、要請に当たっては、営業時間の短縮などの遵守を徹底するための見回

り等を行う。

(4) 学校教育活動

- ・地域の感染状況に応じて、感染防止対策を徹底し、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等については、子供の健やかな学びの保障や心身への影響の観点から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を要請する。
- ・大学等については、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的实施等による学習機会の確保の両立に向けて適切に対応することを要請する。
- ・部活動、課外活動等における感染防止対策、懇親会等における学生への感染防止に向けた注意喚起の徹底を要請する。
- ・大学や高校などの入試は、感染防止対策や追検査等による受験機会の確保に万全を期した上で、実施、または実施を働きかける。

(5) 医療提供体制の確保

- ・今後、感染力が2倍となり、この夏の第5波の2倍程度の感染拡大が起きた場合にも対応できるよう準備を進める。
- ・入院病床については、第5波の最大病床数と同規模を確保する。
- ・これに加え、宿泊療養施設の一部に入院待機ステーションを設置し、臨時病床として活用できるようにする。
- ・限られた病床を中等症以上の患者に有効に活用するため、早期に抗体療法に確実に繋げることができる体制を医療圏域ごとに構築し、入院を抑制する。
- ・また、病床の回転率を上げるため、後方支援病院の確保及び円滑な転院を引き続き進める。
- ・併せて、経口薬を確実に医療機関に配布する仕組みを医師会、薬剤師会、病院協会と連携して構築し、入院患者の抑制に努める。
- ・自宅療養者の症状悪化時の診療体制を整備するとともに、健康観察については、急増時にも対応できる人員を確保し、応答のない場合の自宅訪問について、市町と連携し実施する体制を構築する。
- ・また、食料等の配布についても市町と連携し、きめ細かな対応を進める。

(6) 検査体制の確保

- ・感染が急拡大した場合の迅速かつ広範な検査の実施を含め、PCR検査、抗原定量検査などによる十分な検査体制を確保する。
- ・特定の業種や地域において感染が集中的に発生した場合の感染拡大防止を図るため、発生業種や地域を定めた集中的な検査を実施する。

(7) ワクチンの接種推進

- ・3回目の接種の実施に向け、市町へのワクチンの供給を着実に行うとともに、接種の状況を踏まえ県が運営する広域接種会場の設置を進める。
- ・また、今後、実施が見込まれる5歳から11歳の接種についても、市町の支援を行う。

(8) クラスタ発生時の感染拡大防止対策、クラスタ発生防止対策

- ・クラスターが発生した場合は、迅速な積極的疫学調査の実施、集中的な検査の実施、クラスター対策機動班の派遣、DMAT、FICTによる感染症対策の指導、飲食店等の感染拡大防止の指導など、早期に感染者の囲い込みや態勢立て直しを行う体制を確保する。
- ・病院、施設等のクラスターの発生を未然に防ぐため、個人情報の保護に留意しつつ、これまでの発生事例の原因分析と対策をとりまとめ、関係者に周知する。

(9) 経済・雇用対策

- ・感染症の動向と経済に与える影響を的確に把握し、県制度融資による資金繰り支援、雇用調整助成金等による雇用維持といった緊急対策に引き続き注力していく。
- ・経済政策「フジノミクス」の展開や国の通知を踏まえたワクチン・検査パッケージ制度の活用などにより、感染防止対策と社会経済活動との両立を図りながら、経済の再生に向けた取組を着実に進めていく。

(10) 誹謗中傷の撲滅

- ・感染者や医療従事者等への誹謗中傷や差別的対応の撲滅に向け、県民への積極的な広報啓発を行う。

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部 第24回本部員会議

日時 令和4年1月26日(水)
会場 別館9階特別第1会議室

危機政策課長	<p>これより、静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部第24回本部員会議を始めます。</p> <p>本日は、静岡県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の座長で、静岡がんセンター感染症内科部長の倉井華子様オンラインで御出席いただいております。</p> <p>それでは、進行を危機管理監お願いいたします。</p>
危機管理監	<p>はい。本日の会議は、オミクロン株により全国的に感染が急激に拡大する中、今般、政府が本県にまん延防止等重点措置の適用を決定した。このことを踏まえ、県内の感染状況、医療提供体制等の情報共有、今後の対応方針を決定するため開催いたします。</p> <p>議事に入ります。議事(1)新型コロナウイルス感染症者発生・入院等の状況について、健康福祉部から報告してください。</p>
感染症対策担当部長	<p>はい。それでは、本県の感染症者の発生・入院等の状況について御説明をいたします。資料1を御覧下さい。右下のページ数の2ページを御覧ください。青の折れ線グラフは、感染者総数となっておりますが、年明けから急上昇をいたしまして、1月25日昨日までで11,138人の感染者数となり、既に1万人を超えておりますことから、8月の第5波11,659人を超えるのは確実だと考えています。めくっていただいて3ページにありますように、第6波は、第5波までの波と比較をいたしまして、感染者数が短期間で急上昇している傾向というのがお分かりいただけると思います。下段の4ページは、この1か月の状況になります。昨日の感染者数は1,336件となり、過去最多を更新いたしました。人口10万人当たりの感染者数も205.58人となりまして、これも過去最高となっております。</p> <p>1週間当たりの感染者数は2.44倍となっております、今月初めと比較しますと、下がってきてはおりますものの、2倍を超えている状況でありまして、感染の更なる拡大が危惧されます。めくっていただいて5ページを御覧ください。発熱等受診相談センターへの相談件数と新規感染者数の状況です。昨年末から相談数が急上昇いたしまして、第5波の時の件数を超えています。この動きに合わせるように感染者数も急上昇していることが分かります。下段の6ページは検査状況ですけれども、検査件数は最大で1日5,500件程となっております、陽性率も24.99%と過去最高となっております。</p> <p>めくっていただきまして、7ページから9ページにかけては、地域別の感染者数と病床利用率の状況であります。東部地域では病床利用率が40.1%で、中部が多少落ち着いてまして20%、めくっていただいて、西部が50%を超えて50.6%となっております、国評価レベル3の基準である50%を越えつつある状況です。</p> <p>10ページは全療養者の状況です。右上にありますように、1月24日現在で、全療養者数は8,295人、入院は178人、宿泊療養は331人、自宅療養は7,786人となっております、特に自宅療養につきましては、第5波最大数4,824人を超えております。</p> <p>めくっていただいて、11ページは入院、それから死亡者の状況です。1月24日時点で重症者数が2人、入院者数は176人でありまして、これは第5波に比較すると低い水準で推移をしています。</p> <p>12ページは今後の病床利用率の推移を見込んだものです。これまでの病床使用状況から推定いたしますと、1月末には現在確保しています即応病床数の50%を超えて、国の評価レベル3の基準値に達する見込みです。</p> <p>めくっていただいて、13ページです。全県の年齢別の感染状況ですが、29歳以下で54%、39歳以下では82%と、現在の状況としては、圧倒的に若い年代での感染者が多い状況です。</p> <p>14ページは、最近のクラスターの発生状況です。今月に入りまして、82件発生してまして、そ</p>

	<p>のうち 42 件が学校保育施設で発生、次いで、高齢者施設が 11 件となっています。</p> <p>めくっていただいて、15 ページはオミクロン株の変異株 PCR 検査の状況です。年末から急上昇し、84%となり、直近では 95%ですので、感染者のほとんどの方はオミクロン株と推定がされます。</p> <p>16 ページ、ワクチン接種率の推移ですが、全年代で、1月 23 日現在で、1回接種した人が 78.5%、2回接種した人が 77.9%となっており、全国平均と比べて4ポイント近く高い数字になっています。</p> <p>めくっていただいて、17 ページは感染者のワクチン接種の状況ですが、直近では 71%の方が2回接種を済ませており、ワクチンの予防効果下がってきていることが分かると思います。</p> <p>18 ページはコロナ受入医療機関の一般病床の稼働状況と医師・看護師の休職の状況です。稼働状況ですが、稼働率が 90%を超える病院が 36%を占めておりまして、80%以上までを含めると6割以上となります。コロナ受入医療機関は、地域の救急や高度医療を担う病院が多いため、コロナ以外の通常医療におきましても、病床が逼迫していることが見て取れます。</p> <p>また、コロナの感染のために休職している医師・看護師が合わせて 106 人いらっしゃる状況で、病院の運営の厳しさが増していると推定しています。説明は以上です。</p>
<p>危機管理 監</p>	<p>はい、ありがとうございます。この報告について質問等ございますでしょうか。</p> <p>一旦、次に進めます。続きまして、議題(2)医療提供体制の確保及び感染対策等に向けた取組の状況について、健康福祉部から報告してください。</p>
<p>健康福祉 部</p>	<p>はい。それでは、資料2の医療提供体制の確保及び感染対策等に向けた取組状況について、御説明をいたします。始めに、病床の確保状況です。感染の拡大を受けまして、1月 13 日に病床確保フェーズを1から2に引上げをして、512 床の確保を病院にお願いをしました。</p> <p>その結果、昨日現在で、492 床まで増加をしています。先程の医療機関の状況にもありましたように、コロナ以外の通常医療において医療機関のひっ迫が生じておりますので、病床の使用率の状況により、確保している病床を効率的に運用していただく支援策を發動したいと考えております。また、フェーズ3の最大確保病床 750 床ですが、この確保依頼につきましては、今後、医療機関との協議をしながら検討を進めてまいります。2つ目でございます。宿泊療養施設につきましては、志太榛原医療圏に、島田市にございますカンデオホテルズ静岡島田において、明後日 28 日からの受入れを開始いたします。</p> <p>また、駿東田方圏域につきましては、2月上旬開設で準備を進めています。3項目目です。宿泊療養施設の医療体制の充実についてですが、3つのホテル、ホテルジャストワン裾野、東横イン静岡駅北口、リッチモンドホテル浜松におきまして、入院待機ステーションの開設に向けた準備を進めております。4つ目です。自宅療養者への支援体制につきましては、まず健康観察につきましては、体制を増員いたしまして対応しています。また症状が軽快してきた療養者には、7日目以降を携帯電話のショートメールにより行うなどの省力化を図りつつ、より丁寧な観察が必要な方に注力をしていきます。市町との連携につきましては、健康観察に応答のない自宅療養者の安否確認については、28 市町で御協力をいただいております。また、食料支援につきましては 18 市町から協力をいただいております。めくっていただいて5項目目です。保健所の体制強化についてです。1月 12 日から健康福祉部の職員を 22 人、1月 17 日からは全庁から応援職員を派遣していただいて 68 人、計 90 人の職員を各保健所に派遣をしています。また、13 の市町から 20 人の保健師さん等の応援もいただいております。各部局におかれましては、通常業務を割いて応援をいただき、本当にありがとうございます。また、保健所では、保健所業務のアウトソーシング化も進めています。(3)ですが、積極的疫学調査につきましては、感染者をしっかりと適切な療養体制に素早くつなげていくことを重視をいたしまして、対象を重症化リスクの高い医療機関・社会福祉施設等に重点化をしております。6つ目、検査体制です。現在行っております、感染拡大時の一般検査事業であります無料検査につきましては、抗原簡易キットの供給が維持される限り実施期間を2月 28 日まで延長いたします。</p> <p>7項目目、ワクチン接種の推進です。3回目の接種につきましては、全年代で前倒しが決定をさ</p>

	<p>れています。各市町においては、これに応えるための接種体制作りを進めていただいておりますが、一層の充実をお願いしているところであります。県といたしましても、3回目の接種を支援するために、大規模接種会場4箇所設置し、加速化に取り組みます。</p> <p>8つ目、社会機能の維持についてです。感染の拡大によりまして、感染者とその濃厚接触者の数が急増して、県民の生活や社会機能に影響を与えるおそれが出ています。</p> <p>これに備えるために、該当する事業者に対しましては、緊急時の事業計画の確認や濃厚接触の待機期間の取り扱いについて、周知をしているところです。私からは以上です。</p>
危機管理監	<p>はい、ありがとうございます。この報告について質問等ありますか。</p> <p>では、続きまして、議事(3)静岡県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議からの提言について、倉井様からお願いいたします。</p>
静岡県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議座長	<p>よろしくお願いたします。音声の方は大丈夫でしょうか。私からのメッセージとなります。</p> <p>オミクロン株による新型コロナウイルスの未曾有の感染拡大により、病床の占有率は、県全体で40%に迫っています。特に西部では50%を超え、東部でも40%を超えています。もう既に病床のひっ迫が始まっています。またこの冬場は、心筋梗塞や脳卒中など様々な緊急治療を要する患者さんも多い時期です。救急外来も、今、多大な負担がかかっています。</p> <p>このまま新型コロナウイルスの感染の拡大が続き、感染者数が増え続けると、オミクロン株は軽症であると言われていますが、重症化する高齢者にも感染が広がり、更に医療のひっ迫が進むことが予想されます。このような状況の中、国の(評価)レベル分類も、近々レベル3に引き上げるを得ないと私たちは考えています。</p> <p>今、県にお願いしたいことです。コロナ受入病床の確保、コロナ感染者を診療する診療所、保健所の応援・支援など、医療現場への最大限のサポート、こちらをお願いいたします。</p> <p>また、県民の皆様へのお願いです。オミクロン株では、今までのコロナウイルスと比べて、身近な生活の場で格段に感染しやすい状況となっています。マスクを外しての会話はリスクとなりますので、顔のサイズに合った不織布マスクを着用して、人との会話をお願いいたします。教育機関や職場では食事時の感染例が目立ちます。食事時の会話を避けてください。大勢での会食、カラオケなどマスクを外して会話をする可能性がある機会を極力避けていただくよう、重ねてお願い申し上げます。私からは以上となります。</p>
危機管理監	<p>ありがとうございます。倉井様におかれましては、業務の都合によりまして、ここで退出されます。倉井様、本日は、御多用のところ大変ありがとうございました。それでは、以上を受けまして、議事(4)にまいります。新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置に係る静岡県の対応方針(案)について、危機管理部から説明してください。</p>
危機政策課長	<p>はい。私から資料の4となります本県の対応案につきまして、かいつまんで御説明をしたいと思います。</p> <p>1番、措置を実施する期間は、令和4年1月27日木曜日から2月20日日曜日。</p> <p>2番、措置の対象とする区域は静岡県全域といたします。</p> <p>3番、実施措置の内容といたしましては、(1)基本方針といたしまして、オミクロン株は、デルタ株に比べ、感染拡大のスピードが極めて早く、感染が増加しており、これに伴い、濃厚接触者が著しく増加しております。医療をはじめとする、県民生活を支える社会機能を維持するための対応が必要となってきた状況でございます。</p> <p>こうしたことを受けまして、社会経済活動を継続しつつ、感染の拡大及び重症者・死亡者の発生を可能な限り抑制するため、3回目のワクチン接種を加速するとともに、飲食機会での対策の徹底や人流の抑制、検査・サーベイランスの強化、医療提供体制の一層の確保等の取組を総合的に進めてまいります。</p> <p>それから、全ての事業者に事業継続計画(BCP)の点検等を促すことや事業継続のためにやむを得ない場合には、濃厚接触者の待機期間を短縮できることを周知いたします。</p> <p>なお、ブレイクスルー感染が多発している状況等を踏まえ、ワクチン・検査パッケージ制度や対</p>

象者全員検査による、県境をまたぐ移動制限、催物の開催制限、飲食店における人数上限の緩和については、実施しないことといたします。

(2) 県民への要請につきましては、ア 県民への外出自粛要請として、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出を自粛するよう要請いたします。とりわけ、大人数での行動は回避若しくは慎重に行動するよう呼びかけてまいります。

イ 県境をまたぐ移動制限といたしましては、県境をまたぐ不要不急の移動について、極力控えるよう要請します。

ウ 「密」の回避としましては、3密の回避。特に、室内での換気を徹底するよう呼びかけてまいります。

エ 家庭内における感染対策の徹底といたしましては、重症化リスクの高い方がいる家庭で、体調が悪い方がいる場合などは、可能な範囲で不織布マスクの着用や食事を別室で取るなど、家庭内感染の拡大防止を、それから更に、少しでも体調に変化がある場合は、出勤や登校を控え、かかりつけ医等を受診するよう呼びかけてまいります。

オ 歌唱やカラオケを利用する際の注意といたしましては、不織布マスクの着用、定期的な換気、設備の消毒、人と人との距離の確保など、感染防止対策の一層の徹底を呼びかけてまいります。3ページをお開きください。

飲食の際の注意といたしましては、なるべく、家族や日頃行動を共にする少人数に限り、同一グループの同一テーブルでの利用は4人以内とし、食事の際は黙って食べ、会話時は必ず不織布マスクを着用し、短時間とするよう呼びかけてまいります。

キ 飲食店等での対策としましては、感染対策が徹底されていない飲食店等の利用の自粛を要請するとともに、営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないように要請いたします。4ページをお開きください。

事業者等への要請につきましては、ア 飲食店への要請といたしまして、不特定多数の者が利用する食品衛生法の営業許可を受けた飲食店に対し、営業時間の短縮要請を、それから、それに応じた場合には、協力金を支給することといたします。

要請期間は、令和4年1月27日木曜日0時から2月20日日曜日24時まで。対象区域は静岡県全域とし、認証店の場合には、①営業時間を5時から20時までの間とする。それから、酒類の提供は終日停止するという方法か、もしくは、②営業時間を5時から21時までの間とする。酒類の提供時間は5時から20時までの間とする、といういずれかの選択をしていただくことといたします。非認証店に対しましては、営業時間を5時から20時までの間とし、酒類の提供を終日停止するという事で要請をいたします。5ページをお開きください。

集客施設への要請といたしましては、いわゆる協力金は支給いたしません。要請期間といたしましては、令和4年1月27日木曜日0時から2月20日日曜日24時まで。対象区域といたしましては、県内全域として、遊技施設・遊興施設のような商業施設等、それから、映画館ですとかホテル、運動施設などのイベント関連施設に関しまして、それぞれ、従業員に対する検査の勧奨ですとか、入場をする者の整理、それから、手指消毒の徹底、マスクの着用の周知などを要請いたします。6ページをお開きください。ウ 催物(イベント)の開催制限等につきましては、(ア)開催制限の目安として、感染防止安全計画を策定し、県へ提出した催物(イベント)につきましては、人数上限20,000人と収容率100%のいずれか小さいほうを上限とし、それ以外の催物(イベント)につきましては、人数上限5,000人と収容率、大声なしならば100%、大声ありならば50%のいずれか小さいほうを上限といたします。それから下にいきますが、(ウ)県が主催又は共催する催物等への対応としては、県主催の催物については、イベント事業者等への要請を勘案の上、実施の可否を検討するとともに、7ページになりますが、共催する催物等につきましても、主催者と協議の上で、県主催の催物等と同様の対応をお願いすることといたします。

エ 公立の文化施設等への要請としましては、県有施設は、感染防止策の更なる徹底を行うこととし、施設管理者や指定管理者等に対応を働きかけ、各市町に対しましても、県有施設と同様

	<p>の対応を働きかけてまいります。</p> <p>オ 事業所、医療・福祉施設等での対策としましては、クラスターが多発していることを踏まえまして、業種別ガイドラインによる感染防止対策の徹底をはじめ、換気・湿度・二酸化炭素濃度などの管理を行い、感染しにくい環境を確保するよう呼びかけてまいります。</p> <p>更に、在宅勤務(テレワーク)、時差通勤、自転車通勤、それから、できる限り大人数の会議は避けるといった、人と人が接触する機会を低減する取組など、感染防止対策の強化を働きかけてまいります。</p> <p>カ 学校教育活動での対策としましては、児童・生徒・学生に対し、危機感の醸成及び基本的な感染防止対策の更なる徹底を周知するとともに、幼稚園及び学校に対して、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を踏まえ、感染症対策のより一層の徹底を働きかけてまいります。</p> <p>それから、中学校ですとか高校等で行われます、8ページになりますが、いわゆる部活動など、感染リスクの高い活動等の制限を働きかけてまいりますとともに、授業集団の分割やオンライン学習など授業方法の工夫や時差通学の実施など、感染リスクの低減を図るための対策の実施を働きかけてまいります。</p> <p>キ クラスター発生の抑制としましては、高齢者・障害者・児童福祉施設・学校及び幼稚園等において、抗原定性簡易キットを活用し、感染者の早期発見に努めるよう働きかけてまいります。</p> <p>4番の医療提供体制及び療養体制の充実・強化につきましては、(1)確保病床の有効活用の促進として、コロナ病床の更なる確保は難しい状況を踏まえまして、可能な範囲で入院治療期間の短縮を図り、病床を有効活用してまいります。</p> <p>(2)宿泊療養及び自宅療養機能の強化といたしましては、新規の宿泊療養施設について、志太榛原地域、東部地域への設置を進めてまいります。9ページをお開きください。</p> <p>(3)保健所機能の維持としては、感染対策の最前線にある保健所機能を維持するため、全庁的な応援職員の派遣体制を構築いたします。</p> <p>(4)濃厚接触者の特定といたしましては、保健所業務がひっ迫していることから、積極的疫学調査の対象範囲を重症化リスクが高い医療機関、社会福祉施設、家族等に重点化することといたします。</p> <p>5番、ワクチン接種の推進といたしましては、市町が進めるワクチン接種の計画が可能な限り前倒しできるよう支援するとともに、県の大規模接種会場を設置して、接種を加速してまいります。</p> <p>6番、社会機能の維持といたしましては、10 ページのほうに移りますが、2つ目のポツの辺りでございますが、今後、更に感染状況が深刻化し、社会機能の維持に支障を来すようなやむを得ない状況となった時には、事業者の判断により、濃厚接触者について、自ら検査を行い陰性であることを確認した上で、待機期間を10日間から6日又は7日間に短縮を図ることができることを周知してまいります。7番、無料検査の延長といたしましては、感染拡大傾向時の一般検査事業については、現下の感染状況を踏まえ、検査試薬等の供給が維持される限り、実施期間を2月28日まで延長することといたします。8番、経済対策といたしましては、「ふじのくに安全・安心認証制度」について、認証を取得した店舗に対する見回り等により、当該認証制度による感染防止対策の実効性の確保を図ってまいります。それから、感染症の動向と経済に与える影響を的確に把握し、県制度融資による資金繰り支援、雇用調整助成金等による雇用維持に引き続き注力してまいります。11 ページをお開きください。9番、誹謗中傷等の根絶に向けた呼びかけでございますが、感染された方やその治療に懸命に対応されている医療従事者の方々をはじめ、飲食等の業界に携わる事業者・従業員、ワクチンを接種していない方及び接種できない方、用事があって来県した他地域の方等を対象とした心ない誹謗中傷や差別的対応の根絶に向けた啓発を継続的に実施してまいります。私からは以上でございます。</p>
危機管理 監	<p>ありがとうございます。ただ今の、まん延防止等重点措置に係る静岡県の対応方針案について、質問等ございますでしょうか。お願いします。</p>

本部長	確認ですけれども、あの保健所の機能の強化ということで、既に先週から専門職員 22 名、それから応援職員 68 名、プラス市町から 20 人ということで、110 人体制で応援してますね。これをさらに強めるんですか。
感染症対策担当部長	保健所の支援体制につきましては、現時点では、今、知事が言っていた数字をマックスと考えておりますが、今後、感染状況が進むようでしたら、そこは経営管理部とも相談をさせていただきながら、次の対応を検討しなければならないと考えております。それ以外にもですね、非常勤の方、いわゆる臨時職員のような立場の方の応援もいただきながら、体制を整備してまいります。以上です。
本部長	ありがとうございます。さっき 106 人の方が休まれているということでしたね、保健所は（正しくは、コロナ受入医療機関の医師・看護師）。110 名応援体制があるから、さし当たってはカバーできるということだと思っております。もう一つはですね、今回の時短といいますか、協力金を支払わなくちゃいけないわけですが、飲食店が中心になってますけれども、それ以外、全て影響を受けるところに配慮するよう要請も届いているのですが、その辺りはどういうふうに、今検討中ですか、その辺りどういう状況になっているのでしょうか。
経済産業部長	はい、経済産業部です。今、知事からのお話につきましては、各団体からもですね、御要望等をいただいておりますので、現在検討中でございます。早急に結論を出していきたいと考えております。以上であります。
本部長	はい、ありがとうございます。
危機管理監	それでは本部長、この対応方針案により決定してもよろしいでしょうか。
本部長	はい、了解いたしました。
危機管理監	ありがとうございます。その他、各本部員の皆様から報告事項等ございますか。お願いします。
経済産業部長	はい、経済産業部です。新型コロナウイルス感染症に係る経済・雇用対策有識者会議の委員の皆様から、私が個別に意見の聞き取りをいたしましたので、その結果について御報告をさせていただきます。委員の皆様からは、現在の感染状況からまん延防止等重点措置の適用は妥当と考えるが、経済活動の自粛を伴うことから、各企業の経営に大きな影響が出てくるため、何らかの支援が必要との意見をいただいております。また、今回の感染拡大の発生場面や原因を分析した上で、各現場で効果の高い対策を県民の皆様にしつかりとアナウンスしていくことが必要、との意見もいただきました。委員の御意見は以上のとおりでございます。
危機管理監	ありがとうございます。それでは最後に、本部長から対策本部に対する指示事項をお願いいたします。
本部長	確認のようになりますけれども、御指示を差し上げたく存じます。現在、本県では、オミクロン株の強力な感染力によりまして、感染者が急増しており、入院患者の病床がひっ迫していることに加え、医療従事者や介護従事者に感染者や濃厚接触者が相次ぎ、出勤できないことによる人員不足が生じるなど、医療や介護への影響が大変危惧される状況です。こうした中、昨日、政府において、本県の「まん延防止等重点措置」の適用が決定されました。私たちは、本県の医療提供体制を維持し、県民の命を守るとともに、社会全体への影響を最小限とするため、急激な感染拡大の抑止に全力で取り組む必要があります。オミクロン株におきましても、基本的な感染防止対策は変わりません。大人数での行動が、感染拡大につながっていることも踏まえ、県内の全ての業種・業態において、感染防止対策が徹底されるように、各部局では、所管する関係団体等を通じて、感染防止に係るきめ細かな情報提供並びに広報を積極的に行ってください。飲食店事業者の皆様には、営業時間の短縮要請や、酒類の提供自粛等を要請いたします。飲食店に係る業種や、感染拡大により経営に影響が出ている事業者の皆様に対し、国や県の各種給付金、協力金、貸付金などの制度について、広く周知していただきまして、丁寧に相

	<p>談に応じてくださるようお願いをいたします。幼稚園や学校等につきましては、若年層における感染拡大が顕著になっております。これを踏まえ、児童・生徒・学生さん等に対して、危機感の醸成や基本的な感染対策の更なる徹底を周知していただくとともに、部活動など感染リスクの高い活動に対する必要な制限、また遠隔授業、授業集団の分割等々、感染リスクの低減を図るための対策の実施を働きかけてください。更に、企業や団体の皆様に、在宅勤務や時差出勤の促進による感染防止対策の強化を呼び掛けてまいります。県といたしましても、在宅勤務や休暇取得の促進など、経営管理部を中心に、引き続き、人流を減らす勤務体制に取り組んでくださるようお願いいたします。医療機関では、病床のひっ迫度合いが高まっております。入院治療期間の短縮を図るなど、病床の有効活用や、抗体療法や経口治療薬の投与など、医療提供体制及び療養体制の確保に向けた取組とともに、感染拡大を可能な限り抑制するため、3回目のワクチン接種を加速するなど、健康福祉部を中心に、全力で取り組んでくださるようお願いいたします。いずれの部局においても、県が主催又は共催するイベントにつきましては、その規模、感染対策の状況等を勘案をして、実施の可否を検討してください。各部局におかれまして、あらゆる場面で感染拡大防止のために積極的に取り組んでください。また、年度末の重要な時期でございますので、事業の適正な執行との両立も図ってください。まん延防止等重点措置の実施に取り組むよう強くお願い申し上げます。以上であります。</p>
危機管理監	<p>承知いたしました。以上で議事を終了いたします。進行を事務局へ返します。</p>
危機政策課長	<p>はい。以上をもちまして、本部員会議を終了します。</p>

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく まん延防止等重点措置に係る静岡県の対応方針

令和4年1月25日、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下、「法」という。)第31条の4第3項に基づくまん延防止等重点措置に関する公示を受け、政府新型コロナウイルス感染症対策本部の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に基づき、次の必要な措置等を行う。

1 措置を実施する期間 令和4年1月27日(木)～2月20日(日)

2 措置の対象とする区域 静岡県全域

3 実施する措置の内容

(1) 基本方針

- ・現在の感染の主流となっているオミクロン株は、デルタ株に比べ、感染拡大のスピードが極めて早く、また、ワクチン2回接種による発症予防効果がデルタ株と比較して著しく低下している。感染は、年末年始での帰省や旅行、会合等を発端として職場、学校等に拡大し、感染者は、30歳代以下の若年層が顕著となっている。また、感染者の増加に合わせて、その濃厚接触者が著しく増加しており、医療をはじめとする県民生活を支える社会機能を維持するための対応が必要となってきている。
- ・こうした中、社会経済活動を継続しつつ、感染の拡大及び重症者・死亡者の発生を可能な限り抑制するため、3回目のワクチン接種を加速するとともに、飲食機会での対策の徹底や人流の抑制、検査・サーベイランスの強化、医療提供体制の一層の確保等の取組を総合的に進める。
- ・あわせて、全ての事業者には事業継続計画(BCP)の点検等を促すとともに、社会機能の維持のために必要な事業者については、事業継続のためにやむを得ない場合には、濃厚接触者の待機期間を短縮できることを周知する。
- ・なお、ブレイクスルー感染が多発している状況等を踏まえ、ワクチン・検査パッケージ制度や対象者全員検査による、県境をまたぐ移動制限、催物の開催制限、飲食店における人数上限の緩和については、実施しないこととする。

(2) 県民への要請

ア 県民への外出自粛要請

- ・法第24条第9項に基づき、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出を自粛するよう要請する。また、外出する場合には、大人数での行動は回避若しくは慎重に行動するよう呼びかける。

イ 県境をまたぐ移動制限

- ・法第24条第9項に基づき、県境をまたぐ不要不急の移動については極力控えるよう要請する。また、移動する場合には、移動先では混雑した場所や感染リスクが高い場所へは訪問しないよう呼びかける。

ウ 「密」の回避

- ・3密(「密閉」「密集」「密接」)の条件が揃う場面はもちろん、「1密」であっても回避することを呼びかける。特に、室内での換気を徹底するよう呼びかける。

エ 家庭における感染対策の徹底

- ・家庭内で感染が拡大する事例が多発していることを踏まえ、家庭における換気、手指消毒等の感染防止対策の一層の徹底を呼びかける。特に、高齢者や基礎疾患を有する方など、重症化リスクの高い方がいる家庭では、体調が悪い方がいる場合等は、可能な範囲で不織布マスクの着用や食事を別室で取るなど、家庭内感染の拡大防止に努めるよう呼びかける。
- ・少しでも体調に変化がある場合は、出勤や登校を控え、かかりつけ医等を受診するよう呼びかける。

オ 歌唱やカラオケを利用する際の注意

- ・カラオケを利用した歌唱等により感染が拡大する事例を踏まえ、歌唱やカラオケを利用する際は、不織布マスクの着用、定期的な換気、設備の消毒、人と人との距離の確保など、感染防止対策の一層の徹底を呼びかける。

カ 飲食の際の注意

- ・飲食を伴う会合は、なるべく、家族や日頃行動を共にする少人数に限り、同一グループの同一テーブルでの利用は4人以内とし、食事の際は黙って食べ、会話時は必ず不織布マスクを着用し、短時間とするよう呼びかける。
- ・仲間同士で行うホームパーティーや若年層による飲食の場でクラスターが発生している事例があることから、親睦会等の大人数での飲食機会はできるだけ回避するとともに、参加する場合にも、人と人との距離を確保するなど、基本的な感染防止対策の徹底を呼びかける。

キ 飲食店等での対策

- ・県民に対し、法第24条第9項に基づき、感染対策が徹底されていない飲食店等の利用の自粛を要請するとともに、法第31条の6第2項に基づき、3(3)アに記載する営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないよう要請する。

(3) 事業者等への要請

ア 飲食店への要請

不特定多数の者が利用する、食品衛生法の営業許可を受けた飲食店(デリバリー、テイクアウト、ホテル・旅館において宿泊者に限定して食事を提供する食堂、コンビニ等のイートイン等は除く。飲食業の許可を受けているカラオケボックス、結婚式場を含む。)に対し、次のとおり要請する。なお、営業時間の短縮要請に応じた場合には、別に定める申請要項に基づき協力を支給する。

要請期間:令和4年1月27日(木)0時から2月20日(日)24時まで

対象区域:県内全域

営業時間短縮及び酒類提供停止の要請【法第31条の6第1項に基づく要請】

※下記の「認証店」とは、「ふじのくに安全・安心認証」または「はままつ安全・安心な飲食店認証」を取得した飲食店

認証店	飲食店 (①または②)	①営業時間を5時から20時までの間とする ・酒類を提供する飲食店は、酒類の提供(酒類の持ち込みを含む。以下同じ。)を終日停止する
		②営業時間を5時から21時までの間とする ・酒類を提供する飲食店は、酒類の提供時間は5時から20時までの間とする
非認証店	飲食店	・営業時間を5時から20時までの間とする ・酒類を提供する飲食店は、酒類の提供を終日停止する
営業に当たっての要請内容		
【法第31条の6第1項に基づく要請】 ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱その他の新型コロナウイルス感染症の症状を呈している者の入場の禁止 ・手指消毒設備の設置と手指消毒の徹底 ・食事中以外のマスクの着用等、感染防止に関する措置を入場者に周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場の禁止(入場済みの方の退場を含む) ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等飛沫感染防止等の対策 ・施設の換気		
【法第24条第9項に基づく要請】 ・同一グループの同一テーブルでの利用は4人以内とすること(ただし、措置期間において予約済みの結婚披露宴については、参加者の調整が困難な場合は、座席間の距離を確保するなど、感染対策を講じれば、この限りでない) ・感染防止対策の業種別ガイドラインの遵守		

イ 集客施設への要請

不特定多数の者が利用する集客施設に対し、次のとおり要請する。この場合、協力金は支給しない。

要請期間: 令和4年1月27日(木)0時から2月20日(日)24時まで		
対象区域: 県内全域		
■商業施設等		
施設の種類	内 訳	対 応
商業施設(食品、医薬品、その他の生活必需品の売り場を除く)	大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター、スーパー等	・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱その他の感染症の症状を呈している者の入場の禁止
遊技施設	マーじゃん店、パチンコ店、ゲームセンター等	・手指消毒設備の設置と手指消毒の徹底
遊興施設	個室ビデオ店、射的場、勝馬投票券販売所等	・入場する者に対するマスクの着用の周知
サービス業を営む施設(生活必需サービスを)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション等	・感染防止措置を実施しない者の

除く)		入場の禁止
■ イベント関連施設		
施設の種類	内 訳	対 応
劇場、映画館等	劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム等	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱その他の感染症の症状を呈している者の入場の禁止 ・手指消毒設備の設置と手指消毒の徹底 ・入場する者に対するマスクの着用の周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場の禁止
集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール	
ホテル・旅館	ホテル・旅館(集会の用に供する部分に限る)	
運動施設、遊技施設	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、スポーツジム、ホットヨガ、ヨガスタジオ、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、テーマパーク、遊園地等	
博物館等	博物館、美術館等	

※1,000 m²を超える施設に対しては、法第 31 条の6第1項に基づく要請

1,000 m²以下の施設に対しては、法第 24 条第9項に基づく要請

ウ 催物(イベント)の開催制限等

(ア)開催制限の目安

- ・次の「人数上限」又は「収容率」のいずれか小さい方の人数を上限とする。

[感染防止安全計画を策定し、県へ提出した催物(イベント)※]

人数上限:20,000 人 収 容 率:100%

※「大声なし」が担保された参加人数が 5,000 人超の催物が前提

[上記以外の催物(イベント)]

人数上限:5,000 人 収 容 率:「大声なし 100%」、「大声あり 50%」

(注)感染防止安全計画の県への提出は不要であるが、県が別途定める感染防止に関するチェックリストを作成の上、主催者のホームページ等で公表することを求める。

- ・大声の定義は「観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とする。
- ・上記開催制限は、1月 27 日以降に開催する催物について適用する。ただし、1月 28 日までに販売済みのチケットについては、キャンセル不要とする。

(イ)主催者における感染対策

- ・県内で開催される催物等において、主催者に、不織布マスクの着用、入場時の検温、密の回避などの基本的な感染防止対策の徹底をはじめ、業種別ガイドラインの遵守や、参加者名簿の作成、事前予約の実施、接触確認アプリ(COCoA)の活用など適正な実施を働きかける。
- ・飲食の取扱いについては、飲食専用エリアを設置した上で、3(3)アに記載の、飲食店に

対する「営業に当たっての要請内容」に準じるなど、感染リスクの低減に努めるよう働きかける。

(ウ) 県が主催又は共催する催物等への対応

- ・県主催の催物等については、上記(ア)、(イ)を勘案の上、実施の可否を検討する。
- ・県が共催する催物等については、主催者と協議の上、県主催の催物等と同様の対応を行う。

エ 公立の文化施設等への要請

- ・県有施設は、感染防止策の更なる徹底を行うこととし、施設管理者や指定管理者等に対応を働きかける。
- ・また、各市町に対して、所管する施設において県有施設と同様の対応を働きかける。

オ 事業所、医療・福祉施設等での対策

- ・事業所や医療・福祉施設等でクラスターが多発していることを踏まえ、業種別ガイドラインによる感染防止対策の徹底をはじめ、換気・湿度・二酸化炭素濃度などの管理を行い、感染しにくい環境を確保するよう呼びかける。
- ・また、入館・入室者の検温、不織布マスク着用、手指消毒などの徹底を呼びかけるとともに、顧客や利用者の名簿作成、接触確認アプリ(COCoA)の活用などの対策を呼びかける。
- ・さらに、感染リスクが高まる「5つの場面」の回避、特に、「居場所の切り替わり」時(休憩室、更衣室、喫煙室等)の感染防止対策の徹底を働きかける。
- ・事業者に対しては、在宅勤務(テレワーク)、時差通勤、自転車通勤、できる限り大人数の会議は避けるなど、人と人が接触する機会を低減する取組など、感染防止対策の強化を働きかける。

カ 学校教育活動での対策

- ・オミクロン株については、若年層への感染拡大が従来株よりも顕著となっていることから、児童・生徒・学生に対し、危機感の醸成及び基本的な感染防止対策の更なる徹底を周知する。
- ・オミクロン株の感染力は強く、1月に入ってから学校における感染者集団(クラスター)が多数発生していることから、幼稚園及び学校に対して、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」を踏まえ、感染症対策のより一層の徹底を働きかける。
- ・幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、学習塾等においては、感染防止対策の徹底を図るとともに、部活動など感染リスクの高い活動等の制限を働きかける。
- ・大学等における、遠隔授業等を活用した学修者本位の効果的な授業の実施はもとより、その他の学校においても、授業集団の分割やオンライン学習など授業方法の工夫や時差通学の実施など、感染リスクの低減を図るための対策の実施を働きかける。

キ クラスター発生の抑制

- ・オミクロン株の感染力は強く、様々な施設・団体にクラスターが発生すると見込まれることから、高齢者・障害者・児童福祉施設・学校及び幼稚園等において、抗原定性簡易キットを活用し、感染者の早期発見に努めるよう働きかける。また、事業者に対して、社員、職員などの体調管理を徹底し、すぐれない者については、休暇及び検査を推奨することを徹底するよう働き

かける。

4 医療提供体制及び療養体制の充実・強化

(1) 確保病床の有効活用の促進

- ・冬期となり心疾患や脳血管疾患等のコロナ以外の疾病における患者が増加しており、いわゆる一般医療における状況はひっ迫の度合いが高まっている。このため、コロナ用の病床の更なる確保は厳しい状況であることから、可能な範囲で入院治療期間の短縮を図り、病床を有効に活用する。
- ・中等症以上の患者は少ないものの、受入医療機関の負担を軽減するため、積極的に抗体療法及び経口治療薬の投与を行い、重症化予防を徹底する。

(2) 宿泊療養及び自宅療養機能の強化

- ・新規の宿泊療養施設について、志太榛原医療圏域、駿東田方医療圏域への設置を進める。
- ・また、一部の宿泊療養施設において、入院待機ステーションの開設準備に取りかかる。
- ・急増している自宅療養者の健康観察を確実に行うため、委託事業者の人員増を図るとともに、症状が軽快してきた療養者については、7日目以降はショートメッセージサービス(SMS)を活用した呼びかけによる対応に切り替える。
- ・また、パルスオキシメーターの送付については、委託化し業務の軽減を図るとともに、食料品については、市町と連携し、確実に送付する。

(3) 保健所機能の維持

- ・感染対策の最前線にある保健所機能を維持するため、全庁的な応援職員の派遣体制を構築する。
- ・HER-SYS等への入力作業は、人材派遣などを活用しアウトソーシング化を一層図る。

(4) 濃厚接触者の特定

- ・第5波を超える感染状況により保健所業務がひっ迫していることから、重症化しやすい方々等への速やかな対応や、適切な療養体制の確保・維持のため、積極的疫学調査の対象範囲を重症化リスクが高い医療機関、社会福祉施設、家族等に重点化する。
- ・その他の事業者等については、陽性者が確認された場合には、濃厚接触者の特定を事業所自ら行うように周知する。
- ・濃厚接触者の検査については、民間検査機関を活用し、自ら検体を採取し検査機関に送付する方式(郵送検査)を整え、検査機会を確保していく。

5 ワクチン接種の推進

- ・ワクチン接種は、新型コロナウイルス対策の切り札である。このため、市町が進めるワクチン接種の計画が可能な限り前倒しできるよう支援する。加えて、県の大規模接種会場を設置し、接種を加速化する。また、1, 2回目とは異なるワクチンの接種(交接種)について適切な情報を県民に周知し、副反応等の情報と合わせ、接種に対する不安を取り除く取組を進める。

6 社会機能の維持

- ・感染者の急増に合わせ、その濃厚接触者も増加している。また、幼年期のこどもの感染も多く、やむを得ず休暇を取る家族が増加している。このような状況が更に進めば、医療や福祉サービス、水道、電気、ガス、交通等の公共インフラ、食料品の販売等の生活サービスなど、社会機能を維持するための事業の維持が困難となるおそれがある。このため、社会機能の維持に必要な事業者については、事業継続計画(BCP)等の点検・再確認を依頼する。
- ・また、今後、更に感染状況が深刻化し、社会機能の維持に支障を来すようなやむを得ない状況となった時には、事業者の判断により、濃厚接触者について、自ら検査を行い陰性であることを確認した上で、待機期間を10日間から6日又は7日間に短縮を図ることができることを周知する。
- ・なお、その際には、待機期間が7日以上経過したとしても、発症し他者に感染するおそれが5%程度あることを踏まえて実施を判断することを合わせて周知する。

7 無料検査の延長

- ・感染拡大傾向時の一般検査事業については、現下の感染状況を踏まえ、検査試薬等の供給が維持される限り、実施期間を2月28日まで延長する。

8 経済・雇用対策

- ・飲食店や宿泊施設の持続的な経営と利用者の安全安心を確保するため、店舗や施設ごとに感染防止対策を認証する「ふじのくに安全・安心認証制度」の普及を図るとともに、認証を取得した店舗に対する見回り等により、当該認証制度による感染防止対策の実効性の確保を図る。
- ・感染症の動向と経済に与える影響を的確に把握し、県制度融資による資金繰り支援、雇用調整助成金等による雇用維持に引き続き注力する。
- ・全国知事会と歩調をあわせ、事業復活支援金をはじめとした事業者向け給付金の迅速な支給、需要喚起策、雇用調整助成金の特例措置の延長等について、国に対して強く求める。
- ・事業者等への要請に対する協力金等について、相談窓口(コールセンター)等を通じて制度の周知を図り、円滑な申請受付、早期の支給に努める。
- ・地域観光支援事業である「今こそ しずおか 元気旅Ⅱ」については、既に新たな予約に対する割引を停止しており、まん延防止等重点措置の実施期間中は再開しない。

9 誹謗中傷等の根絶に向けた呼びかけ

- ・感染された方やその治療に懸命に対応されている医療従事者の方々をはじめ、飲食等の業界に携わる事業者・従業員、ワクチンを接種していない方及び接種できない方、用事があって来県した他地域の方等を対象とした心ない誹謗中傷や差別的対応の根絶に向けた啓発を継続的に実施する。

「静岡県実施方針」の変更について

(危機管理部危機政策課)

(健康福祉部新型コロナ対策企画課)

1 趣旨

5月20日に、国がマスク着用の考え方等を示した政府基本的対処方針の変更を行ったことを受け、「静岡県実施方針」を変更するとともに、あわせて必要な時点更新を行う。

2 主な変更点

項目	変更前(令和3年11月26日)	変更案
感染防止対策	—	熱中症のリスクや表情が見えなくなることによる小児の発達への懸念等から、「マスクの着用」が不要な場合を明確化する。
医療提供体制の確保	第5波の最大病床数と同規模を確保する (第5波における最大確保病床:719床)	感染状況や通常医療のひっ迫状況等を考慮し、入院が必要な人が入院できるよう必要な病床を弾力的に確保する (現在の確保病床:629床→432床へ引下げ予定)
	宿泊療養施設の一部に入院待機ステーションを設置する	(削除) ※第6波での実態(低使用)を踏まえ削除
	病床の回転率を上げるため、後方支援病院の確保及び円滑な転院を進める	コロナの症状は軽症であるが、基礎疾患等で入院が必要な高齢患者等を受け入れる医療機関を新たに指定する
	—	宿泊療養施設については、重症リスクのある軽症患者等に対応するため、感染状況や地域バランスを考慮して、必要数を弾力的に確保する
検査体制の確保	特定の業種や地域において感染が集中的に発生した場合、発生業種や地域を定めた集中的な検査を実施	高齢者施設等での感染拡大防止を図るため、感染状況に応じて、施設職員の定期的な検査を実施する
	—	感染拡大時には、感染に不安がある人等を対象とした無料検査を実施する
ワクチンの接種促進	3回目接種の実施に向け、市町へのワクチン供給を確実にを行う	3回目接種は、接種率の低い若年層に対し、企業や大学等を通じて接種の検討を呼びかける
	—	4回目接種の実施に向け、市町の接種体制の確保を支援する
対策	病院、施設等のクラスターの発生を未然に防ぐため、個人情報保護に留意しつつ、これまでの発生事例の原因分析と対策をとりまとめ、関係者に周知する。	(削除) ※第6波の感染状況・分析を踏まえ、高齢者施設等の職員の定期検査等を実施

静岡県実施方針

令和3年11月26日（令和4年5月25日変更）

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部

- ・令和3年11月19日、政府対策本部において、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が変更され、地方自治体は、本方針に基づき、自らその区域に係る対策を的確かつ迅速に実施する責務を有することとされた。
- ・静岡県は、政府の基本的対処方針を踏まえ、今後の感染拡大への備えを進めるとともに、日常生活や社会経済活動を継続するための行動制限の緩和の促進に努め、「静岡県実施方針」に基づき、適切な対策を実施する。更に、感染状況を注視し、「感染の状況や医療の逼迫の状況等を評価するための新たな国のレベル分類」の状況に応じて、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発出の要請も含め、柔軟かつ迅速に感染拡大防止対策を変更し実施する。
- ・緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等が適用された場合、ワクチン・検査パッケージ制度や対象者全員検査を活用し、感染拡大を防止しながら、日常生活や社会経済活動を継続できるよう取り組む。なお、医療体制の逼迫が見込まれる場合等には、同制度を適用せず、強い行動制限を行うものとする。

1 対象とする期間 令和3年11月26日(金)からとする。

2 対象とする区域 静岡県全域

3 実施する内容

(1) 感染状況の継続的監視と情報発信

・感染の状況等を継続的に監視し、感染状況と行動制限についての適切な情報提供を行い、県民が感染防止の適切な行動が取れるよう努める。状況の変化が認められた場合は、必要に応じ「静岡県実施方針」や「今後の対応方針」を見直し、県民に対し、感染拡大の警戒を呼びかける。

(2) 県民への基本的な感染防止対策の周知

・県民に対し、「三つの密」や「感染リスクが高まる「5つの場面」」等の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の徹底など、感染拡大を防止する「新しい生活様式」の定着を呼びかける。

・熱中症のリスクや表情が見えにくくなることによる小児の発達への懸念等から、「マスクの着用」が不要な場合を明確化する。この際には、本人の意に反してマスクの着脱を無理強いすることにならないよう、丁寧に周知する。

(3) 行動制限の要請等

ア 県民への要請

(7) 移動・外出における注意等

・帰省や旅行等、県境を跨ぐ移動の際は、基本的な感染防止策を徹底するよう促す。なお、緊

急事態宣言及びまん延防止等重点措置区域への不要不急の移動は、極力控えるよう促すものとするが、ワクチン・検査パッケージ制度や対象者全員検査の適用を受けた場合は、その対象としないことを基本とする。

- ・感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、政府と連携し、混雑した場合や感染リスクが高い場所への外出の自粛に関して速やかに住民に対して必要な協力の要請等を行う。

(イ) 飲食店等の施設の利用

- ・「ふじのくに安全・安心認証」制度を始めとする業種別ガイドライン等を遵守している施設等の利用を呼びかける。

イ 催物（イベント）等の開催制限

- ・催物等の開催については、「新しい生活様式」や業種別ガイドライン等に基づく適切な感染防止対策が講じられることを前提に、内閣官房室長通知を踏まえ、以下のとおり取り扱う。
なお、緊急事態措置区域となった場合にワクチン・検査パッケージ制度や対象者全員検査の適用で人数上限の緩和を行う。
- ・すべての催物等において、主催者に「三つの密」が発生しない席の配置や、「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」などの基本的な感染防止対策や参加者名簿の作成、接触確認アプリ(COCoA)等の活用を働きかける。
- ・感染防止策を着実に実施するため、参加人員 5,000 人超かつ収容率 50%超のイベントについては、具体的な感染防止策を記載した計画書の提出を求める。また、対象外のイベントについては感染防止策の対応状況を公表するよう求める。
- ・なお、今後、県全域あるいは一部地域において、感染が拡大したときは、緊急事態宣言が発出された地域に準じた対応について、主催者に協力要請を行う。

ウ 施設管理者への感染防止策の徹底と使用制限の要請

- ・施設管理者に対して、業種ごとに策定された感染拡大予防ガイドライン等を参考に、感染防止対策を万全とするよう、強く働きかける。
- ・今後、感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合は、施設の使用制限等を含めて、施設管理者等に対して、協力要請等を行う。
- ・同一地域において飲食店の複数のクラスターが発生するなど、感染拡大の恐れがある場合であって、当該地域を含む市町の感染状況を踏まえ、対策が必要と認められた場合においては、当該市町と調整の上で、集中検査の実施や飲食店等への営業時間の短縮要請などの感染拡大防止対策を実施する。

エ 事業者への要請

- ・事業者に対して、在宅勤務(テレワーク)、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を働きかける。
- ・職場における基本的な感染防止対策の励行はもとより、特に、感染リスクが高まる「居場所の切り替わり」(休憩室、更衣室、喫煙室等)時の感染防止対策を働きかける。
- ・飲食店及び宿泊事業者に対して、県が定めた感染対策に関する安全基準の適合を認証する「ふじのくに安全・安心認証」の取得を促進する。

・感染拡大の傾向が見られる場合には、法第 24 条第 9 項に基づき、飲食店等に対し、必要な範囲に限り営業時間の短縮要請や会食での人数制限の要請を行う。ただし、認証店におけるワクチン・検査パッケージ制度を活用した会食については、人数制限の緩和を行うものとする。なお、要請に当たっては、営業時間の短縮などの遵守を徹底するための見回り等を行う。

(4) 学校教育活動

- ・地域の感染状況に応じて、感染防止対策を徹底し、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等については、子供の健やかな学びの保障や心身への影響の観点から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を要請する。
- ・大学等については、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応することを要請する。
- ・部活動、課外活動等における感染防止対策、懇親会等における学生への感染防止に向けた注意喚起の徹底を要請する。
- ・大学や高校などの入試は、感染防止対策や追検査等による受験機会の確保に万全を期した上で、実施、または実施を働きかける。

(5) 医療提供体制の確保

- ・感染状況や通常医療のひっ迫状況等を考慮し、入院治療が必要な人が入院できるよう必要な病床を弾力的に確保する。
- ・入院病床については、コロナの症状は軽症であるが、基礎疾患等で入院が必要な高齢の患者等を受け入れる医療機関を新たに指定する。
- ・重症化を防ぐため、重症化リスクのある人を経口薬や中和抗体薬等で適切に治療する体制を医師会、薬剤師会、病院協会、高齢者施設等と連携して構築し、入院患者の抑制に努める。
- ・宿泊療養施設については、重症化リスクのある軽症者等に対応するため、感染状況や地域バランスを考慮し、必要数を弾力的に確保する。
- ・自宅療養者の症状悪化時の診療体制を整備するとともに、健康観察については、急増時にも対応できる人員を確保し、応答のない場合の自宅訪問について、市町と連携し実施する体制を構築する。
- ・また、食料等の配布についても市町と連携し、きめ細かな対応を進める。

(6) 検査体制の確保

- ・感染が急拡大した場合の迅速かつ広範な検査の実施を含め、PCR検査、抗原定量検査、抗原定性検査による十分な検査体制を確保する。
- ・重症化リスクのある人が集団生活を行っている高齢者施設等での感染拡大防止を図るため、地域の感染状況に応じて、施設の職員等に対する定期的な検査を実施する。
- ・県民の感染不安の解消及び無症状感染者の早期発見等のため、感染拡大時には、感染に不安がある人等を対象とした無料検査を実施する。

(7) ワクチンの接種推進

- ・4回目の接種の実施に向け、市町の接種体制の確保を支援するとともに、接種の状況を踏まえ県が運営する大規模接種会場の設置を継続する。また、3回目の接種については、高齢者と比べて接種率の低い若年層に対し、企業や大学等を通じて接種の検討を呼びかけていく。

- ・5歳から11歳の接種についても、医療機関への支援を行うことにより、希望する方が安心して接種を受けられる体制を確保する。

(8) クラスタ発生時の感染拡大防止対策

- ・高齢者施設等でクラスターが発生した場合は、迅速な積極的疫学調査の実施、集中的な検査の実施、DMAT、FICT等による感染症対策の指導など、早期の感染者の囲い込みや態勢立て直しの支援等を行う。

(9) 経済・雇用対策

- ・感染症の動向と経済に与える影響を的確に把握し、県制度融資による資金繰り支援、雇用調整助成金等による雇用維持といった緊急対策に引き続き注力していく。
- ・経済政策「フジノミクス」の展開や国の通知を踏まえたワクチン・検査パッケージ制度の活用などにより、感染防止対策と社会経済活動との両立を図りながら、経済の再生に向けた取組を着実に進めていく。

(10) 誹謗中傷の撲滅

- ・感染者や医療従事者等への誹謗中傷や差別的対応の撲滅に向け、県民への積極的な広報啓発を行う。

新型コロナウイルス感染症対策本部決定

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

日付	範囲	頁
令和2年3月28日 (令和3年9月28日変更)	感染初期段階から、全面改定された令和3年11月19日まで	226
令和3年11月19日 (令和5年2月10日変更)	「5類感染症」に位置付けられたことにより本方針が廃止されるまで	271

【参考】

○新型インフルエンザ等対策特別措置法（抄）

（国、地方公共団体等の責務）

第三条

4 地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、第十八条第一項に規定する基本的対処方針に基づき、自らその区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

（基本的対処方針）

第十八条 政府対策本部は、政府行動計画に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めるものとする。

2 基本的対処方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 新型インフルエンザ等の発生の状況に関する事実
- 二 当該新型インフルエンザ等への対処に関する全般的な方針
- 三 新型インフルエンザ等対策の実施に関する重要事項

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和2年3月28日(令和3年9月28日変更)

新型コロナウイルス感染症対策本部決定

新型コロナウイルス感染症対策本部決定政府は、新型コロナウイルス感染症への対策は危機管理上重大な課題であるとの認識の下、国民の生命を守るため、これまで水際での対策、まん延防止、医療の提供等について総力を挙げて講じてきた。国内において、感染経路の不明な患者の増加している地域が散発的に発生し、一部の地域で感染拡大が見られてきたため、令和2年3月26日、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「法」という。)附則第1条の2第1項及び第2項の規定により読み替えて適用する法第14条に基づき、新型コロナウイルス感染症のまん延のおそれが高いことが、厚生労働大臣から内閣総理大臣に報告され、同日に、法第15条第1項に基づく政府対策本部が設置された。国民の生命を守るためには、感染者数を抑えること及び医療提供体制や社会機能を維持することが重要である。

その上で、まずは、後述する「三つの密」を徹底的に避ける、「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」、「換気」等の基本的な感染対策を行うことをより一層推進し、さらに、積極的疫学調査等によりクラスター(患者間の関連が認められた集団。以下「クラスター」という。)の発生を抑えることが、いわゆるオーバーシュートと呼ばれる爆発的な感染拡大(以下「オーバーシュート」という。)の発生を防止し、感染者、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるためには重要である。

また、必要に応じ、外出自粛の要請等の接触機会の低減を組み合わせることで実施することにより、感染拡大の速度を可能な限り抑制することが、上記の封じ込めを図るためにも、また、医療提供体制を崩壊させないためにも、重要である。

併せて、今後、国内で感染者数が急増した場合に備え、重症者等への対応を中心とした医療提供体制等の必要な体制を整えるよう準備することも必要である。

既に国内で感染が見られる新型コロナウイルス感染症に関しては、

- ・ 肺炎の発生頻度が、季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高く、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあること
- ・ 感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきていることから、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある状況であることが、総合的に判断されている。

このようなことを踏まえて、令和2年4月7日に、新型コロナウイルス感染症対策本部長(以下「政府対策本部長」という。)は法第32条第1項に基づき、緊急事態宣言を行った。緊急事態措置を実施すべき期間は令和2年4月7日から令和2年5月6日までの29日間であり、緊急事態措置を実施すべき区域(以下「緊急事態措置区域」という。)は埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県とした。

以後、4月16日に、各都道府県における感染状況等を踏まえ、全都道府県について緊急事態措置区域とし、5月4日には、全都道府県において緊急事態措置を実施すべき期間を令和2年5月31日ま

で延長することとした。その後、各都道府県における感染状況等を踏まえ、段階的に緊急事態措置区域を縮小していった。

5月25日に、感染状況等を分析し、総合的に判断した結果、全ての都道府県が緊急事態措置区域に該当しないこととなったため、政府対策本部長は、法第32条第5項に基づき、緊急事態解除宣言を行った。

その後、新規報告数は、10月末以降増加傾向となり、11月以降その傾向が強まっていった。12月には首都圏を中心に新規報告数は過去最多の状況が継続し、医療提供体制がひっ迫している地域が見受けられた。

こうした感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況に鑑み、令和3年1月7日、政府対策本部長は、法第32条第1項に基づき、緊急事態宣言を行った。緊急事態措置を実施すべき期間は令和3年1月8日から令和3年2月7日までの31日間であり、緊急事態措置区域は東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県とした。

令和3年1月13日には、法第32条第3項に基づき、緊急事態措置区域に栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県を加える変更を行った。

令和3年2月2日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、2月8日以降については、法第32条第3項に基づき、緊急事態措置区域を埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県の10都府県に変更するとともに、これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年3月7日まで延長することとした。

政府は、新型コロナウイルス感染症に係る対策を強化するため、新型インフルエンザ等まん延防等重点措置(以下「まん延防等重点措置」という。)の創設などを含む新型インフルエンザ等対策特別措置法等の部を改正する法律案を国会に提出し、令和3年2月3日に成した。これにより改正された法は令和3年2月13日に施行された。

令和3年2月26日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、3月1日以降については、法第32条第3項に基づき、緊急事態措置区域を埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の4都県に変更することとした。

令和3年3月5日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、法第32条第3項に基づき、引き続き埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の4都県を緊急事態措置区域とし、これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年3月21日まで延長することとした。

令和3年3月18日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、全ての都道府県が緊急事態措置区域に該当しないこととなったため、緊急事態措置を実施すべき期間とされている3月21日をもって緊急事態措置を終了した。

緊急事態宣言の解除後は、「緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症への対応」(令和3年3月18日新型コロナウイルス感染症対策本部とりまとめ。以下「緊急事態宣言解除後の対応」という。)を踏まえ、社会経済活動を継続しつつ、再度の感染拡大を防止し、重症者・死亡者の発生を可能な限り抑制するための取組を進めていくこととした。

令和3年4月1日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分

析・評価を行い、感染の再拡大を防止する必要性が高いこと等から、法第 31 条の4第1項に基づき、まん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年4月5日から令和3年5月5日までの 31日間とし、まん延防止等重点措置を実施すべき区域(以下「重点措置区域」という。)を宮城県、大阪府及び兵庫県とする公示を行った。

令和3年4月9日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、4月12日以降については、法第 31 条の4第 3 項に基づき、重点措置区域に東京都、京都府及び沖縄県を加える変更を行うとともに、東京都におけるまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年4月12日から令和3年 5月11日までの 30日間とし、京都府及び沖縄県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年4月12日から令和3年 5月5日までの 24日間とする旨の公示を行った。

令和3年4月16日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、4月20日以降については、法第 31 条の4第 3 項に基づき、重点措置区域に埼玉県、千葉県、神奈川県及び愛知県を加える変更を行うとともに、埼玉県、千葉県、神奈川県及び愛知県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年4月20日から令和3年5月11日までの 22 日間とする旨の公示を行った。

新規報告数は令和3年3月上旬以降、大都市部を中心に増加が続き、重症者数も増加が見られた。また、B.1.1.7 系統の変異株(アルファ株)の感染者の増加がみられ、急速に従来株からの置き換わりが進んだ。

こうした状況を踏まえ、令和3年4月 23 日には、政府対策本部長は、法 第 32 条第 1 項に基づき、緊急事態宣言を行った。緊急事態措置を実施すべき期間は令和3年4月25日から令和3年5月11日までの 17日間であり、緊急事態措置区域は東京都、京都府、大阪府及び兵庫県とした。

また、同じく令和3年4月23日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、法第 31 条の4第 3 項に基づき、4月25日以降については、重点措置区域に愛媛県を加え、緊急事態措置区域とされた東京都、京都府、大阪府及び兵庫県を重点措置区域から除外する変更を行うとともに、宮城県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を「令和3年4月5日から令和3年5月5日まで」から「令和3年4月5日から令和3年5月11日まで」、沖縄県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を「令和3年4月12日から令和3年5月5日まで」から「令和3年4月 12 日から令和3年5月11日まで」と変更し、愛媛県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年4月25日から令和3年5月11日までの 17日間とする旨の公示を行った。

令和3年5月7日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、大都市部を中心に新規陽性者数が高い水準にあり、医療提供体制のひっ迫も見られることなどから、5月12 日以降については、法第 32 条第3項に基づき、緊急事態措置区域として東京都、京都府、大阪府及び兵庫県に加え、愛知県及び福岡県を追加する変更を行うとともに、これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年5月31日まで延長することとした。

また、同じく令和3年5月7日には、5月9日以降については、法第 31 条の4第 3 項に基づき、重点措置区域に北海道、岐阜県及び三重県を加え、5月12日以降については、宮城県を除外する変更を行うとともに、北海道、岐阜県及び三重県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年5月9日から令和3年5月31日までの 23日間とし、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛媛県及び沖縄県に

においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年5月31日まで延長する旨の公示を行った。

令和3年5月14日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、感染が急速に拡大している地域があり、医療提供体制のひっ迫も見られることなどから、5月16日以降については、法第32条第3項に基づき、緊急事態措置区域として東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県に加え、令和3年5月31日までの期間において、北海道、岡山県及び広島県を追加する変更を行った。

また、同じく令和3年5月14日には、5月16日以降については、法第31条の4第3項に基づき、重点措置区域から北海道を除外し、重点措置区域に埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、三重県、愛媛県及び沖縄県に加え、群馬県、石川県及び熊本県を追加する変更を行うとともに、群馬県、石川県及び熊本県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年5月16日から令和3年6月13日までの29日間とする旨の公示を行った。

令和3年5月21日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、感染が急速に拡大している地域があり、医療提供体制のひっ迫も見られることなどから、5月23日以降については、法第32条第3項に基づき、緊急事態措置区域として北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県及び福岡県に加え、沖縄県を追加する変更を行うとともに、沖縄県において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年5月23日から令和3年6月20日までの29日間とする変更を行った。

また、同じく令和3年5月21日には、5月23日以降については、法第31条の4第3項に基づき、重点措置区域から愛媛県及び沖縄県を除外する旨の公示を行った。

令和3年5月28日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、新規陽性者数が依然として高い水準にあり、医療提供体制のひっ迫も見られることなどから、法第32条第3項に基づき、北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県及び福岡県において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年6月20日まで延長することとした。

また、同じく令和3年5月28日には、第31条の4第3項に基づき、埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県及び三重県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年6月20日まで延長する旨の公示を行った。

令和3年6月10日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、群馬県、石川県及び熊本県について、まん延防止等重点措置を実施すべき期間とされている6月13日をもってまん延防止等重点措置を終了する旨の公示を行った。

令和3年6月17日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、法第32条第3項に基づき、新規陽性者数の減少及び医療提供体制等への負荷の軽減が見られる、北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県及び福岡県について、緊急事態措置を実施すべき期間とされている6月20日をもって緊急事態措置区域から除外し、緊急事態措置区域を沖縄県のみに変更するとともに、沖縄県において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年7月11日まで延長することとした。

また、重点措置区域については、同じく令和3年6月17日に、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、岐阜県及び三重県について、まん延防止等重

点措置を実施すべき期間とされている6月20日をもってまん延防止等重点措置を終了する旨の公示を行うとともに、法第31条の4第3項に基づき、6月21日以降については、従前、緊急事態措置区域とされていた北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県を追加する変更を行い、また、これらの都道府県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年6月21日から令和3年7月11日までの21日間とし、埼玉県、千葉県及び神奈川県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年7月11日まで延長する旨の公示を行った。

令和3年7月8日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、新規陽性者数が高い水準にあり、増加傾向が見られることなどから、7月12日以降については、法第32条第3項に基づき、緊急事態措置区域として、東京都を追加する変更を行うとともに、東京都において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年7月12日から令和3年8月22日までの42日間とし、沖縄県については、新規陽性者数が依然として高い水準にあり、医療提供体制のひっ迫も見られることなどから、緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年8月22日まで延長することとした。

また、重点措置区域について、同じく令和3年7月8日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、北海道、東京都、愛知県、京都府、兵庫県及び福岡県について、まん延防止等重点措置を実施すべき期間とされている7月11日をもってまん延防止等重点措置を終了する旨の公示を行うとともに、法第31条の4第3項に基づき、埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年8月22日まで延長する旨の公示を行った。

令和3年7月30日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、新規陽性者数が高い水準にあり、その増加傾向が著しい地域が見られることなどから、8月2日以降については、法第32条第3項に基づき、緊急事態措置区域として東京都及び沖縄県に加え、埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府を追加する変更を行うとともに、東京都及び沖縄県において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年8月31日まで延長し、埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年8月2日から令和3年8月31日までの30日間とすることとした。

また、同じく令和3年7月30日には、8月2日以降については、法第31条の4第3項に基づき、重点措置区域から埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府を除外し、北海道、石川県、京都府、兵庫県及び福岡県を追加する変更を行い、これらの道府県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年8月2日から令和3年8月31日までの30日間とする旨の公示を行った。

令和3年8月5日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、8月8日以降については、法第31条の4第3項に基づき、重点措置区域に福島県、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、愛知県、滋賀県及び熊本県を加える変更を行うとともに、これらの県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年8月8日から令和3年8月31日までの24日間とする旨の公示を行った。

なお、ワクチン接種が進捗する中で、医療提供体制への負荷の改善等が見られ、緊急事態措置またはまん延防止等重点措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、期間内であっても措置を解除することとした。

令和3年8月17日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、新規陽性者数が急速に増加し、公衆衛生体制・医療提供体制が首都圏を中心に非常に厳しくなっていることなどから、8月20日以降については、法第32条第3項に基づき、緊急事態措置区域として埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府及び沖縄県に加え、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県及び福岡県を追加する変更を行うとともに、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府及び沖縄県において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年9月12日まで延長し、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県及び福岡県において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年8月20日から令和3年9月12日までの24日間とすることとした。

また、同じく令和3年8月17日には、8月20日以降については、法第31条の4第3項に基づき、重点措置区域から茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県及び福岡県を除外し、宮城県、富山県、山梨県、岐阜県、三重県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県及び鹿児島県を追加する変更を行うとともに、北海道、福島県、石川県、愛知県、滋賀県及び熊本県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年9月12日まで延長し、宮城県、富山県、山梨県、岐阜県、三重県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県及び鹿児島県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年8月20日から令和3年9月12日までの24日間とする旨の公示を行った。

令和3年8月25日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、新規陽性者数が過去最大の水準を更新し続けており、その増加傾向が著しい地域が見られることなどから、8月27日以降については、法第32条第3項に基づき、緊急事態措置区域として茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県及び沖縄県に加え、北海道、宮城県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、岡山県及び広島県を追加する変更を行うとともに、北海道、宮城県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、岡山県及び広島県において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年8月27日から令和3年9月12日までの17日間とすることとした。

また、同じく令和3年8月25日には、8月27日以降については、法第31条の4第3項に基づき、重点措置区域から北海道、宮城県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、岡山県及び広島県を除外し、高知県、佐賀県、長崎県及び宮崎県を追加する変更を行うとともに、高知県、佐賀県、長崎県及び宮崎県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年8月27日から令和3年9月12日までの17日間とする旨の公示を行った。

令和3年9月9日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、法第32条第3項に基づき、新規陽性者数の減少及び医療提供体制等への負荷の軽減が見られる、宮城県及び岡山県について、緊急事態措置を実施すべき期間とされている9月12日をもって緊急事態措置区域から除外し、緊急事態措置区域を北海道、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県及び沖縄県に変更するとともに、北海道、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県及び沖縄県において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年9月30日まで延長することとした。

また、重点措置区域について、同じく令和3年9月9日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生

体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、富山県、山梨県、愛媛県、高知県、佐賀県及び長崎県について、まん延防止等重点措置を実施すべき期間とされている9月12日をもってまん延防止等重点措置を終了する旨の公示を行うとともに、法第31条の4第3項に基づき、9月13日以降については、従前、緊急事態措置区域とされていた宮城県及び岡山県を追加する変更を行い、また、これらの県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年9月13日から令和3年9月30日までの18日間とし、福島県、石川県、香川県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年9月30日まで延長する旨の公示を行った。

令和3年9月28日に、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、全ての都道府県が緊急事態措置区域に該当しないこととなったため、緊急事態措置を実施すべき期間とされている9月30日をもって緊急事態措置を終了した。

また、重点措置区域についても、同じく令和3年9月28日に、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、宮城県、福島県、石川県、岡山県、香川県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県について、まん延防止等重点措置を実施すべき期間とされている9月30日をもってまん延防止等重点措置を終了する旨の公示を行った。

今後、ワクチン接種を一層進捗させ、医療供給体制をもう一段整備し、感染拡大に対する社会の耐性を高めながら、感染対策と日常生活を両立させることを基本として、政策を展開していくこととする。また、感染の再拡大が見られる場合には、速やかに効果的で強い感染対策等を講じるものとする。

本指針は、国民の生命を守るため、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況を的確に把握し、政府や地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が気持ちを一つにして、新型コロナウイルス感染症対策をさらに進めていくため、今後講じるべき対策を現時点で整理し、対策を実施するに当たって準拠となるべき統一的指針を示すものである。

－ 新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実我が国においては、令和2年1月15日に最初の感染者が確認された後、令和3年9月26日までに、合計1,690,496人の感染者、17,475人の死亡者が確認されている。

令和2年4月から5月にかけての緊急事態宣言下において、東京都、大阪府、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、兵庫県及び福岡県の13都道府県については、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要があったことから、本対処方針において特定都道府県(緊急事態宣言の対象区域に属する都道府県)の中でも「特定警戒都道府県」と位置付けて対策を促してきた。

また、これら特定警戒都道府県以外の県についても、都市部からの人の移動等によりクラスターが都市部以外の地域でも発生し、感染拡大の傾向が見られ、そのような地域においては、医療提供体制が十分に整っていない場合も多いことや、全都道府県が足並みをそろえた取組が行われる必要があったことなどから、全ての都道府県について緊急事態措置区域として感染拡大の防止に向けた対策を促してきた。

その後、5月1日及び4日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議(以下「専門家会議」という。)の見解を踏まえ、引き続き、それまでの枠組みを維持し、全ての都道府県について緊急事態措置区域(特定警戒都道府県は前記の13都道府県とする。)として感染拡大の防止に向けた取組を進めてきた。

その結果、全国的に新規報告数の減少が見られ、また、新型コロナウイルス感染症に係る重症者数も減少傾向にあることが確認され、さらに、病床等の確保も進み、医療提供体制のひっ迫の状況も改善されてきた。

5月14日には、その時点における感染状況等の分析・評価を行い、総合的に判断したところ、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県の8都道府県については、引き続き特定警戒都道府県として、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていくこととなった。

また、5月21日には、同様に、分析・評価を行い、総合的に判断したところ、北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の5都道県については、引き続き特定警戒都道府県として、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要があった。

その後、5月25日に改めて感染状況の変化等について分析・評価を行い、総合的に判断したところ、全ての都道府県が緊急事態措置区域に該当しないこととなったため、同日、緊急事態解除宣言が発出された。

緊急事態宣言解除後、主として7月から8月にかけて、特に大都市部の歓楽街における接待を伴う飲食店を中心に感染が広がり、その後、周辺地域、地方や家庭・職場などに伝播し、全国的な感染拡大につながっていった。

この感染拡大については、政府及び都道府県、保健所設置市、特別区(以下「都道府県等」という。)が連携し、大都市の歓楽街の接待を伴う飲食店等、エリア・業種等の対象を絞った上で、重点的なPCR検査の実施や営業時間短縮要請など、メリハリの効いた対策を講じることにより、新規報告数は減少に転じた。

また、8月7日の新型コロナウイルス感染症対策分科会(以下「分科会」という。)においては、今後想定される感染状況に応じたステージの分類を行うとともに、ステージを判断するための指標(以下「ステージ判断の指標」という。)及び各ステージにおいて講じるべき施策が提言された。その後、2度の緊急事態宣言の経験を通じ、感染の早期探知のための指標及びステージ判断における、より的確な評価方法が明らかになってきたことを踏まえ、令和3年4月15日の分科会提言において、感染の再拡大防止に向けて、感染の予兆を早期に探知するため、ステージ判断の指標等の精緻化及び補強が行われた。

この提言を踏まえ、今後、緊急事態宣言の発出及び解除(緊急事態措置区域の追加及び除外を含む。)の判断に当たっては、以下を基本として判断することとする。その際、「ステージ判断の指標」は、提言において、あくまで目安であり、これらの指標をもって機械的に判断するのではなく、政府や都道府県はこれらの指標を総合的に判断すべきとされていることに留意する。また、緊急事態措置区域を定めるに当たっては、都道府県間の社会経済的なつながり等を考慮する。

(緊急事態宣言発出の考え方)

国内での感染拡大及び医療提供体制・公衆衛生体制のひっ迫の状況(特に、分科会提言におけるステージIV相当の対策が必要な地域の状況等)を踏まえて、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるか否かについて、政府対策本部長が新型インフルエンザ等対策推進会議基本的対処方針分科会(以下「基本的対処方針分科会」という。)の意見を十分踏まえた上で総合的に判断する。

(緊急事態宣言解除の考え方)

国内での感染及び医療提供体制・公衆衛生体制のひっ迫の状況(特に、緊急事態措置区域が、分科会提言におけるステージⅢ相当の対策が必要な地域になっているか等)を踏まえて、政府対策本部長が基本的対処方針分科会の意見を十分踏まえた上で、変異株が拡大する中で、より慎重に総合的に判断する。なお、緊急事態宣言の解除後の対策の緩和については段階的に行い、必要な対策はステージⅡ相当以下に下がるまで続ける。

令和2年8月28日には政府対策本部において、「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」がとりまとめられ、重症化するリスクが高い高齢者や基礎疾患がある者への感染防止を徹底するとともに、医療資源を重症者に重点化すること、また、季節性インフルエンザの流行期に備え、検査体制、医療提供体制を確保・拡充することとなった。

夏以降、減少に転じた新規報告数は、10月末以降増加傾向となり、11月以降その傾向が強まっていたことから、クラスター発生時の大規模・集中的な検査の実施による感染の封じ込めや感染拡大時の保健所支援の広域調整等、政府と都道府県等が密接に連携しながら、対策を講じていった。また、10月23日の分科会においては、「感染リスクが高まる「5つの場面」」を回避することや、「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を周知することなどの提言がなされた。12月には首都圏を中心に新規報告数は過去最多の状況が継続し、医療提供体制がひっ迫している地域が見受けられた。

こうした感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況に鑑み、令和3年1月7日、政府対策本部長は、法第32条第1項に基づき、緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年1月8日から令和3年2月7日までの31日間とし、緊急事態措置区域を東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県とする緊急事態宣言を行った。

令和3年1月13日には、法第32条第3項に基づき、緊急事態措置区域に栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県を加える変更を行った。

令和3年2月2日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、2月8日以降については、法第32条第3項に基づき、緊急事態措置区域を埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県の10都府県に変更するとともに、これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年3月7日まで延長した。

令和3年2月26日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、3月1日以降については、法第32条第3項に基づき、緊急事態措置区域を埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の4都県に変更することとした。

令和3年3月5日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、法第32条第3項に基づき、引き続き埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の4都県を緊急事態措置区域とし、これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年3月21日まで延長することとした。

令和3年3月18日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、全ての都道府県が緊急事態措置区域に該当しないこととなったため、緊急事態措置を実施すべき期間とされている3月21日をもって緊急事態措置を終了することとした。

また、3月18日、政府対策本部において、「緊急事態宣言解除後の対応」がとりまとめられ、社会経済活動を継続しつつ、再度の感染拡大を防止し、重症者・死亡者の発生を可能な限り抑制するための取組を進めていくこととなった。

令和3年2月3日に成立した新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律(令和3年法律第5号)の施行(以下「改正法の施行」という。)を踏まえ、まん延防止等重点措置の実施及び終了の判断に当たっては、以下を基本として判断する。その際、「ステージ判断の指標」は、分科会提言において、あくまで目安であり、これらの指標をもって機械的に判断するのではなく、政府や都道府県はこれらの指標を総合的に判断すべきとされていることに留意する。また、提言において示された「早期探知のための指標」等も活用し、感染拡大の予兆を早期に探知し、まん延防止等重点措置を含む様々な強い感染対策等を早期に講じるものとする。

(まん延防止等重点措置の実施の考え方)

都道府県の特定の区域において感染が拡大し、当該都道府県全域に感染が拡大するおそれがあり、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生ずるおそれがあると認められる事態が発生していること(特に、分科会提言におけるステージⅢ相当の対策が必要な地域の状況になっている等)を踏まえ、政府対策本部長が基本的対処方針分科会の意見を十分踏まえた上で総合的に判断する。また、都道府県がステージⅡ相当の対策が必要な地域においても、当該都道府県の特定の区域において感染が急速に拡大し、都道府県全域に感染が拡大するおそれがあると認められる場合や、都道府県がステージⅢ相当の対策が必要な地域において、感染が減少傾向であっても、当該都道府県の特定の区域において感染水準が高い又は感染が拡大しているなど、感染の再拡大を防ぐ必要性が高い場合に、政府対策本部が基本的対処方針分科会の意見を十分踏まえた上で総合的に判断する。

(まん延防止等重点措置の終了の考え方)

都道府県の感染及び医療提供体制・公衆衛生体制のひっ迫の状況(特に、まん延防止等重点措置を実施している区域の感染状況が、都道府県全域に感染を拡大させるおそれがない水準か等)を踏まえて、政府対策本部が基本的対処方針分科会の意見を十分踏まえた上で総合的に判断する。

令和3年4月1日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、感染の再拡大を防止する必要性が高いこと等から、法第31条の4第1項に基づき、まん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年4月5日から令和3年5月5日までの31日間とし、重点措置区域を宮城県、大阪府及び兵庫県とする公示を行った。

令和3年4月9日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、4月12日以降については、法第31条の4第3項に基づき、重点措置区域に東京都、京都府及び沖縄県を加える変更を行うとともに、東京都におけるまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年4月12日から令和3年5月11日までの30日間とし、京都府及び沖縄県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年4月12日から令和3年5月5日までの24日間とする旨の公示を行った。

令和3年4月16日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、4月20日以降については、法第31条の4第3項に基づき、重点措置区域に埼玉

県、千葉県、神奈川県及び愛知県を加える変更を行うとともに、埼玉県、千葉県、神奈川県及び愛知県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年4月20日から令和3年5月11日までの22日間とする旨の公示を行った。

その後、令和3年4月23日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、政府対策本部長は、法第32条第1項に基づき、緊急事態宣言を行った。緊急事態措置を実施すべき期間は令和3年4月25日から令和3年5月11日までの17日間であり、緊急事態措置区域は東京都、京都府、大阪府及び兵庫県とした。

また、同じく令和3年4月23日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、法第31条の4第3項に基づき、4月25日以降については、重点措置区域に愛媛県を加え、緊急事態措置区域とされた東京都、京都府、大阪府及び兵庫県を重点措置区域から除外する変更を行うとともに、宮城県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を「令和3年4月5日から令和3年5月5日まで」から「令和3年4月5日から令和3年5月11日まで」、沖縄県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を「令和3年4月12日から令和3年5月5日まで」から「令和3年4月12日から令和3年5月11日まで」と変更し、愛媛県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年4月25日から令和3年5月11日まで17日間とする旨の公示を行った。

令和3年5月7日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、5月12日以降については、法第32条第3項に基づき、緊急事態措置区域として東京都、京都府、大阪府及び兵庫県に加え、愛知県及び福岡県を追加する変更を行うとともに、これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年5月31日まで延長することとした。

また、同じく令和3年5月7日には、5月9日以降については、法第31条の4第3項に基づき、重点措置区域に北海道、岐阜県及び三重県を加え、5月12日以降については、宮城県を除外する変更を行うとともに、北海道、岐阜県及び三重県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年5月9日から令和3年5月31日までの23日間とし、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛媛県及び沖縄県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年5月31日まで延長する旨の公示を行った。

令和3年5月14日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、5月16日以降については、法第32条第3項に基づき、緊急事態措置区域として東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県に加え、令和3年5月31日までの期間において、北海道、岡山県及び広島県を追加する変更を行った。

また、同じく令和3年5月14日には、5月16日以降については、法第31条の4第3項に基づき、重点措置区域から北海道を除外し、重点措置区域に埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、三重県、愛媛県及び沖縄県に加え、群馬県、石川県及び熊本県を追加する変更を行うとともに、群馬県、石川県及び熊本県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年5月16日から令和3年6月13日までの29日間とする旨の公示を行った。

令和3年5月21日に、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、5月23日以降については、法第32条第3項に基づき、緊急事態措置区域として北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県及び福岡県に加え、沖縄県を追加する変更を行うとともに、沖縄県において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年5月23日から

令和3年6月20日までの29日間とする変更を行った。

また、同じく令和3年5月21日に、5月23日以降については、法第31条の4第3項に基づき、重点措置区域から愛媛県及び沖縄県を除外する旨の公示を行った。

令和3年5月28日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、法第32条第3項に基づき、北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県及び福岡県において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年6月20日まで延長することとした。

また、同じく令和3年5月28日には、第31条の4第3項に基づき、埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県及び三重県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年6月20日まで延長する旨の公示を行った。令和3年6月10日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、群馬県、石川県及び熊本県について、まん延防止等重点措置を実施すべき期間とされている6月13日をもってまん延防止等重点措置を終了する旨の公示を行った。

令和3年6月17日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、法第32条第3項に基づき、北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県及び福岡県について、緊急事態措置を実施すべき期間とされている6月20日をもって緊急事態措置区域から除外し、緊急事態措置区域を沖縄県のみに変更するとともに、沖縄県において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年7月11日まで延長することとした。

また、重点措置区域については、同じく令和3年6月17日に、岐阜県及び三重県について、まん延防止等重点措置を実施すべき期間とされている6月20日をもってまん延防止等重点措置を終了する旨の公示を行うとともに、法第31条の4第3項に基づき、6月21日以降については、従前、緊急事態措置区域とされていた北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県を追加する変更を行い、また、これらの都道府県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年6月21日から令和3年7月11日までの21日間とし、埼玉県、千葉県及び神奈川県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年7月11日まで延長する旨の公示を行った。

また、同日の政府対策本部において、「令和3年6月21日以降の取組」がとりまとめられ、感染の再拡大を防止するため、ワクチン接種の円滑化・加速化をはじめ効果的な対策を総合的に進めていくこととなった。

令和3年7月8日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、7月12日以降については、法第32条第3項に基づき、緊急事態措置区域として、東京都を追加する変更を行うとともに、東京都において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年7月12日から令和3年8月22日までの42日間とし、沖縄県については、緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年8月22日まで延長することとした。また、重点措置区域について、同じく令和3年7月8日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、北海道、東京都、愛知県、京都府、兵庫県及び福岡県について、まん延防止等重点措置を実施すべき期間とされている7月11日をもってまん延防止等重点措置を終了する旨の公示を行うとともに、法第31条の4第3項に基づき、埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年8月22日まで延長する旨の公示を行った。

令和3年7月30日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、8月2日以降については、法第32条第3項に基づき、緊急事態措置区域として東京都及び沖縄県に加え、埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府を追加する変更を行うとともに、東京都及び沖縄県において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年8月31日まで延長し、埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年8月2日から令和3年8月31日までの30日間とすることとした。

また、同じく令和3年7月30日には、8月2日以降については、法第31条の4第3項に基づき、重点措置区域から埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府を除外し、北海道、石川県、京都府、兵庫県及び福岡県を追加する変更を行い、これらの道府県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年8月2日から令和3年8月31日までの30日間とする旨の公示を行った。

令和3年8月5日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、8月8日以降については、法第31条の4第3項に基づき、重点措置区域に福島県、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、愛知県、滋賀県及び熊本県を加える変更を行うとともに、これらの県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年8月8日から令和3年8月31日までの24日間とする旨の公示を行った。

令和3年8月17日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、8月20日以降については、法第32条第3項に基づき、緊急事態措置区域として埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府及び沖縄県に加え、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県及び福岡県を追加する変更を行うとともに、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府及び沖縄県において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年9月12日まで延長し、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県及び福岡県において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年8月20日から令和3年9月12日までの24日間とすることとした。また、同じく令和3年8月17日には、8月20日以降については、法第31条の4第3項に基づき、重点措置区域から茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県及び福岡県を除外し、宮城県、富山県、山梨県、岐阜県、三重県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県及び鹿児島県を追加する変更を行うとともに、北海道、福島県、石川県、愛知県、滋賀県及び熊本県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年9月12日まで延長し、宮城県、富山県、山梨県、岐阜県、三重県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県及び鹿児島県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年8月20日から令和3年9月12日までの24日間とする旨の公示を行った。

令和3年8月25日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、8月27日以降については、法第32条第3項に基づき、緊急事態措置区域として茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県及び沖縄県に加え、北海道、宮城県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、岡山県及び広島県を追加する変更を行うとともに、北海道、宮城県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、岡山県及び広島県において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年8月27日から令和3年9月12日までの17日間とすることとした。また、同じく令和3年8月25日には、8月27日以降については、法第31条の4第3項に基づき、重点措置区域から北海道、宮城県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、岡山県及び広島県を除外し、高知県、佐賀県、長崎県及び宮崎県を追加する変更を行うとともに、高知県、佐賀

県、長崎県及び宮崎県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年8月27日から令和3年9月12日までの17日間とする旨の公示を行った。令和3年9月8日の分科会提言においては、緊急事態措置等の解除について考える際には、ワクチン接種が進む中で、B.1.617.2系統の変異株(デルタ株)が主流となったこと等から、今まで以上に医療のひっ迫の状況を重視していくという考え方が示された。

令和3年9月9日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、法第32条第3項に基づき、宮城県及び岡山県について、緊急事態措置を実施すべき期間とされている9月12日をもって緊急事態措置区域から除外し、緊急事態措置区域を北海道、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県及び沖縄県に変更するとともに、北海道、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県及び沖縄県において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年9月30日まで延長することとした。また、重点措置区域について、同じく令和3年9月9日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、富山県、山梨県、愛媛県、高知県、佐賀県及び長崎県について、まん延防止等重点措置を実施すべき期間とされている9月12日をもってまん延防止等重点措置を終了する旨の公示を行うとともに、法第31条の4第3項に基づき、9月13日以降については、従前、緊急事態措置区域とされていた宮城県及び岡山県を追加する変更を行い、また、これらの県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年9月13日から令和3年9月30日までの18日間とし、福島県、石川県、香川県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年9月30日まで延長する旨の公示を行った。

令和3年9月28日に、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、緊急事態措置を実施すべき期間とされている9月30日をもって緊急事態措置を終了した。また、重点措置区域についても、同じく令和3年9月28日に、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、宮城県、福島県、石川県、岡山県、香川県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県について、まん延防止等重点措置を実施すべき期間とされている9月30日をもってまん延防止等重点措置を終了する旨の公示を行った。

新型コロナウイルス感染症については、以下のような特徴がある。

- ・ 新型コロナウイルス感染症と診断された人のうち、重症化する人の割合や死亡する人の割合は年齢によって異なり、高齢者は高く、若者は低い傾向にある。令和2年6月から8月に診断された人における重症化する割合や死亡する割合は1月から4月までと比べて低下している。重症化する人の割合は約1.6%(50歳代以下で0.3%、60歳代以上で8.5%)、死亡する人の割合は、約1.0%(50歳代以下で0.06%、60歳代以上で5.7%)となっている。
- ・ 重症化しやすいのは、高齢者と基礎疾患のある人、妊娠後期の妊婦である。重症化のリスクとなる基礎疾患には、慢性閉塞性肺疾患、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、心血管疾患、肥満がある。
- ・ 新型コロナウイルスに感染した人が他の人に感染させる可能性がある期間は、発症の2日前から発症後7日から10日間程度とされている。また、この期間のうち、発症の直前・直後で特にウイルス排出量が高くなると考えられている。新型コロナウイルス感染症と診断された人のうち、他の人に感染

させているのは2割以下で、多くの方は他の人に感染させていないと考えられている。

- ・ 新型コロナウイルス感染症は、主に飛沫感染や接触感染によって感染し、①密閉空間(換気の悪い密閉空間である)、②密集場所(多くの方が密集している)、③密接場面(互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる)という3つの条件(以下「三つの密」という。)の環境で感染リスクが高まる。このほか、飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間に及ぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わりといった場面でも感染が起きやすく、注意が必要である。

- ・ 新型コロナウイルス感染症を診断するための検査には、PCR検査、抗原定量検査、抗原定性検査等がある。新たな検査手法の開発により、検査の種類や症状に応じて、鼻咽頭ぬぐい液だけでなく、唾液や鼻腔ぬぐい液を使うことも可能になっている。なお、抗体検査は、過去に新型コロナウイルス感染症にかかったことがあるかを調べるものであるため、検査を受ける時点で感染しているかを調べる目的に使うことはできない。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の治療は、軽症の場合は経過観察のみで自然に軽快することが多く、必要な場合に解熱薬などの対症療法を行う。呼吸不全を伴う場合には、酸素投与やステロイド薬(炎症を抑える薬)・抗ウイルス薬の投与を行い、改善しない場合には人工呼吸器や体外式膜型人工肺(Extracorporeal membrane oxygenation:ECMO)等による集中治療を行うことがある。

- ・ 一般的にウイルスは増殖・流行を繰り返す中で少しずつ変異していくものであり、新型コロナウイルスも約 2 週間で一か所程度の速度でその塩基が変異していると考えられている。現在、新たな変異株が世界各地で確認されており、こうした新たな変異株に対して警戒を強めていく必要がある。国立感染症研究所では、こうした変異をリスク分析し、その評価に応じて、変異株を懸念される変異株(Variant of Concern:VOC)と注目すべき変異株(Variant of Interest:VOI)に分類している。国立感染症研究所によると、懸念される変異株は、B.1.1.7 系統の変異株(アルファ株)、B.1.351 系統の変異株(ベータ株)、P.1 系統の変異株(ガンマ株)、B.1.617.2 系統の変異株(デルタ株)がある。これらの変異株については、従来株よりも感染しやすい可能性がある(B.1.1.7 系統の変異株(アルファ株)は、実効再生産数の期待値が従来株の 1.32 倍と推定、診断時に肺炎以上の症状を有しているリスクが従来株の 1.4 倍(40-64 歳では 1.66 倍)と推定)。また、B.1.1.7 系統の変異株(アルファ株)や B.1.351 系統の変異株(ベータ株)、B.1.617.2 系統の変異株(デルタ株)については、重症化しやすい可能性も指摘されている。B.1.617.2 系統の変異株(デルタ株)については、B.1.1.7 系統の変異株(アルファ株)よりも感染しやすい可能性も示唆されている。また、B.1.351 系統の変異株(ベータ株)、P.1 系統の変異株(ガンマ株)、B.1.617.2 系統の変異株(デルタ株)は、従来株より、免疫やワクチンの効果を低下させる可能性が指摘されている。我が国では、B.1.1.7 系統の変異株(アルファ株)から B.1.617.2 系統の変異株(デルタ株)に、全国的にはほぼ置き換わったと考えられる。また、注目すべき変異株は、B.1.617.1 系統の変異株(カッパ株)がある。これら注目すべき変異株に対しては、その疫学的特性を分析し、引き続き、ゲノムサーベイランスを通じて実態を把握する必要があるとされている。国立感染症研究所によると、変異株であっても、個人の基本的な感染予防策としては、従来と同様に、特に「感染リスクが高まる「5つの場面」」など「三つの密」の回避、マスクの着用、手洗い等が有効であり、推奨されている。

- ・ 日本国内におけるウイルスの遺伝子的な特徴を調べた研究によると、令和2年1月から2月にかけて、中国武漢から日本国内に侵入した新型コロナウイルスは3月末から4月中旬に封じ込められた一方

で、その後、欧米経由で侵入した新型コロナウイルスが日本国内に拡散したものと考えられている。同年7月、8月の感染拡大は、検体全てが欧州系統から派生した2系統に集約されたものと考えられる。現時点では、国内感染は国内で広がったものが主流と考えられる。

・ また、ワクチンについては、これまでモデルナ社、アストラゼネカ社、ファイザー社及び武田薬品工業株式会社(ノババックス社から技術移管を受けて武田薬品が国内で生産及び流通を実施)からの供給を受けることについて契約締結に至っている。ワクチンの接種を円滑に実施するため、予防接種法(昭和23年法律第68号)の改正を行うとともに、分科会での議論経過等を踏まえ、内閣官房及び厚生労働省において令和3年2月9日に「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について」(以下「ワクチン接種について」という。)をとりまとめた。その後、2月14日にはファイザー社のワクチンが薬事承認され、厚生科学審議会等を経て、2月17日に医療従事者向けの先行接種を開始し、4月12日より高齢者への接種を開始した。また、5月21日にはアストラゼネカ社及びモデルナ社のワクチンが薬事承認された。その後、厚生科学審議会において議論を行い、モデルナ社のワクチンについて、予防接種で使用するワクチンに追加することとなり、5月24日開設の自衛隊大規模接種センター等での接種を開始するとともに、6月21日より職域接種が本格的に開始された。アストラゼネカ社のワクチンについては、厚生科学審議会を経て、8月3日より予防接種法上の接種に位置付け、原則として40歳以上を対象として接種を行えるようになった。

・ さらに、ワクチンについては、発症予防、重症化予防とともに、感染予防効果を示唆する報告もある。また、国内でワクチンの接種が進む中、新規感染者数に占める高齢者の割合が低い水準となるなど、ワクチンの効果が示唆されている。

・ 新型コロナウイルス感染症による日本での経済的な影響を調べた研究では、クレジットカードの支出額によれば、人との接触が多い業態や在宅勤務(テレワーク)の実施が困難な業態は、令和2年3月以降、売り上げがより大きく減少しており、影響を受けやすい業態であったことが示されている。また、同年4～6月期の国内総生産(GDP)は実質で前期比7.9%減、年率換算で28.1%減を記録した。

二 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

- ① これまでの感染拡大期の経験や国内外の様々な研究等の知見を踏まえ、より効果的な感染防止策等を講じていく。また、都道府県は、B.1.617.2系統の変異株(デルタ株)に、全国的にほぼ置き換わったと考えられること等を踏まえ、地域の感染状況等に応じて、機動的に対策の強化を図るものとする。
- ② 緊急事態措置区域においては、感染拡大の主な起点となっている飲食の場面に対する対策の強化を図るとともに、B.1.617.2系統の変異株(デルタ株)に、全国的にほぼ置き換わったと考えられること等を踏まえ、人と人の接触機会を減らすために、人の流れを抑制するための取組を行う、積極的な検査戦略を実施するなど、徹底した感染防止策に取り組む。
- ③ 「令和3年6月21日以降の取組」を踏まえ、社会経済活動を継続しつつ、再度の感染拡大を防止し、重症者・死亡者の発生を可能な限り抑制するため、ワクチン接種の円滑化・加速化をはじめ、飲食対策の徹底・人流の抑制、検査・サーベイランスの強化、水際対策を含む変異株対策、医療提供体制等の一層の確保等の取組を総合的に進めていく。

- ④ 緊急事態措置区域から除外された地域(重点措置区域及び重点措置区域以外の地域の双方を含む。)においては、感染の早期の再拡大を防止する観点から、対策の緩和については段階的に行い、必要な対策はステージⅡ相当以下に下がるまで継続する。感染の再拡大が見られる場合には、速やかに効果的で強い感染対策等を講じる。
- ⑤ 重点措置区域においては、都道府県が定める期間、区域等において、飲食を伴うものなど感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面等に効果的な対策を徹底する。特に、B.1.617.2 系統の変異株(デルタ株)に、全国的にはほぼ置き換わったと考えられること等を踏まえ、本対処方針に定められた徹底した感染防止策に取り組む。
- ⑥ その他の感染の再拡大が認められる地域では、政府と都道府県が密接に連携しながら、重点的・集中的なPCR検査や営業時間短縮要請等を実施するとともに、まん延防止等重点措置を機動的に活用するなど、速やかに効果的で強い感染対策等を講じる。
- ⑦ 感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着や「感染リスクが高まる「5つの場面」」を回避すること等を促すとともに、事業者及び関係団体に対して、業種別ガイドライン等の実践と科学的知見等に基づく進化を促していく。特に、B.1.617.2 系統の変異株(デルタ株)により、依然として多くの感染が発生していること等を踏まえ、業種別ガイドラインの改訂を行うことを促す。
- ⑧ 的確な感染防止策及び経済・雇用対策により、感染拡大の防止と社会経済活動の維持との両立を持続的に可能としていく。
- ⑨ 新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすため、迅速なワクチンの接種を進める。
- ⑩ 緊急事態措置区域及び重点措置区域においては、医療のひっ迫する状況を回避できるよう、臨時の医療施設等の活用も含め医療提供体制等の確保に全力をあげて取り組む。その他の地域も併せ、「相談・受診・検査」～「療養先調整・移送」～「転退院・解除」まで、一連の患者対応が目詰まりなく行われ、病床・宿泊療養施設が最大限活用されるよう留意しつつ、感染拡大時に確実に機能する医療提供体制を整備する。また、積極的な検査戦略を実施する。
- ⑪ 令和3年9月3日にとりまとめられた分科会の考え方及び令和3年9月9日に政府対策本部においてとりまとめられた「ワクチン接種が進む中における日常生活回復に向けた考え方」を受け、ワクチン接種の進捗状況を踏まえ、緊急事態措置区域等における行動制限の縮小・見直し等について、「ワクチン・検査パッケージ」の技術実証や地方公共団体や事業者等との議論を含め国民的議論を進め、具体化を進める。技術実証に際しては、行動制限の緩和については特例的に取り扱う。

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(1)情報提供・共有

- ① 政府は、地方公共団体と連携しつつ、以下の点について、国民の共感が得られるようなメッセージを発出するとともに、状況の変化に即応した情報提供や呼びかけを行い、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応をお願いする。
 - ・ 発生状況や患者の病態等の臨床情報等の正確な情報提供。
 - ・ 国民に分かりやすい疫学解析情報の提供。
 - ・ 医療提供体制及び検査体制に関する分かりやすい形での情報の提供。特に、感染状況が悪化

- し、医療提供体制がひっ迫した場合には、その影響を具体的に分かりやすい形で示すこと。
- ・ 変異株についての正確で分かりやすい情報の提供。
 - ・ 「三つの密」の回避や、「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の徹底等、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着に向けた周知。
 - ・ 室内で「三つの密」を避けること。特に、日常生活及び職場において、人混みや近距離での会話、多数の者が集まり室内において大きな声を出すことや歌うこと、呼気が激しくなるような運動を行うことを避けるように強く促すこと。
 - ・ 令和2年10月23日の分科会で示された、「感染リスクが高まる「5つの場面」(飲酒を伴う懇親会やマスクなしでの会話など)や、「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」(なるべく普段一緒にいる人と少人数、席の配置は斜め向かい、会話の時はマスク着用等)の周知。
 - ・ マスクに係る日本産業規格(JIS)の制定も踏まえつつ、ウイルス捕集効率や着用場面等に応じた不織布マスク等の感染予防策の効果や隙間が出来ないような着用方法の周知。
 - ・ 大型連休、お盆、長期休暇等、人の移動が活発化する時期に際して、感染が拡大している地域との往来に関する自粛の要請を含め、感染状況に応じて、必要な注意喚起や呼びかけを行うこと。
 - ・ 業種別ガイドライン等の実践。特に、飲食店等について、業種別ガイドラインを遵守している飲食店等を利用するよう、促すこと。
 - ・ 風邪症状等体調不良が見られる場合の休暇取得、学校の欠席、外出自粛等の呼びかけ。
 - ・ 感染リスクを下げるため、医療機関を受診する時は、あらかじめ厚生労働省が定める方法による必要があることの周知。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の考え方を分かりやすく周知すること。
 - ・ 感染者・濃厚接触者や、診療に携わった医療機関・医療関係者その他の対策に携わった方々に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないことの呼びかけ。
 - ・ 従業員及び学生の健康管理や感染対策の徹底についての周知。
 - ・ 国民の落ち着いた対応(不要不急の帰省や旅行など都道府県をまたいだ移動の自粛等や商店への殺到の回避及び買い占めの防止)の呼びかけ。
 - ・ 接触確認アプリ(COVID-19 Contact-Confirming Application: COCOA)のインストールを呼びかけるとともに、陽性者との接触があった旨の通知があった場合における適切な機関への受診の相談や陽性者と診断された場合における登録の必要性についての周知。併せて、地域独自の二次元バーコード(以下「QRコード」という。)等による追跡システムの利用の呼びかけ。
- ② 政府は、広報担当官を中心に、官邸のウェブサイトにおいて厚生労働省等関係省庁のウェブサイトへのリンクを紹介するなどして有機的に連携させ、かつ、ソーシャルネットワークサービス(SNS)等の媒体も積極的に活用することで、迅速かつ積極的に国民等への情報発信を行う。
 - ③ 政府は、民間企業等とも協力して、情報が必ずしも届いていない層に十分な情報が行き届くよう、丁寧な情報発信を行う。
 - ④ 厚生労働省は、感染症やクラスターの発生状況について迅速に情報を公開する。
 - ⑤ 外務省は、全世界で感染が拡大していることを踏まえ、各国に滞在する邦人等への適切な情報提供、支援を行う。

- ⑥ 政府は、検疫所からの情報提供に加え、企業等の海外出張又は長期の海外滞在のある事業所、留学や旅行機会の多い大学等においても、帰国者への適切な情報提供を行い、渡航の是非の判断・確認や、帰国者に対する14日間の外出自粛の要請等の必要な対策を講じるよう周知を図る。
- ⑦ 政府は、国民、在留外国人、外国人旅行者及び外国政府に対し、帰国時・入国時の手続や目的地までの交通手段の確保等について適切かつ迅速な情報提供を行い、国内でのまん延防止と風評対策につなげる。また、政府は、日本の感染対策や感染状況の十分な理解を醸成するよう、諸外国に対して情報発信に努める。
- ⑧ 地方公共団体は、政府との緊密な情報連携により、様々な手段により住民に対して地域の感染状況に応じたメッセージや注意喚起を行う。
- ⑨ 都道府県等は、厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査により得られた情報を分析し、今後の対策に資する知見をまとめて、国民に還元するよう努める。
- ⑩ 政府は、今般の新型コロナウイルス感染症に係る事態が行政文書の管理に関するガイドライン（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）に基づく「歴史的緊急事態」と判断されたことを踏まえた対応を行う。地方公共団体も、これに準じた対応に努める。

(2)サーベイランス・情報収集

- ① 感染の広がりを把握するために必要な検査を実施し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)第12条に基づく医師の届出等によりその実態を把握する。
- ② 厚生労働省及び都道府県等は、感染が拡大する傾向が見られる場合はそれを迅速に察知して的確に対応できるよう、戦略的サーベイランス体制を整えておく必要がある。また、感染拡大の防止と社会経済活動の維持との両立を進めるためにも感染状況を的確に把握できる体制をもつことが重要であるとの認識の下、地方衛生研究所や民間の検査機関等の関係機関における検査体制の一層の強化、地域の関係団体と連携した地域外来・検査センターの設置等を迅速に進めるとともに、新しい検査技術についても医療現場に迅速に導入する。都道府県は、医療機関等の関係機関により構成される会議体を設けること等により、民間の検査機関等の活用促進を含め、PCR検査等の実施体制の把握・調整等を図る。さらに、過去最大規模を上回る新規感染者数が生じた場合にも十分に検査ができるよう、厚生労働省及び都道府県等は連携して検査体制整備計画を見直し、通常最大時約29万件/日、緊急最大時約44万件/日の検査需要を見込んでいるところであり、これらの検査需要に十分対応できるだけの検体採取及び検査分析能力の確保を速やかに進める。特にPCR検査能力については、政府による財政的な支援などのもと、民間検査機関等を最大限活用しつつ、最大時約36万件/日の検査能力を速やかに確保する。さらに、厚生労働省は、PCR検査及び抗原検査の役割分担について検討・評価を行う。また、これらを踏まえ、検査が必要な者に、より迅速・円滑に検査を行い、感染が拡大している地域においては、医療・介護従事者、入院・入所者等関係者に対し、PCR検査等による幅広い検査の実施に向けて取組を進めるとともに、院内・施設内感染対策の強化を図る。感染拡大地域においては、保健所の判断を待たずに、医師による陽性者の同居家族などへの検査を促進する。また、軽度であっても症状が現れた場合に、早期に陽性者を発見することによって感染拡大を防止する観点から、政府は、

早期の受診と診療・検査医療機関での抗原簡易キット等を活用した迅速な検査を促す。さらに政府は、同様の観点から、医療機関や高齢者施設、保育所等において従事者等に毎日の健康状態を把握するための健康観察アプリも活用しつつ、迅速に検査を実施できるよう、都道府県と連携しつつ抗原簡易キット最大約 800 万回程度分を確保、配布しており、その適切な活用を図る。さらに、政府は、クラスターの大規模化及び医療のひっ迫を防ぐ観点から、健康観察アプリも活用し、医療機関との連携体制の確立を図りつつ、大学、専門学校、高校、特別支援学校等に対して、最大約 80 万回程度分の抗原簡易キットの配布を7月末に開始するとともに、中学校、小学校、幼稚園等に対しても、最大約 80 万回程度分の抗原簡易キットの配布を9月上旬に開始し、発熱等の症状がある場合には、自宅で休養することや、医療機関の受診を原則とした上で、直ちには医療機関を受診できない場合等において、教職員や速やかな帰宅が困難である等の事情のある児童生徒(小学校4年生以上)を対象として抗原簡易キットを活用した軽症状者(発熱、せき、のどの痛み等軽い症状を有する者をいう。以下同じ。)に対する迅速な検査を実施し、陽性者発見時には、幅広い接触者に対して、保健所の事務負担の軽減を図りつつ、迅速かつ機動的にPCR検査等を行政検査として実施する。また、職場においても、健康観察アプリも活用しつつ、軽症状者に対する抗原簡易キット等を活用した検査を実施するよう促すとともに、クラスターの発生が懸念される職場に関する重点的な取組を働きかけ、陽性者発見時には、幅広い接触者に対して、保健所の事務負担の軽減を図りつつ、迅速かつ機動的にPCR検査等を行政検査として実施する。これらの検査に用いる抗原簡易キットについては、迅速かつ適切に検査が実施されるよう、検体採取に関する注意点等を理解した職員等の管理下で検査を実施させる。さらに、政府は、抗原簡易キットを薬局で入手できるようにしたところであり、家庭で体調不良を感じる者等が医療機関への受診を迷う場合などに自ら検査を行えるようにする。また、政府は、緊急事態措置区域であった都道府県等と連携しつつ、再度の感染拡大の予兆や感染源を早期に探知するため、幅広いPCR検査等(モニタリング検査)やデータ分析を実施する。政府と都道府県等で協働して今後の感染拡大局面も見据えた準備を進めるため、厚生労働省は、財政的な支援をはじめ必要な支援を行い、都道府県等は、相談・検体採取・検査の一連のプロセスを通じた対策を実施する。また、社会経済活動の中で希望により受ける民間検査については、感染症法第 16 条の2に基づき、民間検査機関に精度管理や提携医療機関の決定等の協力を求めることなどにより環境整備を進めていく。

- ③ 厚生労働省は、感染症法第 12 条に基づく医師の届出とは別に、市中での感染状況を含め国内の流行状況等を把握するため、抗体保有状況に関する調査など有効なサーベイランスを実施する。また、いわゆる超過死亡については、新型コロナウイルス感染症における超過死亡を推計し、適切に把握する。国立感染症研究所における新型コロナウイルス検出方法等の検討や下水サーベイランスを活用した新型コロナ調査研究を支援するなど、引き続き、下水サーベイランス活用について検証を加速する。
- ④ 厚生労働省は、医療機関や保健所の事務負担の軽減を図りつつ、患者等に関する情報を関係者で迅速に共有するための情報把握・管理支援システム(Health Center Real-time Information-sharing System on COVID-19:HER-SYS)を活用し、都道府県別の陽性者数等の統計データの収集・分析を行うとともに、その結果を適宜公表し、より効果的・効率的な対策に活用していく。

- ⑤ 政府は、医療機関の空床状況や人工呼吸器・ECMOの保有・稼働状況等を迅速に把握する医療機関等情報支援システム(Gathering Medical Information System:G-MIS)を構築・運営し、医療提供状況やPCR検査等の実施状況等を一元的かつ即座に把握するとともに、都道府県等にも提供し、迅速な患者の受入調整等にも活用する。
- ⑥ 文部科学省及び厚生労働省は、学校等での集団発生の把握の強化を図る。
- ⑦ 厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症に関するいわゆる後遺症について、諸外国で報告もあることも踏まえ、調査・研究を進める。
- ⑧ 厚生労働省及び文部科学省は、国立感染症研究所・都道府県等・民間検査機関や大学等間の連携を一層促進し、B.1.617.2 系統の変異株(デルタ株)など変異株の動向を監視するためゲノム解析を継続する。都道府県等は、新たな懸念される変異株(Variant of Concern:VOC)事例が発生した場合には、積極的疫学調査の強化や幅広い関係者への検査を徹底する。これらの取組により、クラスターの迅速な封じ込めを図るとともに、社会全体での変異株の感染拡大の防止を図る。厚生労働省は、国立感染症研究所と連携して、新たな変異株に対して、引き続き、その疫学的特性を分析し、ゲノムサーベイランスを通じて実態を把握する。
- ⑨ 都道府県等は、感染症法第 12 条及び第 15 条に基づき、地方公共団体間での迅速な情報共有を行うとともに、都道府県は、分科会提言で示された「早期探知のための指標」等も参考に、県下の感染状況について、リスク評価を行う。
- ⑩ 遺伝子配列を分析するに当たり、公衆衛生対策を進めていく上で必要な情報を、国立感染症研究所において収集を行う。

(3)まん延防止

- 1)外出の自粛(後述する「4)職場への出勤等」を除く)特定都道府県は、法第 45 条第 1 項に基づき、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛について協力の要請を行うものとする。特に、B.1.617.2 系統の変異株(デルタ株)により、依然として多くの感染が発生していること等を踏まえ、混雑した場所等への外出の半減を住民に強かに呼びかける。また、20 時以降の不要不急の外出自粛、外出する必要がある場合にも、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動すること、及び感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えることについて、住民に徹底する。また、他の地域への感染拡大を防止する観点から、不要不急の帰省や旅行など都道府県間の移動は、極力控えるように促すとともに、どうしても避けられない場合は感染防止策の徹底とともに、出発前又は到着地での検査の勧奨等を進める。医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては外出の自粛要請の対象外とする。また、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人の距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策を徹底するとともに、あらゆる機会を捉えて、令和2年4月22日の専門家会議で示された「10 のポイント」、5月4日の専門家会議で示された「新しい生活様式の実践例」、10月23日の分科会で示された、「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を活用して住民に周知を行うものとする。また、特定都道府県は、人の流れの抑制につなげる観点から、地下鉄、バス等の交通事業者に対して、終電の繰上げや主要ターミナルにおける検温の実施等、必要な協力の依頼等を行うものとする。

また、事業者に対して、屋外照明(防犯対策上、必要なもの等を除く)の夜間消灯等、必要な協力の依頼等を行うものとする。

2)催物(イベント等)の開催制限

特定都道府県は、当該地域で開催される催物(イベント等)について、観客の広域的な移動や催物前後の活動などで生じる、催物に係る感染拡大リスクを抑制し、また、催物における感染防止対策等を徹底する観点などから、主催者等に対して、法第 24 条第9項に基づき、別途通知する目安を踏まえた規模要件等(人数上限 5,000人かつ収容率 50%等)を設定し、その要件に沿った開催の要請を行うとともに、開催を 21 時までとするよう要請を行うものとする。併せて、開催に当たっては、業種別ガイドラインの遵守の徹底や催物前後の「三つの密」及び飲食を回避するための方策を徹底するよう、主催者等に求めるものとする。また、スマートフォンを活用した接触確認アプリ(COCoA)について、検査の受診等保健所のサポートを早く受けられることやプライバシーに最大限配慮した仕組みであることを周知し、民間企業・団体等の幅広い協力を得て引き続き普及を促進する。

3)施設の使用制限等(前述の「2)催物(イベント等)の開催制限」、後述する「7)学校等の取扱い」を除く)

- ① 特定都道府県は、法第 45 条第2項等に基づき、感染リスクが高いと指摘されている飲食の場を避ける観点から、酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等(飲食業の許可を受けていないカラオケ店及び利用者による酒類の店内持込みを認めている飲食店を含む。酒類及びカラオケ設備の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む。)を取り止める場合を除く。)に対して休業要請を行うとともに、上記以外の飲食店(宅配・テイクアウトを除く。)に対して、営業時間の短縮(20 時までとする。)の要請を行うものとする。その際、改正法の施行により、命令、過料の規定が設けられたことを踏まえ、その手続に関しては、別途通知する手続に沿って行うことに留意しつつ、要請に応じている店舗との公平性を保つことができるよう、命令等の適切な運用を図るものとする。

特定都道府県は、人の流れを抑制する観点から、法第 24 条第9項に基づき、別途通知するところにより、飲食店店以外の新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令(平成 25 年政令第 122 号。以下「令」という。)第 11 条第1項各号に規定する施設のうち、多数の者が利用する施設で、建築物の床面積の合計が千平方メートルを超える施設に対して、営業時間の短縮(20 時までとする。)を要請するものとする。また、特定都道府県は、前述「2)催物(イベント等)の開催制限」の取扱いを踏まえ、法第 24 条第9項に基づき、別途通知する施設の管理者に対して、別途通知する目安を踏まえた規模要件等(人数上限 5,000 人かつ収容率 50%等)を設定し、その要件に沿った施設の使用及び 21 時までの開催を要請するものとする。

以上のほか、特定都道府県は、地域の感染状況等を踏まえ、都道府県知事の判断により、令第 11 条第1項各号に規定する施設のうち、多数の者が利用する施設に対する使用制限等を含めて、施設管理者等に対して必要な協力を要請できるものとする。その際、地域の感染状況等に応じて、新規陽性者数が増加又は高止まりしている場合には、都道府県が独自に行う協力要請の徹底等を行う一方、感染状況の改善が見られる場合には、都道府県が独自に行う協力要請を段階的に緩和し、効果的な取組を講じていくものとする。また、施設の使用制限の要請等を検討するに当たっては、地域の感染状況等に応じて、各都道府県知事が適切に判断するものとし、要請を行う

判断の考え方、必要性等について、対象となる事業者等への丁寧な説明に努めるものとする(前述「2)催物(イベント等)の開催制限」についても同じ。)。要請を行う場合は、あらかじめ政府と迅速に情報共有を行う。

特定都道府県は、法第 24 条第9項に基づき、事業者に対して、業種別ガイドラインを遵守するよう要請を行うものとする。また、地域の感染状況等に応じて、都道府県知事の判断により、法第 45 条第2項等に基づき、人数管理、人数制限、誘導等の「入場者の整理等」「入場者に対するマスクの着用の周知」「感染防止措置を実施しない者の入場の禁止」「会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置(飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等)」等、令第 12 条に規定される各措置について事業者に対して要請を行うものとする。

特定都道府県は、B.1.617.2 系統の変異株(デルタ株)により、依然として多くの感染が発生している中、法第 45 条第 2 項に基づき、大規模商業施設の管理者等に対し、「入場者の整理等」の要請を行うものとする。また、感染リスクが高い場面とされた(令和3年8月12日分科会)百貨店の地下の食品売り場等について、法第 24 条第 9 項に基づき、施設管理者等に対し、「入場者の整理等」の要請を行うものとする。なお、人が密集すること等を防ぐため、「入場者の整理等」を行う場合は、別途通知する取扱いを踏まえ、事業者に対して要請を行うとともに、事業者に対して、入場整理等の実施状況をホームページ等を通じて広く周知するよう働きかけるものとする。

以上の要請に当たっては、関係機関とも連携し、休業要請及び営業時間の短縮等を徹底するための対策・体制の更なる強化を行い、原則として全ての施設に対して実地に働きかけを行うとともに、当該取組について適切に情報発信を行う。その際、併せて、事業者に対して、業種別ガイドラインの遵守を働きかける。

特定都道府県は、法第 45 条第 1 項に基づき、路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動に対して必要な注意喚起や自粛の要請等を行うとともに、実地の呼びかけ等を強化するものとする。特定都道府県は、公立の施設等について、地域の感染状況等に応じて、措置期間における閉館や閉園等を検討するものとする。

- ② 政府は、地方創生臨時交付金に設けた「協力要請推進枠」により、営業時間短縮要請等と協力の支払いを行う都道府県を支援する。都道府県は、協力金支給に係る体制の強化等を図り、支給の迅速化に努めるとともに、政府は、早期給付の仕組みの積極的な活用を促す等、支給の迅速化に向けて必要な環境整備を図るものとする。
- ③ 事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、業種別ガイドライン等を実践するなど、自主的な感染防止のための取組を進める。その際、政府は、専門家の知見を踏まえ、関係団体等に必要な情報提供や助言等を行う。

4)職場への出勤等

- ① 政府及び特定都道府県は、事業者に対して、以下の取組を行うよう働きかけを行うものとする。
 - ・ 職場への出勤について、人の流れを抑制する観点から、在宅勤務(テレワーク)の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すこと。
 - ・ 20 時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、20 時以降の勤務を抑制すること。
 - ・ 職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強かに推進

すること。

- ・ 職場においては、感染防止のための取組(手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、軽症状者に対する抗原簡易キット等を活用した検査、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用、昼休みの時差取得、社員寮等の集団生活の場での対策等)や、「三つの密」及び「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を避ける行動を徹底するよう、実践例も活用しながら促すこと。特に職場での「居場所の切り替わり」(休憩室、更衣室、喫煙室等)に注意するよう周知すること。
 - ・ 感染防止策の徹底のため、二酸化炭素濃度測定器等の設置を支援するとともに、ビル管理者等に対して、換気の状態を二酸化炭素濃度測定器により確認する場合の留意点等を周知すること。
 - ・ さらに、職場や店舗等に関して、業種別ガイドライン等を実践するよう働きかけること。
 - ・ 高齢者や基礎疾患を有する者など重症化リスクのある労働者及び妊娠している労働者や同居家族にそうした者がいる労働者については、本人の申出等を踏まえ、テレワークや時差出勤等の感染予防のための就業上の配慮を行うこと。
 - ・ 別添に例示する国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「三つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染防止策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、業務を継続すること。
- ② 政府及び地方公共団体は、在宅勤務(テレワーク)、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を自ら進めるとともに、事業者に対して必要な支援等を行う。
- ③ 政府は、上記①に示された感染防止のための取組等を働きかけるため、特に留意すべき事項を提示し、事業場への訪問など事業者と接する機会等をとらせ、事業者自らが当該事項の遵守状況を確認するよう促す。また、遵守している事業者に、対策実施を宣言させるなど、感染防止のための取組が勧奨されるよう促す。さらに、経済団体に対し、在宅勤務(テレワーク)の活用等による出勤者数の7割削減の実施状況を各事業者が自ら積極的に公表し、取組を促進するよう要請するとともに、公表された情報の幅広い周知について、関連する事業者と連携して取り組む。

5) 高齢者施設等従業者の検査等

特定都道府県等は、感染多数地域の高齢者施設等の従業者等に対する検査の頻回実施や、面会に関する感染防止策の徹底(オンライン面会の活用等)、高齢者施設等や医療機関で感染が発生した場合における保健所による感染管理体制の評価や支援チームの派遣、検査の実施等による感染制御・業務継続支援の徹底を行うとともに、政府が行う、現役世代の感染拡大が懸念される場所、リスクのある現場等に対するモニタリング検査拡充への積極的な協力や、区域内の歓楽街等で陽性者が出た場合の重点的検査の実施を行うものとする。

6) 緊急事態宣言下における医療提供体制の確保等

- ① 特定都道府県等は、政府による医療人材の応援派遣の支援の要請や、感染急拡大時の時限的緊急避難としての不急の一般医療の制限も含め、新型コロナウイルス感染症対応に必要な病床・宿泊療養施設を速やかに確保するものとする。また、健康観察業務の業務委託等により、宿泊療養者・自宅療養者に対する健康管理体制を確保するものとする。さらに、入院・入所等の調整

が円滑に行われるよう、地域の実情を踏まえ、適切な運用を行う。

- ② 政府は、感染拡大が顕著な都道府県において、当該地域では対応困難な深刻な看護師不足が生じた場合、当該都道府県の要請を踏まえ、緊急的な看護師派遣に取り組むものとする。
- ③ 政府及び特定都道府県は、地域の資源を最大限活用して、診療所の役割強化(感染症対応能力の向上、自宅療養者・宿泊療養者への健康管理・医療的対応の拡大)を進めるとともに、現下の状況は災害医療的な対応が求められるとの認識の下、公的病院等でのコロナ対応の一層の取組、都道府県域を超えた重症患者の広域移送など、都道府県の病床・人材の確保に対する政府の支援を更に強化する。

7)学校等の取扱い

- ① 文部科学省は、学校設置者及び大学等に対して一律に臨時休業を求めるのではなく、地域の感染状況に応じた感染防止策の徹底を要請する。幼稚園、小学校、中学校、高等学校等については、子供の健やかな学びの保障や心身への影響の観点から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を要請する。また、大学等については、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応することを要請する(緊急事態措置区域においては、大学等の感染対策の徹底とともに、遠隔授業もより一層活用した学修者本位の授業の効果的な実施による学生等の学修機会の確保を図る)。部活動、課外活動、学生寮における感染防止策、懇親会や飲み会などについては、学生等への注意喚起の徹底(緊急事態措置区域及び重点措置区域においては、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛)を要請する。特に、発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知徹底を図る。また、大学、高等学校等における軽症状者に対する抗原簡易キット等の活用(部活動、各種全国大会前での健康チェック等における活用を含む。)や、中学校、小学校、幼稚園等の教職員や速やかな帰宅が困難である等の事情のある児童生徒(小学校4年生以上)への抗原簡易キットの活用を奨励する。また、教職員や受験生へのワクチン接種が進むよう、大学拠点接種を実施する大学に対し、地域の教育委員会や学校法人が大学拠点接種会場での接種を希望する場合の積極的な協力を依頼するとともに、地方公共団体に対し、大規模接種会場の運営に当たり、教育委員会や私学担当部局がワクチン担当部局と連携し、希望する教職員や受験生へのワクチン接種が進むよう取組を行うなどの配慮を依頼する。大学入試、高校入試等については、実施者において、感染防止策や追検査等による受験機会の確保に万全を期した上で、予定どおり実施する。
 - ② 都道府県は、政府が行うモニタリング検査において、小学校、中学校等の教職員も、積極的に参加するように協力をを行うものとする。また、学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有を行うものとする。
 - ③ 厚生労働省は、保育所や放課後児童クラブ等について、感染防止策の徹底を行いつつ、原則開所することを要請する。
- 8)緊急事態措置区域から除外された都道府県(除外後、重点措置区域とされた都道府県を含む。)における取組等
- ① 緊急事態措置区域から除外された都道府県においては、前述したように「対策の緩和について

は段階的に行い、必要な対策はステージⅡ相当以下に下がるまで続ける」ことを基本とし、後述10)に掲げる基本的な感染防止策等(重点措置区域である都道府県においては後述9)に掲げる感染防止策等を含む。)に加え、住民や事業者に対して、以下の取組を行うものとする。その際、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、対策の緩和は段階的に行う。また、再度、感染拡大の傾向が見られる場合には、地域における感染状況や公衆衛生体制・医療提供体制への負荷の状況について十分、把握・分析を行いつつ、速やかに効果的で強い感染対策等を講じるものとする。

- ・ 当面、法第 24 条第9項に基づき、外出については、
 - ▶ 混雑している場所や時間を避けて少人数で行動すること
 - ▶ 企業における在宅勤務(テレワーク)等の推進状況を踏まえた柔軟な働き方への対応を行うこと
 - ▶ 飲食店等に対する時短要請を踏まえた夜間の対応を行うこと等の協力の要請を行うこと。また、帰省や旅行・出張など都道府県間の移動に際しては、基本的な感染防止策を徹底するとともに、ワクチン接種を完了していない等リスクの高い者に対して、検査を勧奨すること。なお、外出・移動については、感染状況等に応じ、当該地域における外出・移動の自粛や感染が拡大している地域との間の移動の自粛を要請する等、重点措置区域で適用される措置も参考にしながら、その対応について各都道府県知事が適切に判断すること。
- ・ 当該地域で開催される催物(イベント等)に係る規模要件等(人数上限・収容率、飲食を伴わないこと等)については、観客の広域的な移動や催物前後の活動などで生じる、催物に係る感染拡大リスクを抑制し、また、催物における感染防止対策等を徹底する観点などから、主催者等に対して、法第 24 条第9項に基づき、別途通知する目安を踏まえた規模要件等(重点措置区域である都道府県においては、人数上限 5,000人等。重点措置区域以外の都道府県においては、緊急事態宣言解除後 1 か月の経過措置として人数上限 5,000人又は収容定員 50%以内(ただし、10,000人を上限)のいずれか大きい方等。)を設定し、その要件に沿った開催の要請を行うこと。また、地域の感染状況等を踏まえ、都道府県知事の判断により、開催時間制限の要請を行うこと。
- ・ 重点措置区域である都道府県においては、法第 31 条の6第1項等に基づき、飲食店(宅配・テイクアウトを除く。)に対する営業時間の短縮(20 時までとする。)の要請を行うとともに、酒類の提供を行わないよう要請すること。ただし、感染が下降傾向にある場合には、地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断で、第三者認証制度の適用等の一定の要件(別途通知)を満たした店舗(以下「認証等適用店」という。)において 19 時半まで酒類を提供できることとする(また、第三者認証制度の実施の状況、地域の感染状況等を踏まえ、都道府県知事の判断によっては、21 時までの営業(酒類提供は 20 時まで)も可能とする。)。なお、都道府県は、実効性ある第三者認証制度の普及と適用店舗の拡大に努めること。上記の営業時間の短縮等の要請に当たっては、改正法の施行により、命令、過料の規定が設けられたことを踏まえ、その手続に関しては、別途通知する手続に沿って行うことに留意しつつ、要請に応じている店舗との公平性を保つことができるよう、命令等の適切な運用を図ること。
- ・ 地域の感染状況等に応じて、都道府県知事の判断により、上記の重点措置を講じるべき区域(以下「措置区域」という。)以外の地域において、法第 24 条第9項に基づき、飲食店等に対する営業時間の短縮の要請を行うこと。

- 重点措置区域以外の都道府県においては、地域の感染状況等を踏まえ、法第 24 条第9項に基づき、飲食店に対する営業時間の短縮の要請を行い、その後、地域の感染状況等を踏まえながら、対策の緩和については段階的に行い、期間は1か月までを目途とする。営業時間の短縮の要請については、認証等適用店については 21 時まで、第三者認証制度の適用店舗以外の店舗については 20 時までとすることを基本とする。酒類の提供については可とするが、地域の感染状況等に応じ、重点措置区域で適用される措置も参考にしながら、各都道府県知事が適切に判断すること。
- 法第 24 条第9項に基づき、飲食を主として業としている店舗において、カラオケを行う設備を提供している場合、1か月までを目途として、当該設備の利用自粛を要請すること。その上で、地域における感染状況やワクチン接種の状況、店舗における感染防止策を踏まえながら、都道府県知事の判断で緩和を検討すること。また、飲食を主として業としていない店舗において、カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策の徹底を要請すること。
- 重点措置区域である都道府県においては、地域の感染状況等に応じて、都道府県知事の判断により、法第 31 条の6第1項等に基づき、「入場をする者の整理等」「入場をする者に対するマスクの着用の周知」「感染防止措置を実施しない者の入場の禁止」「会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置(飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等)」等、令第5条の5に規定される各措置について事業者に対して要請を行うこと。なお、人が密集すること等を防ぐため、「入場をする者の整理等」を行う場合は、別途通知する取扱いを踏まえ、事業者に対して要請を行うこと。
- また、重点措置区域である都道府県においては、B.1.617.2 系統の変異株(デルタ株)により、依然として多くの感染が発生している中、法第 31 条の 6 第 1 項に基づき、大規模商業施設の管理者等に対し、別途通知する取扱いを踏まえ、「入場者の整理等」の要請を行うこと。また、感染リスクが高い場面とされる百貨店の地下の食品売り場等について、法第 24 条第9項に基づき、別途通知する取扱いを踏まえ、施設管理者等に対し、「入場者の整理等」の要請を行うこと。
- 上記の各要請に当たっては、関係機関とも連携し、営業時間の短縮等を徹底するための対策・体制の更なる強化を行い、原則として全ての施設に対して実地に働きかけを行うとともに、当該取組について適切に情報発信を行うこと。その際、併せて、事業者に対して、業種別ガイドラインの遵守を働きかけること。また、法第 24 条第9項に基づき、路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動に対して必要な注意喚起や自粛の要請等を行うとともに、実地の呼びかけ等を強化するものとする。
- 重点措置区域である都道府県においては、B.1.617.2 系統の変異株(デルタ株)により、依然として多くの感染が発生していること等を踏まえ、感染拡大を防止する観点から、混雑した場所等への外出の半減を住民に強かに呼びかけること。
- 重点措置区域である都道府県においては、地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断により、措置区域において、法第 24 条第9項等に基づき、別途通知する飲食店以外の令第 11 条第1項に規定する施設に対する営業時間の短縮等を要請等すること。
- 職場への出勤等については、引き続き、人の流れを抑制する観点から、在宅勤務(テレワーク)の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の 7 割削減を目指すとともに、接触機会の低減に向

け、在宅勤務(テレワーク)や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強かに推進すること。

- ② 政府は、地方創生臨時交付金に設けた「協力要請推進枠」により、飲食店に対して営業時間短縮要請と協力金の支払いを行う都道府県を支援する。都道府県は、協力金支給に係る体制の強化等を図り、支給の迅速化に努めるとともに、政府は、協力金の早期給付の仕組みの積極的な活用を促す等、支給の迅速化に向けて必要な環境整備を図るものとする。
- ③ 都道府県は、①の取組を行うに当たっては、あらかじめ政府と迅速に情報共有を行う。

9)重点措置区域における取組等

① 重点措置区域である都道府県においては、まん延防止等重点措置が、地域の感染状況に応じて、期間・区域、業態を絞った措置を機動的に実施できる仕組みであり、発生の動向等を踏まえた集中的な対策により、地域的に感染を抑え込み、都道府県全域への感染拡大、更には全国的かつ急速なまん延を防ぐ趣旨で創設されたものであることを踏まえ、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底するため、後述 10)に掲げる基本的な感染防止策等に加え、以下の取組を行うものとする。また、都道府県知事は、区域を指定するに当たって市町村単位や一定の区画を原則とするなど、区域、期間及び業態を定めるに当たっては、効果的な対策となるよう留意する。

- ・ 感染リスクが高いと指摘されている飲食の場を避ける観点から、都道府県知事が定める期間及び区域において、法第 31 条の6第1項等に基づき、飲食店(宅配・テイクアウトを除く。)に対する営業時間の短縮(20 時までとする。)の要請を行うとともに、酒類の提供を行わないよう要請すること。ただし、感染が下降傾向にある場合には、地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断で、認証等適用店において 19 時半まで酒類を提供できることとする(また、第三者認証制度の実施の状況、地域の感染状況等を踏まえ、都道府県知事の判断によっては、21 時までの営業(酒類提供は 20 時まで)も可能とする。)。なお、都道府県は、実効性ある第三者認証制度の普及と適用店舗の拡大に努めること。上記の営業時間の短縮等の要請に当たっては、改正法の施行により、命令、過料の規定が設けられたことを踏まえ、その手続に関しては、別途通知する手続に沿って行うことに留意しつつ、要請に応じている店舗との公平性を保つことができるよう、命令等の適切な運用を図ること。
- ・ 地域の感染状況等に応じて、都道府県知事の判断により措置区域以外の地域において、法第 24 条第9項に基づき、飲食店等に対する営業時間の短縮の要請を行うこと。
- ・ いわゆる昼カラオケ等でクラスターが多発している状況に鑑み、法第 31 条の6第1項に基づき、飲食を主として業としている店舗において、カラオケを行う設備を提供している場合、当面、当該設備の利用自粛を要請すること。その上で、地域における感染状況やワクチン接種の状況を踏まえながら、都道府県知事の判断で緩和を検討すること。
- ・ 地域の感染状況等に応じて、都道府県知事の判断により、法第 31 条の6第1項等に基づき、「入場をする者の整理等」「入場をする者に対するマスクの着用の周知」「感染防止措置を実施しない者の入場の禁止」「会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置(飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等)」等、令第5条の5に規定される各措置について事業者に対して要請を行うこと。なお、人が密集すること等を防ぐため、「入場をする者の整理等」を

行う場合は、別途通知する取扱いを踏まえ、事業者に要請を行うこと。

- B.1.617.2 系統の変異株(デルタ株)により、依然として多くの感染が発生している中、法第 31 条の 6 第 1 項に基づき、大規模商業施設の管理者等に対し、別途通知する取扱いを踏まえ、「入場者の整理等」の要請を行うこと。また、感染リスクが高い場面とされる百貨店の地下の食品売り場等について、法第 24 条第 9 項に基づき、別途通知する取扱いを踏まえ、施設管理者等に対し、「入場者の整理等」の要請を行うこと。
- 不要不急の外出自粛を徹底すること及び施設に人が集まり、飲食につながることを防止する必要があること等を踏まえ、都道府県知事の判断により、措置区域において、法第 24 条第 9 項に基づき、別途通知する飲食店等以外の令第 11 条第 1 項に規定する施設(特に、大規模な集客施設)について、営業時間の短縮を要請するとともに、入場整理等について働きかけを行うこと。
- 法第 24 条第 9 項に基づき、業種別ガイドラインを遵守するよう要請を行うこと。その際、ガイドラインを遵守していない飲食店等については、個別に要請を行うことを検討すること。
- 上記の各要請に当たっては、関係機関とも連携し、営業時間の短縮等や業種別ガイドラインの遵守を徹底するための対策・体制の更なる強化を行い、原則として措置区域内の全ての飲食店等に対して実地に働きかけを行うとともに、当該取組について適切に情報発信を行うこと。
- 法第 24 条第 9 項に基づき、路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動に対して必要な注意喚起や自粛の要請等を行うとともに実地の呼びかけ等を強化するものとする。
- 法第 31 条の 6 第 2 項に基づき、上記により営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないよう、住民に対して要請等を行うこと。また、B.1.617.2 系統の変異株(デルタ株)により、依然として多くの感染が発生していること等を踏まえ、感染拡大を防止する観点から、混雑した場所等への外出の半減を住民に強かに呼びかけること。
- 法第 24 条第 9 項に基づき、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛、外出する必要がある場合にも、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動すること、及び感染対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を自粛すること等について、住民に対して協力の要請を行うこと。また、不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は、極力控えるように促すこと。
- 都道府県知事が定める期間及び区域で行われる催物(イベント等)について、観客の広域的な移動や催物前後の活動などで生じる、催物に係る感染拡大リスクを抑制し、また、催物における感染防止対策等を徹底する観点などから、主催者等に対して、法第 24 条第 9 項等に基づき、別途通知する目安を踏まえた規模要件等(人数上限 5,000 人等)を設定し、その要件に沿った開催の要請を行うこと。また、地域の感染状況等を踏まえ、都道府県知事の判断により、開催時間を制限する要請を行うこと。なお、まん延防止等重点措置解除後 1 か月の経過措置として、主催者等に対して、法第 24 条第 9 項等に基づき、別途通知する目安を踏まえた規模要件等(人数上限 5,000 人又は収容定員 50%以内(ただし、10,000人を上限)のいずれか大きい方等。)を設定し、その要件に沿った開催の要請を行うこと。また、地域の感染状況等を踏まえ、都道府県知事の判断により、開催時間を制限する要請を行うこと。
- 事業者に対して、職場への出勤等について、人の流れを抑制する観点から、在宅勤務(テレワーク)の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の 7 割削減を目指すとともに、接触機会の低減

に向け、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強かに推進すること。

- 措置区域内における、高齢者施設等の従業者等に対する検査の頻回実施や、高齢者施設等や医療機関で感染が発生した場合における保健所による感染管理体制の評価や支援チームの派遣、検査の実施等による感染制御・業務継続支援の徹底を行うとともに、政府が行う、現役世代の感染拡大が懸念される場所、リスクのある現場等に対するモニタリング検査拡充への積極的な協力や、措置区域内の歓楽街等で陽性者が出た場合の重点的検査の実施を行うこと。
 - 病床・宿泊療養施設確保計画に沿って、すぐに患者を受け入れられる病床・居室を計画上の最大数に速やかに移行するとともに、感染者急増時の緊急的患者対応への切り替えに向けた準備(医療提供体制への負荷が高まった場合の入院基準の明確化、パルスオキシメーターの活用や健康観察業務の外部委託等による自宅療養における健康観察体制の確保等)を行うこと。
- ② 政府は、地方創生臨時交付金に設けた「協力要請推進枠」により、飲食店に対して営業時間短縮要請と協力の支払いを行う都道府県を支援する。都道府県は、協力金支給に係る体制の強化等を図り、支給の迅速化に努めるとともに、政府は、協力金の早期給付の仕組みの積極的な活用を促す等、支給の迅速化に向けて必要な環境整備を図るものとする。
- ③ 重点措置区域である都道府県は、①の取組を行うに当たっては、あらかじめ政府と迅速に情報共有を行う。

10)緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の都道府県における取組等

- ① 都道府県は、住民や事業者に対して、以下の取組を行うものとする。その際、感染拡大の防止と社会経済活動の維持との両立を持続的に可能としていくため、「新しい生活様式」の社会経済全体への定着を図るとともに、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、必要に応じて、後述③等のとおり、外出の自粛、催物(イベント等)の開催制限、施設の使用制限等の要請等を機動的に行うものとする。

(外出の自粛等)

- 「三つの密」、「感染リスクが高まる「5つの場面」」等の回避や、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の徹底等、感染拡大を防止する「新しい生活様式」の定着が図られるよう、あらゆる機会を捉えて、令和2年4月22日の専門家会議で示された「10のポイント」、5月4日の専門家会議で示された「新しい生活様式の実践例」、10月23日の分科会で示された「感染リスクが高まる「5つの場面」」等について住民や事業者に周知を行うこと。
- 帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止策を徹底するとともに、特に大人数の会食を控える等注意を促すこと。また、B.1.617.2系統の変異株(デルタ株)に、全国的にはほぼ置き換わったと考えられることを踏まえ、感染が拡大している地域への不要不急の移動は、極力控えるように促すこと。感染が拡大している地域において、こうした対応が難しいと判断される場合は、帰省や旅行について慎重な検討を促すこと。特に発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控えるよう促すこと。
- 業種別ガイドライン等を遵守している施設等の利用を促すこと。
- 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、政府と連携して、外出の自粛に関して速やかに住民に対して必要な協力の要請等を行うこと。

(催物(イベント等)の開催)

- ・ 催物等の開催については、「新しい生活様式」や業種別ガイドライン等に基づく適切な感染防止策が講じられることを前提に、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、必要な規模要件(人数上限や収容率)の目安を示すこと。その際、観客の広域的な移動や催物前後の活動などで生じる、催物に係る感染拡大リスクを抑制し、また、催物における感染防止対策等を徹底する観点などから、適切な要件を設定するとともに、事業者及び関係団体において、エビデンスに基づきガイドラインが進化、改訂された場合は、それに基づき適切に要件を見直すこと。また、催物等の態様(屋内であるか、屋外であるか、また、全国的なものであるか、地域的なものであるかなど)や種別(コンサート、展示会、スポーツの試合や大会、お祭りなどの行事等)に応じて、開催の要件や主催者において講じるべき感染防止策を検討し、主催者に周知すること。催物等の開催に当たっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」、催物の開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係る主催者による行動管理等、基本的な感染防止策が講じられるよう、主催者に対して強く働きかけるとともに、参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、接触確認アプリ(COCOA)等の活用等について、主催者に周知すること。
- ・ 感染拡大の兆候や催物等におけるクラスターの発生があった場合、政府と連携して、人数制限の強化、催物等の無観客化、中止又は延期等を含めて、速やかに主催者に対して必要な協力の要請等を行うこと。

(職場への出勤等)

- ・ 事業者に対して、在宅勤務(テレワーク)、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を働きかけること。
- ・ 事業者に対して、職場における、感染防止のための取組(手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、軽症状者に対する抗原簡易キット等を活用した検査、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用、昼休みの時差取得、社員寮等の集団生活の場での対策等)や「三つの密」や「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を避ける行動を徹底するよう、実践例も活用しながら促すこと。特に職場での「居場所の切り替わり」(休憩室、更衣室、喫煙室等)に注意するよう周知すること。感染防止策の徹底のため、二酸化炭素濃度測定器等の設置を支援するとともに、ビル管理者等に対して、換気の状態を二酸化炭素濃度測定器により確認する場合の留意点等を周知すること。さらに、職場や店舗等に関して、業種別ガイドライン等を実践するよう働きかけること。その際には、特に留意すべき事項を提示し、事業場への訪問など事業者と接する機会等をとらえ、事業者自らが当該事項の遵守状況を確認するよう促すこと。また、遵守している事業者には対策実施を宣言させる等、感染防止のための取組を強く勧奨すること。

(施設の使用制限等)

- ・ これまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある施設については、地域の感染状況等を踏まえ、施設管理者等に対して必要な協力を依頼すること。
- ・ 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、政府と連携して、施設の使用制限等を含めて、速やかに施設管理者等に対して必要な協力の要請等を行うこと。

- ② 都道府県は、感染の状況等を継続的に監視し、その変化が認められた場合、住民に適切に情報提供を行い、感染拡大への警戒を呼びかけるものとする。
- ③ 都道府県は、感染拡大の傾向が見られる場合には、地域における感染状況や公衆衛生体制・医療提供体制への負荷の状況について十分、把握・分析を行い、地域の実情に応じて、迅速かつ適切に法第 24 条第 9 項に基づく措置等を講じるものとする。この場合において、飲食店に対する営業時間の短縮の要請については、認証等適用店については 21 時まで、第三者認証制度の適用店舗以外の店舗については 20 時までとすることを基本とする。特に、ステージⅢ相当の対策が必要な地域等にあつては、速やかにステージⅡ相当の対策が必要な地域へ移行するよう、取り組むものとする。
- ④ 都道府県は、①③の取組を行うに当たっては、あらかじめ政府と迅速に情報共有を行う。
- ⑤ 政府は、関係団体や地方公共団体に対して、飲食店に係る業種別ガイドラインの遵守徹底のための見回り調査、遵守状況に関する情報の表示や第三者認証による認証制度の普及を促すとともに、関係団体等と連携しつつ、クラスターが発生している分野等(飲食・職場など)を対象とした業種別ガイドラインについて、見直し・強化を図り、徹底する。
- ⑥ 都道府県は、飲食店の見回りを進めるとともに、第三者認証による認証制度へのインセンティブ措置の付与により、同制度の確実な運用を図る。

11) 予防接種

政府、都道府県及び市町村は、以下のように新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種を行うものとする。

- ① 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種目的は、新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすことであること。
- ② 関係機関と連携し、迅速にワクチンの開発等を進めるとともに、承認申請された際には審査を行った上で、安全性及び有効性を確認し、できるだけ早期の実用化、国民への供給を目指すこと。
- ③ 予防接種については、予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律(令和2年法律第 75 号)による改正後の予防接種法に基づく臨時接種の特例として、厚生労働大臣の指示のもと、都道府県の協力により市町村において実施すること。
- ④ 予防接種の実施体制等については、令和3年2月9日の「ワクチン接種について」を踏まえ接種を円滑かつ効率的に実施する観点に立つて行うこと。なお、1回目に接種した新型コロナワクチンと異なる新型コロナワクチンを2回目に接種すること(交接種)については、新型コロナワクチンの接種を受けた後に重篤な副反応を呈したことがある場合等には、必要に応じて行えるものとする。また、ワクチンの追加接種(3回目接種)について、政府において検討を進めること。
- ⑤ 予防接種により健康被害が生じた場合の救済措置や副反応疑い報告等については、予防接種法の現行の規定を適用し適切に実施すること。
- ⑥ 予防接種は最終的には個人の判断で接種されるものであることから、予防接種に当たっては、リスクとベネフィットを総合的に勘案し接種の判断ができる情報を提供することが必要であること。その上で、政府は、国民に対して、ワクチンの安全性及び有効性についての情報を提供するなど、的確で丁寧なコミュニケーション等を進め、幅広く予防接種への理解を得るとともに、国民が自らの意思で接種の判断を行うことができるよう取り組むこと。

- ⑦ 政府は、各地方公共団体の接種会場に加え自衛隊大規模接種センターも活用した接種を実施しつつ、職域(大学等を含む)による接種を実施するとともに、地域接種・職域接種のいずれにもつながりにくい者のワクチン接種を推進すること。加えて、接種を実施する医療機関、医療関係者の確保に向けて、必要な取組を総動員し、ワクチン接種の円滑化・加速化を進めること。

12)水際対策

- ① 政府は、水際対策について、変異株を含め、国内への感染者の流入及び国内での感染拡大を防止する観点から、入国制限、渡航中止勧告、帰国者の検査・健康観察等の検疫の強化、査証の制限等の措置等を引き続き実施する。今後も新たな変異株が発生しうることを見据え、「水際対策上特に対応すべき変異株」と従来株を含むそれ以外の新型コロナウイルスに分類し、新たな変異株に関する知見、当該国の変異株の流行状況、日本への流入状況などのリスク評価に基づき、また、国内外でワクチンの接種が進む中においては、ワクチンの有効性等も踏まえ、行動管理や検査も組み合わせた入国者への管理措置等を講ずるなど水際措置の段階的な見直しに取り組む。なお、厚生労働省は、関係省庁と連携し、健康観察について、保健所の業務負担の軽減や体制強化等を支援する。
- ② 諸外国での新型コロナウイルス感染症の発生の状況を踏まえて、必要に応じ、国土交通省は、航空機の到着空港の限定の要請、港湾の利用調整や水際・防災対策連絡会議等を活用した対応力の強化等を行うとともに、厚生労働省は、特定検疫港等の指定を検討する。
- ③ 厚生労働省は、停留に利用する施設が不足する場合には、法第 29 条の適用も念頭に置きつつも、必要に応じ、関係省庁と連携して、停留に利用可能な施設の管理者に対して丁寧な説明を行うことで停留施設の確保に努める。

13)クラスター対策の強化

- ① 都道府県等は、厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査により、個々の濃厚接触者を把握し、健康観察、外出自粛の要請等を行うとともに、感染拡大の規模を適確に把握し、適切な感染対策を行う。その際、より効果的な感染拡大防止につなげるため、厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症等情報把握・管理支援システム(HER-SYS)による地方公共団体間の一元的な情報共有・分析を支援する。都道府県等は、積極的疫学調査の結果等の地方公共団体間の情報連携を徹底するとともに、積極的疫学調査を実施する際に優先度も考慮する。積極的疫学調査に対して正当な理由がなく協力しない場合の命令、この命令に正当な理由がなく応じない場合の罰則の適用については、対象者の人権に十分に配慮し、慎重に運用すること。
- ② 政府は、関係機関と協力して、クラスター対策に当たる専門家の確保及び育成を行う。
- ③ 厚生労働省及び都道府県等は、関係機関と協力して、特に、感染拡大の兆候が見られた場合には、専門家やその他人員を確保し、その地域への派遣を行う。なお、感染拡大が顕著な地域において、保健所における積極的疫学調査に係る人員体制が不足するなどの問題が生じた場合には、都道府県は関係学会・団体等の専門人材派遣の仕組みである IHEAT(Infectious disease Health Emergency Assistance Team)の活用や、厚生労働省と調整し、他の都道府県からの応援派遣職員の活用等の人材・体制確保のための対策を行う。感染拡大に伴う優先度を踏まえた積極的疫学調査については、感染状況の改善に伴い改めて対応を強化する。その際には、IHEATの積極的な活用も図りながら、変異株への対応といった観点も踏まえつつ、感染源の推定のため

の調査を含めた強化を図る。また、都道府県等が連携し、積極的疫学調査等の専門的業務を十分に実施できるよう保健所の業務の重点化や人材育成等を行うこと、保健所業務の外部委託の活用、地域のネットワークと連携したIHEATの積極的な活用、人材確保・人材育成の好事例の横展開等により、保健所の体制を強化し、感染拡大時に即応できる人員体制を平時から整備する。

④ 政府及び都道府県等は、クラスター対策を抜本強化するという観点から、保健所の体制強化に迅速に取り組む。これに関連し、特定都道府県は、管内の市町村と迅速な情報共有を行い、また、対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、法第24条に基づく総合調整を行う。さらに、都道府県等は、クラスターの発見に資するよう、地方公共団体間の迅速な情報共有に努めるとともに、政府は、対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、法第20条に基づく総合調整を行う。

⑤ 政府及び都道府県等は、クラスター対策を強化する観点から、以下の取組を行う。B.1.617.2系統の変異株(デルタ株)へ、全国的にはほぼ置き換わり、感染拡大地域における感染経路の不明な患者の割合が半数を超える中で、商業施設をはじめ職場や学校などクラスターの発生場所が多様化していることを踏まえ、対策の徹底を図る。

- ・大規模な歓楽街については、令和2年10月29日の分科会における「大都市の歓楽街における感染拡大防止対策ワーキンググループ当面の取組方策に関する報告書」に示された取組を踏まえ、通常時から相談・検査体制の構築に取り組むとともに、早期に予兆を探知し、介入時には、速やかに重点的(地域集中的)なPCR検査等の実施や、必要に応じ、エリア・業種を絞った営業時間短縮要請等を機動的に行うこと。

- ・「三つの密」等濃厚接触が生じやすい環境にある職場でクラスターが発生した場合には、幅広く検査を実施する。また、あらかじめ、事業者に対し、職場でのクラスター対策の徹底を呼びかけるとともに、上記の検査について労働者への受検勧奨の実施等を促すこと。

- ・言語の壁や生活習慣の違いがある在留外国人を支援する観点から、政府及び都道府県等が提供する情報の一層の多言語化、大使館のネットワーク等を活用したきめ細かな情報提供、相談体制の整備等により、検査や医療機関の受診に早期につなげる仕組みを構築すること。

⑥ 政府は、接触確認アプリ(COCONA)について、機能の向上を図るとともに、検査の受診等保健所のサポートを早く受けられることやプライバシーに最大限配慮した仕組みであることを周知し、その幅広い活用や、感染拡大防止のための陽性者としての登録を行うよう、呼びかけを行い、新型コロナウイルス感染症等情報把握・管理支援システム(HER-SYS)及び保健所等と連携した積極的疫学調査で活用することにより、効果的なクラスター対策につなげていく。

⑦ 政府は、QRコードを活用した地方公共団体独自の取組等を踏まえ、クラスター対策のための効果的な情報収集・分析・共有の在り方について、今後、「ワクチン・検査パッケージ」の技術実証も活用し、検討を行う。

14)その他共通的事項等

① 特定都道府県又は重点措置区域である都道府県は、地域の特性に応じた実効性のある緊急事態措置又はまん延防止等重点措置を講じる。特定都道府県又は重点措置区域である都道府県は、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置を講じるに当たっては、法第5条を踏まえ、必要最小限の措置とするとともに、講じる措置の内容及び必要性等について、国民に対し丁寧に説明

する。

- ② 政府及び特定都道府県は、緊急事態措置を講じること等に伴い、食料・医薬品や生活必需品の買い占め等の混乱が生じないよう、国民に冷静な対応を促す。
- ③ 政府及び地方公共団体は、緊急事態措置の実施に当たっては、事業者の円滑な活動を支援するため、事業者からの相談窓口の設置、物流体制の確保、ライフラインの万全の体制の確保等に努める。
- ④ 政府は、関係機関と協力して、公共交通機関その他の多数の人が集まる施設における感染対策を徹底する。

(4)医療等

- ① 重症者等に対する医療提供に重点を置いた入院医療の提供体制の確保を進めるため、厚生労働省と都道府県等は、関係機関と協力して、次のような対策を講じる。
 - ・ 重症者や重症化リスクのある者に医療資源の重点をシフトする観点から、令和2年10月14日の新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)の改正(令和2年10月24日施行)により、高齢者や基礎疾患のある者等入院勧告・措置の対象の明確化を行っており、改正法の施行により、この取扱いが法定化された。都道府県等は、関係法令に基づき、地域の感染状況等を踏まえ、適切に入院勧告・措置を運用すること。また、改正法の施行により、入院措置に正当な理由なく応じない場合や入院先から逃げた場合の罰則が設けられたが、都道府県等は、その運用に当たって、患者の人権に十分に配慮し、慎重に運用するとともに、患者への偏見・差別につながらないよう、(6)で後述する取組の一層の強化を図ること。重症者等に対する医療提供に重点を置くべき地域では、特に病床確保や都道府県全体の入院調整に最大限努力した上で、なお病床がひっ迫する場合には、高齢者等も含め入院治療が必要な無症状病原体保有者及び軽症患者(以下「軽症者等」という。)については、感染症法第44条の3第2項に基づき宿泊施設(適切な場合は自宅)での療養を要請することで、入院治療が必要な患者への医療提供体制の確保を図ること。丁寧な健康観察を実施すること。特に、家庭内での感染防止や症状急変時の対応のため、宿泊施設が十分に確保されているような地域では、軽症者等は宿泊療養を基本とすること。そのため、都道府県は、患者の病状、数その他感染症の発生及びまん延の状況を勘案して、ホテル等の一時的な宿泊療養施設の確保に努めるとともに、都道府県等は、宿泊療養施設の運営体制を確保すること。政府は、都道府県等と密接に連携し、これらの取組を支援すること。自宅療養等を行う際には、自宅療養や宿泊療養中に症状が悪化し、亡くなる方もいることを踏まえ、都道府県等は電話等情報通信機器や情報把握・管理支援システム(HER-SYS)の自動架電等の機能を用いて遠隔で健康状態を把握するとともに、医師が必要とした場合には電話等情報通信機器を用いて診療を行う体制を整備すること。症状悪化時に確実に酸素投与や治療につなげることができるよう入院待機施設(いわゆる入院待機ステーションや酸素ステーション)の整備や酸素濃縮装置の確保を進めること。また、パルスオキシメーターの確保や、往診・オンライン診療・訪問看護等の活用など、適切な療養環境を確保するための取組を推進すること。
 - ・ 都道府県等は、患者が入院、宿泊療養、自宅療養をする場合に、その家族に要介護者や障害者、子供等がいる場合は、市町村福祉部門の協力を得て、ケアマネジャー、相談支援専門員、児

童相談所等と連携し、必要なサービスや支援を行うこと。

- 都道府県等は、新たな変異株が確認された場合には、国立感染症研究所の評価・分析を踏まえ、入院措置・勧告、宿泊療養等の措置を適切に講ずること。厚生労働省は、国立感染症研究所と連携して、変異株の国内症例の評価・分析を行うこと。
- 都道府県は、関係機関の協力を得て、新型コロナウイルス感染症の患者専用の病院や病棟を設定する重点医療機関の指定等、地域の医療機関の役割分担を行うとともに、病床・宿泊療養施設確保計画に沿って、段階的に病床・宿泊療養施設を確保すること。その際、妊産婦等の特別な配慮が必要な患者を含め、必要な場合に確実に入院につなげられる体制を整備すること。特に、病床がひっ迫している場合、地域の実情に応じ、新型コロナウイルス感染症の治療を行っていない医療機関も含め、重点医療機関以外の医療機関に働きかけを行うなど病床の確保を含めた医療提供体制の強化を進めること。その際、地域の関係団体の協力のもと、地域の会議体を活用して医療機能(重症者病床、中等症病床、回復患者の受け入れ、宿泊療養、自宅療養)に応じた役割分担を明確化した上で、病床の確保を進めること。また、医療機関は、業務継続計画(BCP)も踏まえ、必要に応じ、医師の判断により延期が可能と考えられる予定手術や予定入院の延期を検討し、空床確保に努めること。さらに、都道府県は、仮設の診療所や病棟の設置、非稼働病床の利用の取組を推進するとともに、それでもなお病床が不足すると見込まれる場合には、臨時の医療施設の開設についてその活用を十分に考慮すること。臨時の医療施設の開設に当たっては、あらかじめ政府と協議し、迅速な情報共有を行うとともに、開設後は定期的に運営状況を報告する。厚生労働省は、それらの活用にあたって、必要な支援を行うこと。また、都道府県等が感染症法第16条の2に基づく協力要請等及び法第31条に基づく医療等の実施の要請等を行う場合には、当該医療等が適切に実施されるよう、必要な支援を行うこと。
- 各都道府県において感染拡大局面で認識された課題を点検し、「相談・受診・検査」～「療養先調整・移送」～「転入院・解除」まで一連の患者対応が目詰まりなく行われ、病床・宿泊療養施設が最大限活用されるよう留意しつつ、最近の感染状況を踏まえた感染者急増時の緊急的な患者対応方針や病床・宿泊療養施設確保計画に基づき、政府と都道府県が連携して、感染拡大時に確実に機能する医療提供体制の整備に引き続き取り組むこと。特に、ワクチン接種が先行した諸外国でも大規模な感染拡大が発生していることや、感染症の流行期である冬の到来に備え、臨時の医療施設の開設を含め、医療提供体制の点検・強化を行うなど、医療提供体制の確保に万全を期すこと。
- 政府及び都道府県等において、病床確保・活用の状況及び感染状況を適切にモニタリングするとともに、感染拡大防止策の実施に適時適切に反映させること。その際、例えば40代・50代の重症者数が特に増加するような地域もあり、年齢別の動向についても注視し、ワクチンの接種も含め地域の状況を踏まえた適切な対策を講じること。
- 都道府県は、患者受入調整や移送調整を行う体制を整備し、患者の医療提供に関する必要な総合調整を行うとともに、医療機関等情報支援システム(G-MIS)も活用し、患者受入調整に必要な医療機関の情報の見える化を行うこと。また、厚生労働省は、都道府県が患者搬送コーディネーターの配置を行うことについて、必要な支援を行うこと。
- さらに、感染拡大に伴う患者の急増に備え、都道府県は、都道府県域を越える場合も含めた広域的な患者の受入れ体制を確保すること。

- ・ 新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療機関の病床を効率的に活用するため、回復患者の転院先となる後方支援医療機関の確保を更に進めること。
 - ・ また、効率的な転院調整が行われるよう、地域の実情に応じた、転院支援の仕組みを検討すること。
 - ・ 退院基準を満たした患者について、高齢者施設等における受入れを促進すること。
- ② 新型コロナウイルス感染症が疑われる患者への外来診療・検査体制の確保のため、厚生労働省と都道府県等は、連携して検査体制整備計画を見直すとともに、関係機関と協力して、次のような対策を講じる。
- ・ かかりつけ医等の地域で身近な医療機関や受診・相談センターを通じて、診療・検査医療機関を受診することにより、適切な感染管理を行った上で、新型コロナウイルス感染症が疑われる患者への外来医療を提供すること。
 - ・ 都道府県等は、関係機関と協力して、集中的に検査を実施する機関(地域外来・検査センター)の設置を行うこと。また、大型テントやプレハブを活用した、いわゆるドライブスルー方式やウォークスルー方式による診療を行うことで、効率的な診療・検査体制を確保すること。併せて、検査結果を踏まえて、患者の振り分けや受け入れが適切に行われるようにすること。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況等を踏まえ、診療・検査医療機関の指定や地域外来・検査センターの設置を柔軟かつ積極的に行うこと。
 - ・ 都道府県は、重症化しやすい方が来院するがんセンター、透析医療機関及び産科医療機関等について、必要に応じ、新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる方への外来診療を原則行わない医療機関として設定すること。
- ③ 新型コロナウイルス感染症患者のみならず、他の疾患等の患者への対応も踏まえて地域全体の医療提供体制を整備するため、厚生労働省と都道府県は、関係機関と協力して、次のような対策を講じる。
- ・ 都道府県は、地域の医療機能を維持する観点から、新型コロナウイルス感染症以外の疾患等の患者受入れも含めて、地域の医療機関の役割分担を推進すること。
 - ・ 患者と医療従事者双方の新型コロナウイルス感染症の予防の観点から、初診を含めて、電話等情報通信機器を用いた診療体制の整備を推進すること。
- ④ 医療従事者の確保のため、厚生労働省と都道府県等は、関係機関と協力して、次のような対策を講じる。
- ・ 都道府県等は、現場で従事している医療従事者の休職・離職防止策や潜在有資格者の現場復帰、新型コロナウイルス感染症対策に従事していない人材の活用を含め医療現場の人材配置の転換等を推進すること。また、検査を含め、直接の医療行為以外に対しては、有資格者以外の民間の人材等の活用を進めること。
 - ・ 厚生労働省は、今般の新型コロナウイルス感染症の対応に伴い、全国の医療機関等の医療人材募集情報を掲載するWebサイト「医療のお仕事Key-Net」の運営等を通じて、医療関係団体、ハローワーク、ナースセンター等と連携し、医療人材の確保を支援すること。
- ⑤ 医療物資の確保のため、政府と都道府県、関係機関は協力して、次のような対策を講じる。
- ・ 政府及び都道府県は、医療提供体制を支える医薬品や医療機器、医療資材の製造体制を確保

し、医療機関等情報支援システム(G-MIS)も活用し、必要な医療機関に迅速かつ円滑に提供できる体制を確保するとともに、専門性を有する医療従事者や人工呼吸器等の必要な医療機器・物資・感染防止に必要な資材等を迅速に確保し、適切な感染対策の下での医療提供体制を整備すること。

- ・ 政府及び都道府県は、特に新型コロナウイルス感染症を疑う患者にPCR検査等や入院の受入れを行う医療機関等に対しては、マスク等の個人防護具を優先的に確保すること。
- ⑥ 医療機関及び高齢者施設等における施設内感染を徹底的に防止するため、厚生労働省と地方公共団体は、関係機関と協力して、次の事項について周知徹底を図る。
- ・ 医療機関及び高齢者施設等の設置者において、
 - ▶ 従事者等が感染源とならないよう、「三つの密」が生じる場を徹底して避けるとともに、▶ 症状がなくても患者や利用者とは接する際にはマスクを着用する、
 - ▶ 手洗い・手指消毒の徹底、▶ パソコンやエレベーターのボタン等複数の従事者が共有するものは定期的に消毒する、▶ 食堂や詰め所でマスクを外して飲食をする場合、他の従事者と一定の距離を保つ、▶ 日々の体調を把握して少しでも調子が悪ければ自宅待機する、
 - ▶ 感染多数地域における従事者等に対する定期的検査を実施する、等の対策に万全を期すこと。
 - ・ 医療機関及び高齢者施設等において、面会者からの感染を防ぐため、面会は、地域における発生状況等も踏まえ、患者、家族のQOLを考慮しつつ、緊急の場合を除き制限するなどの対応を検討すること。
 - ・ 医療機関及び高齢者施設等において、患者、利用者からの感染を防ぐため、感染が流行している地域では、患者、家族のQOLを考慮しつつ、施設での通所サービス等の一時利用を中止又は制限する、入院患者、利用者の外出、外泊を制限するなどの対応を検討すること。
 - ・ 医療機関及び高齢者施設等において、入院患者、利用者等について、新型コロナウイルス感染症を疑った場合は、早急に個室隔離し、保健所の指導の下、感染対策を実施し、標準予防策、接触予防策、飛沫感染予防策を実施すること。
- ⑦ 都道府県は、感染者と非感染者の空間を分けることなどを含む感染防止策の更なる徹底等を通して、医療機関及び施設内での感染の拡大に特に注意を払う。高齢者施設等の発熱等の症状を呈する従事者・入所者に対する健康観察アプリ、抗原簡易キット等も活用した検査や陽性者が発生した場合の当該施設の入所者等への検査が速やかに行われるようにする。また、感染者が多数発生している地域における医療機関、高齢者施設等への積極的な検査が行われるようにする。また、都道府県は、高齢者施設等において感染者が一例でも確認された場合に、感染制御・業務継続支援チームが支援を行う体制を構築するとともに政府は、この体制を構築するに当たり、各都道府県を支援することに併せて、研修の実施や実践例の展開により、対応力を強化する。また、高齢者施設等において、感染対策マニュアルを活用した感染対策等の対応力強化の取組を、事例集の展開や業務継続計画の策定支援などにより一層進める。加えて、手術や医療的処置前等において、当該患者について医師の判断により、PCR検査等が実施できる体制をとる。
- ⑧ この他、適切な医療提供・感染管理の観点で、厚生労働省と都道府県は、関係機関と協力して、次の事項に取り組む。
- ・ 妊産婦に対する感染を防止する観点から、医療機関における動線分離等の感染防止策を徹底

するとともに、妊産婦が感染した場合であっても、安心して出産し、産後の生活が送れるよう、関係機関との協力体制を構築し、適切な支援を実施すること。また、関係機関と協力して、感染が疑われる妊産婦への早めの相談の呼びかけや、妊娠中の女性労働者に配慮した休みやすい環境整備等の取組を推進すること。

- ・ 小児医療について、関係学会等の意見を聞きながら、診療体制を検討し、地方公共団体と協力して体制整備を進めること。
 - ・ 関係機関と協力して、外国人が医療を適切に受けられることができるよう、医療通訳の整備等を、引き続き、強化すること。
 - ・ レムデシビル、デキサメタゾン及びバリシチニブについて、必要な患者への供給の確保を図るとともに、関係省庁・関係機関とも連携し、有効な治療薬等の開発を加速すること。カシリビマブ・イムデビマブについては、軽症患者の重症化を防止することは医療提供体制の確保という観点からも重要であることから、必要な患者への供給の確保を図るとともに、緊急事態措置区域及び重点措置区域を中心に医療機関にあらかじめ配布することに加え、初期症状のある者の積極的な検査による感染者の早期把握や投与後の観察体制の確保等の一定の要件を満たした医療機関における外来・往診による投与の実施など、医療現場において投与が必要な者に適切かつ確実に活用できるよう取り組むこと。他の治療で使用されている薬剤のうち、効果が期待されるものについて、その効果を検証するための臨床研究・治験等を速やかに実施すること。また、重症化マーカーを含めた重症化リスクに関する臨床情報・検査や、重症患者等への治療方法について、現場での活用に向けた周知、普及等に努めること。
 - ・ 法令に基づく健康診断及び予防接種については、適切な感染対策の下で実施されるよう、実施時期や実施時間等に配慮すること。
 - ・ 政府及び都道府県等は、実費でPCR検査が行われる場合にも、医療と結びついた検査が行われるよう、周知を行うとともに、精度管理についても推進すること。
- ⑨ 政府は、令和2年度第1次補正予算・第2次補正予算・第3次補正予算、予備費等も活用し、地方公共団体等に対する必要な支援を行うとともに、医療提供体制の更なる強化に向け、対策に万全を期す。

(5)経済・雇用対策

現下の感染拡大の状況に応じ、その防止を最優先とし、予備費を活用するなど臨機応変に対応することとする。昨年春と夏の感染拡大の波を経験する中、感染対策とバランスをとりつつ、地域の感染状況や医療提供体制の確保状況等を踏まえながら、感染拡大の防止と社会経済活動の維持との両立を図ってきた。具体的には、政府は、令和2年度第1次補正予算を含む「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月20日閣議決定)及び令和2年度第2次補正予算の各施策を、国・地方を挙げて迅速かつ着実に実行することにより、感染拡大を防止するとともに、雇用の維持、事業の継続、生活の下支えに万全を期してきた。

今後、令和2年度第3次補正予算を含む「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」(令和2年12月8日閣議決定)や「新たな雇用・訓練パッケージ」(令和3年2月12日策定)、「非正規雇用労働者等に対する緊急支援策」(令和3年3月16日新型コロナに影響を受けた非正規雇用労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議決定)、「新型コロナの影響を特に受けている飲食・宿泊等の企

業向けの金融支援等について」(令和3年3月23日策定)を含む各種の経済支援策、更には令和3年度当初予算を、国・地方を挙げて迅速かつ着実に実行することにより、医療提供体制の確保やワクチンの接種体制等の整備をはじめとする新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に全力を挙げ、感染症の厳しい影響に対し、雇用調整助成金や実質無利子・無担保融資等により雇用・事業・生活をしっかり守っていく。その上で、成長分野への民間投資を大胆に呼び込みながら、生産性を高め、賃金の継続的な上昇を促し、民需主導の成長軌道の実現につなげる。今後も感染状況や経済・国民生活への影響を注意深く見極め、公平性の観点や円滑な執行等が行われることにも配慮しつつ、引き続き、状況に応じて、新型コロナウイルス感染症対策予備費の活用により臨機応変に必要な対策を講じていくとともに、我が国経済の自律的な経済成長に向けて、躊躇なく機動的なマクロ経済政策運営を行っていく。

(6)その他重要な留意事項

1)偏見・差別等への対応、社会課題への対応等

- ① 政府及び地方公共団体は、新型コロナウイルス感染症へのり患は誰にでも生じ得るものであり、感染者やその家族、勤務先等に対する差別的な取扱いや誹謗中傷、名誉・信用を毀損する行為等は、人権侵害に当たり得るのみならず、体調不良時の受診遅れや検査回避、保健所の積極的疫学調査への協力拒否等につながり、結果として感染防止策に支障を生じさせかねないことから、分科会の偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループが行った議論のとりまとめ(令和2年11月6日)や法第13条第2項の規定を踏まえ、感染者等の人権が尊重され、何人も差別的な取扱い等を受けることのないよう、以下のような取組を行う。
 - ・新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識の普及に加え、政府の統一的なホームページ(corona.go.jp)等を活用し、地方公共団体や関係団体等の取組の横展開にも資するよう、偏見・差別等の防止等に向けた啓発・教育に資する発信を強化すること。
 - ・感染者やその家族、勤務先等に対する偏見・差別等の実態の把握に努めるとともに、偏見・差別等への相談体制を、研修の充実、NPOを含めた関係機関の連携、政府による支援、SNSの活用等により強化すること。
 - ・悪質な行為には法的責任が伴うことについて、政府の統一的なホームページ等を活用して、幅広く周知すること。
 - ・新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえた行政による情報公表の在り方に関して、改めて政府としての統一的な考え方を整理すること。また、情報の公表に当たっては、個人情報の保護に留意すること。
 - ・クラスター発生等の有事対応中においては、感染症に関する正しい知識に加えて、感染者等を温かく見守るべきこと等を発信すること。
- ② 政府は、新型コロナウイルス感染症対策に従事する医療関係者が偏見・差別等による風評被害等を受けないよう、国民への普及啓発等必要な取組を実施する。
- ③ 政府は、ワクチンを接種していない者及び接種できない者が不当な偏見・差別等を受けないよう、国民への普及啓発等必要な取組を実施する。
- ④ 政府は、海外から一時帰国した児童生徒等への学校の受入れ支援やいじめ防止等の必要な取組を実施する。

- ⑤ 政府及び関係機関は、各種対策を実施する場合において、国民の自由と権利の制限を必要最小限のものとする。特に、罰則が設けられている措置については、患者や関係者の人権に十分に配慮し、まずは当該措置の趣旨や必要性を患者等に丁寧説明し、理解・協力を得られるようにすることを基本とするとともに、罰則の適用は、慎重に行うものとする。また、女性の生活や雇用への影響が深刻なものとなっていることに留意し、女性や子供、障害者等に与える影響を十分に配慮するとともに、必要な支援を適時適切に実施する。
- ⑥ 政府及び地方公共団体は、マスク、個人防護具、医薬品、医薬部外品、食料品等に係る物価の高騰や買占め、売り惜しみを未然に回避し又は沈静化するため、必要な措置を講じる。
- ⑦ 政府は、地方公共団体と連携し、対策が長期化する中で生ずる様々な社会課題に対応するため、適切な支援を行う。
- ・ 長期間にわたる外出自粛等によるメンタルヘルスへの影響、配偶者暴力、性犯罪・性暴力や児童虐待等。
 - ・ 情報公開と人権との協調への配慮。
 - ・ 営業自粛等による倒産、失業、自殺等。
 - ・ 社会的に孤立しがちな一人暮らしの高齢者、休業中のひとり親家庭等の生活。
 - ・ 外出自粛等の下で、高齢者等がフレイル状態等にならないよう、コミュニティにおける支援を含め、健康維持・介護サービスの確保。
- ⑧ 政府及び地方公共団体は、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方に対して尊厳をもってお別れ、火葬等が行われるよう、適切な方法について、周知を行う。
- ⑨ 政府は、ワクチン接種に便乗した詐欺被害等の防止のため注意喚起や相談体制を強化する。

2)物資・資材等の供給

- ① 政府は、国民や地方公共団体の要望に応じ、マスク、個人防護具、消毒薬、食料品等の増産や円滑な供給を関連事業者に要請する。また、政府は、感染防止や医療提供体制の確保のため、マスク、個人防護具、人工呼吸器等に必要な物資を政府の責任で確保する。例えば、マスク等を政府で購入し、必要な医療機関や介護施設等に優先配布するとともに、感染拡大に備えた備蓄を強化する。
- ② 政府は、マスクや消毒薬等の国民が必要とする物資が安定的に供給されるよう、これらの物資の需給動向を注視するとともに、過剰な在庫を抱えることのないよう消費者や事業者に冷静な対応を呼びかける。
- ③ 政府は、事態の長期化も念頭に、マスクや抗菌薬及び抗ウイルス薬の原薬を含む医薬品、医療機器等の医療の維持に必要な資材の安定確保に努めるとともに、国産化の検討を進める。

3)関係機関との連携の推進

- ① 政府は、地方公共団体を含む関係機関等との双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場における状況の把握を行う。
- ② 政府は、対策の推進に当たっては、地方公共団体、経済団体等の関係者の意見を十分に聴きながら進める。
- ③ 地方公共団体は、保健部局のみならず、危機管理部局も含め全ての部局が協力して対策に当たる。

- ④ 政府は、国際的な連携を密にし、WHOや諸外国・地域の対応状況等に関する情報収集に努める。また、日本で得られた知見を積極的にWHO等の関係機関や諸外国・地域と共有し、今後の対策に活かすとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受ける国・地域に対する国際社会全体としての対策に貢献する。
- ⑤ 政府は、基礎医学研究及び臨床医学研究、疫学研究を含む社会医学研究等の研究体制に対する支援を通して、新型コロナウイルス感染症への対策の推進を図る。
- ⑥ 都道府県等は、近隣の都道府県等が感染拡大防止に向けた様々な措置や取組を行うに当たり、相互に連携するとともに、その要請に応じ、必要な支援を行う。
- ⑦ 特定都道府県又は重点措置区域である都道府県等は、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置等を実施するに当たっては、あらかじめ政府と協議し、迅速な情報共有を行う。政府対策本部長は、特定都道府県又は重点措置区域である都道府県等が適切に緊急事態措置又はまん延防止等重点措置を講じることができるよう、専門家の意見を踏まえつつ、総合調整を行うとともに、特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対して、必要な指示を行うものとする。
- ⑧ 緊急事態宣言の期間中に様々な措置を実施した際には、特定都道府県知事及び指定行政機関の長は政府対策本部長に、特定市町村長及び指定地方公共機関の長はその所在する特定都道府県知事に、指定公共機関の長は所管の指定行政機関に、その旨及びその理由を報告する。政府対策本部長は国会に、特定都道府県知事及び指定行政機関の長は政府対策本部長に、報告を受けた事項を報告する。

4)社会機能の維持

- ① 政府、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関は、職員における感染を防ぐよう万全を尽くすとともに、万が一職員において感染者又は濃厚接触者が確認された場合にも、職務が遅滞なく行えるように対策をあらかじめ講じる。特に、テレビ会議及びテレワークの積極的な実施に努める。
- ② 地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関は、電気、ガス、水道、公共交通、通信、金融業等の維持を通して、国民生活及び国民経済への影響が最小となるよう公益的事業を継続する。
- ③ 政府は、指定公共機関の公益的事業の継続に支障が生じることがないように、必要な支援を行う。
- ④ 国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者は、国民生活及び国民経済安定のため、事業の継続を図る。
- ⑤ 政府は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、必要に応じ、国民への周知を図る。
- ⑥ 政府は、空港、港湾、医療機関等におけるトラブル等を防止するため、必要に応じ、警戒警備を実施する。
- ⑦ 警察は、混乱に乗じた各種犯罪を抑止するとともに、取締りを徹底する。

5)緊急事態宣言解除後の取組

政府は、緊急事態宣言の解除を行った後も、都道府県等や基本的対処方針分科会、分科会等との定期的な情報交換等を通じ、国内外の感染状況の変化、施策の実施状況等を定期的に分析・評価・検証を行う。その上で、最新の情報に基づいて適切に、国民や関係者へ情報発信を行うとともに

に、それまでの知見に基づき、より有効な対策を実施する。

6)その他

- ① 政府は、必要に応じ、他法令に基づく対応についても講じることとする。
- ② 今後の状況が、緊急事態宣言の要件等に該当するか否かについては、海外での感染者の発生状況とともに、感染経路の不明な患者やクラスターの発生状況等の国内での感染拡大及び医療提供体制のひっ迫の状況を踏まえて、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるか否かについて、政府対策本部長が基本的対処方針分科会の意見を十分踏まえた上で総合的に判断することとする。
- ③ 政府は、基本的対処方針を変更し、又は、緊急事態を宣言、継続若しくは終了するに当たっては、新たな科学的知見、感染状況、施策の実行状況等を考慮した上で、基本的対処方針分科会の意見を十分踏まえた上で臨機応変に対応する。

(別添)緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者

以下、事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。

1. 医療体制の維持

- ・新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、全ての医療関係者の事業継続を要請する。
- ・医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供等、患者の治療に必要な全ての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

2. 支援が必要な方々の保護の継続

- ・高齢者、障害者等特に支援が必要な方々の居住や支援に関する全ての関係者(生活支援関係事業者)の事業継続を要請する。
- ・生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者等が生活する上で必要な物資・サービスに関わる全ての製造業、サービス業を含む。

3. 国民の安定的な生活の確保

・自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。

- ① インフラ運営関係(電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等)
- ② 飲食料品供給関係(農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等)
- ③ 生活必需物資供給関係(家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等)
- ④ 宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係(百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等)
- ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係(配管工・電気技師等)
- ⑥ 生活必需サービス(ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等)
- ⑦ ごみ処理関係(廃棄物収集・運搬、処分等)
- ⑧ 冠婚葬祭業関係(火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等)
- ⑨ メディア(テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等)
- ⑩ 個人向けサービス(ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等)

4. 社会の安定の維持

・社会の安定の維持の観点から、緊急事態宣言の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。

- ① 金融サービス(銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等)
- ② 物流・運送サービス(鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便等)
- ③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持(航空機、潜水艦等)
- ④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス(ビルメンテナンス、セキュリティ関係等)
- ⑤ 安全安心に必要な社会基盤(河川や道路等の公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等)
- ⑥ 行政サービス等(警察、消防、その他行政サービス)
- ⑦ 育児サービス(託児所等)

5. その他

・医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの(高炉や半導体工場等)、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの(サプライチェーン上の重要物を含む。)を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和3年11月19日(令和5年2月10日変更)

新型コロナウイルス感染症対策本部決定

目次

一新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実

- (1) 新型コロナウイルス感染症の特徴
- (2) 感染拡大防止のこれまでの取組
- (3) ワクチン接種の進展とこれに伴う患者像の変化
- (4) 医療提供体制の強化
- (5) 令和3年9月の感染収束
- (6) オミクロン株の発生と感染拡大
- (7) オミクロン株の特性を踏まえた感染症法上の取扱いの見直し
- (8) 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更

二新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

- (1) 医療提供体制の強化
- (2) ワクチン接種の促進.
- (3) 治療薬の確保
- (4) 感染防止策
- (5) オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策

三新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

- (1) 情報提供・共有
- (2) ワクチン接種
- (3) サーベイランス・情報収集
- (4) 検査
- (5) まん延防止
- 1) 緊急事態措置区域における取組等
- 2) 重点措置区域における取組等.
- 3) 緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の都道府県における取組等
- 4) 職場への出勤等
- 5) 学校等の取扱い
- 6) その他共通的事項等
- (6) 水際対策.
- (7) 医療提供体制の強化
- (8) 治療薬の実用化と確保
- (9) 経済・雇用対策.
- (10) その他重要な留意事項

(別添)事業の継続が求められる事業者

本方針は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。)第 18 条第 1 項に規定する基本的対処方針として、今後講ずべき対策を実施するに当たって準拠となるべき統一的指針を示すものである。地方公共団体は、本方針に基づき、自らその区域に係る対策を的確かつ迅速に実施し、及び当該区域において関係機関が実施する対策を総合的に推進する責務を有する。また、政府は、本方針に基づき、指定行政機関、都道府県及び指定公共機関が実施する対策に関する総合調整を行うことができる。

一 新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実

(1)新型コロナウイルス感染症の特徴新型コロナウイルス感染症については、変異によって変化するが以下のような特徴がある。

- ・ ヒトコロナウイルス SARS-CoV-2 による感染症であり、発熱、呼吸器症状、倦怠感、頭痛、消化器症状、鼻汁、味覚異常、嗅覚異常等の症状を発症する。
- ・ せき、くしゃみ、会話等のときに排出される飛沫やエアロゾルの吸入、接触感染等が感染経路と考えられている。
- ・ 潜伏期間は約 5 日間、最長 14 日間とされているが、オミクロン株では潜伏期間が短縮していると報告されている。新型コロナウイルスはまず鼻咽頭などの上気道に感染すると考えられる。多くの患者は発症から 1 週間程度で治癒に向かうが、一部の患者では肺炎を発症する。さらに、急性呼吸窮迫症候群(ARDS)に至る患者もある。現在のオミクロン株による流行では、アルファ株やデルタ株が主体の流行と比較して、酸素療法や人工呼吸管理を必要とする患者の割合が低下していることが報告されている。
- ・ 軽症の場合は経過観察のみで自然に軽快することが多く、必要に応じて解熱薬等の対症療法を行う。ただし、重症化リスク因子のある方については、経口の抗ウイルス薬や中和抗体薬の投与を行い重症化を予防する。呼吸不全を伴う場合には、酸素投与や抗ウイルス薬、ステロイド薬(炎症を抑える薬)、免疫調整薬の投与を行い、改善しない場合には人工呼吸器や体外式膜型人工肺(Extracorporeal membrane oxygenation: ECMO)等による集中治療を行うことがある。国内で承認されている医薬品として、レムデシビル、デキサメタゾン、バリシチニブ、トシリズマブ、カシリマブ/イムデビマブ、ソトロマブ、モルヌピラビル、ニルマトレルビル/リトナビル、チキサゲビマブ/シルガビマブ及びエンシトレルビル(重症化リスク因子のない軽症から中等症の患者に投与可能な経口薬)がある。患者によっては、呼吸器や全身症状等の症状が遷延したり、新たに症状が出現すること(罹患後症状、いわゆる後遺症)が報告されている。
- ・ 新型コロナウイルス感染症と診断された人のうち重症化しやすいのは、高齢者と基礎疾患のある方、一部の妊娠後期の方であり、重症化のリスクとなる基礎疾患等には、悪性腫瘍、慢性呼吸器疾患(COPD 等)、慢性腎臓病、心血管疾患、脳血管疾患、喫煙歴、高血圧、糖尿病、脂質異常症、肥満(BMI 30 以上)、および臓器の移植、免疫抑制剤、抗がん剤等の使用その他の事由による免疫機能低下等がある。ワクチン接種を受けることで、重症化予防効果が期待できる。
- ・ 重症化する人の割合や死亡する人の割合は年齢によって異なり、高齢者は高く、若者は低い傾向にある。令和 4 年 3 月から 4 月までに診断された人においては、重症化する人の割合は 50 歳代以下で 0.03%、60 歳代以上で 1.50%、死亡する人の割合は、50 歳代以下で 0.01%、60 歳代以上で 1.13%となっている。また、同年 7 月から 8 月までに診断された人においては、重症

化する人の割合は 50 歳代以下で 0.01%、60 歳代以上で 0.69%、死亡する人の割合は、50 歳代以下で 0.00%、60 歳代以上で 0.59%となっており、重症化する割合や死亡する割合は以前と比べ低下している。なお、季節性インフルエンザの国内における致死率は 50 歳代以下で 0.01%、60 歳代以上で 0.55%と報告されている。

- ・ 診断にはリアルタイム RT-PCR 等の核酸検出検査や抗原検査が用いられる。
- ・ 新型コロナウイルスは約2週間で1か所程度の速度でその塩基が変異していると考えられ、新たな変異株が世界各地で確認されており、厚生労働省と国立感染症研究所において、ゲノムサーベイランスを通じた変異株の発生動向の監視を行っている。
- ・ オミクロン株については、令和3年 11 月 24 日に南アフリカから WHO へ最初のオミクロン株感染例が報告されてから、世界的に感染例が報告され、感染拡大が進んでいる。
- ・ オミクロン株については、国内外の報告から感染・伝播性の増加が示唆されており、デルタ株に比べて世代時間、倍加時間や潜伏期間の短縮、二次感染リスクや再感染リスクの増大が確認されており、感染拡大のスピードが極めて速い。国内においても感染例が急増し、令和4年2月頃に全国的にデルタ株からオミクロン株の BA.1 系統に置き換わり、同年5月には、オミクロン株の BA.2 系統に置き換わったが、さらに同年7月には、BA.5 系統に概ね置き換わった。また、飛沫や換気の悪い場所におけるエアロゾルによる感染が多く、子供が感染しやすくなっており、学校等での感染に加え、家庭に持ち帰り、家庭内で感染が拡大する事例が見られている。まず軽症者の数が急激に増加し、併せて中等症者も一定程度増加し、その後、高齢者に伝播し、重症者数、入院者数も増え医療全体がひっ迫し、更に社会機能の維持も困難になってくることも懸念される。オミクロン株対応ワクチンについては、オミクロン株に対応した成分が含まれるため、従来型ワクチンを上回る重症化予防効果や、短い期間である可能性はあるものの、発症予防効果や感染予防効果も期待される。また、2価のワクチンであるため、今後の変異株に対しても従来型より効果が高いことも期待される。中和抗体薬については、オミクロン株への有効性が減弱するおそれがある薬剤もあることから、投与に当たって留意が必要である。
- ・ 他方、更なる知見の集積が必要であるものの、デルタ株と比較してオミクロン株では重症化しにくい可能性が示唆されているものの、高齢者を中心に基礎疾患のある者において、オミクロン株への感染が契機となって基礎疾患が増悪する事例が多く発生しており、重症化リスクがある程度低下していたとしても、感染例が大幅に増加することで重症化リスクの低下分が相殺される可能性も考慮する必要がある。なお、我が国においては、令和2年1月15日に最初の感染者が確認された後、令和5年2月9日までに、合計 32,879,625 人の感染者、70,185 人の死亡者が確認されている。

(2)感染拡大防止のこれまでの取組

これまでの感染対策においては、後述する基本的な感染対策を推進することに加え、専門家の分析等で感染リスクが高いとされた飲食の場面を極力回避するため、飲食店の時短営業及び酒類提供の停止の措置を講じてきた。同時に、人流や人との接触機会を削減する観点から、外出・移動の自粛、イベント及び大規模集客施設への時短要請等の取組を進めてきた。また、検査・サーベイランスの強化、積極的疫学調査等によるクラスター(患者間の関連が認められた集団。以下「クラスター」という。)対策、水際対策を含む変異株対策等の取組を実施してきた。

特に、令和3年3月下旬以降は、より感染力の強い変異株の出現による急速な感染拡大に対

し、令和3年2月3日に成立した新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律(令和3年法律第5号)による改正後の法で創設されたまん延防止等重点措置区域(以下「重点措置区域」という。)における機動的な対策、ゴールデンウィーク期間中のイベントの無観客開催、大規模集客施設の休業等の集中的な対策をはじめ、緊急事態宣言等の下で、全国的に度重なる強い措置を講じてきた。また、強い感染力を持つ変異株が出現し、それまでの飲食への対策、人流抑制の取組のほか、再度の感染拡大の予兆や感染源を早期に探知するため、検査を大幅に強化するとともに、高齢者施設等や学校における感染対策を強化する観点から、軽症であっても症状が現れた場合に、早期に陽性者を発見することができるよう、抗原定性検査キットの配布を行ってきた。さらに、健康観察アプリを活用し、早期に検査につなげる取組も実施してきた。

(3) ワクチン接種の進展とこれに伴う患者像の変化

ワクチンについては、令和3年2月に医療従事者向け接種を開始し、同年4月に高齢者向け接種を開始、同年5月から本格的に接種を進め、同年4月末には医療従事者の接種会場への派遣を可能にするほか、接種費用への時間外・休日加算相当分の上乗せや接種回数の多い施設への支援の措置により、1日100万回を超えるスピードで接種を進めることができ、同年7月末には希望する高齢者への2回接種をおおむね完了した。地方公共団体での接種努力に加えて、企業等による職域接種等を行うことにより、同年10月上旬までに供給されたワクチンは、対象人口の9割が接種できる数量に達した。

令和3年12月からは、3回目接種を開始し、接種券の配布促進や接種会場の増設、職域接種の積極的な活用の推進、地域における社会機能を維持するために必要な事業に従事する方への接種の推進により、令和4年2月中旬には、1日100万回接種を実現した。3回目接種を終えた方は約7割となっている。

同年2月下旬からは、5歳から11歳までの子供に対する1回目・2回目接種(初回接種)を開始したほか、同年3月下旬からは、12歳から17歳までの方への3回目接種を開始した。

同年5月下旬からは、60歳以上の方や18歳以上で重症化リスクの高い方などを対象とし、重症化予防を目的として4回目接種を開始した。また、ファイザー社及びモデルナ社のワクチンに加え、国内で製造が行われる武田薬品工業株式会社(ノババックス社からの技術移管を受けて武田薬品工業株式会社が国内で生産及び流通を実施)のワクチン(以下「武田社ワクチン(ノババックス)」という。)による1回目・2回目・3回目接種を開始した。さらに、同年7月下旬からは、重症化リスクの高い方が多数集まる医療機関・高齢者施設等の従事者であって、18歳以上60歳未満の方に対する4回目接種を開始した。

同年9月下旬からは、令和4年秋開始接種として、1人1回、12歳以上の1回目・2回目接種(初回接種)を完了した者を対象にオミクロン株対応ワクチンの接種を開始した。また、同年10月下旬からは、最終接種からの接種間隔を5か月以上から3か月以上に短縮し、年内に約1億人がオミクロン株対応ワクチンの接種を受けることが可能となった。

同年11月上旬からは、何らかの理由でオミクロン株対応ワクチン以外のワクチンの接種を希望する者については、令和4年秋開始接種として従来型の武田社ワクチン(ノババックス)を接種することが可能となった。同年9月上旬からは、5歳から11歳までの子供に対する3回目接種(従来型ワクチン)を開始したほか、同年10月下旬からは生後6か月から4歳までの乳幼児に対する従来型ワクチンによる1回目・2回目・3回目接種(初回接種)を開始した。ワクチン接種は、最も重

重症化リスクの高い群である高齢者の約9割が3回接種を終えたこともあり、感染者数の増加に比べ、重症者数、死亡者数の増加は少なくなっている。

また、医療提供体制の強化が進められると同時に、陽性者の治療については、中和抗体薬や経口の抗ウイルス薬が利用可能となるなど、選択肢が確実に増えてきている。

今後、更なるワクチン接種の進展により、感染者や重症者は抑えられると期待されるほか、中和抗体薬や経口の抗ウイルス薬の重症化予防効果も一定程度期待される一方、更なる感染拡大が生じた場合には、ワクチン接種後にも新型コロナウイルス感染が確認される症例があること、変異株の出現の可能性やワクチンによる免疫の減衰の影響を踏まえ、引き続き後述する基本的な感染対策が重要である。また、オミクロン株対応ワクチンについては、オミクロン株成分を含むことで、従来型ワクチンを上回る重症化予防効果、発症予防効果や感染予防効果があることや、2価ワクチンであることから今後の変異株に対しても従来型ワクチンより効果が高いことが期待されることから、引き続き、迅速にワクチン接種を進めていくことが重要である。

(4)医療提供体制の強化

医療提供体制の強化については、令和3年夏に比べ約3割、約1万人増の約3.7万人が入院できる体制を構築するなど、これまで各都道府県において、感染拡大の経験を踏まえた医療提供体制の段階的な強化が進められてきた。また、病床やホテル等の宿泊療養施設の確保に加え、臨時の医療施設や入院待機施設の整備、酸素濃縮装置の確保を進め、症状悪化時に確実に酸素投与や治療につなげる体制の整備、自宅療養等を行う場合の診療体制の整備や、HER-SYS（Health Center Real-time Information-sharing System on COVID-19:新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム）における My HER-SYS（陽性者が HER-SYS にスマートフォン等で自身や家族の健康状態を入力する健康管理機能）等の導入の推進による健康観察体制の整備が進められてきた。政府としても、往診や訪問診療、訪問看護の診療報酬の評価の拡充等を行ってきた。

軽症から中等症（Ⅰ）の患者を投与対象とする初めての治療薬として令和3年7月19日に特例承認がなされた中和抗体薬「カシリビマブ／イムデビマブ」については、短期入院による投与や投与後の観察体制の確保等の一定の要件を満たした医療機関による自宅療養者に対する外来・往診での投与等の取組を進めてきた。また、同年9月27日には、中和抗体薬「ソトロビマブ」が、同年12月24日には、経口薬「モルヌピラビル」が、令和4年2月10日には経口薬「ニルマトレルビル／リトナビル」が特例承認され、それぞれ医療現場に供給されている。これにより、重症化リスク因子のある軽症から中等症患者向けの治療薬は、経口薬「モルヌピラビル」、「ニルマトレルビル／リトナビル」、中和抗体薬「ソトロビマブ」、「カシリビマブ／イムデビマブ」及び抗ウイルス薬「レムデシビル」の5種類が揃うこととなり、患者の状態や薬剤の特性等に応じて、適切に選択し活用が可能となっている。「モルヌピラビル」については、同年9月16日には一般流通が開始された。また、重症化リスク因子のない軽症から中等症患者に投与可能な経口薬「エンソトレルビル」が、同年11月22日に緊急承認され、医療現場に供給されている。

(5)令和3年9月の感染収束

令和3年7月からの感染拡大期は、感染力の強いデルタ株への置き換わりにより、これまでに比べ陽性者数において非常に大きなものであったが、同年8月20日に全国で1日当たり25,975

名の新規陽性者を記録した後に、急速に減少した。同年9月の感染収束については、これまでの国民や事業者の感染対策への協力、夜間滞留人口の減少、ワクチン接種率の向上、医療機関や高齢者施設のクラスター感染の減少等によるものと考えられる。令和3年9月28日に、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、全ての緊急事態措置区域(北海道、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県及び沖縄県)が緊急事態措置区域に該当しないこととなったため、緊急事態措置を実施すべき期間とされている同月30日をもって緊急事態措置を終了した。また、全ての重点措置区域(宮城県、福島県、石川県、岡山県、香川県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県)について、まん延防止等重点措置を実施すべき期間とされている令和3年9月30日をもってまん延防止等重点措置を終了する旨の公示を行った。

その際、今後、ワクチン接種を一層進捗させ、医療提供体制をもう一段整備し、感染拡大に対する社会の耐性を高めながら、感染対策と日常生活を両立させることを基本として、政策を展開していくこととした。また、感染の再拡大が見られる場合には、速やかに効果的で強い感染対策等を講じるものとした。

(6)オミクロン株の発生と感染拡大

令和3年9月以降、急速に減少に転じた新規陽性者数は、同年12月下旬以降再び増加傾向となった。令和4年1月には新規陽性者数の急速な増加に伴い、療養者数と重症者数も増加傾向が見受けられた。

政府は、令和3年11月末以降、感染・伝播性の増加が示唆されるオミクロン株のリスクに対応するため、外国人の新規入国を停止するとともに、帰国者には、7日間(オミクロン株以外の変異株が支配的となっていることが確認されている国・地域については14日間)の自宅待機と健康観察を実施し、加えて、オミクロン株に係る指定国・地域からの帰国者には、検疫所の確保する施設での厳格な待機措置を講じた。

その後、日本の国内対応やG7各国が水際措置を撤廃してきていることを踏まえ、令和4年10月11日より、更なる緩和を以下のとおり行った。

- ・ 全ての外国人の新規入国について、受入責任者による管理を求めないこと。
- ・ 査証の免除措置の適用を再開すること。
- ・ ワクチン3回目接種証明書又は陰性証明書の提出を求めることとしつつ、全ての帰国者・入国者について、新型コロナウイルスへの感染が疑われる症状がある者を除き、入国時検査を行わないこと。
- ・ 入国者総数の上限を設けないこと。

さらに、中国において、新型コロナウイルス感染症の感染状況が急速に悪化するとともに、詳細な状況の把握が困難であることを踏まえ、新型コロナウイルス感染症の国内への流入の急増を避けるため、同年12月30日以降、中国本土等からの入国者に対して、入国時検査を実施するなどの臨時的な措置を講じた。

また、令和3年12月から、オミクロン株の国内新規感染者の発生を受け、原則として、全ての国内新規感染者について、L452R 変異株 PCR 検査を行うとともに、その時点の検査能力を最大限発揮して全ゲノム解析を実施し、早期探知の体制をとった。その後、国内におけるオミクロン株への置き換わりが進んだことを踏まえ、感染者の5-10%分又は300-400例/週程度の全ゲノム

解析を実施することにより、引き続き、変異株の発生動向を監視している。

また、オミクロン株の濃厚接触者の待機期間について、これまでに得られた科学的知見に基づき、順次短くしている。ワクチンの3回目接種については、まずは、重症化リスクが高い高齢者などの方々を対象とし、その後には、一般の方を対象として接種間隔を前倒して接種を実施することとし、また、オミクロン株について、海外渡航歴がなく、感染経路が不明の事案が発生したことを受け、感染拡大が懸念される地域での無料検査を行っている。経口薬については令和3年12月24日には「モルヌピラビル」が特例承認され、令和4年2月10日には経口薬「ニルマトレルビル／リトナビル」も特例承認され、それぞれ医療現場に供給されている。さらに、重症化リスク因子のない軽症から中等症患者に投与可能な経口薬「エンシトレルビル」が、同年11月22日に緊急承認され、医療現場に供給されている。あわせて、都道府県における在宅療養をされる方々への健康観察や訪問診療体制の準備状況の自己点検を実施し、政府の方針として、在宅療養体制が整った自治体において、自治体の総合的な判断の下、感染の急拡大が確認された場合には、陽性者を全員入院、濃厚接触者を全員宿泊施設待機としている取組を見直し、症状に応じて宿泊・自宅療養も活用し、万全の対応ができるようにしている。また、感染拡大が顕著な地域において、保健所業務がひっ迫した場合には、積極的疫学調査、健康観察の重点化、患者発生届の処理の効率化等、保健所業務を重点化・効率化することとした。

令和4年1月7日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、感染の再拡大を防止する必要性が高いこと等から、法第31条の4第1項に基づき、まん延防止等重点措置を実施すべき期間を同月9日から同月31日までの23日間とし、重点措置区域を広島県、山口県及び沖縄県とする公示を行った。

令和4年1月19日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、感染の再拡大を防止する必要性が高いこと等から、法第31条の4第3項に基づき、重点措置区域に群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県及び宮崎県を追加する変更を行うとともに、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県及び宮崎県において、まん延防止等重点措置を実施すべき期間を同月21日から同年2月13日までの24日間とする公示を行った。あわせて、オミクロン株による感染が急速に拡大している状況等を踏まえ、後述するワクチン・検査パッケージ制度については、原則として、当面適用しないこととした。

令和4年1月25日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、感染の再拡大を防止する必要性が高いこと等から、法第31条の4第3項に基づき、重点措置区域に北海道、青森県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、石川県、長野県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、福岡県、佐賀県、大分県及び鹿児島県を追加する変更を行うとともに、北海道、青森県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、石川県、長野県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、福岡県、佐賀県、大分県及び鹿児島県において、まん延防止等重点措置を実施すべき期間を同月27日から同年2月20日までの25日間とし、広島県、山口県及び沖縄県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を同年2月20日まで延長する旨の公示を行った。

令和4年2月3日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、感染の再拡大を防止する必要性が高いこと等から、法第31条の4第3項

に基づき、重点措置区域に和歌山県を追加する変更を行うとともに、和歌山県において、まん延防止等重点措置を実施すべき期間を同月5日から同月27日までの23日間とする公示を行った。

令和4年2月10日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、感染の再拡大を防止する必要性が高いこと等から、法第31条の4第3項に基づき、重点措置区域に高知県を追加する変更を行うとともに、高知県において、まん延防止等重点措置を実施すべき期間を同月12日から同年3月6日までの23日間とし、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県及び宮崎県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を同年3月6日まで延長し、公示を行った。

令和4年2月18日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、山形県、島根県、山口県、大分県及び沖縄県について、まん延防止等重点措置を実施すべき期間とされている同月20日をもってまん延防止等重点措置を終了するとともに、法第31条の4第3項に基づき、北海道、青森県、福島県、茨城県、栃木県、石川県、長野県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、福岡県、佐賀県及び鹿児島県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を同年3月6日まで延長し、公示を行った。

令和4年3月4日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、福島県、新潟県、長野県、三重県、和歌山県、岡山県、広島県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、宮崎県及び鹿児島県について、まん延防止等重点措置を実施すべき期間とされている同月6日をもってまん延防止等重点措置を終了するとともに、法第31条の4第3項に基づき、北海道、青森県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、香川県及び熊本県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を同月21日まで延長し、公示を行った。

令和4年3月17日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、北海道、青森県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、香川県及び熊本県について、まん延防止等重点措置を実施すべき期間とされている同月21日をもってまん延防止等重点措置を終了する公示を行った。

令和4年2月以降、全国的には概ね減少傾向であった新規陽性者数が、同年6月下旬以降、再び上昇傾向に転じた。同年7月中旬には、BA.5系統への置き換わり等による新規陽性者数の急速な増加に伴い、重症者数や死亡者数は低水準であるが、療養者数や入院者数は増加傾向となった。政府は、このような感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負担の状況を踏まえ、現下の感染拡大への対応については、

- ・ 新たな行動制限を行うのではなく社会経済活動をできる限り維持しながら、
- ・ 保健医療体制について、「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」(令和3年11月12日新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「全体像」という。)に基づき整備してきた病床等をしっかりと稼働させることを基本に、引き続き、自治体や医療機関等の支援を行い、保健医療体制の確保に万全を期すとともに、
- ・ 医療への負荷に直結する重症化リスクの高い高齢者を守ることに重点を置いて、効果が高いと見込まれる感染対策に、国・地方が連携して機動的・重点的に取り組むこととし、同時に新型コロ

ナウイルスと併存しつつ平時への移行を慎重に進めていくこととした。

令和4年7月下旬には、感染者の急増により診療・検査医療機関等の外来医療を中心に医療機関等への負荷が急速に高まり、熱中症による影響もあり救急搬送困難事案も地域差はあるが急速に増加した。また、従業員が感染者や濃厚接触者となることにより業務継続が困難となる事業者も増加した。

政府は、こうした状況を踏まえ、一定以上の医療の負荷の増大が認められる都道府県が「BA.5対策強化宣言」を行い、住民及び事業者への協力要請又は呼びかけを実施する際に、当該都道府県を「BA.5対策強化地域」と位置づけ、その取組を支援することとした。同年8月24日までには合計27道府県を「BA.5対策強化地域」と位置付けた。その後、感染状況や保健医療の負荷の状況を踏まえ、同年9月30日までに、当該道府県の「BA.5対策強化地域」の位置付けを終了した。

また、政府は、「全体像」に基づく最大確保病床・ベッド数約5万の全面的な稼働に向けた病床等の即応化に加え、自ら検査した結果を、都道府県等が設置し、医師を配置する健康フォローアップセンター等に登録し、外来受診を経ることなく迅速に療養につなげる仕組みの整備、患者発生届の届出項目の削減、療養開始時に検査証明を求めないことの徹底等、医療機関や保健所の負担軽減への対応を行った。

加えて、政府は、同年8月25日に、診療・検査医療機関や保健所業務が極めてひっ迫した地域において、当面の緊急的な対応として、都道府県知事の申出により、発生届の範囲を①65歳以上、②入院を要する者、③重症化リスク因子があり治療薬投与等が必要な者、④妊娠している者に限定することを可能とした。

さらに、「With コロナに向けた政策の考え方」(令和4年9月8日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)に基づき、感染拡大防止と社会経済活動の両立をより強固に推進していくこととした。同年秋以降の新型コロナウイルスの感染拡大においては、これまでの感染拡大を大幅に超える感染者数が生じることもあり得るとされており、また、季節性インフルエンザとの同時流行が懸念されている。このような事態にも対応できるよう、厚生労働省において、「新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備えた対応」を決定し、これに基づき、限りある医療資源の中でも高齢者等重症化リスクの高い方に適切な医療を提供するための保健医療体制の強化・重点化を進めていくこととした。加えて、厚生労働省において、医療関係団体、アカデミア、経済団体、地方自治体等をメンバーとする「新型コロナ・インフル同時流行対策タスクフォース」を同年10月13日に立ち上げてから、12月にかけて3回開催し、感染状況等に応じた国民への呼びかけの方針等を決定し、一丸となって国民への呼びかけを行うこととした。

同年10月半ば以降、地域差はあるものの全国で新規感染者数が増加に転じ、同年11月には同年夏の新規感染者数のピークを超える自治体も生じるとともに、全国的に病床使用率が上昇し、令和5年1月には救急搬送困難事案数についても過去最多を記録した。また、新規感染者のうち80代以上の高齢者の占める割合が増加し、これに伴い死亡者が増加した。

こうした中で、政府は、感染が著しく拡大し、同年冬の季節性インフルエンザとの同時流行も想定した外来等の保健医療体制の強化等を実施してもなお、保健医療への負荷が高まった都道府県が「医療ひっ迫防止対策強化宣言」を行い、医療体制の機能維持・確保、感染拡大防止措置及び業務継続体制の確保等に係る対策を強化する際に、当該都道府県を「医療ひっ迫防止対策強化地域」と位置付け、その取組を支援することとした。政府は、一部の地域において入院や外来等

の保健医療への負荷が高まったこと等を踏まえ、同年12月には岐阜県を、令和5年1月には静岡県を「医療ひっ迫防止対策強化地域」と位置付けた。

(7) オミクロン株の特性を踏まえた感染症法上の取扱いの見直し

オミクロン株については、若者の重症化リスクは低く、大部分の人は感染しても軽症で入院することはない、一方で、高齢者のリスクは引き続き高い。このようなウイルスの特性を踏まえ、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)上の措置について、以下の対応を行うこととした。

① 発生届の対象者の見直し(全数届出の見直し)

感染症法第12条に定める発生届の対象者について、(i)65歳以上、(ii)入院を要する者、(iii)重症化リスク因子があり治療薬投与等が必要な者、(iv)妊娠している者の4類型に限定し、令和4年9月26日より全国一律で適用を開始する。その際、発生届の対象外となる者が安心して自宅療養をできるようにするため、(i)抗原定性検査キットのOTC化(インターネット等での販売を解禁)、(ii)体調悪化時等に連絡・相談できる健康フォローアップセンターの全都道府県での整備、(iii)必要に応じて、宿泊療養や配食等の支援が可能になるようにすること等、必要な環境を整備する。また、今回の見直しに伴い、HER-SYSの追加機能により、医療機関の患者数及び健康フォローアップセンターの登録者数を集計することで感染者の総数の把握(全数把握)を継続する。

② 陽性者の自宅療養期間の見直し

自宅療養期間については、療養者が有症状の場合には10日間、無症状の場合には7日間は引き続き、自身による検温、高齢者等重症化リスクの高い者との接触や、感染リスクの高い行動を控えることを前提に、以下のとおり短縮することとし、令和4年9月7日から適用する。

- ・ 有症状の場合、発症から10日間かつ症状軽快後72時間としていたところ、7日間かつ症状軽快後24時間に変更(ただし、現に入院している場合は10日間)。
- ・ 無症状の場合、検体採取から7日間としていたところ、5日目の抗原定性検査キットによる検査により陰性であった場合、5日間に変更。また、感染症法第44条の3に基づき、陽性者に対する外出自粛要請は引き続き行うが、症状軽快後24時間経過後又は無症状の場合には、感染リスクが残るため、マスクは必ず着用すること、短時間とすること等の自主的な感染予防行動を徹底することを前提に、食料品の買い出しなど必要最低限の外出を許容する。

(8) 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更

「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」(令和5年1月27日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)を決定し、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、同年5月8日から新型コロナウイルス感染症(COVID-19)について、感染症法上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づけることとした。

二 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備え、「全体像」に基づき、ワクチン接種、検査、治療薬等の普及による予防、発見から早期治療までの流れを更に強化するとともに、最悪の事態を想定した対応を行う。このため、デルタ株への置き換わり等による令和3年夏のピーク時における急

速な感染拡大に学び、今後、感染力が2倍(若年者のワクチン接種が70%まで進展し、それ以外の条件が令和3年夏と同一である場合と比較し、新たな変異株の流行や生活行動の変化等による、「令和3年夏の実質2倍程度の感染拡大が起こるような状況」となった場合にも対応できるよう、医療提供体制の強化、ワクチン接種の促進、治療薬の確保を進める。こうした取組により、重症化する患者数が抑制され、病床ひっ迫がこれまでより生じにくくなり、感染拡大が生じても、国民の命と健康を損なう事態を回避することが可能となる。

今後は、こうした状況の変化を踏まえ、感染リスクを引き下げながら経済社会活動の継続を可能とする新たな日常の実現を図る。その上で、感染力が2倍を大きく超え、例えば感染力が3倍(若年者のワクチン接種が70%まで進展し、それ以外の条件が令和3年夏と同一である場合と比較し、新たな変異株の流行や、生活行動の変化等による、「令和3年夏の実質3倍程度の感染拡大が起こるような状況」となり、医療がひっ迫するなど、それ以上の感染拡大が生じた場合には、強い行動制限を機動的に国民に求めるとともに、政府の責任において、新型コロナウイルス感染症以外の通常医療の制限の下、緊急的な病床等を確保するための具体的措置を講じる。

(1)医療提供体制の強化

今後の医療提供体制については、「全体像」に基づき、今後も中長期的に感染拡大が反復する可能性があることを前提に、次の点を重点として各都道府県において「保健・医療提供体制確保計画」を策定し、検査から入院までの総合的な保健・医療提供体制を構築している。

- ・ 今後、感染力が2倍となった場合にも対応できるよう、ワクチン接種の進展等による感染拡大の抑制効果等も勘案しつつ、入院を必要とする方が、まずは迅速に病床又は臨時の医療施設等に受け入れられ、確実に入院につなげる体制を整備。
- ・ 感染拡大時に臨時の医療施設等が円滑に稼働できるよう、医療人材の確保、配置調整を担う体制を構築。
- ・ 医療体制の稼働状況の医療機関等情報支援システム(Gathering Medical Information System: G-MIS)やレセプトデータ等を活用した徹底的な「見える化」。また、こうした「全体像」に基づく保健・医療提供体制をしっかりと稼働させることを基本としつつ、その中でもオミクロン株の特徴に対応する対策の強化・迅速化を図る。具体的には、オミクロン株の特性やワクチン接種の進展を踏まえつつ、令和4年1月以降、自宅療養者等の支援の点検・強化を図るとともに、診療報酬の加算措置を延長した上での診療・検査医療機関の拡充・公表等の診療・検査の体制整備、転院や救急搬送受入れの対応強化、高齢者施設等に看護職員を派遣した場合の補助の拡充等の自宅療養や高齢者施設等における療養の環境整備、通常医療との両立についての徹底・強化を図っている。引き続き必要な財政支援を図りながら、更なる対策の強化・徹底を図る。

(2)ワクチン接種の促進

オミクロン株対応ワクチンについては、従来型ワクチンを上回る重症化予防効果等があることや、今後の変異株に対しても従来型ワクチンより効果が高いことが期待されており、まだ接種していない方に対して接種の積極的な検討を呼びかけていく。さらに、比較的若い世代等を中心に、1回目・2回目接種が完了していない者へは引き続き接種を促す。5歳から11歳までの子供や生後6か月から4歳までの乳幼児についても、ワクチン接種を着実に進めていく。

(3)治療薬の確保

新型コロナウイルス感染症の治療薬については、国産経口薬を含む治療薬の開発費用を支援している。また、経口薬については、令和3年12月24日には「モルヌピラビル」が特例承認され

た。さらに、令和4年2月10日には経口薬「ニルマトレルビル／リトナビル」も特例承認され、それぞれ医療現場に供給されており、同年9月16日には「モルヌピラビル」の一般流通が開始された。加えて、中和抗体薬「カシリビマブ／イムデビマブ」及び「ソトロビマブ」について、他の治療薬が使用できない場合に投与が可能とされている。

さらに、同年8月30日には、「チキサゲビマブ／シルガビマブ」が特例承認され、発症抑制を目的として、同年9月中旬から医療現場への供給が開始されている。

このように、中期的な感染拡大においても、軽症から中等症の重症化リスク因子を有する者が確実に治療を受けられるようにするため、治療薬の作用する仕組みや開発ステージは様々であることも考慮して、複数の治療薬(中和抗体薬、経口薬)の確保に向けて取り組んできた結果、既に一般流通を行っている「レムデシビル」や「モルヌピラビル」をはじめ、複数の治療の選択肢が活用可能となっている。また、重症化リスク因子のない軽症から中等症患者に投与可能な経口薬「エンシトレルビル」が、同年11月22日に緊急承認され、医療現場に供給されている。

(4)感染防止策

新型コロナウイルス感染症の感染経路は、せき、くしゃみ、会話等のときに排出される飛沫やエアロゾルの吸入、接触感染等と考えられていることから、基本的な感染対策が重要である。加えて、政府及び地方公共団体が積極的・戦略的な検査と積極的疫学調査により、感染拡大の起点となっている場所や活動を特定して効果的な対策を講じること、さらに、感染状況に応じて、人流や人との接触機会を削減することが重要である。

基本的な感染対策とは、「三つの密」(①密閉空間(換気の悪い密閉空間である)、②密集場所(多くの人々が密集している)、③密接場面(互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる)という3つの条件をいう。以下同じ。)の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等をいう。このうち、「マスクの着用」の考え方については、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とし、政府は各個人のマスクの着用の判断に資するよう、令和5年2月10日新型インフルエンザ等対策推進会議基本的対処方針分科会(以下「基本的対処方針分科会」という。)で示された「マスク着用の有効性に関する科学的知見」等を踏まえ、感染防止対策としてマスク(不織布マスクを推奨)の着用が効果的である場面などを示すこととする。

① 高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、マスクの着用が効果的な下記の場面では、マスクの着用を推奨する。

- ・ 医療機関受診時
- ・ 高齢者等重症化リスクが高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時
- ・ 通勤ラッシュ時等混雑した電車やバス(概ね全員の着席が可能であるもの(新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等)を除く。)に乗車する時(当面の取扱)

② 新型コロナウイルス感染症の流行期に重症化リスクの高い方が混雑した場所に行く時は、感染から自身を守るための対策としてマスクの着用が効果的であることを周知していく。

③ 症状がある方、新型コロナ検査陽性の方、同居家族に陽性者がいる方は、周囲の方に感染を広げないため、外出を控える。通院等やむを得ず外出をする時には、人混みは避け、マスクを着用する。

④ 高齢者等重症化リスクが高い方が多く入院・生活する医療機関

や高齢者施設等の従事者については、勤務中のマスクの着用を推奨する。マスクの着用は個

人の判断に委ねられるものであるが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される。

この「マスクの着用」の考え方は、円滑な移行を図る観点から、国民への周知期間や各業界団体及び事業者の準備期間等も考慮し、同年3月13日から適用することとする。各業界団体においては、上記及び下記の方針に沿って業種別ガイドラインの見直しを行い、現場や利用者へ周知する。同日までの間はこれまでの考え方に沿った対応をお願いする。なお、「マスクの着用」の考え方の適用に当たっては、以下の点に留意する。

- ・ マスクを着用するかどうかは、個人の判断に委ねることを基本とし、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう周知していく。
- ・ 子供については、すこやかな発育・発達の妨げとならないよう配慮することが重要であり、保育所等に対してもマスク着用の考え方を周知する。
- ・ 感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることがあり得る。ただし、そのような場合においても、子供のマスクの着用については、健康面等への影響も懸念されており、引き続き、保護者や周りの大人が個々の子供の体調に十分注意する必要がある。「マスクの着用」の考え方の適用後であっても、基本的な感染対策は重要であり、政府は、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の励行について呼びかけることとする。また、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが変更された以降は、本方針及び業種別ガイドラインは廃止となり、個人及び事業者は自主的な感染対策に取り組むこととなる。政府は、感染症法上の位置づけ変更後も、自主的な感染対策について必要となる情報提供を行うなど、個人及び事業者の取組みを支援していくこととする。政府は、これまでの感染拡大期の経験や国内外の様々な研究等の知見を踏まえ、より効果的な感染防止策等を講じていく。また、都道府県は、感染の拡大が認められる場合に、政府と密接に連携しながら、速やかに効果的な感染対策等を講じるものとする。法第32条第1項に規定する事態が発生したと認めるときは、緊急事態宣言を発出し、法第45条等に基づき必要な措置を講じる。また、法第31条の4第1項に規定する事態が発生したと認めるときは、まん延防止等重点措置として法第31条の6に基づき必要な措置を講じる。緊急事態措置区域及び重点措置区域等においては、飲食店の営業時間短縮、イベントの人数制限、県をまたぐ移動の自粛、出勤者数の削減の要請等の感染防止策を講じるとともに、第三者認証制度や別途定めるワクチン・検査パッケージ制度(以下単に「ワクチン・検査パッケージ制度」という。)、対象者に対する全員検査(以下「対象者全員検査」という。)等を活用し、感染拡大を防止しながら、日常生活や経済社会活動を継続できるように取り組むものとする。ただし、感染が急速に拡大し、医療提供体制のひっ迫が見込まれる場合等においては、政府・都道府県の判断で、ワクチン・検査パッケージ制度等を適用せず、強い行動制限を要請することとする。

上記の緊急事態宣言の発出等については、以下のとおり取り扱う。

1)緊急事態宣言の発出及び解除 (緊急事態宣言発出の考え方)

国内での感染拡大及び医療提供体制・公衆衛生体制のひっ迫の状況(特に、令和3年11月8日の新型インフルエンザ等対策推進会議新型コロナウイルス感染症対策分科会(以下「コロナ分科会」という。)提言におけるレベル(以下「旧レベル」という。))3相当の対策が必要な地域の状況

等)を踏まえて、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるか否かについて、政府対策本部長が基本的対処方針分科会の意見を十分踏まえた上で、総合的に判断する。なお、緊急事態措置区域を定めるに当たっては、都道府県間の社会経済的なつながり等を考慮する。

(緊急事態宣言解除の考え方)

国内での感染及び医療提供体制・公衆衛生体制のひっ迫の状況(特に、緊急事態措置区域が、旧レベル2相当の対策が必要な地域になっているかなど)を踏まえて、政府対策本部長が基本的対処方針分科会の意見を十分踏まえた上で、より慎重に総合的に判断する。なお、緊急事態宣言の解除後の対策の緩和については段階的に行う。

2)まん延防止等重点措置の実施及び終了

まん延防止等重点措置の実施及び終了については、令和3年11月8日のコロナ分科会提言を踏まえ、以下を基本として判断することとする。

(まん延防止等重点措置の実施の考え方)

都道府県の特定の区域において感染が拡大し、当該都道府県全域に感染が拡大するおそれがあり、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生ずるおそれがあると認められる以下のような場合に、政府対策本部長が基本的対処方針分科会の意見を十分踏まえた上で、総合的に判断する。

- ・ 都道府県が旧レベル3相当の対策が必要な地域の状況になっている場合
- ・ 都道府県が旧レベル2相当の対策が必要な地域において、当該都道府県の特定の区域において感染が急速に拡大し、都道府県全域に感染が拡大するおそれがあると認められる場合
- ・ 都道府県が旧レベル2相当の対策が必要な地域において、感染が減少傾向であっても、当該都道府県の特定の区域において感染水準が高い又は感染が拡大しているなど、感染の再拡大を防止する必要性が高い場合

(まん延防止等重点措置の終了の考え方)

都道府県の感染及び医療提供体制・公衆衛生体制のひっ迫の状況(特に、まん延防止等重点措置を実施している区域の感染状況が、都道府県全域に感染を拡大させるおそれがない水準かなど)を踏まえて、政府対策本部長が基本的対処方針分科会の意見を十分踏まえた上で、総合的に判断する。

(5)オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策

令和4年秋以降の新型コロナウイルスの感染拡大においては、これまでの感染拡大を大幅に超える感染者数が生じることもあり得るとされており、また、季節性インフルエンザとの同時流行が懸念されている。その場合でも、同年夏と同様、オミクロン株と同程度の感染力・病原性の変異株による感染拡大であれば、二(4)1)及び2)の記載に関わらず、新たな行動制限は行わず、社会経済活動を維持しながら、高齢者等を守ることに重点を置いて感染拡大防止策を講じるとともに、同時流行も想定した外来等の保健医療体制を準備することを基本的な考え方とする。

1)国民への周知等

国民に対し、基本的な感染対策を徹底することに加え、早期にオミクロン株対応ワクチンの接種を受けること、場面に応じた適切なマスクの着脱を行うこと、家庭内においても室内を定期的に換気するとともにこまめに手洗いを行うこと、帰省等で高齢者や基礎疾患のある者と会う際は、事前の検査を行うこと等を促す。換気については、令和4年7月14日のコロナ分科会提言を踏ま

え、エアロゾル感染に対応した屋内の効果的な換気等を行うことを促す。特に高齢者施設、学校、保育所等においては、同提言で示された施設の特性に応じた留意点を踏まえ効果的な換気を実施すること等を促す。

2)医療機関・高齢者施設等、学校・保育所等における感染対策

① 医療機関・高齢者施設等

感染が拡大している状況において、市中で感染がまん延し地域の感染状況が悪化している場合には、まず、院内・施設内に感染を持ち込まないようにするため、職員の検査や入院時・入所時のスクリーニングを強化する。院内・施設内の感染対策については、感染が持ち込まれることを想定し、感染を拡大させないために、基本的な感染対策を徹底する。

それでもクラスターが起り得ることを前提に、平時から準備(医療支援の体制確保、業務継続体制の確保、感染者の周囲への一斉検査の実施等)を行う。こうした考え方にに基づき、令和4年10月13日のコロナ分科会の提言を踏まえた具体的な対策を実施する。なお、医療機関においては感染対策のガイドライン等(学会の作成したガイドラインや「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療の手引き」、高齢者施設等においては「介護現場における感染対策の手引き」)に基づく対応を徹底する。

② 学校・保育所等

学校・保育所等での感染対策については、子供の教育機会を可能な限り確保するとともに、子供や教育現場、医療現場の負担に配慮して効果的・効率的な対策に取り組む。また、同年秋以降の感染拡大においては、季節性インフルエンザとの同時流行が予想されており、子供が流行の主体である季節性インフルエンザの感染対策も念頭において、体調不良時に登校や登園を控える、部活動を含めた学校内での換気等による感染対策を推進する。こうした考え方にに基づき、令和4年10月13日のコロナ分科会の提言を踏まえ、具体的な対策を実施する。なお、学校・保育所等においては、この他に以下のことに留意する。

(学校における取組)

- ・ 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を基本としつつ、学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする。次に掲げる事項に留意する。①基礎疾患等の様々な事情により、感染不安を抱き、引き続きマスクの着用を希望する児童生徒に対して適切に配慮するとともに、換気の確保等の必要な対策を講じること。②地域や学校における新型コロナウイルス感染症や季節性インフルエンザの感染状況等に応じて、学校・教員が児童生徒に対して着用を促すことも考えられるが、そのような場合も含め、児童生徒や保護者等の主体的な判断が尊重されるよう、着脱を強いることがないようにすること。以上のマスクに関する取扱いについては、令和5年4月1日より適用するものとする。
- ・ 上記の適用時期にかかわらず、同日より前に実施される卒業式におけるマスクの着用については、卒業式の教育的意義を考慮し、児童生徒等はマスクを着用せず出席することを基本としその際の留意事項を示すこととする。
- ・ 地域の実情に応じ、小学校等内で感染者が複数確認された場合の関係する教職員等に対する検査の実施等を行う。
- ・ 学齢期の子供がいる医療従事者等の負担等の家庭・地域の社会経済的事情等を考慮し、学校全体の臨時休業とする前に、地方公共団体や学校設置者の判断により、児童生徒等の発達段

階等を踏まえた時差登校や分散登校、オンライン学習を組み合わせたハイブリッドな学習形態を実施する。また、学校の臨時休業は、感染状況を踏まえ、学校設置者の判断で機動的に行い得るものであるが、感染者が発生していない学校全体の臨時休業については、児童生徒等の学びの保障や心身への影響等を踏まえ、慎重に検討する。

- ・ なお、大学等においても適切に対応する。

(保育所・認定こども園等における取組)

- ・ 保育所等が果たす社会的機能を維持するため原則開所を要請するとともに、医療従事者等の社会機能維持者等の就労継続が可能となるよう、休園した保育所等の児童に対する代替保育を確保するなど、地域の保育機能を維持する。
- ・ 「保育所における感染症対策ガイドライン」等を踏まえた対応を基本としつつ、感染リスクが高い活動を避けるとともに、児童をできるだけ少人数のグループに分割するなど、感染を広げない形での保育の実践を行う。
- ・ 2歳未満児のマスク着用は奨めない。2歳以上児についても、マスクの着用は求めない。あわせて、基礎疾患がある等の様々な事情により、感染不安を抱き、引き続きマスクの着用を希望する子供や保護者に対して適切に配慮するとともに、換気の確保等の必要な対策を講じることとする。以上のマスクに関する取扱いについては、令和5年3月13日より適用するものとする。
- ・ 地域の実情に応じ、感染者が発生した場合の早期の幅広い検査の実施等を行う。

3)保健医療への負荷が高まった場合の対応

令和3年11月8日のコロナ分科会提言で示されたレベル分類について、医療のひっ迫度に着目する基本的な考え方は維持しながら、オミクロン株に対応し、外来医療の状況等に着目したレベル分類(以下「新レベル分類」という。)に見直した上で、各段階に応じた感染拡大防止措置を講じる。また、「今秋以降の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合の対応について」(令和4年11月18日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)に基づき、新レベル分類における各段階に応じた協力要請・呼びかけを行う。

①「医療ひっ迫防止対策強化宣言」に基づく対策

新レベル分類の「レベル3 医療負荷増大期」においては、地域の実情に応じて、都道府県が「医療ひっ迫防止対策強化宣言」を行い、住民に対して、感染拡大の状況や、医療の負荷の状況に関する情報発信を強化するとともに、より慎重な行動の協力要請・呼びかけを実施すること、事業者に対して、多数の欠勤者を前提とした業務継続体制の確保に関する協力要請・呼びかけを実施すること等を選択肢とした取組を行う。国は、当該都道府県を「医療ひっ迫防止対策強化地域」と位置付け、既存の支援に加え、必要に応じて支援を行う。

②「医療非常事態宣言」に基づく対策

新レベル分類の「レベル3 医療負荷増大期」において、急速な感染拡大が生じている場合や、上記の「医療ひっ迫防止対策強化宣言」に基づく対策を講じても感染拡大が続き、医療が機能不全の状態になり、社会インフラの維持にも支障が生じる段階(新レベル分類の「レベル4 医療機能不全期」)になることを回避するために、地域の実情に応じて、都道府県が「医療非常事態宣言」を行い、国は、当該都道府県を「医療非常事態地域」として位置付ける。当該都道府県は、住民及び事業者に対して、人との接触機会の低減について、より強力な要請・呼びかけを行う。

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

二の全般的な方針を踏まえ、主として以下の重要事項に関する取組を進める。

(1)情報提供・共有

- ① 政府は、地方公共団体と連携しつつ、以下の点について、国民の共感が得られるようなメッセージを発出するとともに、状況の変化に即応した情報提供や呼びかけを行い、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応をお願いする。
 - ・ 発生状況や患者の病態等の臨床情報等の正確な情報提供。
 - ・ 国民に分かりやすい疫学解析情報の提供。
 - ・ 医療提供体制及び検査体制に関する分かりやすい形での情報の提供。特に、感染状況が悪化し、医療提供体制がひっ迫した場合には、その影響を具体的に分かりやすい形で示すこと。
 - ・ 変異株についての正確で分かりやすい情報の提供。
 - ・ 「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」をはじめとした基本的な感染対策の徹底等、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着に向けた周知。
なお、本人の意に反してマスクの着脱を無理強いすることにならないよう、丁寧に周知する。
 - ・ 業種別ガイドライン等の実践。特に、飲食店等について、第三者認証を取得している飲食店等を利用するよう、促すこと。
 - ・ 風邪症状等体調不良が見られる場合の休暇取得、学校の欠席、外出・移動自粛等の呼びかけ。
 - ・ 感染リスクを下げるため、医療機関を受診する時は、あらかじめ厚生労働省が定める方法による必要があることの周知。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の考え方を分かりやすく周知すること。
 - ・ 感染者・濃厚接触者や、診療に携わった医療機関・医療関係者その他の対策に携わった方々に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないことの呼びかけ。
 - ・ 従業員及び学生の健康管理や感染対策の徹底についての周知。
 - ・ 地域独自の二次元バーコード等による通知システム等の利用の呼びかけ。
- ② 政府は、広報担当官を中心に、官邸のウェブサイトにおいて厚生労働省等関係省庁のウェブサイトへのリンクを紹介するなどして有機的に連携させ、かつ、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)等の媒体も積極的に活用することで、迅速かつ積極的に国民等への情報発信を行う。
- ③ 政府は、民間企業等とも協力して、情報が必ずしも届いていない層に十分な情報が行き届くよう、丁寧な情報発信を行う。
- ④ 厚生労働省は、感染症やクラスターの発生状況について迅速に情報を公開する。
- ⑤ 外務省は、全世界で感染が拡大していることを踏まえ、各国に滞在する邦人等への適切な情報提供、支援を行う。
- ⑥ 政府は、検疫所からの情報提供に加え、企業等の海外出張又は長期の海外滞在のある事業所、留学や旅行機会の多い大学等においても、帰国者への適切な情報提供を行い、渡航の是非の判断・確認や、帰国者に対する自宅等待機等の必要な対策を講じるよう周知を図る。
- ⑦ 政府は、国民、在留外国人、外国人旅行者及び外国政府に対し、帰国時・入国時の手続や目的地までの交通手段の確保等について適切かつ迅速な情報提供を行い、国内でのまん延防

止と風評対策につなげる。また、政府は、日本の感染対策や感染状況の十分な理解を醸成するよう、諸外国に対して情報発信に努める。

- ⑧ 地方公共団体は、政府との緊密な情報連携により、様々な手段により住民に対して地域の感染状況に応じたメッセージや注意喚起を行う。
- ⑨ 都道府県等は、厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査により得られた情報を分析し、今後の対策に資する知見をまとめて、国民に還元するよう努める。
- ⑩ 政府は、今般の新型コロナウイルス感染症に係る事態が行政文書の管理に関するガイドライン(平成 23 年 4 月 1 日内閣総理大臣決定)に基づく「歴史的緊急事態」と判断されたことを踏まえた対応を行う。地方公共団体も、これに準じた対応に努める。

(2) ワクチン接種

政府、都道府県及び市町村は、以下のように新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種を行う。

- ① 新型コロナウイルス感染症に係る従来株によるワクチンの接種目的は、1～3回目接種は、新型コロナウイルス感染症の重症化予防・発症予防等、4回目接種は重症化予防である。
- ② 予防接種については、予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律(令和2年法律第 75 号)による改正後の予防接種法(昭和 23 年法律第 68 号)に基づく臨時接種の特例として、厚生労働大臣の指示の下、都道府県の協力により市町村において実施する。
- ③ 予防接種の実施体制等については、令和3年2月9日の「新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種について」(内閣官房及び厚生労働省)を踏まえ接種を円滑かつ効率的に実施する観点に立って行う。
- ④ オミクロン株対応ワクチンの接種については、令和4年秋開始接種として、12 歳以上の1回目・2回目接種(初回接種)を完了した者を対象に実施しており、まだ接種していない方に対して接種の積極的な検討を呼びかけていく。
- ⑤ 何らかの理由でオミクロン株対応ワクチン以外のワクチンの接種を希望する者については、令和4年秋開始接種として従来型の武田社ワクチン(ノババックス)を接種することを可能とする。
- ⑥ 5歳から 11 歳までの子供や生後6か月から4歳までの乳幼児について、ワクチン接種を着実に進めていく。
- ⑦ 予防接種法に基づく健康被害が生じた場合の救済措置や副反応疑い報告等について、適切に実施する。
- ⑧ 予防接種は最終的には個人の判断で接種されるものであることから、予防接種に当たっては、リスクとベネフィットを総合的に勘案し接種の判断ができる情報を提供することが必要である。その上で、政府は、国民に対して、ワクチンの安全性及び有効性についての情報を提供するなど、的確かつ丁寧なコミュニケーション等を進め、幅広く予防接種への理解を得るとともに、国民が自らの意思で接種の判断を行うことができるよう取り組む。
- ⑨ ワクチンについて、国内で開発・生産ができる体制を確立しておくことは、危機管理上も極めて重要であり、国内での開発・生産の基盤整備を進める。

(3) サーベイランス・情報収集

- ① 発生届の対象者の見直しに伴い、HER-SYS の追加機能により、医療機関の患者数及び健康フォローアップセンターの登録者数を集計することで感染者の総数の把握を継続する。
- ② 厚生労働省及び都道府県等は、感染が拡大する傾向がみられる場合はそれを迅速に察知し

て的確に対応できるよう、戦略的サーベイランス体制を整えておく必要がある。また、政府と都道府県等で協働して今後の感染拡大局面も見据えた準備を進めるため、厚生労働省は、財政的な支援をはじめ必要な支援を行い、都道府県等は、相談・検体採取・検査の一連のプロセスを通じた対策を実施する。

- ③ 厚生労働省は、医療機関や保健所の事務負担の軽減を図りつつ、患者等に関する情報を関係者で迅速に共有するため、都道府県別の陽性者数等の統計データの収集・分析を行うとともに、その結果を適宜公表し、より効果的・効率的な対策に活用していく。
- ④ 文部科学省及び厚生労働省は、学校等での集団発生の把握の強化を図る。
- ⑤ 都道府県等は、厚生労働省や専門家と連携しつつ、地域の感染状況や保健所の実施体制等に応じて、積極的疫学調査を実施し、個々の濃厚接触者を把握し、健康観察、外出自粛の要請等を行うとともに、感染拡大の規模を的確に把握し、適切な感染対策を行うことを原則としつつ、オミクロン株の特徴(潜伏期間と発症期間が短い)や感染拡大の状況を踏まえ、地域の実情に応じ、保健所等による積極的疫学調査については、医療機関や高齢者施設等、特に重症化リスクが高い方々が入院・入所している施設における感染事例に集中化する。このような状況においては、国民ひとりひとりが基本的な感染対策を徹底することが重要である。特に、症状がある場合などには、保健所等による濃厚接触者の特定等を待つことなく、出勤、登校等の自粛を含めた感染対策を自主的に講じることが重要である。その上で、積極的疫学調査の実施及び濃厚接触者の特定について、保健所等による対応が可能な自治体においては、引き続き、幅広く行うこととしつつ、オミクロン株が主流の間は、濃厚接触者の感染リスクが低い事業所等において、保健所等による濃厚接触者の特定を行わない場合は、出勤については一律に制限を行わず、感染者と接触があった者に対して、重症化リスクの高い方との接触や感染リスクの高い場所への外出を控えることを促す等、状況に応じた自主的な感染対策の徹底を求める。一方で、重症化リスクの高い方が入院・入所している医療機関や高齢者施設等について、当該施設等からの報告等に基づき、濃厚接触者の特定を含めた積極的疫学調査を集中的に実施し、行動制限を求める。また、感染するリスクの高い家庭内の濃厚接触者についても、保健所等による特定・行動制限を実施する。
- ⑥ オミクロン株の濃厚接触者の待機期間について、これまでに得られた科学的知見に基づき、14日から10日に、10日から7日に短くしており、さらに令和4年7月22日には7日から5日に短縮した。また、2日目と3日目に2日続けて検査が陰性であった場合には、3日目に待機を解除する取扱いを実施できることとする。加えて、医療機関、高齢者施設等や保育所、幼稚園、小学校等の従事者について、一定の要件の下、毎日検査による業務従事を可能とする。
- ⑦ 都道府県等は、新たな変異株が確認された場合には、国立感染症研究所の評価・分析を踏まえ、入院措置・勧告、宿泊療養等の措置を適切に講じる。厚生労働省は、国立感染症研究所と連携して、変異株の国内症例の評価・分析を行う。
- ⑧ 厚生労働省は、市中での感染状況を含め国内の流行状況等を把握するため、抗体保有状況に関する調査等有効なサーベイランスを実施する。また、いわゆる超過死亡については、新型コロナウイルス感染症における超過死亡を推計し、適切に把握する。国立感染症研究所における新型コロナウイルス検出方法等の検討や下水サーベイランスを活用した新型コロナ調査研究を支援するなど、引き続き、下水サーベイランス活用について検証を加速する。
- ⑨ 政府は、医療機関の空床状況や人工呼吸器・ECMOの保有・稼働状況等を迅速に把握する

医療機関等情報支援システム(G-MIS)を構築・運営し、医療提供状況やPCR検査等の実施状況等を一元的かつ即座に把握するとともに、都道府県等にも提供し、迅速な患者の受入調整等にも活用する。

- ⑩ 厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症に関する罹患後症状、いわゆる後遺症について、調査・研究を進める。
- ⑪ 都道府県等は、感染症法第12条及び第15条に基づき、地方公共団体間での迅速な情報共有を行うとともに、都道府県は、令和3年11月8日のコロナ分科会提言等も参考に、都道府県下の感染状況について、リスク評価を行う。

(4)検査

- ① 地方衛生研究所や民間の検査機関等の関係機関における検査体制の一層の強化、地域の関係団体と連携した地域外来・検査センターの設置等を進めるとともに、新しい検査技術についても医療現場に迅速に導入する。
- ② 都道府県等は、集中的実施計画を策定し、感染多数地域の高齢者施設、保育所、幼稚園、小学校等の従業者等に対する検査の頻回実施を行う。また、感染が収束傾向にある地域であっても、地域の実情に応じ、感染者が発生した場合に早期の幅広い検査を実施する。また、感染が拡大している地域においては、高齢者施設等の有症状の入所者・従事者等に対し、幅広い検査を実施する。多数の感染者やクラスターが発生している地域においては、感染者が一人も発生していない施設等であっても、医療機関、高齢者施設等の従事者、入院・入所者全員に対して一斉検査を行う。特に、クラスターが複数発生している地域では、感染が生じやすく拡大しやすい場所・集団に対して積極的に検査を行う。緊急事態措置区域や重点措置区域においては、保健所の判断を待たずに、医師による陽性者の同居家族等への検査を促進する。
- ③ また、新規薬剤の導入に伴い早期診断がより重要となる観点や、軽度であっても症状が現れた場合に、早期に陽性者を発見することによって感染拡大を防止する観点から、政府は、早期の受診と診療・検査医療機関での抗原定性検査キットを活用した迅速な検査を促すとともに、有症状者が医療機関の受診に代えて抗原定性検査キット等を活用し自ら検査する体制の整備を進める。抗原定性検査キットについては、国が買取保証を行い緊急の増産・輸入要請をすること等により、感染拡大による急激な需要増や経済活動のニーズにも対応可能な量を確保できるようにする。
- ④ さらに、厚生労働省及び都道府県等は連携して検査体制整備計画を強化し、PCR検査・抗原定量検査能力の引き上げ等を図る。
- ⑤ また、職場においても、健康観察アプリも活用しつつ、軽症状者に対する抗原定性検査キット等を活用した検査を実施するよう促すとともに、クラスターの発生が懸念される職場等において、地域の実情や必要に応じて積極的疫学調査を実施する。この検査に用いる抗原定性検査キットについては、迅速かつ適切に検査が実施されるよう、検体採取に関する注意点等を理解した職員等の管理下で検査を実施させる。
- ⑥ さらに、家庭で体調不良を感じる者等が医療機関への受診を迷う場合等に自ら検査を行えるようにするため、政府は、抗原定性検査キットを薬局で入手できるようにしており、加えて、OTC化によりインターネット等でも入手できるようにしている。
- ⑦ 経済社会活動の中で希望により受ける民間検査については、感染症法第16条の2に基づき、民間検査機関に精度管理や提携医療機関の決定等の協力を求めること等により環境整備

を進めていく。

- ⑧ 日常生活や経済社会活動における感染リスクを引き下げるためには、ワクチン接種や検査による確認を促進することが有効であり、政府は、都道府県と連携しながら、ワクチン・検査パッケージ制度又は対象者全員検査を推奨する。
- ⑨ 政府は、都道府県と連携しながら、令和4年3月11日のコロナ分科会の中間とりまとめ「地方公共団体や民間事業者等によるワクチン接種歴や検査結果確認の取組の考え方について」を踏まえ、飲食、イベント、旅行等の活動に際してワクチン接種歴や陰性の検査結果を確認する地方公共団体や民間事業者等による取組を推奨する。
- ⑩ 政府は、必要な場合には、都道府県が、健康上の理由等によりワクチン接種を受けられない者を対象としたワクチン・検査パッケージ又はそれ以外の者も対象とした対象者全員検査等の検査を予約不要、無料とできるよう支援を行う。また、都道府県は、感染が拡大傾向にある場合には、都道府県知事の判断により、法第24条第9項に基づき、感染に不安を感じる無症状者に対して、ワクチン接種者を含めて検査を受けることを要請するものとする。この場合において、都道府県はあらかじめ政府と協議するものとする。政府は、都道府県が当該要請に基づき検査を受検した者については、検査費用を無料とすることができるよう支援を行う。

(5)まん延防止

1)緊急事態措置区域における取組等

(飲食店等に対する制限等)

- ① 特定都道府県は、感染リスクが高いと指摘されている飲食の場を避ける観点から、法第45条第2項等に基づき、酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等(飲食業の許可を受けていないカラオケ店及び利用者による酒類の店内持込みを認めている飲食店を含む。酒類及びカラオケ設備の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む。)を取り止める場合を除く。)に対して休業要請を行うとともに、上記以外の飲食店(宅配・テイクアウトを除く。)に対して、営業時間の短縮(20時までとする。)の要請を行うものとする。

ただし、都道府県知事の判断により、第三者認証制度の適用店舗(以下「認証店」という。)において21時までの営業(酒類提供も可能)もできることとするほか、認証店及び飲食を主として業としていない店舗において、対象者全員検査を実施した場合には、収容率の上限を50%としつつ、カラオケ設備を提供できることとする。その際、命令、過料の手続に関しては、別途通知する手続に沿って行うことに留意しつつ、要請に応じている店舗との公平性を保つことができるよう、命令等の適切な運用を図るものとする。

- ② 特定都道府県は、法第24条第9項に基づき、飲食店等及び飲食店等の利用者に対し、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けるよう要請するものとし、認証店における対象者全員検査を実施した会食については、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食も可能とする。
- ③ 以上の要請に当たっては、特定都道府県は、関係機関とも連携し、休業要請、営業時間の短縮や第三者認証制度等の遵守を徹底するための対策・体制の更なる強化を行い、原則として全ての飲食店等に対して見回り・実地の働きかけを行うとともに、当該取組について適切に情報発信を行うものとする。また、特定都道府県は、実効性ある第三者認証制度の普及と認証店の拡大に努めるものとする。
- ④ 特定都道府県は、法第45条第1項に基づき、路上・公園等における集団での飲酒等、感染リ

スクが高い行動に対して必要な注意喚起や自粛の要請等を行うとともに、実地の呼びかけ等を強化するものとする。

- ⑤ 政府は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(以下「地方創生臨時交付金」という。)に設けた「協力要請推進枠」により、営業時間短縮要請等と協力金の支払いを行う都道府県を支援する。都道府県は、協力金支給に係る体制の強化等を図り、支給の迅速化に努めるものとする。

(施設の使用制限等)

特定都道府県は、地域の感染状況等に応じて、都道府県知事の判断により、法第 45 条第 2 項等に基づき、人数管理、人数制限、誘導等の「入場者の整理等」、「入場者に対するマスクの着用の周知」、「感染防止措置を実施しない者の入場の禁止」、「会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置(飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等)」等、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令(平成 25 年政令第 122 号。以下「令」という。)第 12 条に規定する各措置について事業者に対して要請を行うものとする。

なお、人が密集すること等を防ぐため、「入場者の整理等」を行う場合は、別途通知する取扱いを踏まえ、事業者に要請を行うとともに、事業者に対して、入場整理等の実施状況をホームページ等を通じて広く周知するよう働きかけるものとする。

(イベント等の開催制限)

- ① 特定都道府県は、当該地域で開催されるイベント等(別途通知する集客施設等を含む。)について、観客の広域的な移動やイベント等の前後の活動等で生じる、イベント等に係る感染拡大リスクを抑制し、また、イベント等における感染防止策等を徹底する観点等から、主催者等に対して、法第 24 条第 9 項に基づき、以下を目安とする規模要件等を設定し、その要件に沿った開催の要請を行うものとする。
- ・ 感染防止安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合、人数上限 10,000 人かつ収容率の上限を 100%とする。さらに、対象者全員検査を実施した場合には、人数上限を収容定員までとすることを可能とする。
 - ・ それ以外の場合は、人数上限 5,000 人かつ収容率の上限を 50%(大声あり)・100%(大声なし)とする。なお、この場合、都道府県が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを主催者等が作成・公表することとする。
- ② 特定都道府県は、イベント等の開催に当たっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、イベントの開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係る主催者等による行動管理等、基本的な感染防止策が講じられるよう、主催者等に対して強く働きかけるとともに、参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくこと等について、主催者等に周知するものとする。

(外出・移動)

特定都道府県は、法第 45 条第 1 項に基づき、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛について協力の要請を行うものとする。特に、感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えることについて、住民に徹底する。また、不要不急の帰省や旅行等都道府県間の移動は、極力控えるように促す。この場合において、対象者全員検査を受けた者は、その対象としないことを基本とする。

(その他)

- ① 特定都道府県は、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」等の基本的な感染対策を徹底するとともに、あらゆる機会を捉えて、令和2年4月22日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議(以下「専門家会議」という。)で示された「10のポイント」、同年5月4日の専門家会議で示された「新しい生活様式の実践例」、同年10月23日のコロナ分科会で示された、「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を活用して住民に周知を行うものとする。
- ② 事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、業種別ガイドライン等を実践するなど、自主的な感染防止のための取組を進める。その際、政府は、専門家の知見を踏まえ、関係団体等に必要な情報提供や助言等を行う。
- ③ 特定都道府県は、緊急事態措置区域における取組として、上記の要請等の取組を行うに当たっては、あらかじめ政府と迅速に情報共有を行う。

2)重点措置区域における取組等

重点措置区域である都道府県においては、まん延防止等重点措置が、地域の感染状況に応じて、期間、区域、業態を絞った措置を機動的に実施できる仕組みであり、発生の動向等を踏まえた集中的な対策により、地域的に感染を抑え込み、都道府県全域への感染拡大、更には全国的かつ急速なまん延を防ぐ趣旨で創設されたものであることを踏まえ、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底するものとする。また、都道府県知事は、区域を指定するに当たって市町村単位や一定の区画を原則とするなど、期間、区域、業態を定めるに当たっては、効果的な対策となるよう留意する。

(飲食店等に対する制限等)

- ① 都道府県は、感染リスクが高いと指摘されている飲食の場を避ける観点から、都道府県知事の判断による上記の重点措置を講じるべき区域(以下「措置区域」という。)において、法第31条の6第1項等に基づき、認証店以外の飲食店(宅配・テイクアウトを除く。)に対する営業時間の短縮(20時までとする。)の要請を行うとともに、酒類の提供を行わないよう要請するものとする。また、認証店に対しては、営業時間の短縮(21時までとすることを基本とする。)の要請を行うこととする。この場合において、地域の感染状況等を踏まえ、都道府県知事の判断により、酒類の提供を行わないよう要請することも可能とする(また、都道府県知事の判断によっては、営業時間の短縮の要請を行わないことも可能とする。)。その際、命令、過料の手続に関しては、別途通知する手続に沿って行うことに留意しつつ、要請に応じている店舗との公平性を保つことができるよう、命令等の適切な運用を図るものとする。
- ② 都道府県は、措置区域において、法第24条第9項に基づき、飲食店等及び飲食店等の利用者に対し、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けるよう要請するものとし、認証店における対象者全員検査を実施した会食については、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食も可能とする(都道府県知事の判断により、ワクチン・検査パッケージ制度を適用し、上記の取扱いを行うことを可能とする。)
- ③ 上記の各要請に当たっては、都道府県は、関係機関とも連携し、営業時間の短縮や第三者認証制度等の遵守を徹底するための対策・体制の更なる強化を行い、原則として措置区域内の全ての飲食店等に対して見回り・実地の働きかけを行うとともに、当該取組について適切に情報発信を行うものとする。また、都道府県は、実効性ある第三者認証制度の普及と認証店の拡大に努めるものとする。

- ④ 政府は、地方創生臨時交付金に設けた「協力要請推進枠」により、飲食店に対して営業時間短縮要請と協力金の支払いを行う都道府県を支援する。都道府県は、協力金支給に係る体制の強化等を図り、支給の迅速化に努めるものとする。

(施設の使用制限等)

都道府県は、地域の感染状況等に応じて、都道府県知事の判断により、法第31条の6第1項等に基づき、「入場をする者の整理等」、「入場をする者に対するマスクの着用の周知」、「感染防止措置を実施しない者の入場の禁止」、「会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置(飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等)」等、令第5条の5に規定する各措置について事業者に対して要請を行うものとする。なお、人が密集すること等を防ぐため、「入場をする者の整理等」を行う場合は、別途通知する取扱いを踏まえ、事業者に要請を行うものとする。

(イベント等の開催制限)

- ① 都道府県は、当該地域で開催されるイベント等(別途通知する集客施設等を含む。)について、観客の広域的な移動やイベント等の前後の活動等で生じる感染拡大リスクを抑制するため、イベント等の前後の活動における基本的な感染対策の徹底や直行直帰の呼びかけ等を行うものとする。また、イベント等における感染防止策等を徹底する観点等から、主催者等に対して、法第24条第9項に基づき、地域の実情に応じ、以下を目安とする規模要件等を設定し、その要件に沿った開催の要請を行うものとする。
- ・ 感染防止安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合、人数上限は収容定員までかつ収容率の上限を100%とすることを基本とする。
 - ・ それ以外の場合は、人数上限5,000人かつ収容率の上限を50%(大声あり)・100%(大声なし)とする。なお、この場合、都道府県が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを主催者等が作成・公表することとする。
- ② 都道府県は、イベント等の開催に当たっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、イベントの開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係る主催者等による行動管理等、基本的な感染防止策が講じられるよう、主催者等に対して強く働きかけるとともに、参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくこと等について、主催者等に周知するものとする。

(外出・移動)

- ① 都道府県は、措置区域において、法第31条の6第2項に基づき、上記により営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないよう、住民に対して要請等を行うものとする。
- ② 都道府県は、措置区域において、法第24条第9項に基づき、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛及び感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を自粛すること等について、住民に対して協力の要請を行うものとする。都道府県間の移動については、移動先での感染リスクの高い行動を控えるよう促すものとする。また、都道府県知事の判断により、不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は、極力控えるように促すことができることとする。この場合において、対象者全員検査を受けた者は、その対象としないことを基本とする(都道府県知事の判断により、ワクチン・検査パッケージ制度を適用し、上記の取扱いを行うことを可能とする。)

(その他)

① 都道府県は、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」等の基本的な感染対策を徹底するとともに、あらゆる機会を捉えて、令和2年4月22日の専門家会議で示された「10のポイント」、5月4日の専門家会議で示された「新しい生活様式の実践例」、10月23日のコロナ分科会で示された、「感染リスクが高まる5つの場面」等を活用して住民に周知を行う。

② 都道府県は、重点措置区域における取組として、上記の要請等の取組を行うに当たっては、あらかじめ政府と迅速に情報共有を行う。

3)緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の都道府県における取組等
(飲食店等に対する制限等)

① 都道府県は、実効性ある第三者認証制度の普及と認証店の拡大に努めるものとする。

② 都道府県は、感染拡大の傾向がみられる場合(オミクロン株と同程度の感染力・病原性の変異株による感染拡大の場合を除く。)には、法第24条第9項に基づき、飲食店に対する営業時間の短縮の要請を行うものとする。この場合において認証店以外の店舗については20時までとし、認証店については要請を行わないことを基本とする。

③ 都道府県は、感染拡大の傾向がみられる場合には、必要に応じて、法第24条第9項に基づき、飲食店等及び飲食店等の利用者に対し、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けるよう要請するものとし、認証店における対象者全員検査を実施した会食については、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食も可能とする(都道府県知事の判断により、ワクチン・検査パッケージ制度を適用し、上記の取扱いを行うことを可能とする。)

④ 上記の要請に当たっては、都道府県は、営業時間の短縮や第三者認証制度等の遵守を徹底するための見回り・実地の働きかけを進めるものとする。

(施設の使用制限等)

① 都道府県は、これまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある施設については、地域の感染状況等を踏まえ、施設管理者等に対して必要な協力を依頼するものとする。

② 都道府県は、感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、政府と連携して、施設の使用制限等を含めて、速やかに施設管理者等に対して必要な協力の要請等を行うものとする。

(イベント等の開催制限)

① 都道府県は、当該地域で開催されるイベント等について、観客の広域的な移動やイベント等の前後の活動等で生じる感染拡大リスクを抑制するため、イベント等の前後の活動における基本的な感染対策の徹底等を行うものとする。また、イベント等における感染防止策等を徹底する観点等から、主催者等に対して、法第24条第9項に基づき、地域の実情に応じ、以下を目安とする規模要件等を設定し、その要件に沿った開催の要請を行うものとする。

・ 感染防止安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合、人数上限は収容定員までかつ収容率の上限を100%とすることを基本とする。

・ それ以外の場合は、人数上限5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方、かつ収容率の上限を100%とすることを基本とする。この場合、都道府県が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを主催者等が作成・公表することとする。

- ② 都道府県は、イベント等の開催に当たっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」、イベントの開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係る主催者等による行動管理等、基本的な感染防止策が講じられるよう、主催者等に対して強く働きかけるものとする。
- ③ 都道府県は、感染拡大の兆候やイベント等におけるクラスターの発生があった場合、政府と連携して、人数制限の強化等を含めて、速やかに主催者等に対して必要な協力の要請等を行うものとする。

(外出・移動)

- ① 都道府県は、帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染対策を徹底するとともに、移動先での感染リスクの高い行動を控えるよう促すものとする。また、都道府県知事の判断により、緊急事態措置区域及び重点措置区域への不要不急の移動は、極力控えるように促すことができることとする。この場合において、対象者全員検査を受けた者は、その対象としないことを基本とする(都道府県知事の判断により、ワクチン・検査パッケージ制度を適用し、上記の取扱いを行うことを可能とする。)
- ② 都道府県は、業種別ガイドライン等を遵守している施設等の利用を促すものとする。
- ③ 都道府県は、感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、政府と連携して、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出の自粛に関して速やかに住民に対して必要な協力の要請等を行うものとする。

(その他)

- ① 都道府県は、感染拡大の防止と経済社会活動の維持との両立を持続的に可能としていくため、「新しい生活様式」の経済社会全体への定着を図るものとする。
- ② 都道府県は、感染の状況等を継続的に監視し、その変化が認められた場合、住民に適切に情報提供を行い、感染拡大への警戒を呼びかけるものとする。
- ③ 都道府県は、感染拡大の傾向がみられる場合には、地域における感染状況や公衆衛生体制・医療提供体制への負荷の状況について十分、把握・分析を行い、地域の実情に応じて、法第 24 条第9項に基づく措置等を講じるものとする。
- ④ 都道府県は、緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の都道府県における取組として、上記の要請等を行うに当たっては、あらかじめ政府と迅速に情報共有を行う。

4)職場への出勤等

(都道府県から事業者への働きかけ)

- ① 都道府県は、事業者に対して、以下の取組を行うよう働きかけを行うものとする。
 - ・ 職場においては、感染防止のための取組(手洗いや手指消毒、せきエチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、軽症状者に対する抗原定性検査キット等を活用した検査、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用、昼休みの時差取得、社員寮等の集団生活の場での対策等)や、「三つの密」等を避ける行動を徹底するよう、実践例も活用しながら促すこと。特に職場での「居場所の切り替わり」(休憩室、更衣室、喫煙室等)に注意するよう周知すること。
 - ・ 感染防止策の徹底のため、二酸化炭素濃度測定器等の設置を支援するとともに、ビル管理者等に対して、換気の状態を二酸化炭素濃度測定器により確認する場合の留意点等を周知すること。

- ・ さらに、職場や店舗等に関して、業種別ガイドライン等を実践するよう働きかけること。
 - ・ 高齢者や基礎疾患を有する者等重症化リスクの高い労働者、妊娠している労働者及び同居家族にそうした者がいる労働者については、本人の申出等を踏まえ、在宅勤務(テレワーク)や時差出勤等の感染予防のための就業上の配慮を行うこと。
 - ・ 職場においても、健康観察アプリも活用しつつ、軽症状者に対する抗原定性検査キット等を活用した検査を実施するよう促すこと。
- ② 特定都道府県は、事業者に対して、上記①に加え、以下の取組を行うよう働きかけを行うものとする。
- ・ 職場への出勤について、人の流れを抑制する観点から、出勤者数の削減の目標を定め、在宅勤務(テレワーク)の活用や休暇取得の促進等の取組を推進すること。
 - ・ 職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力に推進すること。
 - ・ 職場においては、「感染リスクが高まる「5つの場面」」を避ける行動を徹底するよう、実践例も活用しながら促すこと。
 - ・ 別添に例示する国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「三つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染防止策を講じるとともに、感染者や濃厚接触者が発生し、欠勤者が多く発生する場合においても、感染防止に配慮しつつ、事業の特性を踏まえ、必要な業務を継続すること。
- ③ 重点措置区域である都道府県においては、事業者に対して、上記①に加え、以下の取組を行うよう働きかけを行うものとする。
- ・ 人の流れを抑制する観点から、在宅勤務(テレワーク)の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の削減の取組を推進するとともに、接触機会の低減に向け、職場に出勤する場合でも時差出勤、自転車通勤等を強力に推進すること。
 - ・ 職場においては、「感染リスクが高まる「5つの場面」」を避ける行動を徹底するよう、実践例も活用しながら促すこと。
 - ・ 別添に例示する国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「三つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染防止策を講じるとともに、感染者や濃厚接触者が発生し、欠勤者が多く発生する場合においても、感染防止に配慮しつつ、事業の特性を踏まえ、必要な業務を継続すること。
- ④ 緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の都道府県においては、事業者に対して、上記①に加え、以下の取組を行うよう働きかけを行うものとする。
- ・ 在宅勤務(テレワーク)、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を推進すること。
- (政府等の取組)
- ⑤ 政府及び地方公共団体は、在宅勤務(テレワーク)、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を自ら進めるとともに、事業者に対して必要な支援等を行う。
- ⑥ 政府は、上記①、②、③及び④に示された感染防止のための取組等を働きかけるため、特に留意すべき事項を提示し、事業場への訪問等事業者と接する機会等を捉え、事業者自らが当該事項の遵守状況を確認するよう促す。また、遵守している事業者に、対策実施を宣言させるなど、感染防止のための取組が勧奨されるよう促す。さらに、経済団体に対し、在宅勤務(テレワーク)の活用等による出勤者数の削減の実施状況を各事業者が自ら積極的に公表し、取組を

促進するよう要請するとともに、公表された情報の幅広い周知について、関連する事業者と連携して取り組む。

5)学校等の取扱い

① 文部科学省は、学校設置者及び大学等に対して一律に臨時休業を求めるのではなく、地域の感染状況に応じた感染防止策の徹底を要請する。幼稚園、小学校、中学校、高等学校等については、子供の健やかな学びの保障や心身への影響の観点から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を要請する。健康観察表や健康観察アプリなども活用しながら、教職員及び児童生徒等の健康観察を徹底するよう要請する。また、大学等については、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応することを要請する(緊急事態措置区域においては、大学等の感染対策の徹底とともに、遠隔授業もより一層活用した学修者本位の授業の効果的な実施による学生等の学修機会の確保を図る)。部活動、課外活動、学生寮における感染防止策、懇親会や飲み会等については、学生等への注意喚起の徹底(緊急事態措置区域及び重点措置区域においては、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛(ただし、対象者全員検査の実施等により、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動について可能とする。))を要請する。特に、発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知徹底を図る。また、教職員や受験生へのワクチン接種が進むよう、大学拠点接種を実施する大学に対し、地域の教育委員会や学校法人が大学拠点接種会場での接種を希望する場合の積極的な協力を依頼するとともに、地方公共団体に対し、大規模接種会場の運営に当たり、教育委員会や私学担当部局がワクチン担当部局と連携し、希望する教職員や受験生へのワクチン接種が進むよう取組を行うなどの配慮を依頼する。大学入試、高校入試等については、実施者において、感染防止策や追検査等による受験機会の確保に万全を期した上で、予定どおり実施する。

② 都道府県は、学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有を行うものとする。

③ 厚生労働省は、保育所や放課後児童クラブ等が果たす社会的機能を維持するため、感染防止策の徹底を行いつつ、原則開所することを要請するとともに、感染者の発生等により休園することになった場合について、休園した園の児童を他の園や公民館等で代替保育を行う際の財政支援を行うことにより、市区町村に対し、地域の保育機能を維持することを要請する。

6)その他共通的事項等

① 特定都道府県又は重点措置区域である都道府県は、地域の特性に応じた実効性のある緊急事態措置又はまん延防止等重点措置を講じる。特定都道府県又は重点措置区域である都道府県は、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置を講じるに当たっては、法第5条を踏まえ、必要最小限の措置とするとともに、講じる措置の内容及び必要性等について、国民に対し丁寧に説明する。

② 政府及び地方公共団体は、緊急事態措置の実施に当たっては、事業者の円滑な活動を支援するため、事業者からの相談窓口の設置、物流体制の確保及びライフライン維持のための万全の体制の確保等に努める。

③ 政府は、関係機関と協力して、公共交通機関その他の多数の人が集まる施設における感染対策を徹底する。

- ④ 政府は、事業者及び関係団体に対して、業種別ガイドライン等の実践と科学的知見等に基づく進化を促し、オミクロン株の特性等を踏まえた業種別ガイドラインの改定を行うことを促す。
- ⑤ 都道府県は、法第 24 条第9項に基づき、事業者に対して、業種別ガイドラインを遵守するよう要請を行うものとする。
- ⑥ 医療機関及び高齢者施設等における施設内感染を防止するため、厚生労働省と地方公共団体は、関係機関と協力して、次の事項について周知する。
 - ・ 医療機関及び高齢者施設等において、患者及び利用者からの感染を防ぐため、感染が流行している地域では、感染拡大防止の観点と、患者や利用者、家族の QOL(Quality of Life)を考慮して、入院患者、利用者の外出、外泊についての対応を検討すること。
 - ・ 医療機関及び高齢者施設等における面会については、面会者からの感染を防ぐことは必要であるが、面会は患者や利用者、家族にとって重要なものであり、地域における発生状況等も踏まえるとともに、患者や利用者、面会者等の体調やワクチン接種歴、検査結果等も考慮し、対面での面会を含めた対応を検討すること。
 - ・ 特別なコミュニケーション支援が必要な障害児者の入院について、当該障害児者の支援者は、障害児者が医療従事者と意思疎通する上で極めて重要な役割を担っているため、当該障害児者が新型コロナウイルス感染症に罹患している場合も含めて、院内感染対策に配慮しつつ、可能な限り支援者の付添いを受け入れることについて、対応を検討すること。
- ⑦ 特定都道府県等は、面会に関する感染防止策の徹底、高齢者施設等や医療機関で感染が発生した場合における保健所による感染管理体制の評価や支援チームの派遣、検査の実施等による感染制御・業務継続支援の徹底を行う。
- ⑧ 厚生労働省は、高齢者施設等における感染対策等の対応力強化の取組を、専門家派遣による研修や業務継続計画の策定支援等により、引き続き、進める。

(6)水際対策

- ① 政府は、水際対策について、国内への感染者の流入及び国内での感染拡大を防止する観点から、今後も新たな変異株が発生し得ることを見据え、「水際対策上特に対応すべき変異株」と従来株を含むそれ以外の新型コロナウイルスに分類し、新たな変異株に関する知見、当該国の変異株の流行状況、日本への流入状況等のリスク評価に基づき、必要な対応を行う。なお、厚生労働省は、関係省庁と連携し、健康観察について、保健所の業務負担の軽減や体制強化等を支援する。
- ② 諸外国での新型コロナウイルス感染症の発生の状況を踏まえて、必要に応じ、国土交通省は、航空機の到着空港の限定の要請、港湾の利用調整や水際・防災対策連絡会議等を活用した対応力の強化等を行うとともに、厚生労働省は、特定検疫港等の指定を検討する。
- ③ 厚生労働省は、停留に利用する施設が不足する場合には、法第 29 条の適用も念頭に置きつつも、必要に応じ、関係省庁と連携して、停留に利用可能な施設の管理者に対して丁寧な説明を行うことで停留施設の確保に努める。

(7)医療提供体制の強化

1)病床の確保、臨時の医療施設の整備

- ① 入院を必要とする者が、まずは迅速に病床又は臨時の医療施設等に受け入れられ、確実に入院につなげる体制を整備する。令和3年夏の各都道府県のピーク時においては最大約 2.8

万人の入院が必要となったが、感染力が2倍となった場合にも対応できるよう、各都道府県の「保健・医療提供体制確保計画」(令和3年11月末策定)において、ワクチン接種の進展等による感染拡大の抑制効果等も勘案しつつ、令和3年夏と比べて約3割増(約1万人増)の約3.7万人が入院できる体制を構築した。あわせて、入院調整中の方や重症化していないものの基礎疾患等のリスクがある方が安心して療養できるようにするため、臨時の医療施設・入院待機施設の確保により、令和3年夏と比べて約4倍弱(約2.5千人増)の約3.4千人が入所できる体制を構築した。引き続き、都道府県の保健・医療体制確保計画に基づく病床の確保を維持し、感染拡大時には時機に遅れることなく増床を進める。また、国・都道府県の協働による臨時の医療施設等の新增設、高齢者受入れを想定した介護対応力の強化を図る。

- ② 感染ピーク時に、確保した病床が確実に稼働できるよう、都道府県と医療機関の間において、要請が行われてから確保病床を即応化するまでの期間や患者を受け入れることができない正当事由等について明確化した書面を締結するとともに、休床病床の運用の効率化を図りつつ、病床使用率を勘案した病床確保料に見直しを行うこと等により、都道府県による病床確保努力を阻害することのないよう十分配慮した上で、感染ピーク時において確保病床の使用率が8割以上となることを確保する。
- ③ 妊産婦等の特別な配慮が必要な患者を含め、感染拡大時においても入院が必要な者が確実に入院できる入院調整の仕組みを構築するとともに、フェーズごとの患者の療養先の振り分けが明確になるスコア方式等を導入するなど、転退院先を含め療養先の決定を迅速・円滑化する。
- ④ 都道府県は、関係機関の協力を得て、新型コロナウイルス感染症患者専用の病院や病棟を設定する重点医療機関の指定等、地域の医療機関の役割分担を行うとともに、地域の関係団体の協力の下、地域の会議体を活用して医療機能(重症者病床、中等症病床、回復患者の受入れ、宿泊療養、自宅療養)に応じた役割分担を明確化した上で、保健・医療提供体制確保計画に沿って、段階的に病床を確保する。
- ⑤ 都道府県は、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療機関の病床を効率的に活用するため、重点医療機関以外の医療機関の受入れを推進する(早期退院患者や療養解除後の患者の受入先整備)。特に、入院後4日目以降の時点で中等症Ⅱ以上の悪化が認められないオミクロン株の患者について、地域の実情に応じ、医療機関から宿泊療養・自宅療養への療養場所の変更や早期退院患者を受け入れる医療機関への転院について検討することを医療機関に対し推奨する。その際、陰性証明を求めないこととする。療養施設(臨時の医療施設や入院待機施設、宿泊療養施設)等における介護対応力の強化を図るとともに、回復患者の転院先となる後方支援医療機関を確保する取組を強化する。退院基準を満たした患者について、高齢者施設等における受入れを促進する取組を強化する。また、効率的な転院調整が行われるよう、地域の実情に応じた転退院の仕組みを構築する。
- ⑥ この他、適切な医療提供・感染管理の観点で、厚生労働省と都道府県は、関係機関と協力して、次の事項に取り組む。
 - ・ 病室単位でのゾーニングによる柔軟で効率的な病床の活用を図り、通常医療との両立を推進。
 - ・ 妊産婦に対する感染を防止する観点から、医療機関における動線分離等の感染防止策を徹底するとともに、妊産婦が感染した場合であっても、安心して出産し、産後の生活が送れるよう、

関係機関との協力体制を構築し、適切な支援を実施。また、関係機関と協力して、感染が疑われる妊産婦への早めの相談の呼びかけや、妊娠中の女性労働者に配慮した休みやすい環境整備等の取組を推進。

- ・ 小児医療について、関係学会等の意見を聞きながら、診療体制を検討し、地方公共団体と協力して体制を整備。
- ・ 関係機関と協力して、外国人が医療を適切に受け取ることができるよう、医療通訳の整備等を引き続き強化。
- ・ 高齢者施設で感染された方のうち、軽症で入院を要しない方々が施設内で安心して療養できるよう、医師・看護師の派遣等による医療提供体制や高齢者施設における療養環境整備への支援を強化。
- ・ 救急搬送について、コロナ疑い患者等の受け入れ促進の支援を強化。

2) 自宅・宿泊療養者等への対応

- ① 軽症であるなどにより、自宅での療養を希望する者は、抗原定性検査キットで自ら検査を行い、陽性の場合、健康フォローアップセンターに連絡し、自宅療養する。高齢者や基礎疾患がある者、子供、妊婦など受診を希望する者は、診療・検査医療機関を受診する。
- ② 高齢者等重症化リスクの高い者への健康観察について、My HER-SYS 等のシステムでの連絡を含めて、迅速に連絡を行うとともに、適切な健康観察を実施できる体制を確保する。それ以外の者に対しては、体調悪化時等に確実に繋がる健康フォローアップセンター等を設置し、急な体調変化時の連絡体制や適切な医療機関紹介等の体制を確保する。また、医療機関等からの発生届は HER-SYS を用いて行うことを基本とし、重症化リスクを把握し適切な健康観察に繋げる。医師が必要とした場合のオンライン診療・往診、訪問看護の実施等については、都道府県等が医療機関、関係団体等に地域の必要量を示し、委託契約や協定の締結等を推進しつつ、全国で延べ約 3.4 万の医療機関等と連携し、必要な健康観察・診療体制を構築する。保健所の体制強化については、感染拡大に対応できるよう、業務の外部委託や都道府県等における業務の一元化、都道府県等の全庁体制を含めた体制を確保する。
- ③ また、宿泊療養施設について、家庭内感染のリスク等に対応するため、約 6.6 万室を確保する。
- ④ さらに、高齢者等重症化リスクの高い自宅療養者等に対し、症状の変化に迅速に対応して必要な医療につなげ、また、重症化を未然に防止する観点から、パルスオキシメーターを配付できるようにする。治療薬についても、中和抗体薬・経口薬については、入院に加えて外来・往診まで、様々な場面で投与できる体制を全国で構築する。さらに、経口薬については、かかりつけ医と地域の薬局が連携することで、患者が薬局に来所しなくても手に入れることができるような環境作りを支援する。
- ⑤ かかりつけ医等の地域で身近な医療機関や受診・相談センターを通じて、診療・検査医療機関を受診することにより、適切な感染管理を行った上で、新型コロナウイルス感染症が疑われる患者への外来医療を提供する。また、都道府県等は、そのホームページにおいて、診療・検査医療機関を公表する仕組みを整え、患者がより円滑に受診ができるよう、未だ公表していない診療・検査医療機関等に対し、公表を促す。さらに、診療・検査医療機関の箇所数の増加に加えて、地域の感染状況に応じた診療時間等の拡大や、かかりつけ以外の患者への対応など地域の実情に応じた取組を行う。

- ⑥ 令和4年秋以降の新型コロナウイルスの感染拡大においては、これまでの感染拡大を大幅に超える感染者数が生じることもあり得るとされており、また、季節性インフルエンザとの同時流行が懸念されている。このような事態にも対応できるよう、厚生労働省において、「新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備えた対応」を決定し、これに基づき、限りある医療資源の中でも高齢者等重症化リスクの高い方に適切な医療を提供するための保健医療体制の強化・重点化を進めていくこととする。具体的には、
- ・ 各地域の実情に応じて、多数の発熱患者等が生じる場合を想定して、重症化リスク・疾患等に応じた外来受診・療養の流れを示し、これに沿った療養行動を住民に呼びかける
 - ・ これとともに、各地域の実情に応じて、発熱外来や電話診療・オンライン診療の体制強化と治療薬の円滑な供給、健康フォローアップセンターの拡充と自己検査キットの確保、入院治療が必要な患者への対応の強化等の対策を進める等に取り組む。各都道府県は、地域の実情に応じた外来医療の強化等の体制整備の計画を策定し外来医療体制の整備に取り組む。また、国民への呼びかけにあたっては、厚生労働省の「新型コロナ・インフル同時流行対策タスクフォース」に参加する医療関係団体、アカデミア、経済団体、地方自治体等関係者が一丸となって、時宜にかなった適切なメッセージを発信する。
- ⑦ 都道府県等は、患者が入院、宿泊療養、自宅療養をする場合に、その家族に要介護者や障害者、子供等がいる場合は、市町村福祉部門の協力を得て、ケアマネジャーや相談支援専門員、児童相談所等と連携し、必要なサービスや支援を行う。

3)保健・医療人材の確保等

- ① 感染拡大時に臨時の医療施設をはじめとした病床・施設を円滑に稼働させるため、都道府県の保健・医療提供体制確保計画において、医療がひっ迫した際に応援派遣が可能な医療人材は、全国で約2.7千施設から医師約2.1千人、看護師約4.0千人であり、人材確保・配置調整等を一元的に担う体制を構築する。また、東京都においては、医療機関等からの派遣可能な具体的人員の事前登録制を進めることとしており、こうした取組を横展開する。
- ② 厚生労働省は、今般の新型コロナウイルス感染症の対応に伴い、全国の医療機関等の医療人材募集情報を掲載するWebサイト「医療のお仕事 Key-Net」の運営等を通じて、医療関係団体、ハローワーク、ナースセンター等と連携し、医療人材の確保を支援する。
- ③ 政府は、関係機関と協力して、クラスター対策に当たる専門家の確保及び育成を行う。
- ④ 厚生労働省及び都道府県等は、関係機関と協力して、特に、感染拡大の兆候が見られた場合には、専門家やその他人員を確保し、当該地域への派遣を行う。なお、感染拡大が顕著な地域において、保健所における積極的疫学調査に係る人員体制が不足するなどの問題が生じた場合には、関係学会・団体等の専門人材派遣の仕組みである IHEAT(Infected disease Health Emergency Assistance Team)や、他の都道府県からの応援派遣職員等を活用し、人材・体制を確保する。また、都道府県等が連携し、積極的疫学調査等の専門的業務を十分に実施できるよう、保健所業務の重点化や人材育成、外部委託、IHEATの積極的活用、人材確保・育成の好事例の横展開等により、保健所の体制を強化し、感染拡大時に即応できる人員体制を平時から整備する。

4)ITを活用した稼働状況の徹底的な「見える化」

医療体制の稼働状況を G-MIS やレセプトデータ等を活用して徹底的に「見える化」する。

- ・ 都道府県内の医療機関や都道府県調整本部、保健所、消防機関等との間で、病床の確保・使

用状況を日々共有できる体制を構築するとともに、個々の医療機関における G-MIS への病床の使用状況等の入力を徹底すること(補助金の執行要件化)により、令和3年12月から医療機関別の病床の確保・使用率を毎月公表。

- ・ 令和3年12月から毎月、レセプトデータを用いてオンライン診療・往診等自宅療養者に対する診療実績を集計し、地域別(郡・市・区別)に公表。
- ・ 政府が買い上げて医療機関に提供する中和抗体薬等新型コロナウイルス感染症の治療薬の投与者数について、都道府県別に毎月公表。

5)更なる感染拡大時への対応

- ① 令和3年夏の感染拡大時においては、地域によって、人口の密集度、住民の生活行動等によって感染状況の推移は異なり、また、病床や医療人材等の医療資源にも差があることから、医療提供体制のひっ迫状況は、地域によって様々であった。その中で、病床がひっ迫した地域においては、緊急事態宣言の下で、個々の医療機関の判断で新型コロナウイルス感染症対応のために新型コロナウイルス感染症以外の通常医療の制限が行われていたが、今後、地域によって、仮に感染力が2倍を超える水準になり、医療のひっ迫が見込まれる場合には、国民に対し、更なる行動制限を求め、感染拡大の防止を図る。あわせて、政府の責任において、感染者の重症化予防等のため地域の医療機関に協力を要請するとともに、更なる新型コロナウイルス感染症以外の通常医療の制限の下、緊急的な病床等を確保するための追加的な措置を講じる。
- ② 具体的には、医療の確保に向けて、政府の責任において、入院対象者の範囲を明確にするとともに、法で与えられた権限に基づき、政府及び都道府県知事が、
 - ・ 自宅療養者等の健康管理・重症化予防を図るため、地域の医療機関に対し、健康観察・診療等について最大限の協力を要請するとともに、
 - ・ 新型コロナウイルス感染症患者の入院受入病院に対し、短期間の延期ならリスクが低いと判断される予定手術・待機手術の延期等の実施を求めるほか、
 - ・ 国立病院機構、地域医療機能推進機構をはじめとする公立公的病院に対し、追加的な病床の確保、臨時の医療施設への医療人材の派遣等の要求・要請を行うとともに、民間医療機関に対しても要請を行うこととする。
- ③ さらに、感染力が2倍を大きく超え、例えば3倍となり、更なる医療のひっ迫が見込まれる場合には、大都市のように感染拡大のリスクが高く、病床や医療人材が人口比で見ても少ない地域等では、新型コロナウイルス感染症以外の通常医療の制限措置の実施の徹底や地域内での追加的な病床の確保、医療人材の派遣等の措置を図ったとしても、増加する重症患者等への医療の提供が困難となる事態が生じる可能性がある。こうした事態の発生が見込まれる場合には、当該地域以外に所在する医療機関に対し、必要に応じ新型コロナウイルス感染症以外の通常医療の制限措置を行い、当該地域の臨時の医療施設に医療人材の派遣等を行うよう、法で与えられた権限に基づき、政府が要求・要請を行い、医療の確保を図る。
- ④ 同時に、新型コロナウイルス感染症以外の通常医療の制限措置等は、一時的とはいえ、国民に対し大きな不安を与えるほか、医療現場にも大きな負荷を伴うことから、こうした措置が速やかに解除されるよう、感染者数の増加に歯止めをかけ、減少させるため、国民に対し、更なる行動制限を求めるなどの実効性の高い強力な感染拡大防止措置を併せて講じる。
- ⑤ ①及び④の行動制限については、具体的には、人との接触機会を可能な限り減らすため、例

例えば、飲食店の休業、施設の使用停止、イベントの中止、公共交通機関のダイヤの大幅見直し、職場の出勤者数の大幅削減、日中を含めた外出自粛の徹底等、状況に応じて、機動的に強い行動制限を伴う要請を行う。

- ⑥ もちろん、こうした厳しい事態に陥らないよう、ワクチン、検査、治療薬等の普及による予防、発見から早期治療までの流れを更に強化するとともに、国民の理解と協力の下、機動的に効果的な行動制限を行うことにより、急激な感染拡大の抑制を図っていくことを基本として対応する。また、重症化予防効果の高い経口薬等の利用が可能となれば、仮に感染力が高まっても入院を必要とする者の減少が見込まれ、医療現場への負荷も軽減されることが期待される。

(8)治療薬の実用化と確保

1)治療薬の実用化に向けた取組

新型コロナウイルス感染症の治療薬については、国産経口薬を含め、開発費用として1薬剤当たり最大約20億円を支援している。また、経口薬については、令和3年12月24日には「モルヌピラビル」が特例承認された。

さらに、令和4年2月10日には経口薬「ニルマトレルビル／リトナビル」が特例承認され、それぞれ医療現場に供給されている。さらに、開発中の治療薬の実用化をさらに加速化するため、既に補助対象として採択されている2社に対して最大約115億円の緊急追加支援を行った。加えて、経口薬「エンシトレルビル」が、同年11月22日に緊急承認され、医療現場に供給されている。

2)治療薬の確保に向けた取組

- ① 治療薬の作用する仕組みや開発ステージは様々であることや、軽症から中等症の重症化リスク因子を有する者が確実に治療を受けられるようにするため、複数の治療薬(中和抗体、経口薬等)を確保する。
- ② 特に、経口薬については、国民の治療へのアクセスを向上するとともに、重症化を予防することにより、国民が安心して暮らせるようになるための切り札である。世界的な獲得競争が行われる中で、供給量については、「モルヌピラビル」を合計約160万人分、「ニルマトレルビル／リトナビル」を合計200万人分確保し、全て納入された。
- ③ 上記のように治療薬(中和抗体薬、経口薬)の納入の前倒しに取り組み、オミクロン株の感染拡大に対応してきたが、治療薬を必要とする方に行き渡るよう、更なる治療薬の確保・納入と円滑な供給に向けて取り組む。
- ④ 中和抗体薬・経口薬については、入院に加えて外来・往診まで、様々な場面で投与できる体制を全国で構築してきた。さらに、経口薬については、かかりつけ医と地域の薬局が連携することで、患者が薬局に来所しなくても手に入れることができるような環境作りを引き続き支援する。なお、主に重症者向けの抗ウイルス薬である「レムデシビル」については、令和3年8月12日に薬価収載され、既に市場に流通し、使用されており、軽症者に対する使用方法等についても「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療の手引き」に盛り込まれている。また、「モルヌピラビル」も令和4年9月16日から一般流通が開始されている。
- ⑤ 「エンシトレルビル」については、200万人分を確保し、その全てが納入されている。重症化リスク因子のない軽症から中等症の患者に幅広く投与が可能であるが、併用禁忌の薬剤があることや妊婦等には投与ができないことから、こうした点を注意しつつ円滑に投与できる体制を構築

していく。

(9)経済・雇用対策

「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」(令和4年10月28日閣議決定)及びそれを具体化する令和4年度第2次補正予算について、進捗管理を徹底し、迅速かつ着実に実行すること等により、新型コロナウイルス対応に万全を期すとともに、足下の物価高などの難局を乗り越え、日本経済を本格的な経済回復、そして新たな経済成長の軌道に乗せていく。

(10)その他重要な留意事項

1)偏見・差別等への対応、社会課題への対応等

- ① 政府及び地方公共団体は、新型コロナウイルス感染症へのり患は誰にでも生じ得るものであり、感染者やその家族、勤務先等に対する差別的な取扱いや誹謗中傷、名誉・信用を毀損する行為等は、人権侵害に当たり得るのみならず、体調不良時の受診遅れや検査回避、保健所の積極的疫学調査への協力拒否等につながり、結果として感染防止策に支障を生じさせかねないことから、コロナ分科会の偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループが行った議論のとりまとめ(令和2年11月6日)や法第13条第2項の規定を踏まえ、感染者等の人権が尊重され、何人も差別的な取扱い等を受けることのないよう取組を実施する。
- ② 政府は、新型コロナウイルス感染症対策に従事する医療関係者が偏見・差別等による風評被害等を受けないよう、国民への普及啓発等必要な取組を実施する。
- ③ 政府は、ワクチンを接種していない者及び接種できない者が不当な偏見・差別等を受けないよう、国民への普及啓発等必要な取組を実施する。
- ④ 政府は、海外から一時帰国した児童生徒等への学校の受入れ支援やいじめ防止等の必要な取組を実施する。
- ⑤ 政府及び関係機関は、各種対策を実施する場合において、国民の自由と権利の制限を必要最小限のものとする。特に、罰則が設けられている措置については、患者や関係者の人権に十分に配慮し、まずは当該措置の趣旨や必要性を患者等に丁寧に説明し、理解・協力を得られるようにすることを基本とするとともに、罰則の適用は、慎重に行うものとする。また、女性の生活や雇用への影響は引き続き大きいことに留意し、女性や子供、障害者等に与える影響を十分配慮するとともに、必要な支援を適時適切に実施する。
- ⑥ 政府は、地方公共団体と連携し、外出自粛による心身機能の低下や地域のつながりの希薄化の回復に向けて、高齢者等がフレイル状態等にならないよう、コミュニティにおける支援を含め、健康維持・介護サービスの確保を行う。
- ⑦ 政府及び地方公共団体は、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方に対して尊厳をもってお別れ、火葬等が行われるよう、適切な方法について、周知を行う。
- ⑧ 政府は、ワクチン接種に便乗した詐欺被害等の防止のため注意喚起や相談体制を強化する。

2)関係機関との連携の推進

- ① 政府は、地方公共団体を含む関係機関等との双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場における状況の把握を行う。
- ② 政府は、対策の推進に当たっては、地方公共団体、経済団体等の関係者の意見を十分聴きながら進める。
- ③ 地方公共団体は、保健部局のみならず、危機管理部局も含め全ての部局が協力して対策に

当たる。

- ④ 政府は、国際的な連携を密にし、世界保健機関(World Health Organization: WHO)や諸外国・地域の対応状況等に関する情報収集に努める。また、日本で得られた知見を積極的に WHO 等の関係機関や諸外国・地域と共有し、今後の対策に活かすとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受ける国・地域に対する国際社会全体としての対策に貢献する。
- ⑤ 政府は、基礎医学研究及び臨床医学研究、疫学研究を含む社会医学研究等の研究体制に対する支援を通して、新型コロナウイルス感染症への対策の推進を図る。
- ⑥ 都道府県等は、近隣の都道府県等が感染拡大防止に向けた様々な措置や取組を行うに当たり、相互に連携するとともに、その要請に応じ、必要な支援を行う。
- ⑦ 特定都道府県又は重点措置区域である都道府県等は、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置等を実施するに当たっては、あらかじめ政府と協議し、迅速な情報共有を行う。政府対策本部長は、特定都道府県又は重点措置区域である都道府県等が、適切に緊急事態措置又はまん延防止等重点措置を講じることができるよう、専門家の意見を踏まえつつ、総合調整を行うとともに、特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対して、必要な指示を行うものとする。
- ⑧ 緊急事態宣言の期間中に様々な措置を実施した際には、特定都道府県知事及び指定行政機関の長は政府対策本部長に、特定市町村長及び指定地方公共機関の長はその所在する特定都道府県知事に、指定公共機関の長は所管の指定行政機関に、その旨及びその理由を報告する。政府対策本部長は国会に、特定都道府県知事及び指定行政機関の長は政府対策本部長に、報告を受けた事項を報告する。

3)社会機能の維持

- ① 政府、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関は、職員における感染を防ぐよう万全を尽くすとともに、万が一職員において感染者又は濃厚接触者が確認された場合にも、職務が遅滞なく行えるように対策をあらかじめ講じる。特に、テレビ会議及び在宅勤務(テレワーク)の積極的な実施に努める。
- ② 地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関は、電気、ガス、水道、公共交通、通信、金融業等の維持を通して、国民生活及び国民経済への影響が最小となるよう公益的事業を継続する。
- ③ 政府は、指定公共機関の公益的事業の継続に支障が生じることがないように、必要な支援を行う。
- ④ 国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者は、国民生活及び国民経済安定のため、業務継続計画の点検を行い、事業の継続を図る。
- ⑤ 国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者についても、テレビ会議及び在宅勤務(テレワーク)の積極的な実施に努める。
- ⑥ 政府は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、必要に応じ、国民への周知を図る。
- ⑦ 政府は、空港、港湾、医療機関等におけるトラブル等を防止するため、必要に応じ、警戒警備を実施する。
- ⑧ 警察は、混乱に乗じた各種犯罪を抑止するとともに、取締りを徹底する。

(別添)事業の継続が求められる事業者

以下、事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。

1.医療体制の維持

- ・新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、全ての医療関係者の事業継続を要請する。
- ・医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供等、患者の治療に必要な全ての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

2.支援が必要な方々の保護の継続

- ・高齢者、障害者等特に支援が必要な方々の居住や支援に関する全ての関係者(生活支援関係事業者)の事業継続を要請する。
- ・生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者等が生活する上で必要な物資・サービスに関わる全ての製造業、サービス業を含む。

3.国民の安定的な生活の確保

- ・自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。
- ① インフラ運営関係(電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等)
- ② 飲食料品供給関係(農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等)
- ③ 生活必需物資供給関係(家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等)
- ④ 宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係(百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等)
- ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係(配管工・電気技師等)
- ⑥ 生活必需サービス(ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等)
- ⑦ ごみ処理関係(廃棄物収集・運搬、処分等)
- ⑧ 冠婚葬祭業関係(火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等)
- ⑨ メディア(テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等)
- ⑩ 個人向けサービス(ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等)

4.社会の安定の維持

- ・社会の安定の維持の観点から、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。
- ① 金融サービス(銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等)
- ② 物流・運送サービス(鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便、倉庫等)
- ③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持(航空機、潜水艦等)
- ④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス(ビルメンテナンス、セキュリティ関係等)

- ⑤ 安全安心に必要な社会基盤(河川や道路等の公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等)
- ⑥ 行政サービス等(警察、消防、その他行政サービス)
- ⑦ 育児サービス(保育所等の児童福祉施設、放課後児童クラブ等)

5.その他

- ・医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの(高炉や半導体工場等)、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの(サプライチェーン上の重要物を含む。)を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。
- ・学校等については、児童生徒等や学生の学びの継続の観点等から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえ、事業継続を要請する。

予算の対応状況

<令和元年度予算(令和2年3月専決)>

(単位:千円)

事業名	内 容	歳 出
生活福祉資金貸付推進事業費助成	新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯への特例貸付を行う原資を助成	580,000

<令和2年度予算(当初補正)>

(単位:千円)

事業名	内 容	歳 出
新型コロナウイルス感染症対策事業費助成	感染症患者入院医療機関の人工呼吸器等整備や病床確保、PCR検査の保険適用に伴う自己負担分に対する助成 ・補助率:国 1/2 県 1/2	144,100
社会福祉施設等感染症拡大防止対策事業費助成	介護施設等の多床室の個室化に要する改修経費に対する助成 ・補助率:国 1/2 県 1/4 ほか	104,900
中小企業向制度融資促進費助成	新型コロナウイルス感染症対応枠に係る利子補給率を引上げ ・利子補給率:0.47%→0.67%	280,000
中小企業災害対策保証支援事業費助成	新型コロナウイルス感染症対応枠に係る信用保証料に対する助成 ・県負担:0.6% ほか	1,568,000
新型コロナウイルス感染収束緊急観光誘客対策事業費	収束が見えた時点で、宿泊施設支援等の観光誘客対策を官民一体で機動的に展開	300,000
計		2,397,000

<令和2年度予算(令和2年4月補正)>

(単位:千円)

事業名	内 容	歳 出
県民広報推進事業費	県民の不安を払拭するため、新型コロナウイルス感染症に関する情報発信を実施 ・期間:R2.5~10月	28,000
新型コロナウイルス感染拡大防止協力促進事業費助成	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、休業要請に応じた事業者等に対し助成	7,000,000
地震・津波対策等減災交付金	市町が実施する感染症対策を支援するため、関連メニューの交付率を嵩上げ ・補助率 1/3→1/2	制度改正
災害対策本部等体制強化事業費	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(仮称)を活用し、症状の軽い新型コロナウイルス感染者を移送する職員等の防護資機材を整備	110,000
性暴力被害者支援センター運営事業費	性暴力被害者に対する相談体制を確保するため、インターネットを活用した相談システム等を導入	1,100
スポーツの力で県民元気事業費	オリパラの延期で沈滞するスポーツの関心と熱意を継続させるため、県内ゆかりのアスリートを活用し、県民へメッセージを発信	21,500
新型コロナウイルス感染症対策事業費	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(仮称)を活用し、医療提供体制を整備 ・軽症者用一時滞在施設の借り上げ・PCR検査の実施 ほか	3,000,000
新型コロナウイルス感染症対策事業費助成	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(仮称)を活用し、医療機関の人工呼吸器や個人防護具等を導入する費用に対して助成	571,000
感染症患者入院医療費負担金	新型コロナウイルス感染症により入院した医療費の自己負担分を助成 ・補助率 10/10(国 3/4、県 1/4)	93,000
社会福祉施設等感染症拡大防止対策事業費助成	社会福祉施設内の消毒等に要する経費等に対し助成 ・補助率 10/10 ・対象 高齢者施設 ほか	370,000
高齢者介護予防緊急対策事業費	自宅でできる健康体操等の広報やオンラインでの通い場のモデル事業を実施	8,500

障害分野ロボット等導入支援事業費助成	障害福祉サービス事業所等における介護ロボットやテレワークの導入に対して助成 ・補助率 10/10(国 10/10)ほか ・補助上限 30 万円/施設	22,500
障害者地域生活支援事業費	新型コロナウイルス感染症の防止のため、障害者就業・生活支援センターの体制強化や遠隔手話サービスの導入等を実施	56,000
特別支援学校等衛生環境改善事業費	特別支援学校、高校などの換気対策、トイレの衛生環境を改善	581,600
eラーニング教職員研修事業費	教職員研修をインターネット環境下で実施できるシステムを整備	10,300
私立幼稚園等教育支援体制整備事業費助成	県内の各施設に対して、マスク、消毒液等の衛生用品を配布 ・対象施設:私立幼稚園 ほか 161 園 ・補助額:500 千円/園(国 10/10)	80,500
新型コロナウイルス感染症対策衛生資材整備事業費	県内の各施設に対して、マスク、消毒液等の衛生用品を配布 ・対象施設:医療機関、高齢者施設 ほか ・施設数:14,757 か所	992,000
保育対策等促進事業費助成	県内の各施設に対して、マスク、消毒液等の衛生用品を配布 ・対象施設:認可外保育施設 216 施設・補助額:500 千円/施設(国 10/10)	108,000
県立学校新型コロナウイルス感染拡大防止支援事業費	県内の各施設に対して、マスク、消毒液等の衛生用品を配布 ・対象施設:県立高校 129 校	131,000
幼稚園等新型コロナ対策体制整備事業費助成	県内の各施設に対して、マスク、消毒液等の衛生用品を配布 ・対象施設:公立幼稚園 ほか 109 園 ・補助額:500 千円/園(国 10/10)	35,000
新型コロナウイルス感染症緊急対策事業費	県内の各施設に対して、マスク、消毒液等の衛生用品を配布 ・対象施設:警察署、交番 ほか ・施設数:369 か所	16,000
文化施設における新型コロナウイルス対策事業費	利用者の感染拡大防止のため、県立施設の出入口付近に赤外線カメラを設置 ・対象施設:県立美術館、グランシップ ほか3施設	15,500
観光施設等感染防止対策事業費	利用者の感染拡大防止のため、県立施設の出入口付近に赤外線カメラを設置 ・対象施設:ブラサヴェルデ、日本平山頂シンボル施設 ほか 1 か所	15,500

ふじのくに茶の都ミュージアム 管理運営事業費	利用者の感染拡大防止のため、県立施設の出入口付近に赤外線カメラを設置 ・対象施設:ふじのくに茶の都ミュージアム	3,000
水産・海洋技術研究所浜名湖分場 体験学習施設運営費	利用者の感染拡大防止のため、県立施設の出入口付近に赤外線カメラを設置 ・対象施設:水産・海洋技術研究所 浜名湖分場体験学習施設(ウォット)	3,000
県立中央図書館管理運営費	利用者の感染拡大防止のため、県立施設の出入口付近に赤外線カメラを設置 ・対象施設:県立中央図書館	3,000
県立大学遠隔授業環境整備 事業費助成	休校期間の長期化に備え、遠隔授業のための環境整備 ・カメラ、スピーカー ほか	20,000
私立学校臨時休業対策事業費助成	一斉臨時休校により発生した給食食材費のキャンセル料への支援 ・補助率 3/4	1,000
児童入所措置費	特別支援学校等の臨時休業に伴い増加する放課後等デイサービス等への支援体制を強化 ・利用者負担の免除 ほか	105,000
放課後児童クラブ運営費助成	臨時休校に伴い実施する放課後児童クラブの開所時間延長等に必要な経費への助成 ・補助率 1/3	114,000
子ども・子育て支援給付費負担金	保育所等の臨時休園等に伴い、利用者に対して保育料を減免した市町を支援	152,000
若者こころの SOS サポート事業費	休校や外出自粛等により、心身に不調をきたす若者を支援 ・LINE 相談の拡充 ・中学生を主な対象とした相談窓口の周知	4,700
新型コロナ対策による補習等支援 事業費	一斉臨時休校等に伴い、未指導分の補習等を支援する学習支援員を追加配置 ・県内公立小・中学校(政令市を除く) 487 校	58,200
県立学校臨時休業対策事業費助成	県立学校の一斉臨時休業に伴い発生した給食費のキャンセル料相当額を助成 ・補助率 10/10	4,200
クラウド学習推進事業費	休校期間の長期化に備え、遠隔授業のための環境整備 ・タブレット整備 2,456 台 ・小型カメラ、マイク 129 セット	117,300
就航・海外交流促進事業費	静岡空港の国内線の維持、国際線の早期回復のため、運航経費の一部を航空会社に助成	87,000

	・補助率 1/3	
社会福祉サービス確保支援事業費助成	休業要請を受けた通所系介護・障害事業所による通所サービスを支援するため、訪問に要する経費を助成	188,000
障害者働く幸せ創出事業費	新型コロナウイルス感染症により受注機会が減少する就労系障害福祉サービス事業所への支援体制を充実 ・障害者働く幸せ創出センターのスタッフを増員 ほか	10,700
中小企業向制度融資促進費助成	中小企業の資金需要に対応するため利子補給に係る予算を増額	4,858,000
中小企業災害対策保証支援事業費助成	中小企業の資金需要に対応するため保証料の助成に係る予算を増額	3,870,000
農林水産業災害対策資金利子補給金	農林水産業者の資金需要に対応するため、融資対象災害に新型コロナウイルス感染症を追加	制度改正
中小企業支援センター事業費	中小企業の経営相談ニーズへ対応するため、専門家派遣を拡充 ・実施主体 産業振興財団 ・1,750→2,750回(+1,000回)	27,000
小規模事業経営支援事業費助成	中小企業の経営相談ニーズへ対応するため、専門家派遣を拡充 ・実施主体 商工会議所、商工会 ・617→967回(+350回)	8,000
小規模企業経営力向上支援事業費助成	新型コロナウイルス感染症による影響を乗り越えるため、前向きな取組を行う事業者を支援 ・補助率:2/3 ・補助上限:500千円	100,000
オンライン経営相談環境整備事業費助成	新型コロナウイルス感染症により影響を受けた小規模事業者からの経営相談を受けるため、オンラインでの相談体制を構築する経費を助成 ・補助率:10/10	40,000
水産イノベーション対策支援推進事業費助成	新型コロナウイルス感染症による影響を乗り越えるため、前向きな取組を行う水産事業者を支援 ・補助率:2/3 ・補助上限:1,000千円 ほか	10,000
中小企業等危機克服チャレンジ支援事業費助成	中小企業等が、新型コロナウイルス感染症の拡大下においても、新たな事業展開に取り組む初期費用等を支援 ・補助率:2/3 ・補助上限:2,000千円	100,000

県産品消費回復緊急対策事業費	新型コロナウイルス感染症により影響を受けている農林漁業者や加工品事業者を支援するため、通販サイト(EC)を活用した販路拡大体制を構築	120,000
農林水産物販売促進緊急対策事業費	新型コロナウイルス感染症により影響を受けている農林漁業者を支援するため、JA静岡経済連が運営する通販サイト(EC)を活用した販路促進キャンペーンを緊急的に実施	20,000
企業活動等回復支援事業費	新型コロナウイルス感染症の拡大の収束が見えた時点で、速やかに機動的な支援を実施し、県内企業の経済活動を早期に回復	200,000
工業技術研究所遠隔技術相談等環境整備事業費	工業技術研究所(本所・3支援センター)に非対面・遠隔サービスが提供できる環境を整備	16,500
私立学校家計急変緊急支援費助成	授業料等の納付が困難になった保護者等に対して減免等を行った私立学校への助成 ・補助率:10/10(国 1/2)	85,000
私立高等学校等奨学給付金助成	教科書代や修学旅行費等の納付が困難になった保護者等に対して減免等を行った私立学校への助成 ・補助率:10/10(国 1/3、県 2/3) ・対象:家計急変者を追加	48,000
高等学校等奨学事業費	新型コロナウイルス感染症に係る影響を踏まえ、家計が急変した世帯の高校生などに対し就学資金の貸付等を実施 ・対象者:1,087人	94,000
住居確保給付金	住居を失うおそれのある生活困窮者等に給付金を支給 ・給付額:37,200~48,300円・支給対象に離職や廃業と同程度にある者を追加	18,000
生活福祉資金貸付推進事業費助成	新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯への特例貸付を行う原資を助成 ・助成先:県社会福祉協議会	669,000
あざれあ運営・管理費	指定管理者に対し、利用者に返還したキャンセル料分を補填 ・対象施設:静岡県男女共同参画センター	1,400
スポーツ施設管理運営費	指定管理者に対し、利用者に返還したキャンセル料分を補填 ・対象施設:静岡県立水泳場、富士水泳場 ほか1施設	1,900
グランシップ管理運営事業費	指定管理者に対し、利用者に返還したキャンセル料分を補填 ・対象施設:静岡県コンベンションアーツセンター(グランシップ)	10,000

プラサ ヴェルデ管理運営事業費	指定管理者に対し、利用者に返還したキャンセル料分を補填 ・対象施設:コンベンションぬまづ(プラサヴェルデ)	6,700
静岡県総合健康センター 指定管理事業費	指定管理者に対し、利用者に返還したキャンセル料分を補填 ・対象施設:静岡県総合健康センター	100
総合社会福祉会館管理運営事業費	指定管理者に対し、利用者に返還したキャンセル料分を補填 ・対象施設:静岡県総合社会福祉会館	400
労政会館運営費	指定管理者に対し、利用者に返還したキャンセル料分を補填 ・対象施設:静岡労政会館 ほか2施設	1,700
産業経済会館管理運営費	指定管理者に対し、利用者に返還したキャンセル料分を補填 ・対象施設:静岡県産業経済会館	200
都市公園管理運営費	指定管理者に対し、利用者に返還したキャンセル料分を補填 ・対象施設:静岡県草薙総合運動場、遠州灘海浜公園 ほか2施設	23,000
予備費	新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策など、機動的な対応のための予備費の増額	2,000,000
計		26,467,000

<令和2年度予算(令和2年5月補正)>

(単位:千円)

事業名	内 容	歳 出
新型コロナウイルス感染拡大防止 協力促進事業費助成	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、休業等の要請に応じた事業者に対し協力金を交付 <県協力金> ・200 千円/事業者 <市町交付金> ・補助率 1/2(上限 200 千円) ・対象市町 6 市町	960,000
新型コロナウイルスに打ち勝つ 静岡県民支え合い基金積立金	新型コロナウイルス感染症対策に従事する医療従事者等を支援するため、議員報酬等の 減額見合い額を基金へ積み立て	127,000
新型コロナウイルス感染症対策医療 従事者支援交付金	新型コロナウイルス感染症対策に従事する医療従事者を支援するため、入院患者を受け入れる 病院等に対し支援金を交付 ・交付先 65 病院	127,000

議員報酬	新型コロナウイルスに打ち勝つ静岡県民支え合い基金の積立て原資とするため、議員報酬減額を実施 ・減額率:10/100・期 間:R2.6~R3.3	△ 56,137
議会運営費	新型コロナウイルスに打ち勝つ静岡県民支え合い基金の積立て原資とするため、政務活動費等の減額を実施 ・減額率:10/100 ・期 間:R2.6~R3.3	△ 44,243
議員海外調査・議員研修・厚生費	新型コロナウイルスに打ち勝つ静岡県民支え合い基金の積立て原資とするため、県政調査活動費等の減額を実施	△ 26,620
計		1,087,000

< 令和2年度予算(令和2年6月補正) >

事業名	内 容	歳 出
新型コロナウイルスに打ち勝つ静岡県民支え合い基金積立金	新型コロナウイルス感染症対策に従事する医療従事者等を支援するため、個人、企業等からの寄付金を基金へ積み立て	147,000
新型コロナウイルス感染症対策事業費	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、医療提供体制を整備 ・民間宿泊施設の借上げ ・PCR 検査センターの運営 ほか	9,084,000
新型コロナウイルス感染症対策事業費助成	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用し、医療機関等に対し助成 ・対 象:人工呼吸器の整備 PCR 検査センターの設置 ほか	5,741,000
新型コロナウイルス感染症対策衛生資材整備事業費	県内の医療機関・福祉施設等に対し、マスク・消毒液等の衛生用品を配布	2,424,000
社会福祉施設等感染症拡大防止対策事業費助成	介護施設・障害者(児)入所施設への簡易陰圧装置の設置に要する経費を助成 ・4,320 千円/台	427,000
介護サービス提供支援事業費助成	介護サービス事業所に対し、感染症対策に係る経費等を助成 ・サービス再開、感染症対策への支援 ・職員への慰労金支給(20 万円/人ほか)	11,836,000

障害福祉サービス提供体制構築 支援事業費助成	障害福祉サービス事業所に対し、感染症対策に要する経費等を助成 ・サービス再開、感染症対策経費への支援 ・職員への慰労金支給(20万円/人ほか)	4,111,000
救護施設支援事業費助成	救護施設に対し、感染症対策に係る経費等を助成 ・職員への慰労金支給(20万円/人ほか)	7,400
児童相談所新型コロナウイルス 感染症防止対策事業費	児童・保護者との面会時の感染リスクを低減するため、ICT機器等を整備 ・タブレット、マスク、防護服 ほか	4,500
児童福祉施設等感染症防止対策 事業費助成	児童福祉施設等に対し、感染症対策に係る経費等を助成 ・マスク、消毒液の購入 ほか	1,180,000
新型コロナウイルス妊産婦総合 対策事業費助成	妊産婦への寄り添った支援や、分娩前のウイルス検査に要する経費を助成 ・保健師等による電話・訪問支援 ・PCR 検査を希望する妊婦への助成	335,800
新型コロナウイルス感染症緊急 対策事業費	警察署等に衛生用品を整備 ・感染防護キット 10,670 着 ほか	48,800
私立学校臨時休業対策事業費助成	学校行事の中止等に伴う保護者負担額への助成 ・対象経費:修学・研修旅行、大会等の中止等によるキャンセル料 ・補助上限額:12,060円/人	6,000
私立学校家計急変緊急支援費助成	保護者等に対して減免等を行った私立学校への助成 ・対 象:小・中、特別支援学校を追加・要 件:年収140万未満ほか ・支援額:10万円/人	制度改正
私立高等学校等奨学給付金助成	低所得世帯における家庭でのオンライン学習に係る通信費を給付の対象として追加 ・補助率:10/10(全額国庫)	39,800
私立幼稚園等教育支援体制整備 事業費助成	私立幼稚園等における衛生用品の購入及び感染症対策を徹底するために必要な経費を助成 ・対象施設:私立幼稚園等 161 園 ・補助上限:500千円/園	80,500
児童入所措置費	特別支援学校の臨時休校に伴う放課後等デイサービスの支援期間を延長 ・期 間:5/7～5/31	99,000
若者こころの SOS サポート事業費	中高生等若者の相談体制を充実するため、LINE 相談を拡充 ・開設期間:R2.8月末→R3.3月末	10,000

幼稚園等新型コロナ対策体制整備事業費助成	公立幼稚園等における衛生用品の購入及び感染症対策を徹底するために必要な経費を助成 ・対象施設:公立幼稚園等 186 園 ・補助上限:500 千円/園	93,000
県立学校臨時休業対策事業費助成	県立学校の臨時休校に伴う給食費のキャンセル料相当額を助成 ・補助率:10/10	3,400
県立学校行事キャンセル料支援事業費助成	学校行事の中止等に伴う保護者負担経費を助成 ・補助率:10/10(定額)	3,100
高等学校等奨学事業費	低所得世帯における家庭でのオンライン学習に係る通信費を給付に加算 ・加算額:10,000 円/人 ・補助率:10/10(全額国庫)	60,500
新型コロナ対策による補習等支援事業費	臨時休校等に伴う学校教育活動を支援するため、学習支援員を追加配置 ・県内公立小・中学校(政令市を除く) 487 校	851,800
スクール・サポート・スタッフ配置事業費	感染症対策や家庭学習資料の準備などの業務増加に対応するため、教員をサポートするスタッフを配置 ・県内公立小・中学校(政令市を除く) 487 校	106,300
県立学校教育活動再開対策事業費	感染症対策や学習保障に必要な取組を支援 ・対象経費:換気対策備品、教材等 ・助成額:小中 100~200 万円/校 高校・特支 300 万円/校	386,500
補習等のための指導員等派遣事業費	臨時休校等により十分な学習時間が確保できない外国人生徒に対するティームティーチングの実施 ・学習指導員の配置 16 人 ・対象高校 15 校	2,800
部活動全国大会代替大会開催事業費助成	全国体育大会の代替となる地方大会の大会運営経費及び感染予防対策経費を助成 ・対象経費:大会運営・感染対策経費・補助率:10/10	17,000
生活困窮者自立支援事業費	就労相談支援を推進するため、就労支援員等を増員 ・就労支援員 5 人・通訳 1 人	14,000
生活保護運営対策事業費	相談者の大幅な増加に対応するため、相談員を増員 ・東部健康福祉センター 1 人	1,200
住居確保給付金	住居を失うおそれのある生活困窮者等に対し、給付金を支給 ・給付額 37,200~48,300 円 ほか	8,500
生活福祉資金貸付推進事業費助成	収入が減少した世帯への特例貸付を行う県社会福祉協議会に対し、貸付原資を助成	3,224,000

障害のある人への工賃支援 事業費助成	工賃が下がっている就労継続支援B型事業所を利用している障害者へ平均工賃等との差額を助成 ・補助率 10/10	64,000
障害者地域生活支援事業費	市町が行う在宅障害者の訪問入浴サービス提供体制の強化に要する経費を助成	3,700
ひとり親家庭対策総合支援事業費	ひとり親家庭の経済的負担を軽減するため、臨時特別給付金を支給 ・第1子 5 万円、第 2 子以降 3 万円 ほか	142,000
ひとり親あんしん LINE 相談事業費	ひとり親の支援体制を充実するため、LINE 相談窓口を開設 ・期間 R2.7 月～R3.3 月	9,100
しずおかジョブステーション運営事業費	雇用環境の悪化に対応するため、しずおかジョブステーションの就職相談体制を強化 ・就職サポーター 10 人→19 人 ・臨床心理士による相談 4 日→22 日/月	46,000
離職者等再就職支援事業費	経済状況の悪化に伴い、今後離職者が大幅に増加することが見込まれるため、再就職支援の 職業訓練を拡充 ・新規受講者数 80 人分	17,600
外国人技能実習生等再就職 支援事業費	新型コロナウイルスの影響で働き先を失った外国人技能実習生等の再就職を支援 ・コーディネーター 2 人	10,000
就労継続支援における生産活動 活性化支援事業費助成	障害者の働く場を継続確保するため、減収のあった就労系事業所の固定経費等を助成 ・補助上限 500 千円/事業所	32,000
駿河湾フェリー利活用促進事業費	運行再開に向けて船員の雇用を維持するため、フェリー運休期間中の経費を負担 ・期間 4/20～6/30	7,500
中小企業向制度融資促進費助成	中小企業の資金需要に対応する利子補給 ＜融資枠＞ ・県旧制度分 1,500 億円→ 2,034 億円(～4/17) ・県新制度分 500 億円→ 1,000 億円(4/28～) ・国新制度分 2,800 億円→11,500 億円(5/1～)	10,838,000
中小企業災害対策保証支援 事業費助成	中小企業の資金需要に対応する保証料助成 ・県旧制度分 (～4/17)	2,551,000

地域公共交通事業継続運行費助成	公共交通の維持を図るため、交通事業者に対し運行に係る経費を助成 ・補助率 1/2 ・補助対象 燃料費、電力費	116,500
タクシー車両新型コロナウイルス感染防止事業費助成	タクシー車両に対し飛沫感染防止設備の設置に要する経費を助成 ・補助額 10 千円/台 ほか	23,800
ふじのくに #エールアートプロジェクト促進事業費助成	「新しい生活様式」に対応した文化芸術活動の実施に要する経費を助成 ・対象者 県内のプロのアーティスト ・補助上限 1,000 千円/件	60,000
新しい生活様式に対応する観光地域づくり事業費	「新しい生活様式」に対応した観光地域づくりを促進するため、安全安心な観光地情報を発信	1,200,000
ふじのくに(静岡・山梨)県産品販売促進連携事業費	県産品の消費の活性化を図るため、山梨県と連携して農林水産物の消費・販路拡大を支援 ・県産品の詰め合わせ宅配 12,000 セット ほか	30,000
和牛肉等販売促進緊急対策事業費助成	和牛肉等の消費拡大を図るため、小中学校等に県産和牛肉、地鶏肉を食育教材として提供 ・実施主体 県畜産協会 ・補助上限 1,000 円/100g ほか	960,000
水産物販売促進緊急対策事業費助成	水産物の消費拡大を図るため、小中学校等に県産水産物を食育教材として提供 ・実施主体 県漁業協同組合連合会 ・補助上限 500 円/100g	221,600
強い農業・担い手づくり総合支援交付金	家庭食などの新たな需要等に対応するため、施設・設備の整備・改修等に対して助成 ・補助率 1/2	181,000
総合防災アプリ「静岡県防災」避難所感染防止対策事業費	新型コロナウイルス感染拡大を防止する非接触型の避難所運営を行うため、防災アプリを改修 ・避難所利用者登録 ほか	22,000
SDO モバイルネットワーク構築事業費	モバイルパソコンを全庁的に導入し、場所にこだわらない効率的な働き方である「新しいワークスタイル」に対応した環境を整備 ・期間 R2～R3・整備台数 5,274 台	1,334,000
しずおかデジタル・オフィス運用事業費	モバイルパソコンの導入に伴う既存端末の更新台数の見直しによる事業費の減額	△58,507
静岡で暮らす魅力発信事業費	地方への移住に関心を持つ都市住民への情報発信を実施	5,000

ふじのくに型新しいライフスタイル 自転車利用促進事業費	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から民間企業の自転車利用促進を支援	3,000
介護分野 ICT 化等事業費助成	介護事業所に対し、家族とのオンライン面会に必要な通信環境の整備に係る経費を助成 ・補助率 1/2 ・補助上限 100 千円/事業所	20,000
県立看護専門学校運営費	感染拡大の第 2 波に備え、遠隔授業や学内実習の強化に必要な機器等を整備 ・Web 会議システム、タブレット、映像教材等	6,000
医療従事者養成所施設・設備 整備費助成	「新しい生活様式」に対応する遠隔授業や学内実習の強化等に要する経費を助成 ・補助率 10/10 ・対象 医療従事者養成所設置者	22,500
飲食店設備導入等支援事業費助成	インバウンド需要の低迷により、売上が減少している飲食店の業態転換等を支援 ・補助率 1/2 ・補助上限 10,000 千円	30,000
生産性向上職業訓練事業費	「非接触・遠隔」をキーワードにした事業活動に対応できる人材を育成するための職業訓練(在職者訓練)を実施 ・12 コース 定員計 120 人	4,500
農林環境専門職大学管理運営費	感染拡大の第 2 波に備え、双方向型の遠隔授業に必要な機器等を整備 ・Web 会議システム	5,200
消費者行政強化促進事業費	相談件数の増加に対応するため、県民生活センターの消費生活相談体制を強化 ・LINE を活用したビデオ通話相談	2,000
医療機器産業基盤強化推進 事業費助成	県内の”命を守る産業”の基盤強化に必要な資材、機器、システム等の開発・生産に要する経費を助成 ・補助率 2/3 ・補助上限 20,000 千円	210,000
県産品輸出促進事業費	輸出先国の市場変化に対応する食品の製造施設整備等を実施する事業者に対して助成 ・補助率 1/2 ・補助上限 50,000 千円	75,000
中小企業等危機克服チャレンジ 支援事業費助成	デジタル化の推進による生産性向上などの産業構造の転換に繋がる事業に要する経費を助成 ・補助率 2/3、3/4 ・補助上限 200 万円～1,000 万円	300,000
計		58,848,393

< 令和2年度予算(令和2年6月追加補正) >

(単位:千円)

事業名	内 容	歳 出
新型コロナウイルス感染症対策事業費助成	新型コロナウイルス感染症の拡大に備えるため、入院患者の病床確保や、医療機関や薬局における感染拡大防止等の取組を支援する	24,600,000

< 令和2年度予算(令和2年9月補正) >

(単位:千円)

事業名	内 容	歳 出
地震・津波対策等減災交付金	4月に交付率を嵩上げた新型コロナウイルス対応メニューに係る事業費の増額	303,000
新型コロナウイルス感染症対策事業費	クラスター発生時における感染拡大防止に向けた PCR 検査を実施	100,000
緊急時医療用ガウン等生産体制構築事業費	緊急時における医療用ガウン等の県内供給体制を構築するため、県内中小企業へ生産実証を委託	10,000
新型コロナウイルス感染症緊急対策事業費	警察署等に衛生用品等を整備 ・マスク、アルコール感知器 ほか	20,400
新型コロナに負けない外国人生徒未来応援事業費	新型コロナの影響で就職が困難となる外国人学校の生徒に、日本語教育等を実施	4,000
私立学校臨時休業対策事業費助成	私立学校の臨時休業によるスクールバスの運行停止に伴うキャンセル料等を助成 ・補助率 3/4	43,000
放課後児童クラブ運営費助成	放課後児童クラブの臨時休業による利用料の返還等の経費を助成 ・補助率 1/3 ・基準額 500 円/人	100,000
児童福祉施設等感染症防止対策事業費助成	認定こども園等の臨時休業によるスクールバスの運行停止に伴うキャンセル料等を助成 ・補助率 3/4	3,000

看護師養成所等実習補完事業費助成	医療機関の実習受入中止に伴う看護師・助産師養成所等の学内実習への転換を支援 ・シミュレーターの貸出し	16,000
学びを拡げるICT活用事業費	授業や家庭学習にICTを最大限に活用するため、整備計画を前倒してICT機器を整備	76,400
新時代の学びを支える教育環境 充実事業費	県立学校へのICT技術者の配置及び障害に応じた入出力支援装置の整備	50,400
高校生就職マッチング対策事業費	高等学校の生徒の就職先を確保するため、就職コーディネーターを増員 ・3人工 → 14 人工	26,000
特別支援学校外部専門員活用事業費	就労促進専門員の雇用期間を延長し、特別支援学校の生徒の就労を支援 ・4か月間 → 8か月間	7,360
スクールバス新型コロナウイルス 感染症対策事業費	スクールバスにおける密閉・密集を回避するため、スクールバスの運行台数を増台 ・35 台	125,000
ネット依存対策推進事業費	臨時休校の影響によりネット依存のリスクが高まったことを踏まえ、スクリーニングテストシステムの 構築及び講演会を実施	3,900
生活困窮者自立支援事業費	web を活用した相談受付、専門家による相談支援により、生活困窮者との新しいつながりを構築	4,000
生活福祉資金貸付推進事業費助成	収入が減少した世帯への特例貸付を行う県社会福祉協議会に対し、貸付原資を助成	383,000
定住外国人職業能力開発推進事業費	定住外国人の雇用維持のため、日本語能力やスキル向上を図る在職者訓練を実施 ・1コース → 5コース	2,500
新型コロナウイルス感染拡大防止 協力促進事業費助成	休業等の要請に応じた事業者への助成額の確定に伴う減額	△ 3,932,000
新型コロナウイルス対策NPO応援 事業費	静岡県民支え合い基金を活用し、収入減となっているNPO法人に交付金を支給 ・支給額 10 万円/1 法人	32,000
介護サービス提供体制強化市町 支援事業費	訪問介護事業所等の人材確保等に対する支援 ・対象地域: 賀茂・熱海伊東圏域	15,000

介護人材育成事業費	新型コロナウイルス感染症の影響で職を失った者に、介護分野の研修及び職場実習を実施し、介護分野への就労を促進	36,000
介護分野 ICT 化等事業費助成	利用者との接触機会を減少させる介護機器等導入に助成 ・移乗介助、入浴支援機器 ・補助率 1/2	260,000
中小企業向制度融資促進費助成	新型コロナウイルス感染症対応資金の取扱期間を 12 月末まで延長	制度改正
中小企業緊急金融支援基金積立金	R3～R7 の利子補給に充当するため、地方創生臨時交付金を原資とする基金を造成	6,500,000
あざれあ運営・管理費	DV 等により電話相談が困難な状況に対応するため、インターネット相談を導入 ほか	2,343
スポーツ施設管理運営費	利用者に返還したキャンセル料分の減収を補填 ・静岡県立水泳場 ほか2施設	3,340
グランシップ管理運営事業費	利用者に返還したキャンセル料分の減収を補填 ・静岡県コンベンションアーツセンター	18,712
プラサヴェルデ管理運営事業費	利用者に返還したキャンセル料分の減収を補填 ・コンベンションぬまづ	10,005
総合社会福祉会館管理運営事業費	利用者に返還したキャンセル料分の減収を補填 ・静岡県総合社会福祉会館	99
静岡県総合健康センター 指定管理事業費	利用者に返還したキャンセル料分の減収を補填 ・静岡県総合健康センター	337
労政会館運営費	利用者に返還したキャンセル料分の減収を補填 ・静岡労政会館 ほか2施設	1,748
産業経済会館管理運営費	利用者に返還したキャンセル料分の減収を補填 ・静岡県産業経済会館	308
都市公園管理運営費	利用者に返還したキャンセル料分の減収を補填 ・静岡県草薙総合運動場 ・小笠山総合運動公園 ほか2施設	3,234
多彩なライフスタイル情報発信 強化事業費	多彩なライフスタイルの実施に向け、人材誘引のための情報発信サイトを開設	7,000

プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費	在宅避難の増加に備えるため、木造住宅耐震化の助成額を増額 ・対象 高齢者世帯等 ・補助額(増額分) 15万円	67,500
環境配慮型ふじのくにライフスタイル促進事業費	環境に配慮したライフスタイルを提案するとともに、プラゴミ削減のための実践活動の経費を助成 ・補助率 10/10	10,000
新しい富士登山推進事業費	令和3年度に富士登山を再開するために必要な医学的調査・研究を実施	5,000
観光地ワーケーション推進事業費	県内観光地のワーケーションを推進するため、モデル事業を実施 ・県内3か所	10,000
新しいつながり創出支援事業費	オンライン上での通いの場や生活支援等の多様なモデル事業を実施 ・県内10か所	15,000
UIターン地方就職支援事業費	ふじのくに型新しい生活様式に呼応し、「新しい移住」を推進するため、移住希望者向けのオンライン企業説明会を開催	6,000
次世代林業基盤づくり交付金事業費	経済活動の停滞により流通に支障が生じている丸太材の高付加価値化を計るため、国庫を活用して原木加工施設の整備を支援	15,000
ふじのくにライフスタイル創出住宅リフォーム事業費助成	既存住宅のテレワーク等に対応する改修経費を助成 ・補助率 1/2、県産材使用面積に応じて加算	167,000
テレワーク等導入促進事業費	新しい生活様式を踏まえた働き方への転換を促進するため、県内企業のテレワーク導入を支援 ・テレワーク導入研究会 10分科会	5,000
教育委員会SDOモバイルネットワーク整備事業費	教育委員会事務局のモバイルパソコンを導入し、場所にこだわらない効率的な働き方に対応した環境を整備 ・整備台数 500台	166,800
教育委員会デジタルオフィス整備事業費	モバイルパソコン整備に伴い、教育委員会事務局のパソコン端末更新を中止 ・中止台数:128台	△ 17,420
中小企業IoT活用促進事業費	企業におけるIoT導入やIoT人材の育成を促進 ・IoT推進ラボ 1か所→3か所 ・IoT大学連携講座 全4回	4,500
中小企業等危機克服チャレンジ	新型コロナウイルスの影響を受け中小企業が行う業態転換等を支援	302,000

支援事業費助成	・補助率 2/3 ・補助上限 2,000 千円	
経営革新計画促進事業費助成	新型コロナウイルスの影響により新たな取組に挑戦する事業者を支援 ・補助率 1/2	100,000
小規模企業経営力向上支援事業費助成	新型コロナウイルスの影響を受け新たな取組に挑戦する事業者を支援 ・補助率 2/3 ・補助上限 500 千円	70,000
オンライン経営相談環境整備事業費助成	中小・小規模事業者の相談機会確保のため、県内商工団体でのオンライン相談体制整備に必要な経費に助成 ・補助率 10/10	136,000
中小企業支援センター事業費	事業者のデジタル化等への対応を加速化させるため、専門家派遣を拡充 ・実施主体 産業振興財団 ・2,750→2,900 回(+150 回)	4,000
小規模事業経営支援事業費助成	事業者のデジタル化等への対応を加速化させるため、専門家派遣を拡充 ・実施主体 商工会議所、商工会 ・967→1,087 回(+120 回)	2,800
中小企業連携組織対策事業費助成	事業者のデジタル化等への対応を加速化させるため、専門家派遣を拡充 ・実施主体 中小企業団体中央会 ・200→250 回(+50 回)	2,000
次世代施設園芸デジタル化支援事業費助成(新規)	「スマート農業」を推進するため、高度環境制御システムを導入する施設園芸の農業者を支援 ・補助率 1/3	24,000
「バイ・山の洲」県産品販売促進事業費(新規)	山梨県、長野県、新潟県と連携した「バイ・山の洲」の取組を実施 ・デジタル商談会の開催・県産セット商品の開発・販売支援	12,000
新型コロナウイルスに打ち勝つ静岡県民支え合い基金積立金	新型コロナウイルス対策のため、寄付金を積み立て	42,000
介護支援専門員研修等オンライン化等事業費	介護支援専門員研修等のオンライン化を実施 ・PC、ウェブカメラ、回線工事 ほか	5,000
県立技術専門校等施設整備事業費	オンライン授業の実施に必要な機材を技術専門校等に整備	22,900
BCP緊急普及促進事業費助成	中小企業の感染症対策を盛り込んだ BCP 策定を支援 ・セミナー及び個別相談会の開催	2,000

農林畜産技術研究所管理運営費	農業・畜産業に関する技術相談を非対面・遠隔で実施するための環境を整備 ・農林技術研究所ほか 計 18 か所	8,800
計		5,423,966

< 令和2年度予算(令和2年9月追加補正) >

(単位:千円)

事業名	内 容	歳 出
新型コロナウイルス感染症対策 事業費助成	新型コロナウイルス感染症の拡大に備えるため、入院患者の病床確保及び医療機関等への PCR検査機器等の導入を支援	2,450,000
生活福祉資金貸付推進事業費助成	生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付を継続して実施するため、 貸付原資を造成	3,250,000
計		5,700,000

< 令和2年度予算(令和2年12月補正) >

(単位:千円)

事業名	内 容	歳 出
新型コロナウイルスに打ち勝つ 静岡県民支え合い基金積立金	個人、企業等からの寄付金の基金への積み立て	67,000
国勢調査費	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、調査票回収・審査期間を延長	13,300
ふじのくに #エールアートプロジェクト 促進事業費助成	「新しい生活様式」に対応した文化芸術活動に対して助成 ・対象者 県内のプロのアーティスト・補助上限 1,000 千円/件	60,000
就航・海外交流促進事業費	航空会社に対して着陸料等の一部を助成 ・補助率 着陸料、停留料の 45%	16,300

社会福祉施設感染防止研修 事業費(新規)	社会福祉施設の介護職員へ専門研修等を実施	15,000
発熱等診療医療機関体制整備事業費 助成(新規)	紹介患者受入れ、PCR検査等を実施する医療機関に対して助成 ・補助率 10/10・補助額 100 千円/月	200,000
子どもの居場所感染症対策事業費 助成(新規)	子どもの居場所における衛生用品等の購入に対して助成 ・補助率 10/10 ・上限 100 千円/団体	20,000
文化施設等のデジタル化・安全安心 対策事業費(新規)	県有文化施設等の鑑賞へのデジタル手続の導入等を実施	82,200
ふじのくに茶の都ミュージアム管理 運営事業費	県有文化施設等の鑑賞へのデジタル手続の導入等を実施	18,800
計		492,600

<令和2年度予算(令和3年2月補正)>

(単位:千円)

事業名	内 容	歳 出
新型コロナウイルス感染症対策 地域振興臨時交付金	感染拡大防止を図りながら地域経済の支援に取り組む市町の支援 ・交付率 1/2	3,000,000
もくせい会館管理運営費	指定管理料の見直し(減収補填)	2,382
県庁舎等管理費	県庁舎にサーマルカメラを設置	1,500
総合庁舎維持管理費	総合庁舎にサーマルカメラを設置 ・9 庁舎	3,600
国勢調査費	新型コロナウイルス感染症の影響による、令和2年度国勢調査の調査期間延長に伴う市町への交付金	3,500

自然ふれあい施設管理運営費Ⅱ	指定管理料の見直し(減収補填)	12,579
東京2020オリンピック・パラリンピック 自転車競技開催推進事業費	・沿道、会場での観戦客対策、注意喚起 ・大会従事者への検査 ・ホストタウン対策(検査費用・保健医療機能強化)	5,000
スポーツ施設管理運営費	指定管理料の見直し(減収補填)	398
私立幼稚園等教育支援体制整備 事業費助成	私立幼稚園等における保健衛生用品の購入、園務改善のための ICT 化に対する助成 ・補助率 10/10、3/4 ・対象 私立幼稚園、私立幼稚園型認定こども園	68,250
私立学校臨時休業対策事業費助成	私立学校における学校行事の中止又は延期に伴い発生したキャンセル料等に対する助成 ・定額補助(一人当たり 12,060 円上限)	60,000
県立大学衛生環境改善事業費助成	静岡県立大学及び静岡文化芸術大学のトイレの改修に対する助成 ・補助率 10/10	155,000
私立高等学校等奨学給付金助成	新型コロナウイルス感染症の影響により生活が困窮している世帯の高校生等に対する 教育費の追加支援	66,100
プラサヴェルデ管理運営事業費	指定管理料の見直し(減収補填)	12,706
空港水際対策強化事業費	国際線の受入再開に向けた体制の構築・検査、待機等に必要なスペース等確保のための壁設置 等	6,500
社会福祉施設等感染症拡大防止 対策事業費助成	多床室の個室化改修、簡易陰圧装置・換気設備の設置等に必要な経費を助成 ・補助率 10/10 ほかに ・対象 高齢者・障害者・児童入所施設等	41,805
総合社会福祉会館管理運営事業費	指定管理料の見直し(減収補填)	3,025
生活福祉資金貸付推進事業費助成	生活福祉資金貸付事業の実施に必要な貸付原資及び事務費を助成 (特例貸付の受付は令和 2 年度にて終了予定)	5,407,000
放課後児童クラブ運営費助成	放課後児童クラブの感染症対策、ICT 化を支援 ・補助対象:衛生資材、ICT 機器購入費 ・補助率:1/3	79,269

子育て支援事業費助成	地域子育て支援拠点等の感染症対策、ICT 化を支援 ・補助対象:衛生資材、ICT 機器購入費・補助率:1/3	29,915
保育対策等促進事業費助成	保育所等の感染症対策、ICT 化を支援 ・補助対象:衛生資材、ICT 機器購入費 ・補助率:1/3	135,250
保育士等働き方改革推進事業費助成	コロナ禍で働く保育士の不安等を払拭するため、専門家による保育所等の職場環境改善を支援 ・SNS 相談窓口の設置・専門家による巡回指導	1,270
新型コロナウイルス妊産婦総合対策事業費助成	胎児・新生児の健康等に不安を抱える妊産婦に対する支援 ・感染した妊産婦への寄り添い型支援 ・分娩前のウイルス検査の補助	132,000
児童福祉サービス等対応職員慰労金支給事業費	コロナ禍の中、保育や児童養護等の継続に尽力した職員及び里親に対して慰労金を支給 ・50 千円/人	1,552,000
児童福祉施設等感染症防止対策事業費助成	児童福祉施設等が継続的なサービスを提供するための支援 ・送迎車両の運休費補助・児童福祉施設等への感染症対策に関する巡回指導 ・衛生用品等の購入補助	3,341
保育士修学資金等貸付事業費助成	保育士資格の取得を目指す学生に対する修学資金の貸付を行う協議会に対し、貸付原資を助成	526,000
ひとり親家庭対策総合支援事業費	ひとり親世帯に対して臨時特別給付金を支給 ・貸付額:50 千円/人(2 人目以降は 30 千円/人)	100,000
新型コロナウイルス感染症対策事業費助成	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備え、入院患者の病床を確保する費用を支援するとともに、対応に必要な機器整備の助成等を行い、医療提供体制を整備	4,258,500
新型コロナウイルス感染症対策事業費	新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、相談体制、検査体制及び軽症者の療養体制等を整備	1,674,000
新型コロナウイルス感染症患者受入医療機関等支援事業費助成	新型コロナウイルス感染症からの回復患者について、コロナ専用病床からの転院・転床を促進することで、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる病床を効率的に確保	830,000
静岡県医療健康産業研究開発センター管理運営費	指定管理料の見直し(減収補填)	781

労政会館運営費	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた指定管理料の見直し	10,013
中小企業緊急金融支援基金積立金	新型コロナの影響拡大に伴い、窮境に立つ中小企業の資金繰りを支援するため、利子補給に要する経費を積立て ・対象期間:R3～7	240,000
産業経済会館管理運営費	指定管理料の見直し(減収補填)	3,384
都市公園管理運営費	指定管理料の見直し(減収補填)	94,620
GIGAスクールサポート充実事業費	学校教育における ICT 活用の更なる推進 ・授業目的公衆送信補償金制度の活用	282,000
幼稚園等新型コロナ対策体制整備事業費助成	国公立の幼稚園及び幼稚園型認定こども園への感染症対策に必要な衛生用品等の補助 ・上限額 500 千円/園	47,000
県立学校教育活動再開対策事業費	新型コロナウイルス感染症対策の強化に必要な保健衛生用品等を整備	309,600
高等学校等奨学事業費	経済的に修学が困難な高校生などに対し、貸付金等の支援を実施	105,262
県立学校行事キャンセル料支援事業費助成	修学旅行、芸術鑑賞教室等の学校行事の中止又は延期に伴い発生したキャンセル料等を支援	61,300
部活動全国大会代替大会開催事業費助成	全国体育大会の代替となる地方大会の運営経費及び感染予防対策経費を助成 ・補助率 10/10 ・補助先 県高等学校体育連盟ほか	2,000
青少年の家等管理運営費	指定管理料の見直し(減収補填)	15,903
中小企業等危機克服チャレンジ支援事業費助成	新型コロナウイルス感染症を契機にデジタル化や業態転換等に挑戦する中小企業等を支援 ・補助率 2/3(上限 2,000 千円ほか)	150,000
強い農業・担い手づくり総合支援交付金	農畜産物の供給量増加に向けた設備投資を支援 ・対象経費 加工処理施設、育苗施設等の整備費用 ・補助率 国 1/2	240,834

水産物販売促進緊急対策事業費助成	学校給食でマダイ、ウナギ等の県産水産物を提供 ・提供先:小中学校、特別支援学校(約 316,000 人)	200,000
新型コロナウイルスに打ち勝つ 静岡県民支え合い基金積立金	新型コロナウイルス感染症に対応する事業に要する経費に充当するための基金積立金	17,000
あざれあ運営・管理費	コロナの影響による相談件数の増加に対応するため、相談体制を拡充 ・ネット相談を継続実施 ・電話回線2本→3本	5,110
児童相談所新型コロナウイルス 感染症防止対策事業費	コロナ禍において児童虐待への確実な対応を行うため、児童相談所における ICT を活用した 相談体制を整備	622
計		19,956,319

<令和3年度予算(当初予算)>

(単位:千円)

事業名	内 容	歳 出
地震・津波対策等減災交付金	市町等が行う感染症対策に要する経費を助成 ・補助率 1/2 (上限 30,000 千円)対象 市町等	175,000
救急車両感染症防止対策事業費	救急隊員の感染リスクを低減させるため、県内救急車両に感染予防機材を配備 ・車載用オゾン発生装置 130 台	36,800
避難所運営担い手育成事業費	避難所の運営体制等を充実させるため、「自主防災組織活動マニュアル」を改定 ・電子書籍化、防災アプリとの連携	10,000
県民広報推進事業費	新型コロナウイルス感染症に対応した情報発信 ・テレビ 製作・放送 38 回・新聞広告 主要5紙 各3回 ほか	30,000
新型コロナに負けない外国人生徒 未来応援事業費	外国人学校の生徒に対して、正規雇用に向けた取組を実施 ・就職に必要な日本語教育の実施 ・キャリア教育の実施 ほか	10,500
DX による NPO 活動活性化を通じた	NPO 活動の DX 化による社会貢献活動の促進	7,698

社会貢献活動促進事業費	・ICT研修の実施 ・県HPの機能強化	
東京2020オリンピック・パラリンピック 自転車競技開催推進事業費	・沿道、会場での観戦客対策、注意喚起・大会従事者への検査 ・ホストタウン対策(検査費用・保健医療機能強化)	660,000
世界遺産富士山安全安心・魅力 発信事業費	富士山における新型コロナウイルス感染症対策 ・誘導員・ナビゲーター配置 ・山小屋改修・資機材購入助成 ほか	202,700
オリンピック・パラリンピック 文化プログラム推進事業費	文化プログラムの実施にあたって感染症対策を実施	5,000
未来を切り拓く多様な人材育成 推進事業費	国際学生寮整備にあたり、新型コロナウイルス感染防止対策として、玄関増築及び交流スペースを拡大	6,380
私立学校サポートスタッフ配置等 事業費助成(新規)	補習授業等を行う学習指導員、感染症対策を行うスクール・サポート・スタッフ等の追加的配置に対する助成 ・補助率 10/10・対象 私立小学校、中学校 ほか	25,000
駿河湾フェリー利活用推進 事業費(新規)	駿河湾フェリーの継続運行に向けた支援 ・動力費の1/2相当 ほか	87,500
就航・海外交流促進事業費	グランドハンドリング補助及び着陸料等補助 ・グラハン補助ー対象:国内線、補助率 1/3 ・着陸料等補助ー対象:国内線、補助率 90%	188,950
新型コロナウイルス感染症対策衛生 資材整備事業費	新型コロナウイルス感染症の拡大による医療用資材などの需給逼迫に備え、資材の購入及び備蓄	997,000
福祉避難所指定促進支援事業費助成	福祉避難所や民間宿泊施設の感染防止対策を支援 ・受入環境の整備・抗原検査実施	100,000
社会福祉施設等感染症拡大防止 対策事業費助成	多床室の個室化改修、簡易陰圧装置・換気設備の設置等に必要な経費を助成 ・補助率 10/10 ほか ・対象 高齢者・障害者・児童入所施設等	857,000
介護分野ICT化等事業費助成	介護事業所におけるICTを活用した介護機器の導入に対する支援 ・補助率 1/2 ・対象 介護事業所	274,400

社会福祉サービス確保支援事業費助成	感染者が発生した介護サービス事業所等が継続してサービスを提供できるよう経費等を支援 ・補助率:介護 基金 10/10、障害 国庫 2/3 ・対象:介護・障害福祉サービス事業所	191,000
介護人材育成事業費	不足する介護人材を確保するため、募集から研修派遣、介護事業所へのマッチングまでを一体的に実施 ・事業参加者数の拡大 (R2→R3:60 人増)	36,000
成年後見推進事業費	・市民後見人等権利擁護人材の育成支援 ・権利擁護ネットワークにおける中核機関等の相談事業等におけるオンライン活用の推進事業費補助	2,700
生活困窮者自立支援事業費	生活困窮者からの相談に応じる自立相談支援員の拡充配置 ・配置先 東伊豆町社会福祉協議会	14,000
住居確保給付金	住居を喪失又は喪失のおそれがある離職者等に家賃相当額を給付	23,300
生活保護運営対策事業費	生活保護業務等の増加に伴う体制拡充 ・事務補助職員の配置(賀茂・東部健康福祉センター)	5,260
保育士等働き方改革推進事業費助成	コロナ禍で働く保育士の不安等を払拭するため、専門家による保育所等の職場環境改善を支援 ・SNS 相談窓口の設置 ・専門家による巡回指導	14,230
子どもの居場所応援事業費助成	ふるさと納税やクラウドファンディングを活用した運営費助成制度を創設 ・補助対象:食材費、会場使用料 等 ・補助上限:100 千円/団体	14,800
障害分野ロボット等導入支援事業費助成	感染拡大防止のため介護ロボットや ICT を導入する障害者支援施設に対し、導入経費を助成 ・補助率 10/10(上限 1,500 千円/施設 ほか)	12,000
障害のある人への心づかい推進事業費	新しい生活様式における合理的配慮を周知 ・動画作成、配信 ・地域活動リーダー育成研修 ・視覚障害者への合理的配慮提供	4,530
新型コロナウイルス感染症対策事業費助成	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備え、入院患者の病床を確保する費用を支援するとともに、対応に必要な機器整備の助成等を行い、医療提供体制を整備	24,283,000
新型コロナウイルス感染症対策事業費	新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、相談体制、検査体制及び軽症者の療養体制等を整備	3,694,000

感染症患者入院医療費負担金	新型コロナウイルス感染症入院患者の医療費の一部を負担	113,000
医療機器産業基盤強化推進事業費助成	命を守る産業へのシフトを図る県内企業を支援 ・補助率 2/3(上限 20,000 千円)	262,500
緊急時医療用ガウン等生産体制構築事業費	緊急時の医療用ガウン供給体制を確立するため、試作やトライアル供給を実施	5,500
先端企業育成プロジェクト推進事業費助成	命を守る産業への参入促進のため、新規採択事業の分野を限定 ・医療・福祉機器分野 ほか	60,000
しずおかジョブステーション運営事業費	失業者の就職支援体制の強化 ・しずおかジョブステーションの就職サポーター等の増員	54,000
中小企業向制度融資促進費助成	新型コロナの影響拡大に伴い、窮境に立つ中小企業の資金繰りを支援 ・経済変動対策貸付(コロナ枠)融資枠 500 億円	16,332,567
BCP 緊急普及促進事業費助成	・BCP 策定 WEB セミナーの開催等 ・全商工会・商工会議所での特別相談会	10,000
津波浸水想定区域現況境界座標データ化事業費	3次元点群データ等を活用して、津波浸水想定区域の現況境界を GIS データ化し、土地情報を整備	20,000
地域公共交通活性化推進事業費助成	公共交通の利便性向上と新型コロナウイルス感染症対策等を支援 ・密を防ぐ運行への支援 ほか	333,600
新時代の学びを支える教育環境充実事業費	学校教育の ICT 化・オンライン化に必要な体制整備 ・GIGA スクールサポーター配置(国庫 1/2) ・オンライン学習用 WEB 会議システム	39,371
静岡県学校情報化推進事業費	教育総合ネットワーク(NES)の保守・運用 ・eラーニングシステム使用料	8,065
教育委員会デジタルオフィス整備事業費	SDO の整備・運用 ・モバイルネットワークの整備・運用	23,571
スクール・サポート・スタッフ配置事業費	教員の負担軽減を図り、児童生徒の学びを保障するため感染症対策の消毒作業等を行うサポートスタッフを配置 ・対象 政令市を除く公立小中学校全校	273,500

高校生就職マッチング対策事業費	新型コロナウイルス感染症の影響により求人数が減少する中で、就職支援を強化し就職未内定者の減少を図る	14,000
スクールバス新型コロナウイルス感染症対策事業費	スクールバスにおける密集・密接を回避するため、スクールバスを増車	406,000
特別支援学校外部専門員活用事業費	求人数の落ち込みに対応するため、就労促進専門員配置体制を強化	19,800
特別支援学校新型コロナ対策業務サポート事業費	消毒作業等、純増する教員等の業務をサポートするスタッフを配置	122,700
全国総合体育大会等派遣運営費助成	県高校・中学総合体育大会の感染症対策に要する経費(衛生用品購入費)を助成	4,000
ネット依存対策推進事業費	臨時休校等により、児童・生徒のメディアに触れる時間が増加していることを踏まえ、依存傾向を自己診断するためのWEBシステムを開発、運用	1,060
新型コロナウイルス感染症緊急対策事業費	衛生資器材の整備 ・マスク、消毒液・除菌脱臭機	26,000
広報力強化事業費	山の洲のブランド化に向けた情報発信 ・山の洲ニュースの配信・動画コンテストの開催	2,500
しずおか元気旅推進事業費	新型コロナウイルス感染症の再拡大により落ち込んだ観光需要の再喚起及び本格回復に向けた観光促進策等の実施	800,000
ふじのくに福産品販路拡大事業費	ふじのくに福産品のオンライン販売導入を支援 ・アドバイザー派遣、導入経費負担、割引キャンペーン、特設ページ開設	40,300
「食の都」づくり推進事業費	「食」を目当てに日常的に観光客が訪れる街づくりの促進 ・2,000 千円×3 コンソーシアム	6,000
脱炭素社会に向けた地域の自立・分散型エネルギーシステム構築事業費助成	次期エネルギー総合戦略に沿った事業者の取組を支援 ・補助率 1/2(上限 10,000 千円)	10,000
中小企業ロボット導入促進事業費	中小製造業における遠隔・非接触・自動化の取組を加速させるためのロボット導入の事前検証に対して助成 ・補助率 1/2(上限 500 千円)	25,000

新たな地域経済圏における販路 開拓事業費	中央日本4県による新たな地域経済圏の形成 ・デジタルを活用した商談会、ECサイト育成 ・富士山しずおかマルシェの開催 ほか	41,000
中小企業IoT活用促進事業費	県内中小企業へのIoT導入を支援 ・IoT推進ラボのランチを東部・西部に整備、技術者向けにIoT大学連携講座を実施	54,200
ふじのくにICT人材育成事業費	ICT人材の確保の推進 ・ICT企業の誘致強化、プロコンコミュニティ支援の実施	40,300
中小企業等危機克服チャレンジ支援 事業費助成	新型コロナウイルス感染症を契機にデジタル化や業態転換等に挑戦する中小企業等を支援 ・補助率 2/3(上限 2,000 千円ほか)	410,000
小規模企業経営力向上支援 事業費助成	デジタル化等新しいビジネスモデルに挑戦する事業者を支援 ・補助率 2/3 ・対象 小規模事業者	226,000
経営革新計画促進事業費助成	デジタル化による新商品等開発や生産性向上等に取り組む中小企業を支援 ・補助率 1/2 以内	114,900
中小企業連携組織対策事業費助成	中小企業者等の組織化推進や組合等の運営指導などの事業に対する助成 R3はデジタル化支援事業(1,000 千円)を実施	1,000
中小企業等専門家派遣事業費	新たな事業展開を支援するため、中小企業に対しデジタル化等の専門家派遣の実施	41,240
レタス産地収穫出荷情報デジタル化 支援事業費	レタスの収穫や出荷量の予測等の産地情報をリアルタイムに共有するシステムの構築	6,000
農を支える元気な担い手支援事業費	首都圏等からの新規就農の促進のため、新規就農者等が就農時に行う中古施設・機械等の再整備の 支援、シニア世代の雇用を行う農業法人等を支援	13,200
スマート畜産支援事業費助成	AI や ICT を活用した省力化機器の導入等を支援	22,000
農水産物販売促進対策事業費	JA静岡経済連が運営するECサイト「しずおか 手しお屋」を活用した販売促進キャンペーンを実施	20,000
小中学校花いっぱい提供事業費	消費回復と花育を目的とした小中学校への花展示 ・小学校 509 校、中学校 293 校	40,000

海外から選ばれる静岡茶確立事業費	米国有力学術機関との連携による静岡茶の輸出拡大 ・海外茶業者の研修受入	7,500
次世代施設園芸デジタル化支援事業費助成	自動化・省力化技術を活用した「スマート農業」の推進を図るため、高度環境制御機器の導入を支援 ・補助率 1/3	46,000
食と農の輪推進事業費	新型コロナウイルスの影響を受けている県内の生産者や事業者を支援するとともに、地域経済の活性化を図るため、県産食材の消費拡大を推進	7,000
ICT 水管理システム活用推進事業費	ICT を活用した水田水管理システムの普及拡大 ・システムのトライアルリース 10 件	1,000
県産材販路拡大事業費	民間の非住宅建築物での県産材利用拡大に向けた普及啓発を図るため、県有施設において木質化のモデルとなる改修を実施	16,500
新たな流通体制の構築による水産物の魅力向上事業費	ICT の活用等により、新たな地域経済圏域の流通を推進し、本県の強みを活かした高鮮度水産物の供給モデルを構築	5,000
水産イノベーション対策支援推進事業費助成	感染防止対策が講じられた地場水産物の販売イベント等の開催経費の一部を補助 ・補助率 2/3(上限 2,000 千円)	10,000
多彩なライフスタイル情報発信強化事業費	県外人材・企業を呼び込むための情報発信・ポータルサイト改修・お試し勤務体験 ほか	18,000
キャッシュレス推進事業費 (指定管理者制度導入施設)	指定管理施設におけるキャッシュレス決済の導入を促進するため、5 施設で先行導入	4,500
スマートワーク推進事業費	・テレワークの推進による多様な働き方の実現・ICT を活用した業務改善・スマートオフィスの整備 ほか	38,600
SDO モバイルネットワーク構築事業費	持ち運び可能なモバイルパソコンを導入 ・閉域SIM導入、ネットワーク更新、無線 LAN 導入 ほか	613,900
ふじのくにデジタルトランスフォーメーション推進事業費	民間や市町と連携し、行政のデジタル化や本県のデジタルトランスフォーメーション化などを実施 ・データ利活用推進、ICT 人材育成 ほか	31,000
ふじのくにに住民かえる事業費	相談窓口の強化や受入態勢の充実により、本県への移住を促進	26,265

	・LINE を活用した情報発信・オンラインを活用した移住相談会 ほか	
県庁発情報提供の多言語化推進事業費	外国人県民の生活に関する情報を発信するポータルサイトを構築	5,800
あざれあ運営・管理費	コロナの影響による相談件数の増加に対応するため、相談体制を拡充 ・ネット相談を継続実施、電話回線2本→3本	4,454
心のUD プラス事業費	心のUD 促進による誹謗中傷・差別の解消 ・出前講座用コンテンツの作成、県民向けの広報	7,000
性暴力被害者支援センター運営事業費	被害者の心身の健康回復及び被害潜在化を防止 ・性暴力被害者からの相談受付体制拡充	1,441
プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費	在宅避難を可能とする耐震補強経費に割増助成 ほか ・補助額(割増額) 150 千円/戸 ・件数 800 件	120,000
ふじのくにライフスタイル創出住宅リフォーム事業費助成	テレワーク等の「新しい生活様式」に対応した改修にかかる経費を助成 ほか ・補助率 1/2(上限 350 千円) ・件数 400 件	211,000
循環型社会形成推進事業費	コロナごみ対策を実施 ・森・川・海の清掃活動に助成・市町、廃棄物処理事業者に研修	6,600
地球温暖化対策推進事業費	グリーン社会の実現に向けた取組を実施 ・地球温暖化対策実行計画の改定・環境ビジネスの普及啓発・法改正に対応した周知	14,126
不法投棄対策事業費	不法投棄防止のための監視を強化 ・1回/月×10 か月	395
循環型社会形成計画策定事業費	循環型社会の形成に向けた調査を実施 ・資源化施設整備の先進事例・施設集約化による有効性	200
競技力向上対策事業費	コロナ禍においても競技団体の強化活動を継続するため、リモート・ICT を活用した強化活動を行う 競技団体を支援	15,000
文化施設における安全安心な鑑賞	・非接触のためのキャッシュレス決済の導入	3,147

機会等の提供事業費	・新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだ来訪者数の回復のための旅行団体向けクーポン券の発行	
観光デジタル化推進事業費	観光デジタルプラットフォームの周知 ・新聞やテレビ等での発信・特集記事作成	30,000
観光地ワーケーション受入促進事業費助成	ワークスペースの整備に対する支援 等 ・補助率 1/2(上限 30,000 千円/市町) ・補助先 市町	320,000
放課後児童支援員等資質向上研修事業費	新型コロナウイルス感染症対策を実施のうえ放課後児童支援員研修を実施 ・大規模会場、回数増	1,974
保育士等キャリアアップ研修事業費	新型コロナウイルス感染症対策を実施のうえ保育士等キャリアアップ研修を実施 ・オンライン研修、eラーニングの導入	16,538
SNS悩み相談窓口事業費	児童虐待、ひとり親支援、自殺予防等について、相談にアクセスしやすい環境を整備するため、「LINE」を活用した相談窓口を設置	61,400
UIJターン地方就職支援事業費	移住施策と連携し移住希望者と本県企業のマッチングを促進 ・オンラインマッチング会開催	10,200
大学生インターンシップ等推進事業費	オンラインによるインターンシップ活動を促進 ・オンラインインターン導入セミナー、オンラインマッチング会	2,154
デジタル化等促進職業訓練事業費	デジタル化等の技術革新に対応するための在職者訓練を実施 ・70 コース、613 人(県立工科短期大学の最新機器を活用した訓練 ほか)	15,400
テレワーク等導入促進事業費	テレワークの導入に課題を抱える企業等による研究会により、県内中小企業のテレワーク導入を促進 ・導入研究会 50 社	5,600
農福連携支援事業費	多様な人材の農業への就業機会を創出するとともに、産地や企業における労働力の需給を支援	3,200
「花の都」新しい生活様式対応需要拡大事業費	新たな生活様式に対応した花き産業の取組(オンライン商談会の開催、オンライン花育等)を支援	10,100

女性が拓く未来の農業推進事業費	・農山漁村の担い手女性を育成 ・農業法人等における女性が働きやすい環境づくり ほか	2,371
住んでよしおおか木の家推進事業費助成	県産材を使用した「新しい生活様式」等に対応する住宅リフォームに対する助成 ・助成棟数(重点分) 住宅リフォーム 280 棟	34,000
港湾維持管理費	ICT 技術を活用した点検を導入し、港湾施設の効率的な維持管理を実施	35,248
クルーズ船寄港誘致等推進事業費	クルーズ船受入における国ガイドラインに準じた感染症対策を実施	1,600
計		53,775,835

< 令和3年度予算(令和3年3月専決処分) >

(単位:千円)

事業名	内 容	歳 出
生活福祉資金貸付推進事業費助成	新型コロナウイルス感染症の影響により休業等により収入が減少した世帯に対する緊急かつ一時的な貸付金の申請期限延長に伴う貸付原資の造成 ・申請期限 R3.3 月末→6 月末 ・助 成 先 静岡県社会福祉協議会	2,200,000
ひとり親家庭対策総合支援事業費	低所得のひとり親世帯に対して生活の支援を行うため、特別給付金を支給 ・対 象 郡部在住のひとり親世帯 ・支給額 児童 1 人当たり 5 万円	130,000
計		2,330,000

< 令和3年度予算(令和3年4月補正) >

(単位:千円)

事業名	内 容	歳 出
地域観光支援事業費	県民を対象に実施している県内観光促進策を拡充	6,984,000

<令和3年度予算(令和3年5月補正)>

事業名	内 容	歳 出
新型コロナウイルス感染症対策 事業費助成	第4波に備えた医療提供体制の整備 ・空床補償の制度拡充・クラスター発生医療機関に対する支援 ・重症患者・回復患者受入医療機関に対する支援 ほか	23,048,800
新型コロナウイルス感染症対策事業費	第4波に備えた医療提供体制の整備 ・自宅療養を行う軽症者に対する支援 ・PCR検査及び変異株への対応の拡充	176,500
高齢者向け優先接種緊急推進 事業費助成	迅速なワクチン接種に向けた体制整備への支援 ・集団接種協力医療機関への協力金 ・広域集団接種会場設置 ほか	908,600
新型コロナウイルス感染拡大防止 協力促進事業費助成	飲食店への営業時間短縮要請に伴う協力金 ・湖西市	159,000
ふじのくに安全・安心認証(飲食店) 制度促進事業費助成	飲食店における感染防止対策を支援 ・対 象:機器等購入費、設備改修費 ・補助率:10/10 ・上限額:10~30 万円	5,542,100
宿泊施設等感染防止対策緊急強化 事業費助成	宿泊施設等における感染防止対策等を支援 ・機器導入 補助率:10/10、上限額:50 万円 ・設備改修 補助率:3/4、上限額:750 万円	3,300,000
計		33,135,000

<令和3年度予算(令和3年6月補正(専決処分))>

(単位:千円)

事業名	内 容	歳 出
生活福祉資金貸付推進事業費助成	新型コロナウイルス感染症の影響による休業等により収入が減少した世帯に対する緊急かつ 一時的な貸付金の申請期限延長に伴う貸付原資の造成 ・申請期限 R3.6 月末→8 月末 ・助 成 先 静岡県社会福祉協議会	1,620,000

新型コロナウイルス生活困窮者自立支援事業費	生活福祉資金の再貸付が終了した世帯等に対し自立支援金を給付 ・申請期限 R3.8月末 ・支給額 最大 30万円	50,000
計		1,670,000

< 令和3年度予算(令和3年6月補正) >

(単位:千円)

事業名	内 容	歳 出
新型コロナウイルスに打ち勝つ 静岡県民支え合い基金積立金	新型コロナウイルス感染症対策の経費に充てるため、県民や企業等からの寄附金を基金へ積み立て	50,000
新型コロナウイルス感染症拡大防止 協力促進事業費助成	県の営業時間短縮要請に応じた沼津市及び下田市内飲食店へ協力金を支給する ・対象期間 7/28～8/10(14日間)	1,341,000
宿泊施設等感染防止対策緊急強化 事業費助成	新たな需要に対応するための取組を行う宿泊施設に対して助成する ・補助率 2/3、1/2・補助上限 6,600千円 ほか	3,556,000
保護施設等の衛生管理体制確保 支援事業費	国のセーフティーネット交付金を活用し、保護施設の施設消毒等を行う市に対して助成する ・補助率 3/4	16,600
生活保護運営対策事業費	国のセーフティーネット交付金を活用し、生活保護決定等の体制の強化を図る市に対して助成する ・補助率 3/4	6,200
生活困窮者自立支援事業費	国のセーフティーネット交付金を活用し、自立相談支援体制の強化を図る市に対して助成する ・補助率 3/4	7,800
新型コロナウイルス感染症対策事業費	第4波に備え、医療提供体制の整備する ・軽症者宿泊療養施設の増設(2施設)・保健所の保健師等の増員 ほか	1,601,000
高齢者向け優先接種緊急推進 事業費助成	ワクチン個別接種の促進のため、医療機関へ接種数に応じた加算金を助成する ほか	487,800

新型コロナウイルスワクチン接種 推進事業費助成	障害者施設等への巡回ワクチン接種を行う医療機関に対して助成する ほか	1,659,900
児童福祉サービス等対応職員慰労金 支給事業費	保育職員に対する慰労金について、支給対象施設を拡大する ・50 千円/人・追加施設 一般認可外保育施設 等	154,000
特別支援学校新型コロナウイルス 感染症対策事業費	R3 開校の特別支援学校の感染症対策に必要な保健衛生用品等を整備する ・対象校 伊豆の国特支 浜松みをつくし特支	6,400
計		8,886,700

< 令和3年度予算(令和3年6月追加補正) >

(単位:千円)

事業名	内 容	歳 出
新型コロナウイルス感染拡大防止 協力促進事業費助成	まん延防止等重点措置区域の指定に伴い、営業時間の短縮要請に応じた飲食店・大規模集客施設等 へ協力金を支給	15,160,000
新型コロナウイルス生活困窮者 自立支援事業費	まん延防止等重点措置区域の指定に伴い、飲食店への時短要請又は外出自粛等の影響により、 売上が減少した中小企業等の事業継続を支援	1,290,000
計		16,450,000

< 令和3年度予算(令和3年8月補正) >

(単位:千円)

事業名	内容	歳出
新型コロナウイルス感染拡大防止協力 促進事業費助成	県の営業時間短縮等要請に応じた飲食店等への協力金 ・まん延防止区域(掛川市ほか) 8/18~8/19(2日間) ・緊急事態宣言区域(全県) 8/20~9/12(24日間)	13,211,000

新型コロナウイルス感染症対策事業費	入院待機ステーション(仮称)の設置、宿泊療養施設の増設 ほか	2,714,000
新型コロナウイルス感染症対策事業費助成	自宅療養者に往診等をする医師への協力金の増額	109,000
生活福祉資金貸付推進事業費助成	新型コロナの影響を受け、失業等により収入が減少した世帯に対する貸付金原資の増額	4,034,000
新型コロナウイルス生活困窮者自立支援事業費	生活福祉資金貸付金の貸付限度額到達等により特例貸付を利用できない世帯に対する給付金原資の増額	8,000
中小企業等応援金事業費助成	緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置の影響により、前年度又は前々年度の同月と比較して一定以上売上が減少した中小企業事業者等に対し、応援金を支給	1,209,000
計		21,285,000

< 令和3年度予算(令和3年9月補正) >

(単位:千円)

事業名	内 容	歳 出
新型コロナウイルス感染拡大防止協力促進事業費助成	新型コロナウイルスの感染拡大による、緊急事態措置の延長に伴い、休業または営業時間の短縮等の要請に応じた飲食店・施設へ協力金を支払う	15,756,000
新型コロナウイルス感染症対策事業費助成	医療提供体制を整備する ・外国人患者受入体制整備助成・入院医療機関等への設備整備助成 ほか	2,102,000
高齢者向け優先接種緊急推進事業費助成	ワクチン集団接種会場の設置・運営経費の増額 ほか	186,650
計		18,044,650

<令和3年度予算(令和3年12月補正)>

(単位:千円)

事業名	内 容	歳 出
私立学校行事キャンセル料支援 事業費助成	学校行事の中止等に伴う保護者負担経費に対して助成する ・補助上限額 12,060 円/人	7,600
社会福祉サービス確保支援 事業費助成	介護・障害福祉サービス事業所等の感染防止対策等に係るかかり増し経費に対して助成する	135,200
新型コロナウイルス感染症対策事業費	3回目のワクチン接種に向けた体制を整備する・副反応コールセンター運営・接種物品確保 ほか	59,000
高齢者向け優先接種緊急推進 事業費助成	個別接種を実施する医療機関に対する支援金について、実績に基づき増額する	1,507,400
新型コロナウイルスワクチン接種 推進事業費助成	3回目のワクチン接種を促進するため、医療機関に対する支援金の支給や広域接種会場の 運営等を行う	5,197,400
県立学校行事キャンセル料支援 事業費助成	学校行事の中止等に伴う保護者負担経費に対して助成する ・補助上限額 12,060 円/人	9,600
高等学校等新型コロナウイルス 感染症対策事業費	感染症対策に必要な保健衛生用品等を整備する ・県立高等学校 90 校・県立高等学校中等部 2 校	23,900
特別支援学校新型コロナウイルス 感染症対策事業費	感染症対策に必要な保健衛生用品等を整備する ・特別支援学校 38 校	13,200
計		6,953,300

<令和3年度予算(令和3年12月追加補正)>

(単位:千円)

事業名	内 容	歳 出
-----	-----	-----

私立幼稚園等教育支援体制整備 事業費助成	私立幼稚園における保健衛生用品等の購入や ICT 環境の整備を支援する	70,000
生活福祉資金貸付推進事業費助成	特例貸付の受付期間延長(11 月末→3 月末)に伴う原資等の増額補正を行う	2,445,200
新型コロナウイルス感染症検査無料化 事業費助成(新規)	ワクチン・検査パッケージ等を受けた検査体制整備や PCR などの検査費用を支援する ・補助率 国 10/10 ほか	8,052,000
新型コロナウイルス感染症対策 事業費助成	PCR 検査機器の導入に係る経費を支援する ・補助率 国 10/10	78,000
中小企業向制度融資促進費助成	新型コロナウイルス感染症対応伴走支援特別貸付の融資限度額を上げる ・4,000 万円→6,000 万円	制度改正
幼稚園等新型コロナ対策体制整備 事業費助成	感染症対策に必要な保健衛生用品等を整備する ・対象 25 市町(176 園)	44,000
幼児教育連携推進事業費	公立幼稚園の ICT 環境整備を支援する ・対象 8 市町(46 園)	24,000
高等学校等新型コロナウイルス感染症 対策事業費	感染症対策に必要な保健衛生用品等を整備する ・県立高等学校 90 校・県立高等学校中等部 2 校	215,000
特別支援学校新型コロナウイルス 感染症対策事業費	感染症対策に必要な保健衛生用品等を整備する ・県立特別支援学校 38 校	119,000
計		11,047,200

< 令和3年度予算(令和4年2月臨時会補正) >

(単位:千円)

事業名	内容	歳出
新型コロナウイルス感染症 対策事業費	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対応するため、宿泊料用施設の増設 ・8か所→9か所(島田市)	235,000

新型コロナウイルス感染症対策 事業費助成	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対応するため、中等症患者の在院日数が県平均以下の場合に協力金を支給 ・中等症Ⅰ7日以内、中等症Ⅱ11日以内・150千円/人 ほか	255,000
新型コロナウイルスワクチン接種 推進事業費助成	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対応するため、大規模接種会場の設置・運営 ・4か所→5か所(松崎町)	55,000
新型コロナウイルス感染拡大防止 協力促進事業費助成	新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりまん延防止等重点措置が適用されることに伴い、飲食店に営業時間の短縮要請等を行うとともに、営業時間の短縮要請に応じた事業者へ協力金を支払う	15,294,000
中小企業等応援金事業費助成	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と教育活動を両立し、県内全域の児童生徒の学びの継続を支援するため、学校現場におけるオンライン学習の実施等に向けた支援体制を構築	407,000
学びを拓げるICT活用事業費	児童生徒の健康観察のとりまとめ作業、教室内の換気や消毒などの感染症対策を行うスクール・サポート・スタッフの配置	5,500
スクール・サポート・スタッフ 配置事業費	児童生徒の健康観察のとりまとめ作業、教室内の換気や消毒などの感染症対策を行うスクール・サポート・スタッフの配置	15,000
私立学校サポートスタッフ配置等事 業費助成	補習授業等を行う学習指導員、感染症対策を行うスクールサポート・スタッフの追加配置	5,500
計		16,272,000

<令和3年度予算(令和4年2月補正)>

(単位:千円)

事業名	内容	歳出
児童福祉サービス等対応職員 慰労金支給事業費	感染防止対策を講じながら保育や養護等の継続に尽力した職員や里親に対する慰労金を支給	96,600
生活福祉資金貸付推進事業費助成	特例貸付の受付期間延長に伴う原資等の増額	383,000
就労継続支援における生産活動 拡大支援事業費助成	新たな生産活動への転換等を支援	12,000

新型コロナウイルス感染症対策 事業費助成	感染患者受入医療機関へ空床補償費用を補助	7,902,200
新型コロナウイルスワクチン接種 推進事業費助成	3回目のワクチン接種に向けた支援	1,287,500
地域観光支援事業費	周遊促進事業(地方版GoToトラベル)の実施	24,286,000
私立学校行事キャンセル料支援 事業費助成	新型コロナウイルス感染症の影響による学校行事等のキャンセル料への支援	14,300
新型コロナウイルスに打ち勝つ 静岡県民支え合い基金積立金	新型コロナウイルス感染症の対策に要する経費に充てるため、基金積立に要する経費を補正	10,000
GIGAスクールサポート充実事業費	臨時交付金を活用し、県立高校の生徒貸出用端末の整備を拡充	560,000
県立学校行事キャンセル料支援 事業費助成	新型コロナウイルス感染症の影響による学校行事等のキャンセル料への支援	17,600
計		34,569,200

< 令和3年度予算(令和4年2月追加補正) >

(単位:千円)

事業名	内容	歳出
新型コロナウイルス感染拡大防止 協力促進事業費助成	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、まん延防止等重点措置が延長されることに伴い、飲食店に営業時間の短縮要請等を行うとともに、営業時間の短縮要請に応じた事業者へ協力金を支払う	8,877,000
中小企業等応援金事業費助成	まん延防止等重点措置の期間延長に伴い、飲食店への時短要請又は外出自粛等の影響により、売上が減少した県内中小企業等の事業継続を支援するため、事業継続応援金を支給	373,000
計		9,250,000

<令和3年度予算(令和4年2月追加補正2)>

(単位:千円)

事業名	内 容	歳 出
新型コロナウイルス感染拡大防止協力促進事業費助成	営業時間の短縮要請に応じた飲食店への協力金の支給	9,767,000
社会福祉サービス確保支援事業費助成	新型コロナウイルスの感染者の施設内療養を実施した介護サービス事業所等に対する支援(まん延防止等重点措置期間)・15万円/人→30万円/人	458,000
学校行事キャンセル料支援事業費助成	修学旅行の中止等に伴うキャンセル料に対する支援	48,000
計		10,273,000

<令和4年度予算(当初予算)>

(単位:千円)

事業名	内 容	歳出
県民広報推進事業費	新型コロナウイルス感染症関連情報を発信する ・テレビ 製作・放送・ラジオ広報 ほか	15,000
多彩なライフスタイル情報発信強化事業費	県外人材・企業を呼び込むために情報を発信する ・サテライトオフィス、ワーケーション・お試し勤務体験 ほか	14,700
ふじのくにデジタルトランスフォーメーション推進事業費	行政のデジタル化を推進するため、オンライン行政手続きの実証及び県有施設のデジタル化(無線LAN 導入)を行う	38,300
SDOモバイルネットワーク構築事業費	モバイルワークを促進するため、県庁舎に無線 LAN を導入する(本館・西館)	199,940
ふじのくに安全・安心認証(飲食店)制度促進事業費	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、飲食店を対象とした第三者認証制度を継続する	159,000
デジタル地震防災センター開設事業費	デジタル技術を導入して、遠隔地からでも防災学習が行えるように「デジタル地震防災センター」を開設する	13,000

キャッシュレス推進事業費 (指定管理者制度導入施設)	指定管理者制度導入施設でのキャッシュレス決済の導入・運用を支援する ・導入経費の負担(3施設) ・決済手数料の負担(7施設)	19,600
次世代県庁構造改革事業費	Web会議用の大型ディスプレイを購入する ・11 台	2,107
県庁スマートワーク推進事業費	県庁における働き方改革を実施する ・テレワーク推進・ICTを活用した業務改善 ほか	26,926
ふじのくにに住みかえる事業費	本県への移住を促進するため、情報発信や相談体制を拡充する ・ポスター等広報ツールの更新、移住相談会の対面実施 ほか	43,276
NPOデジタル化促進事業費	NPO 活動の DX 化により社会貢献活動を促進する ・ICT 研修の実施、NPO法手続きオンライン化支援	1,600
性暴力被害者支援センター運営事業費	性犯罪被害者等の相談体制を強化するため、性暴力被害者支援センターSORA のチャット相談を実施する	1,441
あざれあ運営・管理費	コロナの影響による相談件数の増加に対応するため、相談体制を拡充する ・ネット相談を継続実施・電話回線2本→3本	5,265
プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援 事業費	在宅避難を可能とする耐震補強経費に割増助成する ・補助額(割増額) 150 千円/戸 ・件数 330 件	49,500
環境ビジネス・ESG 金融普及拡大事業費	環境ビジネスの更なる拡大に向け、ビジネスコンテストを開催するほか、先進的な取組事例を発信	9,800
循環型社会形成推進事業費	廃棄物処理に関する実践活動促進のため、プラゴミ清掃活動に対して助成する ・対象 清掃活動団体・補助率 定額 10 万円	5,000
産業廃棄物適正処理推進事業費	不法投棄に関する手続きや事務処理の効率化のため、調査報告書を電子化する	10,000
ふじのくににライフスタイル創出住宅 リフォーム事業費助成	既存住宅におけるテレワークスペース確保のための改修経費に助成する ・補助率 1/2 ・件 数 1,000 件	300,000
競技力向上対策事業費	リモート・ICT を活用した強化活動を行う競技団体に助成する ・補助率 10/10	15,000
「演劇の都」推進事業費	将来の「演劇の都」を担う人材育成を図るため、SPAC内に演劇スクールを設置する	15,000

子どもが文化と出会う機会創出事業費	子どもが多様な文化に出会い体験する機会を拡大するため、演劇の魅力伝える親子講座等を行う	86,800
ふじのくに文化芸術の祭典推進事業費	浙江省友好提携 40 周年記念事業として、現代舞踊交流事業をオンラインで実施	1,000
グランシップデジタル化推進事業費	Web配信やWeb会議環境を確保する	4,620
美術館運営事業費	非接触のため、キャッシュレス決済を導入するほか、オンラインを活用した子ども向け美術講座を行う	8,298
美術館修繕事業費	老朽化した和式トイレの洋式化改修を実施する	1,765
埋蔵文化財センター管理運営費	オンラインを活用した子ども向けの体験講座を行う	404
ふじのくに地球環境史ミュージアム管理運営事業費	非接触のため、キャッシュレス決済を導入する	902
快適な富士山来訪者受入促進事業費	来訪者の安全対策のため、感染症対策を行う ・安全誘導員の配置・パンフレットの作成、啓発 ほか	142,400
富士山世界遺産センター管理運営事業費	非接触のため、キャッシュレス決済を導入する 来訪者数の回復のため、旅行団体向けクーポン券を発行する	588
県立大学衛生環境改善事業費助成	老朽化した和式トイレの洋式化改修を実施する	108,000
私立学校サポートスタッフ配置等事業費助成	補習授業等を行う学習指導員、感染症対策を行うスクール・サポート・スタッフの追加的経費を助成する ・補助率 10/10(国 1/2、県 1/2)	18,480
私立高等学校授業料減免事業費助成	県内私立高校に在籍する生徒にかかる経済的負担の軽減を図る	1,449,500
大学生等学びの継続支援事業費助成	経済的に困窮する県内学生等の学びの継続のため、支援を行う大学等へ経費を助成	1,087,000
観光デジタル化推進事業費	県観光情報アプリを充実させるため、定期的に記事や動画を配信する ・動画 12 本、記事 48 本 ほか	10,000
駿河湾フェリー利活用促進事業費	駿河湾フェリーの運営に対し、コロナの影響への拡充対応分負担金を支出する ・動力費の 1/2 相当 ほか	102,700

宿泊施設感染防止対策強化事業費(新規)	「ふじのくに安全・安心認証制度(宿泊施設)」を継続運用する	49,224
観光地ワーケーション受入促進事業費助成	受入環境の整備支援、相談窓口の設置等に対して助成する ・対 象 市町 ・補助率 1/2	102,000
しずおか元気旅推進事業費	宿泊促進事業、フェリーの周遊促進事業を行う	291,000
中央日本四県観光交流促進事業費	中央日本四県で連携し、それぞれの地域の特色を活かした周遊促進事業を行う	90,000
浙江省誘客強化事業費	魅力情報発信のためオンラインツアー、現地百貨店等へのイベント出展を行う	7,000
空港施設整備事業費	国際線の到着旅客の検査、待機等に必要なスペースや動線を確保するため、間仕切りを設置する	6,500
空港アクセス向上事業費	地域公共交通の維持・確保のため、JR静岡駅、JR島田駅と富士山静岡空港を結ぶアクセスバスを運行する	131,355
空港定期便拡充促進事業費	地方空港の機能維持・確保のため、富士山静岡空港を利用する旅行商品の販売に要する経費を助成する ・補助額 2,500 円/席 ほか	48,000
航空物流推進事業費	地方空港の機能維持・確保のため、富士山静岡空港における航空物流の再開に要する経費を助成 ・補助率 10/10 ・上限額 300 千円	2,100
就航・海外交流促進事業費	路線競争に打ち勝つため、航空会社に対し着陸料等を助成する ・補助率 9/10 ほか	303,182
新型コロナウイルス生活困窮者自立支援事業費	生活福祉資金貸付制度の貸付が終了した世帯等に自立支援金を給付する	40,300
生活困窮者自立支援事業費	生活困窮者からの相談に応じる自立相談支援員を支える相談・助言体制を構築する	3,500
住居確保給付金	住居を喪失した、又は喪失のおそれがある離職者等に家賃相当額を給付する	11,100
生活保護運営対策事業費	生活保護決定等の体制を強化するため、事務処理補助員等を増員する経費を助成する ・補助率 国 3/4 市町 1/4	6,400

保護施設等の衛生管理体制確保 支援事業費	保護施設等の衛生管理体制を確保するため、消毒等かかり増し経費を助成する ・補助率 国 3/4 市町 1/4	14,700
社会福祉サービス確保支援事業費助成	介護・障害福祉サービス事業所等がサービスを継続して提供できるよう、かかり増し経費等を助成 ・補助率 10/10	56,000
社会福祉施設等感染症拡大防止 対策事業費助成	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、多床室の個室化改修や消毒等に必要経費を助成 ・補助率 3/4 ほか	378,000
放課後児童支援員等資質向上研修 事業費	放課後児童支援員等資質向上研修を感染症に配慮した手法により開催する	1,119
SNS悩み相談窓口事業費	児童虐待、ひとり親支援、自殺予防等について、「LINE」を活用した相談窓口を設置する	52,766
保育士等キャリアアップ研修事業費	保育士等キャリアアップ研修を、感染症に配慮した手法により開催する ・オンライン研修、eラーニング	9,237
新型コロナウイルス妊産婦総合対策 事業費助成	不安を抱える妊産婦を支援するため、分娩前のウイルス検査等に対して助成する ・補助額 20 千円	62,000
ふじのくに福産品一人一品運動推進 事業費	福産品の継続的な購入を呼びかける「一人一品運動」を企業向けに展開する	525
ふじのくに福産品販路拡大事業費	新たな生活様式に対応した福産品の販路拡大のため、ポータルサイトの運営等を行う	8,500
障害分野ロボット等導入支援事業費助成	介護ロボット等の導入に対して助成する ・補助率 国 2/3、県 1/3	3,000
就職氷河期世代ひきこもり支援強化 事業費	就職氷河期世代でひきこもりの状態にある人の社会参加に向けた取組を支援するため、市町にアド バイザーを派遣する	13,000
中山間地域医療機関等連携強化 推進事業費	地域医療提供体制を維持するため、オンライン健康医療相談のモデル事業を実施する	3,500
新型コロナウイルス感染症対策事業費	新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、軽症患者の療養体制確保、相談体制等を 整備する	9,497,243

新型コロナウイルス感染症対策衛生 資材整備事業費	医療用資材等の需給逼迫に備え、衛生資材の備蓄及び医療・福祉機関に提供する	401,000
感染症患者入院医療費負担金	新型コロナウイルス感染症入院患者の医療費の一部を負担する	328,000
新型コロナウイルス感染症対策 事業費助成	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備え、入院患者等の病床確保や施設整備等を支援する	52,247,000
新型コロナワクチン接種体制確保 事業費助成	新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、3 回目のワクチン接種を構築する	1,847,200
新型コロナウイルス感染症検査無料化 事業費助成	感染に不安を感じる無症状の県民に対する PCR 等検査無料化に向け支援を行う	4,533,000
感染症対策デジタル化検討事業費	新型コロナウイルス感染症対応業務の調査・分析し、業務フローを明確化し、業務改善を行う	12,000
医療用ガウン生産供給体制維持事業費	医療用ガウンの生産ノウハウの蓄積等により、緊急時における生産供給能力を維持する	5,000
脱炭素社会に向けた地域の自立・分散型 エネルギーシステム構築事業費助成	再エネ等を活用した地域の自立・分散型エネルギーシステムの構築を目指す民間事業者へのハー ド整備助成 ・補助率 1/9(上限 55,000 千円)	55,000
中小企業ロボット導入促進事業費	中小製造業におけるロボット導入の事前検証に対して助成する・補助率 1/2(上限 500 千円)	2,500
ふじのくにICT人材育成事業費	ICT人材の確保を推進する ・ICT 企業の誘致強化・高度人材の育成	45,800
「30歳になったら静岡県！」応援事業費	移住施策と連携し移住希望者と本県企業のマッチングを促進する ・オンラインマッチング会等開催	10,200
地域企業人材確保事業費	オンラインによるインターンシップ活動を促進する ・オンラインインターン導入セミナー、オンラインマッチング会	2,960
デジタル化等促進職業訓練事業費	デジタル化等の技術革新に対応するための在職者訓練を実施する ・80 コース、715 人(県立工科短期大学校の最新機器を活用した訓練 ほかに)	31,100

多様な働き方導入推進事業費	県内における「新しい働き方の導入を支援する ・人材育成講座 2コース、セミナー 6回、民間企業に対するアドバイザー派遣	22,500
しずおかジョブステーション運営事業費	しずおかジョブステーションの就職氷河期世代相談体制を継続確保する ・就職サポーター 3人	13,000
障害者職域拡大事業費	障害者の職域拡大と新たな働き方支援により、障害者雇用を推進する ・職域拡大コーディネーター 3人 ほか	15,100
中小企業向制度融資促進費助成	新型コロナの影響に伴い、窮境に立つ中小企業の資金繰りを支援する	12,427,914
BCP緊急普及促進事業費助成	県のBCPモデルプランを改訂・活用し、リスクファイナンスや感染症に対応したBCP導入を促進	9,400
中小企業デジタル化・業態転換等促進事業費助成	新型コロナウイルス感染症を契機にデジタル化や業態転換等に挑戦する中小企業等を支援する ・補助率 2/3(上限 2,000千円ほか)	200,000
小規模企業経営力向上支援事業費助成	デジタル化等新しいビジネスモデルに挑戦する事業者を支援する ・補助率 2/3 ・対象 小規模事業者	349,000
経営革新計画促進事業費助成	デジタル化による新商品等開発や生産性向上等に取り組む中小企業を支援する ・補助率 1/2 以内	145,500
中小企業連携組織対策事業費助成	中小企業者等の組織化推進や組合等の運営指導などの事業に助成する	2,105
中小企業等専門家派遣事業費	新たな事業展開を支援するため、中小企業に対しデジタル化等の専門家を派遣する	22,250
農を支える元気な担い手支援事業費	シニア世代等新規就農希望者の受け皿作りを推進する	27,000
ふじのくに農のある暮らし創造事業費	コロナ禍により増加している移住希望者等が、小規模農業生産等を行える仕組みを構築するため、地域受入研修、相談窓口の設置を行う	7,500
女性が拓く未来の農業推進事業費	農山漁村における男女共同参画を推進するため、農山漁村で活躍する女性の認証と、それを活用した情報発信等を行う	3,371

GAP推進事業費	農業者の事業継続支援のため、新たな販路拡大等に結びつく農林水産認証制度を創設する	4,000
農福連携支援事業費	多様な人材の農業への就業機会を創出するため、事例集を作成し普及啓発を行う	1,000
海外から選ばれる静岡茶確立事業費	海外の茶販売業者等を受け入れて、静岡茶の輸出を拡大する	4,500
次世代施設園芸デジタル化支援事業費助成	施設管理を自動化・省力化する複合環境制御装置の導入に対して助成する ・対象 農業者・補助率 1/3	18,000
農業振興総合推進費	施設管理を自動化・省力化する複合環境制御装置に関する基本的技術の習得勉強会を行う	3,000
食と農の輪推進事業費	新型コロナウイルスの影響を受けている県内の生産者や事業者を支援するとともに、地域経済の活性化を図るため、県産食材の消費拡大を推進する	3,800
ICT水管理システム活用推進事業費	ICTを活用した水管理省力化のための水田水管理のシステムを普及する	1,000
住んでよししずおか木の家推進事業費助成	県産材を使用した住宅を取得した施主に助成する ・補助額 15 千円/㎡ほか	235,200
森林認証材販路拡大事業費 (オリンピック・パラリンピック選手村 ビレッジプラザ整備協力)	選手村ビレッジプラザに提供した県産森林認証材をレガシーとして利用する	9,000
森林認証材供給基盤整備事業費助成	森林認証材等の需要増に対応する供給基盤整備に助成する ・対象 林業経営体 ほか ・補助額 25 千円/m ほか	200,000
未利用木材活用トライアル事業費助成	未利用木材を木質バイオマスに活用する先駆的な林業経営体に助成する ・補助率 1/2	5,000
県産材販路拡大事業費	県産材の需要拡大を図るため、最適なビジネスパートナーとのマッチングや、それに伴う新商品の開発、販売等に要する経費を助成する ・補助率 1/2 ほか	12,300
水産イノベーション推進事業費助成	地場水産物販売イベント等の感染防止対策経費及び新規イベントの開催経費を助成する ・補助率 2/3 ・上限 2,000 千円	10,000

バス運行対策費助成	バス事業者が運行する不採算路線のうち複数市町にまたがる路線の運行維持に助成する ・補助率 国 1/2 県 1/2	452,500
市町自主運行バス事業費助成	鉄道空白地域を運行する市町自主運行バスに助成する ・補助率 1/2 ほか	364,000
静岡県バス路線維持費助成	過疎地域を運行する不採算路線を支援する市町に助成する ・補助率 1/2	7,000
地域公共交通等活性化推進事業費助成	バスやタクシーなどの地域公共交通機関の運行経費を助成する ・補助率 1/3 ほか ・対象増便分の運行経費、維持管理費	396,000
鉄道交通対策事業費助成	地域鉄道事業者の安全対策に係る設備修繕等に助成する ・補助率 1/3	195,200
鉄道施設緊急耐震対策事業費助成	地域鉄道事業者の耐震対策工事に助成する ・補助率 国 1/3 県 1/3 事業者 1/3	28,500
港湾維持管理費	ICT技術を活用した点検を導入し、港湾施設の効率的な維持管理を実施	25,807
クルーズ船寄港誘致等推進事業費	クルーズ船受入における国ガイドラインに準じた感染症対策を実施	1,400
スクールDX推進事業費	授業や校務におけるICTの活用を推進するため、ICT支援の派遣を行う	10,000
スクール・サポート・スタッフ配置事業費	感染症対策の消毒作業等を行うサポートスタッフを公立小中学校に配置する ・476校、週10h	267,300
スクールバス新型コロナウイルス感染症対策事業費	密集、密接回避のため、特別支援学校のスクールバスを増車する ・43台	338,000
きめ細かな生徒支援充実事業費	介助が必要な生徒が県立高校へ進学できるよう介助員の配置等を行う ・3人工	16,700
産業教育設備費	プログラミング学習用のパソコン等を整備する ・2校	24,000
特別支援学校外部専門員活用事業費	求人数の落ち込みに対応するため、就労促進専門員配置体制を強化する	20,000

特別支援学校新型コロナ対策業務サポート事業費	感染症対策の消毒作業等を行うサポートスタッフを特別支援学校に配置する ・29 教場(76 人)、週 25h	121,100
全国総合体育大会等派遣運営費助成	県高校総体等の運営にかかるコロナ対策経費を助成する ・補助率 10/10	14,700
ネット依存対策推進事業費	臨時休校等により、児童・生徒のメディアに触れる時間が増加していることを踏まえ、依存傾向を自己診断するための Web システムを開発、運用する	1,073
県立中央図書館資料充実費	新館開館も見据えた県立中央図書館のデジタル化を推進するため、電子書籍を購入する	6,000
警察電算運営管理事業費	Web会議の導入等新しい働き方に対応するため、パソコンを整備する・新規 1,566 台、更新 22 台	15,525
警察IT化推進事業費	Web会議の導入等新しい働き方に対応するため、パソコンを整備する ・更新 1,000 台	29,039
警察スマートワーク推進事業費	Web会議の導入等新しい働き方に対応するため、パソコンを整備する ・新規 19 台	4,152
警察広報センター改修事業費	遠方の学校等でも警察官との対話ができるようにするため、オンライン配信環境を整備する	3,855
交通安全対策器材充実事業費	Web会議の導入等新しい働き方に対応するため、パソコンを整備する ・更新 962 台	26,626
計		90,798,860

< 令和4年度予算(当初補正予算) >

(単位:千円)

事業名	内 容	歳 出
生活福祉金貸付推進事業費助成	生活福祉資金の申請期限延長に伴う貸付原資の造成 ・申請期限 R4.3 月末→6 月末・助 成 先 (福)静岡県社会福祉協議会	853,000

< 令和4年度予算(令和4年5月補正) >

(単位:千円)

事業名	内 容	歳 出
-----	-----	-----

新型コロナウイルス感染症対策事業費	医療提供体制等の整備 ・高齢者施設の職員等を対象とした抗体検査・施設・自宅療養者向けの24時間電話相談窓口 ・保健所体制強化(入力業務の外部委託化)ほか	963,000
新型コロナウイルス感染症対策事業費助成	濃厚接触者となった医療従事者の早期職場復帰支援 ・対 象 PCR検査費用等 ・上限額 2,000円/回	8,000
新型コロナワクチン接種体制確保事業費助成	新型コロナワクチンの接種体制確保 ・高齢者等の4回目接種体制の整備(大規模接種会場の設置、個別接種協力金) ・小児接種を行う医療機関の支援	1,247,000
計		2,218,000

<令和4年度予算(令和4年6月補正)>

(単位:千円)

事業名	内 容	歳 出
新型コロナウイルス感染症対策事業費	自宅療養者増加に伴う療養体制の整備 ・健康観察の体制強化、SMS一斉メール配信システム整備 ほか	849,000
新型コロナウイルス感染症対策事業費助成	自宅療養者増加に伴う療養体制の整備 ・医療機関への診療等協力金の増額、医療費公費負担の増額	899,000
警察施設新型コロナウイルス感染症防止対策事業費	留置施設に新規入場する被留置者に対して抗原定性検査実施 ・抗原検査キット 2,293回	2,800
計		1,750,800

<令和4年度予算(令和4年9月補正)>

(単位:千円)

事業名	内 容	歳 出
-----	-----	-----

新型コロナワクチン接種体制確保 事業費助成	オミクロン株に対応したワクチン接種を推進するための体制整備	3,444,000
インフルエンザ予防接種促進事業費 助成(新規)	コロナ同時流行時の医療提供体制確保のための予防接種費用を助成 ・対象 生後6か月から3歳未満・補助額 2千円/回	177,000
計		3,621,000

<令和4年度予算(令和4年12月補正)>

(単位:千円)

事業名	内 容	歳 出
私立幼稚園等教育支援体制整備 事業費助成	私立幼稚園等の保健衛生用品、ICT環境整備を支援 ・保健衛生(マスク・消毒液等) ICT環境(園務改善システム、通信環境) ・補助率 10/10(保健衛生)、3/4(ICT)	77,000
幼児教育連携推進事業費	公立幼稚園のICT環境整備を支援 ・87園	21,000
幼稚園等新型コロナ対策体制整備 事業費助成	公立幼稚園の保健衛生用品整備を支援・128園	16,000
高等学校等新型コロナウイルス感染症 対策事業費	県立高校等で保健衛生用品を整備・高校 90校、中等部 2校	274,000
特別支援学校新型コロナウイルス感染症 対策事業費	県立特支で保健衛生用品を整備 ・38校	155,000
計		543,000

<令和4年度予算(令和5年2月補正)>

(単位:千円)

事業名	内 容	歳 出
社会福祉サービス確保支援 事業費助成	感染者が発生した介護・障害福祉サービス事業所等が必要なサービスを継続して提供できるよう、 通常のサービスでは想定されないかかり増し経費等に対して支援	2,593,438
新型コロナウイルス感染症対策衛生 資材整備事業費	国から配布された検査キットの実数量(60万→370万セット)を踏まえた配送料及び保管料等の増	172,120
感染症患者入院医療費負担金	新型コロナウイルス感染症により入院した医療費の自己負担分を助成	734,000
新型コロナウイルス感染症対策 事業費助成	感染症状況を踏まえた重点医療機関等の確保病床数の増	3,604,000
新型コロナウイルス感染症検査 無料化事業費助成	患者数の増加傾向を踏まえた年間見込件数の増加	5,000
計		7,108,558

<令和5年度予算(当初予算)>

(単位:千円)

事業名	内 容	歳 出
新型コロナウイルス感染症対策事業費	軽症者等を受け入れる宿泊料用施設の借上げや相談センターの運営 ほか	8,403,000
新型コロナウイルス感染症対策 事業費助成	医療機関が確保した病床に係る空床補償や重症患者を受け入れる医療機関等の設備整備を支援 ・対象設備:CT撮影装置 ほか	46,496,000
新型コロナワクチン接種体制確保 事業費助成	ワクチンの接種回数等に応じた加算金を支給 ほか	4,081,000
新型コロナウイルス感染症検査無料化 事業費助成	感染拡大傾向時の無症状者の検査を無料化	861,000

感染症患者入院医療費負担金	入院の勧告や入院の措置を実施した場合、本人負担分の医療費を負担	932,800
中山間地域医療機関等連携強化推進事業費	地域医療提供体制を維持するため、オンライン健康医療相談のモデル事業を実施する	3,500
新型コロナウイルス感染症対策衛生資材整備事業費	衛生資材が緊急に必要となった医療機関や社会福祉施設等に対し、県が備蓄するマスク等を配布	256,000
社会福祉施設等感染症拡大防止対策事業費助成	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、多床室の個室化改修や消毒等に必要な経費を助成	540,000
生活困窮者自立支援事業費	生活困窮者からの相談に応じる自立相談支援員を支える相談・助言体制を構築する	11,462
住居確保給付金	住居を喪失した、又は喪失のおそれがある離職者等に家賃相当額を給付する	7,500
社会福祉サービス確保支援事業費助成	介護・障害福祉サービス事業所等がサービスを継続して提供できるよう、かかり増し経費等を助成	636,000
保護施設等の衛生管理体制確保支援事業費	保護施設等の衛生管理体制を確保するため、消毒等かかり増し経費を助成する	16,125
生活保護運営対策事業費	生活保護決定等の体制を強化するため、事務処理補助員等を増員する経費を助成する	6,450
新型コロナウイルス妊産婦総合対策事業費	不安を抱える妊産婦を支援するため、分娩前のウイルス検査等に対して助成する	33,300
生活福祉資金貸付推進事業費助成	生活福祉資金の貸付事業の事務執行に必要な事務費等を助成する	32,222
SNS悩み相談窓口事業費	児童虐待、ひとり親支援、自殺予防等について、「LINE」を活用した相談窓口を設置する	70,940
子どもの居場所応援事業費助成	寄附金を活用して、子どもの居場所づくりに取り組む団体に対して支援する	21,086
計		62,408,385